

平成 19 年度

成城大学自己点検評価報告書

## 目次

序章	i
第1章 大学の理念・目的および学部ならびに大学院研究科等の使命・目的・教育目標	1
(1) 大学全体	3
(理念・目的等)	3
(2) 経済学部	9
(理念・目標等)	9
(3) 文芸学部	11
(理念・目標等)	11
(4) 法学部	15
(理念・目標等)	15
(5) 社会イノベーション学部	17
(理念・目標等)	17
(6) 共通教育研究センター	21
(理念・目標等)	21
(7) 経済学研究科	23
(8) 文学研究科	25
(9) 法学研究科	29
第2章 教育研究組織	31
(教育研究組織)	33
(1) 大学全体	33
(2) 学部等	34
(3) 大学院研究科	36
(4) 民俗学研究所	38
(5) 経済研究所	39
(6) メディアネットワークセンター	40
第3章 学士課程の教育内容・方法等	43
1. 学士課程の教育内容・方法等	45
(1) 全学共通事項	45
① 教育課程等	45
(生涯学習への対応)	45
② 教育方法等	46
(教育効果の測定)	46
(厳格な成績評価の仕組み)	48

(履修指導) .....	49
(教育改善への組織的な取り組み) .....	50
(授業形態と授業方法の関係) .....	51
(2) 共通教育研究センター .....	52
① 教育課程等 .....	52
(学部・学科等の教育課程) .....	53
(カリキュラムにおける高・大の接続) .....	58
(インターンシップ・ボランティア) .....	58
(履修科目の区分) .....	59
(授業形態と単位の関係) .....	60
(開設授業科目における専・兼比率等) .....	61
② 教育方法等 .....	62
(教育効果の測定) .....	62
(履修指導) .....	63
(教育改善への組織的な取り組み) .....	64
(授業形態と授業方法の関係) .....	65
(3) 経済学部 .....	67
① 教育課程等 .....	67
(学部・学科等の教育課程) .....	67
(カリキュラムにおける高・大の接続) .....	74
(履修科目の区分) .....	75
(授業形態と単位の関係) .....	76
(単位互換、単位認定等) .....	77
(開設授業科目における専・兼比率等) .....	78
(生涯学習への対応) .....	79
② 教育方法等 .....	80
(教育効果の測定) .....	80
(厳格な成績評価の仕組み) .....	81
(履修指導) .....	82
(教育改善への組織的な取り組み) .....	83
(授業形態と授業方法の関係) .....	85
(4) 文芸学部 .....	87
① 教育課程等 .....	87
(学部・学科等の教育課程) .....	87
(カリキュラムにおける高・大の接続) .....	92
(履修科目の区分) .....	93
(授業形態と単位の関係) .....	94
(単位互換、単位認定等) .....	96
(開設授業科目における専・兼比率等) .....	96

(生涯学習への対応) .....	98
② 教育方法等 .....	98
(教育効果の測定) .....	98
(厳格な成績評価の仕組み) .....	99
(履修指導) .....	100
(教育改善への組織的な取り組み) .....	101
(授業形態と授業方法の関係) .....	102
(5) 法学部 .....	105
① 教育課程等 .....	105
(学部・学科等の教育課程) .....	105
(カリキュラムにおける高・大の接続) .....	108
(履修科目の区分) .....	109
(授業形態と単位の関係) .....	110
(単位互換、単位認定等) .....	111
(開設授業科目における専・兼比率等) .....	111
(生涯学習への対応) .....	112
② 教育方法等 .....	112
(教育効果の測定) .....	113
(厳格な成績評価の仕組み) .....	114
(履修指導) .....	114
(教育改善への組織的な取り組み) .....	115
(授業形態と授業方法の関係) .....	116
<b>2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等 .....</b>	<b>117</b>
(1) 経済学研究科 .....	119
① 教育課程等 .....	119
(大学院研究科の教育課程) .....	119
(授業形態と単位の関係) .....	122
(単位互換、単位認定等) .....	123
(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮) .....	123
(研究指導等) .....	124
② 教育方法等 .....	125
(教育効果の測定) .....	125
(成績評価法) .....	125
(教育・研究指導の改善) .....	126
③ 学位授与・課程修了の認定 .....	127
(学位授与) .....	127
(課程修了の認定) .....	130
(2) 文学研究科 .....	131

① 教育課程等	131
(大学院研究科の教育課程)	131
(授業形態と単位の関係)	133
(単位互換、単位認定等)	134
(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)	134
(研究指導等)	135
② 教育方法等	135
(教育効果の測定)	136
(成績評価法)	136
(教育・研究指導の改善)	136
③ 学位授与・課程修了の認定	137
(学位授与)	137
(課程修了の認定)	138
(3) 法学研究科	139
① 教育課程等	139
(大学院研究科の教育課程)	139
(授業形態と単位の関係)	141
(単位互換、単位認定等)	142
(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)	142
(研究指導等)	143
② 教育方法等	144
(教育効果の測定)	144
(教育・研究指導の改善)	144
(成績評価法)	145
③ 学位授与・課程修了の認定	146
(学位授与)	147
(課程修了の認定)	148
3. 国内外における教育・研究交流	149
第4章 学生の受け入れ	157
(1) 大学全体	159
(学生募集方法、入学者選抜方法)	159
(入学者選抜の仕組み)	160
(入学者選抜方法の検証)	161
(アドミッションズ・オフィス入試)	162
(入学者選抜における高・大の連携)	162
(定員管理)	165
(編入学者、退学者)	165
(2) 経済学部	167

(学生募集方法、入学者選抜方法)	167
(入学者受け入れ方針等)	168
(入学者選抜の仕組み)	169
(科目等履修生、聴講生等)	170
(外国人留学生の受け入れ)	170
(定員管理)	171
(3) 文芸学部	173
(学生募集方法、入学者選抜方法)	173
(入学者受け入れ方針等)	174
(入学者選抜の仕組み)	175
(「飛び入学」)	176
(科目等履修生・聴講生等)	176
(外国人留学生の受け入れ)	178
(定員管理)	178
(4) 法学部	181
(学生募集方法、入学者選抜方法)	181
(入学者受け入れ方針等)	182
(入学者選抜の仕組み)	182
(アドミッションズ・オフィス入試)	183
(科目等履修生・聴講生等)	184
(定員管理)	185
(5) 社会イノベーション学部	187
(学生募集方法、入学者選抜方法)	187
(入学者受け入れ方針等)	188
(アドミッションズ・オフィス入試)	190
(定員管理)	191
(6) 経済学研究科	193
(学生募集方法、入学者選抜方法)	193
(学内推薦制度)	194
(門戸開放)	195
(飛び入学)	196
(社会人の受け入れ)	196
(科目等履修生、研究生等)	197
(外国人留学生の受け入れ)	197
(定員管理)	198
(7) 文学研究科	201
(学生募集方法、入学者選抜方法)	201
(学内推薦制度)	202
(門戸開放)	202

(社会人の受け入れ) .....	203
(科目等履修生、研究生等) .....	203
(外国人留学生の受け入れ) .....	204
(定員管理) .....	204
(8) 法学研究科 .....	205
(学生募集方法、入学者選抜方法) .....	205
(学内推薦制度) .....	205
(門戸開放) .....	206
(飛び入学) .....	206
(社会人の受入れ) .....	207
(科目等履修生、研究生等) .....	207
(外国人留学生の受け入れ) .....	208
(定員管理) .....	209
<b>第5章 教員組織 .....</b>	<b>211</b>
(1) 大学全体 .....	213
(教員組織) .....	213
(教育研究支援職員) .....	213
(学校教育法第58条の改正に伴う新たな教員組織の整備) .....	215
(2) 経済学部 .....	217
(教員組織) .....	217
(教育研究支援職員) .....	220
(教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続) .....	221
(教育研究活動の評価) .....	222
(3) 文芸学部 .....	223
(教員組織) .....	223
(教育研究支援職員) .....	225
(教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続) .....	226
(教育研究活動の評価) .....	227
(4) 法学部 .....	229
(教員組織) .....	229
(教育研究支援職員) .....	230
(教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続) .....	231
(教育研究活動の評価) .....	232
(5) 社会イノベーション学部 .....	233
(教員組織) .....	233
(教育研究支援職員) .....	235
(教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続) .....	236
(教育研究活動の評価) .....	236

(6) 共通教育研究センター .....	237
(教員組織) .....	237
(教育研究支援職員) .....	238
(教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続) .....	240
(教育研究活動の評価) .....	240
(7) 経済学研究科 .....	243
(教員組織) .....	243
(研究支援職員) .....	245
(教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続) .....	245
(教育・研究活動の評価) .....	246
(大学院と他の教育研究組織・機関等との関係) .....	246
(8) 文学研究科 .....	249
(教員組織) .....	249
(研究支援職員) .....	250
(教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続) .....	250
(教育・研究活動の評価) .....	250
(大学院と他の教育研究組織・機関等との関係) .....	251
(9) 法学研究科 .....	253
(教員組織) .....	253
(研究支援職員) .....	254
(教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続) .....	254
(教育・研究活動の評価) .....	255
(大学院と他の教育研究組織・機関等との関係) .....	255
<b>第6章 研究活動と研究環境 .....</b>	<b>257</b>
(1) 大学全体 .....	259
① 研究活動 .....	259
② 研究環境 .....	259
(経常的な研究条件の整備) .....	259
(競争的な研究環境創出のための措置) .....	260
(研究上の成果の公表、発信・受信等) .....	261
(2) 経済学部 .....	263
① 研究活動 .....	263
(研究活動) .....	263
(教育研究組織単位間の研究上の連携) .....	263
② 研究環境 .....	263
(経常的な研究条件の整備) .....	264
(研究上の成果の公表、発信・受信等) .....	265
(3) 文芸学部 .....	267



① 研究活動.....	267
(研究活動) .....	267
(教育研究組織単位間の研究上の連携) .....	267
② 研究環境.....	267
(経常的な研究条件の整備) .....	268
(研究上の成果の公表、発信・受信等) .....	269
(4) 法学部.....	271
① 研究活動.....	271
(研究活動) .....	271
② 研究環境.....	272
(経常的な研究条件の整備) .....	272
(研究上の成果の公表、発信・受信等) .....	273
(5) 経済学研究科.....	275
① 研究活動.....	275
(研究活動) .....	275
(教育研究組織単位間の研究上の連携) .....	275
② 研究環境.....	275
(経常的な研究条件の整備) .....	275
(研究上の成果の公表、発信・受信等) .....	276
(6) 文学研究科.....	277
① 研究活動.....	277
(研究活動) .....	277
(教育研究組織単位間の研究上の連携) .....	277
② 研究環境.....	277
(経常的な研究条件の整備) .....	278
(研究上の成果の公表、発信・受信等) .....	278
(7) 法学研究科.....	281
① 研究活動.....	281
(研究活動) .....	281
② 研究環境.....	281
(経常的な研究条件の整備) .....	281
(研究上の成果の公表、発信、受信等) .....	282
(8) 民俗学研究所.....	283
① 研究活動.....	283
(研究活動) .....	283
(教育研究組織単位間の研究上の連携) .....	284
(9) 経済研究所.....	287
① 研究活動.....	287
(研究活動) .....	287

(教育研究組織単位間の研究上の連携) .....	291
<b>第7章 施設・設備等 .....</b>	<b>293</b>
1. 大学の施設・設備等 .....	<b>295</b>
(1) 大学全体 .....	295
(施設・設備等の整備) .....	296
(キャンパス・アメニティ等) .....	307
(利用上の配慮) .....	309
(組織・管理体制) .....	310
(2) 経済学部 .....	313
(施設・設備等の整備) .....	313
(3) 文芸学部 .....	315
(施設・設備等の整備) .....	315
(4) 法学部 .....	317
(施設・設備等の整備) .....	317
(5) 社会イノベーション学部 .....	319
(施設・設備等の整備) .....	319
2. 大学院の施設・設備等 .....	<b>321</b>
(1) 大学院全体 .....	323
① 施設・設備 .....	323
(施設・設備等) .....	323
(維持・管理体制) .....	323
② 情報インフラ .....	324
(2) 経済学研究科 .....	325
① 施設・設備 .....	325
(施設・設備等) .....	325
② 情報インフラ .....	326
(3) 文学研究科 .....	327
① 施設・設備 .....	327
(施設・設備等) .....	327
② 情報インフラ .....	328
(4) 法学研究科 .....	329
① 施設・設備等 .....	329
(施設・設備等) .....	329
② 情報インフラ .....	330
<b>第8章 図書館および図書・電子媒体等 .....</b>	<b>331</b>
(図書、図書館の整備) .....	335
(学術情報へのアクセス) .....	348

<b>第9章 社会貢献</b> .....	<b>351</b>
(社会への貢献) .....	353
(企業等との連携) .....	359
<b>第10章 学生生活</b> .....	<b>361</b>
(1) 大学生の学生生活 .....	363
(学生への経済的支援) .....	363
(生活相談等) .....	367
(就職指導) .....	376
(課外活動) .....	384
(2) 大学院学生の学生生活への配慮 .....	391
(学生への経済的支援) .....	391
(生活相談等) .....	393
(就職指導) .....	393
(学生の研究活動への支援) .....	395
<b>第11章 管理運営</b> .....	<b>397</b>
(1) 大学の管理運営 .....	399
(教授会) .....	399
(学長、学部長の権限と選任手続) .....	401
(意思決定) .....	404
(評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関) .....	405
(教学組織と学校法人理事会との関係) .....	405
(2) 大学院の管理運営 .....	406
(大学院の管理運営体制) .....	406
<b>第12章 財務</b> .....	<b>411</b>
(教育研究と財政) .....	414
(外部資金等) .....	419
(予算の配分と執行) .....	421
(財務監査) .....	422
(私立大学財政の財務比率) .....	424
<b>第13章 事務組織</b> .....	<b>431</b>
(事務組織と教学組織との関係) .....	433
(事務組織の役割) .....	436
(事務組織の機能強化のための取り組み) .....	440
(事務組織と学校法人理事会との関係) .....	441
<b>第14章 自己点検・評価</b> .....	<b>443</b>
(自己点検・評価) .....	445
(自己点検・評価と改善・改革システムの連結) .....	445

(自己点検・評価に対する学外者による検証) .....	445
(大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応) .....	449
<b>第15章 情報公開・説明責任 .....</b>	<b>459</b>
(財政公開) .....	461
(情報公開請求への対応) .....	461
(自己点検・評価) .....	462
<b>終章 .....</b>	<b>i</b>
【現状と評価】 .....	i
【将来の展望】 .....	vi



## 序 章

### 1) 本学における自己点検評価のこれまでの経緯

成城大学における自己点検・評価の活動は、1987年(昭和62年)5月、学長の諮問によって成城大学自己評価委員会が設置されたことに始まった。すなわち、本学はかなり早くから自己点検・評価に取り組んできたといえる。これは、成城大学が、澤柳政太郎以来の創業の理念を受け継ぎ、常に自ら現状を問い直そうとしてきた証左であろう。その成果は「成城大学自己評価委員会報告」として、翌年3月31日に学長に提出されている。

この先駆的活動は、1986年(昭和61年)に、大学基準協会が「本協会のあり方検討委員会」を発足させ、大学基準協会の今後の活動のあり方、および高等教育制度と大学評価の問題について本格的検討を開始したことをうけたものである。同報告書ではいくつかの改善案とともに、今後3年に1回は点検評価を行い、「前回の改善目標が達成されたかどうかを検討するとともに、さらにあらたな評価と改善目標の設定が行われるべきである」との提言がなされた。これは今日でいえば、「計画→実行→点検→見直し」を繰り返すPDCAサイクルの提唱であった。

その後、1991年(平成3年)に改定された大学設置基準に、「大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的および社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行うことに努めなければならない」(第1章総則の第二条(自己評価等))と定められたことをうけ、本学も、その旨「成城大学学則」第2条に定め、大学の基本方針として、自己点検・評価に取り組むことになったのである。

これを具体化するものとして、各学部・各部局の現状データ、教員の研究業績・教育業績等を収録した『成城大学年報1993年度』が、1994年(平成6年)3月刊行された。これは成城大学としては、上記1988年(昭和63年)報告書につづく2回目の報告書であるという意味をもつものである。

1996年(平成8年)度に入ってから、「成城大学自己点検評価規程」および「成城大学自己点検評価委員会規程」が正式に制定され(1997年(平成9年)3月25日)、成城大学自己点検評価委員会が設置された。これをうけて各学部、各研究科、各部局においても自己点検評価委員会が設けられ、自己点検評価の活動が本格化し、本学にとっては第3回目の自己点検報告書ともいえるべき、『成城大学の現状と課題—成城大学自己点検評価書—』が1998年(平成10年)に作成された。同報告書は、翌年3月18日付けで大学基準協会から相互評価の認定をうけた。

本学は、この認定に付された助言・勧告等に対する『改善報告書』を2002年(平成14年)に同協会に提出し、2003年(平成15年)に同協会から、「勧告・助言を前向きに受け止め、積極的かつ計画的に改善しようとする姿勢が明確に看取され、指摘された問題点の是正や改善が認められる」との評価を得た。

しかし、本学はこれに甘んぜず、更なる改善を目指し、老朽化施設の更新や教養教育のあり方などについて真剣に検討した結果、2004年(平成16年)、「成城大学イノベーション・プロジェクト」を計画し、2005年(平成17年)以降実行してきた(本章第1章に概要が述べられている)。なお、本プロジェクトは学園全体の計画である「成城イノベーションプログラム」の中核をなす、大学の実

施計画である。

## 2) 自己点検評価報告書の第三者評価の意義

今回の自己点検・評価作業は本学にとって4回目に当たり、また同時に大学基準協会への2回目の大学評価申請のためのものである。同協会への1回目の申請時に提出された前掲の『成城大学の現状と課題－成城大学自己点検評価書－』には次のような認識が示されていた。

「高等教育の普及、学術研究の進展、社会・経済の進展など成城大学を取りまく外部環境は大きく変化し、また大学の内部においても、これまでの成城大学を支えてきた様々な制度や施設に疲労の症状が浮かんできている。こうした内外の環境変化に対応し、成城大学のいっそうの発展を期すためには、厳しい自己点検・評価と大胆な大学改革が緊急の課題となってきたのである。」

このような認識は、上記「成城大学イノベーション・プロジェクト」の成果(制度や施設の改良)が一部みられるものの、現在においても、基本的には該当する。殊に経済グローバル化の影響により外部環境の変化の速さはその度を強めており、対応が適切かつ迅速に行えるか否かは本学の存亡に関わる。適切な対応はまず己を知ることから始まる。しかし己を知ることが容易なことではない。「発見を妨げる最大の障害は無知ではなく、知っていることと錯覚することである」との言葉がある。本学は、「外部評価・第三者評価は厳しい」とのみ認識するのではなく、己の気がつかない盲点(長所も短所も)を指摘してもらえらる絶好のチャンスであるとの認識も併せ持つものである。今回の大学基準協会への大学評価申請はそのような期待を含んでのものである。これは、常に開かれた態度で、率直により良い教育のあり方を探求しようという澤柳精神の根本に合うものである。

## 3) 今回の自己点検評価報告書の位置付けについて

上記「成城大学イノベーション・プロジェクト」は順調に進んでいるところであるが、今回の自己点検はプロジェクトとしては通過点にある時期になされているので、評価が無理ないし定まらない、したがって改善方策が現時点で明確にできないところが少なからずある。PDCAサイクル中のAの記述に多少躊躇した執筆者が多かったと推察される。本プロジェクトの成果が判明するのは、まだ2～3年以上先になろうと思われ、本格的な改善方策の記述はその先となろうことをここに記したい。

また、2005(平成17年)年4月から学生受け入れを始めた社会イノベーション学部については、未完成学部であるため、記述が十分になしえなかったことも付記する。

第1章大学の理念・目的および学部ならびに大学院研究科等の使命・目的・教育目標





## (1) 大学全体

## (理念・目的等)

## A群 大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

**成城大学の基本理念** 成城大学は、1950年(昭和25年)に、財団法人成城学園(1951年(昭和26年)から学校法人成城学園)によって創設された。発足当初は、前身にあたる7年制の成城高等学校(旧制)を引き継ぐ形で「文理併進主義」をとり、経済学部と理学部の2学部体制であった。理学部は、まもなく、主として経済的事情により廃止されることになったが、その後、比較的小規模ながら自由でのびやかな校風と個性尊重の伝統、少人数制などの教育理念を堅持する特色ある大学として発展をとげ、今日では経済学部、文芸学部、法学部、社会イノベーション学部の4学部と、経済学・文学・法学の3研究科からなる大学院を擁するにいたっている。

本学の学則の第1条は、「本大学は成城学園創業の精神に則り個性の暢達を主眼として広く専門の学芸を研究教授し、広角の視野と高度の教養を具えかつ、豊かな個性を持つ社会の先導者を育成するとともに、文化の発展に貢献することを目的とする。」と述べている。ここにみられる「個性の暢達を主眼」とした教育、「広角の視野と高度の教養を具え」させる教育、「豊かな個性を持つ社会の先導者を育成する」教育という目標にこめられた本学の基本理念は、「成城学園創業の精神」に発するものである。

**成城学園の理念と沿革** 本学の母体をなしている成城学園の歴史は、1917年(大正6年)、文学博士澤柳政太郎が日本の初等教育の革新を志して東京市牛込区に私立成城小学校を創設したことに始まる。すでに文部次官、貴族院議員、東北帝国大学初代総長、京都帝国大学総長などを歴任し、日本の教育界において指導的役割を果たしていた澤柳政太郎が、さらに一歩進めて自ら新しい小学校の創設を決意するに至ったのは、制度的整備の漸次的進捗の反面で、教育の現状に画一的形式主義の弊をみたからであり、この批判的観点から、まず国民教育の基礎に取り組む小学校こそが「本当の人間の教育」を實踐しうる場であると思い定めたからである。

画一的教育を排した「生きた教育」の開拓・実践をめざした澤柳政太郎が、自ら私学を起すにあたって強調したのは、次の点であった。すなわち、「私立学校の精神・生命は、その設立者の精神意見にある」こと、「私立学校は、独特の主義固有の特色がなければならず」、「特色ある主義方法に基づく教育を施さなければならぬ」こと、そして「理想的な私立学校は、教育上の理想の上に立たなければならぬ」こと、これである。その主張は、教育を語りながら漫然たる美辞麗句に終わっていた当時の風潮に対する批判でもあった。

澤柳政太郎は、成城小学校創設にあたって、次の4つの「希望理想」を掲げている。

1. 個性尊重の教育、附・能率の高い教育
2. 自然と親しむ教育、附・剛健不撓の意志の教育
3. 心情の教育、附・鑑賞の教育
4. 科学的研究を基とする教育

しかもこの4目標を、澤柳政太郎があえて「希望理想」と呼んだのは、「実地の研究によって我々の教育上の主義や方法は初めて定まる」と考え、「本当の教育」をめざして絶えず実際的研究を科学

的に高めていくことを重視したことの表れであった。それは、旧習にとらわれず、情に流されず、常に開かれた態度で率直に、より良い教育のあり方を探求しようとする「澤柳精神」の根本を示唆するものである。

上記の4つの目標は、当初、もっぱら児童への教育を念頭において掲げられたものであるが、当時の大正デモクラシーのもとでもきわめて革新的であっただけでなく、個々の項目の点でも、それら全体の総合性においても、今日ますますその意義が十分に汲み取られるべき普遍性をすでに有していたといえよう。したがって、その後、5年制中学校の新設（1922年(大正11年)）、学園現所在地への移転(1925年(大正14年))、成城幼稚園の開設(1925年(大正14年))、7年制高等学校の創設(1926年(昭和元年))、5年制の高等女学校の創設（1927年(昭和2年)）など、教職員・父母・生徒の協同による、いわば学園の手作りの発展過程をつうじて、これらの「希望理想」は成城学園の基本理念としてさまざまな教育実践のなかでおのずから深く定着していった。

この4つの目標を貫くものは、上からの「注入教育、詰め込み教育」、頭だけの知識を偏重する教育をしりぞけ、児童生徒の個性と自発性を重んじた自由な教育を実践することによって、柔軟な思考力と豊かな感性とを兼ね具えた全人的人格を養成していくという教育理念である。この点を、澤柳政太郎は、「自学自習」の態度の育成と児童の「発達段階に応じた教育」とを骨子とする「個性尊重の教育」と呼び、また、特に7年制成城高等学校の開校に際しては、「真善美」の理想を説いて「学校は真理行われ道理が通り又美的の所でありたい」といい表したのである。

**成城大学の設立とその理念** こうした成城学園の理念を新時代に生かし、教育の「希望理想」の実現を図ることからすれば、大学を設立することは必然的發展であり、1950年(昭和25年)5月10日に成城大学の発足をみた。その前年8月の「成城大学設置認可申請書」では、本学の「目的および使命」について、「本学は教育基本法並に学校教育法の趣旨に基づき、広く知識を授けると共に深く専門の学術を教授研究し、世界的教養を具えた豊かな個性を持つ社会人を育成することを目的とする。」と述べられている。この簡潔な文言のなかに「澤柳精神」が凝集されており、また、成城学園の理念と歴史をふまえて本学の目的とその基本理念を明示したものが上記学則第1条にほかならない。その目的の追求においてはおよそ終着点は存在せず、不断の真剣な努力によって新時代の要請を見極め、自らの「教育の理想」を鍛え直していくこと、そして、学術の専門分化の動向を見据えつつ、むしろそれゆえに「広角の視野」と「豊かな個性」の醸成を重視すること、これこそが本学の精神である。

### 【現状説明】

**成城大学の組織沿革** 本学の創設と同時に開設された経済学部は、「自学自習、少人数教育」、社会に有用な人材の育成をモットーに教育研究の充実を図り、当初は経済学科だけであったが、その後コース制を経て、1976年(昭和51年)に経営学科を増設し、2学科体制で現在にいたっている。

1954年(昭和29年)には、戦後の新しい時代にふさわしい人材を育成する観点から、あらたに文芸学部と短期大学部が設立された。文芸学部は、「内外の学問の交流、視野の拡大、知識と実践の一致」をめざすという斬新な構想のもとに、他大学にはないユニークな学部として発足した。当初は、文芸学科だけの単一学科であったが、その後コース制が導入され、1976年(昭和51年)からは国文学科、英文学科、芸術学科、文化史学科、マスコミュニケーション学科、ヨーロッパ文

化学科の6学科編成となっている。

一方、短期大学部は、戦後社会における女性の地位向上、社会的進出などの新しい状況に対応して、「教養の高い女性を養成する目標」を掲げ、社会に貢献できる女性の育成をめざしてきた。

また、1977年(昭和52年)には法学部法律学科の設立をみた。成城大学法学部の特色は、国際的視野にたって法律的思考をなしうる人材を育成しようとするところにある。

さらに本学では、学部レベルの教育研究体制の整備のうえに、1967年(昭和42年)には経済学研究科、文学研究科を、1987年(昭和62年)には法学研究科を設置し、大学院教育の充実も図ってきた。各研究科とも博士課程前期、博士課程後期を備え、個性的な研究者の育成、社会人の再教育、高度な研究能力を具えた社会人の育成に努めている。

このように学部、短期大学部、大学院の整備をとおして、成城大学は創立以来半世紀以上にわたって、基本理念である個性と自発性を重んじた自由な教育を一貫して実践してきた。それは、教育目標たる「全人教育」と「少人数教育」の維持・定着化を図り、教員と学生との間の密接なコミュニケーションを常に確保して、学生一人一人の個性と創造性を伸ばしていくことをめざしてきた点にも表れている。そうしたヒューマニティのあるリベラルな学風のもとで、成城大学は、小規模ではあっても人間的で質の高い教育研究機関として、優れた教員スタッフを擁し、社会の各方面で活躍する優れた人材を数多く輩出してきた。

**成城大学のPDCAサイクルと現中期計画 —成城イノベーションプログラム—** しかし、いかに理想的な建学の理念を有していても、もし漫然と現状に甘んじるならば、それは事実上の退歩を意味する。ことに21世紀を迎えて、少子化による大学進学者数の減少、国立大学の独立法人化、認証評価制度の新たな導入など、グローバル化の進展とともに大学をめぐる状況も激変・流動化している折から、成城大学の真の自己革新能力が問われることになった。1998年(平成10年)自己点検評価報告書と同改善報告書を踏まえ、本学では、2001年(平成13年)以降、学長を先頭に、今日的課題を「伝統と革新」、つまり「小規模な大学の成城らしさを失うことなく望ましい革新を考える」、ととらえて、大学改革に向けた努力を本格化した。これは1998年(平成10年)自己点検評価作業を踏まえたPDCAサイクルの展開であるが、その際、学則第1条に則り、「バランスのとれた人材」、「いくら地味に見えようとも、広く深く人生を味わい、社会のなかで意義ある役割を果たせる人材を育てていきたい」という思いを、共有しあう基本理念として再確認し、「規模の小さなアットホームな雰囲気のある大学」としてのメリットを積極的に生かす方向で改革が全学的に検討された。

このような大学改革の課題は、上記のような社会全体の変動に起因するところが大きかったから、成城学園全体の改革問題に直結し、またその一環をなすものと位置づけられた。その結果、2003年(平成15年)度に「個性輝く魅力ある学園の創造」に向けた現中期計画である「成城イノベーションプログラム」が策定され、2004年(平成16年)度から、幼稚園から大学まで、全学園的に教育内容の改革と教育環境の整備が推進されることになった。こうした経緯のなかで着手された現中期計画「成城大学イノベーション・プロジェクト」の主要項目は以下のとおりである。

1. 成城大学短期大学部の募集停止 (2005年(平成17年)度)
2. 社会イノベーション学部の創設 (2005年(平成17年)度)
3. 経済・文芸・法の既存3学部の改革 (2005年(平成17年)度以降)
4. 全学共通教育制度の創設と拡充 (2006年(平成18年)度以降)

## 5. 新教室棟（8号館）および新教育研究棟（3号館）の新築

**ソフト面での改革**

**短期大学の閉学** まず短期大学部は、2004年(平成16年)に創設50周年を迎え、教養重視の姿勢を貫いて多くの優秀な卒業生を社会に送り、高い評価をえてきた。しかし、女性の4年制大学進学率の上昇、職業観・結婚観の変容、男女雇用機会均等法の施行など社会環境が変化し、志願者数の漸減をみたことから、伝統ある短期大学の歴史的使命は十分に果たしえたと判断し、2003年(平成15年)9月25日の学園理事会および評議員会において、2005年(平成17年)度からは学生募集を停止することを決定した。また、同日の理事会・評議員会では、第4番目の新学部として社会イノベーション学部を2005年(平成17年)4月に創設することとし、2004年(平成16年)6月に文部科学省へ設置申請をすることがあわせて決定された。

**新学部の開設** 2004年(平成16年)11月30日付の文科省認可を経て、2005年(平成17年)4月に発足した社会イノベーション学部は、日本で初めて学部名にイノベーションをつけた野心的な試みであり、イノベーションをキー・コンセプトとしてそれを取り巻く社会全体の諸問題を発見し、解決するという問題志向型の学部である。各種政策論と企業戦略に焦点を当てる「政策イノベーション学科」と、イノベーションが社会に及ぼす影響を個人の行動から文明のあり方まで多角的に考える「心理社会学科」の2学科編成をとっている。

**既設学部の改革** 本学の歴史を画するこれらの新展開に対応して、大学としての伝統とともに築いてきた3学部でも、それぞれ独自の諸改革が着手されている。詳細は後掲に譲るが、経済学部では、教育体系の抜本的な見直しを行い、基本科目の重視・徹底指導と、科目選択の自由度の拡大および履修指導とを特長とする新カリキュラムを、2006年(平成18年)度入学者から導入しており、広い視野のもとで経済学的素養を確実に身につけた人材の育成をめざしている。文芸学部では、6学科の専門性を幅広い教養への志向と両立させるという学部の基本理念を、「主専攻・副専攻制度」の導入(2006年(平成18年)度以降の入学者)によっていっそう具体化しつつある。また、法学部では、「確かな基礎に立って法的思考(リーガル・マインド)をなすう人材」の育成をめざし、基本の重視、進路別コースの導入など、丁寧な法学教育に向けた新カリキュラムを2007年(平成19年)度から導入した。これらはいずれも、新時代のもとで、上述の成城学園創設の精神と成城大学開学の基本理念を、3学部それぞれの分野と組織編成のうちに具体化し実践しようとする真剣な努力の表れとあってよいであろう。

**全学共通教育研究センターの設置** 上記のような諸学部の努力が、単に各学部の固有性の主張に終わるのではなく、むしろ学部の壁を越えた全学共通の教育システムをあらたに創出し、成城教育の精神を大学全体として体現したいという方向性と共存したところに、今回の改革の大きな特長と意義がある。そこで設置されることになったのが、全学共通教育研究センターである。その全学共通教育制度は、教養教育、外国語教育、情報教育、キャリア形成教育などの諸分野で構成され、本学のすべての学生のための自主的な能力開発機関として2007年(平成19年)度から本格的に導入され、漸次拡充されていくことが期待されている。

**大学院の改革** 大学院においても成城大学イノベーション・プロジェクトに呼応して、いくつかの改革がこの3年の間になされた。2005年(平成17年)度より全研究科において半期制が導入され

た。それまでほとんど年間4単位であった授業科目のうち多くを、それぞれ半期2単位の2科目に分け履修可能としたものである。

経済学研究科では、学生の間で高度な専門性をもつ職業人を希望する傾向が顕著になってきたことを考慮し、2005年(平成17年)度より博士課程前期に「研究コース」と「専修コース」を設置した。専修コースでは、修士号の修得に、修士論文に代えて、特定の課題における調査・分析などについて研究した成果である「課題研究報告」の提出が認められている。また、同年度より、「成城大学経済学部在学生ののための科目等履修生制度」が設けられた(3章において詳述される)。

文学研究科においては、英文学専攻とコミュニケーション学専攻が2005年(平成17年)度より「内部推薦制度」を設けた。また、英文学専攻では2008年(平成20年)度から、成城大学文芸学部の4年次生のうち一定の成績基準を超えた者に対して、本研究科での科目等履修を認め、研究科入学後にはその単位を認定することになった。

### ハード面での改革

**施設整備** 以上の大学改革のソフト面での進捗と並行して、ハード面として教育環境の整備も、目下、学園史・大学史を画する大事業として推進されている。大学の教育研究施設の老朽化・狭隘化への対応は、長年の懸案であったが、学園全体の施設整備計画のなかで2003年(平成15年)度予算に大学新教室棟建設関係経費が本格的に計上され、まず、従来の情報センターを大幅に拡充・発展させたメディアネットワークセンターと、先進的コンピュータ対応型教室群とから構成される新教室棟が、2005年(平成17年)9月に8号館として竣工した。また、旧3号館に耐震構造上問題が多く、早急な対応が不可避であると判断されたことから、旧3号館の全面建て替えが1号館・2号館などの改修とともに決定され、2005年(平成17年)秋から旧3号館を解体、ひきつづき翌2006年(平成18年)度早々に新たな教育研究棟の建設に着手し、2007年(平成19年)9月に竣工した。この新3号館は、大小の各種教室や学生ホール、教員研究室および管理部門などを統合した地下1階・地上8階のその規模において成城大学の新しいメインタワーとなるだけでなく、従来の学部別建物の発想を脱却して経済・文芸・社会イノベーションの3学部の教員研究室を集積したり、共同利用スペースを確保するなど、学部間の融合が可能な構造をもっており、新時代の成城を象徴するインターディシプリナリーな知的活動の拠点としての役割を担うことが大いに期待されている。

### 【点検・評価、改善方策】

このように、2003年(平成15年)度から着手された大学および学園のソフト・ハード両面に亘る諸改革への努力は、とりわけ2005年(平成17年)度以降順次実施に移されており、その意味で本学はいま大きな転換期にあるとあってよい。しかしその重大な転換期にこそ、現状を冷静に分析し、現状の問題点を洗い出すことによって、本学の理念に照らしつつ今後の中・長期的な展望と基本戦略とを確立しておくことが不可欠である。その意味で、大学の主体的な政策形成能力を高めるような管理運営体制の構築と、自己点検評価の結果を大学の改善・改革に結びつけることを検討する機構の整備が必要と考えている。

**A群 大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性****【現状説明】**

現在進行中の本学の諸改革は多岐に亘るが、それらの根本理念、成城スピリットは、学園創設の理念である澤柳精神に発するものである。グローバルに激動する現代社会において、なお変わらざる本学固有の理念と教育目標を自ら絶えず再確認しながら、それを新時代に活かす途を探求することがわれわれの使命であろう。そして、そのような努力が成果をあげるためには、本学のめざすところを率直・平明に、またつねに新鮮な見地から広く社会に広報することが不可欠であることは明らかである。

そのため本学では、大学案内、学内パンフレット、成城学園出版物などで学内に大学の理念を周知されることはいうまでもなく、さらに広く社会に広報するため、近年の情報化社会の劇的進展に即応して大学ホームページの充実に力を注いでいる。教育環境面では、従来、「情報センター」が中心となって進めてきた情報関連教育の施設が、質量ともに限界に達したため、これを大幅に拡充し、「LLセンター」とも統合した「メディアネットワークセンター」へと発展させ、2005年(平成17年)秋に竣工した先端的な情報教育棟である8号館の基盤施設にしている。このメディアネットワークセンターは、IT時代における教育・研究を絶えず追求しているだけでなく、大学ホームページの技術的支援拠点としても機能している。大学と学園は、広報活動におけるホームページの役割を重視しており、全学的統一をとりつつも、学部ごとにオリジナルページを開設して創意工夫を施し、互いに競い合うという側面も取り入れており、本学の個性的な生の姿を、建学の精神の土壌のうえに多彩に明示していると評価してよいであろう。

**【点検・評価、改善方策】**

広報活動は、大学・学部等の改善・改革に向けた意欲であり、絶えず新たな挑戦を継続していく力である。受験生を対象とした入試広報活動は、多彩なオープンキャンパスも含めて、変革期にある本学の姿を、その根本精神とともに伝えるのに貢献している。それに対して、在学生の父母や卒業生に対する広報活動は、いまなお不十分の感を否めない。学園および大学の「父母の会」との連携や、父母懇談会の開催など、現在行われている努力は有益かつ不可欠なものであるが、特に卒業生への働きかけは、同窓会の活動に依存するところが大きい。これらの方面についても、大学の現状に関する情報を定期的に発信し、理解を深めてもらうだけでなく、父母や卒業生の声を全国的規模で積極的に吸収できるような組織的方策を、同窓会とともに検討している。

## (2) 経済学部

### (理念・目標等)

A群 大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

A群 大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

### 【現状説明】

経済学部は、1950年(昭和25年)の大学設立と同時に開設され、半世紀以上の歴史を有して現在にいたっている。成城学園の創立者である澤柳政太郎により4つの教育目標(個性尊重教育、自然と親しむ教育、心情の教育、科学的研究を基とする教育)が掲げられており、経済学部の理念もこれと軌を一にする。経済学部開設時の理念は、「研究室を中心とする個人指導により、学生の研究心を旺盛ならしめるとともに、人類社会における経済現象の意味と法則とを高く広い見地から把握し、それによって、事業経営の知識と能力とを具えた、人間味豊かな産業指導者を養うこと」とされている(『成城大学建設ならびに復興資金募集趣意書』1950年(昭和25年)5月)。この理念を今日的に表現し直すと、経済社会における諸現象を理論的・実証的に把握し、それを通じて、変貌する現実に対する洞察力と判断力を養うとともに、事業経営や種々の環境において必要な識見と実践能力を兼ね具えた「コンセンサスとしての経済学」の素養を身につけた「新時代の経済人」を輩出することとなる。

この理念を実現すべく開学以来経済学部では、少人数教育を重視し、幅広い教養を目指してきめ細やかな指導を行い、必修のゼミナール活動を通じて専門的知識の習得とコミュニケーション能力の向上を図ってきた。しかしながら、戦後半世紀以上経過し、経済のグローバル化と情報化が進む中で、情報処理教育の充実と実践的な外国語教育がますます重要になってきており、さらに専門的知識の習得にあたっては、経済学科・経営学科の垣根を越えた水平的・多面的な教育の姿勢が望まれてきている。少人数・個性尊重教育という基本理念を維持しながらも、このような時代の要望に即した「新時代の経済人」を輩出させるために、経済学部では抜本的なカリキュラムの改革を断行し、新カリキュラムを2006年(平成18年)度から実施している。

### 【点検・評価、改善方策】

新カリキュラムの基本的特長は、第1に、1年次に経済学・簿記、情報リテラシーなどの基本科目を徹底的に指導し、演習・ティーチングアシスタントなどによるサポート体制をとったことである。第2に、専門科目の再編成とともに、2年次以降の専門科目取得の単位数を減らし、自由設計科目の枠を作って、学科・学部を超える形で科目を大幅に履修できるようにしたことである。第3に、科目選択の自由度を広げる一方、学生の卒業後の進路を想定して、履修モデルを作成し学習の指針を提供したことである。必修の「ゼミナール」と「卒業論文」の作成指導は依然として経済学部の教育の基幹であり、基本科目の徹底的指導と学科を超えた専門的知識の習得という環境の中であって、開学以来のゼミナール中心の教育は、「新時代の経済人」育成に対応した体制に移行して、さらに強化された。

経済学部は2000年(平成12年)に50周年を迎え、開学して半世紀以上が経過し、その間卒業し



た学生数は1万7千名を超えている。就職先はほとんどが民間企業であり、分野も多種多様である。2006年(平成18年)度を例にとると、卒業者が422名で、うち就職内定者が331名、進学・受験などが21名、進路未定・不明が51名であった。業種別就職状況としては、建設・不動産・運輸・通信・エネルギー業が9%、製造業が18%、卸売り・小売業が16%、金融業が31%、マスコミ・サービス業が22%、教育・公務・その他が5%であり、経済学部の学生は大学の中で高い就職率を示すとともに、各業種に満遍なく就職しているという点で、どの業種にも対応可能な「新時代の経済人」を育成するという教育目標が実現されてきたといえる。

理念・教育目標等の周知については、大学案内、学内パンフレット、学園出版物などに随時学部の情報が掲載されている。成城大学では近年ホームページの充実に力をいれているが、経済学部でも速報性と広範性の観点からその重要性を認識し、ホームページの抜本的な変更を2005年(平成17年)後半から行った。経済学部の教育理念の提示のみならず、今回の新カリキュラムの特長を教職員、学生を含む学内の構成員だけでなく受験生を含む社会一般の人々に関心をもってもらうよう、幾度も検討を重ね、パネル形式のホームページとして最終的に作成した。公開して間もないが、その有効性については出版物以上に効果があるものと認識している。

経済学部は今回のカリキュラムの大改革にとどまることなく、今後も4年を目安とした大幅な見直しを図るとともに、学生のニーズに即応するように毎年調整を行っていく。

### (3) 文芸学部

#### (理念・目標等)

A群 大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

A群 大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

#### 【現状説明】

文芸学部の目標は、「豊かな人間性」という理念のもとに、教養教育と各学科の提供する専門教育とを融合させた教育の場において、個々人の個性を伸ばし、かつ、豊かな人間性を開発し、深く広い教養を身につけた人材を育成することによって社会に貢献することである。

成城大学文芸学部は1954年(昭和29年)に創設された。すなわち終戦後の混乱が昨日のことと意識され始め、全国民が新しい日本の建設へと、持てる情熱のすべてを注いでいった時代に、人文科学系の学問領域を教育・研究の中心に据えた本学部が創設された。ようやく敗戦の痛手から立ち上がりつつあった日本にとって、大いに自己の才能を発揮し、やがて訪れる新しい社会に貢献を果たし、またその舵取りとなるべき若者の育成は、何よりも望まれることであったに違いない。本学部創設に尽力した先達たちが「文芸学部」という、当時ではどの大学にもなかった名称を用いたのも、未来の日本社会を若者に託すべく、それに相応しい新しい教育方針のもとに、その資質を研磨したいという情熱の所以にほかならない。なるほど疲弊した日本において急務とされたことは、経済の建て直し、政治制度の整備といったことであったかもしれない。しかし、文化的貢献こそが復興のあとに訪れる社会に求められるものであり、それが豊かな日本を作り出すのだという先見性が、本学部を創設させた原動力であった。

本学部が教育目標の柱としておいた「社会に貢献する人材の育成」は、1954年(昭和29年)という特殊な時代状況においてのみ社会から希求されるものではない。いかなる時代においても大学が果たすべき責務として、普遍的な価値を持つものでもあるのは、いうまでもなからう。各大学・学部はそれぞれが、それぞれの理念を掲げ、そのもとに「人材育成」に努めている。本学部は、その「育成」を「成城教育」の理念を基盤として行っている。「成城教育」の特色は「全人教育」という表現に象徴される。「人間性の尊厳を深く意識し、自己を確立することを目指す」のが全人教育である。「自発性を尊重しながら豊かな人間性を育てる」教育は、近代日本の教育行政に多大な貢献をした澤柳政太郎博士の唱えるところであり、博士はその信念を成城小学校設立によって具現した(成城学園は1917年(大正6年)に創立された初等科から始まる)。文芸学部発足時の教育理念は、その当時の入学案内に以下のように明言されている。

「文芸学部は国文学・英文学を中心とし、広く文学・芸術に関する知識を授け、深く広い教養を培うことを主眼とする。教養とは文化を各個人が体得吸収し、いわば個人を文化の総合的縮図たらしめることであって、専門の学問技術は、教養教育の基礎のうえに築かれねばならない。」

この上述にみられる「深く広い教養を培う」「個人を文化の総合的縮図たらしめる」が、本学部が教育理念の根幹におく教養教育による「豊かな人間性」の開発を指しているのは明らかである。ま

た、文芸学部の「文芸」は Liberal Arts の日本語訳「自由学芸(文芸)」に由来するが、ここでいう Liberal とは、本来は中世ヨーロッパ世界を支配していた宗教権威に縛られないことを意味する。その自由さに憧憬し、旧弊なる権威からの脱却を学部の基本姿勢にすべく、あえて Liberal Arts の訳語を学部の名称としたのは、新しい日本の幕開けに際し、新しい教育方針のもとで人材育成を行いたいとの思いが込められた結果である。「この学部が、人間の精神活動とその成果としての文化現象を旧来の学問上の区分に捕らわれずに、より柔軟かつ全体的に研究・教授することを目指して創設された」(PAMPHLET SEIJO 1994 年)との指摘は、このことを雄弁に語っている。

「旧来の学問上の区分」に捕らわれない研究、およびその成果を活かした教育は、学際的、総合的、統合的研究・教育と呼べよう。このような研究・教育は、本学部創設当時としては斬新な発想と呼べるものであったが、現在では社会的にも認知された思想となっているのをみるに、本学部創設者の先見の明を思わざるをえない。そのような研究・教育には常に創造性が要求される。この創造性は教員のみならず学生にも求められるものであり、学際的、総合的、統合的研究・教育は、教員と学生がいわば一体となって解決すべき研究目標に取り組み、互いのアイデアを出し合い、互いが議論を交わす場面が設けられてこそはじめて効果を現す。「全人教育」の目指すところである「自己の確立」「自主性の尊重」の大学教育における意義は、学生に創造性を求めることにある。創造性の要求は最終的には学生の卒業論文執筆によって具体化され、回答される。そのため、教員による卒業論文指導は、演習の時間においても、また3年次より開始されるゼミナールの時間の中でも、直接的に、あるいは間接的に繰り返されている。すべての開講科目が、学生の個性をのびし、独創性に富んだ思考を開拓する方向に収斂する工夫こそが、文芸学部が取り組むべきカリキュラム上の、また授業形態の課題であると認識されているところである。

文芸学部の各学科は、学生が以上の理念のもとに教育を受けたのち、単なる働き手としてではなく、幅広い教養と自由な思考能力を身につけた人間として生きることへの意義と喜びを見出し、そしてそのことによって人間味ある社会の構築に貢献できる人材となることを目指している。

文芸学部は、国文学科、英文学科、芸術学科、文化史学科、マスコミュニケーション学科、ヨーロッパ文化学科の6学科から構成されている。各学科は、大学、そして学部の理念を、それぞれの研究領域に関する専門知識を教授することにより達成しようと取り組んでいるが、文芸学部にあった「共通科目」のうち、講義科目群は2007年(平成19年)度より共通教育研究センターの管轄に移り、学部独自のカリキュラムはスリム化した。その分、各学科の科目を質的に充実させられる余裕が生じ、学生に高い関心を抱かせるための科目内容の検討を開始する予定である。

教育の理念および目標は、大学案内、学内パンフレット、などを通じて学生に周知され、さらに成城大学のホームページを通じても教職員、学生を含む学内の構成員、受験生を含む社会一般の人々に対しても広く知らしめている。また新入生が必ず熟読しなければならない文芸学部用『履修の手引』にも簡潔に「文芸学部の教育目的は、1. 創造的な思考力の養成、2. 広範な知識と視野の獲得、3. 思考力と知識の深化である」と謳われている。

### 【点検・評価】

創立当初に大学が社会におかれていた状況と今日のそれとは大幅に変化しており、マクロ的な視点に立った場合には情報技術の飛躍的発展がもたらす社会問題、グローバル化、環境問題、テ

口の脅威、南北問題などが深刻化しており、日本社会に絞った場合でも高齢化と少子化、さらには格差等々といった諸問題が、大学における教育・研究、管理・運営に直接的・間接的な影響を及ぼすにいたっている。しかし、まさにそのような状況の中であってこそ、人間性の尊厳を深く意識することがますます重要な意味を持つようになるのであり、「個人を文化の総合的縮図たらしめる」全人教育によって社会に貢献する人材を育成することが大学に求められる使命として以前にもまして問われている。社会の変革の結果、生きることの意味や人間性を喪失しがちな現代人にとって、深く広い教養を身につけ豊かな人間性と自主性を培うことが、現代社会を単に生き抜くためばかりではなく、生きる意味を自覚し、さらに人間性に富んだ社会を築き上げることに貢献するうえで、必要不可欠である。その意味において本学部の理念は、今日でもその正当性を失うことがないばかりか、ますます重視されてしかるべきものとして評価されよう。21世紀の今日、社会は一元的価値観のもとに存在することが困難になった。大学を卒業し、実社会に出ていく学生にも多様な視点、思考力を有していることが求められている。このような状況にあって、大学が狭隘な専門知識だけを教授し事足りるとする時代は去った。むしろ、多様な価値尺度があることを認識させ(広い教養教育がこれを可能にする)、それを学ばせ、そのうえで自己の揺るぎない価値観(各学科の専門教育がこの構築を助けることになる)を形成させることが、いま大学に求められていることである。文芸学部の理念は、常にこれを追求してきた、という点でも、大いに評価されるべきであろう。ただ、この教養教育と専門教育の融合をいかに今日的な形で具体化するかが、我々に課せられた大きな問題であることは否めない。

### 【改善方策】

以上のように、学部創設時より堅持されてきた本学部の理念には改善すべき点や補うべき点が見当たらないにせよ、常にその点検と確認が必要であることは大いに自覚しているところである。学部構成が創設時の1学科(文芸学科)3専門コース制(国文学、英文学、芸術・マスコミュニケーション学)から、専門教育に力点をおくべく、6学科制に移行した時点においても(コース制は1976年(昭和51年)より6学科制に移行した)、学科体制のもとで「教養主義教育」が、いかに変質するのか、またそれにどう対応すべきなのかについての十分な議論はなされなかった。各学科間に垣根ができたとの認識は、移行後、多くの教員が共有するところとなった。1992年(平成4年)の『大学設置基準』の改定を契機に、文芸学部では1994年(平成6年)に大幅なカリキュラム改革を実施したが、その際の改革の柱に、学科間の垣根を低くするという課題があった。これは「ゼミナールを除いた全学科科目を、原則として、他学科学生すべてに開放する」形で、その具体的対処が示された。しかし、この学科科目の開放により、他学科の研究領域を学び、その研究方法を身につけ、自己の思考方法に幅を持たせるという目的が、学生間に浸透しているとはいえない状況が続いた。ともすれば、自己の時間割の都合だけで、他学科の科目を履修する学生が少なくなかった。この改善が、新たな課題となっている。

成城大学は、全学的な改革の取り組みである「成城大学イノベーション・プロジェクト」を、2004年(平成16年)度に策定し、2005年(平成17年)度からその実施を開始した。改革は「新学部の創設」「新校舎の建築および既存建物の改修」「既存学部の改革」を改革目標とした。これを受け、文芸学部としては、上述の状況＝学生が無目的に他学科の科目を履修しがちである状況を打破し、

目的意識を持って他学科科目を履修させるために、新たに「主専攻・副専攻制度」を導入した。この制度を学生に周知させ(2006年(平成18年)より、新入生、2年次生を対象とした「主専攻・副専攻制度」ガイダンスを行っている)、1994年(平成6年)のカリキュラム改革の柱であった「全学科科目の開放」を、その理念に近づける努力を行っているところである。また、学生が他学科の研究領域についての知見を得られるような工夫が施されたなら、この制度はさらに機能すると思える。そのために全学科を通覧するような科目の設置が検討されている(オムニバス形式の科目)。「個人を文化の総合的縮図足らしめる」という学部の使命達成のためには、学科教育とは異なる次元での、いわば「文芸教育」が必要である。それは学科間の垣根を低くする試みと、各学科の研究領域を横断した授業の提供によって具体化する。前者については「主専攻・副専攻制度」の活性化が、後者については総合講座的科目の設置(現在の検討課題)が1つの回答を与えてくれる、と考える。本学部は3号館新築に合わせて、6学科研究室を1号館から3号館に移した。その際、学科研究室の形状を、学科ごとの「小さな研究室」から6学科共用とする「大きな研究室」に変えた。この変更も、学生が各学科に配置されている図書、機材を自由に利用できる場、また学生が学科の壁の中に閉じこもらず、その交流を通じて活発に議論できる場を提供したいがためのことであった。「成城大学イノベーション・プロジェクト」を契機に、ハード面での「学科間の垣根」は崩された状況にある。

#### (4) 法学部

##### (理念・目標等)

A群 大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

A群 大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

##### 【現状説明】

法学部は、国際的視野に立った法律学を身につけ、実践できる人材の養成を教育の目標として掲げ、1977年(昭和52年)に創設された。創設当初、教育の基本方針とされたのは、外国法科目の重視、オールラウンドな法学教育、学生の自主性の尊重、少人数教育主義の4点であった。カリキュラムは部門制を採り、必修科目をおかないという特徴を持っていた。しかし、学生に履修の指針を与える必要が生じ、後に基本三科目(「憲法I」・「民法I」・「刑法I」)を必修とする手直しを行った。

その後、1991年(平成3年)の大学設置基準の改定に伴い、カリキュラムの全面的な見直しが行われた。その結果、いっそうの専門教育の体系化を目指すことになった。改定後のカリキュラムの特徴は、第1は、専門演習(ゼミナール)の強化を行ったことである。具体的には、2年次に必修「基礎演習」、3年次に必修「専門演習」をおき、4年次での「専門演習」の履修も可能とした。また、「専門演習」の同時複数履修も認めることとした。第2は、講義科目の充実を図ったことである。具体的には、「憲法」・「民法」・「刑法」の各科目について必修を増やし、ほかの法律科目についてもその多くを選択必修科目とするとともに、先端講義科目(「環境法」、「消費者法」、「医事法」、「EU法」等)の開講を増やした。

そして、2007年(平成19年)度、成城大学イノベーション・プロジェクトの一環として、新しいカリキュラムを導入した。その基本理念は、Back to the Basicsである。これは、法律学の原点に立ち返って、法律基本科目を重視しながら、現代の法律学を体系的に学ぶということである。これによって「深い理解力、確かな判断力、豊かな想像力をもつ人材」、「確かな基礎に立って法的思考(リーガル・マインド)をなしうる人材」を育成することを目指している。

新しいカリキュラムの編成の基本方針は、「基本の重視」「学生の自主性尊重」「少人数教育主義」の3つである。この基本方針を実現するために、新カリキュラムは、次の枠組みで編成されている。すなわち、「基礎から応用への段階的学習」「進路別コースの導入」「1~4年次を通じた少人数演習科目の設置」「外国語などの基礎部門の重視」「学習支援の充実」である。

本学部の教育の理念・目的・目標については、入学後直ちに学生に配布される『履修の手引』等の印刷物によってすべての新入生に示されるとともに、入学直後の新入生ガイダンスにおいても教員および職員から繰り返し説明がなされる。さらに、2年次、3年次への進級に際しても、「基礎演習(ゼミナール)」、「専門演習(ゼミナール)」やコースの選択にかかるガイダンスが実施され、その中で、教員および職員から繰り返し説明をしている。さらには『学園だより』により父母に対し、また法学部ホームページにおいて社会一般に、教育理念および目標を広く公表している。

**【点検・評価】**

近時において、法科大学院(いわゆる「ロースクール」)の制度化により、法学部の教育は見直しを余儀なくされている。なぜなら、法科大学院の修了が新司法試験の受験資格となった以上、法曹志望者のために、法学部が司法試験受験指導に直接責任をもつことはなくなったからである。

このため、法学部は、以下の2つの理由から、従来にも増して、基本的なものを、丁寧にしっかりと教えていくという教育目標を採用することとした。

第1には、法科大学院の設置に伴い、先端科目は法科大学院、基礎的な部分は法学部という棲み分けができてくるという事情がある。実際、各法科大学院が入試において求めているものも、基礎的な部分に限定されている。卒業生をその希望に従い法科大学院に合格させるためには、基礎的な部分を修得させることが必須である。もちろん、すべての学生が法科大学院への進学を希望するわけではない以上、進学を希望しない学生のニーズにも対応しなくてはならない。しかし、こういった学生に対して社会が求めていることは、細部に亘る法律知識ではなく、法律的なものの見方、考え方の修得であって、基礎的な部分を丁寧に教えることは、これらの学生にとっても重要であるように思われる。

第2に、成城大学には、少人数教育の伝統があり、世間に認知されており、そのための環境も比較的整っている。このような人的、物的、精神的財産を活用しつつ、丁寧な法学教育を実践し、法学の基礎をしっかりと理解した人材を輩出していくことこそが、本学の理念に合致するものといえる。2007年(平成19年)度から法学部が導入した新カリキュラムは、法律の専門知識に偏ることなく、幅広くかつバランスのとれた教養を身につけた人材を養成することをねらいとするものであり、それは、まさに成城学園の教育理念である全人教育の具体的実践といえる。

**【改善方策】**

法学部は、今回のカリキュラム改革にとどまることなく、今後も中長期的な視野に立ってカリキュラムの見直しを図るとともに、学生のニーズに即応するよう毎年調整を行っていく。

## (5) 社会イノベーション学部

## (理念・目標等)

A群 大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

A群 大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

## 【理念・目標等】

社会イノベーション学部は「成城イノベーション・プロジェクト」の中核としてその設置が位置づけられている。成城学園の理念は、教育の新たな分野に挑戦するという実験的な試みに顕現されるが、本学部の理念もまさにその延長線上にある。本学部は、現代社会のあり方を決定づける重要な要因であるイノベーション活動について、イノベーションの発生から普及までのメカニズムを分析し、広く高等教育として提供することを目的とする。この目的の達成を国のイノベーション・システムの一翼を担う大学としての大きな責務と位置づけ、イノベーションという問題を取り扱うために、多くの学問分野から多角的に検討して、問題点を発見・分析し、そして解決策を見出すという問題発見から問題解決までを一連のプロセスとして教育する問題志向型の教育が求められることに着眼する。「頭だけの知識を偏重する教育を退け、学生生徒の個性と自発性を重んじた自由な教育を実践することにより、柔軟な思考、豊かな人間性、そして高度な学識を兼ね具えた社会人を養成する」という成城大学がこれまで培ってきた教育理念が如何なく発揮される場として学部設立の理念とした。

本学部はイノベーションを科学的発見や技術的発明という次元からだけではなく、社会的行為として社会科学の視点からとらえ、その知識創造、知識活用のプロセスに参画する国や企業の側面(政策・戦略の側面)と、イノベーションの遂行や普及を個人や社会の側面(心理・社会の側面)の両面から教育研究することを目標とし、学際的ないし総合学際的な学部と整理される。

本学部における学部教育の最終目標は、環境変化の中で自ら機会をみつけだし、変革を企画・立案し、実行できる能力をもった人材の養成であり、組織の中でチームリーダーとして活躍できる人材ばかりでなく、独立して組織間の活動を統合・調整できる人材の育成も含まれる。

本学部では、教育研究の対象領域となるイノベーションという問題それ自体が学際的な問題であるために、1つの学部の中に政策・経済系、経営系、心理系、社会系の各学問体系がそれぞれ自己主張しながらも相互関連的に位置づけられており、多角的にトータルな視点から、イノベーションを通じた現代社会の発展のための諸条件について考えられる人材の養成がなされる。

## 【現状説明】

6つの基本コンセプト 問題志向型の教育を行う社会イノベーション学部の基本コンセプトは、①多様な学問領域を横断・総合する政策系の未来志向性、②学部教育の中核領域としての「イノベーション」、③2つの視点からの教育、④問題解決能力の修得を目指し、体験を重視した教育、⑤徹底した「使える英語」のための教育、⑥開かれた学部、である。

①は、本学の既設学部で行う学問体系に基づく教育・研究とは異なり、現代社会における問題が既存の一学問体系の修得だけでは解決できない点に注目し、多様な学問領域を横断的に扱うこ



とにより、現代社会の問題を発見し、解決するという問題志向型の教育を目指すものである。

②は、他学の総合政策学部が政策構築技術を重視する傾向が強く、多様な分野の寄せ集め的な性格が強いことに対し、中核的な問題領域として「イノベーション」をおくことにより、イノベーションという社会のダイナミズムを理解、自覚し、その見地から 21 世紀における社会や人間のあり方を構想し、社会の健全な発展に寄与することができる人材の育成を目指すものである。その教育は人間の創造性、企業活動、国の政策、現代社会の理解と未来社会への展望といった多様な分野と関わることに着目する。

③このようなコンセプトを実現するために、イノベーションを企画構想し実践するプロセスを扱う視点と、イノベーションを生み出す基盤としての人間の創造性や現代社会のあり方、さらにはイノベーションがもたらす未来社会の姿を扱う視点の 2 つの視点から行き、その実現のために、政策イノベーション学科と心理社会学科をおく。

④は、本学部の教育目的が従来の学部のように知識体系の単なる教授ではなく、自ら社会の中に問題を発見し、その解決策を構想する能力を学生に修得させることにあるので、従来のような学部内での講義・ゼミナールといった座学による授業だけにとどまらず、学生の実体験を重視する教育を考える必要がある。具体的には、OCA という企業やシンクタンクなどでの実習、心理学・社会学的な調査への参加のほか、外部で実務に携わる人材を招聘し、実際の体験に基づいた講義（特殊講義）などを行っている。

⑤は、現代社会でのコミュニケーション能力として「使える英語」のための徹底した教育で、ネイティブ・スピーカーの講師による複数の必修科目のほか、3 年次では選択必修科目として、文化・社会、メディア・イングリッシュ、国際ビジネス入門の 3 つの大きな特定テーマについて、すべて英語で授業を行う「英語セミナー」をそれぞれ初級レベルと中・上級レベルの 2 つのレベルのクラスで設置する。なお、1、2、3 年次の学生に対しては学期中に TOEIC の試験を学内で実施し、全員が受験することで、英語力のレベル・チェックを行っている。併せて、情報リテラシーなど現代社会に要求される情報教育の必修化により徹底して行っている。

⑥は、既設の 3 学部（経済学部、文芸学部、法学部）との間の壁を低くし、関連する幅広い科目において他学部聴講を認め、学生達に将来のリーダーとして必要不可欠な経済関係、経営関係、法律関係、社会関係の知識および文化的教養をも身につけさせる。また、学部内ゼミナールばかりでなく、他学部ゼミナールとの講演会や討論会の共催等を通じて、学術面での積極的なゼミナール間相互交流を図る。

**学科の構成** 学科編成は、イノベーションを「創造・生成と支援・普及」という 2 つの側面から教育研究することから、政策イノベーション学科と心理社会学科をおく。政策イノベーション学科は、イノベーションの「創造・生成」面すなわち国や企業がその行動主体となり、知識創造、知識活用を行い、最終的には産業創造や、市場創造に結びつくという政策・戦略的な側面を取りあげる。心理社会学科は、イノベーションの「支援・普及」面すなわち個人の創造性開発を始め、イノベーションが認知、採用され、最終的に社会全体にどのように普及し、どのような社会変容をもたらすかという、イノベーションに対する人間の心理や行動、そして社会や文化の側面を取りあげる。

さらに、政策イノベーション学科では、国と企業の 2 つのレベルにサブカテゴライズする。前

者のレベルが科学技術政策をはじめとする国の政策や法制度のあり方といった科学技術開発のためのインフラにあたる国家レベルの問題を取り扱い、産学官が連携して行う研究開発コンソーシアムの形成、さらに経済発展とイノベーション、金融イノベーション、知的財産法等についての議論などがこの範疇に属する。後者のレベルが企業レベルの領域で、ここでは企業の研究開発戦略の展開を中心に、業種別にみた研究開発戦略の特性、および新ビジネスモデルの構築、新製品開発活動、組織変革といった問題を取り扱う。

心理社会学科では、個人と社会のレベルにサブカテゴライズする。前者のレベルでは、消費者としてのイノベーションの認知や個人における創造性の開発といった問題が取り扱われる。個人のパーソナリティがイノベーションにどのような影響を与えるか、またブランドの与える心理的効果などもここでの教育の範囲に入れられ、さらに集団内における個人の行動が他者とのコミュニケーションを通じてどのような影響をうけるのか、影響を与える効果的なコミュニケーション方法とは何なのかということも問題とされる。組織内での課題解決コミュニケーションや人間関係などが対象として含まれる。後者の社会レベルでは、メディア等を通じて伝播されたイノベーションが社会のあり方をどのように変化させるか、インターネットやケーブルテレビの普及が地域の社会意識、社会構造、ひいては文化の変容にどのような影響を及ぼしているのかという問題、また逆に宗教や文化がイノベーションに与える影響といった問題が取り扱われる。

**学部の特徴** このような2学科体制により、イノベーションを政策・戦略・心理・社会の4領域から教育するが、学生は2年次進学時に4領域から1つのコースを選択し、専門ゼミナールもその領域のゼミナールを選択し、卒業時にはコース認定する。ただし、たとえば政策コースを専攻しても他領域の科目を選択可能とすることで、複数のコースを履修することも可能である。これは主専攻・副専攻方式と同じである。卒業認定に当っては、「卒業論文」を必修としているが、中間報告と最終審査を義務づけ、その内容を質的に担保することを行うこととしている。

本学部の教育を実効たらしめるため、アドミッション・ポリシーの作成・提示、成績評価の厳格化(評価の分布化、出席の管理(携帯電話活用の出席管理の活用など)、オフィス・アワーの設定、学生共同研究室での相談時間の設定(毎水曜日昼休みに教員が対応。事務職員は常駐)、ティーチングアシスタントの積極的活用、ファカルティディベロップメント活動の積極化(授業内容改善のための講習、研修会への派遣、学生による授業評価(所定用紙ベースとWebベース)、教員相互の授業評価(ピアレビュー)、新任教員への研修など)、独自の自己点検評価作業の実施を行い、外部評価委員による点検を予定しているほか、就職支援のキャリア支援プログラム(1年次)、就職活動支援時事問題自主講義なども実施している。

このような学部の理念・目標、教育内容、教員の関心などはすべて独自のパンフレット、ホームページのオリジナルサイトに掲載されており、周知されている。

### 【点検・評価、改善方策】

本学部は、開設後2年を経過したにすぎず、設立時の理念・コンセプト、カリキュラムを実践中であるので、特段の点検・評価は行う段階にはない。4年間は文部科学省に認可申請した内容の変更はできないからでもある。しかし、若干の問題点も発掘されており、たとえば英語のグレード別クラス編成などの必要性は担当者に共有されている。したがって、完成年度経過後に適切

な改善が必要と思料される。

情報リテラシー、データ分析などの情報関連科目は実習的要素が多く、テクニカル・アシスタントを当てているが、大学院が未設置なため、その人的供給が不十分となっている。したがって、完成年度以降早急に研究科を設置し、必要な人材確保を行うことが課題である。

## (6) 共通教育研究センター

## (理念・目標等)

A群 大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

A群 大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

## 【現状説明】

成城大学の教育理念は、個性尊重と創像力に富む感性豊かな人間育成にある。本学の各学部がこの理念のもとで教育の高度化・専門化をおし進める方向にあるなかで、共通教育研究センターは、創造性豊かな思考力を培い、それを自分の言葉で表現できる健全でバランスのとれた人材養成をその任務としている。また成城大学独自の教育内容を科目として提供することで成城大学人の自覚を高めることをもうひとつの目標にしている。センターはそのためにも幅広い、そして質の高いカリキュラムを提供することを目指している。

本センターは、個性を尊重し、創像力に富む感性豊かな学生を育成するという本学の理念に今日的な意味を与え、教養教育を中心とした良質な教育を提供し、学生の自主的活動の促進をはかっている。各学部の教育によって会得された専門知識を広く社会に役立たせることができるためには、その知識を的確に伝える力、知識をもとに新たなものを創造する柔軟な思考力やそれを支える教養が必要である。これらを具えた人材の養成が、センターの全学共通教育を通して行われる。センターのこうした理念や教育目標は、『履修の手引』、『シラバス』にとどまらず、大学公式ホームページや大学案内の諸文書等を通じて広く周知している。

本センターは、2007年(平成19年)4月に開設された学内で最も新しい組織である。センター設立と上記の理念・教育目標との関連はその設立経緯によくあらわれている。成城大学は1950年(昭和25年)に創設されたが、その歴史は1917年(大正6年)の成城学園設立から始まる。創設者の澤柳政太郎博士が掲げた、画一的教育を排した「生きた教育」の開拓・実践という目標を達成すべく成城大学の各学部は独自の特色を出しながら教育・研究面においてそれらを実践し、相応の成果を生み出してきた。1990年代以降、大学をめぐる我が国の環境は大きく変わった。高等教育の多様化と広がりの中で、それぞれの大学が有する固有の教育理念と教育内容、そこから輩出される人材の質が問われる時代になった。全国の大学が自分たちのおかれた現状を認識し、自らの手で改革を行わなければならない状況が生じたのである。本学も例外ではなかった。

成城大学では、大学改革の課題を2004年(平成16年)に「成城大学イノベーション・プロジェクト」として策定した。同プロジェクトの柱の1つとしてあげられたのが、各学部の垣根を取り払った全学共通教育の実施であった。大学修了者に専門人としての高い能力や知識・技術が期待されるのは当然のことである。この側面からの人材養成については、各学部の教育実践の中で積み重ねられ、磨かれてきた。けれども他方で、広く社会で活躍するにあたっては高度な専門性のみが評価されるべき唯一の価値でもないであろう。本学での学びは、学問的には高度で、しかもそれには成城学園創立から重要視されてきた個性と想像力をもつバランスのとれた人間性が基礎となるものであるとの共通理解が同プロジェクトをめぐる議論のなかから生み出された。この基礎的部分を担うものが全学共通教育として構想され、それを具体化すべく、2005年(平成17年)4月に

学長を委員長とした全学共通教育運営委員会が組織されたのであった。全学共通教育の実施に向けた新カリキュラム案の作成・検討が行われ、全学合意のもと2006年(平成18年)4月より全学共通教育の一部のカリキュラムが開始された。同年7月には全学共通教育の運営に係る組織の設置について検討を行うために、全学共通教育運営委員会の下に共通教育研究センター設置検討委員会が設置された。2006年(平成18年)11月に成城大学共通教育研究センター設置検討委員会は、2007年(平成19年)4月にセンターを設置する必要があるとの答申をまとめ、その後、大学内の手続きを踏まえてセンターの設置が「成城大学共通教育研究センター規程」において定められ(2006年(平成18年)12月大学評議会において承認)、2007年(平成19年)4月開設されたのが「成城大学共通教育研究センター」である。

### 【点検・評価】

全学共通教育のカリキュラムが実施されるまでは、特に教養科目については学部ごとにカリキュラムの企画・運営を行っていた。センターの設置によって、カリキュラム上も教養科目間ないしは専門科目との有機的な連携をとることができるようになったことは評価できる。とりわけ、成城大学は4学部で1学年が1,200人に満たない比較的小規模な大学であること、成城学園の目標とする「個性輝く魅力ある学園の創造」を考慮すると、すべての学部生がともに学ぶことのできる全学共通教育科目の設置は、教育面において成城大学の独自色を打ち出すことを可能にしている。また、センターを中心とした教育活動等をホームページや大学案内を通して広く周知する努力をしていることは、時代の要請に十分こたえている。

問題点としては、教養教育、基礎教育に対する意識が、それらに関わってこなかった専任教員の間で、必ずしも高いわけではなかったが故に全学的な理解と協力を得られるまでに時間がかかることがあげられる。

### 【改善方策】

全学共通教育研究センターは開設されて間もないため、改善方策は今後、様々な局面において出てくることが予想される。ただ、人材養成の点については、センターが管轄する全学共通科目が本学の理念や教育目標にどれほど応えうるのかという点を不断に検証する必要がある。またセンターの教育活動の理解を学内外で得るためにも、こうした各々の課題を早期解決し、これまでとは異なる広報媒体の発行なども必要であると思われる。

## (7) 経済学研究科

A群 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

A群 大学院研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

B群 大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

## 【現状説明】

大学創立以来の理念である「広い知識と識見を具えた有為な人材の育成」を研究科の理念とし、「専門的研究者および高度の専門的知識を具えた職業人を育成すること」を目的として、徹底した少人数単位の研究指導(演習)と講義により理念の実現を目指している。

すでに述べたように、本研究科は経済学部を基礎として、1967年(昭和42年)に経済学専攻修士課程が開設され、1969年(昭和44年)には同博士課程が開設された。その後、経済学部が経済学科、経営学科の2学科制に改組されるのにもない、1981年(昭和56年)に経営学専攻修士課程が、そして1996年(平成8年)に経営学専攻博士課程が開設されて、経済学専攻、経営学専攻とも修士2年、博士3年の5年間の教育課程が備わり、大学院の教育体制が整備された。

この間、本研究科では、上述の理念のもとに、徹底した少人数単位の研究指導(演習)と講義を通して、専門的研究者および高度の専門的知識を具えた職業人の育成に努めてきた。近年、大学院教育に対する社会的要請が多様化し、特に、広い見識と深い専門的知識を兼ね具えた職業人に対する社会的ニーズが高まり、また生涯教育、リカレント教育においても大学院の役割が期待されている。

こうした期待に応えるため、本研究科では2005年(平成17年)度より経済学専攻、経営学専攻とも博士課程前期にそれぞれ研究コースと専修コースの2つのコースを開設した。研究コースは、前期課程修了後に後期課程に進学して研究者を目指す者や、あるいは研究機関に就職して研究業務に携わることを希望している者を対象としている。他方、専修コースは、前期課程において修得した専門的知識を生かして、修了後に実社会で高度職業人として活躍する者を対象としており、研究コースに比べ、入学試験の科目の負担を一部、軽減して大学院教育への門戸を広くするとともに、入学後には幅広い学修を行うよう指導している。

本研究科の人材育成状況をみると、1965年(昭和40年)から2007年(平成19年)までに修士課程あるいは博士課程前期修了者は189名、また博士課程後期(博士課程を含む)を満期退学したものは34名を数える。この間に博士号修得者は、課程博士が1名、また論文博士(本研究科修了者)が2名である。このほか、大学等において教授職にあるものが19名ある。これらの修了者はそれぞれの分野で顕著な業績を上げ活躍しているが、残念ながらその絶対数は乏しいといわざるを得ない。

一方、修士課程あるいは博士課程前期では、課程修了後、研究機関に就職して研究職として活躍するもの、あるいは税理士として活躍するものを多く輩出しており、本研究科の目的を十分達成するとともに、本研究科の社会貢献の一翼を担っていると考えている。

**【点検・評価】**

成城大学大学院としての理念、目的、教育目標は学則に定められている。本研究科独自のものについては、従来はホームページ、学生募集要項に記載し周知していたが、2008年(平成20年)より学則に次のように明記され、より明確になった。すなわち、「経済学研究科の教育研究は、経済学・経営学の各専攻における教育研究を通して、博士課程前期においては将来、高度職業人として活躍するための高度の専門的知識と幅広い素養を具えた人材を育成し、また博士課程後期に進学し研究者の途を歩もうとするものには、必要な専門知識・研究能力を養成する。また、博士課程後期においては、各専攻分野において高い研究能力と豊かな創造性を涵養し、自立した研究者として学問の発展に貢献できる人材を養成する。」この理念、目的、教育目標については、本学の歴史、特色を生かし、また社会的ニーズにも合致した適切なものとする。

目的の達成状況に関しては、研究者養成という観点からは、大学や研究機関で活躍する者も多くいるが、博士号修得者数は少ないといわざるを得ない。こうした状況に鑑み、本研究科では2002年(平成14年)に課程博士の学位論文審査手続きに関する内規を設けて手続きの透明化を図り、さらに2006年(平成18年)にこの手続きを改正して博士課程後期修了者の学位(課程博士号)修得を促進しているところである。

一方、高度職業人の育成については、社会的ニーズの高まりに対応して、入学制度やカリキュラムを改革し、その要請によりいっそう応えるべく努力を行ってきたことは評価できる。また、2005年(平成17年)度から「経済学研究科OB・OG懇談会」を開催し、経済学部学生および本研究科大学院の学生が、研究職や高度職業人(税理士、教職など)として第一線で活躍する本研究科の修了者から直接、話を聞く機会を設け、大学院での教育・研究に対してモチベーションを高めている。

**【改善方策】**

高度職業人の養成という目的の達成のため、受講者数の動向をみながら税法など実務者による科目を増やすなど教育体制の面での充実を図ることを検討する。

さらに、少子高齢化の進展にともない、研究科の教育理念の中に生涯教育支援を取り入れ、意欲のある高齢者に大学院での教育・研究の機会を与えることを検討すべきであろう。各大学の公開講座やカルチャースクールへ参加する高齢者の増加をみると、健康な高齢者の中には若いときに学んだこと、あるいは学ぶことができなかったことを、退職後の自由な時間を使って今一度学びたいと思う意欲のある高学歴の高齢者が増えていると考えられる。こうしたより高度な研究・教育に意欲を持つ高齢者に対して、大学院として学問の基礎に立ったサービスを提供することは、大きな意義がある。また、このような高齢者に対しては、研究者としてあるいは高度職業人としてこれから社会に巣立つ若者とは異なる入学方法、教育体系も合わせて検討する。

## (8) 文学研究科

A群 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

A群 大学院研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

B群 大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

## 【現状説明】

私立大学における大学院のありかたに関しては、従来さまざまな観点からの指摘がなされてきている。最近の動きとしては、研究のみを重視するのではなく、少なくとも前期課程における教育に配慮すべきであるという考え方が浮上ってきており、文部科学省などの指導でも強調されている。本研究科でも、研究者養成だけでなく、中学・高等学校教員や博物館学芸員など、高度の専門性を必要とする職業への人的輩出の面も考慮しつつ、その点を特に強化することをめどとしてきた。

文学研究科においては、従来から大学院を学部教育との関連で考えているということが特色である。文学研究科は6専攻によって構成されているが、それぞれの専攻は文芸学部の6学科とほぼそのまま連関している。その結果、学部から進学する学生にとっては、教育および研究指導の連続性というメリットが大きい。このことから、大学院の学生たちは学部において学んできた基礎学力を継続して発展させることが可能となる。また、その他の付加価値をつけることによって、かならずしも研究者への道を歩まなくとも、その他の分野において指導的な役割を果たす資質を養成することが可能なのである。

文学研究科では各専攻の博士課程前期が下記の時点に設置された。

1967年(昭和42年)4月1日(国文学専攻、英文学専攻)

1969年(昭和44年)4月1日(日本常民文化専攻)

1975年(昭和50年)4月1日(美学・美術史専攻)

1980年(昭和55年)4月1日(コミュニケーション学専攻、ヨーロッパ文化専攻)

博士課程後期の設置時点は下記のとおりである。

1969年(昭和44年)4月1日(国文学専攻、英文学専攻)

1971年(昭和46年)4月1日(日本常民文化専攻)

1977年(昭和52年)4月1日(美学・美術史専攻)

1983年(昭和58年)4月1日(コミュニケーション学専攻、ヨーロッパ文化専攻)

本研究科は、上述したように6専攻の各々が文芸学部各6学科との連関性を色濃く有する。本研究科の目的は、博士課程前期では学術の理論および応用を教授研究し、広い視野に立って専攻分野を研究し、精深な学識を受け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことである。博士課程後期では、専門分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な職業に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことである。さらに、独創的な研究によって、独自の学問的領域を開拓し、学術の水準を高めるとともに、専攻分野に関して研究を指導する能力を得させることを目的とする。博士課程前期・後期において、ともに研究者としての人格の陶冶およ



び優れた人材の育成に努めることにより、文化の進展に寄与し、社会の発展に貢献することを目指している。

なお、文学研究科のそうした理念・目的については、大学のホームページ上に載せ、公表周知させることに務めている。

国文学専攻は、国文学・国語学・漢文学の三分野を擁するが、そのうち国文学は、古代・中世・近世・近代の各専門領域に分かれて学ぶことができるようにしている。さらに関連領域として、比較文学ほかいくつかの授業科目を開講している。博士課程前期では、研究の基礎力の涵養が主要目的となるが、高等学校教員などとしての十分な学識を身につけることも期待している。博士課程後期では、専門の研究者を目指す厳しい訓練がなされ、それはやがて博士論文として結実するものである。

英文学専攻は、内容からいえば、文学と言語に大別され、文学はさらにイギリス文学とアメリカ文学に分かれる。本専攻の第一義的目的は、それぞれ専攻した分野の研究者を育成することであるが、特に博士課程前期にあつては、有能な中学・高等学校の教員を育成することも重要な目的になっている。

日本常民文化専攻は、日本史学・民俗学・文化人類学を3つの柱として、それぞれの分野における学生の指導を行い、研究者のほか、中学・高等学校教員、博物館学芸員など高度に専門性を有する職業人を養成することを目的としている。ただし、その他専任教員の専門分野以外でも学生の指導に必要と思われる領域に関しては、適宜、兼任教員を委嘱し、学生の研究目的に対応するよう努力している。

美学・美術史専攻は、博士課程前期・後期とも、美学、芸術学、美術史を3つの柱とし、美学のほか、芸術学は音楽学、演劇学の諸分野、美術史は日本美術史、東洋美術史、西洋美術史の諸分野をそれぞれ専門とする専任教員の担当科目が開設され、研究者のほか、博物館・美術館等の学芸員の養成を主目的としている。その他専任教員の専門分野以外でも学生の研究に必要と思われる講義科目は、適宜、兼任教員に委嘱して開設している。

コミュニケーション学専攻は、コミュニケーション、マスコミュニケーションを、社会学、社会心理学、心理学を基礎とするコミュニケーション学の観点から専門的研究を進め、研究者や高度に専門性を有する職業人を育成することを目的としている。

ヨーロッパ文化専攻は、ドイツ・フランス諸国における哲学、語学、文学、歴史学、言語学および西洋古典学の専門研究を中心として、広くヨーロッパ文化についての知見を涵養しつつ、学生をそれぞれの分野における研究者や教育者、高度に専門性を有する職業人へと育成することを目的としている。なお、専任教員の担当分野以外でも学生の研究目的に必要なと思われる科目について兼任教員を委嘱して開講することに努めている。

学位修得状況についてみるならば、過去5年間（2002(平成14年)度～2006年(平成18年)度）に国文学専攻修士19名、博士（課程博士）1名、博士（論文博士）1名、英文学専攻修士10名、日本常民文化専攻修士41名、博士（課程博士）3名、美学・美術史専攻修士40名、博士（課程博士）2名、コミュニケーション学専攻修士10名、ヨーロッパ文化専攻修士14名が学位を修得した。

**【点検・評価】**

学位修得後の就職状況に関し、研究者養成を大きな目的としている本研究科は、専門教育の充実と個別指導の強化により、厳しい就職状況に直面しながらも少なからぬ卒業生を大学など研究機関の専門職の道へと送り出している。さらに博物館学芸員・美術館学芸員として、全国規模でみるならば100名近い学位修得者が活躍していることは、本研究科が小規模な教育・研究機関であることに鑑みるならば、人材養成の目的は達せられているといえる。その他卒業生は、教員（高等学校および中学校等）、政府機関・自治体等の職員、図書館司書、出版社その他の企業の専門職などさまざまな場所に就職し、社会貢献をしている。統計のための正確な数字は把握されていない。

**【改善方策】**

単位修得満期退学者にくらべ博士号修得者の数が余り多いとはいえ、また修得者には専攻ごとの偏りもみられるので、指導する側としてはこれまで以上に学生に、研究成果を博士論文としてまとめさせる努力をしなければならないと考えている。



## (9) 法学研究科

A群 大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

A群 大学院研究科の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

B群 大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

## 【現状説明】

法学研究科は、高度な法律学の教育を行い、十分な研究活動を自立して行い得る能力や専門性の高い職業等に必要能力を養うことにより、現代における政治や経済、社会問題の多様化・国際化に対応しうる人材の育成を理念・目的として、1987年(昭和62年)4月に、成城大学大学院法学研究科法律学専攻の修士課程として開設された。さらに、その6年後の1993年(平成5年)4月に、法律学研究に対する社会的な期待の高まりに応えるべく、理論と応用の両面から研究を深化させ、法律学の発展に寄与するとともに、研究者として自立した研究活動を行うことができる人材や、高い学識をもって専門的な業務に従事することのできる実務家を育成するための体制を作ることが必要との認識から、従来の修士課程を博士課程前期に改組するとともに、新たに法律学専攻の博士課程後期を増設し、今日にいたっている。そして、こうした本研究科の理念・目的や教育目標等に関しては、大学院専用のホームページや大学院入学案内等で周知を図っている。

これまでの修士課程(博士課程前期)の修了者は、2002年(平成14年)度から2006年(平成18年)度の5年間で34名である。その進路は、本研究科もしくは他大学大学院法学研究科の博士課程後期に進学した者、司法試験に合格して研修中である者、すでに法曹となっている者、公認会計士となった者、税理士となった者、公務員になった者、専門知識を生かして一般企業に就職した者、また、近時では法科大学院に進学した者など多様である。

そのうち、博士課程後期に進学し、その博士課程後期の修了者は、2002年(平成14年)度から2006年(平成18年)度の5年間で12名である。既述のように、博士課程修了者のなかには、博士号を修得した者、他大学等に職を得て大学の教員となった者、研究機関研究員となった者がいる。

また、近時では、特に社会人や外国人留学生の博士課程前期への入学が増えてきており、さらにその中から博士課程後期への進学を果たす者が少なからずいる。

## 【点検・評価】

修士課程(博士課程前期)および博士課程後期の理念・目的に沿った人材養成はそれなりの成果がでている。しかし、博士課程後期については、既述のように職を得て研究者となった者がいるものの、なおその比率は大きくない。

こうしたなか、現状では、法学研究科だけに限ったことではないが、一般に法学研究科(大学院)に進学を希望する法学部学生の減少傾向がみられる。これは、ひとつには、従来は、法律学に関する専門的法理論の修得・研究者要請を主眼とする法学研究科を志望した学生が、新たに開設された弁護士等の法曹(実務家)要請を主眼とする法科大学院への進学を希望するといった進路変更が高まったという外的要因と、本法学部の学生においても、同様の理由・目的から本法学研究科に進学を希望する学生が少なくなっているという内的要因を指摘することができるであ

う。なお、前者の理由については、これが一時的なものであるか、あるいは持続的・継続的なものであるかについては、いましばらく時間をかけて慎重に検討することが必要である。

### 【改善方策】

博士課程前期修了者が、他大学の博士課程後期に進学する場合も含め、博士課程後期修了者が研究者として自立できるよう保障するために、研究者養成とその就職支援体制の強化を図ることは、依然として本研究科でも重要な課題となっている。この点は、法曹（実務家）養成を主眼とする法科大学院が中心となりつつある現状における法学研究科の重要性を再認識し、これに対する抜本的な対処をするという観点からも重要である。

また、法学研究科に進学する法学部生をより増やしていくためには、今後、学部での教育と大学院での教育との密接な連携がますます重要な課題となってくる。現在、法学部においては、以上の観点をも見据えつつ、カリキュラム改革が行われ、2007年(平成19年)度より実施されている。これにより、質の高い学部教育がなされ、これを基礎として大学院教育がなされることが期待される。本法学研究科としても、学部のカリキュラム改革と連携した大学院教育の見直しを行う必要がある。

加えて、大学院における今後の法学教育のあり方については、単にこれまでのような研究者養成だけを主眼とするのではなく、今日の知識基盤社会に対応した多様な目的の設定と人材の育成をも視野に入れた幅広い教育実践活動が求められている。そのため、法学研究科においても、これまで以上に今後は高度の専門的知識と経験・能力を兼ね具えた専門的職業人（企業実務家等）を育成していくことも重要な目的とし、そのための人材の確保を図っていくことが必要と考えている。そして、法学研究科のこうした理念や目的を社会全体に広く周知していくため、ホームページや大学院入学案内にとどまらず、より幅広い観点から効果的方法を探る必要があると認識している。

第 2 章教育研究組織



**【目標】**

本学は、学則第1条の基本理念に即応した、狭い価値観にとらわれない自由な教育、円満な人格陶冶を目指す全人教育、および少人数教育という3つの教育目標を実現するための教育組織を構築することを目指している。

**(教育研究組織)**

**A群 当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性**

**(1) 大学全体****【現状説明】**

本学は、経済学部・文芸学部・法学部・社会イノベーション学部(2005年(平成17年)度設置)の4学部からなる。経済学部は経済学科と経営学科の2学科、文芸学部は国文学科、英文学科、芸術学科、文化史学科、マスコミュニケーション学科、ヨーロッパ文化学科の6学科、社会イノベーション学部は政策イノベーション学科と心理社会学科の2学科に、それぞれ分かれている。法学部は法律学科のみである。また以上の4学部とは別に、共通教育研究センターを設け、全学部共通の教養教育のための授業や研究を行っている。

大学院の教育研究組織、すなわち研究科は、基本的に学部の教育研究組織のそれぞれの延長上に構築されている。経済学研究科は経済学専攻と経営学専攻の2専攻に分かれ、文学研究科は国文学専攻、英文学専攻、美学・美術史専攻、日本常民文化専攻、コミュニケーション学専攻、ヨーロッパ文化専攻の6専攻、法学研究科は法律学専攻の1専攻である(社会イノベーション学の研究科は設置準備中)。また、うへの3研究科には専攻ごとに博士課程前期と博士課程後期が設けられている。

また学部・大学院両教育研究組織から等位置に存在するものとして、大学図書館および附置研究所とセンター、すなわち経済研究所、民俗学研究所、メディアネットワークセンターがあるが、それらはより専門性を高めた研究の場として、もしくは教育研究の支援の場として設置されている。

以上のうち、社会イノベーション学部、共通教育研究センター、およびメディアネットワークセンターの設置は、「成城大学イノベーション・プロジェクト」の一環として行われたものである。

**【点検・評価】**

各学科あるいは専攻の名を一見してわかるように、新設された社会イノベーション学部を除いては、各学部また各研究科とも、伝統的な名称を冠している。しかし、何事も不易と流行のバランスが大事のように、伝統的な領域と先端的な領域とは両立することが望ましい。本学のいくぶん保守的ともいえる名称、あるいは区分は、その両方を併呑することが可能な名称として意識されているのであり、斬新な名称よりも、そう簡単には古びないであろう。また、上記いずれの学科、専攻においても学生数でみた規模が大きくなり、少人数教育という教育目標を実現するとい



う意味では、問題はみられない。

附置研究所の設置も、数としては少ないともいえるが、例えば柳田國男旧蔵書や旧教員の蔵書を中心とした民俗学研究所は、柳田が住まい、親しんだ成城という土地に根ざし、かつその薫陶を受けた教員を擁していた本学独自の施設といえよう。

### 【改善方策】

教養教育の抜本的見直しが図られている昨今の状況に鑑み、各学部の専門領域を越えた、共通の教養教育のための施設、共通教育研究センターを2007年(平成19年)度より開設したことは、それに相当する改善方策といえる。

## (2) 学部等

### 【現状説明】

#### 1) 経済学部

経済学部は、1950年(昭和25年)の大学創設と同時に開設されたが、当初は経済学科のみであった。その後コース制を経て、1976年(昭和51年)に経営学科が増設され、2学科体制で現在にいたっている。2008年(平成20年)4月1日現在の収容定員は各学科675名である(大学基礎データ表1)。

事務組織の面では、経済学部研究室に学部事務主任1名および若干名の事務職員(いずれも大学総務課所属)が配置され、学部事務にあたっている。これは、全学共通の事務部局だけでは対応しえない学部固有事務が、教育・研究・管理運営の3部面でかなり広範に存在するからであり、少人数体制ながら不可欠の重要な役割を担っている。

#### 2) 文芸学部

文芸学部は成城学園の教育理念である全人教育を、大学教育の場で実行しようとする試みであった。本学部が1学科制で発足したのは、「深く広い教養を身に付けた人材の育成」という、学部教育理念の実行に最も有効な教育体制と考えられたからである。しかし、社会は高度な専門的知識の教授を大学の義務とみなす傾向を強め、その結果として、本学部も教育理念上は理想形であった1学科制の変容を余儀なくされた。そこで採られたのがコース制である。コース制は以下のような変遷をたどった。

1956年(昭和31年)、国文学、英文学、芸術・マスコミュニケーション学の3専門コース制

1958年(昭和33年)、文化史学コース新設、4専門コース制

1962年(昭和37年)、芸術学コース、マスコミュニケーション学コースを分離新設、

5専門コース制

コース制には欠点もある。例えばあるコースに学生が集中してしまった結果、予定されていたカリキュラムの実施が支障をきたすことが懸念された。このような事態に対処するには柔軟な教員組織のあり方が望まれるであろうが、少人数教育をモットーとする小規模な大学である成城で

は教員組織に限界があり、学生の希望どおりにコースを選択させることが困難となった。そのため学生たちの一部にコース変更を受け入れてもらわざるを得ない結末となった。このような欠点を是正するとともに、専門教育の充実を目指して、1976年(昭和51年)にはコース制は学科制に転換され、同時にヨーロッパ文化学科が6番目の学科として新設された。2008年(平成20年)4月1日現在の収容定員は英文学科で261名、その他の各学科で225名である(大学基礎データ表1)。

専任職員に関しては、総務課所属の職員のうち文芸学部長室担当者1名、3号館完成後の共用研究室に担当者1名が配されている。共用研究室にはこのほか3名の臨時職員が業務にあたっている。

### 3) 法学部

法学部は、1977年(昭和52年)に法律学科のみの学部として誕生し、今日にいたっている。2008年(平成20年)4月1日現在の収容定員は900名である(大学基礎データ表1)。また、学部附属の研究機関で、法学および政治学の現代的課題の研究を目的とする「現代法研究室」を1997年(平成9年)から設置している。本組織はなお完成の途上にあるが、教員の研究活動を促進するとともに、将来的にはオーバードクターの研究支援等にも資することを目指している。

法学部の事務に従事する総務課の職員は、学部長室1名、受付・講師控え室2名(うち1名は臨時職員)、資料室3名(専任職員1名、派遣職員1名、臨時職員1名)である。

### 4) 社会イノベーション学部

社会イノベーション学部は、「成城大学イノベーション・プロジェクト」の最重要な柱として、2005年(平成17年)に政策イノベーション学科と心理社会学科の2学科体制で誕生した。完成年度における収容定員は各学科とも480名である。現在、研究科設置の準備にとりかかっている。

### 5) 共通教育研究センター

共通教育研究センターは、2007年(平成19年)度4月に全学共通教育を企画・運営するために設置された教育研究組織である。全学共通教育の教育面の詳細については、第3章において記述されている。

共通教育研究センターは、「成城大学共通教育研究センター規程」に基づき運営される。同規程に基づいてセンターの基本方針を策定する機関として共通教育運営委員会が設置されている。運営委員会は、各学部長、教務部長、各学部選出教員、センター長から構成される。

事務は、総務課が全般を担当している。

### 【点検・評価】

経済学部の現状を教育組織としてみると、当面の重要な課題は、退職者の補充の遅延等により近年漸減してきた専任教員スタッフを、極力充実させることである。本学の建学時の理念である少人数教育は、経済学部においては特にゼミナール必修制として長年にわたって維持され、大きな成果をおさめてきたと評価しうるが、専任教員の補充について今後もし改善が見込めない場合

には、ゼミナール制度の見直しも避けられなくなるであろう。

文芸学部では、6学科の中に、学科制への移行期(1976年(昭和51年)当時)には聞きなれない名称の学科、すなわちマスコミュニケーション学科およびヨーロッパ文化学科が導入されたことから明らかなように、学科制の移行に際しても、新しい学問領域の開拓に邁進しようとする気概は維持され、また本大学の特色である「少人数教育」は、各学科の演習科目、ゼミナール、卒論指導の形で展開され、学生の自主的勉学、創造性の発揮の場は堅持されてきた。しかし学科制は、大学の使命であり、また社会からの強い要請でもあった高度な専門知識の教授には十分応える制度ではあったが、畢竟、学生が大学から得る知識は、深化はしても狭隘なものになりがちとなり、学部の教育理念である「個人を文化の総合的縮図たらしめる」目標は希薄化したといえるかも知れない。

法学部は、小規模で歴史も浅いが、教育研究組織は整備されているとあってよい。2007年(平成19年)度から新カリキュラムが実施されたが、これによって、さらに独自の特色を打ち出し、教育研究の質を高めることが十分可能と考えている。ただし、少人数教育の更なる徹底のためには、専任教員の補充が必要と考える。

社会イノベーション学部は未完成学部であるので、点検・評価を控える。

共通教育研究センターの組織についても、2007年(平成19年)4月に開設して間もないので点検・評価は困難である。

### 【改善方策】

経済学部では、極力、専任教員スタッフの充実に努める。

文芸学部では、学科制の弱点を克服し、学部の理念を実現するための措置としては、学生が所属する学科以外の学科の授業を自由選択の科目として単位認定する制度を実施している。また2006年(平成18年)度入学者から、「主専攻・副専攻制度」が導入されている。この運用にあたっては、特に新しい組織を設置するか否かは、2006年(平成18年)度入学者が今後進級する過程でどの程度主専攻・副専攻制度が活用されるかにも関わっている。

法学部では、専任教員スタッフの補充、および現代法研究室の充実に努める。

## (3) 大学院研究科

### 【現状説明】

#### 1) 経済学研究科

経済学研究科は経済学部を基礎として、1967年(昭和42年)に経済学専攻修士課程が開設され、1969年(昭和44年)には同博士課程が開設された。その後、経済学部が経済学科、経営学科の2学科制に改組されるのにもない、1981年(昭和56年)に経営学専攻修士課程が、そして1996年(平成8年)に経営学専攻博士課程が開設されて、経済学専攻、経営学専攻とも修士2年、博士3年の5年間の教育課程が備わり、大学院の教育体制が整備された。2008年(平成20年)4月1日現在の収容定員は、経済学専攻博士課程前期30名、同後期21名、経営学専攻博士課程前期20名、

同後期 15 名である（大学基礎データ表 1）。

## 2) 文学研究科

文学研究科は、1967 年(昭和 42 年)4 月に修士課程（のちに博士課程前期）が国文学専攻・英文学専攻の 2 専攻として開設されたことに始まる。以下次々と専攻が増設され、1983 年(昭和 58 年)には、文芸学部 6 学科を基礎に持つ、現在の博士課程 6 専攻の体制が出来上がった。現行の専攻名とその設置年を下記に列記する。

国文学専攻	博士課程前期	1967 年(昭和 42 年)4 月	(当時は修士課程)
同	博士課程後期	1969 年(昭和 44 年)4 月	(当時は博士課程)
英文学専攻	博士課程前期	1967 年(昭和 42 年)4 月	(当時は修士課程)
同	博士課程後期	1969 年(昭和 44 年)4 月	(当時は博士課程)
日本常民文化専攻	博士課程前期	1969 年(昭和 44 年)4 月	(当時は修士課程)
同	博士課程後期	1971 年(昭和 46 年)4 月	(当時は博士課程)
美学・美術史専攻	博士課程前期	1975 年(昭和 50 年)4 月	(当時は修士課程)
同	博士課程後期	1977 年(昭和 52 年)4 月	(当時は博士課程)
コミュニケーション学専攻	博士課程前期	1980 年(昭和 55 年)4 月	(当時は修士課程)
同	博士課程後期	1983 年(昭和 58 年)4 月	(当時は博士課程)
ヨーロッパ文化専攻	博士課程前期	1980 年(昭和 55 年)4 月	(当時は修士課程)
同	博士課程後期	1983 年(昭和 58 年)4 月	(当時は博士課程)

2008 年(平成 20 年)4 月 1 日現在の収容定員は、各専攻ともに博士課程前期 20 名、同後期 15 名である(大学基礎データ表 1)。

## 3) 法学研究科

法学研究科は、1987 年(昭和 62 年)4 月に法学研究科修士課程法律学専攻として開設された。さらに、その 6 年後の 1993 年(平成 5 年)4 月には法律学研究に対する社会的な期待の高まりに応えるべく、理論と応用の両面から研究を深化させ、知識基盤社会の発展に寄与するとともに、研究者として自立した研究活動を行うことができる人材や高い学識をもって専門的な業務に従事することのできる実務家を育成するための体制をつくる必要との認識から、それまでの修士課程を博士課程前期に改組するとともに、新たに法律学専攻の博士課程後期を増設し、現在にいたっている。2008 年(平成 20 年)4 月 1 日現在の収容定員は、博士課程前期 20 名、同後期 15 名である(大学基礎データ表 1)。

### 【点検・評価】

経済学研究科では、現在の研究科と学部の関係、研究科の規模等からみて、現状の組織はおおむね妥当と考えられる。学生数を基準にすれば、十分な教員数を確保しているが、課題はむしろ教員数に比べ学生数が少なく、人的な資源を十分、活用できていないことである。

文学研究科では、文芸学部の6学科のそれぞれの延長上に6専攻が存在する形は、学部教育と大学院教育の間の連携を考慮したものである。またこれが学部時代から大学院の授業を受けられる科目等履修生制度(英文学専攻で2008年(平成20年)度より実施予定)を、よりスムーズに推進させるための土台となっていると評価されよう。

法学研究科の定員を基準とすれば、必要な教員数を確保していると考えるが、今日のわが国の政治、経済そして社会を取り巻く環境変化と国際化の流れのなかで大学院の学生の多様なニーズに適切、効果的に応えていくためには、現状の教員数は必ずしも十分とはいえない。

### 【改善方策】

経済学研究科と文学研究科においては、現在の研究科と学部との関係、および研究科の規模等からみて、現状の組織はおおむね妥当と考えられる。

法学研究科においては、特に、「知的財産法」、「消費者法」、「環境法」、「EU法」など、現在の社会において、そのニーズが大きい科目の継続的な開講を図りたい。

## (4) 民俗学研究所

### 【現状説明】

民俗学研究所は、日本民俗学の創始者柳田國男の蔵書およそ3万7000冊(雑誌含む)を収めた「柳田文庫」・民俗学研究室を基盤として、1973年(昭和48年)4月、成城大学の附置研究所として創設された。創設以来、(1)日本の民俗文化およびこれに関連する調査・研究、(2)研究成果の刊行、(3)「柳田文庫」、「堀文庫」等図書管理および整備、(4)民俗資料の蒐集・整理、(5)内外研究機関・研究者との交流および資料の交換、(6)各種研究会・講演会・展示会の開催、等々の事業を行うことを目的としている。

2007年(平成19年)5月現在、民俗学研究所は所長と主事、運営委員7名(所長、主事、各学部長、所員の中から選ばれた1名)、所員15名、研究員24名、研究生5名、事務職員2名によって構成されている。所長・所員は全て成城大学の専任教員が併任し、その内訳は文芸学部教員11名、経済学部教員1名、法学部教員1名、社会イノベーション学部教員3名である。研究員は所員指導のもとで、特別研究(機関研究)または共同研究、個別研究に従事している。研究生は特別研究、共同研究の補助的な役割を果たしている。

民俗学研究所の意思決定組織は運営委員会であり、年3回開催される会議において人事・事業計画、予算およびその他研究所の運営事項について審議し、決定している。

なお、柳田文庫の蔵書は民俗・郷土誌関係・歴史を中心として広く関連諸科学にわたっている。また、和書だけでなく、洋書への関心と蒐集についても、当時の我国の学問水準の最先端に位置していた。特に、人類学関係は、学史上重要な文献が網羅されている。和漢書約15,500冊、洋書約1,500冊、逐次刊行物約1,500種、計37,000冊が所蔵されている。

**【点検・評価】**

研究活動を活性化するためには、これに専念できる専任所員の存在が不可欠であり、それを支える事務職員の増員が必要である。後者に関しては、現在事務嘱託1名と臨時職員1名を臨時に採用し、かろうじて業務が遂行されているというのが実状であり、改善が急務である。

**【改善方策】**

所員の専任化、事務職員の増員については、将来計画の一環として全学的に検討する中で解決を図りたい。

**(5) 経済研究所****【現状説明】**

経済研究所は、経済全般に関する研究・調査および資料の収集、所蔵資料の「高垣文庫」や金融関係の文献の整理・拡充などを行うことによって、学術的研究の発展に寄与すべく1987年(昭和62年)に発足した。発足以来、高垣文庫を充実すべく文献収集・整備を進めると同時に、機関誌の発行、各種講演会・研究会の開催、等々の事業を行うことを目的としている。

経済研究所は、本邦における貨幣経済論の第一人者であった高垣寅次郎博士の蔵書を収めた「高垣文庫」をもとに、1987年(昭和62年)4月に発足した。経済全般の研究・調査、資料収集を行い、学術研究の推進に寄与することを目的としている。

構成員は、2007年(平成19年)5月1日現在、所長、主事、運営委員8名(各学部長、所員の中から選ばれた2名)、所員29名(学部別の内訳は経済学部18名、文芸学部3名、法学部3名、社会イノベーション学部5名)、客員所員3名、研究員6名である。所員はすべて、成城大学教員が兼任している。

経済研究所の研究および運営に関する重要事項については、運営委員会および所員会議で意思決定がなされている。運営委員会は、所長、各学部長、主事および主事を除く所員のうちから選出された2名の所員によって構成され、所長の選考、所員会議の議を経た人事、事業計画、予算および決算について審議する。また、所員会議は、全所員で構成され、人事、事業計画および決算等について審議する。

研究活動の運営上、研究第1部(歴史・思想部門)、研究第2部(理論・現状)の2部門を設置し、それぞれにプロジェクト研究担当者を配置して、プロジェクト研究を実施している。両部門は常設であるが、プロジェクトは2~5年のサイクルで完了する。プロジェクト研究の担当者は、プロジェクトごとに決められる。

事務組織としては、現在、専任の事務職員2名(うち事務主任1名)が配置されている。

なお、高垣文庫には、和図書約6,000冊、洋図書約7,000冊、和洋雑誌約130タイトルなどが所蔵されており、規模はそれほど大きくないが、経済分野の特色あるコレクションとして知られている。たとえば、アダム・スミス、ジェームズ・スチュアート、マルサス、リカードなどの18-19世紀の著名な経済学者の原典はもとより、19世紀初頭のイギリス地金論争のパンフレット、ルイ

15世の財務総監であったジョン・ローの著作とその関連文献など、貴重な文献が含まれている。

### 【点検・評価】

- ・各学部から所員が選出されており、大学の附置研究所にふさわしい所員の構成となっている。
- ・プロジェクト研究が、機動的に組めるような体制となっている。
- ・論文執筆の機会を与えるなど、研究員制度はうまく機能している。
- ・所員がすべて、成城大学教員の兼任であり、客員所員、研究員も他大学教員、他研究所職員等の兼任であり、専任の研究員が存在しない。そのために、研究所の業務に専念できる研究スタッフがいないこと、研究所の業務が大学教員にとって「追加業務」となっていることが、研究所としての独自の研究プロジェクトを進めるうえで、障害となっている。
- ・学外の研究者のために客員所員、研究員の制度が存在するが、積極的に学外の研究者と共同研究を組めるような体制となっていない。
- ・これまでの業務範囲で適宜臨時職員を利用すれば、この人員で運営可能である。しかし、近い将来、高垣文庫の文献の公開を予定しており、その際には事務職員の増員が必要となる。
- ・研究生については、規約はあるが現在までおかれていない。

### 【改善方策】

所員の専任化、困難な場合には出向の形、および事務職員(司書)の増員を希望するが、将来計画の一環として全学的に検討する中で解決を図る。

## (6) メディアネットワークセンター

### 【現状説明】

#### < 設立の経緯 >

2005年(平成17年)10月1日、メディアネットワークセンターは情報センターとLLセンターを統合して設立された。情報センターは1999年(平成11年)4月1日に設立され(前身は1980年(昭和55年)4月1日設立の計算機センター)、コンピュータおよび情報ネットワークを利用する教育、研究、事務の執行その他の活動を円滑に推進するために業務を行ってきた。一方、LLセンターは1980年(昭和55年)4月1日に設立され、LL教室およびその付属機器を各学部が円滑に利用するための業務を行ってきた。両センターの組織的な統合がコンピュータ、マルチメディア、インターネットを活用する新たな授業方法の導入や運用に有効に機能するとの判断から、メディアネットワークセンターが構想された。

メディアネットワークセンターは、設立を検討する過程の中で、情報センターとLLセンターの資産を引き継ぎつつも、外国語や情報に限定されないすべての分野でメディアを活用する教育活動の支援を主要な業務のひとつとして加えるとされた。2005年(平成17年)7月、成城大学は「メディアネットワークセンター規則」を制定し、その中で、組織の目的を「コンピュータ、情報ネットワークおよびマルチメディア設備を管理運用することにより、本学の教育、研究および事務の

業務に資すること」とし、目的の実現のために次に掲げる業務を遂行すると定めた。

- (1) 教育研究用学内 LAN の整備および管理運用
- (2) 事務システム用学内 LAN の整備および管理運用
- (3) コンピュータに関連する施設・設備、マルチメディア設備の整備および管理運用
- (4) 教育、研究および事務においてメディアネットワークを利用する者に対する支援
- (5) その他、組織の目的を達成するために必要な業務

#### <組織>

##### 1. 委員会

「メディアネットワークセンター規則」に定められたメディアネットワークセンター委員会があり、年間4回程度開催される。

##### 2. 事務組織

メディアネットワークセンターの事務組織は、教員兼務のセンター長、副センター長それぞれ1名、専任の事務職員8名からなる。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 事務長(課長を兼務)
- (4) 技術主任
- (5) 主任(4名)
- (6) 書記(2名)

上記のほかに派遣職員3名、ネットワーク管理業務委託契約職員1名、CALL教室等運用支援業務委託契約職員1名、学生支援アルバイト15名、教員支援アルバイト5名が業務を補助している。

事務組織は、(1)総務、(2)教育研究支援、(3)教育研究システム、(4)事務システムの4つのグループにそれぞれ職員を配置する構成を採っている。

#### <業務内容>

メディアネットワークセンターの業務を概括すると次のとおりである。

- (1) 教育研究用学内 LAN の整備および管理運用  
教員、学生が利用する物理的論理的ネットワークの企画、発注、サーバー構築、稼働後の機器の管理運用、セキュリティ管理などを行っている。
- (2) 事務システム用学内 LAN の整備および管理運用  
事務職員が利用する物理的論理的ネットワークの企画、発注、サーバー構築、稼働後の接続機器の管理運用、セキュリティ管理、教学システム「Campus Square」利用支援など。
- (3) コンピュータに関連する施設・設備、マルチメディア設備の整備および管理運用  
学内の教室、研究室、自習スペースへのコンピュータやマルチメディア機器の導入設置、ソフトウェアの導入、動作設定。また、CALL教室や音響・映像教材制作設備の企画、導入。
- (4) 教育、研究および事務においてメディアネットワークを利用する者に対する支援  
学生、教員に対しては、利用者登録・削除などユーザー管理、教室や研究室、オープンルー



ムでのコンピュータやインターネット利用者に対する指導、障害時の復旧支援、eラーニングシステム管理運用・利用支援、CALL 教室における授業支援システムの操作指導など。事務職員に対しては、コンピュータの設定・設置、インターネット利用指導、グループウェア利用指導など。

(5) その他、組織の目的を達成するために必要な業務

大学ウェブサイト制作・運用支援なども業務として行っている。

### 【点検・評価】

メディアネットワークセンターとしての実質的な業務は2005年(平成17年)11月から開始されたが、さまざまな問題点が顕在化し、組織の本来的な目的を達成するため個々の課題に取り組まなければならない状況である。

メディアネットワークセンターは、ネットワークの構築・管理を外部業者に依らず業務のすべてを正職員2名と業務委託契約職員1名が担っているが、業務量が多いこと、また本来の担当ではない業務に当たらざるを得ないことも多く、時間外勤務が増加している。

教室設置機器の支援には専任職員1名、派遣職員1名、大学院の学生などの学生アルバイト1名ないし2名があたっているが、専任職員はほかの業務も担当しており、教室からの支援要請に応じきれない場合がある。

メディアネットワークセンターは、教育研究のためのネットワーク環境を効果的、効率的に提供することが必要と考えているが、学生や教員など利用者の総合的なニーズを汲みあげる十分な機会がないまま機器等の導入がされ、利用方法の異なる複数の環境が生まれている。

大学が提供するネットワークサービスは従来型の教育や研究の方法を画期的に改善する効果があるが、サービスの種類の増加は一方で学生や教員自身が複数のIDを管理する必要を生み、パスワードの忘失、利用の放棄などがみられる。

情報倫理に関する啓蒙活動については、ホームページや冊子での利用案内、インターネット利用上のガイドラインを配布して利用者教育を行っているが、自主学习スペースなどでの教育研究目的以外の利用がみられる。

### 【改善方策】

学内 LAN の整備・管理運用については、安定性の維持、先進的技術導入の観点から、技術系職員の継続的な確保を図る。

ニーズとポリシーが合致したネットワーク環境が提供運用されるよう、学内の利用者の代表とメディアネットワークセンターからなる協議機関、あるいはメディアネットワークセンター委員会専門部会を開設しニーズの集約とこれに適った導入実施計画の立案を行う。

学生や教員が安全にまた簡便に情報サービスが利用できるよう、学内のネットワークサービスを再点検し、外部機関の参加も含めアカウント統合を行う。

利用者教育については情報関連授業だけではなく、メディアネットワークセンターの業務のひとつとしても取り上げられなければならない。インターネットや設備利用のガイドラインを広く告知・啓蒙し、定期的開催される研修コースを設ける。

第3章 学士課程の教育内容・方法等



## 1. 学士課程の教育内容・方法等

各学部についての記述の前に、各学部に通ずる事項および、学部の教養教育を中心とした全学共通教育カリキュラムを実施する組織である共通教育研究センターについての記述をする。

### (1) 全学共通事項

#### ① 教育課程等

(生涯学習への対応)

B群 生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

#### 【現状説明】

本学は、教育研究上の成果を、地域住民および市民一般へ還元することは、「知的基盤社会」の中核たる大学の重要な責務であるとの認識を有し、生涯学習を重視している。

生涯学習あるいは勉学を目的とする科目等履修生および聴講生が、毎年4学部および3研究科の開講科目を履修している。学士課程の開講科目については、科目等履修生として、2005年(平成17年)度では、7名13科目、2006年(平成18年)度では14名27科目、2007年(平成19年)度では13名21科目であった。また、聴講生については、2005年(平成17年)度では、23名36科目、2006年(平成18年)度では21名31科目、2007年(平成19年)度では25名37科目であった。また、大学院前期課程の開講科目については、科目等履修生として、2006年(平成18年)度では1名2科目、また、聴講生については、2005年(平成17年)度では、17名24科目、2006年(平成18年)度では18名28科目、2007年(平成19年)度では9名19科目であった(なお、科目等履修生および聴講生に関する各学部および各研究科の個別事情については第4章の当該項目を参照)。

なお、本学では、上記の学士課程ないし大学院前期課程科目の受講の機会を社会人に提供する以外に、社会貢献として、地域住民および市民一般に対し、生涯学習の機会の提供を重視している。

2006年(平成18年)4月に成城大学生涯学習支援組織「成城 学びの森」を発足させ、多人数を対象とした1回の完結型オープン・カレッジや、少人数を対象とした数回連続型の講座コミュニティー・カレッジ(いわば、授業型)を多数開講しており、好評を得ている(第9章参照)。

また、民俗学研究所および、経済研究所も講演会や展示会などを実施している(それぞれ、285頁、289頁参照)。

#### 【点検・評価、改善方策】

科目等履修生および聴講生については一定の評価は得ているが、登録者数があまり多いとは言えないので、PR等を強化する。

## ② 教育方法等

## (教育効果の測定)

## B群 卒業生の進路状況

## 【現状説明】

「大学基礎データ」(表8)からも分かるとおり、本学の学生のほとんどは民間企業に就職している。

大学院への進学は、各学部とも、卒業者数に対して2~3%である。

【表3-1】は過去3年間の学部別就職状況である。このデータからも理解できるように、就職先に関しては、所属学部による固定的な偏りはみられない。これは、人文・社会科学系の大学である本学の場合、企業からの求人は所属学部を限定せずに、その結果、さまざまな業種に学生がトライし、就職しているからだといえる。あえていうならば、経済学部、法学部の学生は「金融業」関係に、そして文芸学部の学生は「教育・マスコミ・サービス業」関係に進む割合が高い。

「大学基礎データ」(表8)についてさらにみると、「その他」の卒業者数に占める割合が30%前後ある。その内容は、主に専門学校、留学等をはじめ、「就職しない」という者＝「不就職」、中でも高い割合を示すのが「未定・不明者」である。【表3-2】は、過去3年間の「その他」の内訳である。調査年度によって、分類項目が若干異なるため、「\*」印で示したとおり、比較が不能なものもあるが、「未定・不明」が高い割合を示していることが分かる。

表 3-1 学部別就職状況

	2006年度			2005年度			2004年度		
	経済学部	文芸学部	法学部	経済学部	文芸学部	法学部	経済学部	文芸学部	法学部
農・林・水産・建設・不動産・運輸・通信・エネルギー業	10.3	11.3	16.4	11.6	9.1	10.9	9.9	9.4	11.9
製造業	17.3	14.4	12.2	16.8	15.6	9.2	17.4	15.4	13.8
卸売・小売業	15.5	16.5	12.2	15.5	19.6	16.3	20.7	20.2	18.4
金融業	30.8	19.5	34.7	27.1	20.7	28.3	23.5	14.2	23.0
教育・マスコミ・サービス業	20.6	31.8	17.0	22.9	24.4	25.0	17.7	21.9	12.5
教員・公務員・その他	5.5	6.5	7.5	6.1	10.6	10.3	10.8	18.9	20.4
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表 3-2 「大学基礎データ表 8」における「その他」の内訳 (単位：人)

	卒業 者数	「その 他」の合 計	内 訳				
			学士入学・他 大学進学	専門学 校・留学	家事手伝 い・アル バイト	不就職	未定・不明
2006 (平成 18)	1,068	261	4	30	15	56	156
2005 (平成 17)	1,163	363	2	27+20 (*)	24	64	226
2004 (平成 16)	1,115	355	6	25	12	- (*)	312

(\*)：調査項目の分類が異なっているもの。

### 【点検・評価】

前述のとおり、本学卒業生の進路は、そのほとんどが民間企業への就職となっている。従って、ここ2、3年の企業の採用状況の拡大もあって、相応の高い就職率を維持している。ただ、卒業生の進路状況の中で、特に注意すべきは、「未定・不明」の者である。卒業生数に対して、2004年(平成16年)度においては28.0%、2006年(平成18年)度においても14.6%となっている。この割合は、低くなりつつあるとはいえ、本学のような規模の大きくない大学においては、未だ努力の要するところだと考える。

進路状況については、各学部のゼミナール指導教員、クラス担任と連携を図り、キャリア支援部に報告するように呼びかけをしている。その場合、学生各人による Web での登録あるいは紙ベースによる窓口での受付を行うことで、その把握に努めている。それでも報告の無い者には、年度末に郵便による問い合わせをしてきた。ただ、2006年(平成18年)度においては、報告が無い者一人ひとりに対して、電話による確認作業を行った。その結果、「未定・不明」としての者が2004年(平成16年)度に比較して約半分にする事ができたことは評価に値する。しかも、156名のうち、26名は就職を希望しながら就職ができないでいる未定者であることが分かった。また、ほかの130名はまったく連絡の取れない者、あるいは家族等に連絡がついても当人からの回答が無い者であった。

### 【改善方策】

現在、企業からの大学に対する求人は、「学部不問」とする所属学部の特定がなされていない場合が多いため、教育効果の測定については、学部間の比較評価等が難しい状況にある。

しかしながら、今後も教育効果が学部別にどのような影響を及ぼしているのか、引き続き細かい分析を含め、多面的に進路状況の把握に努めていくことが重要と考える。

進路状況の把握に関しては、2006年(平成18年)度の結果を評価し、これと同様の手法を継続することを考えている。つまり、①学生本人による Web での登録あるいは紙ベースによる窓口での受付、②適切な時期(企業の内定式後)にゼミナール担当教員等の協力を得て進路先の把握と報告の呼びかけ③年度末に電話による問い合わせという流れで、把握率を向上させていくということである。

この過程であきらかになった、就職を希望しながらその進路に進めないでいる者への支援を考  
える必要がある。2006年(平成18年)度においても、電話による聞き取り調査時に実施したこと  
だが、①キャリア支援部で求人情報を保有している状況を伝えること、②個別相談に応じるので  
キャリア支援部に足を運ぶように呼びかけをすることである。今回は、その呼びかけに応じて2  
名の者が来部したが、その後継続的な相談に繋がらず、結果として就職には結びつかなかった。

#### (厳格な成績評価の仕組み)

A群 成績評価法、成績評価基準の適切性

B群 厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

#### 【現状説明】

##### 1) 成績評価

授業科目修了の認定の方法は、平素の成績および筆記試験または論文による。ただし、実技、  
実習、演習などは、平素の成績によって認定することができる。成績評価方法は学則第25条によ  
り優・良・可および不可の4段階に区別して表示し、不可は未修了とする。なお、出席不良【学  
則第23条第1項により当該授業科目について、出席すべき時間数の1/3以上欠席したもの】、未  
受験、レポート未提出等で評価ができない場合には、不可【評価不能】とする。

表 3-3 成績評価方法

評価	合格						不合格	
	優		良			可	不可	
素点	100~90	89~80	79~75	74~70	69~65	64~60	59~0	評価不能
成績	AA	A	BB	B	B-	C	D	/

※ / (斜線) は、評価不能な場合、即ち出席不良・未受験・レポート未提出等で評価できない場合に  
表示される

##### 2) 成績評価の開示

例年前期成績は9月中旬以降、学年末(後期)成績は3月下旬以降 Campus Square for Web に  
て開示している。また、成績表交付期間内には、希望者に対し成績表の交付を教務部学務課窓口  
で行っている。

なお、保護者から成績確認の依頼があった際、事情を考慮したうえで教務部が必要と判断した  
場合には、保護者に成績を開示している。

##### 3) 成績評価問い合わせ制度

本制度は、本人の成績評価に疑問がある場合、担当教員に問い合わせの申請をすることができ、  
その回答および結果を申請者本人に開示する制度である。

表 3-4 成績評価問い合わせ制度実施状況 (件数)

学部	2005年		2006年		2007年
	前期	後期	前期	後期	前期
経済学部	30	39	22	41	44
文芸学部	28	27	16	29	32
法学部	17	59	17	42	10
社会イノベーション学部	3	6	15	24	11
短期大学部	6	0	0	0	-
大学院	0	2	0	0	0
計	84	133	70	136	97

申請および回答はすべて教務部学務課を通して行う。なお、申請にあたっては、次の条件を満たしていることが必要である。

●申請の条件

- ①該当科目の授業に2/3以上出席していること（大学学則第23条第1項）。
- ②該当科目の定期試験および定期試験に代わるレポートをすべて受験・提出していること。
- ③成績評価の基準として『シラバス』の「成績評価の方法」に科目担当者が記載している諸条件を満たしていること。

【点検・評価、改善方策】

成績評価のWebによる開示、および成績評価問い合わせ制度が整備されていることは学生にとって大きなメリットであり、評価できる。

(履修指導)

A群 学生に対する履修指導の適切性

【現状説明】

教務部では教務課・学務課計14名の専任職員が、適切な履修指導を行うよう努めている。4月前半には新入生、在学生向けに集中的に各種ガイダンスを開催し、カリキュラム全般についての説明を行っている。

履修相談は、随時カウンターにて応じているが、2004年(平成16年)度より相談が集中する前期開講前に「履修相談日」を設けた(2005年(平成17年)度より後期開講前も実施。各3日間)。相談内容は、履修方法に関する事、個々の授業に関する事、進級・卒業に関する事等、多岐に亘るが、適宜、学部の指示を仰ぎながら対応している。卒業要件を満たすかどうかの質問に対しては、学生の成績を学生・職員の両方で確認し、回答している。

また、所定の書式に相談内容を回答と併せて記録し、部内で定期的に研修を行い、誰が相談を受けても適切でかつ同じ内容の回答ができるよう啓発に努めている。

なお、2006年(平成18年)度より、全学で履修登録をマークシート方式からWebを利用した方



式(Web履修登録)に移行した。実施にあたり、全在学生(5,110名)を対象にパソコン教室で説明会を開催した(3日間。出席851名)。2007年(平成19年)度は新入生(1,432名)を対象に説明会を開催した(3日間。出席926名)。Web履修登録の場合は、登録エラーが即時に判明するため、速やかに適正な履修に修正することが可能になった。また、登録後に進級・卒業を自己判定できる機能を有しており、「この履修で卒業(進級)ができるか」という内容の質問は激減した。教務部では履修登録締切後、進級・卒業対象年次の履修内容を確認して、進級・卒業要件不備の学生は個別に連絡し、履修訂正の指導を行っている。

教職課程・学芸員課程については、『シラバス』に説明事項を記したうえで、適宜ガイダンスを開催している。開催にあたっては事前連絡を徹底し、教職課程・学芸員課程ともに不明な点がある場合には、必ず教務部に相談するように学生に周知し、対応している。

#### 【点検・評価、改善方策】

教員による履修指導については各学部の記述にあるとおりだが、事務局局としての対応は上記のようにきめ細かいものであり、改善が進んでいる。しかし、さらなる改善点を探るため、今後も学生の要望に注意深く対応する。

#### (教育改善への組織的な取り組み)

##### A群 シラバスの作成と活用状況

#### 【現状説明】

本学では、カリキュラム全般について説明する『履修の手引』および各授業科目の講義内容を記した『シラバス』を配布している。2003年(平成15年)度に『シラバス』の体裁・記載事項等を見直し、項目として、①教科書 ②授業の内容 ③授業の計画 ④授業の方法 ⑤成績評価の方法 ⑥履修者への要望 ⑦参考文献を設け、統一化を徹底した。学生に授業科目の内容と年間授業回数に合わせた計画を具体的に示し、それらに従って授業が行われることを呈示し、授業をうけるための要件や試験・レポート・課題など成績評価の方法等を明記することにより、成績に明確かつ客観的な基準を与えるようにした。

2004年(平成16年)度には冊子の発行とともに、Web上で公開した。学外からも『シラバス』を閲覧できるようになり、学生だけでなく聴講生や科目等履修生からも利便性が向上したとの声が寄せられた。

2005年(平成17年)度に一部学部でWebを利用した履修登録を開始した(2006年(平成18年)度より全学で実施)ことに伴い、『Webシラバス』の利便性のさらなる向上を進め、ペーパーレス化の検討に着手した。

なお、2005年(平成17年)度以降の各学部のカリキュラム改革、2007年(平成19年)度の全学共通教育カリキュラム本格導入に伴い、入学年度により扱いが異なる授業科目が増えたため、2007年(平成19年)度『シラバス』では巻頭に「授業科目一覧表」を掲載した。

**【点検・評価、改善方策】**

『シラバス』を Web 上で公開していることは上述のように好評を得ている。また『シラバス』そのものが大変読みやすいという声もあるが、他大学の先進例なども研究していく。

**(教育改善への組織的な取り組み)****B群 FD活動に対する組織的取り組み状況の適切性****【現状説明】**

ファカルティディベロップメント活動は、これまで各学部においてそれぞれ独自に行われてきたが、大学全体として組織的に実施すべきという新学長の方針の下、「FD タスクフォース」(2007年(平成19年)12月に設置)における検討の結果、「成城大学 FD 委員会規程」が2008年(平成20年)2月に制定され、2008年(平成20年)4月から全学的に実施されることとなった。

**【点検・評価、改善方策】**

これまで学部別に行われてきたファカルティディベロップメント活動が、全学的組織である「成城大学 FD 委員会」の下、より組織的に行われるようになり、かつ、新しい試みである新任教員研修や公開授業、ファカルティディベロップメント講演会などについての議論が高まることが期待されるが、具体的には今後の議論による。なお、新学部である社会イノベーション学部においては、この点において先行しており、すでに公開授業、ファカルティディベロップメント講演会などの取り組み実績がある。また、後述するように、共通教育研究センターの専任教員のうち2名は大学教育学会の会員であり、かつ同センター自体も団体会員として入会予定である。このように、本学はファカルティディベロップメント活動に対する取り組みを今後急速に進展させる予定である。

**(授業形態と授業方法の関係)****B群 マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性****【現状説明】**

マルチメディアの授業への利用は、教員個人の判断に委ねられ、授業時間割を編成している教務部が機器の配置されている教室に授業を配当している。メディアネットワークセンターは、マルチメディア棟ともいべき8号館におけるマルチメディア機器の利用支援を業務のひとつとして行っている。

メディアネットワークセンターでは、WebClass と ALC NetAcademy2 の e ラーニングシステムを運用し、授業の補完的ツールとして提供している。WebClass には2007年(平成19年)5月現在、のべ32名の教員による76のコースが開設され、登録学生数は4,413名となっている。利用の内容は、Web 上で、授業教材を閲覧させる、担当教員と学生が意見交換を行う、テストやアンケートの実施などとなっている。2007年(平成19年)4月に提供を開始した英語自習システムの ALC NetAcademy2 は学内外から Web 上ですべての学生が学習できるものであり、あらゆる広報手段で

利用を呼びかけている。

### 【点検・評価】

8号館の各教室では、ネットワーク上の教育研究資源やメディア教材をスクリーン上に映写してより実感的な授業が行われるようになったことは評価できるが、全学的な広がりにはいたっていない。授業収録や遠隔講義システムなどはほとんど利用されていない。

### 【改善方策】

教育へのマルチメディアの活用がより多くの授業で効果を上げるために、各学部の担当教員と授業支援部門からなる全学的な協議機関を設け、授業方法の改善について検討する。また、教員の意識向上を図るために、学内外の先進的な取り組み事例の研究を計画的に行う。

#### (授業形態と授業方法の関係)

B群 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性

### 【現状説明】

本学においては、現在「遠隔授業」は行っていない。メディアネットワークセンターが提供しているeラーニングシステムは教室で行われる授業の補完的なものであり、遠隔授業科目として制度化されているものではない。

## (2) 共通教育研究センター

成城大学イノベーション・プロジェクトの重要な柱として、教養教育を中心とした全学共通教育の充実が謳われ、その目標を具体化するために共通教育研究センターが設置された。本センターは、豊かで広がりのある内容の科目群を各学部を提供し、さらに学部の専門性とも連携をはかりつつ、この目標に向けて全学共通教育カリキュラムを企画・運営、検討する。

なお、本カリキュラムの各学部における位置づけについては【表 3-6】(60頁)を参照されたい。

## ① 教育課程等

### 【目標】

全学共通教育の具体的な教育目標は、

- (1) 多様化する社会、文化を理解できる素養を育てる
- (2) 批判的かつ創造的な思考力・判断力を培う
- (3) 主体的に学び、積極的にコミュニケーションをとる能力を養う

という3つの柱におかれている。

(学部・学科等の教育課程)

- A群 学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連
- A群 学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性
- A群 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- B群 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- B群 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- B群 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

【現状説明】

全学共通教育は、学部ごとの専門科目と併行して、教養教育を中心とした全学共通教育カリキュラムとして2007年(平成19年)度より導入された(一部科目は2006年(平成18年)度開始)。その具体的目標は上記にあげた3つの柱にある。これらは、新たなものを創造する柔軟な思考力やそれを支える教養を具えた人材養成を目的とする共通教育科目の理念に合致しており、学校教育法第52条、大学設置基準第19条に掲げられた内容を十分に満たすものである。学部および学年の区別なく、学生の関心や習熟度に応じて幅広い領域から履修することができるようになっていくのが特徴である。

全学共通教育カリキュラムはつぎの5つの科目群から構成される。

- (1) リテラシー科目群
  - ① 「WRD」(「ワード」)
  - ② 外国語科目
  - ③ IT科目
- (2) 教養科目群
  - ① 総合科目
  - ② 成城学
  - ③ 系列科目
- (3) キャリアデザイン科目群
- (4) 教職課程科目
- (5) 体育実技科目

上記(1)～(5)の各科目群について、つぎに説明する。

## (1) リテラシー科目群

リテラシー科目群は、全学共通教育の理念に基づき、大学における学習および社会生活において必要なコミュニケーションをとる能力を身につけるための科目で構成されている。具体的には、大学におけるさまざまな学習の基礎となる知識の理解力、創造的な思考力、的確な判断力を培うための科目、国際化する社会の中で、国際的なレベルでのコミュニケーションに対応する能力を養うための科目、高度情報社会の中で、情報を的確に処理し、主体的に情報を創造し発信する能力を身につけるための科目などによって構成されている。具体的には次の①～③である。

## ①「WRD」

高等学校までの勉学は一定のプログラムに従って提供される知識の受容を中心とされているが、大学の勉学は自分で問題の所在を明らかにし、自発的に思考をめぐらし、しかもその結果を自らの言葉として表現することを基本とする。こうした大学での学びの姿勢を修得するのが、「WRD」である。

「WRD」は、「Write 書く、Read 読む、Debate 議論する」の頭文字である。これらの行為は、どの学問においても土台となるものであり、先述したような実践的訓練をする場でもある。なお、「WRD」の授業内容の方向性を示した参考図書として、成城大学共通教育研究センター監修『大学での学び方―「思考」のレッスン』（勁草書房）を2007年（平成19年）4月に刊行し、授業で活用されている。

主として1年次生を対象とし、通年4単位授業である。2007年（平成19年）度は26クラスが開講されている。

## ②外国語科目

外国語科目は、学生の国際的コミュニケーション能力を高めるために、各学部設置の外国語科目に加えて設置されている。

大学入学以前に既習の英語については、聴く・話す・読む・書くの技能向上を目指すクラス、卒業後に必要となるビジネス英語を集中的に学ぶクラス、多読による読解力養成を目的とするクラスがある。

その他の外国語（独語、仏語、スペイン語、中国語、韓国語）は、初歩文法を学ぶクラスから、高度なコミュニケーション能力を養成するクラスまで段階を追ったクラス編成となっている。

すべて通年2単位授業である。2007年（平成19年）度は、「英語リスニング&スピーキング」（初級3クラス、中級1クラス、上級1クラス）、「英語リーディング&ライティング」（初級3クラス、中級1クラス、上級1クラス）、「英会話選択」（2クラス）、「ビジネス英語」（3クラス）、「英文多読」（1クラス）、「Academic Communication」（1クラス）、「独語選択」（初・中・上級1クラスずつ）、「仏語選択」（初・中・上級1クラスずつ）、「独会話選択」（初・中級1クラスずつ）、「仏会話選択」（初・中級1クラスずつ）、「スペイン語選択」（初級1クラス、「中級・ディプロム」1クラス）、「中国語選択」（初級2クラス、「中級・ディプロム」1クラス、「中級・講読」1クラス）、「韓国語選択」（初級2クラス、「中級・ディプロム」1クラス）の計36クラスが開講されている。なお「中級・ディプロム」は各外国語の資格認定試験突破を目指す授業である。

## ③IT科目

IT科目は、基礎的なパソコンの操作方法はもちろん、全学共通教育の理念に基づいて、パソコ

ンを用いてコミュニケーション能力（情報受信発信能力）やプレゼンテーション能力（表現能力）を身につけることを目的としてカリキュラムが展開されている。具体的には、ワープロソフトを用いた文書作成方法や、表計算ソフトを用いたデータ処理、インターネットを活用した情報収集と整理など、パソコンの基本的な活用の手法を学ぶ科目、その応用科目として、パソコンを用いて統計学的なデータ処理の手法を学ぶ科目、パソコンを用いて画像や映像を加工・編集したり、ウェブページを制作したりすることを通じて、情報の整理や表現の手法を学ぶ科目が設置されている。これらの授業においては、情報社会における倫理的問題についても時間を割いてとりあげられている。

すべて半期2単位授業である。2007年（平成19年）度は「コンピュータ・リテラシー」A1(12クラス)、A2(14クラス)、B(2クラス)、C(2クラス)、D(2クラス)、E(2クラス)、計34クラスが開講されている。

## (2) 教養科目群

教養科目群は、「現代社会において生活を営む市民として必要な教養を身につける」ことを目標に設置されている。近年、学問は専門という名のもとに細分化しており、これらを統括的に捉える眼を養うために、現代社会の多様なあり方を積極的に学び、思考訓練をすることはきわめて重要である。この点に鑑みて、現代における「教養」を志向する。具体的には次の①～③である。

### ① 総合科目

総合科目は、特定の主題に関する諸現象を、学際的・総合的に分析・把握する能力を養うとともに、教養科目・専門科目を問わず、学習の動機づけを行う講義である。コーディネーターである教員が、学生の自発的な学習を支援するよう、講義の方向づけを行う。

開講されるテーマは毎年、見直される。2007年（平成19年）度の開講のテーマは以下のとおりであり、計5コマが開講されている。

「明治」、「生と死」、「伝統文化への招待：古典文化と生活文化」、「環境問題(1)：歴史と現状—都市の生活を中心として」、「環境問題(2)：過去から未来への遺産、将来への展望」すべて半期2単位授業である。上記の内容が「総合講座」Ⅰ～Ⅴとして開講されている。

### ② 成城学

成城学は、成城大学独自の科目である。2007年（平成19年）度時点では、成城学園に関する内容、成城という地域の歴史や地理に関する内容、成城の民俗誌に関する内容で構成されている。成城学には、講義形式を中心とするものと、学生参加型の授業形式のもの（成城フィールド・スタディー）とがある。

すべて半期2単位授業である。2007年（平成19年）度は「成城学Ⅰ：柳田國男と民俗学」、「成城学Ⅱ：成城学園と教育」、「成城学Ⅲ：成城フィールド・スタディー・成城の景観について考える〈理論・方法を中心に〉」、「成城学Ⅳ：成城フィールド・スタディー・成城の景観について考える〈実践・分析を中心に〉」の4コマが開講されている。

### ③ 系列科目

系列科目は、9つの学問分野による分類の下に、各分野を概観し基礎知識を提供する「基幹科目」と各分野の最新の話題や特殊事項の研究を志向する「展開科目」から構成されており、各科

目間は重層構造をもっている。学問分野という視点、時間（歴史）と空間（地域）という視点や、関心のある主題という視点など、受講生のさまざまな関心や興味に合わせた組み合わせで受講することによって、幅広い教養の獲得だけにとどまらず、所属学部の専門的研究を補う広い視野を確保できるよう工夫がなされている。また、教養科目群のコンセプトである現代における教養を志向すべく、現代を考えるにふさわしい内容を中心とした科目が配置されている。なお、展開科目は2年ごとに開講テーマが見直されることになっている。

すべて通年4単位授業である。2007年（平成19年）度の開講状況は次のとおりである。なお括弧内の「基」は基幹科目、「展」は展開科目を指し、その後の数字が開講科目数である。「現代社会論系列」（基2、展4）、「社会構造論系列」（基5、展3）、「思想・人間論系列」（基5、展3）、「表現文化論系列」（基3、展5）、「歴史文化論系列」（基5、展5）、「地域空間論系列」（基2、展10）、「数理学系列」（基1、展2）、「自然科学系列」（基4、展2）、「心身論系列」（基1、展1）。以上、計63科目が開講されている。

### (3) キャリアデザイン科目群

キャリアデザイン科目群は、大学卒業後、ひいては将来の人生設計に欠かせない職業観や職業人としての倫理に関して学習する科目群である。単に「就職活動対策」という位置づけの内容だけではなく、働くことの意義や、適職をみつけるための自己分析の方法などを学びながら、自分のキャリア（＝人生）を発見し構築していくことを主たる目的とする科目群である。

具体的には半期講義の「キャリア形成論」Ⅰ～Ⅳがおかれている。Ⅰは主に1・2年次生を対象にキャリア形成の意義や手法に関する講義、ⅡはⅠを前提としたグループワーク、Ⅲは2・3年次生を対象にしたグループワーク、Ⅳは多様なキャリア理解を目的としてゲストスピーカーを招いて構成されるオムニバス形式の講義である。

すべて半期2単位授業である。2007年（平成19年）度は「キャリア形成論」Ⅰ～Ⅳそれぞれが2コマずつ、計8コマが開講されている。

### (4) 教職課程科目

教職課程科目は、中学・高等学校の教員免許取得を目指す学生のために設置された、いわゆる教職課程を構成する一連の科目である。将来、教職に就く学生に向けて、教職試験の突破だけにとどまらない、豊かな経験に基づいた教師となることができるよう授業内容にも工夫がなされている。とりわけセンターが中心となって教育内容の検討をすすめているのは、教職課程を履修するにあたって取得希望免許に関わりなく、すべての課程履修者が取り組まねばならない「教職に関する科目」である。具体的には、教職の意義、教育の基礎理論、指導法、生徒指導・相談等に関する諸科目がそれにあたる。取得免許に応じて履修する「教科に関する科目」は各学部・学科で開講される講義科目があげられている。また教職免許取得のために必要な体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作にあたる科目については、本センターが管轄する科目ですべて充当することができる。

「教職に関する科目」は2007年（平成19年）度に計41コマ開講されている。

#### (5) 体育実技科目

体育実技科目は、自らの身体について知り、理解を深めていくこと、および身体的・精神的・社会的な健康を維持することを目的として設置されている。通常の授業時間帯に開講される16コース（剣道、水泳、卓球、ゴルフ、テニス、サッカー、ソフトボール、トレーニング、バドミントン、バレーボール、フットサル、バスケットボール、フィットネス、エアロビクス、アクアエクササイズ、レクリエーション・スポーツ）と夏季・春季の休業中に集中的に開講される2コース（テニスおよびスキー）が設けられており、前掲16コースはいずれも、前期・後期それぞれに開講している。後掲2コースのうち、テニスは本学園伊勢原グラウンドにて3泊4日（例年7月下旬に開講）、スキーはこれまで蔵王スキー場にて3泊4日（例年2月上旬）で、それぞれ実施している。

いずれも半期1単位授業科目である（集中コースも1単位）。1つのコースで半期2コマ以上開講しているものもあり、2007年（平成19年）度は集中コースを除くと計83コマ開講されている。

上に記した(1)～(5)の科目は、すべて体系性を熟慮してカリキュラム編成がなされている。具体的には、幅広い教養や総合的な判断力を培うための適切性は(2)の教養科目群を中心に、国際化等の進展への適切な対応への適切性は(1)の外国語科目を中心に、基礎教育は(1)の「WRD」を中心に、倫理性を培う科目は(1)のIT科目、(2)の教養科目群内の科目、(3)のキャリアデザイン科目群、(4)の教職課程科目を中心に配当されている。なお、こうした基礎教育、教養教育の実施・運営のための責任体制は、2007年（平成19年）4月に共通教育研究センターが設置されたことによって確立された。

#### 【点検・評価】

2007年（平成19年）度より新たに実施された(2)教養科目群の系列科目については、設置授業数がそれまでの各学部の教養科目数から比べると格段と増加したため、学生にとって受講科目の選択が増えた点は評価できる。また、「総合科目」、「成城学」は、本学のアイデンティティをきわだたせる科目である。これらの科目の設置によって、成城大学の目指す「個性豊かな教育」の実践が緒についたといえる。

問題点としてあげられるのは、全学共通教育科目で提供される科目が多岐に亘るがゆえに、学生にとって、特に新生にとっては、自らの学びに対する関心に沿った受講科目を選択するのにとまどってしまう可能性が大いにある点である。

#### 【改善方策】

全学共通教育科目は、共通教育研究センターが管轄しているという利点を最大限に活かし、各科目群のコースガイドを学生に提示することによって、新生向けへの効果的な学習支援ができる。また、各科目の開講に関しては一定年度ごとの見直しを進めることでカリキュラムの硬直化を回避する。



**(カリキュラムにおける高・大の接続)**

**A群** 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

**【現状説明】**

全学共通教育科目において、高等学校までのカリキュラムと大学でのカリキュラムの接続を意識して設置された科目は、リテラシー科目群に配当されている、「WRD」、外国語科目、IT科目である。

「WRD」は、高等学校までの受け身型学習から大学での学びである、自らの問題意識を明らかにし、自発的に思考をめぐらし表現する学問的姿勢への架け橋となることを基本としている科目であり、いわゆる初年次教育の役割を担っている。「WRD」は、こうした大学での学びの姿勢を修得することを目標としている。

外国語科目は、グレードに応じたクラス編成を導入することによって、高等学校までのレベルとの接続を視野に入れている。受講生の能力に応じた学びを提供できるよう科目が工夫されている。

IT科目においても、スキルによる段階的クラスを設置することによって、高等学校における「情報」科目との接続を視野に入れ、受講生のニーズに応えることができるように科目が配当されている。

**【点検・評価】**

本学の全学共通教育科目は、スキル獲得以上のものを目指している。その代表は「WRD」であり、それは本来の大学での学び・研究に十分対応できる導入教育を目指した内容になっている。

**【改善方策】**

高等学校とのカリキュラムにおける接続を検討するならば、高等学校のカリキュラムの現状をチェックすることが求められよう。そのためにも、ファカルティディベロップメント等の勉強会を実施する。また、「WRD」の学習目標についても担当者間で連絡を密にしたり、勉強会を開催したりするなどといったファカルティディベロップメントを実践することで改善できると思われる。

高等学校におけるカリキュラムとの接続を意識した初年次教育、導入教育を充実させていく必要が今後ますます高まる。これらに関しては、学会（大学教育学会等）、研究会、私学協会などの講演会や研修に共通教育研究センター員が積極的に参加し、それを持ち帰って学内教員との情報・意見交換などの機会を積極的に設ける。

**(インターンシップ・ボランティア)**

**C群** インターン・シップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

**【現状説明】**

現時点では、社会イノベーション学部以外では、インターンシップ・プログラムは正規の科目

として設置されていない。しかしながら、企業などが公募しているインターンシップ・プログラムに自主的に参加している学生も少なくない。

また、インターンシップと関連の深いキャリア教育については、全学共通教育科目の中に、キャリアデザイン科目群をおき、「キャリア形成論」Ⅰ～Ⅳという各2単位の科目4科目を開講している。本科目は、単に就職活動の対策といった方法を教授するものではなく、働くことの意義、自分らしさとキャリア形成の関係、職業観などを学びながら、自分のキャリアを発見し構築することを目標とした科目である。このような科目を通して、学生が、自らのキャリアについて考えるための機会を作り、その延長として学生がインターンシップ・プログラムに参加することを推進している。

### 【点検・評価】

本学では、社会イノベーション学部以外では、インターンシップ・プログラムは正規の科目として設置されていない。しかし、インターンシップ・プログラムと関連するキャリア教育に関する科目としてキャリア形成論を開講しており、下記の表にあるとおり、選択科目にもかかわらず多くの学生が履修している。

表 3-5 キャリア形成論受講者数

科目名	キャリア形成論Ⅰ	キャリア形成論Ⅱ	キャリア形成論Ⅲ	キャリア形成論Ⅳ
受講者数(人)	248	80	70	100

※受講者数は前後期の合計

ただ、企業が公募するインターンシップ・プログラムに自主的に取り組む学生も少なくない状況を鑑みると、本学でもインターンシップ・プログラムを整備し、正規の授業科目として設置、開講する必要に迫られていると考えられる。

### 【改善方策】

インターンシップ・プログラムを、キャリアデザインに関する科目として設置することについては、今後、協力企業の開拓や連携、単位認定のあり方などを全学で調整し、全学的に検討する。

#### (履修科目の区分)

B群 カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

### 【現状説明】

各学部における全学共通教育科目の位置づけは、以下の【表 3-6】のとおりである。全学共通教育科目の中では、文芸学部が、「WRD」4単位を必修科目として開講している。経済学部および法学部では、「WRD」は選択科目として開講している。また、「WRD」以外の科目については、全ての学部で選択科目として開講している。

表 3-6 各学部における全学共通教育科目の位置づけ

学部	名称		卒業要件単位数	必修/選択
経済学部	自由設計科目		0～46	選択
	教職科目		-	教職課程登録者のみ
文芸学部	共通科目	WRD	4	必修
		全学共通教養科目	16～32	選択
		その他の外国語	0～22	選択
		自由科目	0～4	選択
		教職科目	-	教職課程登録者のみ
法学部	基礎部門	教養科目	12～16	選択
		特別外国語	0～4	選択
		体育実技科目	0～4	選択
		教職科目	-	教職課程登録者のみ
社会イノベーション学部	学部共通科目		0～6	選択
	一般共通科目		0～4	選択

### 【点検・評価】

全学共通教育科目は、どの学部でも1～4年次生に配当されている。従って、学生は自らの履修計画に基づいて任意の学年において随時履修することが可能となり、履修に際しての自由度が高く学生の主体的な履修を促すカリキュラム体制となっている。

カリキュラム編成は各学部において行われているので、全学共通教育科目をどのように利用するかについては、各学部の判断に委ねられている。ただ、全学共通教育科目の中には、各学部においても基礎的な知識やリテラシーを身につけるための科目が多数含まれている。今後は、各学部が、これらの科目を必修あるいは選択必修として利用できるような体制の整備と、本科目の性格と内容のよりいっそうの理解を促進するような活動が必要である。

### 【改善方策】

全学共通教育科目の性格、内容、取り組みの状況などについて、学生および教員に対する情報提供を積極的に行う。

#### (授業形態と単位の関係)

A群 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

### 【現状説明】

全学共通教育科目の授業形態には、「講義」「演習」「実技」がある。各学部開講科目同様、講義科目では、2時間（実質90分）の授業を半期15回あるいは通年30回行い、それぞれ2単位ないしは4単位が付与される。外国語科目と体育実技科目は、2時間（実質90分）の授業を半期15

回ないしは通年30回行い、それぞれ1単位、2単位が付与される。

また、「総合講座」Ⅰ～Ⅳおよび「成城学」Ⅰ・Ⅱは、講義形式であっても、複数の教員によって授業が行われるオムニバス形式の科目も設置されている。各科目には、コーディネーターと呼ばれる講義担当責任教員が必ずついており、担当教員間の調整や単位認定の責任所在を明確にすることで、通常の講義形式と同じ単位を認定するための要件を担保している。

このほかにも、「成城学」Ⅲ・Ⅳおよび「表象文化論」は、学生によるフィールド調査や教育効果を配慮して変則日程もしくは集中講義形式をとっている。しかし、これらの科目でも講義科目同様の授業回数を担保するよう日程が組まれている。

授業の回数については、前期後期ともに、ガイダンスおよび定期試験を含め15回を確保しており、休講になった場合は、担当教員は補講を行うことになっている。

### 【点検・評価、改善方策】

単位の計算方法については、大学設置基準第21条に定められている要件を十分に満たすものである。またこの要件を満たすために、授業回数を確保できるよう学年暦が組まれており、補講制度も整えられている。授業形態と単位との関係には問題はないと考えられる。また、オムニバス形式の科目についても、コーディネーターが単位認定の責任を負う方式をとっており、通常の授業形態と単位認定要件が変わらないように配慮している。変則日程、集中講義による開講科目についても、通常の講義と同様に授業時間数を確保している。現時点では改善方策は特にない。

#### (開設授業科目における専・兼比率等)

B群 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

B群 兼任教員等の教育課程への関与の状況

### 【現状説明】

全学共通教育科目のうち、専任教員が担当している科目数と、専任教員が担当する科目比率は、以下のとおりである。

表 3-7 全学共通教育科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

		開講 科目数	開講 コマ数	専任 コマ数	兼任(非常 勤)コマ数	専任担当 比率
リテラシー 科目群	WRD	1	26	19	7	73%
	外国語科目	27	36	4	32	11%
	IT科目	6	34	6	28	18%
教養科目群	総合科目	5	5	5	0	100%
	成城学	4	4	3	1	75%
	系列科目	63	63	13	50	21%
キャリアデザイン科目群		4	8	2	6	25%
体育実技科目		42	85	45	40	53%
教職教育科目		22	34	11	23	32%

全体的に、専任教員担当比率は高くはない。「WRD」については、専任担当比率がほかの科目に比して高くなっているが、これは、文芸学部で「WRD」を必修科目として扱っていることから、文芸学部の専任教員が多く担当していることによるものである。

### 【点検・評価】

現状としては、一部科目を除き兼任教員担当比率が高くなっている。これは、全学共通教育科目の性質上、科目領域が多岐に亘ることから、必然的に兼任教員に頼らざるをえないことに起因する。しかしながら、2007年（平成19年）度より、全学共通教育を運営するための組織として共通教育研究センターが発足し、教育方針の検討、授業内容および授業運営方法の企画・運営等を行っており、兼任教員との情報交換を行う体制が整っている。

### 【改善方策】

【表 3-7】の数値からも分かるように、全学共通教育科目の専任教員の担当比率は、各学部の専門科目に比べて低い状況を呈していることに変わりはない。本センターの運営も含めた全学共通教育を担当する専任教員の比率を高めることを検討する。

## ② 教育方法等

### 【目標】

本学の特徴である少人数教育を可能とする制度的な条件を維持する。また、少人数教育という特徴を活かした教育方法、特に学生との双方向性を担保する教育方法を確立する。多様化する学生に対応できるよう、教育方法や教育実践について教員間で情報交換や議論の機会を設けたり、教育方法の効果を測定したりするための制度を構築する。また、成績評価の基準についても、教員間での情報交換や議論をする機会を設けるなどして、成績評価の厳密性を高める。

#### （教育効果の測定）

B群 教育上の効果を測定するための方法の適切性

B群 教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

B群 教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

### 【現状説明】

全学共通教育科目では、科目内容および授業形式が多様なため、教育効果を測定するための統一的方法は定められていない。しかしながら、各科目の『シラバス』には、必ず「成績評価の方法」を記入することが求められており、『シラバス』の中で具体的な成績評価の方法について明示し、それによって各教員が評価することから、教育上の効果を測定する方法の適切性は担保されているといえる。

ただし、全学共通外国語科目については、英語検定（TOEIC・TOEFL）、ドイツ語検定・フランス

語検定等の外国語資格試験のレベルを、授業における教育目標のおおよその基準としており、教育効果の測定、目標達成度についてある程度客観性を持たせたものとなっている。例えば、「英語リスニング&スピーキング」「英語リーディング&ライティング」については、以下のような基準を教育目標としている。

初級：TOEFL CBT	97点以上	(iBT 32点)	英検準2級程度
中級：TOEFL CBT	133点以上	(iBT 45点)	英検2級程度
上級：TOEFL CBT	173点以上	(iBT 61点)	英検1級程度

また、「Academic Communication」では、教育目標を達成するために、履修に際して選抜試験を行っている。このようにして、全学共通外国語科目の教育の目標達成度については、ある程度客観的な基準、システムを用いることで教員間での合意は形成されているといえよう。

### 【点検・評価、改善方策】

教育効果や目標達成度については、科目内容および授業形式が多様であるという全学共通教育の性質から、教員間で合意を得ることは難しい。しかし、共通教育研究センターを中心に、公式・非公式を問わず、教員間で情報交換を行うなどして、コンセンサスを得るようにする環境整備が必要だといえよう。共通教育研究センターが中心となり、教員間での情報交換を行う機会を設ける。

#### (履修指導)

##### A群 学生に対する履修指導の適切性

### 【現状説明】

共通教育研究センターが発足した2007年(平成19年)度から、年度初めである4月上旬に行われるガイダンス期間に、全学共通教育科目に関するガイダンスを実施している。また、各学部におけるガイダンスでも、個別相談コーナーにおいて、全学共通教育科目について相談をうける体制を整えている。

### 【点検・評価】

2007年(平成19年)4月の全学共通教育科目ガイダンスでは、全学共通教育の趣旨と具体的な内容、履修モデルを周知するとともに、履修手続きにおける注意点も告知するなど、内容の濃いものとなっている。参加者は下記のとおりであり、参加率にみられるように多くの学生に対して、履修に際しての情報を広く周知することができた。

表 3-8 全学共通教育科目ガイダンス参加率

	ガイダンス参加者	1年次在籍者		参加率
経済学部	376	680	412	55.3%
法学部			268	
文芸学部※	436	442		98.6%

※文芸学部は、フレッシュマンキャンプの中でガイダンスを行った。

また、各学部ガイダンスにおける個別相談でも、全学共通教育に関係する教員が、授業内容や形式などについて詳細に説明をしている。今後、共通教育研究センターの施設が整うことによって、ガイダンス期間のみならず、随時履修指導をはじめとする学生への指導体制を確立することが期待される。

### 【改善方策】

全学共通教育科目ガイダンスの出席率を高めるべく、学生への周知の工夫などを行う。また、共通教育研究センターにおいて随時履修指導ができるような環境整備を行う。

#### (教育改善への組織的な取り組み)

A群 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

A群 シラバスの作成と活用状況

A群 学生による授業評価の活用状況

B群 FD活動に対する組織的取り組み状況の適切性

### 【現状説明】

『シラバス』については、各学部設置科目同様、詳細なものが作成されている。

学生による授業評価について、全学共通教育科目は2007年(平成19年)度には行われなかったが、各学部で教養科目が開講されていた時期には、経済学部および文芸学部は、それらの科目に対しても授業アンケートが実施され、学生による授業評価が担保されてきた。また、全学共通教育科目を担当する教員の中には、自らの授業改善のために学生から意見を聞く機会を作っている教員もおり、その内容を授業改善に活用している。

ファカルティディベロップメントについても、全学共通教育科目が新しく設置されたばかりの科目であるので、実際の取り組みについてはこれからの検討課題である。しかし、本科目を運営する共通教育研究センターには、企画・研究小委員会の設置が予定されている。具体的な活動についてはこれから議論することとなるが、この小委員会が、ファカルティディベロップメント活動を含めた教育改善への組織的な取り組みを行うことになる。また、本センターの専任教員2名は、大学教育学会の会員となっており、ファカルティディベロップメントの取り組みに関する情報を収集し、研究する活動も積極的に行っている。さらに、本センター自体が大学教育学会に団体会員として入会する予定である。

**【点検・評価】**

『シラバス』を Web 上で公開することによって、学生の履修登録はもちろん、教員間あるいは外部の関係者等との情報交換の資料として活用することが可能となり、教育改善に組織的に取り組むための環境は整っているといえる。

ただし、今後は、すでに授業アンケートを実施している経済学部および文芸学部に合わせて、全学共通教育科目についてもアンケートを行う機会を作ることが必要とされる。また、ファカルティディベロップメントの取り組みについても、共通教育研究センターに設置予定の企画・研究小委員会を本格的に機能させ、ファカルティディベロップメント活動の充実を図るなどの点が課題である。

**【改善方策】**

授業アンケートを実施するなどして、各教員が教育改善を行うとともに、ファカルティディベロップメント活動を組織的に行うべく、本センター組織の整備に取り組む。

**(授業形態と授業方法の関係)**

B群 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

B群 マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

**【現状説明】**

講義科目では、各学部の専門科目同様、テキストを参照し、板書を中心に行う伝統的な授業形態を基本にしながらも、学生との関係が一方向的にならないような工夫を凝らしている授業も多くみられる。具体的には、出席の確認とは別にレスポンスシートを用いて学生の意見を集約し、それを授業の材料としたり、授業の中にグループワークを取り入れ、グループで課題を解決し、その成果を発表するという学生参加型の形態をとる講義も提供されている。

また、近年進められてきた教室環境の整備に伴い、映像等を活用した授業や、コンピュータのプレゼンテーションソフトを活用した授業も増加傾向にある。これと関連して、学生との双方向性を担保する方法として、電子メールのほかに、学生が自由に授業の資料を入手したり、アンケートや簡単なテストを行ったりすることができる e ラーニングシステムが整備されており、いくつかの授業で活用されている。

全学共通教育科目のうち、「WRD」「IT 科目」「外国語科目」が含まれるリテラシー科目群では、その科目の性格上、演習形式を中心とする授業であることから、クラスあたりの定員を制限し、少人数で授業を行っている。具体的な上限人数は、原則として以下のとおりである。

表 3-9 全学共通教育科目上限人数

科 目	WRD	IT科目	外国語科目
上限人数(人)	25	27または54または56	24～70
備 考	文芸学部WRDは、可能な限り23名以下に抑えている。	教室設置のPC台数を定員とする。	教室の規模、外国語の適正人数などを考慮し、定員を決定。



**【点検・評価】**

教室環境の整備によって、コンピュータを用いた授業や映像を活用した授業などが増加し、授業方法の多様化がみられる。コンピュータ関連でいえば、eラーニングシステムを活用することによって、一方向的になりがちな講義科目でも、学生とのコミュニケーションをとることが可能となり、よりよい教育効果を得られるようになってきた。

また、リテラシー科目群では、クラスあたりの人数を制限することによって、教員と学生との距離が縮まり、大きな教育効果をもたらしている。これは、本学部の教育の特徴としてあげている少人数教育を実践したものとなっている。

**【改善方策】**

教室環境が整備されてきたことから、今後も授業におけるコンピュータやVTRなどの活用や、学生とのコミュニケーションを円滑にするためのeラーニングシステムの充実した活用を推進する。

### (3) 経済学部

#### ① 教育課程等

##### 【目標】

グローバル化する現代経済社会の諸現象に的確に対応できる、「コンセンサスとしての経済学」の素養を身につけた「新時代の経済人」を養成するというのが、経済学部の教育上の目的である。そのために、経済人として必要となる基礎的素養を身につけさせ、専門の分野に深い知識を形成するとともに、他方関連するさまざまな分野に広く関心をもたせ、経済および経営分野における実践的能力を育む必要がある。経済学部の教育課程・カリキュラムはそれを具体化することを目標とする。

##### (学部・学科等の教育課程)

- A群 学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連
- A群 学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性
- A群 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- B群 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性

##### 【現状説明】

上記目標を達成するため、経済学部では、成城大学イノベーション・プロジェクトの一環として、学校教育法第52条および大学設置基準第19条を踏まえたうえで、2006年(平成18年)度にカリキュラムの再編成を行った。新カリキュラムの基本体系は、基礎科目、専門基礎科目、専門科目、自由設計科目からなり、専門的知識・能力を高めるだけでなく、個々の学生の興味・関心、将来のキャリア形成に応じて学修を進めていくことのできる体系となっている。

##### (1) 基礎科目

経済学部では、経済学科、経営学科ともに、教育効果を高めるために高等教育の初期段階において、専門的知識習得に不可欠な基礎的な知識の習得と同時に、学修意欲を喚起することを目的として、基礎科目を配置している。基礎科目は、国際的社会人として必要な国際言語である英語および第二外国語からなる基礎科目A群と、情報リテラシーおよび学科科目学修に必要な基本的スキル習得に関わる基礎科目B群によって構成される。

##### ① 基礎科目A群

基礎科目A群は、英語および第二外国語(独語、仏語、中国語のいずれかひとつ)であり、いずれも必修科目である。クラスの編成は、学生の学力、出身高等学校など総合的に考慮して、クラス間格差が生じないように配慮がなされた少人数のクラス編成となっている。

表 3-10 卒業・進級に必要な基礎科目A群の規定単位数

		1年次	2年次	計
英語		2 (講読)	2 (講読)	8
		2 (LL)	2 (コース別) TOEIC準備コース 英会話コース 時事英語コース	
第二外国語	独語	4(初級)	2(中級)	6
	仏語			
	中国語			
計		8	6	14

## ② 基礎科目B群

基礎科目B群は、各学科の専門領域にわたって共通に必要な基礎知識・スキルを習得することを目的とした科目である。情報リテラシーに関わる科目として、経済学科では「データ解析入門Ⅰ・Ⅱ」、経営学科では「データ分析」を、また基礎知識・スキルの習得に関わる科目として、経済学科では「数学入門Ⅰ・Ⅱ」、経営学科では「基礎簿記」が配置されており、いずれも必修科目である。「基礎簿記」ではティーチングアシスタントを配置してきめ細かく指導を行い、学生の専門性を高めることに配慮している。

表 3-11 経済学科基礎科目B群

授業科目	学年配当	単位数
数学入門Ⅰ	1	2
数学入門Ⅱ	1	2
データ解析入門Ⅰ	1	2
データ解析入門Ⅱ	1	2

表 3-12 経営学科基礎科目B群

授業科目	学年配当	単位数
データ分析	1	4
基礎簿記	1	4

## (2) 専門基礎科目

専門基礎科目は、経済学科、経営学科の専門科目を学修するうえで前提となる専門基礎知識の習得を目的としており、専門基礎科目A群と専門基礎科目B群から構成される。

## ① 専門基礎科目A群

経済学科の専門基礎科目A群の「経済学講義・演習Ⅰ」、「経済学講義・演習Ⅱ」は1年次の必修科目であり、専門科目を学ぶための基礎となる「ミクロ経済学」と「マクロ経済学」の入門である。この科目は、<講義クラス>と<演習クラス>からなる。<演習クラス>では、<講義クラス>で学んだ基本的な考え方や基礎的な知識の理解を深めるために5つのクラスにわかれ少人数でのきめ細かな指導が行われている。

経営学科の専門基礎科目 A 群は、経営学科で学修する内容を網羅的に理解し、2 年次以降の学修・研究の方向性を考慮するうえでの指針を提供することを目的とした科目である。該当科目は、専任教員が交代でそれぞれの専門領域に関わる講義をオムニバス方式で担当する「ビジネス概論」であり、必修科目である。

### ② 専門基礎科目 B 群

専門基礎科目 B 群は、経済・経営各学科の専門領域の科目を学修するうえで必要な基礎知識を習得することを目的とした科目である。

この科目群の規定単位数は両学科ともに 8 単位ではあるが、専門性をより深めるために B 群科目の中から多くを修得することを薦め、専門基礎科目 B 群の余剰単位は、専門科目あるいは自由設計科目の卒業要件単位として認めている。

表 3-13 経済学科専門基礎科目

区分	授業科目	学年配当	単位数	規定単位数
A 群	経済学講義・演習Ⅰ	1	3	6
	経済学講義・演習Ⅱ	1	3	
B 群	社会科学概論	1～4	4	8
	経済と社会Ⅰ	1	2	
	経済と社会Ⅱ	1	2	
	ミクロ経済学	2～4	4	
	マクロ経済学	2～4	4	
	統計学	2～4	4	
	経済学史	2～4	4	
	市場と政府Ⅰ	2～4	2	
	市場と政府Ⅱ	2～4	2	
	社会経済史	2～4	4	
社会政策	2～4	4		

表 3-14 経営学科専門基礎科目

区分	授業科目	学年配当	単位	規定単位数
A 群	ビジネス概論	1	4	4
B 群	経営学総論	1～4	4	8
	経営史	2～4	4	
	企業会計論	2～4	4	
	財務会計論	2～4	4	
	マーケティング総論	2～4	4	
経営管理論	2～4	4		

### (3) 自由設計科目

自由設計科目は、学生の興味、関心、専門分野に対応した知識を習得することを目的とした科目である。自由設計科目の卒業要件単位には、学部開設科目（他学科科目・法学関連科目・教養科目）、全学共通教育科目、体育実技および他学部開設科目だけでなく、専門基礎科目 B 群、専門選択科目の余剰単位部分も含まれる。

新カリキュラムによって導入された自由設計科目の目的は、経済社会の分析能力と高い専門性の習得とともに広範な視野の育成にある。特に、広範な視野の育成のために、学科間の垣根をできるだけ低くし、学生が、比較的自由に他学科の科目を履修することができるようにした。卒業要件単位数 124 単位のうち、一般教養的あるいは倫理性を培う授業科目については、自由設計科目履修の上限が 46 単位であり、この制限内で各自の関心に応じて履修できるようになっている。当該学科の専門科目、他学科科目、他学部科目、全学共通教育科目などを自由設計科目として位置づけて、学生の興味関心あるいはキャリア・デザインに応じた幅広い知識の習得を可能にしたのである。なお、本学部における全学共通教育科目の位置づけについては【表 3-6】(60 頁)を参照のこと。全学共通教育科目については、経済学部「2007 年度・『履修の手引』」を参照。

また、卒業要件単位の 1/3 を自由設計科目で満たすことができることは、単に広範な視野を育成するうえで有効となるだけでなく、他方で専門性を高めるという選択肢を学生に与えることにもなる。そこで、2 年次以降に必修として配置されるゼミナールの担当教員の指導や、学生の専門的関心に合わせて、専門科目を自由設計科目として単位換算することを可能にした。

#### (4) 専門科目

専門科目は、講義科目とゼミナールから構成され、経済社会に関する専門的知識の習得を目的とすると同時に、「新時代の経済人」として必要な分析能力・問題解決能力の育成を図ることを目的としている。

##### ① 講義科目

新カリキュラムでは、専門科目の学年配当を大幅に緩和し、学生の興味・関心にあった履修を可能にしているだけでなく、将来のキャリア形成やゼミナールでの学修と密接に関連した履修プログラムを履修モデルとして提示し、系統的学修を促している。

##### ② ゼミナール

少人数制を主唱してきた本学の精神を継承しその長所を活かしていくうえで重要な役割を果たすのが、2 年次以降 4 年次までの必修ゼミナールであり、ここでは、教員と学生の双方向コミュニケーションの促進と討論形式による学生間コミュニケーションの活性化を重視している。2 年次においては 3 年次以降の専門性の高い研究を進めていくための前段階であり、選択専門科目の履修とあわせて担当教員が履修モデルを提示し、学修意欲および学修効果の向上を図っている。また、大学設置基準の改正を踏まえて、1 年次から 4 年次までの一貫した専門教育を強化するため、教育目標を 2 段階で明確化し、1 年次は導入的基礎的科目、2~4 年次は専門科目の履修段階として位置づけている。

#### (5) 進級・卒業要件単位

経済学部では、進級および卒業に必要な単位を以下のように定めている。新カリキュラムでは、従来 136 単位であった卒業要件単位数が 124 単位に削減された。その目的は、学生各人のニーズにあった学修・研究を促すと同時に、ゼミナールでの研究活動をより充実させることにある。

##### ① 卒業要件単位数

卒業に必要な単位数は 124 単位であり、基礎科目、専門科目、および自由設計科目の 3 分野か

ら規定の単位数を修得しなければならない。

### ② 履修単位制限

1年間に履修できる単位数に上限を設けている。(上限は、1、2年次生は44単位、3、4年次生が48単位である。)その主たる理由は、①安易に履修登録をすることによる科目履修の途中放棄の防止、②各自の学問的興味、関心、時間的制約などを十分考慮した履修科目選択の促進である。

### ③ 進級基準

2年次から3年次へ進級するには、基礎科目、専門科目、自由設計科目のそれぞれについて、下表に示す所定の単位を修得することを求めている。

表 3-15 経済学科進級基準

分野	区分		規定単位数
基礎科目	基礎科目 A 群	英語	8
		第二外国語	6
	基礎科目 B 群		4
専門科目	ゼミナール	2年次ゼミナール	4
	専門基礎科目 A 群	経済学講義・演習 I	6
		経済学講義・演習 II	
	専門基礎科目 B 群		4
専門選択科目		6	
自由設計科目			8
計			46

表 3-16 経営学科進級基準

分野	区分		規定単位数
基礎科目	基礎科目 A 群	英語	8
		第二外国語	6
	基礎科目 B 群	データ分析	4
		基礎簿記	4
専門科目	ゼミナール	2年次ゼミナール	4
	専門基礎科目 A 群	ビジネス概論	4
	専門基礎科目 B 群		4
	専門選択科目		4
自由設計科目			8
計			46

### 【点検・評価】

経済学部では、2年以上に亘る、教授会、学科会議、専門科目担当者会議などによる、慎重かつ綿密な検討・審議を経て、2006年(平成18年)度、大幅なカリキュラム改革を行った。カリキ

ユラム改革後2年を経ている現段階では、その成果について明確な評価を下すことはできないが、受講する学生および担当教員による評価はおおむね良好であるといえる。

例えば、「経済と社会 I・II」や「ビジネス概論」は、ともにオムニバス方式の講義が行われ、学生に1年次から様々な専門分野に触れる機会を提供している。これによって、学生が幅広い知識が得られるだけでなく、ゼミナールの選択や、専門分野への導入が円滑に行われるようになり、専門的な興味にしたがった学修が行われるようになったことが評価できる。

あえていえば、以下の諸点について今後検討していく必要がある。

- ① 専門科目の年次配当を大幅に緩和したため、履修者数に関する情報が少なく、科目間で履修者のアンバランスが生じている。また、旧カリキュラムを適用している学生がいるために、一部の講義科目で履修者の大幅な増加がみられる。
- ② ゼミナールは、教員と学生の密なコミュニケーションをベースにして教育効果を高めることを目的にしたものであるが、定年退職者、異動などによって生じた欠員を直ちに補うことができず、そのため学生数が20名を超えるゼミナールが増えている。
- ③ 履修モデルを提示し系統的学修を促しているが、必ずしも効果的な運用がなされているとはいえない状況である。コース制を採用するなど、進級・卒業要件単位と連動させることも考えられるが、学生ニーズの多様化が進む中で、どこまで規制するかについては今後の検討が必要である。

### 【改善方策】

科目間の履修者数のアンバランスについては、まず、科目の選択肢が少なく履修者が集中する経営学科専門基礎科目B群について科目増を検討する。また、すでに科目によっては予備申請期間を設けて受講希望者を把握し、抽選、追加登録によって受講者数の調整を図っているが、今後このような科目を増やす。

ゼミナールの定員オーバーについては、極力専任教員の拡充に努める。

系統的学修・科目履修の促進については、オフィスアワーなどを通じた、ゼミナール担当教員による学生に対する、履修モデルに沿った科目履修への働きかけを強める。

#### (学部・学科等の教育課程)

- B群 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- B群 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- B群 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- B群 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

#### (1) 一般教養的授業科目

**【現状説明】**

経済学部では2006年(平成18年)度から、科目編成における一般教養的科目の位置づけを大幅に変えた(内容面の改革というよりは、編成上の改革である)。2005年(平成17年)度までの総合科目(卒業要件136単位のうち16単位)は教養科目と名称変更し、専門色の強い(経済・経営それぞれの学科にとっての)他学科科目、法学関連科目、全学共通教育科目とならんで自由設計科目とされ、卒業要件124単位のうち46単位を学生各自が自由に選択して組み立てることができるようになった。これは、お仕着せの狭い枠から与えられたものを選ぶのではなく、自主的な関心によって広い枠から興味あるテーマを選択し、それに対する知識や思考力を深めて行くことにこそ、「教養」の重要性は存するという考え方に基づく。受講者人数がたとえ1名であっても、全ての授業が開講されており、学生の広い関心に真摯に対応している。

さらに、2007年(平成19年)度からは、教養科目は学部独自に開設するものから、全学共通教育科目として再編され、共通教育研究センターがその実施・運営にあたっている。従来各学部で開講されていた教養講義科目は、対応する内容で新たな名称の科目としてリニューアルされ、全学部の学生が受講できるものとなった。

時間割の編成にあたっては、必修科目が時間的に重ならないようにし、専門教育的授業科目、一般教養的授業科目、外国語科目等がバランスよく履修できるように配慮している。教職科目についても、必修科目と重ならないよう、学生個人の履修状況に合わせて、時間割編成が行われている。

**【点検・評価、改善方策】**

全学共通教育科目の場合は、科目の選択が学生の自由に委ねられており、学問の専門体系に沿った履修が必ずしもなされないことがある。学部開設科目と全学共通教育科目の内容的重なり具合を検討して、学部と全学で共通化できる科目、差異化しなければならない科目をきちんと分けるとともに、もう一度学部に求められている教養科目の内容と質を問わなければならないであろう。

しかし、改革されたカリキュラムは2006年(平成18年)度より開始されたばかりなので、まだ「改善方策」を出す段階にはいたっていない。今後の展開に応じて改善すべき問題点が生じてきた時点で新たに考察すべきことであるといえる。

## (2) 外国語科目

**【現状説明】**

経済学部では、従来、1、2年で「英語」4コマ、第二外国語(「独語」または「仏語」)4コマを必修科目として課してきた。しかし、2003年(平成15年)度より「中国語」を第二外国語の選択肢に加え、また2006年(平成18年)より第二外国語を1、2年で3コマに減らすというように少しずつ改革に取り組んできた。現在、卒業要件124単位のうち14単位が外国語科目の必修単位となっている。外国語科目の教育内容や運営方法は、基礎教育会議において議論され、改革が実行されてきた。内容面での改革の意味が大きかったのは英語で、以前から1年次必修2コマの「英



語」のうちの1コマをLLにあててきているが、2003年(平成15年)度からは、2年次の必修2コマのうちの1コマの英語をTOEIC、英会話、時事英語の3つからの選択制にした。(2005年(平成17年)度までは、これらに加えて英文精読もあった。)これはひとつには話す、聞くという実用面を重視するようになりつつある現在の英語教育の潮流にのったというだけでなく、経済学部  
の性格を考えたときに必要とされる英語能力に見合った科目は何かと考えたときに自然と導き出された方向性である。

### 【点検・評価、改善方策】

「英語」においては、そのように学部の専門性を支える体制ができていますので、教養科目のように、全学共通で行うかどうか、またその必要があるかどうかは今後の議論に委ねられている。現行では全学共通教育科目の外国語科目は、第二外国語の会話、第三外国語や、英語をさらにブラッシュ・アップしたい人のための英語の科目などが用意されていて、経済学部の外国語科目と棲み分けてそれぞれの役割を果たしていると評価できる。

外国語科目は2006年(平成18年)度から、今まで卒業要件単位認定対象の外にあった、全学共通の外国語科目を卒業要件単位数の対象とした。またその科目を増やし、整備し充実させたばかりであるので、しばらく今後の展開を見守ったうえで、学部必修科目としての外国語科目との新たな関係の構築を見出していくことになる。

### (カリキュラムにおける高・大の接続)

**A群 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況**

### 【現状説明】

近年のゆとり教育の弊害あるいは学生の基礎学力低下がいわれる中で、高等学校での教育と大学教育とを円滑に接続し、大学教育の初期段階において、学生の自主的学修意欲を喚起することはもとより、大学での学修に必要な基礎的知識、基本的スキルの習得と定着を図っていくことは、きわめて重要である。

そこで、経済学部では、新カリキュラム導入時に、基礎科目、専門基礎科目群を設置した。両学科で開設している「データ解析入門Ⅰ・Ⅱ」および「データ分析」では、情報機器の基本的な操作や、基本統計処理のソフト、インターネットを用いた情報検索などの利用方法を、基本統計論とあわせて、経済・経営を学ぶ意義について考える等の動機付けとともに、以後の本格的専門教育科目へ進むための基礎知識の習得を図っている。また、経済学科開設の「経済と社会Ⅰ・Ⅱ」および経営学科開設の「ビジネス概論」では、複数の専任教員が、それぞれ時代に則したテーマを選択し、高等教育初期の学生の関心・興味を呼び起こす努力をしている。さらに、自由設計科目に類別される全学共通教育科目の「WRD」も、高等教育の基礎的スキルである「書く、読む、議論する」のスキルアップを目的として開設された科目である。

### 【点検・評価、改善方策】

現状で述べたとおり、高・大の接続を行うため、新カリキュラム導入にあたり、「データ解析入

門Ⅰ・Ⅱ」、「データ分析」、「経済と社会Ⅰ・Ⅱ」、「ビジネス概論」、「WRD」等の基礎的科目を開設したばかりである。

このため、その成果が出た段階で効果を見極め、学生の基礎学力が著しく劣るケースが無視できなくなった場合は、補習に相応するような科目の設置を検討する。

#### (履修科目の区分)

#### B群 カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

#### 【現状説明】

本学部では、学生の「体系的な学修」を重視しているため、履修科目は8つの「区分」に細かく分けて規定している（【表3-17】参照）。必修科目は、経済学科32単位（基礎科目14単位、専門科目18単位）、経営学科38単位（基礎科目22単位、専門科目16単位）である。これに加えて、【表3-17】のように区分ごとの卒業要件単位数を定めている。

専門科目では、少人数教育と個性尊重の基本方針のもと、ゼミナール（2年次、3年次、4年次、「卒業論文」を含む）の合計12単位が必修であり、履修科目の中核として位置づけている。また、1年次の導入教育（専門基礎科目A群）では、「経済学講義・演習Ⅰ・Ⅱ」（経済学科）と「ビジネス概論」（経営学科）を必修としている。経済・経営に関する基礎をオムニバスの講義しているため、学生によるゼミナール選択、また2年次以降の学修計画の設計に、履修が不可欠な科目となっている。

専門基礎科目B群、専門選択科目、自由設計科目では、非常に多くの専門科目が配置されているため、学生が科目選択に迷うことも少なくない。そこで、ゼミナールごとに担当教員が「履修モデル」を提示することで、学修目的に合わせた科目履修の方向性を提示している。

#### 【点検・評価】

2006年（平成18年）度より上記カリキュラムに移行した。旧カリキュラムよりも、科目選択の自由度が高まったため、「履修モデル」を提示することになったが、学生が学修計画を作成するにあたって、有効に機能しているとはいえないのが現状である。

区分ごとにみると、配置科目総単位数と規定単位数の差が小さく、実質的に必修化している区分が存在する。経済学科の基礎科目B群では、配置科目総単位数8に対して規定単位数4で、ほぼ必修と同じ位置づけとなっている。経営学科では必修扱いとなっている。また、経営学科の専門基礎科目B群では、配置科目総単位数24に対して規定単位数8である。経済学科では配置科目総単位数が36であり、両学科に大きな差が存在している。

#### 【改善方策】

履修科目の区分、必修と選択の割合、ゼミナール必修制度などについては、今後とも、学部教務委員会などにおいて継続的に議論を進める。「履修モデル」については、教員による指導を徹底させることで実効性を高める。

また、経営学科の専門基礎科目B群の配置科目については、早急に、増加の是非を検討する。

表 3-17 経済学部のカリキュラム概要

基礎・専門	区 分	経済学科		経営学科	
		卒業要件 単位数	配置科目名 (抜粋)	卒業要件 単位数	配置科目名 (抜粋)
基礎 科目	基礎科目 A 群 (英語)	8 ※	(略)	8 ※	(略)
	基礎科目 A 群 (第二外国語)	6 ※	(略)	6 ※	(略)
	基礎科目 B 群	4	データ解析入門Ⅰ (2) データ解析入門Ⅱ (2) 数学入門Ⅰ (2) 数学入門Ⅱ (2)	8 ※	データ分析 (4) 基礎簿記 (4)
専 門 科 目	ゼミナール	1 2 ※	2・3・4年次 (卒業論文を含む)	1 2 ※	2・3・4年次 (卒業論文を含む)
	専門基礎科目 A 群	6 ※	経済学講義・演習Ⅰ (3) 経済学講義・演習Ⅱ (3)	4 ※	ビジネス概論 (4)
	専門基礎科目 B 群	8	社会科学概論 (4) 経済と社会Ⅰ (2) 経済と社会Ⅱ (2) ミクロ経済学 (4) マクロ経済学 (4) 統計学 (4) 経済学史 (4) 市場と政府Ⅰ (2) 市場と政府Ⅱ (2) 社会経済史 (4) 社会政策 (4)	8	経営学総論 (4) 経営史 (4) 企業会計論 (4) 財務会計論 (4) マーケティング総論 (4) 経営管理論 (4)
	専門選択科目	3 4	(略)	3 2	(略)
	自由設計科目	4 6	(略)	4 6	(略)
	合計	1 2 4		1 2 4	

注) ※印は必修 ( ) 内の数字は単位数

#### (授業形態と単位の関係)

A 群 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

#### 【現状説明】

「成城大学学則」第17条では、授業形態と単位の関係について、次のように定義している。

「各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業における教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。(1)講義については、15時間の授業をもって1単位とする。(2)演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目により30時間の授業をもって1単位とすることができる。(3)実験、実習および実技については、30時間の授業をもって1単位とする。」

経済学部の授業形態は「講義」と「演習」が中心であり、講義(ゼミナールを含む)は1週2

時間(90分)の授業で1コマとして換算し、15週2コマの授業をもって4単位となっている。また、演習は15週1コマの授業で2単位となっている。単位数は、以下のとおりである。

表 3-18 授業形態と単位数

	授業 期間	週 回数	単位 数
講義科目・ 演習科目 (ゼミナール)	半期	1回	2
		2回	4
	通年	1回	4
外国語科目	通年	1回	2
		2回	4
体育実技科目・ 実習科目	半期	1回	1
	集中	—	1
卒業論文	※		

注)「卒業論文」の単位は、4年ゼミナールと合わせて4単位となっている。

#### 【点検・評価、改善方策】

講義については4単位、演習については2単位、と授業形態や学修内容に応じて適切に単位数が定められていると考える。

#### (単位互換、単位認定等)

B群 国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあつては、実施している単位互換方法の適切性

B群 大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあつては、実施している単位認定方法の適切性

B群 卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

#### 【現状説明】

本学部では、他大学との単位互換は、大学全体で実施している海外留学制度においてのみ行っている。(留学制度については、後述3.国内外における教育・研究交流を参照。)

留学制度において学生が修得した単位は、学部教務委員会および教授会の議を経て、学部卒業要件単位数124単位のうち最高60単位までを認定している。単位の認定作業は、留学先大学と本学部のカリキュラムが大きく異なることも多いので、留学した学生に授業内容を確認しつつ個別に行っている。(単位認定状況については、大学基礎データ表5参照。)

大学以外の教育施設および入学前修得単位の認定は行っていない。

**【点検・評価】**

留学先大学と成城大学との間のカリキュラム上の違いのため、認定に際しては、当該学科主任および学部教務委員会ができる限り学生の希望を考慮しながらも、互換の適切性にも鑑みて助言を与えることによって事前に指導したのち、最終決定は教授会の議を経て行われている。

**【改善方策】**

協定大学との交換留学の場合には、パートナー大学のカリキュラムが事前にある程度把握されているため、大きな問題はないが、認定留学の場合には未知の大学のカリキュラムと関わることになり、認定に際して今後さまざまな問題が発生することが考えられる。しかし現在のところ認定留学制度を利用する学生がまだ少数であるため、実際の問題件数が十分に集められた段階で何らかの指針を検討する予定である。

**(開設授業科目における専・兼比率等)**

**B群 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合**

**B群 兼任教員等の教育課程への関与の状況**

**【現状説明】**

開講授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合は「大学基礎データ」表3が示すとおりである。科目別にみると、【表3-19】のとおりである。

全体でみると、経済学科の開講授業科目数は473で、そのうち本学専任教員の担当科目数は201で全体の42.5%を占めている。同様に、経営学科では開講授業科目数449に対して、専任教員の担当が194で43.2%となっている。

学部教育の中核をなすゼミナールについては、原則としてすべてを専任教員が担当している。また専門教育のコアとなる専門基礎科目B群でも専任教員担当科目数の割合が非常に高く、経済学科88.9%、経営学科100%となっている。ゼミナールは原則としてすべて専任教員が担当するため、学科会議および教授会などにおいて、日常的に運営方法などの調整を行っている。また、複数の専任教員が担当する専門科目については、担当者間で授業内容および評価方法の調整などが行われている。たとえば、経済学科の「経済と社会Ⅰ・Ⅱ」では5名の専任教員が、経営学科の「ビジネス概論」では11名の専任教員が共同で講義を担当している。

外国語をはじめとする基礎教育では、専任教員が担当する割合が相対的に低くなっている。基礎科目A群と基礎科目B群の合計でみると、経済学科23.9%、経営学科26.1%である。そのため、このような科目群では、専任教員の担当者（コーディネーター）を決め、兼任教員とのコミュニケーションを密にして、教育レベルの維持や改善の活動を行っている。基礎科目A群（英語および第二外国語）ではクラスごとに授業を行うため兼任教員の割合が高くなっているが、教育方針の決定、授業内容および評価方法の調整、クラス編成などは専任教員が中心となっており、また兼任教員との交流も頻繁に行っている。基礎科目B群の「データ解析入門Ⅰ・Ⅱ」「数学入門Ⅰ・Ⅱ」（以上、経済学科）、「データ分析」「基礎簿記」（以上、経営学科）、体育実技・保健理論科目についても同様に、専任教員が中心となって運営が行われている。

## 【点検・評価、改善方策】

ゼミナールおよび専門教育のコア科目では専任教員の担当比率を高く維持し、学部としての教育の特徴を出せるように配慮している。兼任教員の担当比率の高い外国語や基礎科目においても、所定の教育レベルを維持できるように運用されている。また、学生からのクレームなど、兼任教員に関する問題が生じた場合には、学科主任が中心となって対処してきている。

限られた専任教員数と開講科目数との関係で、科目群によっては兼任教員への依存度が高くなるのは避けられない。特に基礎科目群ではその傾向が顕著であり、抜本的な改善のためには専任教員の充実が必要であるが、人件費上の制約もあり短期的に解決できるものではない。当面は兼任教員との教育面における連絡を密にすることに努め、学科会議、基礎教育会議などにおいて運用の評価を継続的に行っていく。

表 3-19 開講授業科目数および専任教員担当科目数（学科別）

科目区分	経済学科				経営学科			
	開講科目数	うち専任教員担当科目数	割合	備考	開講科目数	うち専任教員担当科目数	割合	備考
基礎科目A群（英語）	28	6	21.4%		28	6	21.4%	
基礎科目A群（第二外国語）	18	5	27.8%		18	6	33.3%	
基礎科目B群	14	0	0.0%	* 1	9	1	11.1%	* 2
ゼミナール	39	38	97.4%		32	31	96.9%	
専門基礎科目A群	12	2	16.7%		1	1	100.0%	
専門基礎科目B群	9	8	88.9%		7	7	100.0%	
専門選択科目	36	18	50.0%		23	10	43.5%	
自由設計科目（他学科科目）	29	17	58.6%		41	24	58.5%	
自由設計科目（法学関連科目）	25	11	44.0%		25	11	44.0%	
自由設計科目（教養科目）	8	5	62.5%		10	6	60.0%	
自由設計科目（全学共通教育科目）	160	41	25.6%		160	41	25.6%	
自由設計科目（他学部開設科目）	10	5	50.0%		10	5	50.0%	
体育実技・保健理論科目	85	45	52.9%		85	45	52.9%	
合 計	473	201	42.5%		449	194	43.2%	

\* 1：旧カリの「数学補講」、「統計入門」を含む。

\* 2：旧カリの「数学補講」、「データ分析」を含む。

## (生涯学習への対応)

## B群 生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

本章始めの全学共通事項参照。

## ② 教育方法等

### 【目標】

学部の教育目標を達成し、成果を十分にあげることができるよう教育方法の改善に努める。

#### (教育効果の測定)

B群 教育上の効果を測定するための方法の適切性

B群 教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

B群 教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

### 【現状説明】

経済学部では、ほぼ全科目について、試験期間中に定期試験が実施されており、試験の結果は厳格に成績評価に反映されている。この定期試験の実施は、教員間で合意された教育効果の測定方法となっている。

定期試験の実施に加えて、演習クラスや「基礎簿記」、外国語クラスにおいては、積極的に小テストやレポート課題の実施、出席調査が行われている。基礎科目に関しては、教育目標についても教員間の合意が図られおり、小テストなどによって教育効果が随時確認され、講義方法の改善に役立てられている。

また、「英語」については、教育効果の測定に、英語検定試験（TOEIC）を役立てている。2年次にはコース別の「英語」の授業が行われ、その中に、TOEIC 準備コースが設けられている。このコースでは、TOEIC（IP テスト）の試験結果が、授業の成績に反映されている。TOEIC の成績は、集計・分析され、基礎教育会議などの場でその教育効果、目標達成度などについて議論されている。

このような教育効果を測定するシステム全体の検証は、進級判定会議などの折に、システムに問題がないかを確認している。

### 【点検・評価、改善方策】

定期試験の実施によって、教育効果の測定は適切に行われていると評価しており、今後ともさらに試験の実施を継続していく。また、TOEIC を利用した教育効果の測定は、有効に機能し、教育効果の改善に結びついている。今後は、さらに簿記に関する授業で、共通テストを利用したシステムの導入を検討する。

**(厳格な成績評価の仕組み)**

- A群 履修科目登録の上限設定とその運用の適切性
- A群 成績評価法、成績評価基準の適切性
- B群 厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況
- B群 各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

**【現状説明】**

成績評価は100点満点で、AA：100～90、A：89～80、BB：79～75、B：74～70、B－：69～65、C：64～60、D：59以下、／（スラッシュ）：評価不能といった形で表記される。

ほぼ全科目において試験期間中に定期試験が実施され、試験の結果が厳格に成績評価に反映されている。その成績評価は、授業形態に応じて各教員が個別に行っており、学部・学科で統一された画一的な評価基準、絶対評価か相対評価かといった明確な基準は定められていない。そのため、すべての科目で公平性を確保することは難しいのが実態ではあるが、教員はすべて『シラバス』に評価の方法を記載しており、評価の公開性は少なからず担保されていると考えられる。また、納得性という点では、成績評価に対して不満や不信のある学生からの問い合わせを制度として受け付けており、学生の質問に対して、各科目の評価者がその理由を詳細に伝えることが義務づけられている。

他方、安易な履修登録による学期途中における履修放棄を防止する目的で、本学部では履修上限単位を定めている。履修上限単位数は、1年次、2年次は44単位、3年以上は48単位である。2006年(平成18年)度のカリキュラム改革により総単位数は136単位より124単位に削減されたが、履修上限単位は従来どおりであるので、履修制限が厳しいという学生の不満も緩和されるものと考えられる。

加えて、学生の学修に対するインセンティブとしては、各学年の成績優秀者に学費の一部を免除する特待生制度や、一定の成績を前提として大学院の内部推薦入学制度を導入している。特待生制度は、前年度の成績にも基づく学科別と累積の成績に基づく特待生と2種類の方式があるが、累積方式では近年、学科に偏りがみられ、改善を検討中である。

卒業年次と2年次から3年次へ進級する際には、それぞれ卒業要件単位数(70頁参照)、進級基準(71頁参照)が満たされているかどうか、判定会議において、厳正な審査が行われている。一方、進級基準が満たされなかった場合、2年次生のゼミナールの単位は取り消され、2年次に留める措置がとられている。進級基準を満たさなかった学生に対しては、主にゼミナールの担当教員が個別に履修指導などを行っている。

外国語科目に関しては、各学期1回ずつ出席調査が実施されており、出席状況が悪く個別に指導が必要とされる学生に対して学生本人と保証人宛に郵送で出席を促す文書を送付している。2006年度前期には85科目、後期には92科目について調査が行われ、それぞれ、36名と45名の学生に対して出席を促す文書が送付された。

**【点検・評価】**

各講義の担当教員の教学権および各科目の特性の違いがあって、すべての科目に同一の成績評



価基準を適用することはできず、完全な公平性を担保することは困難であるという問題がある。

外国語科目の出席調査にみられるように、成績評価を厳格に実施するだけでなく、成績が芳しくない学生に対して決め細やかな対応が取られていることは、評価できる。

### 【改善方策】

すでに一部基礎科目において担当者間で教授法、テキスト、試験の内容、成績評価方法について調整しあう場を設けて、これら教育方法に係る情報交換を行っている。今後このような科目を増やしていく。

#### (履修指導)

A群 学生に対する履修指導の適切性

B群 オフィスアワーの制度化の状況

B群 留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

### 【現状説明】

学生に対する履修指導は、各年度初めのガイダンス時(4月)に、履修相談コーナーを設けて、履修の相談および指導にあたっている。特に1年次生については、必修科目が多く大きな問題はないが、2年次以降の履修科目選択の際にはゼミナール選択との関わりを考慮することが必要となる。そのため、2年次所属ゼミナール決定に際して担当教員がゼミナール単位の履修モデルを提示し、学部独自に作成した「成城大学経済学部2年次ゼミナールガイドブック」をもとに履修指導を行っている。

毎年秋のゼミナール大会開催時に、1年次生を対象とした2年次コース別英語およびゼミナールの説明会を行い、直後に2年次ゼミナールを中心にオープンゼミナールが行われている。1年次生が実際のゼミナールを見学したうえで、全教員が統一時間帯に実施するゼミナール選択のためのオフィスアワーで個別に相談に応じている。その後、学生主催のゼミナール大会で、各ゼミナールの研究報告を聞く機会も与えられている。この実施に際しては、その重要性に鑑み、休講措置をとって、参加・出席を義務づけている。

オフィスアワーは2006年(平成18年)度に制度化し、専任教員の協力を得て、学修上の相談だけでなく、学生の日常生活に関する相談に対しても対応する努力がなされている。

留年者については、必修科目の再履修クラスを設け、教室内で登校不良の実態把握につとめ、再留年を防止する努力をしている。また、その情報は父母懇談会で活かされ、本人と保護者の相談を促している。留年者を含めた単位修得不足者や出席日数の少ない学生に対して、学部と学生部とが協力して全学的にケアする体制は、少人数教育を標榜する本学の大きな特徴でもある。

履修未登録者およびゼミナール登録遅延者については、年度初めに学科主任がその学生を呼び出し、個人面接を行い、履修指導を行っている。

### 【点検・評価、改善方策】

「成城大学経済学部2年次ゼミナールガイドブック」には、全ゼミナール担当教員が、履修モ

デルやゼミナールでの研究内容を具体的に執筆し、かつ専門分野が鳥瞰できる構成になっており、履修指導に有効に使われている。新カリキュラムへの移行に伴う暫定的措置として作成したパンフレットだが、在学生全般に有益であり、かつ受験生にも教育内容を知らしめることとなるので評価は高く、今後も継続して作成する。

ゼミナール大会の実施や、当日の説明会、オフィスアワーの実施は、ゼミナール選択でのミスマッチを大きく減少させている。ゼミナールの選択に対応して、履修モデルが提示されているため、学生個人に応じた履修指導が行われている。休講措置をとり教員が大きく関与することは教員負担も伴うが、学部として今後ともこれと取り組み、継続していく。

#### (教育改善への組織的な取り組み)

A群 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

A群 シラバスの作成と活用状況

A群 学生による授業評価の活用状況

B群 F D活動に対する組織的取り組み状況の適切性

#### 【現状説明】

経済学部では、1年次の基礎科目および専門基礎科目を重視しており、これらの科目については、1クラスの人数制限を行って基礎能力強化の支援をすると同時に、ティーチングアシスタント予算の優先的確保を行って、教員の負担の軽減と教育効果の向上を図っている。

2006年(平成18年)度のカリキュラム改革は、①自由度の高いカリキュラム、②専門基礎の強化、③専門科目の履修モデルの提示、という3つの柱を掲げて、学生の学修の活性化を図った。専門基礎の強化では、経済学科では「経済学講義・演習Ⅰ・Ⅱ」を新設し、少人数に分かれての演習クラスにおいて、講義クラスの授業内容の徹底理解を図っている。また、同じく新設の「経済と社会Ⅰ・Ⅱ」では、前期・後期ともに3名の専任教員により、現実社会と専門科目との橋渡しをし、また基礎的概念をわかりやすく解説することによって、専門領域への導入を図っている。同様に経営学科では、少人数クラスでの必修の「基礎簿記」を開設し、経営学科専門科目のリテラシーともいえる簿記の徹底した理解を図っている。また、必修科目である「ビジネス概論」は、経営学科専任教員全員が担当し、各専門領域への導入とともに、2年ゼミナールの選択のための有益な情報を提供している。

さらに、卒業要件単位の約1/3をしめる自由設計科目は、各学科の専門科目、他学科科目、他学部科目、全学共通教育科目などで構成されており、学生の興味・関心に従って自由に科目選択をすることができる。これによって、お仕着せではないオーダーメイドな自らのカリキュラムを構築することが可能となり、学生の学修意欲が向上することが期待される。ただ、フレキシブルなカリキュラムであるがゆえに学生による安易な科目選択の危険がないわけではなく、今後、コース制による数科目の選択必修の設定が考慮される可能性もあろう。

所属ゼミナールのない1年次生に対しては、1年次講義を担当する専任教員をクラス担当に配し、学修面や生活面での密度の高いアドバイスをを行う体制を整備している。2年次以降学生生活の中心となるゼミナールに関しては、その選択がもっとも重要となることから、ゼミナール活動

を補助し内容を強化することを目的に、その成果を公開し共有するゼミナール大会を終日プログラムで開催しており、同時に学部として2年次ゼミナールの説明会やオープンゼミナールを行っている。

必修制度で行われるゼミナールは、少人数教育の中核をなすものであり、実務者や関連する分野で仕事をしている卒業生を講師としてゼミナールに招く制度を設け、活性化を図っている。学生が実社会の問題に目をむけることにもなり、キャリア選択のうえでも刺激を与えている。また各ゼミナールが年間1人の外部講師を招聘し、講演料を支払うことができるようになっている。長期休暇中には、ゼミナール単位での合宿も頻繁に行われている。教員の合宿費用の一部は、大学が補助している。

#### ・シラバス、学生評価、ファカルティディベロップメント活動

『シラバス』は、全学的な統一のフォーマットのもとに授業内容と年間授業計画が分けて記述されており、あわせて成績評価方法・履修上の注意も記載されている。

2002年(平成14年)度以降、学生による授業評価を導入している。実施は、前期・後期の2回行い、専任教員についてはゼミナールを除く全科目を対象に、また、兼任担当科目については任意で実施している。前期の実施科目は、前期で担当教員が変わる科目を中心に行っているために科目数は少ない。実施方法は、2005年(平成17年)度までは紙ベースのアンケートであった。質問項目は、授業内容についてその理解度、総合評価など各項目について(非常によい/よい/普通/悪い/非常に悪い)の5段階評価としている。結果については、自由記載を含めたアンケートの原票を各教員に返却し、集計結果について個別に各教員に報告している。また、外国語および全講義科目についての集計結果を経済学部のホームページにおいて公開している。ただ、授業評価の結果を各教員の教育活動にどのように積極的に活用するか、公開の仕方などについて課題が残っている。なお、2006年(平成18年)度より、従来の紙ベースのアンケートから携帯電話を用いたアンケートに移行し、調査結果のより迅速なフィードバックを図った。

ファカルティディベロップメント活動としては、「成城学園教育研究所」に学部から所員1名を毎年所属させ、その任にあたらせている。2006年(平成18年)度は経済学部から2名の教員が成城学園教育研究所の会報である「成城教育」に寄稿している。また、教育研究所の研究助成制度を利用し、2007年(平成19年)度は経済学部の教員が組織的に研究を行っている。そのテーマは、「会計学領域の双方向型小テスト教材作成と科目間の接続性の研究」である。さらに、教育研究所主催の研究会、講演会に、経済学部の教員も参加している。また学部内では、経済学科基礎科目の「経済学講義・演習Ⅰ・Ⅱ」においては、担当教員間で随時授業方法や進行状況などの情報を共有し、講義と演習クラスの連携を図り、指導方法の改善策などを議論している。

#### 【点検・評価】

- ① 新カリキュラムは基礎科目等を重点的に学修させ、そのための支援体制を実現させている。またその担当者間の意思疎通をはかり、成績等の公平さを維持するための努力をしている。自由設計科目における科目選択については、学生が安易な選択に終始しないように今後履修登録の内容を点検していくことが必要である。
- ② 『シラバス』については、成績評価方法・基準が統一のフォーマットに則って具体的に記述

され公開されている。

- ③ 学生による授業評価については、従来学期・学年末に実施されていたため、評価の反映が翌年になるという短所があった。携帯電話を利用する新しい授業評価方式は、利便性が高く結果をタイムリーに出せるという長所がある。しかし回収率については紙ベースの方式より低下した。
- ④ ファカルティディベロップメント活動への取り組みについては、成城学園附置の教育研究所において、大学のみならず幼稚園から高等学校まで教育に関する研究・研修活動が行われており、報告、講演活動を通して大学教員にも情報が提供されている。また学部内では、一部基礎科目において担当者間で教授法、テキスト、試験の内容について調整しあう場を設けており、教育法に係る相互の情報交換が行われて、現在のところ有効に機能している。

### 【改善方策】

- ① 学生の科目選択の状況については、今後の経過をみていかなければならないが、必ずしも適正な選択がなされていない場合には、ゼミナール担当者を中心に履修登録の際により踏み込んだ指導を行うなどの体制作りをする。
- ② 学生による授業評価については、2007年(平成19年)度からその実施時期を早め、評価結果が担当者に配布できるよう改めた。今後その成果を観察していきたい。また、低回収率については担当者、学生ともに慣れていない点にも起因していると思われるので、操作方法、実施時間などを周知させ改善していく。
- ③ ファカルティディベロップメント活動については、まず基礎科目全般に関して、担当者間の意思疎通と情報交換の場を設けて、担当者の能力向上に努める。

### (授業形態と授業方法の関係)

B群 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

B群 マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

### 【現状説明】

現在、経済学部の授業形態は、1)「自由度の高いカリキュラム」(学生の興味・関心・ニーズに合わせた意欲的な学修の促進をはかる)、2)「専門基礎学力の強化」(専門的な学修へのスムーズな移行をサポートする)、3)「専門科目の履修モデルの提示」(今後の進路や目標設定を支援する)の実現を目指して、基礎科目、専門基礎科目(A群・B群)、専門選択科目、専門ゼミナール、英語・第二外国語、自由設計科目が用意されている。

基礎科目、専門基礎科目、専門選択科目からなる一般講義では、板書やテキスト・資料を用いた講義という伝統的なスタイルを基礎としつつも、さまざまな授業方法が開発され、実施されている。経済学部では、教員と学生との距離の接近を図るため、インタラクティブな講義を行う教員が相当いる。

具体的には、教員が用意した質問用紙などを受講者に適宜配布し、学生からの質問や意見を積極的に出させ、受講者に主体的な学修を促す効果を上げている。また、eメールやメーリングリ

スト（e グループ）など、インターネットの活用を通じて、学生による講義内容の理解度を積極的に把握しようとする講義もある。これらの講義方法によって、受講者の学修の便宜を図り、またさまざまな形態による学生の理解度の確認を通じて、適切な補足説明を加えることで、受講学生の理解の向上を図っている。携帯電話を使った出席管理や、試験の際の座席指定、試験や授業評価アンケートの実施なども行われている。

特に、経済学部の特徴のひとつである2年次からスタートする必修ゼミナールは、受講者のモチベーションが高く、履修にも選抜があって一応少人数を保っており、教員から個別学生に対してきめ細やかな指導が行われるので、当然のことながら、教育効果が高いと外部からも高く評価されてきている。ゼミナールは、伝統的な文献輪読型だけでなく、長期休暇を利用した実態調査や、資料調査、事業所見学などを加えたり、共同論文を作成させたりするなど、授業方法の多面的な工夫が行われている。また、毎年、学生が中心となって企画・開催されるゼミナール大会は、翌年度にゼミナールを履修する1年次生にとって非常に有効に機能している。同時に、後輩を前に、それまでの研究成果を報告する2年次生から4年次生は、他のゼミナール生の研究の状況も確認できるということで、ゼミナールの枠を超えて鍛えあっている。

マルチメディアを活用した教育の導入状況としては、まず、AV資料が、授業形態にかかわらず活用されている。また、全学年を対象として、ゼミナール単位、講義受講者単位にかかわらず、図書館の協力を得て、情報検索講習会を開き、専門学修に必要な文献情報などの入手法を教育している。

情報処理については、全学的な入門科目と学科独自の科目をおいている。さらに、統計・計量関係科目では、パソコン利用は必須要件である。その他、一般講義においてもパワーポイントの利用が増えており、また、メディアネットワークセンター（MNC）の支援もあって、講義形態が多様化している。

### 【点検・評価、改善方策】

2年次からスタートする必修ゼミナールを実施していること、インタラクティブな講義を行う教員が相当いることは評価できる。

演習形式の教育効果が高いことはすでに認知されているが、ゼミナールによっては、希望者が集中するところが多く希望者全員を収容しきれないため、2次選抜制度を導入し、出来るかぎり学生が希望するゼミナールに参加できるよう工夫している。それでも、全学生の希望を充足することが難しいため、現在、募集時期や事前希望調査などの見直しを進めている。これは、より多くの学生に有益な授業を提供する工夫の一環である。今後ゼミナール募集で集中を避けるため、募集時期や事前希望調査などの見直しを実施する。

新しい講義棟（8号館）がつくられたことにより、演習室として、学生一人につき、一台のパソコンを利用することが可能である場が増えたこと、また、ネットワーク環境やCALL教室を積極的に活用するゼミナールが増えていることから、教育効果はさらに向上しているといえる。

## (4) 文芸学部

## ① 教育課程等

## 【目標】

文芸学部は現代の社会状況に鑑みて、多様化する社会と文化を理解できる素養を育てることを視野に入れ、批判的かつ創造的な思考力・判断力を培い、主体的に学び、積極的にコミュニケーションをとる能力を養うことを教育目標とする。この目標を達成するために、成城大学の教育特色である少人数クラスを最大限に活用する方針を採る。また、大学生としての基礎的能力＝創造的思考力・コミュニケーション能力を発揮して、「主体的に学ぶ」ことの結晶である「卒業論文」作成へと学生を誘導すべく、すべての開講科目が有機的連携を持つこと、これをカリキュラム構成上の目標としている。

## (学部・学科等の教育課程)

- A群 学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連
- A群 学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性
- A群 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- B群 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性
- B群 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- B群 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- B群 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- B群 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

## 【現状説明、点検・評価】

文芸学部の教育目的は、「1. 創造的な思考力の養成、2. 広汎な知識と視野の獲得、3. 思考力と知識の深化」であると、『履修の手引』に掲げられている。この目的は、学校教育法第52条にある「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させること」という大学の目的とほぼ合致するが、本学部の教育目的には「道徳的」という概念は登場しない。また、大学設置基準第19条2項に「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」とあるが、本学部の教育目的には「豊かな人間性」についての言及はみられない。これは、成城学園の創立者である澤柳政太郎博士が唱える建学の精神のひとつである「心の教育」ですでにいわれていることであり、

いやしくも本学部が成城学園の一部をなす限り、すべての教育の根本にあるものとして意識されなくてはならない自明の原理であるからだ。よって、あえて「道徳」「豊かな人間性の追求」を明示するような科目名の授業は展開されていない。

「創造的な思考力、総合的判断力を培う」場は、授業が展開される教室に限られたものではない。しかし、そこでの議論（教師と学生、あるいは学生同士の議論がありえよう）がこれを育むのは確かなことである。学生の発言が、またそれに反論する声が教室を活性化する、といった理想の授業風景を現実のものとするには、教室への参加者が少ないほどよいのは明らかである。本学部が標榜する「少人数教育」の理念に、このような理想風景を現実のものとし、教室を単に知識伝授の場にとどめず、人間性の涵養の場としての機能を持たせたいとの思いが込められている。創設時以来謳われてきた「少人数教育」は、大学教育法あるいは大学設置基準が要請するところの大学の義務に十分応える理念として、学部教育の根幹をなしている。

カリキュラムの体系性という点において文芸学部では勉学の出発点と到着点が2本の柱からなる枠構造を形成する仕組みとなっている。1年次に文芸学部の全学科の学生が履修する必修科目「WRD」(Write、Read、Debateの頭文字から成る科目名で)は、1本目の柱として大学での勉学の基礎となる文献調査・講読、議論、文章化などのための能力を培うことを目的とする。その後この科目によって身につけた能力はさまざまな授業において活用され、最後に2本目の柱として4年次に全員が執筆しなければならない「卒業論文」により学んだことの集大成が行われる。「WRD」が目指すのはそこで学んだことが最終的に「卒業論文」執筆に活用されることである。また各学科の専門に関する入門科目も体系的に組み立てられており、ヨーロッパ文化学科を除いたすべての学科において基礎演習が必修科目としておかれている。ヨーロッパ文化学科では1年次必修の入門科目として「ヨーロッパの文化」と「ヨーロッパ文化実習Ⅰ」の2つがおかれている。前者ではヨーロッパに関するさまざまなテーマでオムニバス形式の講義が1年を通して行われ、テーマごとにレポート課題が課される。同じく通年科目である「ヨーロッパ文化実習Ⅰ」ではレポート発表と質疑応答を中心に授業が進められ、半年はフランス文化のさまざまなテーマに、残りの半年はドイツ文化に関する諸テーマに焦点が当てられている。

本学部の名称である「文芸」は、中世大学における自由七学芸、すなわち Liberal Arts の日本語訳に基づくが、今日的に“Liberal Arts”の精神を解するなら、狭い意味での専門に囚われない教養を身につける教育となり、まさにこれが本学部の目指すところの教育である。1994年(平成6年)に実施されたカリキュラム改革において、「ゼミナールと卒業論文指導を除いたすべての学科科目を原則、他学科学生すべてに開放する」試みは、国文・英文・芸術・文化史・マスコミュニケーション・ヨーロッパ文化の6学科におけるそれぞれの学問領域の専門性が、他学科の学生にとっては幅広くしかも深い教養となるという理念を実現しようとするものであった。また、2006年(平成18年)度からは、成城大学イノベーション・プロジェクトの一環として、「主専攻・副専攻制度」が導入された。時間割の都合といった安易な気持ちから他学科の科目を履修する風潮を廃し、自学科とは異なる研究領域、その研究方法を学ぶことで、自己の思考に多様性を持たせるといった明確な意思を持って他学科の科目を履修してもらい、副専攻に必要とする単位を充足したなら、それを学部として認証する。この制度も上述の理念の実現を目指して、新たに取り組んだ制度である(ただし、その成果が現れるのは、2008年(平成20年)度以降のことになる)。こ

れに加えて、本学の経済学部・法学部・社会イノベーション学部の開設科目のうち当該学部が聴講可能科目と定めたもの（2科目まで他学部聴講（聴講者は試験等をうけることはできず、従って単位を修得することはできない）することができるが、専門性の高い科目から得た知見を、幅広い教養を培うために役立たせるという目標を達成するためには、今後この制度を拡充し、他学部聴講を前提とした基礎的な科目群を各学部で展開することが望まれている。さらに、これら本学部の他学科開設の専門科目、および他学部開設の科目に加えて、共通教育研究センターが提供している多数の全学共通教育科目（本学部では、全学共通教養科目と称されている）が履修できる。なお、本学部における全学共通教育科目の位置づけについては【表 3-6】（60 頁）を参照のこと。

学校教育法第 52 条に謳われている「広い知識」に関しては以上のように文芸学部において十分に考慮が払われているが、第 52 条のもう 1 つの柱である「深く専門の学芸の教授研究」することに関しては、各学科間で理念・目的、学問の体系性の違いがみられるため、学科ごとにその取り組みについて言及されなければならない。

①国文学科は、古典というものを教育の基軸にすえ、独自のカリキュラムが編成されている。まずは 1 年次に古典のスタイルになじませるべく、素読・暗誦を中心とした基礎演習を、和文（古代～中世・近世～近代）と漢文（韻文・散文）の 4 分野にわたって徹底的に修得。2 年次以降のテキスト分析習練のうえで、それは効果を上げている。また演習ではなるべく原本に触れさせ、くずし字を習得し、古典を体感させることを旨とする。「卒業論文」はあえて手書きのみを可とし、それが古典世界の追体験になることは勿論、社会人としての基礎的教養を身につけることをも目的としている。すなわち、古典を通して現代に生きる作法を体得させるというのが、本学科開設科目の眼目である。

②英文学科では、英語文学、英語文化、英語学の 3 分野を研究対象としている。文学研究では、英米文学のほかに、英米以外の幅広い地域において英語で書かれた文学を学ぶことをも目指している。文化分野では、英語圏の文化・歴史・社会についての多岐に亘る研究が行われている。第 3 の分野である英語学では、音声学、意味論、文法、社会言語学、英語教育学などを軸としてカリキュラムを組み立てている。

③芸術学科は人間がつくり出すさまざまな芸術に対する広い理解と洞察力を身につけるための学問研究に取り組むことを目標としている。芸術の諸分野（美術、音楽、演劇、映画等）を総合的に研究することが可能な芸術学科は日本では数少ない存在である。ただしそれら諸分野を関連性なく単に個別的に学ぶのではなく、芸術および美についての哲学である美学を基盤とすることによって芸術学の体系性が確保されるようにカリキュラムが組まれている。

④文化史学科は日本史学、民俗学、文化人類学という 3 分野を柱として、日本文化全般にわたって学際的に学ぶことを目的としている。日本史学は古代から近世に亘る日本文化の歴史的研究を目的とし、民俗学は日本民俗学の創始者である柳田國男の伝統を引き継ぐ本学科ならではの教育環境のもとで、生活文化の成り立ちを明らかにすることを目的としている。文化人類学は異文化を理解する学問であり、グローバル化する社会と諸文化の対立を解消し、同時に日本文化の特性についての自覚を深めるという意味においても重要度が増している学問領域である。これらの



3つの学問領域を密接に関連させることにより体系的なカリキュラムが構築されている。

⑤日本の大学の学科としては数少ないマスコミュニケーション学科は、さまざまなメディア(テレビ、新聞・雑誌、インターネット等)とそれによって伝えられるメッセージ(ニュース、広告等)を研究対象とする。現代社会において可能になったマスメディアの方法・手段、意味・機能、人間心理への作用・効果そしてそれに伴う社会的、経済的、倫理的状況などについて研究する。さらに、個人間のコミュニケーションや対人認知等の社会心理学の問題も扱っている。

⑥ヨーロッパ文化学科も同様に日本の大学には珍しい学科である。ヨーロッパの文化を学ぶことは、この数世紀にわたり世界を動かしている西洋文明の本質を探究することにほかならない。このような関心を前提に、本学科ではドイツ文化とフランス文化を2つの柱として学修する。「ドイツ語」または「フランス語」のいずれかを主外国語として専攻し、文化研究に必須の語学力を養う。この基礎のうえにヨーロッパの歴史・思想・社会・文学・芸術などを古典学や言語学を含む多角的な視点から研究する。

本学部の外国語科目は、グレード制と Semester 制を採用しているが、これは、本学部の学生が、自分の外国語能力に応じて、開始段階と到達目標とを自由に選択できることを目指している。ここで展開されている外国語は、英語・独語・仏語・イタリア語・中国語であり、本学部の学生は、これらの外国語から「主外国語」として8単位(ただし、ヨーロッパ文化学科は16単位)、「副外国語」として6単位を修得することが義務づけられている(各外国語のグレードは、初級、中級、上級クラスに分かれているが、この区分の他に独・仏語クラスには中級、上級クラスに相当する「表現研究」クラスが設けられている。副外国語として扱われるイタリア語には、現在のところ、中級クラスまでが開講されている)。主外国語の初級クラス(英語は既習者が学生の大半を占めるため、原則として中級から開始される)は、90分授業週3コマのX時間帯、Y時間帯、Z時間帯の「帯」授業として展開されており、3コマ(担当者は異なる)が連携する形をとっており、1コマは必ずネイティブ・スピーカーが担当することになっている。

これらの外国語以外に、古典語であるギリシャ語とラテン語が「自由選択」の科目としておかれている(学部独自で開講している外国語科目のほかに、全学共通外国語科目には韓国語、スペイン語がおかれているが、これも履修可能である。ただし、現在のところ、主・副外国語とは認められていない)。また、学部で開講している外国語検定試験対策に特化した科目として、英語・独語・仏語にディプロム・コース(TOEFL、TOEIC、独検、仏検の受験志望者を対象とした授業)が設置されている。それ以外に、英語・仏語・中国語では、夏季休暇中または春季休暇中に海外短期語学研修を行い、外国語を学んだことの楽しさを実感させ、学修意欲を向上させることに努めている。

卒業所要単位に占める専門教育的授業科目は、学科間で多少の差異はあるものの、およそ48%であり、一般教養的授業科目(全学共通教養科目と自由選択の科目)はおよそ37%、外国語はおよそ11%となる。ただし、英文学科やヨーロッパ文化学科では専門科目の中に外国語関連の授業が多く含まれているので、外国語の占める割合は実際にはここに示した数字を大幅に上回ることになる。

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制に関しては、「学部教務委員会」が計画・実

施の任を負っているが、同時に共通教育研究センターの関連部会（「WRD」部会、外国語部会、IT部会等）へ委員を派遣し、学部の教養教育と同センターの科目群との調整を図っている。さらに共通教育研究センターの教養教育部会、教職教育部会、体育教育部会の構成員である専任教員3名が文芸学部にも所属するために、これらに関連する管理・運営においても同センターと本学部との密な連携が行われやすい状況にある。

### 【改善方策】

「成城大学イノベーション・プロジェクト」の開始と前後して、各学科もカリキュラムあるいは授業内容の改善に努めてきた。その目的は、学生に自学科で学ぶことの意義を理解し、研究領域への関心を早期に高める工夫にある。ともすれば無目的に学部・学科を選択し、無為のままに大学生活を送る学生が、近年、増加してきたことは否めぬ事実である。素質に恵まれながら、それを開化させぬまま学生に卒業を迎えさせることは、ある意味では、大学の義務放棄に等しい。このような状況を打開するには、早い段階で学問の面白さ、学ぶことの意味を自覚させるに如くはない。学科のカリキュラム改革は押し並べて、この「学問・研究への覚醒」を目標としている。

現時点ではカリキュラムの抜本的見直しの意見は聞かれないが、2007年（平成19年）度から全面的に開始された全学共通教育をいかに活用していくかが、検討課題としてある。コンピュータ・リテラシー科目は、これまで文芸学部にはなかった科目であり、これは大いに履修を勧めるところであり、自己表現の1つとしてコンピュータを活用するノウハウを修得させたい。検討すべきは、教養科目および外国語科目の活用である。問題解決型を含む教養科目から得た刺激、知見、関心を、できるならば文芸学部で培われるそれらと、どう融合させていくか、そのための科目を設置するのか、共通教育研究センターとの意思疎通を今以上にはかりながら、その方策を模索していく必要に迫られている。それと並行して文芸学部独自の授業として各学科の教員が幅広く担当するオムニバス方式の学部縦断型講義によって、当該学科の専門性を重視した専門科目とは違った、真の一般教養科目を提供することを検討中である。

外国語教育に関しては、現在においては十分な科目が、種類、科目数においても設置されており、学部全体のレベルを向上させる体制にあると考える。しかし特に外国語操作に堪能になることを目指す学生にとって、現在の開講形態で十分とはいえない。インテンシブクラスの設置、夏季休暇中に集中的に外国語授業を行う、週5回程度で6時限目を使用した特別補講（意欲の高い学生を対象とする）授業を行う等が検討されている。「なぜ、外国語を学ばねばならないのか」はよく問われる質問である。これに答えぬまま、外国語教育を推し進めても効果は期待できない—現在の体制になっても格段の効果がみえてきたとはいえない。自分の学ぶ外国語が必要不可欠となるような科目を学科科目として開講する、あるいは—これは単位となる授業ではないが—本校に留学している学生を中心にして、日常についての意見を交わすようなクラスを設けることで、「外国語で会話する楽しみ」を実感させる等の工夫が必要な状況にあり、これらの開設の検討に入るところである。

**(カリキュラムにおける高・大の接続)****A群 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況****【現状説明】**

文芸学部では高校生の学力の差異に応じて、2つの正反対の方向の対応をしている。

この十数年来問題視されている新入生の大半の基礎学力低下への対応措置として、すでに1994年(平成6年)以来「基礎ゼミナール」という授業を1年次生全員の必修科目として開設し、大学で学ぶに際して不可欠な基礎学力、すなわち読解力、文章能力、批判力、理論的思考能力、議論する能力等の向上に努めてきた。この授業の効果は他学部からも認められ、2006年(平成18年)度からは科目名を「WRD」(Write、Read、Debateの頭文字)と改めて、経済学部および法学部でも展開される科目として「全学共通教育科目」に組み込まれることとなった。この授業では「自分の問題の所在を明らかにし、自発的に思考をめぐらし、しかもその結果を自らの言葉として表現すること」を目指し、少人数(最大25名まで)のゼミナール形式で行われる。「WRD」は文芸学部においては必修科目に指定されており、原則として専任教員が担当することになっている。

「WRD」が新入生一般の基礎学力を高めることを目指している一方、優秀な高校生が入学することを想定して、英文学科では2005年(平成17年)度から、指定した科目を高校3年生向けに開放し、そこで修得した単位は成城大学英文学科に入学した際には卒業要件単位として認定される制度を導入した。(当該授業の試験の成績が優秀である場合には、この成績を判断基準とした選抜試験を用意した。これについては第4章176頁を参照されたい。)芸術学科でも1年次生の授業の一部を高校生に開放してはいるが、英語のようにすでに中学・高等学校で基礎を積み重ねてくるといふ状況は、芸術研究の分野では一般的ではないので、これまで高校生が芸術学科の1年次生科目を履修したケースはない。

**【点検・評価】**

本学部が行っていた「基礎ゼミナール」が名称は変えながらも全学レベルで展開されるようになったことは、このねらいが評価され、また成果を上げていることの証といえよう。また英文学科の高校生対象の単位認定制度も機能しており、現時点ではこの制度にもとづいた学生が1名在籍している。

ただし教員の中には特に「基礎ゼミナール」と呼ばれていた時代から授業の意図を誤解し、専門分野の基礎教育を行っていた教員がおり、「WRD」という名称に変わったのちにはその数は減少したとはいえ、『シラバス』をみる限り未だその意図が明確に伝わっていないという状況がある。

**【改善方策】**

「基礎ゼミナール」設置の段階(1994年(平成6年))から、議論は、「授業の内容や仕方」に向けられていた。1995年(平成7年)の段階で、「テーマテキストを日本語で書かれた一般性のあるものとする」こと、「ゼミナールの目標の再確認(議論する能力の向上、口頭発表の技術の向上、日本語で表現する能力の向上)」が教授会承認されねばならぬほど、混乱した状況のもとに実施されたのが実状であった。10年の時を経て、教育方法も固まりつつあった。それを受け、「基

礎ゼミナール」は「WRD」と名称を変更し、全学的に展開されることになった。幸いなことに「WRD」用の参考書も、文芸学部教員により出版された(成城大学共通教育研究センター監修による)。しかし、それでも「WRD」の受講によって思考力、表現力が十分に修得されているかは、検証されぬままにある。個々の授業では、担当教員が工夫を凝らして「WRD」の目標を達成すべく努力している。その努力、工夫を一般化し T.M. (ティーチャーズマニュアル)が作成される方向で、検討が必要であると認識するが、「基礎ゼミナール」発足時と比較すれば、授業方法、使用テキストの選択等に関して格段の進歩が認められ、この試みは実を結びつつある、といえよう。ただし少数ではあるが「WRD」を専門分野の基礎教育と誤解している教員がまだいることも事実であり、その改善には学部長が教授会の場を借りて当該科目の意図の徹底周知を図る。

#### (履修科目の区分)

B群 カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

#### 【現状説明】

文芸学部の卒業要件単位は、表 3-20 から判るように、学科ごとに異なっている。

#### 【点検・評価】

必修科目については、全学科の学生に課せられる「WRD」4単位のほか、各学科の学科科目として、28単位(英文)、26単位(芸術、ヨーロッパ文化)、24単位(国文、文化史)、20単位(マスコミュニケーション)の履修が義務づけられている。卒業要件単位に対する必修科目の割合は学科によって差異があるが、最大21.9%(英文)から最小16.1%(マスコミュニケーション)の間に位置しており、おおむね1/4以下といえよう。他の単位は選択科目および自由科目によって満たされるため、卒業要件単位の3/4以上が学生の自由意志によって選択できる仕組みになっている。特に自由選択の科目は原則として「WRD」および「ゼミナール」を除く文芸学部全授業科目(他学科科目を含む)を対象としているため、学科の垣根を越えて履修することが可能であり、学部の教育目的のひとつである「広汎な知識と視野の獲得」を学生の自由意志に従って満たすことができる。

#### 【改善方策】

共通講義科目(旧名称)が共通教育研究センターにより提供される教養科目に移行した現在、各学科の研究領域を紹介するようなオムニバス形式の講座を開講する余地が生まれた。他学科の科目を教養科目とするカリキュラムの特色を今以上に機能させるためには、学生が文芸学部6学科の研究領域を知っておく必要がある。そのための講座の設置が今後の検討課題となっている。

表 3-20 卒業要件科目および単位数

			規 定 単 位 数						
授 業 科 目			国文学科	英文学科	芸術学科	文化史学科	マスコミニ ケーション学科	ヨーロッパ 文化学科	
共 通 科 目	必修科目	W R D	4						
	選択科目	全学共通教養科目	16～〔32〕						
		科外国 国語	主外国語	8 6～〔26〕	8 6～〔26〕	8 6～〔26〕	8 6～〔26〕	8 6～〔26〕	16 6～〔34〕
			副外国語						
		その他の 外国語	〔22〕						
	自由科目	実技・実習							
講 義		〔4〕							
社会調査士資格									
共 通 科 目 の 計			34	34	34	34	34	42	
学 科 科 目	必 修 科 目		24	28	26	24	20	26	
	選 択 科 目	演 習	12 24～〔52〕	20 16～〔52〕	12 20～〔48〕	10 <sup>※1</sup> 28～〔54〕	2 <sup>※1</sup> 36～〔54〕	16 12～〔44〕	
		講 義							
	自 由 科 目			〔6〕 <sup>※3</sup>		〔8〕 <sup>※3</sup>		〔8〕 <sup>※3</sup>	
学 科 科 目 の 計			60	64	58	62	58	54	
自 由 選 択	総計(共通科目の計+学科科目の計)		30	30	32	32	32	28	
総 計			124	128	124	128	124	124	

※1 演習には実習が含まれる。

※2 講義には概論科目が含まれる。

※3 上限単位数は他学科の学生にも適用されるので注意すること。

#### (授業形態と単位の関係)

A群 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

#### 【現状説明】

各学科において、当該専門領域の学問の基礎を習得するために、基礎演習・入門講義・実習などが配されており、これがまた、2年次から3年次への進級要件科目となっている。3年次・4年次においては、演習・一般講義・特殊講義・ゼミナール・卒業論文などが配されており、当該学問の最先端を見据えつつ、必ずしもその分野での専門家になるのではない学生が、それを生涯の教養として卒業していけるよう配慮されている。単位の計算方法は以下のとおりである。

表 3-21 授業形態と単位数

授業科目	授業期間	週回数	単位数	説明
講義科目・ 演習科目 (ゼミナール)	半期	1回	2	週1回、半期の科目を2単位とする。
		2回	4	週2回、半期の科目を4単位とする。
	通年	1回	4	週1回、通年の科目を4単位とする。
外国語科目	半期	1回	1	週1回、半期の科目を1単位とする。
		2回	2	週2回、半期の科目を2単位とする。
		3回	3	週3回、半期の科目を3単位とする。
	通年	1回	2	週1回、通年の科目を2単位とする。
体育実技科目・ 実習科目	半期	1回	1	週1回、半期の科目を1単位とする。
	集中	—	1	週1回・半期に相応する授業時間数によって編成される科目を1単位とする。
卒業論文	—	—	8	卒業論文を8単位とする。

※授業期間については、【Ⅱ. 授業】A. 学期と授業期間】を参照。

講義科目および演習科目の場合、半期週1回の授業ならば2単位、半期週2回ならば4単位、通年週1回ならば4単位となる。外国語科目の場合半期週1回ならば1単位、半期週2回ならば2単位、半期週3回ならば3単位、通年週1回ならば2単位、体育実技科目・実習科目の場合、半期週1回もしくは集中授業で1単位となる。「卒業論文」は8単位として計算される。この計算方法は文芸学部の理念である「全人教育」という観点からみて妥当であり、科目間の比重において均衡が取れているといえよう。

### 【点検・評価】

各学科の学科科目の詳細については『シラバス』に譲るが、各学科が、当該学問の進展や現代社会の状況に応じて、学科科目の構成や内容について常に微調整をしている。

### 【改善方策】

微調整により常に改善を図っているので、当面は具体的な改善策は特にないが、将来的にはカリキュラム改革が必要となることも考えられるので、学部教務委員会が中心となって中長期的な方針を検討中である。

**(単位互換、単位認定等)**

- B群 国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性
- B群 大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性
- B群 卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

**【現状説明】**

文芸学部では、交換留学制度のもとに協定大学（ウィスコンシン大学ミルウォーキー校、マルク・ブロック大学、ルーヴェン・カトリック大学、ニューカッスル大学、シェフィールド大学、モンタナ大学）に留学した場合および認定留学の場合に、大学設置基準に定められた範囲内（最高60単位）で海外にて修得した単位を互換し認定している。

国内他大学、および大学以外の教育施設での学修は認定していない。入学以前の既習単位の認定に関しては、英文学科で実施している「高校生対象科目等履修制度」を利用して修得された単位を本人の申し出があれば単位認定している。ただし学士入学はこの限りではない。

**【点検・評価】**

留学先大学と成城大学との間のカリキュラム上の違いのため、認定に際しては、当該学科主任および学部教務委員会ができる限り学生の希望を考慮しながらも、互換の適切性にも鑑みて助言を与えることによって事前に指導したのち、最終決定は教授会の議を経て行われている。

**【改善方策】**

協定大学との交換留学の場合には、パートナー大学のカリキュラムが事前にある程度把握されているため、大きな問題はないが、認定留学の場合には未知の大学のカリキュラムと関わることになり、認定に際して今後さまざまな問題が発生することが考えられる。しかし現在のところ認定留学制度を利用する学生がまだ少数であるため、実際の問題件数が十分に集められた段階で何らかの指針を検討する予定である。

**(開設授業科目における専・兼比率等)**

- B群 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- B群 兼任教員等の教育課程への関与の状況

**【現状説明、点検・評価】**

文芸学部開設科目における専任教員担当科目数の比率は、各学科の必修科目においては、「大学基礎データ」の示すとおり、73.3%~100%ときわめて高い数字を示している。各学科のすべての開設科目においても、51.3%~81.1%の科目を専任教員が担当している。各学科の必修科目は、当該学科の学問領域の基礎を教えるものであるから、これを主に専任教員が担当するのは多いに意味があることである。文芸学部では57名の専任教員の圧倒的多数が教授または准教授であり、専任

講師は4名にすぎないため、教育上主要と認められる科目の大部分が教授および准教授によって担当されていることは明らかである。

しかしながら、共通科目においては、必修科目で71.4%と高い数字を示しているものの、選択必修科目では16.6%、全開設授業科目では24.5%であり、学科科目との差があまりにも大きいといわざるをえない。もっともこれは、文芸学部において、中国語2名、体育1名、教職1名、計4名の学部共通教員のほかは、すべての教員が学科に所属し、学科科目を担当する傍ら、外国語科目や学部の共通科目等を担当していることに起因している。また、学部の共通科目数が261にのぼっていることも、兼任教員に頼らざるをえない状況に拍車をかけている。ただ、学科の垣根を超えた学部共通科目において、さまざまな学問分野から専門家を兼任教員として招聘していることは評価されよう。

表 3-22 開設授業科目における専・兼比率

学科等			必修科目	選択必修科目	全開設授業科目
共通科目	教養的	専任担当科目数 (A)	15	33.98	63.98
		兼任担当科目数 (B)	6	171.02	197.02
		専任担当比率 %	71.4	16.6	24.5
国文学科	専門的	専任担当科目数 (A)	15	0	30
		兼任担当科目数 (B)	1	0	7
		専任担当比率 %	93.8		81.1
英文学科	専門的	専任担当科目数 (A)	14.5	0	33.5
		兼任担当科目数 (B)	1.5	0	12.5
		専任担当比率 %	90.6		72.8
芸術学科	専門的	専任担当科目数 (A)	11	0	30
		兼任担当科目数 (B)	4	0	10
		専任担当比率 %	73.3		75.0
文化史学科	専門的	専任担当科目数 (A)	7	0	20
		兼任担当科目数 (B)	1	0	19
		専任担当比率 %	87.5		51.3
マスコミュニケーション学科	専門的	専任担当科目数 (A)	27	0	42
		兼任担当科目数 (B)	0	0	11
		専任担当比率 %	100.0		79.2
ヨーロッパ文化学科	専門的	専任担当科目数 (A)	17	0	37.5
		兼任担当科目数 (B)	0	0	16.5
		専任担当比率 %	100.0		69.4
教職・学芸員課程		専任担当科目数 (A)	0	0	1
		兼任担当科目数 (B)	0	0	11
		専任担当比率 %			8.3

※他学部との合同・合併科目、全学共通教育科目を含む。



**【改善方策】**

今後、学部共通科目が全学共通教育科目として再編されていくなかで、両方の科目の展開について責任を負うべき専任教員の増員を検討する。

(生涯学習への対応)

**B群** 生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

本章始めの全学共通事項参照。

**② 教育方法等****【目標】**

文芸学部では、幅広い教養を身につけ、社会と文化の多様化に対応する人材の育成を目指し、学科の専門性と現代人として持つべき教養が自己の内面において補完し融合すべく、カリキュラムを構成し、その達成のための有効な方法を探ることを目標とする。

(教育効果の測定)

**B群** 教育上の効果を測定するための方法の適切性

**B群** 教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

**B群** 教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

**【現状説明、点検・評価】**

文芸学部が掲げる目標は、人文科学から一部の社会科学を含む学問領域の多彩さのゆえに、その教育方法は学科によって異なる。その目標が達成されているかどうかを数値によって測ることは、学部の諸研究分野（人文科学系と社会科学系に大別できる）の性格とは相容れないところがあるが、社会と文化の多様化の一環として捉えられる国際化という観点から推進される外国語力の向上に関しては、能力測定の可能性を活かした授業形態を導入している。とはいえ日頃の研鑽の達成度が特に明確に現れるのは大学における勉学の集大成ともいえるべき「卒業論文」であるため、その測定のためには厳格な基準を設け、各学科とも主査（指導教員）および副査による論文査定に加えて、学科所属の教員全員（場合によっては、主査、副査を中心とした適切な教員数）による口頭試問を実施している。教員間の合意は、口頭試問後に行われる学科単位の判定会議によって得られている。

文芸学部では外国語資格試験を、教育効果の測定に役立てている（外国語クラスでは、定期試験の他に、小テストを頻繁に実施する—これは制度化されているものではない—等して、学生の外国語能力達成度の確認に努めている）。外国語科目には、自由に履修できるディプロム・コースがあり、英語検定（TOEFL、TOEIC）・ドイツ語検定・フランス語検定のコースが設けられている。学生は自分のレベルに応じて、中級や上級を選択することができる。

英文学科では2003年(平成15年)度以来、1年次生から3年次生までの全員が、TOEFLを受験することを必修にしている。その成績を集計し、学年や年度で比較分析して、学科会議において報告し、教育効果や目標達成度などについて討議を重ねている。独・仏語教育においても、ドイツ語検定、フランス語検定試験を受験するよう受講生に指導している。ただし両外国語のいずれかを必修としているヨーロッパ文化学科では、これを義務づけてはいない。近年、受講生が増大した中国語は、共通テキストを使用して授業を展開しているが、すべてのクラスの教授法も統一し、一斉統一試験による評価法を採用している。内部試験(小テストや定期試験)のほかに、外部試験(TOEFL、TOEICなどの検定試験)の評価を尺度として、学生の達成度を測るのに役立てているが、外部試験の評価を成績に反映させることは、現在のところ、行われていない。

ほかの大半の文芸学部の科目に関しては、教育上の効果を測定するための統一的な方法は存在せず、各教員の裁量に委ねられている。その方法としては、期末・学年末における定期試験もしくはレポート課題、授業中に複数回行われる小テストやレポート発表、普段の授業態度(出席率、発言回数、予習・復習等)があげられるが、多くの教員はそれらを総合的に考慮して達成度を測定している。

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みは、既述のように人文科学においては困難であるため、導入されていない。

### 【改善方策】

根幹に関わる「卒業論文」や上記の外国語の場合には複数の教員による話し合いで成績評価を行っているが、ほかにも同じ科目に対して複数の教員による複数のクラスが設けられている授業があり、達成度の測定について教員間で基準が異なることによって不平等が生ずる可能性がある。そのような不平等をできる限り抑制するには、授業担当者間の合意が必要であり、そのために教員間の連携をよりいっそう強化する。

文芸学部教務委員会では、現在、GPA導入の議論を開始している。ただし、この導入のためには、すべての科目評価を相対評価にする必要がある、との意見が強く、そのような評価の仕方が大学教育と合致するか、疑問視する声も聞かれるが、今後の課題として、文芸学部でも検討に入ったところである。

#### (厳格な成績評価の仕組み)

- A群 履修科目登録の上限設定とその運用の適切性
- A群 成績評価法、成績評価基準の適切性
- B群 厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況
- B群 各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

### 【現状説明、点検・評価】

文芸学部では、英文学科のみが履修科目の上限を設定しており、各学年において履修することのできる単位数の上限を52単位(2005年(平成17年)度入学者から)としている(これは英文学科に「早期卒業制度」が設けられているからである)。そのほかの学科において上限が設定されて

いないのは、「関心を持ったなら、まずは履修し、教室に行ってみなさい」とする本学部の伝統に由来している。それと同時に、新たに導入された「主専攻・副専攻制度」を活用しようとする学生にとって、単位数の上限設定が障害となりかねない、と危惧されたことも大きな理由である。ただし、各学年で履修する単位数に極端な偏りが生じるのを防止するために、新入生を対象としたフレッシュマンキャンプのガイダンスにおいて適切な年間単位数についての指導を行っている。「1 単位を修得するためには、1 週あたり何時間の勉強が必要であるか」を理解させ、50 単位を大幅に超える履修が不可能であることを説いている。それゆえ、本学部ではあえて履修制限を行ってこなかった。

成績評価法と成績評価基準は、基本的に各教科担当者に委ねている。『シラバス』に、各教科の成績評価の方法を記載している。本学では2005年(平成17年)度から成績評価問い合わせ制度を導入し、学生が自分の成績に対して疑問がある場合、教務部を通して教員に問い合わせができるようになった。これにより、本学部でも成績評価におけるより大きな適切性が確保されるようになった。2年次から3年次へ進級するためには、2年次終了までに各学科で定めた最低基準の単位を修得しなければならないとし、基準に満たない者は2年次原級としている。国文学科では、3年次から4年次に進級するための基準も定めている。卒業年次には、全学科で「卒業論文」を課しているが、「卒業論文」の評価については、主査と副査が論文を審査し、口頭試問も行ったうえで、各学科の判定会議において、評価基準に照らして適切な評価をするように努めている。

### 【改善方策】

履修制限を行っていないことは、学生の関心を損なわないようにとの配慮の結果であり、これはこれであるべき姿勢として評価されてしかるべきともいえるが、その反面、この姿勢は、カラ登録や安易に履修を放棄する風潮を生みかねないし、実際、その傾向は否定できない。よって、このマイナスの面を是正する検討が必要だと認識をもっているため、何らかの履修制限を行うか、あるいは履修放棄に対するペナルティを科すといった方策を検討する。

成績評価問い合わせ制度の導入後、成績評価の適切性は高められてはいるが、評価方法等について特に新しい兼任教員に詳細な説明がなされないこともあるので、この点周知徹底するよう努める。

#### (履修指導)

- A群 学生に対する履修指導の適切性
- B群 オフィスアワーの制度化の状況
- B群 留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

### 【現状説明】

文芸学部では、毎年新入生を対象に、4月上旬に、各種ガイダンスを主目的とする1泊2日のフレッシュマンキャンプを行っている。教務部ガイダンスで履修の説明と指導を行い、その後、各部・各学科の相談コーナーの時間を設けて、個々の質問や相談に対応している。2～4年次の学生に対しては、学部全体で履修指導をすることはないが、各学科でゼミナールガイダンスなど、

必要に応じた履修指導をしている。個人的にオフィスアワーを取り入れている教員はいるが、文芸学部では制度としては導入していない。オフィスアワーの制度化は検討されたが、時間の固定化により、学生にとっては逆に不都合が生じやすいことが考えられるため、学生・教員両サイドに都合の良い時間をその都度設定する方が効果的であるという理由から、固定したオフィスアワーの制度化は導入を見送った。

また留年者に対する特別な制度は設けていないが、留年が繰り返されないよう各教員が特に留意しながら指導にあたっている。

### 【点検・評価、改善方策】

留年の理由が履修の仕方の誤りであるという状況は、履修登録が全学レベルで電子(Web)化されて以来皆無である。オフィスアワーは制度化されてはいないが、少人数教育をモットーとする本学部においては、基本的に教員は学生の要望があればそれに応ずること(教員側から、これを拒否する声は皆無である)を、フレッシュマンキャンプ等の機会を利用して学生に周知徹底する。近年、精神的に不安定に陥る学生が増加してきた。このケアも含めた指導の対策を検討している。

#### (教育改善への組織的な取り組み)

- A群 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性
- A群 シラバスの作成と活用状況
- A群 学生による授業評価の活用状況
- B群 F D活動に対する組織的取り組み状況の適切性

### 【現状説明】

学生の学修の活性化を図るため、教員は各人教育指導方法の改善に努めており、学科会議などで議論を重ねているが、その取り組みの組織化はまだ実現していない。『シラバス』は、各科目1ページの分量に統一して(ただし、外国語の選択科目の一部と共通科目の自由科目の一部は1/2ページ)、教科書・授業の内容・授業の計画・授業の方法・成績評価の方法・履修者への要望・参考文献の項目を記載し、情報の量や内容にばらつきがないように配慮している。毎年4月の開講前に全学生および全教員に冊子が配布され、通年、Web上でもみることができる。学生は、履修登録の参考に『シラバス』の情報を活用しており、また、開講後も、授業の予習などに役立てている。

1999年(平成11年)度から、授業の改善を目的として授業評価委員会を設置し、学生による授業評価アンケートを行っている。2005年(平成17年)度から、開講中に十分に改善していけるよう、アンケートの実施時期を学年末の12月から前期末の7月に変更した。アンケートの対象は、文芸学部共通科目・グレード制の外国語科目・各学科必須科目の履修登録者である。学生が成績への影響を心配せず書けるように匿名とし、自由記述欄を多くして、具体的な意見や感想を十分に述べられるようにしている。アンケートは授業評価委員によって集計・分析された後、各科目担当者に配布される。集計結果は教授会などで報告し、文芸学部長室に保管して、いつでも自由に閲覧できるようにしている。また、学園の教育雑誌である『成城教育』などにも公表してい

る。

ファカルティディベロップメント活動に対する組織的な取り組みは現時点では行われていないが、「成城学園教育研究所」に、学部から所員1名を所属させ、教育方法の問題点、改善策等に関する議論に参加させている(その成果は『成城教育』上に発表)。

### 【点検・評価】

学生による授業評価アンケートの導入により、教員の教育への意識が向上したことは間違いのない。また、調査時期が7月に早められたことにより、その結果を同じ年度の後期に活かせるようになった。アンケート調査は当初手作業で行われていたが、マークシート・システムを導入し、集計作業を業者に委託することにより関係教員の負担は軽減された。しかし、機械的集計では、手作業で可能だったきめ細かな設問が不可能になり、調査が多少画一的な性格を帯びるようになった。

### 【改善方策】

教育指導における大きな問題はそれぞれ異なった能力の学生達のどのグループに照準を合わせるべきかということであり、同じ難易度の問題を扱っても、あるグループには易しすぎ、別のグループには難しすぎるといった状況に対しては、有効な改善策はみつかっていない。この点について議論を継続する。またファカルティディベロップメント活動については早急に検討する。(全学的な取り組みとしてのファカルティディベロップメント活動のあり方に関しては、現学長のもとで検討に入り、2008年(平成20年)度より実施されることとなった)。

#### (授業形態と授業方法の関係)

B群 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

B群 マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

### 【現状説明、点検・評価】

文芸学部で実践されている授業形態としては、伝統的な講義、およびそれに演習的要素を加えて学生とのコミュニケーションを強化した形、多数の教員が持ち回りで行うオムニバス形式の講義、学生の積極的参加を前提とする演習、そして「卒業論文」作成においてみられるような学生の選択したテーマについて自主的に調べ、考察することを促す「ゼミナール」があり、それらの使い分けは適切に行われている。オムニバス形式の授業ではさまざまな専門分野の教員が参加するため、多彩な領域を扱う授業に適しており、必要に応じて外部からゲストスピーカーを招くこともある。また実習の一環として、博物館・美術館等の見学、古美術商訪問、芸術鑑賞、テレビ局や新聞社といったマスコミ現場の訪問、史跡訪問、民俗学的調査など学外での授業を積極的に取り入れている。文芸学部は、少人数授業の有益性を重視し、積極的に取り入れている。1年次には、文芸学部すべての新生が履修する「WRD」(2005年(平成17年)度までの名称は、「基礎ゼミナール」)がある。25人定員の授業で、興味のある内容のクラスを希望することができる。希望者が多い場合は抽選によって定員を守るようにしている(授業目標は統一されているため、ど

のクラスに振り分けられても、学生に不利になることはないように、現在はなっている)。授業では、学生一人ひとりが考え調べた内容を発表し、レポートにまとめるという作業を繰り返し、主体的な学修態度の養成を図っている。

3、4年次には、各学科で「ゼミナール」を必ず履修する。「ゼミナール」の平均人数は3年次では9.3名、4年次では11.2名である。「卒業論文」の作成の指導もゼミナール担当教員が行う。より専門的で高度な研究のために、少人数授業の特性を生かしたこまやかな指導を行い、効果を上げている。

マルチメディアを活用した教育は、授業の内容に合わせて、適宜導入、運用している。特に2005年(平成17年)度に、メディアネットワークセンターをはじめマルチメディアの総合的な設備をもつ8号館が完成して、マルチメディアの授業への利用がいっそう盛んになった。

文芸学部の授業の約30パーセントが、AVやコンピュータの機器を装備した教室を使用している。外国語科目では、最先端の機材をそろえたCALL教室を使用している。パワーポイントやインターネットなど、コンピュータを使用する授業も増えている。

2006年(平成18年)度から、メディアネットワークセンターで、教材をWebで配信するなどの機能をもつWebClassが運用されることになった。文芸学部の利用状況は、17コース、利用教員数は5名である。

#### 【改善方策】

文芸学部の共通講義科目が廃止されるとともに、2ないし3開講されていたオムニバス形式の授業がなくなった。この形式の授業は共通教育で行われているが、1年次生を対象とした、各学科を紹介する目的のオムニバス形式科目の開講が検討されている。

またマルチメディアの設備は整ったが、それを利用して授業を行う教員の数は限られているので、利用度を高める方策として、教員のためのマルチメディア講座(メディアネットワークセンター主催の研修会への参加者が少ないのが現状。このことの啓蒙に努める)のさらなる充実を検討する。



## (5) 法学部

## ① 教育課程等

## 【目標】

法律・政治学の専門科目では、「基礎から応用への段階的学習」を重視した上で、学生の自主性を尊重した科目選択ができるよう配慮する。また、豊かな人間性を育み、倫理性を培う基礎教育も充実させていく。

## (学部・学科等の教育課程)

A群 学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連

A群 学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

B群 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性

## 【現状説明、点検・評価】

法学部では、基本法の各分野は当然として、主要実定法の各分野についても複数の科目を開設し、さらに多様なその他の実定法科目、多数の基礎法科目を開設している。これに基礎演習科目および専門演習科目の開設状況を考え合わせると、専門教育の体系化の要請を十分満たす科目がそろっている。そして、こうした専門教育の体系化を支える政治学専門科目および法学周辺専門科目も開設されている。かかる多数かつ多様な専門講義科目および演習科目の開設は、学生の多様なニーズに応えることができるものであり、法学部の教育方針である学生の自主性を授業科目の面で支えている。以上のように、法学部の専門教育科目は、その教育の理念にかなったものであるだけでなく、学校教育法第52条に十分に適合しており、また、大学設置基準第19条の編成要求にも沿うものである。

法学部は、2007年(平成19年)度から、成城大学イノベーション・プロジェクトの一環として、新カリキュラムを導入した。新カリキュラムでは、「基礎から応用への段階的学習」を重視し、1・2年次に法律学のもっとも基本的な科目である「憲法」・「民法」・「刑法」について徹底的に学び、3・4年次には、「学生の自主性の尊重」に重きをおいて、進路別に新設された4つのコース(法曹、企業と法、公共政策、国際社会と法)ごとに、多彩な講義科目を履修することとなった(詳細は法学部「2007年度『履修の手引』」50～53頁を参照)。

## 【改善方策】

上記のような、4つのコースの新設を含んだ新カリキュラムは、学生のニーズに応え、かつ、「深い理解力、確かな判断力、豊かな想像力を持つ人材」、「確かな基礎に立って法的思考(リーガル・マインド)をなしうる人材」の育成という法学部の理念・目的を、より適切に反映するものとな



ったと考えられる。更なる改善点については今後しばらくの推移をみてからとなろう。

**(学部・学科等の教育課程)**

**B群 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性**

**【現状説明、点検・評価】**

法学部で開講されている基礎部門教養科目（共通教育研究センターが開設している全学共通科目も含めて）は、一方で専門科目との整合性に配慮し、それとの深い関わりのある社会科学系の科目を用意しながら、他方で、人文科学系、自然科学系の諸領域をカバーし、伝統的な知の体系とともに現代性を加味しながら、総合的な知を目指している

教養科目の開設が多岐多数におよぶことは、本学部の基本方針である「少人数教育」を実現するためでもあり、また学生の完全な自由選択に委ねていることは、本学部の基本方針である「学生の自主性の尊重」に基づくものである。また、本学部の基本理念にいう「国際的視野」を身につけるべく、専門教育的授業科目との整合性も十分に考慮して構成されている。

**【改善方策】**

現状の編成は必ずしも固定されたものとすべきではなく、時代的な要請や学生のニーズに応じ、適宜見直しを行い、いっそうの拡充を図っていく。加えて、基礎部門の教養科目が単に補助的なものではなく、専門教育的科目と相補的な関係にあり、「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」することに資するものであることへの学生の理解を、より深めていくように努める。

**(学部・学科等の教育課程)**

**B群 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性**

**【現状説明、点検・評価】**

法学部では、学部所属の外国語教員(英語2名、独語2名、仏語2名)をおき、これらの教員の責任において、外国語・外国語文献講読の授業を行っている。

法学部の外国語科目は、なによりも専門教育のための豊かな土台作りのためにある。具体的には、専門の外国語文献が読めるようになるための教育である。この目標のために、基礎をしっかりと固めるための授業が行われている。特にドイツ語、フランス語においては、一人の教員が1週間に少人数に細分化された同一クラスを2コマ担当し、綿密にフィードバックを重ねながら基礎作りに励んでいる。これは、本学のあげる少人数教育の理念にも合致し、さらに本学部のもうひとつの特徴でもある国際的視野にたつ法学教育ということにも対応している。これには、上記科目に加えて、全学共通教育科目において開設されている中国語、スペイン語、韓国語などの特別外国語科目も大いに貢献している。また、選択科目ではあっても、少なくとも英語、ドイツ語、

フランス語には、それぞれネイティブスピーカーによる生の言語の習得の機会が用意されている。これなども、国際化進展に対してまさに対応しているというべきであろう。また、必修科目を少数に限定して、自由選択科目を豊富に用意したのは、学生の自主的学習意欲を引き出すためにほかならない。これは、特にコミュニケーションの点で極めて望ましいことである。

### 【改善方策】

学部の規模の割には、学部所属の外国語教員が多く、かつ上記のように開設されている科目も豊富であるので、現在のところ特に改善の方策はないが、今後も学生の声を反映させるよう努力をする。

#### (学部・学科等の教育課程)

A群 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

B群 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

### 【現状説明】

法学部における基礎教育は、基礎部門の科目（法学部 2007 年度『履修の手引』35 頁を参照）によってなされるが、それらは単なる専門教育に至る前段階ではない。それぞれの科目が単独で豊かな人間性を育むべき課題を担うばかりでなく、それぞれ相互的に共鳴しあって、広いものの見方、生き方を養うのである。それは、哲学や倫理学はもちろんのこと、自然科学や体育科目に至るまで同様である。外国語科目でもそうである。英語をはじめ、ドイツ語やフランス語においても、法学部では、教員と学生との非常に密なコンタクトがあるため、学修の場がそのまま人と人の対し方、努力の仕方を学ぶ機会ともなるのである。

基礎部門教養科目は 2007 年(平成 19 年) 度より新カリキュラムの導入に伴い、共通教育研究センターが実施・運営する、より普遍的な全学共通教育科目と法学部独自の開講科目から構成されている（法学部「2007 年度『履修の手引』」39 頁参照）。現在開講されている法学部独自の開講科目は「ヨーロッパ文化史」、「日本文学」、「外国文学」、「社会心理学」、「数学」である。

### 【点検・評価】

基礎部門教養科目は、1 年次から 4 年次にわたって配当されていて、選択は自由である。非常に多様な科目が開設されているのは、現代という時代の反映でもあって、出来るだけ生きた学問を幅広く身につけてもらいたいという考えから出たものである。また、選択が学生の自由に委ねられていることは、本学、そして法学部の理念である自主性の精神の尊重ということでもある。

### 【改善方策】

一方で社会科学系の科目を豊富に用意するなど専門科目との整合性をはかりながら、他方で人文科学系、そして自然科学系の諸領域をもカバーしつつ、伝統的な知の体系を身につけてもらうというのは、貴重な理想であって、現実にはなかなか実現が難しい。しかし、それに一步でも近づくように、たとえば学生の専門や関心領域に従ってある程度の履修のモデルを提示することが

求められるであろう。ただし、全学共通教育科目の本格的な運用は始まったばかりなので、時間をかけて実状をより正確に把握しなければならない。

#### (学部・学科等の教育課程)

**B群** 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

#### 【現状説明、点検・評価】

開設授業科目については、法学部「2007年度『履修の手引』」(34～53頁)に掲載されているが、卒業要件単位数に占める専門部門および基礎部門の単位数はそれぞれ100単位および30単位であり、基礎部門のうち、教養科目は12～16単位、外国語科目は14～22単位、および体育実技科目は0～4単位となっている(法学部「2007年度『履修の手引』」35頁参照)。学生は各人の関心に基づき、これらの基礎部門の科目を1年次から4年次までの間に自由に選択・履修することにより、いわば自由設計で幅広く教養をつむことができるという意味で、妥当なものとなっている。

#### 【改善方策】

開設されている科目は、専門部門および基礎部門とも豊富にあるので、しばらく見直しの予定はない。また、卒業要件単位数に占める各科目群の単位数のバランスの妥当性については、カリキュラム改革の直後であり、今後の経過をみてから検討する。

#### (カリキュラムにおける高・大の接続)

**A群** 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

#### 【現状説明】

法学部独自の導入教育として、1年次生の必修科目として「法学への誘い」(2単位)が設置されている。この科目では、専任教員が、「憲法」、「刑法」、「労働法」、「環境法」等の時事問題を断片的に学修するにすぎない高等学校までの法律問題について法学の全体像ないし体系が存在することを説明し、その後に控える法律専門科目の導入をしている。また1年次に開講される「憲法」・「民法」・「刑法」の理解を助けるため、「基本書演習」(2単位)を導入し、専門書の読み方などを含めた大学での学び方を丁寧に教えている。

#### 【点検・評価】

導入教育として、「法学への誘い」では、伝統的な法学入門的知識に加えて、今後、法学を本格的に学ぶための鳥瞰が与えられ、また「基本書演習」では、法律学習の方法について丁寧に教えられており、新入生が法学・政治学を円滑に学べるよう適切な工夫が図られている。

#### 【改善方策】

新カリキュラムで設置した導入教育科目については、新カリキュラムが始まったばかりであり、

改善すべき点は見当たらない。しかし、学生に対する教育効果を常に検証し、毎年度その内容の充実を図っていく。

#### (履修科目の区分)

#### B群 カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

##### 【現状説明】

法学部のカリキュラムは、法律基本科目を重視しながら、現代の法律学を体系的に学ぶことによって、深い理解力、確かな判断力、豊かな想像力をもつ人材、確かな基礎に立って法的思考を成しうる人材を育成することを目指している。カリキュラムにおいては、法学部の授業科目は、主に基礎部門と専門部門に大別される。

教養科目、外国語科目、体育実技科目を包括した基礎部門は、学生の自主性を尊重した自由かつ柔軟なものにするため大幅な選択制を採用している。このため、基礎部門では、必修科目は「英語Ⅰ」(1年次1科目2単位)と選択必修である「独語Ⅰ」または「仏語Ⅰ」(1年次1科目4単位)のみである。選択科目は、法学部開設科目の教養科目・外国語科目だけで、49科目、108単位にのぼっている。このほか、全学共通教育科目、オープン科目も履修可能である。

講義科目と演習科目からなる専門部門では、必修科目、選択必修科目、自由選択科目の区別を設けている。法学部学生に、社会で十分通用しうる法的思考力を身につけてもらうために欠かすことのできない基本的な専門科目を多く履修してもらうためである。成城教育の特色である少人数教育を具体化する科目でもある演習科目は、1年次の「基本書演習」(必修・2単位)、2年次の「基礎演習」(AまたはB、必修・2単位)と3・4年次の「専門演習」(3年次必修・4単位)に分かれる。いずれも少人数を定員とするゼミナールを行い、特に「専門演習」は、複数の演習に参加することを可能とし、勉学意欲のある学生に自己の能力をより向上させる機会を提供するものである。卒業要件単位数130単位(基礎部門30単位、専門部門100単位)のうち、必修科目の合計単位数は46単位(基礎部門6単位、専門部門40単位)であり、選択必修科目は20単位、自由選択科目は64単位となっている。

##### 【点検・評価、改善方策】

カリキュラムにおいては、多彩な講義科目、演習科目がおかれているため、そのなかで必修科目の占める割合は、少ないようにみえる。しかし、卒業要件単位数との関係でいえば、130単位中の46単位が必修科目であり、1/3程度を占める。また、各部門の科目履修にあたっては、細かな要件が定められているため、選択科目といっても学生が全く自由に選択できるというわけでは必ずしもない。

専門部門の必修科目は、ほぼすべて1・2年次配当の科目である。これに対して、3・4年次配当の科目は、「専門演習」1科目、4単位にすぎない。一見したところ、必修科目の配当年次に偏りがあるようにも思われる。しかし、これは、カリキュラムの編成方針が1・2年次は「憲法」・「民法」・「刑法」の3科目を中心とした徹底指導、3・4年次は多様な法律科目の開設(進路を見据えて)であることを反映していることによるものである。

以上述べてきたところからすれば、カリキュラム編成における必修・選択の量的配分は適切・妥当であるといえよう。

#### (授業形態と単位の関係)

**A群 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性**

#### 【現状説明】

法学部においては、法学の基礎を修得するために、1・2年次においては、法律基本科目である「憲法」・「民法」・「刑法」が必修科目ないし選択必修科目とされ、さらに、演習科目である「基本書演習」「基礎演習」および総合的科目である「法学への誘い」、「現代社会と法」が配されており、これらの科目の単位修得が2年次から3年次への進級要件となっている。3・4年次においては多様な講義科目が自由選択科目として多数開設されるとともに、「専門演習」「卒業論文」などが配されており、学生の問題関心に応じた履修が可能となっている。

単位の計算方法は以下のとおりである。

表 3-23 授業形態と単位数

授業科目	授業期間	週回数	単位数	説明
講義科目・ 演習科目 (ゼミナール)	半期	1回	2	週1回、半期の科目を2単位とする。
		2回	4	週2回、半期の科目を4単位とする。
	通年	1回	4	週1回、通年の科目を4単位とする。
外国語科目	通年	1回	2	週1回、通年の科目を2単位とする。
		2回	4	週2回、通年の科目を4単位とする。
体育実技科目・ 実習科目	半期	1回	1	週1回、半期の科目を1単位とする。
	集中	—	1	週1回・半期に相応する授業時間数によって編成される科目を1単位とする。
卒業論文	—	—	4	卒業論文を4単位とする。

講義科目および演習科目については、半期週1回の授業の場合2単位、半期週2回の場合4単位、通年週1回の場合4単位となる。外国語科目については、通年週1回の場合2単位、通年週2回の場合4単位となる。体育実技科目・実習科目については、半期週1回もしくは集中授業で1単位となる。「卒業論文」は4単位として計算される。

#### 【点検・評価、改善方策】

上に述べた4つの区分は、文部科学省の大学設置基準にある、授業科目の性格・内容に基づくものであり、合理性を有している。

また、上記の単位計算方法は法学部の理念である「確かな基礎に立って法的思考（リーガル・

マインド)をなしうる人材」という観点からみて妥当であり、科目間の比重において均衡が取れており、改善すべき点は特にみあたらない。

#### (単位互換、単位認定等)

- B群 国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性
- B群 大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性
- B群 卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

#### 【現状説明】

成城大学では、現在ウィスコンシン大学ミルウォーキー校(アメリカ合衆国)、ニューカッスル大学(オーストラリア)、マルク・ブロック大学(フランス)、ルーヴェン・カトリック大学(ベルギー)、シェフィールド大学(イギリス)、モンタナ大学(アメリカ合衆国)との間で学生交換協定に基づく単位の互換を行っている。派遣留学生が1年間の協定留学で修得してきた単位は、60単位を限度として成城大学の単位として認定される。法学部における単位互換・単位認定も基本的にこの枠組みの中で行われている。認定に際しては、法学部の内規「交換留学生の単位認定に関する取り扱い要領」に基づき、学部内に単位認定委員会を設置し、学生の提出する単位認定願、相手校の発行する成績証明書、授業ノートなどを参照しつつ単位認定を行っている。単位認定委員会の認定原案は、最終的には教授会の審議を経て決定される。

なお、本学部は、国内の他大学、および大学以外の教育施設等での既修得単位は認定していない。

#### 【点検・評価】

単位互換審査は、学科主任を長とする単位認定委員会のもと、適切かつ厳正に行われている。

#### 【改善方策】

「交換留学生の単位認定に関する取り扱い要領」は、カリキュラム編成の変更や学生の履修動向等にあわせて、適宜見直していく。

#### (開設授業科目における専・兼比率等)

- B群 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- B群 兼任教員等の教育課程への関与の状況

#### 【現状説明】

法学部開設科目における専任教員担当科目数の比率は、必修科目については、表3-24(「大学基礎データ」表3)の示すとおり、75.0%~92.1%ときわめて高い数字を示している。すべての開設科目についても、専門部門の科目では73.1%の科目を専任教員が担当している。基礎部門科目につ

いては 39.0%と専任教員担当科目数の比率が相対的に低くなっているが、それは基礎部門においては外国語科目、法律科目以外の講義科目が開講されているためである。しかし、このような科目については専任教員の担当者をおき、兼任教員とのコミュニケーションを密にして、法学部の教育理念に沿った授業が行われる体制を整えている。

### 【点検・評価】

専門部門の講義科目および演習科目については専任教員の担当比率を高く維持し、学部の教育の理念を実践する教育体制を確保している。

### 【改善方策】

学部として早急に改善すべき大きな問題点はない。各学科会議などにおいて、運用の評価を継続的に行っていく。

表 3-24 開設授業科目における専兼比率

			必修科目	選択必修科目	全開設授業科目
法律学科	基礎部門	専任担当科目数 (A)	6	6	32
		兼任担当科目数 (B)	2	2	50
		専兼比率 % (A / (A + B) * 100)	75.0	75.0	39.0
	専門部門	専任担当科目数 (A)	58	12	95
		兼任担当科目数 (B)	5	3	35
		専兼比率 % (A / (A + B) * 100)	92.1	80.0	73.1

### (生涯学習への対応)

#### B群 生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

本章始めの全学共通事項参照。

## ② 教育方法等

### 【目標】

法律基本科目を重視しながら、現代の法律学を体系的に学ぶことによって、深い理解力、確かな判断力、豊かな想像力をもつ人材を育成するとの目標に照らし、教育方法、成績評価の仕組みが適切であるように努める。

**(教育効果の測定)**

B群 教育上の効果を測定するための方法の適切性

B群 教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

B群 教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

**【現状説明】**

教育上の効果は、各科目の学期末および学年末定期試験等の実施と単位付与によって各担当教員が個別に測定している。個別学生の総合的な到達度を測定するためには、客観的な検定試験または資格試験の合否もひとつの目安になっている。学生には、日弁連法務財団の法学検定、国家試験としての行政書士試験、宅地建物取引主任者資格試験、司法試験等の受験を積極的に勧め、かつ法職課程教室において援助している。また、教員間の合意確立についていえば、学部全体としては、不定期に開催される教務懇談会において、自己の経験をふまえた現状報告と課題の確認が行われている。さらに、科目分野別では、次年度の開講科目および担当者の決定の作業段階において集中的に各年度の教育効果の検証が実施されている。なお、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みは、存在しない。わずかに卒業判定会議において提示される留年者数によって、全体傾向が把握されている。

**【点検・評価】**

教育効果の測定の方法および測定結果の把握は担当教員に委ねられており、学部全体として把握されていないことが問題である。外部の検定試験または資格試験の受験については、学生の任意である。また法学部としてそれらの試験を教育上どのように位置づけるかについて、教員間のコンセンサスが存在しない。教員の合意形成については、自由な討論形式である懇談会または非公式の科目分野別の協議において、これらの作業が行われるため、客観的な記録ないしデータとして蓄積されないことが問題である。

**【改善方策】**

個別教員の取り組みとして、学期末定期試験および学年末定期試験のほか、中間テスト等の実施による多様な成績評価（単位認定）に努めている。

学部全体として、本学部卒業生としてのミニマムを確保するために共通の卒業試験の実施が検討されている。また、学生の側からみて、科目履修後に得られた達成感ないし満足度が、授業評価の一環として提示されることも必要である。教員間の合意形成については、教務懇談会および科目分野別の担当者会議の開催が制度的に確保されることが望まれる。また、教育の達成度については、学部共通の卒業試験（修了テスト）の実施とその成果が可視的になるよう努める。



**(厳格な成績評価の仕組み)**

- A群 履修科目登録の上限設定とその運用の適切性
- A群 成績評価法、成績評価基準の適切性
- B群 厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況
- B群 各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

**【現状説明】**

法学部では、1年次 40 (50) 単位、2年次 46 (60) 単位、3年次 48 (60) 単位、4年次 50 (60) 単位を履修科目登録の上限としている(カッコ内は、2006年度以前入学者の場合)。各学生が学問上の興味や知的関心、さらには時間的制約などを十分考慮して科目を選択し、いったん履修登録した科目を途中で放棄することなく、最後まで単位の修得を目指して努力するように設けられた制度である。成績評価は、素点 100~90 を AA、89~80 を A、79~75 を BB、74~70 を B、69~65 を B-、64~60 を C、59~0 を D、評価不能を / で表し、素点 60 点以上、成績評価 C 以上を合格としている。

成績評価法と成績評価基準は、基本的に各教科担当者に委ねており、『シラバス』に、各教科の成績評価の方法を記載し学生に周知している。

2年次から3年次へ進級するために必要な総単位数は50単位とし、この基準に満たないものは2年次原級にとどまるものとする。さらに、卒業要件単位数は130単位としている。本学では2005年(平成17年)度から成績評価問い合わせ制度を導入し、学生が自分の成績に対して疑問がある場合、教務部を通して教員に問い合わせができるようになった。

**【点検・評価】**

成績評価問い合わせ制度の導入により、各教員の成績評価の厳格性・客観性および公平性はいっそう確保されるようになった。

ただし、兼任教員の成績評価については、その厳格性や客観性について本学部として必ずしも十分な把握はなされていない。

**【改善方策】**

専任教員相互間もさることながら、専任教員と兼任教員の間で成績評価について統一的客観的基準を相互に認識する場を設けるなど、成績評価の厳格性・客観性の確保に向け、努力する。

**(履修指導)**

- A群 学生に対する履修指導の適切性
- B群 オフィスアワーの制度化の状況
- B群 留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

**【現状説明】**

法学部では、年度始めに全学生に『履修の手引』を配布し、それぞれの学年の履修指導を行っ

ている。これに加えて毎年1年次生に対しては、入学時に2日間の学部ガイダンスを行っている。

法学部では、1年次生については、学生生活担当の教員、当該学生の外国語科目担当教員および「基本書演習」担当教員が、また2年次以降の学生については、当該学生の演習科目担当教員、学生生活担当の教員および就職活動担当の教員が学生の相談に日常的に応じており、留年者に対しては、学生生活担当の教員や就職活動担当の教員が特に留意しつつ相談にあたっている。これらの教員の在校曜日および時間は学生向けに掲示されており、その中で学生の相談には随時応じる体制をとっていることから、いわゆるオフィスアワーのようなものは設けていない。

### 【点検・評価、改善方策】

法学部の教育理念である「少人数教育主義」に則り、各教員がきめ細かな対応をしており、履修指導に関して特段の問題点は見当たらないが、今後も履修指導の実際の効果について精査し、その改善に継続的に取り組んでいく。

#### (教育改善への組織的な取り組み)

- A群 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性
- A群 シラバスの作成と活用状況
- A群 学生による授業評価の活用状況
- B群 F D活動に対する組織的取り組み状況の適切性

### 【現状説明】

法学部では、学生に対して『シラバス』や演習募集要領を通じて、授業内容に関する情報を提供し、学修を活性化することを図っている。各授業科目の授業計画は、『シラバス』フォームを作成して法学部『シラバス』の原稿を依頼している。その具体的な項目は、「教科書」、「授業の内容」、「授業の計画」、「授業の方法」、「成績評価の方法」、「履修者への要望」、「参考文献」である。また、2006年(平成18年)度より、本学部ではオリジナルサイトを作成し、インターネットを通じて『シラバス』、授業に関する資料を学生に提供することが行われている。

教育指導方法に関しては、教員各自の判断に委ねられている。教員によっては、アンケートなどを通じて学生の意見を聞くこともある。教育指導にあたり、教員間(専任教員、兼任教員の両者について)での連絡調整に関し、関連専門分野の教員間で、必要に応じ連絡・調整がなされているが、制度的なものではない。

本学部のファカルティディベロップメント活動としては、「成城学園教育研究所」に学部から常時1名を所員として選任し、教育指導方法の改善に取り組んでいる。また、学部内においては、教務委員会を中心に、教育指導方法の改善の議論が継続的になされている。

### 【点検・評価】

現在、多くの授業科目はフォームに従って『シラバス』を記述している。現在の『シラバス』、演習募集要領でも、授業方針・内容についての学生による全般的理解は十分可能と思われる。いくつかの授業科目で1回ごとの授業内容を示すものもあるが、少数にとどまっている。その他、開

講時に詳細な授業計画を配布する教員もいる。なお、インターネットを通じて授業に関する資料を学生に提供している教員は多くない。しかしながら、この点については、レジュメなどの資料が改変されるおそれがあり管理が困難であることや、講義に出席しない学生であっても資料を入手できることなどに鑑み、消極的な意見がある。

なお、法学部では、アンケートなどを通じた学生による授業評価は未だ制度化されていないが、希望する教員を中心に試行的になされている。

### 【改善方策】

学生の授業の予習・復習のために、「より拡充した授業計画を提供すること」が必要であると思われる。具体的には、『シラバス』の作成等において学生に対して詳細な授業計画を提供するよう教員間で合意を形成していくこと、教員相互の連絡会を頻繁に開催したり、制度化したりして、情報の共有を図ることなどが考えられる。インターネットを通じた情報提供や資料提供については、情報の管理の困難さがあるため、技術的な面も含め、情報提供のあり方を検討したうえで、適切な情報提供を行っていく。

授業評価に関しては、どのようなアンケートを実施することが授業に学生の声を反映し、その内容の向上につなげることを可能にするかについて調査中であるが、その結果を踏まえて、授業内容の向上につながるよう学生の声をよりよく反映する方法を目指し検討する。

### (授業形態と授業方法の関係)

B群 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

B群 マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

### 【現状説明、点検・評価】

法学部では「少人数教育主義」という方針を立てており、そのため「演習科目（ゼミナール）」を中心に据えたカリキュラムを編成している。このことにより、基本を重視し、学生の自主性を尊重した教育を行う努力がなされている。

演習は、発表者による報告（時には、注釈者・質問者によるコメント・質問）、そして質疑応答と、学生主体の授業であり、論理的思考の涵養、論点の深化が成果として得られ、かつ満足度の高い学修方法として評価できる。ほぼ全教室に情報コンセントが設置され、インターネットを活用し、最新の情報をその場で学生に直接提示する授業が行われるようになってきた。またパワーポイントを使った授業も増えてきているが、まだその数は多くはない。基礎部門の外国語の授業では、CALL 教室やDVDの使用が増えている。

### 【改善方策】

演習はうまく機能すると参加学生全体の満足度を高めるが、ともすれば、発表する学生以外の学生の能動的参加に結びつかない場合があり、演習の運営について教員間で情報を共有していく必要がある。また、少人数クラス比率は妥当なレベルであるといえるが、スタッフ、教室の都合から、大人数教室を使わざるを得ない講義もまだ多くあり、今後、改善していく必要がある。

2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等



## 2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

## (1) 経済学研究科

## ① 教育課程等

## 【目標】

経済学研究科の教育研究は、経済学・経営学の各専攻における教育研究を通して、博士課程前期においては将来、高度職業人として活躍するための高度の専門的知識と幅広い素養を具えた人材を育成し、また博士課程後期に進学し研究者の途を歩もうとする者には、必要な専門知識・研究能力を養成する。また、博士課程後期においては、各専攻分野において高い研究能力と豊かな創造性を涵養し、自立した研究者として学問の発展に貢献できる人材を養成する。

## (大学院研究科の教育課程)

- A群 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連
- B群 「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- B群 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性
- A群 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- A群 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- A群 博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性
- A群 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

## 【現状説明】

経済学研究科の理念・目的は、高い研究能力と豊かな創造性を具えた自立した研究者を養成するとともに、広い視野と豊かな専門知識を身につけた高度職業人の育成にある。この理念と目標を実現するために、本研究科は、博士課程前期および博士課程後期に、経済学専攻、経営学専攻を設けている。また、近年、修了後の就職難から研究者を志望する学生が減少し、代わって高度な専門性をもつ職業人を希望する傾向が顕著になってきたので、2005年（平成17年）度に博士課程前期に、「研究コース」と「専修コース」を設置し、将来の希望する進路に応じて選択できるようになっている。博士課程前期においては、後掲資料にあるように、専門性の高い授業科目を豊富に設けて、1科目当たり数名という徹底した少人数教育を行っている。

博士課程前期の教育課程は、下記に示すとおり、標準修業年限時を2年とし、両専攻とも、研

究コースにあつては、修了要件単位数は32単位（授業科目24単位、研究指導8単位）としている。また、専修コースにあつては、修了要件単位数は36単位（授業科目28単位、研究指導8単位）と、研究コースよりも多くの単位の修得を義務づけている。これは研究コースでの教育が「より深く」を志向しているのに対し、専修コースでは「より広く」学ぶことを求めていることを反映している。

修士号を修得するためには、研究コースでは修士論文の審査および最終試験に合格することが必要であるのに対し、専修コースでは修士論文に代えて特定の課題における調査・分析・レビュー・実務的な問題解決等について研究した成果である「課題研究報告」を提出することが認められている。課題研究報告は、形式的要件としておおむねA4版30枚程度（1ページあたり1200字）とされているのに対し、修士論文は、おおむねA4版50枚程度（同前）で、構成、論理性、文献の質と量などで総合性を要求されており、こうした違いは履修要項等で公表されている。また、修士論文・課題研究報告作成のために、いっそう徹底した個別指導を行っている。

なお、博士課程後期に進学を希望する者は、博士課程前期において研究コースを履修することが望ましいが、専修コースの学生でも修士論文を提出し、審査に合格すれば博士課程後期に進学することを排除していない。

博士課程前期にあつては、当該専攻で開設されている科目のほか以下の科目については、一定の条件のもとで修了に必要な単位として認めている。

- (1) 学部教育に基礎をおく本研究科では、博士課程前期の大学院学生に、指導教員が特に履修を指示した学部開設科目を4単位まで履修することを認める（「指示学部科目」）。  
また、高度に専門的な知識の修得には、専攻に隣接する学問領域を学ぶことも必要である判断から、
- (2) 指導教員が履修を承認した本研究科他専攻の授業科目を4単位まで修了に必要な単位として認める。
- (3) 指導教員が特に履修を指示した法学研究科博士課程前期の授業科目または「大学院特別聴講学生制度」により履修した科目は、4単位を限度として修了必要単位として認定している。

博士課程後期の教育課程は、両専攻とも標準修業年限を3年とし、修了要件単位数は20単位（授業科目8単位、研究指導12単位）としている。博士課程後期の授業科目は後掲資料のとおりであり、博士課程前期よりも専門的かつ精緻な内容となっている。そのため授業科目は徹底した少人数制で行い、加えて論文指導では授業時間にとらわれずに個別指導を行っている。博士課程前期と同様に高度に専門的なテーマの追求と同時に関連領域の知見も修得しやすいように、 Semester制を採用した。

表 3-25 博士課程前期修了要件

研究コース

標準修業年限	修了要件単位数			論文・最終試験
	授業科目	研究指導	計	
2年	24単位	8単位	32単位	修士論文の審査及び最終試験に合格すること

専修コース

標準修業年限	修了要件単位数			論文・最終試験
	授業科目	研究指導	計	
2年	28単位	8単位	36単位	修士論文もしくは課題研究報告の審査及び最終試験に合格すること

表 3-26 博士課程後期修了要件

標準修業年限	修了要件単位数			論文・最終試験
	授業科目	研究指導	計	
3年	8単位	12単位	20単位	博士論文の審査及び最終試験に合格すること

また、2005年(平成17年)度には経済学部在学生在が4年次に経済学研究科の「成城大学経済学部在学生のための科目等履修制度」を利用して、経済学研究科の博士課程前期の授業科目を履修し(10単位を上限)、大学院に進学後にそれを研究科の単位として認定されれば、大学院在籍1年で修士号を修得する途が開かれた。この制度は意欲ある学生の大学院進学を促すために設けられたものであるが、いずれの専攻、コースにも適用可能である。

### 【点検・評価、改善方策】

経済学研究科の理念に沿って、教育上の目的を達成するために必要な授業科目は開設されており、また不足あるいはより充実する必要がある場合には兼任教員に講義を依頼している。本研究科の教育課程は、研究科の理念・目的および学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項に合致している。また、研究科での教育内容は学部で展開されている授業をさらに高度化した内容となっており、学部と研究科は連携が取れている。

学位論文作成に対する指導計画の作成は指導教員に委ねられているが、博士課程前期の学生には、2005年(平成17年)度から試行的に実施し、2006年(平成18年)度から制度化した「修士論文・課題研究中間報告会」を義務づけた。これには指導教員のほかに関連分野の担当教員も参加してコメントを行い、修士論文・課題研究の完成度を高めるのに貢献しており、指導教員、学生ともこの報告会を論文作成計画におけるひとつの中間目標点として位置づけている。また、論文提出予定者のみならず大学院の学生全員が出席して質疑応答を行うので、報告者だけでなく、大学院の学生にも大きな刺激を与えている。特に1年次の学生にとっては、先輩の報告を聞き議論に参加することによって、自身の論文作成に大いに役立っている。なお、 Semester制の導入により、学



生にとっては関連科目の選択の幅が広がった。

また、専門分野に関連する分野の基礎的素養の涵養については、指導教員の指示に基づいた学部開設科目の履修あるいは他専攻、他研究科開設科目の履修を認めている。特に学部科目の履修制度（「指示学部科目」）については、特に外国人留学生や、学部時代と研究科での専攻が異なる学生に対しては、基礎知識を再確認し、補うという点で有効に機能している。受講届提出の際には、指導教員とともに専攻主任の承認を得る手続きを課しており、研究科としても組織的に注意を払っている。

また、博士課程後期の教育については、課程博士の修得を希望する学生は数が少なく、その教育については指導教員の個別指導に依存するところが大きい。論文作成のための複数指導教員体制はとっていないが、少人数のよさで、学生は専門分野の近い教員の指導を個人的に日常的に仰ぐことが可能である。また、学位請求論文の提出に先立って中間報告会で報告を義務づけている。ここには関連分野の担当教員も多く参加してコメントし、提出論文の内容の充実を図るとともに、審査の透明性を高めている。

博士課程後期の教育内容は、現在でも充実していると考えているが、今後、博士課程後期の在籍者が増加するのに合わせ、複数指導教員制など教育体制をより整備していくことも検討する。

#### （授業形態と単位の関係）

##### A群 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

#### 【現状説明】

【表3-25】および【表3-26】に示したように経済学研究科の開設科目は、授業科目と研究指導に分かれる。授業科目は博士課程前期では〇〇研究、後期課程では〇〇特殊研究という名称がつけられ、研究指導は前期・後期とも〇〇演習と呼ばれる。授業科目は半期2単位を、また研究指導については通年4単位を原則としている。授業科目はいわゆる座学が中心であるが、ほとんどの授業科目の受講者は数名以下であり、文献の講読と学生の発表を軸としたいわゆるゼミナール形式で運営されているところが多い。研究指導（演習）もゼミナール形式であるが、学位論文作成に向けて、受講学生が個別のテーマについて報告し、議論するのが一般的である。授業科目、研究指導のどちらも少人数で行われており、学生はその準備にかなりの時間を必要としているが、それによって能力の向上には目覚しいものがある。また指導教員は、授業を通して個々の学生の資質、能力の向上を日常的に把握している。

#### 【点検・評価、改善方策】

講義科目については、前期または後期のみの履修が可能であるが、半期の受講では理解が不十分と考える学生が多く、前期・後期通年で履修するケースが多い。また演習は論文作成のための指導が中心となるため、現行の4単位で問題ないとする。

(単位互換、単位認定等)

B群 国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあつては、実施している単位互換方法の適切性

【現状説明】

1998年(平成10年)度以降、学習院大学大学院経済学研究科および経営学研究科、上智大学大学院経済学研究科・武蔵大学大学院経済学研究科・成蹊大学大学院経済学研究科および経営学研究科の間で単位互換制(大学院特別聴講学生制度)を運用している。2001年(平成13年)度以降は学習院大学の経済学研究科および経営学研究科とも単位互換を実施している。

この制度を利用して修得した単位は4単位を限度として、修了に必要な単位として認定される。この制度の利用者は制度発足時に若干あったが、近年では他研究科へ聴講に行く本研究科の学生も、また他研究科から本研究科に聴講に来る他大学院の学生もみられない。

【点検・評価、改善方策】

経済学研究科では、博士課程前期の学生が大半のため履修しなければならない単位数が多く、時間割の調整が難しいなどの諸事情から単位互換制を利用することが困難なのが実状であり、数量的に拡大することは難しいと考える。

(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)

A群 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【現状説明】

社会人に対しては入試のうへで特別な配慮をしているが、履修上の配慮は特別には行っていない。これまで2名の学生が社会人入試によって入学が認められたが、夜間や土日の授業は開講されておらず、入学後は一般の大学院の学生と同じカリキュラムで履修している。ただ、研究指導については、指導教員が指導時間の設定など個別に柔軟に対応している。

外国人留学生については、博士課程前期の入試の際、英語の代わりに日本語、専門科目は本人の専攻する分野から1科目を選択するなど、受験条件緩和などの配慮をしている。また本学は大学院の校納金(授業料)を他大学より低めに抑えている。さらに私費留学生には入学後に授業料を減免する制度も設けており、外国人留学生の経済的負担を軽減している。

【点検・評価、改善方策】

社会人に対しては、夜間開講・土曜日開講などをすれば、社会人の入学は増えるかもしれないが、現状では教員スタッフおよび事務スタッフの手薄さ、負担増からその予定はない。また、当面、専門職大学院を開設する計画は持っていない。本研究科の教育内容、地理的条件を勘案すると、現役社員のキャリア・アップのための再教育という観点よりも、高度な研究・教育の意欲を持ち、比較的自由な時間に恵まれている高齢者を対象にした大学院教育が意義深いと考えられる。そうした高齢者を対象にした大学院のカリキュラム、入学方法、履修制度、授業料体系などを検

討すべきである。

他方、外国人留学生については、近年アジア系の外国人留学生が増加しており、日本語での授業に参加し、日本語で修士論文を作成するために、読解と表現のための専門的な日本語科目を設置することが望ましい。現在開設されている日本語教育科目は、協定校からの留学生のみに履修が認められており、一般の私費留学生も履修できる科目の開設を希望するが、本研究科のみでは規模が小さいため、全学的対応を望んでいる。

#### (研究指導等)

A群 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

A群 学生に対する履修指導の適切性

B群 指導教員による個別的な研究指導の充実度

#### 【現状説明】

学生に対する履修指導は基本的には演習指導の教員が懇切に行っている。前述のように専攻する分野を中心に、関連する隣接分野の授業科目も履修するように指導している。また必要ならば学部の関連科目や他研究科の科目も履修するように配慮している。さらに経済・経営の専攻主任がこれをチェックしている。

博士課程前期の学生は2年間で授業科目の単位を24ないしは28単位修得し、さらに修士論文または課題研究報告を作成するのだが、これは時間的にはかなり困難であり、教員の支援が不可欠である。経済学研究科では個別に指導をして、これを達成している。指導教員による個別指導はかなりの充実度であると評価しうる。

教育・研究指導の適切性は、授業におけるレジュメ作成と口頭発表、修士論文の水準などで測定されるのだが、これまで一定の水準を維持し得た。多くの大学院卒業生が大学を含む研究機関に就職するか、税理士・会計士関係企業に就職していることでもそれが窺える。

#### 【点検・評価】

徹底した少人数授業と論文指導は評価すべき特質である反面、大学院の学生が数人の教員に集中化する傾向がみえており、個別指導が重い負担となっている現状がある。

#### 【改善方策】

大学院で論文指導にあたる教員の負担軽減の方策には、学生が集中する演習の担当者を複数化すること（複数開講すること）、学部を含めて教員の教育負担を考え学部での教育負担を軽減することなどが考えられる。この観点から経済学専攻では「財政学演習」が2007年(平成19年)度から複数開講されている。経営学専攻では、「会計学演習」担当者の学部講義コマ数は軽減されており、また「管理会計論演習」の複数化を2008年(平成20年)度から実施することが検討されている。

## ② 教育方法等

## 【目標】

大学院の教育理念を実現するために、学生個人の資質や専門性に合わせた教育・研究指導を行うことを目標とする。

## (教育効果の測定)

## B群 教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

## 【現状説明】

教育効果の測定は、基本的に各授業科目の担当教員が行うとともに、課程修了時に提出する論文あるいは課題研究報告によって測定する。ほとんどの授業科目では、専門文献の講読と学生による発表を軸として運営されている。いずれの授業科目でも受講者数は少人数であり、学生の資質・能力の向上については、科目担当者は日常的に把握できる環境にある。

博士課程前期2年次生で修士論文あるいは課題研究報告を提出する予定の学生には、毎年11月に「修士論文・課題報告中間報告会」での報告を義務づけている。これは論文執筆に対する学生の意欲を高めるとともに、多くの教員が出席し報告を聞き、またコメントすることによって審査基準の透明性を高めている。課程博士号修得を希望する学生についても、審査に当たり公開の論文報告会を義務づけ、審査基準の透明性、公平性を確保している。

また、修士論文は大学院の学生のための雑誌『成城経済学論集』に掲載している。演習指導教員のなかには、大学院の学生に学会での発表を強く勧めている者もあり、2008年(平成20年)度から博士課程後期の大学院学生が学会発表を行う際の旅費の補助が予算化された。

## 【点検・評価、改善方策】

修士論文等の報告会はいずれも関連分野の教員、大学院の学生も多く参加して公開で行われており、成果の測定の公平性、透明性は担保されている。また、論文審査は3人の審査委員によって面接試問によって行われ、その報告書は修了判定会議で報告・回覧されたうえ、審議し承認されており、特に問題はないと考えられる。

## (成績評価法)

## B群 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

## 【現状説明】

博士課程前期の成績評価は、授業科目の成績評価と修士論文ないしは課題研究報告の審査に基づいている。授業科目の成績評価は、AA、A、B+、B、B-、C、Dの7段階で行われる。それぞれの基準については、科目担当者に一任されているが、年度末の修了判定会議において各授業科目、研究指導の成績が開示されるので相互参照が可能であり、評価基準に著しい格差は生じていない。論文(課題研究)の成績評価は、指導教員である主査のほかに副査2人を加えた3人の合議で評

価され、その結果については、全教員が参加する年度末の修了判定会議において公表されている。なお、論文・課題研究の成績表示は2007年(平成19年)度から従来の7段階評価から点数表記に変えた。これは各種の奨学金制度へ学生を推薦するにあたって3研究科長で合議・調整するが、その際、成績がますます重視されてきた。そこで成績の相互比較を行いやすくするために変更されたものである。

博士論文は、3名の委員からなる審査委員会で審査されるが、予備審査の一環として公開の論文報告会が開催される。そこには、関連分野の教員が多く参加し、報告を聞くとともに、コメントを行って論文の質の向上と審査基準の透明性を高めている。

### 【点検・評価、改善方策】

上述のように、成績は修了判定会議で教授会構成員に公表されているため、成績評価基準は担当教員間でほぼ共通化されており、全体的に厳正で公正な成績評価ができていると考えられる。

#### (教育・研究指導の改善)

A群 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

A群 シラバスの適切性

B群 学生による授業評価の導入状況

### 【現状説明】

担当科目の内容や授業の進め方などは、研究科長、専攻主任による4月の新入生ガイダンスで懇切に学生に説明している。また実際の履修申請にあたっては、指導教員だけでなく、両専攻主任が相談にのり、適切な助言を与えるようにしている。また、5月には院生懇談会を定例開催し、研究科長、専攻主任、数名の大学院担当教員が参加して、学生と教員との交流を図ると同時に、学生の勉学上の要望などを受け止め、その実現に努力している。

『シラバス』はすべての開講科目について、授業内容、授業の進め方などを記載しているが、テキストなどについては必ずしも明記されないこともある。というのは、経済学研究科は少人数であり、学生の関心と学力を考慮して決めるほうが現実的だからである。さらに近年では外国人留学生が増え、基礎的理解度にばらつきが生じたため、履修申請後に直接学生と面談してテキストなどを決めるのが実際的だからである。

学生による授業評価は、履修者数が少なく匿名であっても個人名が特定化されてしまう恐れがあるため、実施していない。

### 【点検・評価】

『シラバス』は授業および研究指導について、授業内容、1年間の授業計画の概略とともに教科書、参考文献を示すにとどまっているが、上述のように具体的には受講学生の学問関心、能力等を勘案しながら、授業を実施している。本学のような小規模校では、現在の方法が望ましいと考えている。

**【改善方策】**

『シラバス』については、学部と同じように、授業概要、成績評価基準などについてももう少し詳しく記入することを検討している。また学生による授業評価アンケートは、個々の授業別では回答者が特定化されるので実施は難しいが、院生懇談会などの場を通じて研究科の授業のあり方など全体的な事項についてアンケート調査を行うことを検討している。

なお、組織的なファカルティディベロップメント活動については、大学において「成城大学FD委員会規程」が2008年（平成20年）2月に制定され、4月より実施されるのを受け、研究科としても同様の規定を作ることを検討する。

**③ 学位授与・課程修了の認定****【目標】**

広い見識と深い専門的知識を兼ね具えた高度職業人の養成のため、学位授与および課程終了の認定を適切に行うことを目標としている。

**(学位授与)**

A群 修士 博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

B群 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

C群 修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

**【現状説明】**

1969年（昭和44年）から2006年（平成18年）度までに修士課程あるいは博士課程前期を修了した者は197名、博士課程あるいは博士課程後期を満期退学した者は34名である。この間に課程博士は1名、本研究科修了の論文博士は2名となっている（最近の学位授与状況については、大学基礎データ表7参照）。

2004年（平成16年）度入学者までの修士の学位の要件は、2年以上在籍し、授業科目24単位、研究指導8単位の合計32単位以上を修得し、修士論文の審査並びに最終試験に合格することであった。また博士の学位の要件は、3年以上在籍し、授業科目8単位、研究指導12単位の合計20単位以上を修得し、博士論文の審査および最終試験に合格することであった。

近年、大学院教育に対する社会的要請の多様化に対応して、従来の研究者養成を主眼とした大学院教育のあり方は変化を迫られている。広い見識と深い専門的知識を兼ね具えた高度職業人の養成や、あるいは、生涯教育、リカレント教育といった面で大学院教育の役割が期待されるようになってきている。このような近年の大学院教育に対する社会的要請の多様化に対応して、経済学研究科では2005年（平成17年）度に教育課程の改革を行った。すなわち博士課程前期において、従来型のものを研究コースとするとともに、新たに専修コースを設け、2コース制とした。その結果2005年（平成17年）度以降、経済学研究科の修士の学位の要件は研究コースと専修コースで異なるようになった。

研究コースは従来の要件と同じで、授業科目 24 単位、研究指導 8 単位の合計 32 単位以上を修得し、修士論文の審査並びに最終試験に合格することである。ただし修士論文の形式的要件がこの機会に明確化され、おおむね A4 版 50 枚程度（1 ページあたり 1200 字）で構成、論理性、文献の質と量などで総合性を要求されることになった。成績評価もこの基準に基づいて実施される。

専修コースの場合の要件は、授業科目 28 単位と、研究指導 8 単位の合計 36 単位以上を修得し、修士論文もしくは課題研究報告の審査並びに最終試験に合格することである。課題研究報告の要件は、特定の課題における調査・分析・レビュー・実務的な問題解決等について研究した成果で、おおむね A4 版 30 枚程度（同前）とされた。課題研究の成績評価は、この基準に基づいて実施される。

また修士論文、課題研究報告のいずれを提出しても修得する学位は修士であり、学位記にはその区別は記載されない。ただし、成績証明書には修士論文、課題研究報告書のいずれを提出して学位が授与されたのか明示される。課題研究報告を提出して修士号を修得した学生は、2006 年（平成 18 年）度には 1 名であった（修士論文提出者 8 名）。

なお、在籍期間についてはいずれのコースでも 2 年が原則であるが、成城大学経済学部からの内部進学者については、科目等履修生制度を利用することにより、優秀な成績の場合、1 年間の在籍で修士号を修得する途が開かれた。

修士の学位審査の透明性の改善については、2005 年（平成 17 年）度から修士論文そして課題研究報告について中間報告会を開催することにした。これは演習担当教員以外の教員のアドバイスを論文の作成過程で受けられるように、おおむね 11 月下旬頃に予定されるもので、修士論文そして課題研究報告のテーマ、問題意識、構成等について、演習担当教員以外の教員の前で報告するもので在籍するほかの大学院の学生にも公開される。この報告会には、大学院の学生ができるだけ早く論文作成に取り組むことを促す効果も期待されている。

修士論文・博士論文の学位審査の透明性については、演習担当教員以外の 2 名の教員が論文審査および最終試験に加わることで担保されてきた。

### 【点検・評価、改善方策】

経済学研究科における博士の学位の授与状況は、1965 年（昭和 40 年）から 2007 年（平成 19 年）までで博士課程あるいは博士課程後期を満期退学した者は 34 名に対し、課程博士は 1 名、本研究科修了の論文博士が 2 名に留まっている。これは経済学研究科が博士の学位の質を厳しく考えてきた結果ではあるが、改善が求められる点である。そこで、博士論文に求められる水準や手続きを明確にする改革を 2006 年（平成 18 年）に行った。この改革は、博士論文の質の維持に配慮しつつ、手続きをできるだけ透明にすることで、学位審査請求が増加することを期待して行ったものである。

もともと成城大学における学位審査の手続き全般については「成城大学学位規則」が定められていたが、経済学研究科でも 1997 年（平成 9 年）に「論文博士学位論文予備審査に関する経済学研究科内規」を定め 2002 年（平成 14 年）には「課程博士学位論文審査手続きに関する内規」も定めた。しかし 2002 年（平成 14 年）の内規は資格認定審査会の日程などを定めるに留まっていたことから、博士論文に求められる水準、論文審査に至る中間報告会などの手続き、指導体制などにつ

いて検討を進め、2006年(平成18年)に内規を次のように改正した。

まず、課程博士論文提出の要件として指導教員(指導教員が退職等によって不在の場合には、本研究所専任教員の中で論文提出予定者の専攻科目に近い分野の担当教員)の推薦に加え、以下に掲げる業績が合計2点以上あることが定められた。

- ① 『成城大学経済研究』での掲載論文
- ② 査読つき学術雑誌での論文掲載(掲載予定を含む)
- ③ 学会発表(原則として全国大会での口頭発表)
- ④ その他これらと同等以上の業績

また、審査手続きについても、論文提出申し込みから審査委員の決定、中間報告会、論文提出、論文審査および最終試験、そして審査結果の報告と議決に至る一連の日程の大枠が定められた。

この結果、求められる論文の水準、審査に至る手続きの透明性が改善されたと考えられる。現在は、この改革が博士の学位審査請求につながることを期待して見守っているところである。

課題研究報告と修士論文の評価基準は、上述のとおりである。課題研究報告の実例はまだ少ないが、みるところ上記の基準を達成するために学生は相当量の研究努力を投入しており、学位を認定するに十分な基準と認識している。修士論文と課題研究報告の評価基準は、しばらく状況を注視したうえ、再検討する。

#### (学位授与)

C群 学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況

C群 留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

#### 【現状説明】

学位論文審査において、当大学院関係者以外の研究者が審査委員に加わることを必要とした事例はない。また、かつては日本人大学院の学生をチューターとして留学生を支援するという制度をおいたこともあったが、現在は指導教員が、日本語の面も含めて時間をかけて指導することになっている。

#### 【点検・評価】

チューター制度は適任の大学院の学生をみつけることが困難なため廃止された。現在のように、指導教員が時間をかけて指導する方法は、少人数教育という本学の特徴を活かしたものといえる。ただしこの対応には、現在のように特定の教員に大学院の学生が集中する状況では、その教員の教育負担が増すという問題がある。この教育負担については、外国人留学生研究生担当指導費の予算措置をしてすでに配慮している。

#### 【改善方策】

留学生に対する日本語教育についてはすでに述べたように、日本語での修士論文作成に役立つ読解と表現のための専門的な日本語科目を設置することが望ましい。協定校からの留学生のみに履修が認められている、現在開設の日本語教育科目に加え、一般の私費留学生も履修できる科目



の開設を希望している。経済学研究科のみでは規模が小さいため、全学的対応を望んでいる。

#### (課程修了の認定)

**B群 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性**

#### 【現状説明】

経済学研究科では1999年(平成11年)度に、意欲のある学生に大学院への進学を促すため、内部推薦制度を設けた。さらに2005年(平成17年)度には「成城大学経済学部在学学生のための科目等履修生制度」を設け、内部推薦制度を利用して研究科に進学を予定する者が、学部在学中に大学院科目を履修することを認めた。この制度を利用することにより、以下のように標準修業年限未満で博士課程前期を修了することが可能になった。

すなわちこの制度を利用して大学院科目を学部在籍中に履修のうえ、入学した者は、本研究科入学前に修得した研究科授業科目から、博士課程前期修了に必要な単位として10単位まで認定を受けられるほか、特に優秀な学生は、専攻分野の授業科目計4単位を「研究指導」4単位に振り替えることが認められることになった。前期課程を修了するためには、研究指導を2年間8単位修得することが要件であるが、この制度を利用することにより、これらの認定を受けた学生は、研究科に進学後、研究指導4単位と授業科目の必要単位数を修得し、修士論文もしくは課題研究の審査に合格すれば、在籍1年で修士号を修得することが可能になった。

2006年(平成18年)度に博士課程前期にこれらの認定を受けた学生が2名入学したが、研究科在籍1年で課程修了に必要な単位をすべて修得し、また修士論文を提出して修士号を修得することができた。また2007年(平成19年)度には2名の学部4年次生がこの制度を利用して大学院の授業を受講している。

#### 【点検・評価、改善方策】

学部在籍中に修得可能な単位が10単位に制限されているため、この制度を利用する者は、大学院進学後の1年間でかなりの数の授業科目を受講し、また修士論文・課題研究をまとめなければならない、その負担は重い。しかし、学部ゼミナールの指導教員と研究科での指導教員予定者との連携のもとで、学部時代から研究科での指導教員予定者の指導を仰ぎ、修士課程前期での研究課題に関連づけて学部の「卒業論文」をまとめるなど、学部4年次生と研究科で一貫した教育が行われている。2006年(平成18年)度にこの制度により1年で博士課程前期を修了した者の成績も、2年で修了した者に比べ遜色ないものであった。

また、この制度に応募する学生は高い意欲を持っており、2年コースの学生に対しても刺激を与え、大学院を活性化するとともに、大学院進学者を増加させるという点でも有効に機能している。

## (2) 文学研究科

## ① 教育課程等

## 【目標】

本研究科においては、各専攻の多様性に起因して、多彩な教育内容を提供することを目標とする。その際、専門領域の個別的問題への掘り下げに力を入れることはいうまでもないが、多くの分野に亘る広い視野からの総合的把握をも修練することを目的とし、それに合わせたカリキュラムや教育体勢、教員の教育姿勢を考慮している。

## (大学院研究科の教育課程)

- A群 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連
- B群 「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- B群 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性
- A群 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- A群 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- A群 博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性
- A群 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

## 【現状説明、点検・評価】

文学研究科は、学問の蘊奥をきわめ、あるいはそれが要請される職業に就くにふさわしい能力を育成するという、第1章で述べた教育上の目的を達成するために必要なものとして、次のような教育課程を設定している。

博士課程前期においては、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うという本課程の目的を達成するために、課程修了までに授業科目28単位（このほか研究指導8単位が加算され計36単位が修了要件単位となる）の履修が必要とされている。そのうち、自専攻の授業科目から14単位以上を修得することが要求されるが、それとともに関連分野の基礎的素養を涵養するという目的から、14単位を上限として、他専攻の授業科目、もしくは単位互換制度により成蹊大学大学院文学研究科・武蔵大学大学院人文科学研究科の博士課程前期など他大学院の授業科目から上限10単位まで、あるいは本学文芸学部の授業科目から上限4単位までを履修し、修了要件単位数に含めることができる。

また一方、英文学専攻においては、本学英文科4年次生が科目等履修生として大学院の授業を履修した場合、8単位を上限として、その修得単位を大学院入学後に博士課程前期の修了要件単位として認めることができる。

博士課程後期においては、課程修了までに授業科目8単位（このほか研究指導12単位が加算され計20単位が修了要件単位となる）の履修が必要とされている。博士課程後期では、より高度な専門性が問われ、さらに研究者としての自立性も求められるため、授業をうけることは別に、厳格な審査・査読によって掲載の可否を決定する学会誌等への投稿を積極的に勧めている。その結果、美学・美術史専攻を例にとるならば、近年、美学会機関誌『美学』に掲載される美学・美術史専攻の学生の論文数は、東京大学大学院の学生の論文数を上回っているほどである。また紀要『成城美学美術史』の編集作業の多くの部分は、博士課程後期の学生たちの自主性に委ねられ、のちに研究者として活動する際に、すでに編集の経験を蓄積しているという状況を作り出す機会を与えている。

文学研究科の6専攻は、本学文芸学部6学科の教育・研究を土台として構築されている。学部の授業がそれ自体で完結したカリキュラムであることは自明であるにしても、研究科の教育内容と学部の教育とは相互に密接な関係を保っている。本学文芸学部を卒業して本研究科に進学した学生は、学部と研究科の間で一貫したコンセプトのもとで専門性に磨きをかけることができる。本研究科では、他大学の学部卒業生も幅広く受け入れているため、本学文芸学部とは異なったカリキュラムで学士課程を修了した者には、本学文芸学部が開設する授業科目のうち自分の研究に必要な科目を修得することによって基礎的学力を身につける制度が整備されている。

博士課程前期における教育内容と博士課程後期における教育内容の関連については、前期・後期の教員スタッフは、専任教員、兼任教員ともに共通であり、そのことが教育内容における前期から後期までの一貫性の維持に寄与している。

さらに、博士課程前期・後期を問わず、優秀な学生には学部における基礎的な科目における、Teaching Assistant (TA) の職務を与え、科目担当教員の指導のもとにレポート添削等を行うことを通じて教育体験をする場を提供している。

修業年限2年の博士課程前期では授業科目から28単位を修得し、さらに8単位の研究指導を受けた後に修士論文を作成する。論文作成に関しては、学生個人々の能力や志向に応じた指導がなされるが、それが学術雑誌掲載のレベルに達していなければならないことは、6専攻すべてにおいて等しく了解されていることである。また上記のように、文学研究科の他専攻、単位互換制度による他大学の大学院研究科の授業の履修単位を認定していることも広い視野を養成するための方策である。さらに、博士課程前期においては専門性を重視するとともに教育者としての基礎能力を高めることにも力点をおいているため、必要に応じて関連分野における、文芸学部の科目を履修する道も開かれている。

修業年限3年の博士課程後期では、修了要件単位として授業科目から8単位を修得し、12単位の研究指導を受けた後に博士論文を作成する。博士課程後期に在籍する学生の多くは本研究科の修士の学位修得者であり、研究領域に関しても、修士論文を土台としてさらに専門化された問題設定により研究しているのが通常のケースである。しかし、他大学で修士号を修得してから本研究科の各専攻の博士課程後期に転入学する学生や、修士の学位を修得していなくても論文発表等

で業績を上げ修士号修得者と同等の学力を認められて入学した学生のために、柔軟性を重視した教育・研究体制をとるよう努めている。

### 【改善方策】

2006年(平成18年)度より Semester 制を採用し、留学生の単位修得の便宜を考えると同時に、海外からの客員教授の招聘、教員の研修日程などにも柔軟に対応できるように学則の別表を改訂した。

#### (授業形態と単位の関係)

A群 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

### 【現状説明、点検・評価】

文学研究科の開設授業科目は大きく授業科目と研究指導の二種に分けられる。授業科目名は講義・演習・実習というように内容を細分化せず、一括して「〇〇研究」とし、単位数にも特段の差別化を図っていない。これは、同じ学問領域に複数の教員がいるわけではなく、1つの領域で一人の教員が少人数の学生に対して、ある時は講義ある時は演習や実習というように、形式においてきわめて流動的にせざるをえない本研究科固有の性格を反映したものである。

単位計算は、半年開講1科目2単位とし、博士課程前期では28単位、同後期では8単位というように、前期と後期では修了のための要件単位数には差を設けている。

研究指導は通年開講で1科目4単位とし、博士課程前期で8単位、同後期で12単位を修了要件単位としており、所属する専攻の研究指導担当教員を指導教員として、前期で2年間、後期で3年間、原則として同一教員に続けて指導をうけることを条件としている。

したがって前期で28単位+8単位=計36単位、後期で8単位+12単位=計20単位が、修了要件単位数であり、大学院設置基準第16条ならびに第17条に掲げられる修得すべき単位の基準を十分に満たしている。授業科目の単位を前期28、後期8という比率で分割しているのも、前期における基礎力充実と広範な視野養成、後期の学位論文作成のための専門的訓練という、各期のねらいに従ったものである。

### 【改善方策】

単位計算の方法は、授業科目の内容や履修形態、大学院設置基準等に照らして妥当だと思われるので、改善については特に考えていない。

**(単位互換、単位認定等)****B群 国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性****【現状説明】**

成城大学大学院文学研究科は、成蹊大学大学院文学研究科および武蔵大学大学院人文科学研究科との間で単位互換に関する協定書を結び、単位互換を行っている。これは両研究科と教育目標等において共通するものがあるうえに、大学の歴史において旧制7年制高校時代から、同様の経緯で発足した学習院大学、成蹊大学、成城大学、武蔵大学の四大学が運動競技大会の共同開催などを通じて培ってきた友好関係によるものである。

また、新しく導入された認定留学制度を活用して各専門分野における世界的権威として評価される学者のもとに留学する大学院の学生が出始めており、その数は今後さらに増加することが予測される。研究の専門性と国際性に鑑み、文学研究科ではそのようにして修得した単位は適切性を検討したうえで、できる限り認定する方針が取られている。

**【点検・評価】**

単位認定は、いずれの場合も専攻主任・指導教員が教務部と協議しながら公正かつ適切に行われ、最終的には研究科教授会において承認されている。

**【改善方策】**

今後は上記成蹊大学・武蔵大学の両大学院に加え、他大学大学院との単位互換を推進することを検討する。

**(社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮)****A群 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮****【現状説明、点検・評価】**

社会人学生については、多くはないが、例えば博物館学芸員として勤務しながら、もしくは古美術商に勤務しながら大学院に在籍し、研究を続ける者はいるので、その研究指導にあたっては各教員が柔軟に指導時間の設定を行っている。またそれらの学生はほとんどの場合、必要単位を修得したあとで就職しているので、授業科目の時間を特別に夜間に設定する必要性はない。外国人留学生および外国人研究生に関しては、これまで欧米や中国、韓国、台湾などから日本語の学力を持った学生が来ており、特に外国語の点で何らかの配慮をする必要性は生じていない。これらの国以外の地域からの留学生で日本語の知識が不十分な者に対しては特別指導を行ったり、研究生として1年間在籍させ日本語を修得させたりするようにしている。

**【改善方策】**

従来の取組みで特段の問題は生じていないので、今のところ改善の方策は考えていない。

**(研究指導等)**

A群 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

A群 学生に対する履修指導の適切性

B群 指導教員による個別的な研究指導の充実度

**【現状説明、点検・評価】**

論文指導に主眼をおく研究指導に際しては、教員は論文審査の基準となる諸点に照らし合わせて、問題設定の適切性、研究対象についての十分な資料調査と資料批判、先行研究の把握、その批判的検証、それらを踏まえた矛盾・飛躍のない論の展開、あるいは先行研究への反論、研究方法の妥当性、そして説得力のある結論構成を目指し、オリジナリティーのある結果を論文にまとめて呈示するよう指導し、専門分野の研究に貢献できるように努めている。

履修指導に関しても、専攻分野や論文テーマとの関連性から履修すべき科目を決定するために、文学研究科の大学院の学生は指導教員と相談した後に登録する制度が確立しており、登録には指導教員の指導と承認が必要とされる。

研究指導の方法については、教員間に差異はあろうが、大学院の学生の要望にできるだけ応え、個別に指導するよう心がけている。論文作成にあたっての指導のみではなく、例えば美学・美術史専攻が行っている美術・彫刻作品の調査や美術研究旅行、日本常民文化専攻が企画する資料調査旅行、コミュニケーション学専攻による新聞社・テレビ局訪問などといったように学外においても個人指導がなされている。名目上規定されているような1週間に1度の定期的指導のみではなく、学生の側からの要望に応じた、集中的な指導のほうが研究には効果的である場合があり、実際に多くの教員が学生の要望に応じて全体的には定められた時間以上の指導を行っている。このような研究指導を通じた教員と学生との研究者としての個人的で密なる関係は、学部教育以来の少人数教育をモットーとする成城大学の特徴であり、大学院レベルではその利点がより効果的に生かされているといえよう。

**【改善方策】**

研究指導については十分になされているが、さらなる改善の方途を探っている。

**② 教育方法等****【目標】**

文学研究科の教育方法は、教員と大学院学生との研究に志す者としての緊密な人間関係のうえに立った、学問的基礎技術の日常的鍛錬、それを基にした創造的視点の開拓、専門領域にしばられない広い視野、己が研究の客観的評価能力等を養成することを目標にして形成されており、そのうえにたって客観的な成績評価を実施している。

**(教育効果の測定)****B群 教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性****【現状説明】**

博士課程前期の学生およびその指導教員は、修士論文経過報告会を通じて、教育効果を客観的に確かめることができる。また、学生が競合的な給費外国留学試験を受験することで、修得した知識と技能、また研究計画の妥当性が評価されよう。博士課程後期の学生に対しては、各自が所属する全国規模の学会での発表や、成城大学内に設けられている成城国文会、美学会、成城大学フランス語フランス文化研究会などでの口頭発表および学内外の学術誌への論文投稿（審査制）を強く勧めている。また、文学研究科においてそれらをまとめた『博士課程後期在籍者研究業績一覧』を刊行することなどによって、研究活動やその成果を学内外に公表し、適切な評価が得られるよう対応がなされている。

**【点検・評価、改善方策】**

従来の指導方針は十分と思われるので、をさらに力強く推進していく。

**(成績評価法)****B群 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性****【現状説明、点検・評価】**

ほとんどの授業科目は、専門文献の講読と大学院の学生による発表を軸に運営されており、学生の資質向上を日常的に、また定期試験やレポートで検証しながら、適切に成績評価がなされていると思われる。

**【改善方策】**

適切とはいえ、学生の資質向上を測る共通の尺度がないので、今後は教員の教育活動の改善に資するべく、成績評価法の適切性を検証し、方法を考えていきたい。

**(教育・研究指導の改善)****A群 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況****A群 シラバスの適切性****B群 学生による授業評価の導入状況****【現状説明、点検・評価】**

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みは現状では存在せず、教員個々人が自主的に取り組むにとどまっている。また、現時点で、学生による授業評価は実施されていない。大学院という、きわめて少人数を単位とした教育指導が、アンケート方式による効果測定になじまないと考えられるからである。しかし、『シラバス』については、2006年（平成

18年)度を機に、授業概要欄が充実し、教材の学問的な位置づけ、授業や研究指導のねらい、1年間の具体的な進め方が明記されるようになった。ただし成績評価基準については、専門領域の個別性、授業内容、学生個々人の資質等の違いに鑑み、教員全員があらかじめそれを『シラバス』に明示するにはいたっていない。

### 【改善方策】

ほとんど個人指導のかたちをとる研究指導はもちろん、文学研究科の多くの授業が個人授業にきわめて近い授業形態であるので、学生による授業評価の効果は期待されない。

なお、組織的なファカルティディベロップメント活動については、大学において「成城大学FD委員会規程」が2008年(平成20年)2月に制定され、4月より実施されるのを受け、研究科としても同様の規定を作ることを検討する。

## ③ 学位授与・課程修了の認定

### 【目標】

学生には、日頃の学問的修練の結果を明確な形にすべく、積極的に修士・博士とも学位論文の執筆を奨励し、同時に客観的かつ透明性のある評価組織の設置をめざしている。

#### (学位授与)

- A群 修士 博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
- B群 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性
- C群 学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況

### 【現状説明】

学位授与までの教育システム・プロセスについてであるが、修士論文は提出後、主査1名、副査2名によって厳正に審査され、その可否と評価は、各専攻に所属する専任教員全員の立会いのもとに行われる口述試問の結果が、論文の内容と合わせて教授会に報告され、そこで承認のうえ決定される。また専門性の重視から、必要に応じて他専攻の教員にも副査を依頼することがある。

博士課程後期に在籍する大学院の学生が在籍中に博士の学位を修得するには、3年以上在学し博士学位申請論文を提出しなければならない。博士論文の審査は、予備審査、本審査に先立って、いわば予備・予備審査というべき審査および論文指導をきめ細かく行い、実質上3段階の審査を実施している。審査が厳正に行われるべく、通常は主査と自専攻の副査のほかにも他専攻の教員1名が副査として予備審査に加わり、本審査には必要に応じて他大学からも専門家を審査協力者として要請することがある。可否は口述試問の結果と合わせて判定され、教授会において可否が決定される。学位授与の最終決定は学長が召集する大学院協議会の議を経て行われる。

審査に際しては、修士論文の場合も、博士論文の場合も、以下の点に留意して論文の評価にあたっている。問題設定が明確に行われているか、研究対象に関して十分な資料調査と資料批判が



なされているか、先行研究を十分に把握し批判的に検証した後に、それを踏まえてさらなる論を展開しているか、論の展開に矛盾・飛躍はないか、あるいはこれまで定着していた見解を覆すにいたっているか、方法が適切であるか、説得力のある論を展開しているか、結果にオリジナリティーがあるか、その研究が専門分野においてどのように位置づけられ、どのような意味をもつかが明らかにされているか、将来さらなる研究につながる可能性があるか、といった諸点である。入学から学位修得までの研究指導はまさにこれらの視点に基づいて行われている。

1969年(昭和44年)から2006年(平成18年度)までに修士課程あるいは博士課程前期を修了した者は852名である。

上記の手続きを経て本研究科が従来授与した博士の学位は、設置以来2006年(平成18年)度までに甲号(課程博士)9件、乙号(論文博士)10件、計19件に及んでいる。

### 【点検・評価】

こうした教育・研究指導体制の自由度と、学位論文審査過程の情報開示は、客観的な評価を目的とした審査員組織によって適切性が保たれている。また学位修得の手続きに関しては、全学的なレベルで「成城大学学位規則」を設け、これを『シラバス』に掲載することによって、あらかじめ学生に対して明示している。とはいえ、さまざまな分野の専門研究者が協働する組織にあって、専攻における学位授与方針・基準はいまだ明文化されておらず、個々の学位審査の経験を積み重ね、そこから得られた評価の最大公約数的な方法や基準を、また個々の評価に応用しているのが現状である。

学位論文審査においては、すべてにおいて当該大学院関係者以外の研究者が審査に加わることが公正性の点で望ましいが、現状では専門性の関係で当該大学院関係者から審査員を確保できない場合にのみ学外に審査員を依頼するにとどまっている。

### 【改善方策】

論文審査は非公開ではないが、すべてが場を設けて積極的に公開しているわけではないので、今後は、博士論文だけでも公開にする制度を検討したい。

#### (課程修了の認定)

**B群 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性**

### 【現状説明、点検・評価、改善方策】

標準修業年限の短縮は、英文学専攻において、学部4年次に科目等履修生として大学院の単位を修得した学生に対して検討され、認められる方向になっているが、他の専攻においてはまだ現実味をおびたものとはなっていない。

## (3) 法学研究科

## ① 教育課程等

## 【目標】

高度な法律学等の教育を通じて、豊富な専門知識と幅広い経験・素養を備えて教育研究活動を自立して行う能力を有する研究者や高度の専門的知識と経験・能力を具えた専門的職業人（企業実務家等）、公務上の政策方針決定等に資する人材を養成することを目的としている。

## (大学院研究科の教育課程)

- A群 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連
- A群 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- A群 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- A群 博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性
- A群 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性
- B群 「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- B群 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

## 【現状説明】

## 1. カリキュラムの編成

法学研究科は、設置以来一貫して、学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項の目的に沿ったカリキュラム編成を行い、これに則った講義を行う研究科目（前期課程）と特殊研究科目（後期課程）、および主として学位論文作成指導を行う研究指導科目（前後期課程共通）などを、多様に開設してきている。具体的には、「大学基礎データ」表20のとおり、基礎法である、「公法」、「民事法」、「刑事法」、「国際関係法」、「外国法」などの多くの法律科目、そしてその基礎となる「行政学」、「国際関係論」、「国際政治史」、「比較政治学」などの法律関連科目である。「比較政治学」は、2005年（平成17年）度に新設されたものである。

なお、法学部では、成城イノベーション・プロジェクトをはじめ、その教育理念・目的や変化・進展する社会の多様なニーズに適切に対応すべく、憲法や刑法等の基本法律科目を軸に、幅広い多彩な法律科目を盛り込んだ新カリキュラムの編成を行い、これに則った授業を2007年（平成19年）度から実施している。大学院でも、こうした学部の新カリキュラムとの連携のなかで、学部での法学教育を基礎としつつ、その後の大学院での法学研究の実効を図ることを眼目の1つと

している。そして、その対応として、「公法」、「刑事法」の講義科目および研究指導の追加開設を行った。具体的には、「憲法研究Ⅴ、Ⅵ」、「同特殊研究Ⅴ、Ⅵ」、「刑法研究Ⅲ、Ⅳ」、「同特殊研究Ⅲ、Ⅳ」「憲法研究指導Ⅲ」、「刑法研究指導Ⅱ」である。

## 2. 履修方法と修了要件

法学研究科は、セメスター制をとり、講義科目を半期開講 2 単位とし、研究指導科目を通年開講 4 単位としている。

博士課程前期を修了して修士の学位を修得するためには、2 年以上在学して、研究科目を 11 科目 22 単位以上と、研究指導科目を 1、2 年次で 8 単位修得し、修士論文を提出してその審査と最終試験に合格しなければならない。なお、指導教授の承認を得て、経済学研究科開講の授業科目を 4 単位に限り履修し、修得した単位を修了要件単位数に算入することができる。外国人留学生に関しては、2004 年(平成 16 年) 4 月制定の「成城大学外国人留学生に関する規則第 7 条に係る法学研究科内規」に従い、入学前の研究生のときに修得した本研究科授業科目 4 単位までを、本人の申請に基づき教授会が審査のうえ修了要件単位として認定することができることとしている。

博士課程後期を修了して博士の学位を修得するためには、3 年以上在学して、特殊研究科目を 2 科目 4 単位以上と研究指導科目を 1、2、3 年次で 12 単位修得し、博士論文を提出してその審査と最終試験に合格しなければならない。

## 3. 法学部教育との関係

法学研究科は、法学部法律学科に基礎をおく、法律学専攻のみの研究科であり、学部と密接に連動している。本研究科専任教員は、1 名を除きすべて法学部専任教員と兼務している。

## 4. 博士課程前期と博士課程後期の関係

上述したように、講義科目は研究科目と特殊研究科目が対応して開設されている。また研究指導科目も「行政学」を除き前期・後期対応して開設されている。「行政学研究指導」に関しては、若手専任准教授の新規任用にあたり博士課程前期科目として新規開設されたものであり、当人が将来博士課程後期担当になる際、当然に博士課程後期科目としても新設されるものである。

### 【点検・評価】

法学研究科のカリキュラムおよび履修要件は、学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項の目的に沿った本研究科博士課程前期および後期の教育目的を達成するのに十分適合する内実を有している。

開設科目中、法律科目は実定法中心であり、かつ、基本的な法律科目が中心で、法学部における基本的法律科目重視との連動により一段と充実した。今後もその傾向が強化されることが想定される。先端的、現代的な科目は多くない。もっとも、法学研究科が採用しているセメスター制は、科目ごとに基礎理論の研究とその応用的な研究を区別し、後者において現代の先端的な問題に触れることを可能としている。

法律関連科目は必ずしも豊富とはいえないが、「比較政治学研究」、「同特殊研究」の新設は外部

の兼任教員による多彩な内容の授業を可能とするものであり評価される。現在の担当者は、外国（イギリス）の大学教員であり、大学院の学生に対する刺激も期待される。

理論研究と応用研究を可能とする Semester 制の講義科目、および主として論文作成指導を行う研究指導を基盤とした本研究科の履修方法と修了要件は、入学から学位授与までの教育システム・プロセスとして〔十分な〕ものであると考えられる。

ただし、博士課程後期では、特殊研究 2 科目 4 単位以上の修得が修了要件のひとつになっているが、4 単位で十分かどうかは検討の余地がある。

#### 【改善方策】

法学部における法律の基本科目重視に対応し、充実を図ってきた法律講義科目に関し、その継続と強化が必要である。

それとともに、いっそうの魅力ある教育内容とその適切・効果的な実践のためには、今日の社会が求める先端的、現代的な法律科目の開設を増やしていくことを検討する。

しばらく休講の「比較法研究」・「同特殊研究」については、外国人教員による授業など、「比較政治学研究」・「同特殊研究」と同様の柔軟な対応が試みられてもよい。

博士課程後期の特殊研究修得単位数の増加を検討する。これは、実際の履修状況に照らしても、大学院の学生にとって過度の負担とはならず、特段の問題はないと思われる。

#### （授業形態と単位の関係）

**A 群 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性**

#### 【現状説明】

現状においては、大学院の『履修の手引』『シラバス』により、各教員が担当する授業科目について、当該科目の特徴をはじめ、その内容や使用テキスト、授業の進め方、参考文献等を説明し、大学院の学生にとって履修選択を容易にしている。

各々の授業科目については、基本的に半期講座として 2 単位を計上している。大学院の学生にとって受講の幅を広げるとともに、外国留学の機会の柔軟な確保を可能にすることを期待している。

各授業科目の単位計算(評価)方法について、基本的には毎回の授業への出席と個別報告を中心に、授業への準備や教員との質疑応答を含めたなかで、専門的知識の習得やその応用能力(検討課題に対する問題の分析能力、法的思考力、解釈能力、そして説明能力等)をベースにしながら、教員各人がそれぞれの専門的見地から責任をもって評価している。学部の授業における場合とは異なり、定期試験(筆記試験)による評価は原則的には行われていない。

#### 【点検・評価】

各授業科目および担当教員が求める教育目的や効果の観点から、上記のような枠組み（基準）に従って各授業科目の評価が行われている。授業科目を半期 2 単位と設定することについては、

上述のような目的との関係では適切と考えることができる。

各授業科目に関する単位修得のための評価方法については、各教員の携わる専門分野の特質、それとの関係での自主的、専門的な見地からの評価基準を尊重しつつも、各教員間で評価の方法や基準に違いが生じ得る懸念がある。

### 【改善方策】

改善の方策としては、各授業科目の性格や内容に適切に反映した単位計算の方法を定期的に検討しつつ、『シラバス』等において事前に評価方法を説明しておくほか、その個別評価についても、可能な限り客観的な評価基準の定立や、また学生からの成績評価に対する質問に対して迅速・適切に答えられる制度（枠組み）づくりの構築を検討していくことが求められる。

#### （単位互換、単位認定等）

**B群 国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあつては、実施している単位互換方法の適切性**

### 【現状説明】

法学研究科では、協定留学制度および認定留学制度により学生に海外留学および単位認定の道を開いている。

### 【点検・評価】

協定留学制度および認定留学制度は整備されているが、現在まで、その単位互換の実績を有していない。

### 【改善方策】

協定留学制度および認定留学制度を効果的に活用できるよう、当該諸制度の存在と積極的活用をこれまで以上に学生に働きかけていく必要がある。

#### （社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮）

**A群 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮**

### 【現状説明】

法学研究科では、社会人・外国人留学生を対象とした入試制度（社会人入試制度・外国人入試制度）および海外協定校からの外国人留学生受入制度（交換留学制度）を設けている。それらの学生に対する教育上の配慮は「少人数教育」の枠内でなされ得ると考えており、教育課程編成の中で社会人・外国人留学生を一般学生と区分して特別に扱っているわけではない。

外国人留学生に対しては、指導教員に外国人留学生指導手当を支給し、教育研究指導を督促する体制を整えており、さらにチューター制度を設けて、外国人留学生の研究活動および論文作成への支援を行っている。

**【点検・評価】**

少人数教育を基盤とする社会人・外国人留学生へのきめ細かい研究指導は、高く評価すべき水準にあると考える。

チューター制度は、予算的な裏づけはしているものの、利用者は毎年それほど多くはない。

**【改善方策】**

少人数教育の理念に立脚したきめの細かい指導をいっそう進めるとともに、チューター制度については、適宜、その存在の周知とともに、その積極的利用を外国人留学生に督促していく必要がある。具体的には、毎年、新学期当初に実施されている大学院への新入生に対するガイダンスの際に、制度の存在をはじめ、利用の方法や手続きを周知するなどの工夫を図る。

**(研究指導等)**

A群 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

A群 学生に対する履修指導の適切性

**【現状説明】**

毎年、新学期当初に行われる研究科のガイダンスにおいて履修の方法や手続きなどに関する概要が説明された後に、各指導教員によるチェックを経て履修科目が決定されている。

**【点検・評価】**

少人数の授業が多いために、受講生の意見や希望等を聞いてから授業の具体的な内容が決定される科目が少なくない。そのため、指導教員による確認を兼ねたチェックが機能しないこともある。

**【改善方策】**

『シラバス』等において、受講を予定する大学院の学生の希望（研究者志望か法曹あるいは企業実務家志望かどうか、等）に沿って、授業の内容や教材その他の文献を、より具体的に、かつ詳細に提示し、説明するよう努める。

**(研究指導等)**

B群 指導教員による個別的な研究指導の充実度

**【現状説明】**

大学院の学生は、原則的に一人の指導教員による研究指導を受けて、受講科目、論文のテーマ設定、博士課程への進学や海外留学等の進路決定をしている。

大学院の学生に対する履修指導は、学期最初の研究科実施のガイダンスにおいて履修の概要等が説明された後に、各指導教員の個別チェックを経て履修科目が決定されている。

研究指導については、少人数の研究科である特色を生かして、各大学院の学生の研究テーマに

個別に対応するなどして、きめの細かい研究指導が実施されている。

#### 【点検・評価】

2004年(平成16年)度から導入された法科大学院制度によって、近年、わが国の大学法学部・法学研究科所属の教員の流動化が顕著である。その結果、指導教授の変更を余儀なくされる大学院の学生が少なからず存在した。

#### 【改善方策】

大学院の学生個人個人の勉学上の関心や対象に効果的に対応すべく、『シラバス』等において、具体的な授業内容や教材を、より具体的かつ詳細に提示するように努めるとともに、大学院の学生の勉学目的(研究者志望か法曹さらには企業実務家志望か等)が適切に把握できる方法を検討する。

### ② 教育方法等

#### 【目標】

法学研究科は、「少人数教育」と「個の尊重」という建学の精神を大学院レベルで実現するため、大学院の学生一人ひとりの資質やニーズに合わせたオーダー・メイド型の教育・研究指導を行うことを目指している。

#### (教育効果の測定)

B群 教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

#### (教育・研究指導の改善)

A群 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

#### 【現状説明】

上記の目標を達成するため、教員に比して学生数が少ないという利点を活かして、学生一人ひとりの資質やニーズに合わせたオーダー・メイド型の研究指導を実施している。また、教育・研究指導の成果が最もよく現れる論文審査は、他分野の教員を入れて議論を行ってきただけでなく、指導教員の審査報告に対しても審査報告会の席上で厳しい議論を行うという伝統を有している。

#### 【点検・評価】

このような形での教育や研究指導の効果を高めるうえで、論文審査や審査報告会における議論による教員相互のチェックは適正に機能していると考えられる。

他方で、大学院の学生一人一人の個別の研究テーマ、将来の希望、個性等に応じて、教育・研究指導の内容や目的が変わるため、上記の方法以上にその効果を測定し比較するための明確な手立てが十分に確立できていない。その結果、教員相互の緊張感が低減する際には、必要なチェッ

クが必ずしも有効に働かなくなるおそれがある。

### 【改善方策】

普段の授業等を通じて大学院の学生との接触を密にし、その研究上の関心や将来の希望等を十分に把握するように努めるとともに、教員相互間においても評価の方法や基準について、いっそうの客観性と公正性が担保される仕組みの構築について議論し、検討していく。

なお、組織的なファカルティディベロップメント活動については、大学において「成城大学FD委員会規程」が2008年（平成20年）2月に制定され、4月より実施されるのを受け、研究科としても同様の規定を作ることを検討する。

### （成績評価法）

#### B群 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

### 【現状説明】

法学研究科では、2005年（平成17年）度から成績評価に対する大学院の学生の問い合わせ制度を導入した。これは成績評価に関する疑問を教員と大学院の学生との間の個人的な関係の中で解消するのではなく、事務組織や教授会といった公的な機関の関与のもとに解決することによって、成績評価の適切性を確保する狙いがある。また、入試の筆記試験、面接試験、修士論文の審査においては、各教員の間で具体的な点数と質の間の相関関係について共通の理解が醸成されつつある。その結果、大学院の学生の数が少ないこともあり、多くの教員が大学院の学生の入学時の実力についての記憶を保持しており、修士論文提出時の実力との比較が行なえるようになっている。

### 【点検・評価】

成績評価問い合わせ制度の導入後間もないため、その効果を現段階で評価することは難しいところである。しかし、この制度の導入によって、大学院の学生と教員との一対一の関係の中に封じ込められてきた成績評価が公に開かれたことの意義は小さくないと考える。また、修士論文審査において主査の報告に対しても教授会において厳しい議論をするという伝統が存在しているため、恣意的な成績評価は困難である。

### 【改善方策】

試験結果や修士論文について十分に議論する現環境を確保し続ける。

### （教育・研究指導の改善）

#### A群 シラバスの適切性

#### B群 学生による授業評価の導入状況

### 【現状説明】

大学院の学生が予習、復習を計画的に、さらに自発的・積極的に取り組むことができるように



するため、講義内容の詳細を記した『シラバス』を年度当初に配布している。本研究科では2003年(平成15年)度に『シラバス』の体裁・記載事項等を見直し、統一化を図っている。また、2004年(平成16年)度からは冊子での発行とともに、Web上でも公開している。

本研究科としては、現在のところ学生による授業評価は導入していない。

#### 【点検・評価】

Web上での公開は、『シラバス』の執筆者に適度の緊張感と責任を持たせるという面で一定の効果をもたらしていると判断する。また、公開に伴い、他大学、他大学院の学生からの聴講の希望が出されるなど、本研究科の活性化に繋がり得る動きもみられるようになってきた。

また、学生による授業評価に代わるものとしては、適宜、大学院研究科の教員が大学院の学生と懇談する機会をもっている。その場では大学院の学生の日々の研究生活上の要望が出されることが多いが、個別の授業に関する意見や要望も出されたりする。こうした意見や要望が、指導教員による授業方法等の改善に生かされたことも少なくない。

#### 【改善方策】

法学研究科は大学院の学生の個々のニーズに応えたオーダー・メード型の指導を目標としているため、受講者と相談のうえ、講義内容の詳細を詰めていくことが少なくない。したがって、事前に、すなわち受講者との相談の前に、『シラバス』に具体的に書くことができる内容には限界がある点も否定できない。その結果、抽象的に過ぎる表現や「受講者と相談の上内容を決定する」という表現など、『シラバス』としてはやや不適切な記述がみられる。オーダー・メード型の大学院教育という理念と、前述の『シラバス』の目標とをどのようにバランスさせながら実現させていくか、継続的、積極的に常に検討していきたい。

大学院の学生による授業評価等に関しては、大学院の学生数の少なさの故に、匿名性をもった調査を行うことは困難であり、ヒアリングの成果についても聴取者の技能等に依存する部分が少なくない。研究科として質問すべき項目の統一やヒアリングの技法について学修する機会を持つなどの対応策をとることが必要と考える。

### ③ 学位授与・課程修了の認定

#### 【目標】

修士の学位授与については現在の状況を維持しつつ、特に博士の学位授与について研究指導を強化させる一方、大学院の学生に対しても学位の授与につき積極的な関心と意欲を持たせ、その修得を奨励していくことを目標とする。

**(学位授与)**

- A群 修士 博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
- B群 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性
- C群 修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性
- C群 学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況
- C群 留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

**【現状説明】**

修士と博士の学位授与・状況は「大学基礎データ」表7を参照されたい。

修士（法学）と博士（法学）の学位の授与は、本学大学院学則・学位規則と本研究科修士論文提出要領・博士論文の取り扱いに関する確認事項に準拠して行っているが、ここにその概要を記しておく。

修士の学位は、修士論文の審査と最終試験に合格した者に授与される。修士論文の審査と最終試験は、研究科教授会が委嘱する主査1名（指導教員）と副査2名（専攻科目および関連科目担当教員）によって行われ、評点を含む審査報告書が作成され、その報告書に基づいて教授会が学位授与の可否について議決する。

博士の学位授与については、さらに大学院協議会の協議を経て、学長が決定する。博士の学位を授与したときは、所定の期間内に学位論文の内容の概要と審査の要旨を公表し、学位を授与された者は学位論文を印刷公表しなければならない。

審査の基準は、大学院設置基準に定める博士課程前期・博士課程後期の一般的な設置目的と本研究科の理念・目的を達成する水準に達しているか否かにおいている。具体的には、多少の修正指導がありつつも、紀要その他の学術誌に掲載・発表が可能かといったことも重要な判断基準と考えている。

修士論文は、ほぼ全員が2年次年度末に提出しているが、大学院の学生本人の申し出や指導教員の助言によって提出を1年延期する者も僅かながらいる。提出した者は、ほとんど全員が審査に合格し、修士の学位を修得している。

博士の学位修得者は、現在まで、課程博士5名、論文博士1名である。

なお、本研究科は、現在までのところ修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定を行っていない。

博士の学位論文審査においては、他大学の研究者に審査協力を依頼したことが3回ある。提出された論文を審査するのに適した専攻分野の教員が少ない場合である。

外国人留学生が学位論文を作成するときには、日本人の大学院の学生が日本語指導の補助をする制度（チューター制度）を設けている。

**【点検・評価、改善方策】**

学位授与に関しては、上記の規則等に則り、厳正かつ透明性が確保された状態で適切に行われているといえる。

修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定については今後検討する。

(課程修了の認定)

B群 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

**【現状説明】**

現在の本研究科は、修業年限未満で修了することを認めていないが、特に優れた資質と成果が認められるような場合においては、修業年限未満での修了を認めるなど、一定の合理的な理由と要件のもとでその他の適切な課程修了のシステムの導入を進めていくことを検討していきたい。

3. 国内外における教育・研究交流



### 3. 国内外における教育・研究交流

#### 大学・学部

- B群 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性
- B群 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性
- C群 外国人教員の受け入れ体制の整備状況

#### 大学院

- B群 国際化への対応と国際交流に関する基本方針の明確化の状況
- B群 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性
- C群 外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性

#### 【目標】

本学は、学部、大学院とも国際交流の推進を教育研究活動の重要な柱のひとつと位置づけ、積極的にその活性化を図っている。それは、単なる受信にとどまらず、国境を超えた積極的な発信を目指すものである。またそれは、単なるスキルの修得に甘んじることなく、より根源的な異文化理解を志向するものでもある。

#### 【現状説明】

本学では、学長直属の諮問機関として各学部、研究科代表者より構成される国際交流委員会の政策方針のもと、事務局たる国際交流室が中心となり、異文化理解の促進と国際社会で活躍できる人材の育成を目標として、全学的な規模で積極的に国際交流を推進している。もとより、国際交流の目的は、学部により、また大学院により微妙に異なる。より高度かつ専門的な教育研究を志向する大学院において、国際交流の推進が極めて重要であることは言を待たない。しかし、学部レベルにおいても国際交流は重要な意義を有している。すなわち、文芸学部の場合、国文学科以外のすべての学科がカリキュラム上、常に海外との関係を視野に入れており、積極的に国際交流（海外留学）を奨励している。また国文学科の場合、海外から日本の文学・文化を学ぶために来日する留学生を受け入れる立場にあり、海外に向けた積極的な情報発信、コミュニケーション能力の育成という点において国際交流の推進が重要な課題となっている。経済学部の場合、現代経済社会のグローバル化に的確に対応可能な「コモンセンスとしての経済学」の素養を体現した新時代の経済人を育成するという教育目標を掲げており、その意味で、国際交流の促進が重要であることは明白である。同様なことは法学部についても強調される。法学部では、国際的な視野に立つリーガルマインドの育成を基本課題として掲げ、外国語教育や外国法を重視するカリキュラムを展開しているが、国際交流の推進が、そうした教育方針に合致し、それを補完・強化するものであることは明らかである。

また、文芸学部では、中国語および英語を母国語とする外国人教員各1名を専任教員として擁しており、外国語の授業はもとより、国際交流全般に関しても、これら外国人教員が中心的な役割を担っている。

本学では、このような基本認識に基づき国際交流の積極的な展開を積み重ねてきているが、それは次のような制度的枠組みにより裏付けられている。その第1は、さまざまな規定に基づく国際交流の推進である。具体的には、「成城大学学則」(第56条、第56条の2)、「成城大学大学院学則」(第17条、第32条)、「成城大学学生の国外留学に関する規則」、「成城大学大学院認定留学実施要領」等において大学の国際交流に関する基本方針を明確に規定し、かつ学生に対して積極的に海外で勉学するよう勧奨している。また、海外の大学との間に留学生交換協定を結び、単位の認定やさまざまな支援体制の制度化を定着させている。

第2に、1997年(平成9年)に、常設機関として国際交流室を設置し、国際交流に係るさまざまな日常業務の迅速かつ専門的な処理に任に当たらせている(常勤スタッフは、2名)。すなわち、成城大学から海外提携校への学生の派遣、および海外提携校から成城大学への学生の受け入れに係るさまざまな業務は国際交流室を通じて一元的に処理する体制が確立されている。なお、国際交流室では、いわゆる協定校との交換留学に加えて、認定留学や短期語学研修(後述)に係る諸業務も所掌している。

成城大学が現在展開している国際交流は、以下のとおりである。

### 1 協定校との留学生の交換プログラム

成城大学の国際交流において中核を構成するのは、以下の協定校との留学生交換プログラムである。このプログラムで外国に留学する場合、学生は成城大学に在籍のまま(休学扱いにならない)協定校での勉学が可能となり、協定校で修得した単位も一定の条件のもとで成城大学での修得単位として認められる。なお授業料に関しては、成城大学へ納付した授業料をもって充当するものとされ、学生に追加負担が求められることはない。ちなみに、協定校から成城大学に派遣される学生に対しても、相互主義に基づき成城大学に授業料等の追加的コスト負担を求められることはない。むしろ成城大学では、(1)毎月8万円を奨学金として支給(最大12カ月)、(2)受け入れ留学生に対して、キャンパスに近接する成城インターナショナルハウス(2部屋)を提供、(3)学外施設に入居せざるをえない場合には、毎月3万円を上限とする家賃補助を行い、かつ通学定期代の全額補助等の優遇措置を講じている。

<協定校一覧>

- ・ ウィスコンシン大学ミルウォーキー校(アメリカ)：1989年(平成元年)に協定調印／2002年(平成14年)に改定協定調印—対象は学部学生(2001年(平成13年)度まで大学院の学生も対象)
- ・ マルク・ブロック大学(フランス)：1998年(平成10年)に協定調印——対象は学部学生+大学院の学生
- ・ ルーヴェン・カトリック大学(ベルギー)：2000年(平成12年)に協定調印——対象は学部学生+大学院の学生(ただし成城大学法学研究科は除く)
- ・ ニューカッスル大学(オーストラリア)：2002年(平成14年)に協定調印——対象は学部学生+大学院の学生
- ・ シェフィールド大学(イギリス)：2004年(平成16年)に協定調印——対象は学部学生+大学院の学生

- ・ モンタナ大学（アメリカ）：2006年（平成18年）に協定調印——対象は学部学生＋大学院の学生
- ・ サンディエゴ州立大学（アメリカ）：2007年（平成19年）10月に協定締結予定——対象は学部学生＋大学院の学生

※ 成城大学の受け入れ主体は文芸学部となっている。ただし交換留学生は、成城大学の全学部の講義を受講することが認められている。

※ ダラム大学（イギリス）とは、2003年（平成15年）に留学生交換協定に調印したが、ダラム大学の日本語学科の廃止に伴い2004年（平成16年）度の派遣をもって協定終了となった。

※ ウィスコンシン大学ミルウォーキー校との協定においては、規定に基づき教員の相互交流も行われた。しかし、改定協定においては、先方の要請により、教員の相互交流に関する規定は削除された。

※ マルク・ブロック大学およびルーヴェン・カトリック大学との協定においては、教員の相互交流が規定されているが、成城大学の負担が大きく休止状態となっている。その他の大学との協定においては、教員の相互交流は規定されていない。

< 協定校に対する成城大学からの学生の派遣実績（過去5年間） >

2003年（平成15年）度	： 2名（志願者4名）
2004年（平成16年）度	： 3名（志願者7名）
2005年（平成17年）度	： 4名（志願者6名）
2006年（平成18年）度	： 4名（志願者6名）
2007年（平成19年）度	： 8名（志願者9名）

< 協定校からの学生の受け入れ実績（過去5年間） >

2003年（平成15年）度	： 5名
2004年（平成16年）度	： 3名
2005年（平成17年）度	： 5名
2006年（平成18年）度	： 4名
2007年（平成19年）度	： 9名

< 協定校との教員の相互交流実績 >

—成城大学からウィスコンシン大学への派遣	： 6名（1990年（平成2年）年 ～2000年（平成12年））
ウィスコンシン大学から成城大学への派遣	： 7名（1990年（平成2年） ～2000年（平成12年））
—成城大学からマルク・ブロック大学への派遣	： 2名（2001年（平成13年） ～2002年（平成14年））
マルク・ブロック大学から成城大学への派遣	： 1名（2002年（平成14年））



- 成城大学からルーヴェン・カトリック大学への派遣 : 2名(2001年(平成13年))  
ルーヴェン・カトリック大学から成城大学への派遣 : 1名(2001年(平成13年))

## 2 認定留学プログラム

本学では、2004年(平成16年)度から新たに認定留学制度を発足させた。このプログラムは、学生自身が、留学先の確保(留学願書の請求、必要書類の準備・提出)、渡航手配、住居の確保等、留学に必要な一連の作業を主体的に行うことを前提として、学位授与権を基本条件に、所属学部の承認のもとに、休学することなく、成城大学に在籍のまま海外での勉学を可能とする制度である。なおこの認定留学プログラムに基づく留学生に対しては、成城大学に納付する授業料の半額減免という優遇措置がとられ、また留学先で修得した単位も、一定の条件のもとで、成城大学で修得した単位として認められるものとされている。

2007年(平成19年)4月現在、この認定留学プログラムに基づき留学した学生数は、7名であり、その内訳は、大学院の学生2名(文学研究科)、学部生5名(文芸学部:2名、経済学部:2名、法学部1名)であり、留学先は、アメリカ:5名、イギリス:1名、スウェーデン:1名である。

## 3 海外短期語学研修

本学では、2002年(平成14年)度より海外短期語学研修制度を発足させた。このプログラムは、海外の大学(キャンパス)において生活を体験しながらNative Speakerの指導のもとに、現地の言語のみならず、文化や習慣等を、約3週間にわたり、合計50時間前後の研修を集中的に行うものである(春休み期間および夏休み期間に行われている)。なお、プログラム終了後に行われる最終試験に合格した場合、成城大学の単位(2単位)が認定される。研修先は、当初はカナダ(英語圏)に限定されていたが、ほどなくしてアメリカでの研修も開始され、さらに中国、およびフランスでの研修も行われるにいたっている。ちなみに、本プログラムに参加した学生数は、累計で200名を超えており、現実的な国際交流として学生の強い関心を集めている(参加費用は、アメリカの場合、約50万円)。

## 4 その他の国際交流

本学では、各学部レベルにおいて短期・長期研修制度を設けており、この制度に基づき例年、各学部数名の教員が海外で研修活動を行っている。また各学部、および成城大学附置研究所も、国際交流室所管事項とは別に、独自の研究者招聘プログラムを展開しており、客員教授あるいは客員研究員として成城大学をベースに研究活動を行った海外の研究者は、最近の5年間(2002年(平成14年)4月~2007年(平成19年)6月)の実績で、累計21名を数えている。いうまでもなくこうした海外からの招聘研究者は、成城大学において授業におけるゲスト・スピーカーとして、あるいは講演会、コロキウム、ワークショップ等の場を通じて成城大学教員との交流を深めており、学生に対しても多大の知的刺激を与えるまでにいたっている。

**【点検・評価、改善方策】**

いうまでもなく国際交流は、異文化間における相互学習の過程であり、その成果はあくまでも長期的な視点から評価されるべきものである。その意味では、継続性や持続性の確保こそ国際交流推進の鍵であり、それによってのみ、＜点から線へ、さらには面へ＞と国際交流を飛躍・発展させることが可能となる。すなわち、国際交流を推進するに際して重要なのは、交流の主体（留学生）に対する効果（インパクト）のみならず、交流の主体を取り巻くさまざまな環境に対する波及効果の確保である。それはある意味では、交流の主体が獲得した貴重な知見を、個人の私有財産にとどめるのではなく、ある種の共有財産（公共財）へと発展させようとするものである。

本学では、このような観点から、国際交流室を中心として、以下のような諸方策を講じている。

(1) 留学に際して不可欠な英語能力向上のために、外部業者に委託して、学内で年4回程度、TOEFL講座を開催している（各40時間＋模擬試験2回）。(2) 適宜、留学説明会、および留学を終えて帰国した学生の体験報告会を開催している。(3) 毎年11月中旬、成城大学が受け入れた留学生、留学を終えた成城大学生、および教職員との間に懇親会を催している。それは基本的に一般学生に対してもオープンとされており、留学に関心をもつ学生にとっては留学を実感するうえでの絶好の機会となっている。

さらに本学では、成城大学で学ぶ留学生に対してもきめ細かなケアをモットーに、さまざまな支援・ケア措置を講じている。すなわち、2001年(平成13年)～2007年(平成19年)の実績で、成城大学では(1)協定に基づく交換留学生：26名、(2)大学院研究科での正規留学生：100名、

(3) 大学院研究科での研究生：18名を迎え入れているが、それら留学生に対しては国際交流室を中心として以下のような特別な措置を講じている。(1)協定に基づく交換留学生に対しては、外部業者に委託して、毎週4日・各2授業時間、学内において、成城大学の負担により日本語講座を開講している。(2) 大学院研究科で学ぶ正規留学生に対しては、本人の申請に基づき、授業料の半額減免、およびその他の諸費用の免除を行っている。(3) 大学院入試に不合格となった留学生のなかから研究生として受け入れられた留学生に対しても、正規留学生と同様な優遇措置を講じている。(4) 留学生の希望に基づき、部活動への参加やその他の交流の機会を斡旋している。

このように本学では、小規模の利益を十二分に活用して国際交流を実りあるものとするべく全学的に努力を積み重ねてきており、成果は着実にあがっているが、特に留学に関していえば、派遣あるいは受入人数の本学在籍者総数に対する比率においてはなお十分な水準に達しているとはいえないのが現状である。

ソフト面では、本学学生の留学力のアップのための如上諸施策の拡充、外国人留学生に対しては日本語講座の正規科目化（2008年(平成20年)後期から）、英語により講義される専門科目の増加など受入基盤の整備への取り組みを強化するとともに、キャリア・ディベロップメント活動を課題とする成城大学の学生団体(MAP、My Advanced Project)による組織的なサポートを開始した。なおハード面に関しても、マン・パワーの強化等、国際交流室の拡充を図っている。



第4章 学生の受け入れ



**(1) 大学全体****【目標】**

本大学は、成城学園創業の理念・目標に基づき、多様な人格の触れ合いが得られるよう、適切な学生の受け入れ方針を定め、公正な受け入れを行い、質・量ともに本学に相応しい学生を受け入れることを目標としている。

**(学生募集方法、入学者選抜方法)**

**A群** 大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

**【現状説明】**

本学における学生募集方法であるが、すべての学部・学科において、一般入試としてA方式(成城大学独自入試)およびB方式(大学入試センター試験利用)の2つの方式にて選抜を行っている。A方式に関しては、全学部において外国語、国語、および地理歴史・公民・数学(選択)の3教科型入試であったが、社会イノベーション学部で、2006年(平成18年)度より外国語と国語の2教科型入試を導入した。これは、2年度とも一定の志願者を集めた(2006年(平成18年)度は581名、2007年(平成19年)度は776名)。また、B方式に関しては、経済学部で2007年(平成19年)度より後期日程を導入している(2007年(平成19年)度の志願者は430名)(大学基礎データ表13参照)。

法学部と社会イノベーション学部においては、それぞれ定員を設け、A0(アドミッションズ・オフィス)入試を実施している(法学部は2004年(平成16年)度、社会イノベーション学部は2006年(平成18年)度より)。A0入試については、両学部とも毎年一定の志願者を集めている。

文芸学部英文学科でのみとなるが、飛び入学および単位認定入試制度を導入し、選抜を行っている(飛び入学は2005年(平成17年)度、単位認定入試は2006年(平成18年)度より)。飛び入学は2007年(平成19年)度初めて志願者(2名)があり、1名が合格、入学をしている。単位認定入試は、2006年(平成18年)度に志願者1名があり、合格・入学した実績がある(大学基礎データ表13参照)。

推薦入学は、本学では全学部(ただし、文芸学部のマスコミュニケーション学科を除く)で指定校制による推薦入学を実施し、高等学校長からの推薦者を受け入れている。これは、各学部・学科で定めた被推薦資格を満たした者が対象となる。また、同一学校法人内における高等学校(成城学園高等学校)からの推薦も受け入れている。もちろんこれも、高等学校・大学間で定めた推薦基準を満たした者が対象となる。ただし、本学では公募制による推薦入学は行っていない。

なお、本学では現在のところ、社会人入試および外国人(留学生)入試制度を設けていない。多様な学生を集めるためには、当該入試制度の導入は今後の課題ともいえようが、これについては学部での検討を待たねばならない。

編入学については、本学では他短大・他大学からの編入学試験は行っていないが、経済・文芸・法の各学部で、同一法人内に併設された短期大学部(成城大学短期大学部)からの編入学試験を実施していた。しかし、同短期大学部の廃止とともに経済・文芸の両学部とも、2008年(平成20年)

度から編入学試験は実施していない。ただし、法学部では同短期大学の卒業者から希望があった場合のみ、編入学試験を実施することとしている。

なお、学士入学は、文芸学部および法学部で希望者があった場合、それぞれ試験を実施している。

大学院入試は、経済学・文学・法学の各研究科(博士課程前期・後期)でそれぞれⅠ期・Ⅱ期に分けて実施している。

### 【点検・評価】

以上の各入試については、それぞれの学部・研究科で選抜方法等を定め、適切に実施している。しかし、現在、各大学でさまざまな入試方法を新規に採用し、志願者を増やしている実績をみれば、本学でも質の高い志願者をさらに多く集めるため、早急に新たな入試選抜方法を検討していかなければならない時期に来ているといえよう。

### 【改善方策】

各学部においてさらにどのような選抜方法が考えられ、実施可能かについて検討を行うのに、各学部委員で構成される入試管理委員会・入学委員会では、具体的な議論をすすめることは難しい。入試制度は、学部ごとに検討が行われ教授会で決定される。そこで、各学部において新たな選抜方法が考えられるかについて、入試広報部を中心として情報を収集、整理のうえ、各学部に提案していく。

#### (入学者選抜の仕組み)

##### B群 入学者選抜試験実施体制の適切性

### 【現状説明、点検・評価、改善方策】

本学における一般入試(A方式・B方式)は、毎年度「入試管理委員会」の管理のもとに厳正に実施されている。本委員会は、各学部の入学試験の運営に関する企画および管理にあたることを目的に設置されているものであるが、各学部長、入試広報部長、学生部長、各学部入学委員のうちの1名、入試科目考査主任、および事務局長が委員となり、当該年度の一般入試(A方式・B方式)に関するさまざまな事項について検討を行うため、毎年度6～7回に亘り開催されている。なお、委員会規則により、入試管理委員長は年度ごとに委員の互選により決定されることになっているが、例年入試広報部長が選出されている。委員会の事務は、入試広報部が担当している。A方式入試当日は、全学部で同一の実施体制をとっており、不測の事態に備え、すべての委員が試験本部に待機する。従って、運営面でも学部によって差異が生じることはない。本学では入試問題をすべて記述式としているが、判定に備え、入試当日に答案の採点をすべて終えるようにしている。また、入試最終日には、委員全員により各学部および各科目の当該年度の反省点を確認し、次年度入試に備えている。なお、入学者選抜にあたっては、すべての入試において、予備会議を数度経たうえで行われる、各学部の判定会議(全教員が出席)により合格者を決定している。その後、学部長が入試管理委員長に合格者を報告、そのうえで合格発表および合格書類発送業務を行って

る。本学では、発表業務の際にも各学部長および入試管理委員に立会い・確認を求めており、遺漏なく合格発表を行うため、万全の体制を敷いている。

入試管理委員長が中心となり、入試が適切に実施されるよう、今後とも入学者選抜試験実施体制の維持に努める。

### (入学者選抜の仕組み)

#### B群 入学者選抜基準の透明性

#### 【現状説明、点検・評価、改善方策】

一般入試A方式における入学者選抜基準(選抜方法)に関しては、「合格者は学力試験および調査書を総合して判定する」旨募集要項に記載し、周知している。ただし、「調査書は参考程度とする」旨併記しており、このことについては、大学案内パンフレット等にも明記している。

本学では、A方式入試成績の開示期間を設けており、受験生本人から請求があった場合にのみ、前年度入試における個人成績を開示している。開示内容は、各科目の得点および合計点である。請求期間は5月1日より6月末日までとしている。例年請求者はそれほど多くなく、2007年(平成19年)度入試では、受験者8,253名に対し、合計6名から請求があり、開示を行った。また、成績の開示以外にも、合格最低点を大学案内パンフレット等で公表している。

入学者選抜基準が学部により変更になることも今後、想定される。その場合でも、各学部の入学委員と連携をとり、入学者選抜基準の変更点を、大学案内パンフレットのみならず、ホームページ上への掲載を通じて、迅速に受験生・保護者等に周知することに努める。

### (入学者選抜方法の検証)

#### B群 各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

#### 【現状説明、点検・評価、改善方策】

各学部長の協議により選考され、入試管理委員会が承認した「考査主任」(3名：外国語・国語・社会科目)が中心となる入試問題作成部会が、各科目入試問題および解答用紙の作成・検証を行っている。問題作成に際しては、ミスを防止するため、各科目部会とも出張校正および当日の校閲を含め5回に亘り点検・検証を行っている。なお、各科目とも出題・校正担当者は毎年度選出・更新され、当部会において全学部の入試問題を作成している。また、外国語および社会科目の考査主任は、前者は3科目(英語、ドイツ語、フランス語)、後者は5科目(日本史B・世界史B、地理B、政治・経済、数学)それぞれの科目で選出される出題主任と連携し、各科目間の調整をはかっている。

本学の入試問題に関しては、これまで試験終了後に合否に関わるミスが発見されるというような重大な事態が生じたことは一度もなく、各科目とも検証は適切に行われているといえよう。今後とも引き続き、入試問題の検証をマンネリ化することなく適切に実施するように努める。具体的には、各科目部会の出題委員を出来るだけ全学部から選出し、定期的に委員の入れ替えを行うこと、さらには、責任者である出題主任を数年おきに交替するなどして、マンネリ化防止の対策



をとる。

#### ( アドミSSIONズ・オフィス入試)

##### C群 アドミSSIONズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性

#### 【現状説明】

本学では、2004年(平成16年)度より法学部で、続いて2006年(平成18年)度より社会イノベーション学部においてアドミSSIONズ・オフィス入試制度を導入した。これは、各学部独自の方法・体制により実施している。

本入試制度については、6月から8月まで開催される本学オープンキャンパスにおいて4回にわたりガイダンスを行い、その趣旨や特徴を説明する機会を設けている。ただし、本学ではエントリー制をとっていないので、参加は自由となっている。また、本学のアドミSSIONズ・オフィス入試は、専願方式ではないので、他大学・他学部との併願が可能となっている。そのため、実施する2学部の入試日程については、全学部から委員が選出される入学委員会において調整している。入試は両学部とも、10月に行われる一次選考・審査と11月に行われる二次選考・審査に分けて実施される。どちらの学部でもあらかじめ課題図書が示され、一次にて小論文・論述審査が課せられる。一次選考・審査に合格した者は、二次で個人面接によって選考・審査される。なお、合格者のうち入学手続をした者には、入学準備のためのプログラムが用意され、入学までの期間、専門領域の教員による指導がなされる。これにより入学予定者の問題関心を高め、入学後の学修につながるよう配慮している。結果として、両学部ともこれまでの歩留まり率は高い。

#### 【点検・評価、改善方策】

法学部では導入から4回実施したが、特にトラブルはなく、適切に実施していると考えられる。各学部独自とはいえ、入試に関する委員会等を通じ、それぞれの方法の長所を取り入れられるよう、学部間で実施方法等に関する情報交換を促進させることに努める。

#### (入学者選抜における高・大の連携)

##### C群 推薦入学における、高等学校との関係の適切性

#### 【現状説明】

本学では、推薦入学に関しては、「指定校制」による推薦入学を実施している。いわゆる「公募制」推薦入学は、いずれの学部でも実施していない。なお、毎年度夏休み前に、各学部が指定校に選定した高等学校の進路指導担当者を大学に招き、「指定校説明会」を開催している。これは、当該高等学校との連携強化をはかり、適切な推薦がなされることを目的とし、毎年度1回必ず実施しているものである。内容は、学長・学部長の挨拶・説明、推薦に関する注意事項の説明、個別相談などとなっており、例年100校以上の参加がある(2005年(平成17年)度は124校、2006年(平成18年)度は134校が参加)。

また、2004年(平成16年)度より、事務局長主管による「高校訪問プロジェクト」として、本学

事務職員が都内・近県の指定校を中心に数多くの高等学校を訪問している。これは、各高等学校とのさらなる連携・信頼関係の強化をはかるために行っているものであるが、指定高等学校を中心とした高等学校教員との緊密な関係を築くうえでも有益な機会となっている。この際には、本学にて行われる「オープンキャンパス」への生徒の積極的な参加を促すべく、ポスター、チラシなどを持参している。

同一法人内の成城学園高等学校からの推薦入学に関しては、高大推薦入学連絡会議を持ち、適切な推薦がなされるよう、毎年度協議・検討を行っている。さらに毎年、学部ガイダンス・ミニ講義等を実施し、学科の特徴や授業内容を生徒に説明する機会を設けている。

また、各学部では、入学後の学生の追跡調査(学業成績、留年・退学の有無等)を行い、それによって指定校の見直しを随時行っている。

### 【点検・評価】

これまで、指定校推薦入学においては資格を満たさない生徒が推薦されたケースはなく、推薦を依頼した高等学校との信頼関係は構築されている。また、入学後の学生の追跡調査等により指定校の見直しは適正に行われている。ただし、訪問を行う高等学校の選定、訪問時期・回数などには検討の余地が残されている。

### 【改善方策】

高等学校とのさらなる連携をはかるため、加えて新たな指定校の選定につながることを考慮し、訪問校の見直しや訪問時期等の検討を行う。さらに、アピールする事項等を明確にし、事務局全体として戦略的な高等学校訪問を実施するための体制を整える。

#### (入学者選抜における高・大の連携)

##### C群 入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ

### 【現状説明、点検・評価、改善方策】

本学では、一般入試(A方式・B方式とも)および指定校推薦入学の出願に際して、調査表の提出を求めている。これは、出願資格や推薦要件の確認を目的として、参考のため提出させているものである。このことについては、募集要項・大学案内パンフレット等に明記している。なお、調査表のデータは、入試判定資料のひとつとしてデータ化し各学部を提供している。

調査表が出願資格や推薦要件の確認の用途にとどまっているのは、高等学校により、絶対評価、相対評価という評価基準そのものが異なる現状があるからである。今後とも、調査書は出願資格や推薦要件の確認を目的として利用していく方針である。

**(入学者選抜における高・大の連携)****C群 高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性****【現状説明】**

高校生（受験生）および保護者向けの進路相談としては、学内にてオープンキャンパスを年6回から7回開催し、受験に関する情報や本学の授業内容・カリキュラム、さらに学生生活や就職、国際交流に関する事項まで、さまざまな情報をわかりやすく伝えるべく努力をしている。その際、大学案内パンフレット、入試問題集、『シラバス』（CD-ROM）等を配布するだけでなく、入試説明会、学部説明会、ミニ講義、入試問題解説（英語・国語受験講座）、A0 入試ガイダンス、キャンパス見学会、個別相談等多くのプログラムを用意し、本学に関する情報が的確に伝わるよう配慮している。

また、業者企画にて行われる全国各地での進学相談会にも積極的に参加し、多くの受験生・父母からの相談に応じている。さらに、近年その数が増している高等学校内にて独自に行われる進学相談会にも、志願者の多い高等学校から希望があった場合には、可能な限り参加するようにしている。

ここ数年、高等学校から大学教員による模擬授業（出張講義）実施の依頼数が増してきている。依頼があった場合は、入試広報部を介して各学部へ連絡を行っている。授業や会議等で、高等学校からの依頼に応じられないケースもあるものの、可能な限り積極的に教員を派遣している。

成城大学における講義内容や学生生活・就職状況等について、詳しく知ってもらうため作成している大学案内を本学では、現在7万5千部作成している。これは前記のオープンキャンパスや進学相談会等で配布するほか、資料を請求してきた高校生にも送付している。大学案内作成にあたっては、受験生・父母、高等学校教員に、より分かりやすく正確な情報を伝えるべく毎年改訂している。

**【点検・評価、改善方策】**

オープンキャンパスについては、参加によって本学への志望意識が高まると期待されることから、2002年（平成14年）度以降開催回数を増やした。また、学部説明会については、2007年（平成19年）度よりいずれの開催日でもすべての学部の説明が聞けるように改めた。ミニ講義や英語・国語の受験講座も参加者からは好評を博している。オープンキャンパスに関して、毎年アンケート調査を実施しているが、7割以上の者から満足したという結果を得ている。本学の志願者数は2006年（平成18年）度入試を除き、増加傾向にあることから、本学の高校生に対して行う進路相談・指導に関しては、一定の評価を下して良いと考える。しかし、ほかの大学で、高校2年生を対象として3月に開催するなどの動きもあるので、本学も今後その開催回数をさらに増やすことを検討せねばならないだろう。さらには、近年参加者が増加している保護者・父母向けの企画実施も考えられる。

また、高等学校内で行われる進学相談会は、直接生徒に対して本学に関する正確な情報を伝えることが出来るものであり、情報伝達・進学意識高揚には大変良い機会である。これもますます開催の機会が多くなることが予想されるので、今後は出来るだけ参加回数を増やしていかなければ

らないだろう。

そのためには、現在あるもうひとつの事務局長主管のプロジェクト「進学アドバイザー」制度の強化・見直しを図っていく必要がある。本制度は、各部署の職員が上記の進学相談会等に参加するために定められたものであるが、今後、各職員の本業務に対する意識・スキルの向上もはからねばならない。

職員による高等学校訪問ももちろん重要だが、教員による模擬授業を、高校生に大学の授業を知ってもらうための情報伝達ツールのひとつと捉える時、今後、大学全体としてこれへの対応をどうとっていくかが課題となる。

大学案内については、受験生・父母からも一定の評価を受けているとあってよいだろう。わかりやすい内容とするため、ビジュアル面でもセンスのよい色彩・レイアウトを心がけている。

今後は、大学全体で、上記業務に対する意識・スキルを高めるため、各部署の職員に対する研修等を充実していく方針である。

#### (定員管理)

#### B群 定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況

##### 【現状説明、点検・評価、改善方策】

入試広報部は毎年入学試験終了後、入試結果のデータを取りまとめ、入学定員に対する入学者数の比率についての分析を行うための基礎資料を作成している。当該年度の入学定員充足率が、過去数年間のなかでどのような状況であるか分析するために、そのデータは、入学委員会、入試管理委員会に提出される。そこで、定員充足率が適正であるかどうかの検証が行われる。委員会における検証結果は、部長会議に報告され、さらに、各学部教授会で検討されることになる。

以上のような検証作業の結果、組織改組ならびに定員を変更する必要性が提起された場合、学長を中心として、学部長、教務部長、入試広報部長、事務局長他からなる委員会を組織し、具体的な定員変更に向けての検討を行う。

その結果、2007年(平成19年)7月、本学が社会における存在感を強化するには、さらに多くの受験生に本学をめざしてもらい、入学者を確保する必要があると考え、文部科学省に入学定員増の申請を行い、2007年(平成19年)9月28日付で認可された。

今後も引き続き、組織改組ならびに定員変更の可能性を検証する上記、仕組みを維持し、その必要性が生じた場合には、迅速に対応する方針である。

#### (編入学者、退学者)

#### A群 退学者の状況と退学理由の把握状況

##### 【現状説明】

過去3年(2004年(平成16年)から2006年(平成18年)まで)の3学部(経済学部、文芸学部、および法学部)の合計の退学者数は、81人、80人、74人(大学基礎データ表17)で、毎年 の在籍者数の2%弱である。

退学に関する相談・申し出窓口は、学生部学生課が担当している。

- ① 学生部学生課の身上異動担当者が、当該学生と面談をし、退学を希望する理由・保護者が承認しているかどうかを聴取・確認する。
- ② 退学の意味等を確認したうえで、所定の用紙「退学願」を配布し、必要事項を記入（本人および第1保証人連署）捺印のうえ、当該学生のクラス担任またはゼミナール担当者等の教員担当者と面接をし確認印を受けた後、学生部学生課に提出するよう指導する。また、授業料等納付金納入状況を確認し、退学希望年月日があるか確認する。
- ③ 提出された「退学願」は、当該の教授会の議を経て承認され、学生部より学生部長名で発信された「身上異動届」によって、学長他各部署に報告される。
- ④ 「身上異動報告」届によって、教務部学務課は、学籍管理システムCampus Square for Webの学籍異動を行う。
- ⑤ 退学が承認された者には、学生部より大学長名で退学承認通知を送付する。学生証を返還していない退学者に対しては、その際返還用封筒を同封し回収する。

2002年(平成14年)度より、「成城大学学籍に関する取扱内規」「成城大学学費納入に関する取扱内規」が施行され、退学に関する授業料等納付金の取り扱いが整備され、退学願提出日と、退学を希望する年月日により、納入しなければならない授業料等納付金が、【表 4-1】のとおりになった。また、それ以前は、既納の納付金は還付不可であったが、退学が承認されるために必要な額以上をすでに納入している場合は、申請により返還されることになった。

表 4-1 退学に関する授業料等納付金の取り扱い

退学希望年月日	退学願提出日	授業料等納付金
4月1日 ～ 前期終了日	4月1日 ～9月末日	前期分の納入が前提
後期開始日 ～ 3月31日	10月1日 ～3月末日	全期分の納入が前提
前年度の3月31日	4月1日 ～4月末日	前年度完納が前提

退学理由は、身上異動担当者が面談等で詳細を把握している。理由の傾向は、進路変更(他大学への再受験・編入学、専門学校への進学、就職等)が年々増加している。

### 【点検・評価、改善方法】

退学者の状況と退学理由については、学生部学生課で把握し、その情報は、定期的に各学部の教授会に提供されている。

身上異動の相談業務については、学生が迷っている場合も多いので、学生が何を求めているかを導き出すための柔軟な対応と配慮が必要である。また、学生本人だけからではなく、教務部教務課から未履修の連絡を受けた後や、法人事務局会計課および学生部学生課からそれぞれ授業料等納付金の督促状が送付された後に、保護者からの退学等の相談もある。保護者との対応は、現状を正確に伝える必要もあるが、学生との親子関係で悩みを抱えている場合も多く、配慮ある対応ができる担当者育成システムの構築が課題である。

そこで、担当者の個人的な努力に任せるだけではなく、担当者を育てる研修などのシステムを構築する。また、学生への必要に応じた指導・助言を、時間的に余裕をもって行えるようにするために、学生部だけでなく他部署との連携を強化し情報交換をする仕組みの構築を検討する。

## (2) 経済学部

### 【目標】

経済学部における入学者選抜の目標は以下の4点である。

#### ①入学者の質の確保

学部の教育理念・目標に鑑みそれに相応しい資質を有する学生の選抜を行う。

特に、経済学・経営学における専門能力の向上と幅広い識見の獲得を目指し、論理的思考力を有する学生を選抜する。

#### ②適正な入学者数の確保

適正な入学者数の確保に努め、少人数制の良好な教育環境を維持する。

#### ③多様な選抜方法の実施

多様な受験生を確保することにより教育を活性化し、産業界の多様な要望に応える人材を育成する。このため可能な範囲で選抜方法を拡充する。

#### ④入学定員および収容定員の管理を適切に行う。

### (学生募集方法、入学者選抜方法)

**A群** 大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

### 【現状説明】

経済学部では、多様な選抜方法で学生を受け入れるため、以下の2分類4種類の制度を採用している。

#### (1)一般入試

##### ①A方式（成城大学独自入試）

定員は、250名（経済学科125名、経営学科125名）（いずれも推薦入学者を含む）である。

外国語(150点)、国語(100点)、地理歴史・公民・数学(選択)(100点)の3教科計350点満点の独自試験を課する。

マークシート方式をとらず、受験生本来の資質を十分に判定できる記述式の試験を実施している。

##### ②B方式（大学入試センター試験利用）

定員は、80名（前期日程60名 経済学科30名、経営学科30名、後期日程20名 経済学科10名、経営学科10名）である。外国語(150点)、国語(100点)、地理歴史または公民または数学または理科（選択）(100点)の3教科計350点満点である。

なお、2006年（平成18年）度までは4教科型入試(定員20名、経済学科10名、経営学科10名、外国語(150点)、国語(100点)、数学(100点)、地理歴史または公民または理科(選択)(100点)計450点満点)を実施してきたが、必ずしも適切な入学者を確保できなかったため、2006年(平成18年)度入試を最後にして廃止し、代わって2007年(平成19年)度から3教科型後期日程の選抜を導入した。

## (2) 推薦入学

## ① 指定校推薦入学

経済学部が依頼した指定校からの推薦者を受け入れる。調査表の全教科評定平均が基準点以上で、数学Ⅰ、数学Ⅱを履修した者を対象として、小論文・面接を課する。

## ② 成城学園高等学校からの推薦入学

同一学校法人内の成城学園高等学校からの推薦者を受け入れる。現行は調査表の「体育・芸術以外の全教科評定平均」が基準点以上で、数学Ⅰ、数学Ⅱを履修した者を対象として、小論文・面接を課している。2010年(平成22年)度入学(2007年(平成19年)現在の高校1年次生が対象)からは、成城学園高等学校の中高一貫教育に基づく推薦基準の見直しの結果、上記に加えて「全教科評定平均が基準点以上」、「2年次で数学Bもしくは3年次で数学Ⅲか数学Cを履修」を入れることとなった。

## 【点検・評価、改善方策】

一般入試では、A、B両方式ともに一般的な基礎学力に優れた学生を選抜し、推薦入学では、全教科にわたって優れた成績を得た、学修意欲十分な学生を高等学校内での選抜に基づいて選考している。その結果、多様な学生の受け入れにつながっており、各選抜方法の位置づけは適切である。今後は、選抜時だけでなく、選抜方法の位置づけが入学したあとの学生に適切に反映されているかを検証する仕組み、たとえば、選抜方法でカテゴライズした授業評価アンケートの分析等を通じて、各選抜方法の位置づけの適切性を検証していく。

## (入学者受け入れ方針等)

A群 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

B群 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

## 【現状説明】

経済学部では、学部の理念・目的・教育目標に照らして、次のような学生の受け入れを目指している。

## (1) 一般入試

A、B両方式ともに一般的な基礎学力に優れた学生の受け入れを目指している。2006年(平成18年)度入試まで実施したB方式4教科型入試では、社会科目よりも数学の学力に優れた学生の選抜を意図して実施したが、必ずしも期待する学生の入学に結びつかなかったため終了した。

## (2) 推薦入学

指定校推薦入学では、全教科にわたって優れた成績を得た、学修意欲十分な学生を高等学校内での選抜に基づいて選考する。また、成城学園高等学校からの推薦入学では、成城学園高等学校において優れた成績を得た、学修意欲十分な学生を同様に選考する。

経済学部の学修において要求される資質として論理的思考力、表現力・読解力、語学力、意欲の4点が必須である。この4点に関して選抜方法との関係を述べる。

## (1) 論理的思考力

経済学部での学修には一般的基礎学力に加えて論理的思考力を要する。このため数学力の高い学生を募集すべく努力している。一般入試（A・B方式）では数学を選択できるようにしている。指定校推薦入学では数学Ⅰ・数学Ⅱの履修を義務とし、成城学園高等学校からの推薦入学でも同様の数学履修を義務としている。

#### (2) 表現力・読解力

経済学部の学修では表現力と経済関係文献の読解力が重要で、古文・漢文の知識を要しないため、一般入試では国語の範囲をすべて近代以降の文章とし、古文・漢文の試験への負担をなくしている。指定校・成城学園高等学校の推薦入学と編入学試験では小論文を課して、表現力の錬磨が重要であることを明示している。

#### (3) 語学力

将来ビジネス界で活躍する人材を育成するため、経済学部では語学教育を重視している。特に一般入試での選抜においては3教科（外国語、国語、選択）の計350点満点中他教科の1.5倍の150点を外国語に配点して外国語重視の方針を明示し、語学力の高い学生の受験を促している。

#### (4) 意欲

ビジネス界で活躍する人材を育てることが目標であるため、高い意欲を有する学生を選抜することを目指し、指定校・成城学園高等学校の推薦入学では面接を課して学生の志望理由や将来構想などを詳細に質問し、積極性・向上心・知的好奇心などを評価している。

### 【点検・評価、改善方策】

学部の理念・目的・教育目標に照らして、入学者受け入れ方針（いわゆるアドミッション・ポリシー）として、論理的思考力、表現力・読解力、語学力、意欲がある入学者の受け入れを追求している。この入学者受け入れ方針のもと、一般入試と推薦入学を実施している。カリキュラム上も、論理的思考力、表現力・読解力を向上させるため共通教育として「WRD」を配置し、また、語学力の面では、「英語」ならびに第2外国語を必修科目としている。論理的思考力を高めるために、数学のカリキュラムも配置している。今後は、学部の理念・目的・教育目標に沿った学生を受け入れているか、入学後の学生の基礎学力を点検し、入学者選抜方法、カリキュラムとの関係を定期的に検証する仕組みの検討を行う方針である。

#### (入学者選抜の仕組み)

B群 入学者選抜試験実施体制の適切性

B群 入学者選抜基準の透明性

### 【現状説明、点検・評価、改善方策】

選抜方式は時代の流れ、社会のニーズにより刻々と改善が必要である。経済学部ではこのために「学部入学委員会」を設置し、年間7～8回以上委員会を開催し、入試実施体制と入試結果の検討を重ねている。

受験者の成績は学部の全教員による判定会議において開示され、完全な客観的基準により決定され、いささかの例外扱いも存在しない。



入学者選抜試験実施体制の適切性、ならびに入学者選抜基準の透明性については、今後とも現状を維持していく。

(科目等履修生、聴講生等)

C群 科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

【現状説明、点検・評価、改善方策】

科目等履修生・聴講生等については、高等学校卒業以上の学歴を有する者、またはそれと同等以上の学力があると学部で認めた者を受け入れている。2006年(平成18年)度は3人の受入実績がある。2007年(平成19年)度は応募がなかった。

科目等履修生および聴講生は、大学院受験・教員免許取得・生涯教育等の具体的な目的をもっていることを要件として、教授会審議のうえ受け入れを決定している。受け入れ実績は以下のとおりである。科目等履修生・聴講生は、過去3年では2005年(平成17年)、2006年(平成18年)に3名ずつと必ずしも数は多くない。今後とも、科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件、ならびにメリットを公開し、募集を行っていく方針である。

表 4-2 科目等履修生および聴講生の人数 (科目は実数)

	2005年(平成17年)度		2006年(平成18年)度		2007年(平成19年)度	
	人数	科目数	人数	科目数	人数	科目数
科目等履修生	3	4	3	6	0	0
聴講生	1	1	1	2	3	3

(外国人留学生の受け入れ)

C群 留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

【現状説明、点検・評価、改善方策】

外国人留学生の受け入れ実績はない。それは、成城大学へ派遣される交換留学生はこれまですべて文芸学部所属として登録されるからである。また、交換留学生には、留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定のうえに立った学生受け入れ・単位認定に関する問題は生じない。しかし、今後、交換留学生以外の外国人留学生を本学部にて受け入れることになった場合には、これらについて明確な方針を策定したうえで、受け入れることにする。

**(定員管理)****A群 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性****A群 定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況****【現状説明】**

経済学部の入学定員（2007年(平成19年)度）は、経済学科・経営学科ともに165名、収容定員は各学科660名である。2001年(平成13年)～2004年(平成16年)度の4年間、定員に対して経済学部全体で平均1.30倍の入学者数があった。ただし経済学科1.27倍、経営学科1.33倍とやや不均衡があり、また専任教員の一時的減少が発生した経営学科については、特に定員遵守を図る必要が生じた。その後、2005年(平成17年)度入試では学部で1.06倍（経済学科1.02倍、経営学科1.10倍）を得た。2006年(平成18年)度入試では学部で1.29倍（経済学科1.47倍、経営学科1.12倍）、2007年(平成19年)度入試では学部で1.25倍（経済学科1.30倍、経営学科1.19倍）と推移している。

改めて2003年(平成15年)～2007年(平成19年)度の5年間をみると、入学定員に対して学部全体で平均1.24倍の入学者があった(大学基礎データ表13参照)。また、2007年(平成19年)5月1日現在の学部における収容定員に対する在籍者数比率は、1.26である(大学基礎データ表14参照)。

**【点検・評価、改善の方策】**

過大な充足率は教員の負担を増加させ、特に経済学部では必修となっているゼミナールの人数を増大せしめて教育効果の低下を招く危険性がある。そのため、過去のデータを利用しながら、今後も厳正に、定員管理を行う。なお、社会イノベーション学部設置認可の際、文部科学省から付された経営学科の定員超過是正については着実な改善がなされた(第14章自己点検・評価を参照)。また、定員変更については、2007年(平成19年)に30名の増員を申請し認められたところであるが、今後も引き続きその必要性の有無を教授会で審議し、環境変化に対応していく方針である。



### (3) 文芸学部

#### 【目標】

学生の受け入れに際しての文芸学部の目標は、自由な探究心をもち、適切に指導されれば創造性を発揮する可能性を秘めている人材を、推薦入試、一般入試の選抜により確保することにある。したがって基礎学力はもちろん重要であるが、一律に企画化された人材の確保以上に問われるのは、柔軟な思考力や文学・芸術・文化に対する感性を持ち合わせていることであり、その際重視すべき点は、学力とセンスの間に適度なバランスが取れていることであり、そのようなバランスを身につけた個性豊かな人材を受け入れることを目指す（特に一般入試においては、各学科の研究領域を反映させた科目配点を実施し、学科と自己の素質の適性を計る工夫を行いながら、この目的の実現に努めている）。

#### (学生募集方法、入学者選抜方法)

**A群** 大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

#### 【現状説明】

全人教育を大学教育の場で実行することを目標としている文芸学部では、学生が創造性を発揮して自由な探求心を充足させる素質のある学生を受け入れることを目指している。そのためには受験勉強によって単に受験技術を身につけた学生ではなく、柔軟な思考能力をもち、なおかつ文化・芸術に広い関心を寄せる学生の確保に重点をおいている（本学の入試問題=A方式入試に記述問題が設けられているのは、「柔軟な思考力」を確認したいとの意図からのことである）。

文芸学部では、一般入試（成城大学独自入試のA方式と大学入試センター試験利用のB方式）、成城学園高等学校からの推薦入学、そして指定校推薦入学により、入学者選抜を行っている。また英文学科ではこのほかに成績優秀な高校2年生を対象にした飛び入学制度と高校3年生を対象にした単位認定入試（高校生として成城大学の指定科目を受講し、試験の成績が優秀な場合に入学を認め、入学後に当該の履修科目を認定する制度）を導入している。このほか学士入学(3年次入学)も実施している（これについては160頁参照）。

文芸学部全体の2007年(平成19年)度募集人員は337名(英文学科のみ62名、その他の学科は各55名)、入学者は440名(うち1名は上記の英文学科の飛び入学制度を利用した入学者)であった(大学基礎データ表13参照)。

A方式では外国語と国語が必修であり、第3の受験科目として受験者は日本史B、世界史B、地理B、政治・経済、数学の中からひとつを選択しなければならない。各科目の比重に関しては、外国語と国語がそれぞれ150点満点、選択科目が100点満点であるが、英文学科のみは外国語を英語に特化し、しかも300点満点として計算することで、英語の重要性に力点をおいている。

B方式では選択科目が100点満点である点は学部全体に共通しているが、各学科の専門性を重視する理由から、国語と外国語の配点は次のようになっている:国文学科(国語200、外国語150)、英文学科(国語100、英語200)、芸術学科、文化史学科およびマスコミュニケーション学科(国

語 150、外国語 150)、ヨーロッパ文化学科(国語 150、外国語 200)。

### 【点検・評価】

2007年(平成19年)度の成城学園高等学校からの入学者数が63名(全体の14.3%)という比較的高い数値を占めることは、学園の創始者である澤柳政太郎にさかのぼる教育理念のもとに学んできた学生を多く受け入れるということであり、理念の一貫性という見地からも望ましいといえよう(大学基礎データ表15参照)。ただし、学生の基礎学力の低下を防ぎ、一定のレベル以上の学生を確保するためにも、高等学校の学業成績の最低基準をクリアすることが義務づけられている。指定校推薦入学についても同様の理由から推薦基準となる成績の最低線を設けている。

文芸学部ではこのようにさまざまな選抜方法を導入しており、試験において各学科が専門性の観点から独自の配点基準を設定していること、推薦入学の学業成績の基準を各学科が独自に設定していることなどに鑑みて、それらの位置づけは各学科の専門性に鑑みて適切であるといえよう。

### 【改善方策】

入試の多様化により、各学科はさまざまな素質をもった個性豊かな学生を確保することを目指して、地理歴史を重視する文化史学科を除き、2教科型入試を実施することになった(2008年(平成20年)度入試より実施)。

#### (入学者受け入れ方針等)

A群 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

B群 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

### 【現状説明】

文芸学部の選抜方法は上記のとおり多彩であり、入学後のカリキュラムを考慮して、一般入試(A方式とB方式)において各学科の重視する科目に多くの配点を与える(いわゆる傾斜配点)方策方針を採っている。マスコミュニケーション学科を除く全学科が実施している指定校推薦入学においては、高等学校1学年から3学年第1学期までの学習成績の全体の評定平均が一定基準以上であることが要件づけられている。

なお当該学科のカリキュラムとの関係から、いくつかの学科では推薦のための追加的条件が満たされなければならないが、国文学科では古典を学習していることが、英文学科では英語の評定平均が一定基準以上であることが、そしてヨーロッパ文化学科では独語あるいは仏語の既修者に対してはその評定が考慮対象になっている。

また、成城学園高等学校からの推薦に際しては、一定以上の成績を基準としている。

### 【点検・評価】

近年問題視されている新入生の学力低下は、本学部でもある程度観察されることであるが、ある特定の選抜方法によって入学した者に集中して現れる現象ではない、と認識する。したがって諸選抜方法は基本的に適切であるといえよう。

また、新入生の基礎学力を補うカリキュラム上の手立てとして基礎ゼミナールを長年にわたって全学部生に義務づけていたが、2006年(平成18年)度からは「WRD」という科目名のもとに他学部でも導入され、2007年(平成19年)度からは共通教育研究センターの管轄化におかれるようになったことから明らかなように、入学者の選抜以上に入学後のきめ細やかな教育が重要であり、この方針は本学部ばかりではなく全学的に継続されていくことであろう。

### 【改善方策】

今後、学生の受け入れ方法をさらに変えていく必要があるかどうかは不明であり、今のところ改善のための方策は検討されていないが、各選抜方法によって入学した学生が、入学後にどのような成績を残したかについての綿密な追跡調査は行われていない。これを実施し、各選抜の定員数比率を見直すことの検討を開始する。

#### (入学者選抜の仕組み)

B群 入学者選抜試験実施体制の適切性

B群 入学者選抜基準の透明性

### 【現状説明】

文芸学部では、一般入試(A方式・B方式)、そして学園内外の推薦入学により、円滑に入学者選抜試験が実施されている。採点に際しては受験者の受験番号をマスキングすることにより、特定の受験者が何らかの利益をうけることを防止している。さらに採点ミスを防ぐためにチェック体制を整え、チームワークで採点を行っている。

また学士入学の制度も導入し、合格者を3年次生として受け入れている。過去5年間の志願者数は9名、入学者数は5名であった。

### 【点検・評価】

一般入試における入学者選抜にあたっては、入試広報部より提供されたデータを利用し、透明で厳正な手続きを踏んでおり、学部長と各学科の代表者による入試判定予備会議において各学科の方針を踏まえての素案が作成され、最終的には学部全体での判定会議において入学者選抜基準を決めている。ホームページや合格発表の掲示板にも掲示しているが、合否のいかんに関わらず入学試験の成績開示制度も導入している。推薦入学の場合は、推薦基準を公表し、面接後、判定会議で合格を承認している。

### 【改善方策】

上記のように採点および判定のための体制が整えられているのに加え、入学試験の成績を開示する制度も導入されたことにより、入学者選抜における体制の適切性と基準の透明性が確保されているので、現時点では改善方策は特に検討されていない。

(「飛び入学」)

C群 「飛び入学」を実施している大学・学部における、そうした制度の運用の適切性

【現状説明】

文芸学部では英文学科のみが2005年(平成17年)度から「飛び入学」制度を導入し、毎年若干名募集している。成績が極めて優秀で、学修・研究意欲の高い高等学校2年生を対象に、本学科の飛び入学試験に出願する資格を与えているが、出願時に次の条件を満たしている者に限っている。

- (1) 出願時、高等学校2年次に在学していること。または、これに準ずる者であること。
- (2) 英語に極めて優れており、英語コミュニケーション・英語学・英語文学・英語文化論など、英語の関連分野に特に興味があること。
- (3) 高等学校1年次より2年次2学期までの全教科の評定平均値が3.8以上であり、英語の評定平均値(英語科目のうち、必修科目を含め、成績上位の4科目)が4.5以上であること。または、これに相当する学力をもつと本学が認めた者であること。

審査は1次選考の書類審査と学力考査(2教科)および2次選考の面接(30分)、小論文審査、書類審査からなり、本学学則第30条(8)の規定によって「高等学校に2年以上在籍した者であって、本大学の定める分野において特に優れた資質があると認めた者」に本学科への入学を許可する。

【点検・評価】

飛び入学者のために、英文学科では飛び入学用アドバイザー制度を設け、履修ガイダンス等を指導する体制を整えている。ただしこれまで、この制度を利用して入学したものは1名にすぎない(平成19年度1名)。その原因として、制度が新しいためにまだ社会にあまり広くは知れ渡っていないこと、基準がかなり高く設定されていることなどがあげられる。

【改善方策】

情報を広く流布するよう努める。また、他学科にも「飛び入学」制度を導入するべきか否かは、英文学科の実績を当分見守ったうえで検討する。

(科目等履修生・聴講生等)

C群 科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

【現状説明】

文芸学部では科目等履修生、高校生対象科目等履修生および聴講生を受け入れている。

科目等履修生については、出願資格は募集要項により、「高等学校卒業以上の学歴を有する者、またはそれと同等以上の学力があると学部で認めた者」となっており、さらに「教職免許または学芸員資格修得を目的とする科目等履修生の出願は、本学の卒業生に限る。また、大学在学・短期大学在学中の者は科目等履修生として出願することはできない」と限定している。本学指定の科目等履修願書と科目等履修生登録票および最終学校卒業証明書または修了証明書により、書

類選考をしている。科目等履修生に関する過去3年間の実績は【表 4-3】のとおりである。

表 4-3 科目等履修生の人数

2005年(平成17年)度		2006年(平成18年)度		2007年(平成19年)度	
人数	科目数	人数	科目数	人数	科目数
4	9	11	20	10	14

高校生対象科目等履修生については、高校3年生を対象に英文学科と芸術学科が導入している。出願資格は、2月の出願時に、全日制高等学校第2学年に在籍していること、かつ、高等学校第1学年から第2学年第2学期までの学習成績の全体の評定平均が3.8以上で、かつ英文学科志望の高校生は英語の評定平均が4.0以上であること、となっており、書類審査（願書、志願理由書、調査書ないし高校1年から2年の2学期までの評定平均ないしは成績を記した成績証明書）と面接により、「高等学校を卒業したものと同等以上の学力がある」と判定された高校生に科目履修を許可する。

聴講生については、出願資格は「高等学校卒業以上の学歴を有する者、またはそれと同等以上の学力があると本学で認めた者」に限り、本学指定の聴講願書と最終学校卒業証明書または修了証明書により、書類選考している。聴講生に関する過去3年間の実績は【表 4-4】のとおりである。

表 4-4 聴講生の人数

2005年(平成17年)度		2006年(平成18年)度		2007年(平成19年)度	
人数	科目数	人数	科目数	人数	科目数
18	28	15	18	14	15

#### 【点検・評価】

科目等履修生および聴講生の受け入れに関しては、これまでの方針と要件は適切かつ明確であり、問題なく機能している。

#### 【改善方策】

特に問題はないので、改善策も本来必要がないところであるが、科目等履修生も聴講生も勉強意欲に燃えた熱心な受講生であり、正規の学生に大きな刺激を与え、模範となるため、その枠を拡大することを検討する。



**(外国人留学生の受け入れ)**

**C群** 留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

**【現状説明】**

成城大学へ派遣される交換留学生はこれまですべて文芸学部所属として登録され、本国の大学と成城大学の選抜基準に達した学生である。文芸学部には交換留学生以外の留学生がいないため、その学生たちの大学前教育の内容や質の認定の必要性がない。

**【点検・評価、改善方策】**

問題として特記すべきことはない。ただし、日本語に関しては留学生の能力が大学の授業を受講するに十分であることはむしろ稀であり、また協定校側からも要望があったため、2008年(平成20年)度から留学生のための日本語授業を特別に開設し、その強化を図ることにした。

**(定員管理)**

**A群** 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性

**A群** 定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

**【現状説明】**

2007年(平成19年)5月1日現在の文芸学部の収容定員(A)と在籍学生総数(B)の比率(B/A)は1.26で、全体としてみた場合には定数を大きく超えることはない(大学基礎データ表14参照)。2003年(平成15年)～2007年(平成19年)度の5年間、入学定員に対して学部全体で平均1.23倍の入学者があった(大学基礎データ表13参照)。ただし各年の入学者数にはばらつきがあり、入学者定員と入学者の比率の推移は過去5年間では、2003年(平成15年)度が1.26、2004年(平成16年)度が1.25、2005年(平成17年)度が1.09、2006年(平成18年)度が1.26、2007年(平成19年)度が1.30となっている(大学基礎データ表13参照)。

**【点検・評価】**

定員適正化に向けた努力は怠っていないが、文芸学部の各学科の定員数が少ないため、歩留まり計算に誤差が生じるとすぐにこの比率に大きく反映される状況がある。2007年(平成19年)度には定員と入学者の比率は1.30にまで達したが、今後はこのようなことが起こらないよう努力する。ただし5年間を通じての入学者の収容定員に対する比率は1.23に留まっている。

なお、社会イノベーション学部設置認可の際、文部科学省から付された英文学科および文化史学科の定員超過是正については着実な改善がなされた(455頁参照)。

**【改善方策】**

入学定員の変更が2007年(平成19年)に申請され、認可を受けたが、それは少人数教育の理念を損なわない程度のものに留められた。歩留まり計算をより正確なものにするのが今後の課題で

あるが、入試の多様化とともに歩留まりはますます予測困難になりつつある。社会の動向を見守りながら、さまざまなデータを収集することによって計算精度を高める努力をする。



## (4) 法学部

### 【目標】

「学生の受け入れ」全般に関する目標は、①入学後の専門教育の成果が十分に上がるだけの基礎学力を有する学生で、かつ、②勉学意欲の旺盛な学生を、③多様な選抜方法を通じて、④少人数教育にふさわしい規模の人数で、獲得することである。

### (学生募集方法、入学者選抜方法)

**A群** 大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

### 【現状説明】

法学部では、多様な選抜方法で学生を受け入れるため、以下の3分類5種類の入試制度を採用している。

#### (1)一般入試

①A方式(成城大学独自入試)は、定員165名(推薦入学者を含む)である。外国語(150点)、国語(150点)、地理歴史・公民・数学(選択)(100点)の3教科400点満点の独自試験を課する。マークシート方式をとらず、受験生本来の資質を十分に判定できる記述式試験を実施している。なお、2004年(平成16年)度から「近代以降の文章」となる。

②B方式(大学入試センター試験利用)は、定員40名である。外国語(200点)、国語(150点)、地理歴史または公民または数学または理科(選択)(100点)の3教科計450点満点である。なお、この選抜方法は2002年(平成14年)度から導入している。

#### (2)推薦入学

##### ①指定校推薦入学

法学部では1989年(平成元年)度から指定校推薦入学制度を実施している。関東近県を中心に全国から、過去における法学部の入学実績(受験者および入学者の比較的多い公・私立高等学校)に基づいて約100校を指定し、各高等学校から1名を高等学校在学時(高校3年生1学期まで)の調査表の全教科評定平均値が基準点以上もしくは全体の評定平均値が基準点以上でかつ、「外国語」・「国語」・「地理歴史・公民」または「数学」の3科目の評定平均値が基準点以上の生徒につき、当該学校長の推薦に基づき、面接審査を行ったうえで入学を承認している。

##### ②成城学園高等学校からの推薦入学

同一法人内の成城学園高等学校からの推薦者を受け入れている。調査表の体育・芸術以外の全教科評定平均値が基準点以上の者を対象として、小論文・面接を課している。

#### (3)A0入試

法学部は、2004年(平成16年)年度からA0入試を導入している。この入試制度は、「個性豊かなたくましい議論のできる学生」を積極的に受け入れる新しいタイプの入試制度である。定員は15名程度である。選考は、第1次選考と第2次選考とに分かれ、第1次選考においては、あらかじめ指定した課題図書理解力と議論能力の審査、および時事問題・社会問題に関する小論文の

審査が課される。第2次選考においては、第1次選考の合格者について一人あたり30分程度の個人面接試験を行い、最終的な合否を決定する。

### 【点検・評価、改善方策】

各選抜方法の違いに応じて、違った性質の入学生が見込まれている。具体的には、「成城学園高等学校推薦」は成城教育の養分に満ちた学生、「指定校推薦」は高校3年間の成績と高校生としての本分を高水準に保った学生、「A方式」は一般入試における記述式の筆記試験で合格してきた学生、「B方式」は一般入試(大学入試センター試験)におけるマークシート方式で合格してきた学生、「A0入試」は基本的読解力を基礎としたディベート能力を有する学生等である。今後は、2004年(平成16年)度に導入したA0入試で入学した学生の成績等を分析し、多様な学生の確保という目的が達成されているかを検証していく。現時点では改善方策は特にない。

#### (入学者受け入れ方針等)

A群 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

B群 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

### 【現状説明】

法学部の理念は、法律基本科目を重視しながら、現代の法律学を体系的に学ぶことにより、深い理解力、確かな判断力、豊かな想像力をもつ人材を育成するということである。このような理念のもと、カリキュラムは、「基本の重視」「学生の自主性尊重」「少人数教育主義」という3つの方針に基づいて編成されている。

入学者の受け入れ方針は、学部のこうした理念に則り、入学後の専門教育の成果が十分に上がるだけの基礎学力を有し、かつ勉学意欲の旺盛な学生を獲得することであり、このため、多様な選抜方法をとっている。

カリキュラムとの関係では、少人数教育にふさわしい規模の人数を受け入れるべく入学定員を定めている。

### 【点検・評価、改善方策】

入学者受け入れ方針は、学部の理念およびカリキュラム編成方針にかなったものとなっており、特に問題点はない。

#### (入学者選抜の仕組み)

B群 入学者選抜試験実施体制の適切性

B群 入学者選抜基準の透明性

### 【現状説明、点検・評価】

各種の入学者選抜試験の実施体制は、全学の入学委員会または学部における入試実行委員会等での検討を経て、学部教授会で詳細に審議されて実施されており、制度としての入学者選抜試験

の実施体制は、安定しており、格別の問題点をみつけることができない。

### 【改善方策】

入学時の選抜方法の違いが、入学後の学修成果の到達または学修の動機づけの持続において現れるのかどうかの検証が望まれている。入学後の追跡調査とそのデータの蓄積を実施する予定である。

#### (アドミSSIONズ・オフィス入試)

C群 アドミSSIONズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性

### 【現状説明】

少子化による学生数の減少が本格化することによって、大学が学生を選ぶのではなく、「学生が大学を選ぶ時代」に突入しつつある。この数年の間に、全国の国公立・私立大学でA0入試が定着し始めたことを受けて、法学部でも、受験生のニーズに応じた入試制度の多様化を図るべく、2004年(平成16年)度入試より、アドミSSIONズ・オフィス入試(A0入試)を導入した。

#### ①A0入試の趣旨

本入学試験は、法律・政治を中心とする社会問題に強い関心を持ち、柔軟で個性豊かな発想を持つ人に入学を認めるために、論文・面接を通じて総合的な判定・選考を行おうとするものである。

#### ②成城大学法学部のA0入試の特徴

- ・高校時代の成績をいっさい考慮しない選考基準

他大学の通常のA0入試では、高校時代の成績や活動を証明する書類を、予め願書とともに提出することになっている。しかし、成城大学法学部のA0入試では、そうした書類をいっさい求めていない。過去の成績や知識の量で評価するのではなく、社会問題を分析する思考力や、積極的に議論しようとする姿勢を問う入試制度としての趣旨を貫徹している。

- ・課題図書を設定した第1次選考

他大学の従来A0入試小論文試験は、問題内容が予想できないため、内容についての準備ができず、論文テクニックのみの準備しかできないとされている。成城大学法学部の小論文試験は、予め課題図書を設定することにより、特定の分野に関する知見や情報を蓄える努力が意味をもつことになる。これは、受験生にとって、テーマを設定して準備できるということを意味している。

- ・英語試験を課さない第1次選考

第1次選考において、英語試験を実施しないのも特徴である。英語の能力は総合力といわれるが、成城大学法学部では、ゼミナール等で議論をリードする学生を求めるという目的と、一般入試等との区別を明確にする制度的趣旨から、あえて英語試験は実施していない。

- ・グループディスカッションをしない第2次選考

ディスカッションとは、本来、勝敗を決めるために行うものではなく、じっくり考え、相互に情報と意見を交換することで、よりよい答えを探し出す作業である。グループディスカッションは、流行の手法であるため、多くの大学のA0入試でも実施しているが、合否を競う緊張の中では、

本来その受験生がもつ思考力や好奇心を引き出せないのではないかと考え、成城大学法学部のA0入試では、それを敢えて実施していない。

そのかわりに、一人ひとりに対する面接を重視している。小論文試験の内容を踏まえて、受験生の能力を十分に読み取る誠意のある面接を行っている。

・入学準備プログラムとしてゼミナールを実施する

A0入試の問題点として、早めに合格が決まってしまうため、ほかの受験生が勉強をしている時期に時間を浪費してしまう可能性があるとされている。こうした事態に対処するため、成城大学法学部では、5回のゼミナールを実施している。12月下旬に一度自己紹介を兼ねて集合し、資料の読み方やレジュメの作り方などを教え、その上で、1月から3月の間に、合計4回のゼミナール（午前・午後1回ずつで、来校日は2日）を行っている。これは、積極的に議論する能力を伸ばし、学問を修めることの緊張感を学ぶ機会となっている。

### 【点検・評価】

2004年(平成16年)度入試	：	志願者数	140名	合格者数	29名
2005年(平成17年)度入試	：	志願者数	130名	合格者数	24名
2006年(平成18年)度入試	：	志願者数	74名	合格者数	15名
2007年(平成19年)度入試	：	志願者数	92名	合格者数	10名

(大学基礎データ表13参照)

入試の趣旨に基づき英語の試験を課していないため、高校時代までに英語が苦手な受験生が受験するケースが増えている。そのため、入学後に英語の授業で単位を落とす学生が多い。また、高校時代の成績評価を求めているため、外国語などの成績が不良の学生もおり、彼らの底上げをどうするかが課題となっている。

また、入試を準備する側の課題としては、小論文試験の問題をどのように作るか、未だ試行錯誤の段階で、出題手法がなかなか定着しない。

### 【改善方策】

A0入試を通じて入学した学生に対して、外国語の授業を通じて十分なフォローアップを行う。入試制度そのものについては、今後とも問題作成の質を上げることを目指していく。

(科目等履修生・聴講生等)

C群 科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

### 【現状説明、点検・評価、改善方策】

科目等履修生・聴講生等については、大学院受験・教員免許状取得・生涯教育等の具体的な目的をもっていることなどを要件として教授会で審査のうえ受け入れを決定しており、毎年数名の科目等履修生・聴講生等を受け入れている。今後とも、科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件、ならびにメリットを公開し、募集を行っていく方針である。

**(定員管理)**

A群 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性

A群 定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

**【現状説明】**

法学部法律学科の定員は、1990年(平成2年)度に40名の臨時定員増が認められ240名となったが、2000年(平成12年)度から毎年4名ずつ削減し2004年(平成16年)度に220名とし、現在にいたっている。入学定員と入学者数の比率については、単年度で見ると2004年(平成16年)度の入学者数は355名で、定員220名の1.61倍と過大であったが、過去5年平均では1.20倍にとどまっている(大学基礎データ表13参照)。ただし、収容定員に対する在籍者数比率は1.26倍となっている(大学基礎データ表14参照)。

定員充足率の確認等については、学部入試実行委員会で検討したあと学部教授会に提案する仕組みになっている。

**【点検・評価、改善方策】**

指定校推薦入学および成城学園高等学校推薦入学の被推薦者数は、年度により若干の変動がみられ、A方式およびB方式入試の合格者の歩留予測にも困難なものはあるが、おおむね妥当な運用だったと評価できる。

なお、2007年(平成19年)に定員の変更(20名の増員)の申請が認められたところであるが、定員管理については、今後も引き続き教授会等の審議を踏まえ、適正に対応していく。

**【改善方策】**

今後とも、入試時の受験生の動向を的確に把握するよう情報収集し、過去のデータと照らし合わせて合格者数を適切に決定していくよう努める。





### (5) 社会イノベーション学部

本学部は2004年(平成16年)11月30日付けでの設立認可を受け、2005年(平成17年)の4月から学生の受け入れを始めた未完成学部であるので、以下の記述は概要に過ぎず、「学生の受け入れ」についてA群・B群の細項目のすべてには触れていない。

#### 【目標】

入学定員および収容定員の管理を適切に行い、本学部の教育目標の実現に努めるが、具体的には入学者数を入学定員の1.2倍未満に管理する。

#### (学生募集方法、入学者選抜方法)

**A群** 大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

#### 【現状説明】

2005年(平成17年)度入試(2005年(平成17年)4月入学者向け)は、①成城大学独自入試(A方式[3教科型入試]、②同(C方式、2教科型入試(英語、小論文))、③自己推薦入試(面接、小論文)、④成城学園高等学校推薦入学で実施した。

A方式の3教科型入試は、外国語、社会(日本史B、世界史B、地理歴史、政治・経済、数学のうち1科目選択)、国語について記述式試験を行うものである。C方式2教科型入試は、英語と小論文(課題文を読み、設問に解答する方式)である。

合格判定にあたっては、A方式は学力に依拠したが、自己推薦入試は面接を重視し、イノベーション学部の設立の趣旨に合致する志願者を合格とする基準のもとで選考した。漠然と大学生活を送るようなタイプではなく、自らイノベーターとして社会に対して取り組む姿勢・意欲のある者をより抽出可能な面接内容とした。

開設2年目の2006年(平成16年)度入試は、学部新設後の教授会において決定したアドミッション・ポリシーに基づき(後述)、2005年(平成17年)度入試で行なった選抜方法にいくつかの新方式を導入し、実施した。2005年(平成17年)度入試に比して、センター試験利用入試、A0入試、指定校推薦入学が追加されたが、A0入試は2005年(平成17年)度の自己推薦入試を発展させ、時期も10～11月に2段階選抜方式で実施した(1次選抜は事前に指定した図書に関する小論文試験。2次選抜は面接〔書類審査を含む〕)。2005年(平成17年)度入試で実施したC方式はA方式2教科型入試に発展的に変更した。指定校推薦入学については、60校程に推薦依頼を発出した。

2007年(平成19年)度入試も、前年度と同様の入試であった。

#### 【点検・評価、改善方策】

新学部でもあり、種々の学生募集方法や入学者選抜方法を模索中である。

## (入学者受け入れ方針等)

A群 入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

B群 入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

## 【現状説明】

本学部は、2005年(平成17年)4月の発足時からアドミッション・ポリシーの策定を学部入学委員会において進め、以下のようなアドミッション・ポリシーを6月22日の教授会で報告承認した。このアドミッション・ポリシーでは学部の理念・教育目標とカリキュラム・教育内容の関係を整理している。

## 「社会イノベーション学部 アドミッション・ポリシー

## 1. 基本理念

社会イノベーション学部は、環境変化の中で自ら機会を発見し、変革を企画・立案して、それを実行できる人材を育成することを目標としています。このような人材は、組織の中でチームリーダーとして活躍できる人材や、独立して組織間の活動を統合・調整できる人材も意味しています。

社会イノベーション学部は、このような人材を育成するため、イノベーションという問題を教育・研究の対象とします。イノベーション自体が学際的な問題であり、政策・経済系、経営系、心理系、社会系の各学問体系が相互の関連の中で検討される課題です。このイノベーションというレンズを通して、多角的かつトータルな視点から現代社会の諸課題を捉えます。別の言い方をすれば、現代社会の諸問題を発見・分析・解決することができ、その成果をプレゼンテーションできる人材の育成ということになります。具体的には、成城大学の教育理念である、少人数教育・個性尊重教育を最大限実現します。

## 2. 教育方法

(1) 問題発見・分析・解決を目指す人材育成のための教育として、卒業研究、フィールド・リサーチをその中心に置きます(少人数で行う1年次の教養演習、2年次の基礎ゼミナール、3・4年次のゼミナール、卒業研究)。一見関係がなさそうに見える事象間についても、その関連性を自ら考え、複数の学問体系の専門知識や各種の分析手法を駆使して、事実に根差した現実的な解決策を見出せる教育を行います。そのためにインターンシップ(OCA)など社会に開かれた教育も行います。

(2) 的確なプレゼンテーション能力を身につけるために、①聞く・話す・読む・書くの英語のスキルを高め、「使える英語」の習得を目指し、外国人に対して物怖じせずに自分の意見を言える、高い英語コミュニケーション能力の習得を可能にする教育を行います。

(3) 現代社会で不可欠な情報リテラシーを徹底して行います。授業の履修登録をWeb登録で行うこと、基礎的なパソコン・スキル、ゼミナール・卒業研究などに不可欠な統計処理など、情報処理が可能にする教育を行います。

(4) プレゼンテーション能力は、高度な日本語能力があってはじめて可能になります。そのため教養演習・基礎ゼミナールで、発表・討論などを通じて日本語能力のレベル・アップを行います。

### 3. 教育内容

社会イノベーション学部は、政策イノベーション学科と心理社会学科の2つの学科から構成されます。相互に関連した学科ですが、その大きな特色は次のようになります。

(1) 政策イノベーション学科は、2つの柱からなり、政策・経済系と経営・戦略系です。

政策・経済系では、科学技術政策との関連から、国のイノベーション・システムのあり方、産官学が連携して行う研究開発コンソーシアムの形成、イノベーション推進に不可欠な資金の供給を行う金融システム、イノベーションの国際間移転等、イノベーションの推進に関する国家レベル・国際レベルの問題を分析します(政策コース)。

経営・戦略系では、企業の研究開発戦略や組織革新の展開、そしてその結果としての新製品開発戦略や人的資源管理、さらに企業のもつシーズ(人材・技術・ノウハウ)と市場のニーズ(顧客の欲求、マーケティング)の把握、などイノベーションを担う企業・NPOなどの組織面から分析します(戦略コース)。

(2) 心理社会学科は、2つの柱からなり、心理系と社会系です。

心理系では、ブランドの与える心理的効果やパーソナリティがイノベーションの受容に与える影響、消費者個人のイノベーションに対する心理過程を理解すること、コミュニケーションを通じて集団内における個人が受ける影響、人間関係の問題などを分析します(心理コース)。

社会系では、イノベーションが社会のあり方をどのように変化させるか、イノベーションの普及が社会構造、社会意識に及ぼす影響、そして文化の変容にどのような影響を及ぼすかという問題などを分析します(社会コース)。

### 4. 求める学生

本学部は、以上のような基本理念に共感し、教育方法・教育内容に興味のある学生を受け入れたいと思います。具体的には、

- ・自らの感性を活かし、進んで色々な機会を捉えてチャレンジするような人
- ・イノベーションという社会を変革することに興味があり、それに関連する課題の解決に関心がある人
- ・国際的視野を持ち、社会に積極的に情報発信し、貢献できる人
- ・イノベーションを生み出す政策・戦略や、イノベーションが人々に与える影響を心理あるいは社会の分野から学びたい人
- ・基礎的学力を身につけつつ、創造的な発想力・応用力を向上させ、学業はもとより、趣味・スポーツなどの面でも積極的に活躍できる人が入学されることを期待します。

### 【点検・評価、改善方策】

新設学部であり、入学者選抜もこのような受け入れ方針のもとで、3回の入学者選抜を行ったに過ぎず、当面特段の点検・評価、改善方策はない。

**(アドミッションズ・オフィス入試)****C群 アドミッションズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性****【現状説明】**

社会環境が変化する中で自ら機会を発見し、変革を企画・立案して、それを実行できる人材育成の実現のために多様な入学者選抜方法を取り、その1つとしてアドミッションズ・オフィス入試を開設2年目から実施している。その趣旨は、本学部の基本理念に共感し、教育方法・教育内容に興味のある学生を受け入れて、具体的には、

- ・自らの感性を活かし、進んで色々な機会を捉えてチャレンジするような人
- ・イノベーションという社会を変革することに興味があり、それに関連する課題の解決に関心がある人
- ・国際的視野を持ち、社会に積極的に情報発信し、貢献できる人
- ・イノベーションを生み出す政策・戦略や、イノベーションが人々に与える影響を心理あるいは社会の分野から学びたい人
- ・基礎的学力を身につけつつ、創造的な発想力・応用力を向上させ、学業はもとより、趣味・スポーツなどの面でも積極的に活躍できる人

の入学を期待すると「自己推薦入試募集要項」に記載している。

具体的には、6月から毎月開催されるオープンキャンパスにおいてA0入試の説明やホームページでの開示により、課題図書を事前に提示しその内容を問う小論文試験中心の1次選抜を10月上旬に行う。この1次選抜においては大学入学後に不可欠な基礎学力としての英語の試験も実施する。あわせて「志望理由書」(B4・1枚相当約1500字)の提出を求める。1次選抜は、小論文・英語・志望理由書のチェックにより行い、その合格者に対し、11月上旬に2次選抜を実施し、ここでは面接を行う。

志望理由書により、志願者の心構え、社会イノベーション学部のコンセプトの理解度を問い、面接においてその確認を行うというのがA0入試の趣旨である。

**【点検・評価・改善方策】**

A0入試は多様な入学者の受け入れという観点からの入試制度であり、高等学校3年間の学力のみに依存しない選抜方法という観点から行っているもので、相応の受験生を確保して、個性ある志願者を受け入れている。本報告書作成時点では、1年次の成績のみが追跡可能であり、果たしてA0入試経由の学生がいかなる学業成績をあげているかなどは点検不可能である状況といえる。したがって、点検・評価はエビデンスをあげて実施はできない。今後、学業成績の追跡作業などにより、A0入試の課題を抽出していく。

**(定員管理)**

A群 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性

A群 定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

**【現状説明】**

入学定員と入学者数の比率の適切性をみるとは、【表 4-5】にみられるように、政策イノベーション学科は、2005～2007年度平均で入学定員超過率は1.23倍、心理社会学科は1.25倍で、学部全体としては1.23倍であり、入学者数を入学定員の1.2倍未満とする目標をややオーバーしている。

表 4-5 社会イノベーション学部入試状況

総定員	政策イノベーション学科			心理社会学科			計		
	2005年	2006年	2007年	2005年	2006年	2007年	2005年	2006年	2007年
	120			120			240		
A方式(独自入試)	87	53	33	79	49	42	166	102	75
A方式(2科目入試)	35	27	26	33	26	29	68	53	55
B方式	-	39	49	-	37	44	-	76	95
自己推薦・AO入試	11	13	11	16	15	14	27	28	24
推薦入学									
学園高校推薦者数	11	13	9	12	13	14	23	26	23
指定校推薦	-	6	18	-	4	24	-	10	42
入学者数	144	151	146	138	144	167	282	295	313
定員超過率	1.20	1.26	1.22	1.15	1.20	1.39	1.17	1.23	1.3

**【点検・評価】**

社会イノベーション学部は新設学部であり、手探りの入学者受け入れを行わざるを得ない状況であるが、比較的順調な入学者の受け入れを行っている。定員充足率も開設年度は1.17で目標水準を達成したが、より多様な入学者選抜を導入した2、3年目の入試では定員充足率は目標を若干上回った。これは、複数の試験の結果をほぼ同時に判定する結果、予期し得ない歩留まり予測の相違が定員超過をもたらしたことに起因する。2007年(平成19年)度の政策イノベーション学科と心理社会学科のB方式入学者などがその例である。その結果、心理社会学科の入学者は定員充足率が課題になった。これは、少人数で実施している英語クラスや専門ゼミナールなどへの影響をもたらし、教育目標の実現の実効性を失わせる可能性をもつ。

**【改善方策】**

新設学部であるため過去のデータが存在せず、他学部の状況などを参考にしているが、残念ながら手探りの状況であることは否定できない。少なくとも5年程度のデータの蓄積がなされるまでは、定員の厳正な管理には制約が多いと考えざるを得ない。当面は、データの解析を十分に行うとともに、補欠制度の活用などを行って、定員の管理に努める。

中期的には、入試データの蓄積を踏まえて、合理的な体制整備を行い、より厳密な定員管理の

適切性を確保する。

## (6) 経済学研究科

### 【目標】

広い視野と豊かな学識を備えると同時に、高度な専門知識を身につけた職業人の育成という大学院の理念に沿って、研究職を目指す者だけでなく、広い見識と深い専門知識を活かした職業人として活躍することを目指す者など多様な目的を持った学生を受け入れることを目標としている。選抜にあたっては、教員が個別に指導できるよう定員を定め、社会人や外国人など多様な背景をもった学生の中からも十分な学力を持った学生を受け入れることを目指す。

### (学生募集方法、入学者選抜方法)

#### A群 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

### 【現状説明】

1998年(平成10年)の相互評価においては、経済学研究科の定員充足率を高めるため入試制度の多様化を図るよう指摘を受けた。これに応え、当研究科では次のように入試制度を多様化し、向学心を持つ有為な人材を積極的に受け入れるよう努めてきた。すなわち、2000年(平成12年)度より内部推薦入試制度を導入し、また2002年(平成14年)度より社会人入試(社会人向け特別選抜方法)を実施するとともに、従来一般入試の特例という扱いで対応してきた外国人留学生への入試を外国人入試制度として制度化した。

具体的には、社会人入試は博士課程前期(研究コース、専修コース)に設けられており、大学卒業後3年以上の実務経験を有するものを対象としている。入学者の選抜は基礎英語と小論文、面接によって判定を行っている。特に社会人入試志願者に対しては、大学卒業後の研究成果の要旨(4,000字程度)と実務経験報告書の提出を求め、社会人としての経験を考慮している。他方、外国人入試は、当初、外国において16年以上の学校教育課程を修了した者を対象にしていたが、現在はこれに大学入学までの教育課程を外国で修了し、日本の大学を卒業した者も含んでいる。選抜は、博士課程前期では、当初、日本語と小論文、面接によって行っていたが、専門科目を十分に勉強せずに受験する傾向がみえてきたため、現在は研究コースにあっては、日本語と専門科目群から選択した1科目、また専修コースでは日本語と専門基礎科目を含む専門科目群から選択した1科目、および面接によって行っている。博士課程後期の外国人入試は、日本語と面接によって選抜している。このように、質の維持を図りながら学生数を確保すべく、入試制度については不断の見直しを行っている。

入学試験の実施にあたっては、入試広報部と連携しながら学生募集、入学者の選抜を行っている。学生募集要項は入試広報部から無料で入手可能であるとともに、ホームページ上でもほぼ同一の内容が閲覧可能となっている。

入学者選抜方法は、博士課程前期、後期ともⅠ期入試(10月実施)とⅡ期入試(2月実施)の2度の入試を実施しており、学部の出身大学にとらわれず、広く有為な人材を選抜すべく、「一般入試」、「社会人入試」、「外国人入試」を行っている。選考は、専門科目の筆記試験、語学試験、面接を行い、総合的に判定している。



**【点検・評価】**

入学者の質を維持しつつ絶対数を確保するために、入試制度の見直しを行っている。すでに述べたように、前回の自己点検評価（1998年(平成10年)度）による指摘に対して内部推薦制度、社会人入試、外国人入試制度が導入、整備されている。特に内部推薦制度と外国人留学生試験については、細部について近年2度の見直しを行っており、入学者数も漸増している。後述するように、一般入試については、志願者数はあるものの合格者数は低迷している(特に博士課程前期の経済学専攻)が、これは質の確保に重点をおいているためであり、やむをえないと考える。

**【改善方策】**

今後は、近隣の高齢者の生涯教育の観点から地域に開かれた大学院として、研究意欲にあふれる高齢者の受け入れを検討したい。

**(学内推薦制度)**

**B群 成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性**

**【現状説明】**

特に博士課程前期において広く多様な能力をもつ学生を得るとともに定員充足に資するために、入試機会の増大と入試方式の多様化を図っている。2000年(平成12年)度入試から、経済学部で3年次生までに一定水準以上の成績を修めた者に対して、特別の入試によって大学院への進学を認めるという内部推薦入学制度が設けられた。経済学部では2年次生から4年次生までゼミナール必修制度が採られ、少人数による学修システムが効果をあげているが、内部推薦制度はこうしたシステムを大学院での教育・研究と連携させ、大学院進学を希望する学生が、受験勉強に時間をとられずに研究に十分な時間を当てることができるようにすることで、効率よく受けやすくすることを目的としている。

この内部からの大学院進学者に対する入試制度は、2005年(平成17年)に大きく改革された。すなわち、従来の内部推薦入学の成績基準が若干、緩和され、進学しやすくなった。(この背後には、後述するように、外部受験者に比べ内部進学者の質が相対的に高いことがある。)また経済学部学生のための科目等履修生制度が新たに設けられ、学部3年次までの成績が特に優秀で、大学院での教育・研究に熱意をもつものに対しては、審査の上、4年次に経済学部学生のための科目等履修生として大学院前期課程の講義科目を履修することが認められた。この制度を利用し、さらに4年次の第Ⅱ期入学試験(内部推薦入学)を受験し合格すれば、大学院入学後に科目等履修生として修得した単位(上限10単位)が大学院の単位として認定されるため、1年間の在籍で修士号を修得する途が開かれた。

さらに、従来の制度では、進学できる大学院の専攻は、対応する学部の学科に限定されていたが(たとえば、経済学科の学生は経済学専攻へ)、学部では他学科の科目履修が可能であるため、専攻と学科との縛りは廃止された。その結果、意欲のある学生が、学部・学科をまたがり積極的に大学院を志願するようになった。

また、学部生の大学院進学への関心を高めるため、2005年（平成17年）以来、経済学研究科を修了して研究職としてあるいは税理士や教師として社会の第一線で活躍するOB・OGを招いて「OB・OG懇談会」を開催し、大学院での勉学・経験が、現在の職業、仕事内容にどのように関連し、また活かされているかなどについて自由に話してもらい機会を設けている。例年、OB・OGからは、大学院で修得した知識が直接、仕事に活かされるだけでなく、大学院時代に育んだ論理的な思考力や、問題抽出能力、そしてプレゼンテーション能力が、日常の業務においてもとりわけ役立っているという説明がなされている。なお、ホームページでも「卒業生からのメッセージ」コーナーを設け、一般の受験生にも経済学研究科での勉学・経験について知ってもらい機会を設けている。

### 【点検・評価】

近年の改革によって、内部推薦制度が整備されたことは評価できる。学部生へ大学院の魅力をもっとアピールするなどして、さらに内部進学者の増加を図ることが課題である。

### 【改善方策】

今後は、学部・大学院一貫教育など学部とのカリキュラムの連携を強め、内部進学者がさらに増加するよう努力する。

### （門戸開放）

#### A群 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

### 【現状説明】

他大学からの学生受け入れに関しては、従来から、一切差別することなく門戸を開放してきたが、近年、入学者は漸減傾向にある。この要因として、志願者がかつてに比べやや減少していることもあるが、それよりも志願者の質の低下が著しく、なかなか合格水準に達しないことが大きい。

また、経済学研究科には、学習院大学大学院経済学研究科および経営学研究科、上智大学大学院経済学研究科、武蔵大学大学院経済学研究科、成蹊大学大学院経済学研究科および経営学研究科との単位互換制度がある。経済学研究科の大学院学生は、上記大学院研究科における講義の受講が可能である。経済学研究科で提供されていない科目等を履修できるまたとない機会が提供されているが、博士課程後期の学生が極めて少ないこと、移動時間を要するため学内での履修と重なってしまうこと等の理由からほとんど実績はない。

### 【点検・評価、改善方策】

経済学研究科としては量の拡大よりも質の維持に重きをおいている。したがって、現状を大きく変えることは難しいと考える。

(飛び入学)

B群 「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性

**【現状説明】**

学部3年次終了後の「飛び卒業」や大学院への「飛び入学」制度は実施していない。

**【点検・評価、改善方策】**

上述した内部推薦入学制度と経済学部学生のための科目等履修生制度の組み合わせによる大学院の短期修了制度は、2006年(平成18年)度にはじめて2名の修了者を出したばかりである。これまでのところ、この制度を利用した学生は十分な学業を修めているだけでなく、他の大学院学生にも刺激を与えており、この制度は教育・研究上、好ましい効果を上げている。現在さらにその効果について、慎重に見守っているところであり、学部3年次終了後の「飛び卒業」や大学院への「飛び入学」制度の導入については具体的な検討は行っていない。

(社会人の受け入れ)

B群 社会人学生の受け入れ状況

**【現状説明】**

社会人入試は2002年(平成14年)度から導入され、年2回、一般入試と同日に実施されている。試験科目は基礎英語、小論文および面接と一般入試に比べ受験課目の負担を軽減している。しかし、入学者は、2004年(平成16年)度と2007年(平成19年)度に各1名の状況である。これらの入学者は、入学後は、一般の大学院学生と同様のカリキュラムに沿って履修している。

**【点検・評価】**

夜間あるいは休日の授業が設定されていないこと、本学の地理的な制約もあり、志願者が極めて少ない。社会人のリカレント教育あるいはスキルアップのための教育を積極的に行うには、夜間あるいは休日の授業をカリキュラムに組み込む必要があるが、研究科専任教員の負担の問題もあり、その予定はない。

なお、大学を卒業していなくとも十分な学力識見を有する社会人についても、一般論として当研究科の受験資格は与えられていたが、2008年(平成20年)度より、そのような志願者の受験の可否を決定するための具体的な手続きが定められ、募集要領に記載されることになった。意欲ある社会人の経済学研究科に対する関心が高まることを期待している。

**【改善方策】**

現役の会社員のリカレント教育ではなく、第一線を退き時間に余裕のできた高齢者で研究意欲にあふれた社会人の受け入れを検討する。この場合、入試制度のみならず、履修方法、授業料等の負担のあり方等もあわせて検討する必要がある。

## (科目等履修生、研究生等)

## C群 科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

## 【現状説明】

科目等履修生（経済学部在学学生以外を対象とする）、聴講生については、教務部教務課が受入れの窓口となり、全学的な制度として実施され、受け入れ手続き、資格要件等は明確にされている。

科目等履修生（経済学部在学学生以外を対象とする）については、散発的に社会人からの希望者があり、これは基本的に認められている。

研究生については、入学試験を受験した外国人留学生で、勉学意欲は高いものの学力が若干不足している者のみを研究生として受け入れることにした。その他の日本人の研究生等については、制度が設けられておらず原則的に認められていない。

経済学部4年次生で経済学研究科に進学を希望するものに対して設けられている科目等履修生制度には、2005年(平成17年)度には2名の応募があり2名を受入れ、また2007年(平成19年)度は3名応募があり審査の結果2名を受け入れた。

表 4-6 受け入れ数および受講科目数 (科目は実数)

	2005年 (平成17年)度		2006年 (平成18年)度		2007年 (平成19年)度	
	人数	科目数	人数	科目数	人数	科目数
	科目等履修生	0	0	0	0	0
聴講生	1	2	0	0	0	0

## 【点検・評価、改善方策】

かつては研究生の資格要件、審査する時期など受け入れ制度が整備されておらず、不透明であったが、現在では研究生受け入れの内規に基づいて審査、受け入れを行っている。特に、研究生については、正規の大学院入試の受験を義務づけたことによって、研究生受け入れの条件の透明性を確保するとともに、いわゆる滞在許可狙いの外国人研究生は排除されている。科目等履修生制度、聴講生制度については、特に問題はない。

## (外国人留学生の受け入れ)

## C群 外国人留学生の受け入れ状況

## 【現状説明】

従来、外国人留学生に対しては、一般入試の中で試験科目の英語に代えて日本語での受験を認めるという形で対応してきたが、2002年(平成14年)度から外国人入試を制度化した。当初、試験科目は日本語試験とともに小論文試験、面接であったが、2007年(平成19年)度から専門科目についての基礎知識を確認するため、小論文に代わり専門科目の中から専攻分野の科目を選択し

て受験する制度に改正された。この改正は、外国人入試の制度化によって受験生は増加したものの、受験生の中には専門分野の勉強をほとんどしないままに、日本語力のみで受験しようとする者が見受けられるようになったために行われたものである。

外国人の受け入れ状況は【表 4-7】に記載のとおりであるが、近年、増加傾向を示している。この背後には、本学では外国人留学生に対する授業料減免措置があり、他大学院研究科よりも経済的負担が低いことが作用していると考えられる。

### 【点検・評価】

外国人の出身地域が中国、台湾に偏っていたが、2006年(平成18年)度にはベトナムからの留学生を受け入れた。絶対数が多くないが、出身地域の多様化が望ましい。

また、受け入れている留学生の日本語能力は一定水準を確保しているが、留学生に対する日本語や日本文化等の授業は開設されていない。全学的に対応が望まれる。

### 【改善方策】

英文のホームページを作成し、諸外国に経済学研究科の認知度を高める方策をとる。

#### (定員管理)

A群 収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

### 【現状説明】

2007年(平成19年)度の場合、研究科全体でみると、博士課程前期は収容定員50名に対し在籍者は19名(38%)、博士課程後期は収容定員36名に対し在籍者3名(8%)である(大学基礎データ表18参照)。研究科別にみると、経営学専攻博士課程前期では定員充足率65%を維持しているが、同専攻博士課程後期および経済学専攻(博士課程前期・後期)では恒常的に大幅な定員割れが生じている。

すでに述べたように、1998年(平成10年)の相互評価において、入試制度を多様化するなどして、経済学研究科の定員充足率を高めるよう指摘を受けた。これに応え、当研究科では2000年(平成12年)度より内部推薦入試制度を導入し、また2002年(平成14年)度より社会人入試(社会人向け特別選抜方法)を実施するとともに、外国人入試の制度化を行い、向学心を持つ有為な人材を積極的に受け入れるよう努めてきた。その後も、質の維持を図りながら学生数を確保すべく、入試制度については不断の見直しを行っている。

表 4-7 入試区分別経済学研究科入学者の状況

課程	専攻	コース	入試区分	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
博士課程前期	経済学専攻	研究	内部推薦	0	0	0	0	0	0	0
			一般	1	0	0	0	0	0	0
			外国人	0	1	0	1	0	0	0
			社会人	0	0	0	0	0	0	0
			小計	1	1	0	1	0	0	0
		専修	内部推薦	-	-	-	-	1	2	4
			一般	-	-	-	-	0	0	0
			外国人	-	-	-	-	0	1	0
			社会人	-	-	-	-	0	0	0
			小計	-	-	-	-	1	3	4
	経済学専攻 計			1	1	0	1	1	3	4
	経営学専攻	研究	内部推薦	2	3	0	0	1	0	0
			一般	4	1	3	0	0	0	0
			外国人	0	2	0	1	1	0	0
			社会人	0	0	0	1	0	0	0
			小計	6	6	3	2	2	0	0
		専修	内部推薦	-	-	-	-	1	3	3
			一般	-	-	-	-	0	1	0
外国人			-	-	-	-	4	3	3	
社会人			-	-	-	-	0	0	1	
小計			-	-	-	-	5	7	7	
経営学専攻 計			6	6	3	2	7	7	7	
博士課程前期 計			7	7	3	3	8	10	11	
後期	経済学専攻			0	0	0	1	0	0	0
	経営学専攻			1	0	0	1	0	0	1
	博士課程後期 計			1	0	0	2	0	0	1

参考：志願者数

課程	専攻	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
前期	経済学専攻	4	3	3	4	5	8	8
	経営学専攻	14	19	11	3	15	14	18
	博士課程前期 計	18	22	14	7	20	22	26
後期	経済学専攻	0	0	1	1	0	1	0
	経営学専攻	1	0	0	1	0	0	1
	博士課程後期 計	1	0	1	2	0	1	1

**【点検・評価】**

入試制度の多様化、高度職業人の養成を目指す専修コースの開設により、近年では20名を越す志願者を確保している。しかし、経済学研究科としては入学者数の拡大を図る際にも学生のレベルを維持することを基本的な方針としているため、定員充足率を高めることが難しい。また、経済・経営両専攻とも研究コースの志願者が減っているが、そのひとつの原因として、国立大学を中心とした他大学院研究科の門戸が大幅に広がったことがあげられる。本学の学部卒業生で経済学研究科の一般入試に合格する水準にある学生は、有名国立大学の大学院にも合格可能な学力をもっているため、特に研究者希望の学生がそちらに流れていると考えられる。

**【改善方策】**

大学院の学生の質を維持しつつ量を確保することは、非常に難しい問題であるが、本研究科の入学者に対して志望理由、将来の進路などについて調査を実施し、多様な受験動向を把握するとともに、そうした期待に応えるよう教育体制の整備に努める。

また、高齢者を対象にした社会人入試制度の整備は、社会的ニーズにも応え、入学者数の確保にも資すると考えられるので、検討する。

## (7) 文学研究科

### 【目標】

文学研究科は、文芸学部6学科の専門領域を基礎とする6専攻を設け、研究を継続発展させた優秀な学生の要望に応えるとともに、他大学からも多彩な学生を多く迎え、意欲ある社会人も受け入れることを考えて、募集定員を定めている。選抜にあたっては、各専攻とも学力試験のほか、あらかじめ提出を求める論文・研究計画等の審査によって研究の創造性・斬新さ、計画の綿密さ、研究達成の可能性などを判定し、口述試問においてそれらの確認を行い、総合的に評価し判定することを目指している。

### (学生募集方法、入学者選抜方法)

#### A群 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

### 【現状説明】

#### (1) 学生募集方法

募集定員は6専攻とも、博士課程前期10名、後期5名である。それをⅠ期(9月下旬)とⅡ期(2月下旬)に分けて募集している。

Ⅰ期では、6専攻とも博士課程前期は5名募集している。後期の場合は、英文学専攻、日本常民文化専攻、美学・美術史専攻のみ2名募集し、ほかの専攻は募集していない。

Ⅱ期では、6専攻とも博士課程前期は5名募集している。後期は、Ⅰ期に募集しなかった国文学、コミュニケーション、ヨーロッパ文化の各専攻は5名募集し、英文学、日本常民文化、美学・美術史の各専攻は3名の募集である。

#### (2) 選抜の方法

一般入試と社会人入試の2つに分かれる。

##### ① 一般入試

原則として、学力試験(筆記試験・口述試問)、出身学校の成績、提出された論文(卒業論文・修士論文・既発表学術論文あるいは綿密な研究計画書)を総合的に判断して合格者を決定する。学力試験のうち筆記試験は、専門科目と一般外国語科目からなる。

##### ② 社会人入試

博士課程前期のみで行っている。社会人の受験者には一般外国語科目の試験は免除されるが、それに代わるものとして、大学卒業後にまとめた論文ないしは研究計画書(4,000～8,000字程度)を重視して選抜する。

### 【点検・評価】

選抜は、専門科目の成績および外国語の学力、平素の勉学の力、論文作成能力、人物を総合的に判断する方法が採られており、適切である。ただし、Ⅰ期試験(9月下旬)の時期には学部在学生の受験者の場合、「卒業論文」が通常まだ完成していないという課題がある。



**【改善方策】**

美学・美術史専攻では、2007年(平成19年)度までは、I期試験ではあらかじめ提出された論文もしくは研究計画書にもとづいて口述試験重視の選抜方法をとっていたが、2008年(平成20年)度から論文重視のこの選抜方式はII期試験で行い、他の選考にならって、これまでII期募集で行っていた学力試験重視の選抜方法をI期募集に採用する。

**(学内推薦制度)**

**B群 成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性**

**【現状説明】**

英文学専攻とコミュニケーション学専攻が「内部推薦入学制度」を設けている。対象者は、いずれもI期入試(おおむね9月実施)の博士課程前期受験者のみで、在学中に成績優秀者若干名を、書類選考と口述試問によって合格させている。その基準は、英文学専攻の場合、3年次終了までに卒業要件単位数の3/4以上を修得しているうえ、3年次までの成績が英語および英文学科配当の科目が換算表によって読み換えた場合75点以上であること、TOEFL試験を受けて高得点を得ていること、研究計画書(3,000字程度)がすぐれていることである。コミュニケーション学専攻の場合もほぼ同じであるが、外国語が72点以上、マスコミュニケーション学科配当科目が77点以上という点が異なっている。ただコミュニケーション学専攻ではTOEFL受験は課していない。

**【点検・評価、改善方策】**

内部推薦入学制度には、優秀者を早く確実に合格させることができるうえ、対象者にとっては、無理な受験勉強に時間をとられることなく、その間、「卒業論文」作成に集中できるという利点がある。これによる入学者は毎年2名ほどいる。今後も、学内説明会を行い、さらにゼミナール担当教員等を通じて、学部生にもこの利点を周知し、内部推薦入学制度の利用を促していく。

**(門戸開放)**

**A群 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況**

**【現状説明、点検・評価、改善方策】**

受験の門戸は、他の大学・大学院の学生にも完全に開放されている。選抜の基準や方法も、学内生とまったく同じである。今後も、他大学・大学院の学生に対して門戸を広く開放していく。そのために、募集情報の周知を図る。例えば、大学案内に本研究科独自のページを設け、また、募集ポスターを他大学宛に発送するなどして、他大学からの受験希望者への周知を図る。

(社会人の受け入れ)

B群 社会人学生の受け入れ状況

**【現状説明、点検・評価、改善方策】**

社会人入試は、英文学専攻を除く5専攻で、I期の博士課程前期入試に実施している。英文学専攻はI・II期ともに博士課程前期・後期両入試において社会人入試を実施している。

募集人員は各専攻とも別枠にせず、若干名として一般入試の募集人員に含める。また社会人の条件は「大学卒業後3年以上経過している者」とし、さらに英文学専攻の博士課程後期入試では、「修士の学位または専門職学位をもつ者」という条件を付加している。

選抜方法は、一般外国語科目の筆記試験が免除され、それに代わる論文や研究計画書(4,000～8,000字)の提出を求めるほかは、おおむね一般入試と同じである。

この4、5年の応募状況であるが、2004年(平成16年)～2006年(平成18年)度の応募者はなかったが、2007年(平成19年)度入学に1名、2008年(平成20年)度入学予定にも合格者が1名出ている。

今後も、引き続き現状の社会人受け入れ制度を維持し、優秀な人材の確保、育成に努める。

(科目等履修生、研究生等)

C群 科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

**【現状説明】**

科目等履修生については、博士課程前期の授業科目に限って受講を認め、履修単位は、年間8単位までとしている。

研究生については、原則として前年度10月末までに申し込みのあった外国人で、本研究科において研究したい者、あるいは将来、本学大学院に進学を希望する者を受け入れている。

聴講生は、博士課程前期の授業に限って聴講を認めている。

**【点検・評価、改善方策】**

優秀な学生を確保する目的で、本研究科での科目等履修を認め、研究科入学後にはその単位を認定する制度の導入が課題であったが、英文学専攻では2008年(平成20年)度から、成城大学文芸学部の4年次生のうち一定の成績基準を超えた者に対しても、文学研究科での科目等履修を認め、研究科入学後にはその単位を認定することになった。一定の成績基準とは、3年次までに履修した科目の80%以上が優の評価であること、およびTOEFL試験の成績が500点以上(ペーパー版TOEFL-ITP)であることなどである。

(外国人留学生の受け入れ)

C群 外国人留学生の受け入れ状況

**【現状説明】**

交換協定のある大学以外からの受け入れ留学生(研究生含む)の在籍者数は2007年(平成19年)現在で4名である。過去5年、2002年(平成14年)度からの状況をみても、在籍者は毎年おおむね4~5人を保っている。国籍は中国が圧倒的に多く、次いでイギリス、ロシアが続く。受け入れ先は美学・美術史専攻が最も多く、次いで国文学専攻、コミュニケーション学専攻である。

(定員管理)

A群 収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

**【現状説明】**

2007年(平成19年)度の場合、専攻によって差はあるが、研究科全体で見ると、博士課程前期は収容定員120名に対し在籍者は47名(39%)、博士課程後期は収容定員90名に対し在籍者37名(41%)である(大学基礎データ表18参照)。

**【点検・評価、改善方策】**

以上のように学生定員の充足率は、全体としても望ましい状態ではない。特に日本常民文化および美学・美術史専攻以外の4専攻については、十分ではない。このため、英文学専攻では、TOEFLの成績による試験科目の免除などの対策を講じている。また、前述のごとく英文学専攻、日本常民文化専攻および美学・美術史専攻で、博士課程後期の入試を年2回としたこともその対策のひとつである。入試の改善を行ったところであり、まず、その効果を見極める。そのうえで、定員充足率が満たせない場合は、新たに改善策を検討する方針である。

**(8) 法学研究科****【目標】**

単に研究者や法曹（弁護士等）志望の学生だけでなく、すでに職業人として活躍している社会人さらには国際化への積極的な対応としての外国人等、多様な背景をもった優秀な大学院の学生を確保し、大学院の学生が相互に切磋琢磨する環境を整備することが本研究科の入学選抜の目的である。

**(学生募集方法、入学選抜方法)****A群 大学院研究科の学生募集の方法、入学選抜方法の適切性****【現状説明、点検・評価、改善方策】**

法学研究科の入学試験は、Ⅰ期入試(入学前年度の9月下旬ないし10月初旬)と、Ⅱ期入試(3月上旬の2期)に分けて実施している。入学選抜方法としては、博士課程前期に関しては、基本的には有為な人材を広く選抜すべく、学部を卒業して間もない者を対象とした一般入試、卒業後ある程度時間が経ち職業人として経験を有する者を対象とした社会人入試、日本語を母語としない者を対象とした外国人入試、本学部学生および卒業生で在学中の成績が優秀な者を対象とする学内推薦の4種類、後期課程に関しては一般、社会人、外国人の3種類の入試制度を用意している。なお、外国人の入学に関しては、会話能力や読解能力、専門知識等が直ちに大学院への入学を認めるのに困難と判断されるような場合に、研究生として勉学の機会を与える制度も用意されている。

上述の入試制度は、従来、十全に機能してきたと判断するものの、今日、法学研究科を取り巻く環境も少なからず変化してきている。こうした変化に適切に対応すべく、一般入試、特に博士課程前期については受験者の将来の希望（研究者・法曹希望か企業実務希望か）などに即して受験科目数の見直しや学生の募集方法、入学選抜方法の適切性を随時検討していきたい。

**(学内推薦制度)****B群 成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性****【現状説明】**

学部教育との継続性を保ちながら、優秀な大学院の学生を確保するために、法学研究科においては、学部において一定以上の成績を修めた学生に対して、筆記試験を免除し、口頭試問のみで入学できる制度を設けている。

これまで、この制度は、主として研究者志望や、司法試験、公務員試験の受験希望者を中心に利用されてきたが、現在は法科大学院の設置等もあって、制度の利用者は減ってきている。

**【点検・評価】**

同制度は、その導入時においては、研究者育成のために成績優秀者を対象に大学院での高度の専門知識を習得する機会を提供することが主要な目的の1つであったが、今日、研究者や法曹等の法律専門家の養成だけでなく、知識基盤社会において高度の法律知識や教養を具えた専門的職業人（企業実務家）の養成も重要な任務になっている大学院教育にあっては、初期の目的とはやや異なる状況が出てきている。

**【改善方策】**

学内推薦制度について受験生のニーズとともに大学院を取り巻く今日の社会状況の変化等を十分に勘案しながら見直すべきところがあれば、積極的に検討していきたい。

**(門戸開放)**

**A群 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況**

**【現状説明】**

過去5年間の博士課程前期の入学者34名中、学外の者は16名、博士課程後期の進学者10名中、他大学の者は4名である。

**【点検・評価】**

入学者および進学者の絶対数が少ないうえに、年度により変動が激しいために確たることはいえないが、学外者の比率からしておおむね門戸開放は成功していると判断する。

**【改善方策】**

他大学の大学院が、法科大学院の設置などで、研究者養成の機能が縮小されつつある現状において、研究者の養成も目的の1つにおいている法学研究科の社会的意義は少なくないと考える。このような社会的期待に応えるべく、これまで以上に法学研究科の教育理念や目的を社会に向けて周知徹底し、多様な背景を持った優秀な学生の確保のために積極的に門戸を開放し、多様な背景を持った学生自身が互いに切磋琢磨する研究教育環境の整備に努めていきたい。

**(飛び入学)**

**B群 「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性**

**【現状説明】**

現在までのところ、導入していない。

**【点検・評価、改善方策】**

法科大学院時代において、大学院における飛び入学制度に対して社会的にどれぐらいのニーズがあるのかいまだ必ずしも明確ではないところがあるように思われる。

法律学研究という専門性と実務性の高い研究教育について「飛び入学」制度の導入が果たして適切であるかどうか、またかかる制度の導入に対する社会的ニーズがどの程度存在するかを確かめつつ、その導入の必要性や適切性が確認された場合には、速やかにその導入に向けての検討を進めたい。

(社会人の受入れ)

B群 社会人学生の受入れ状況

【現状説明】

法学研究科では社会人入試が年2回、一般入試と同日に実施されている。2007年(平成19年)度は博士課程後期に在籍する者が1名いる(2004年(平成16年)度博士課程前期入学者)。試験科目については、外国語を免除することによって負担を軽減している。これまでに地方議会議員、議員秘書、会社の専門職経験者、税理士、弁理士等の多彩なキャリアを有する入学者があった。博士課程後期に進学して、研究者への転身を試みる社会人大学院の学生もいた。

【点検・評価】

制度的には、現状において特に問題はないが、周知が必ずしも十分ではないと考えている。

【改善方策】

今日のわが国では、高度な専門的知識と幅広い素養を供えた社会人の多方面での積極的な能力発揮が求められており、そうした観点からも法学研究科における社会人入学制度の存在を広く学外に周知し、多様なキャリアを有した人材の再教育を図るべく、今後とも入学者の増加に努めていきたい。

(科目等履修生、研究生等)

C群 科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

【現状説明】

1 受入れ方針・要件

(1) 委託生の制度 本研究科には、科目等履修生、研究生、聴講生のほかに、委託生の制度がある。即ち、委託生(官庁その他の団体の職員で、当該官庁その他の団体からの委託に基づき本大学において研修することを希望する者)があるときに、審査のうえ、これを許可する制度がある(学則54条)。

(2) 受入れ方針・要件 科目等履修生、研究生、聴講生および委託生の受入れ方針・要件に関しては、定員、履修対象科目、出願資格、受入れ要件が問題となる。

2 定員

科目等履修生、研究生、聴講生の定員は存しない。2004年(平成16年)度から2006年(平成18

年)度において科目等履修生の登録はない。聴講生については、延べ人数5人が合計8科目に登録した。研究生は、2003年(平成15年)度に2名登録をみた。

### 3 履修対象科目

履修対象科目は博士課程前期の授業科目に限られている(なお、科目等履修生は、年間8単位までとされている)。

#### 【点検・評価】

いずれの制度も出願者が極めて少なく、またその出願動機も多様であるため、一概に点検・評価することは困難であるが、授業担当者との個別の相談に基づいて履修がされているために柔軟な対応が取られていると評価できる。

#### 【改善方策】

現時点では、格別に目立った改善のための必要性はみあたらない。制度の存在については、これまで以上に周知を図っていきたい。

### (外国人留学生の受け入れ)

#### C群 外国人留学生の受け入れ状況

#### 【現状説明】

法学研究科では、従来、結果として中国および韓国からの留学生の受け入れが多い。中国人留学生は、多様な民族出身者に分かれている。欧米系の留学生については、これまで受け入れの経験はない。

外国人留学生だけを対象にした特別の授業科目は存在せず、本邦大学院の学生と留学生が混在した形で同一内容の授業・演習が実施されている。研究指導に関しては、留学生と本邦大学院の学生に関わらず個別の指導を行っている。博士課程前期および後期過程の入学試験として日本語の筆記試験ならびに日本語の口頭による詳細な面接等が課されているため、日本語能力(読み・書き・話す)の点で問題のある外国人留学生が入学することはほとんどない。

#### 【点検・評価】

留学生の出身地域が中国および韓国に偏る傾向がある。国際化への積極的対応そして国際比較法の実践という面からみると、欧米またはアジア・太平洋地域からの留学生の受け入れが課題である。

#### 【改善方策】

中国や韓国等特定の国からの留学生に偏ることなく、他のアジア諸国や欧米諸国等さまざまな国からの留学生の応募そして受け入れを積極的に図っていくための方策の検討を行う。

先述した研究生の制度の活用などのほか、授業料や生活費等の経済的援助にとどまらず、滞在

中の住居その他についての相談体制の拡充を図る。

**(定員管理)**

**A群 収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性**

**【現状説明】**

博士課程前期の収容定員は20名(若干名の成城大学学内推薦選考枠を含む)に対し在籍者は8名である(充足率40%)。博士課程後期の収容定員は15名に対し在籍者は10名である(充足率66%)。現状では、大学院への入学を希望する学生が必ずしも多くないという事実がある。特に、博士課程後期への進学に関しては、多くの場合、研究・教育職への就職状況が足かせとなっており、学生たちの間にそこまでの強い希望ないし関心が少ないというのが現状である。

なお、入学試験については秋(9月ないし10月初旬)と春(3月初旬)の2回実施している。

**【点検・評価】**

現状では、博士課程前期および後期とも在籍する学生が定員を下回っている。充足率という点からみると、前期および後期のいずれの課程とも十分ではない。

**【改善方策】**

秋と春の2回の入試の応募期間を延長した。また、学位修得(特に、博士号)の国際的・社会的意義を学生や社会に広く理解してもらうとともに、推薦入学や社会人入学の制度の周知等を徹底する。

一般入試については、口頭試問のみの推薦入学制度との比較やまた応募者の将来の希望(研究者・法曹希望か企業実務・職業人希望か)との対応のなかで、受験科目の数等について見直しを検討していきたい。





第 5 章教員組織



**(1) 大学全体****【目標】**

個々の教員の教育研究能力や人間性はもとより、学生の受け入れ状況に応じた教員数、年齢構成のバランスを考慮して、厳正かつ透明性に富む人事手続のもと、適切かつ妥当な教員を配置することが目標である。その際、本学の教育理念である「全人教育」（学園創立者澤柳政太郎の提唱した、自然に親しみ、個性や感性を豊かに発揮する、伸び伸びとした人間を養成することを眼目とした教育理念）にふさわしい、知識・識見・人格すべての面から人選されるべきであることはいまでもない。

**(教員組織)**

**A群 大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性**

**【現状説明、点検・評価、改善方策】**

本学の専任教員は、現在、専ら本学の教育・研究活動を本務として従事している者のみからなる。今後、同条第3項による教員の採用がありえるかどうかについては本学では検討中である。

**(教育研究支援職員)**

**A群 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性**

**A群 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性**

**C群 ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性**

**【現状説明】**

教務部職員のうち10名(専任職員6名、派遣職員4名)が、近年のAV・IT機器使用の授業急増に対応すべく、各学部事務室やメディアネットワークセンターのスタッフと連携しながら、授業が円滑に実施されるよう支援する体制を取っている。特に、AV・IT機器の整った7号館で行われる授業等の支援(機材の準備・使用の補助)のためには、教務部スタッフとして3名の臨時職員が常駐している。

メディアネットワークセンターの3名の職員(専任職員2名、業務委託契約職員1名)が、8号館CALL教室(801、802教室)で行われている外国語授業の支援(CALLシステムの障害対応や利用)にあたっている。また、担当職員と導入業者による新学期前の機器取扱い説明会が教員向けに実施されており、開講後の1、2回目の授業時には、職員が受講学生の機器利用指導のために教室に出向いている。

さらに、メディアネットワークセンターの教育研究支援担当職員(専任職員1名、派遣職員1名)は、パソコンやネットワーク、マルチメディアを利用して教育を行う教員に利用指導などの支援も行っている。具体的には、パソコンやマルチメディア設備設置教室の開講前説明会の実施、随時のマルチメディア機器の操作指導、映像・音響教材作成のための支援、eラーニング教材作成

支援、教室や研究室でのパソコン、ネットワーク障害の復旧などである。

大学図書館はレファレンスカウンターの職員を中心に、教育支援の一端として文献収集・検索のためのガイダンスを定期的実施している。このガイダンスは教員の要望に応じてゼミナールの時間内により詳細かつ具体的に行われることもある。

ティーチングアシスタントは、経済学部および文芸学部の特定の科目、また、全学部に通ずるが、共通教育研究センターの所管する IT 科目(全学共通教育科目のリテラシー科目群に属する)等に配置されている(大学基礎データ表 19-2)。

なお、本学では助手制度を設けていない。実習を伴う授業科目の補助は上記のようにティーチングアシスタントが行っている。

### 【点検・評価】

授業支援の面では、メディアネットワークセンターは主に 8 号館における情報処理機器やマルチメディアを利用する教育の支援を行っているが、各学部、号館で個別の支援体制がとられており、一様ではない。

図書館による文献収集・検索ガイダンスは教育支援サービスとして一定の評価を受けている。このサービスが契機となり、ネットワーク環境や機器の整備、ガイダンス資料の編集・制作の努力がなされている。今後はレファレンスサービスやガイダンスの質的向上、教職員・学生の情報リテラシー能力向上を念頭においた教育研究支援サービスの更なる展開が期待されていると認識している。

ティーチングアシスタントは授業運営を円滑に進めるうえで効果をあげていると評価できる。

### 【改善方策】

メディアネットワークセンターによる教育支援が 8 号館にほぼ限定されているという体制と組織の見直しを行うべきであるか検討する。また、教員の IT を活用した教育研究方法改善への意識の向上を図ること、および専門的な知識を有する支援要員の確保を検討する。

図書館においては、今後はレファレンスサービスやガイダンスの質的向上、教職員・学生の情報リテラシー能力向上を念頭においた教育研究支援サービスの展開が期待されるので、このような要求に対応可能な職員の育成を検討する。

受講生にパソコンを操作させる授業が情報処理科目以外でも増加している現状から、これらの科目でもテクニカルなアシスタントを配置する必要があるので、その安定的な確保を検討する。

**(学校教育法第58条の改正に伴う新たな教員組織の整備)**

B群 新制度への対応についての大学としての考え方

B群 それぞれの職の位置づけ

B群 教育担当(各授業科目における教育担当の状況とその適切性)

B群 任免手続

B群 教学運営への関与(特に助教を中心に、カリキュラム改定や教員人事などへの関与状況)

**【現状説明】**

本学では、2007年(平成19年)4月1日施行の学校教育法第58条の改正に伴い、「成城大学学則」、「成城大学教員任用規則」等の規則を改正し、2007年(平成19年)4月1日より教員の職の変更を実施した。本学の教員の職は従来、「成城大学学則」により教授、助教授、専任講師、助手、副手の5つの職を定めていたが、今回の改正により助教授を准教授に変更し、助手および副手の職を廃止し、新たに助教の職を設け、教授、准教授、講師、助教としたものである。

そもそも成城大学では、教員組織の形態として講座制を採用しておらず、助教授の職務内容についても、教授の職務・研究を助けるという法令どおりの職務内容にはどちらかという合致せず、むしろ准教授の職務である「学生を教授し、その研究を指導し、または研究に従事する」ことを実質的に行っていた。助教については、職名を制度上は設けたが、助教での任用者は現在なく、講師との職務内容の違いについても学内規則では定めていない。

なお、各授業科目における教育担当の状況については、教授、准教授、講師が各学部教授会の判断によりそれぞれの職名に関わりなく担当している。

また、カリキュラム改革や教員人事などへの関与についても、各学部教授会の判断によりそれぞれ教授、准教授、講師の間で差はないが、助教での任用者が出た場合のそれら職務への関与については各学部において未定である。

次に、任免手続については、「成城大学教員任用規則」により、講師および助教を並列とし、講師および助教から准教授、准教授から教授となる3段階の昇進ルールを整備した。

**【点検・評価】**

教員組織を見直すうえでの基本的な考え方である、自ら教育や研究を行うことを主たる職務としている若手教員に相応しい位置づけを行うことは、現状で充足できたと評価できる。

**【改善方策】**

助教および専任講師の職務内容や任免規則について、さらに検討する。



## (2) 経済学部

### 【目標】

平成18年度から実施された新カリキュラムで目指している、「コモンセンスとしての経済学」の素養を身につけた「新時代の経済人」を少人数教育によって養成するために、年齢構成および専門研究分野の点でバランスのとれた教員組織を形成し、維持する。

### (教員組織)

**A群 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性**

### 【現状説明】

本学の理念は、個性の尊重・自学自習の重視・少人数教育の堅持であり、経済学部の理念もこれと軌を一にしている。経済学部草創期に確立したゼミナール必修制度、および徹底した少人数教育に基づく外国語・情報処理教育の実施は、かかる理念を具現させていくうえでの支柱となっている。すなわち、経済学部における教育の目的をより具体的に述べるならば、(1)高度な外国語教育と情報処理教育をベースとしたうえで、2年次より、学生各自がより深く研究したいと望む経済学・経営学上の問題について、ゼミナール担当教授のもとで研究し、その結果を「卒業論文」として提出させること、(2)こうした学問の場を通じて教員・学生間および学生相互間の人間的接触を図り、大学を人間形成の場にする、(3)卒業生のひとりひとりを教員がよく知り、その保証をもって社会に送り出し、教育機関としての大学の使命を十分に果たすこと、である。

このような目的を実現するためには、何よりもまず、教員1人当たりの学生数が少なくなるような教員組織の維持が必要であろう。経済学部の学生対教員比率は52.0人であり、近年若干の上昇がみられるものの、他大学の経済学系学部と比べれば低い値となっている。少人数教育堅持のための継続的努力がなされてきた証左といえよう。しかしながら、本学の他学部の状況をみると、文芸学部は29.9人、法学部は42.7人であり、これら他学部と比べると経済学部の比率は著しく高い状態である。

### 【点検・評価】

設置基準上必要な専任教員数は確保されている(大学基礎データ表19-2)が、本学における経済学部専任教員数の少なさは問題であり、改善が必要である。

現在、経済学科・経営学科の専任教員数はそれぞれ13名、11名であり、基礎教育グループの専任教員数は8名である。ゼミナールや外国語授業における少人数教育の効果をさらに上げるためには、少なくとも経済学科・経営学科はそれぞれ15名、基礎教育グループは10名程度とすることが望ましい。特に経営学科については、ここ数年、専任教員が担当するゼミナールの定員が20名を超過する事態が続いている。



**【改善方策】**

早急に経営学科の補充人事を行う。

**(教員組織)**

**A群 主要な授業科目への専任教員の配置状況**

**A群 教員組織における専任、兼任の比率の適切性**

**【現状説明】**

経済学科の場合、全開設授業科目 229 コマに対する専任教員担当比率は 50.2%となっているが、専門科目においては 68.8%であり、比率が高い。同様に、経営学科の場合も、全開設授業科目 207 コマに対する専任教員担当比率は 53.1%となっているが、専門科目においては 80.3%と高い(大学基礎データ表 3 参照)。

経済学部全体の教員の専任比率は 14.8%であるが、経済学科および経営学科のそれぞれの学科の専門教育担当の専任教員は 13 名および 11 名、また兼任教員は 19 名、13 名であり、一方、基礎教育担当の専任教員は 8 名、兼任教員は 151 名である。このように、専門教育においては、専任教員の比率が高い(大学基礎データ表 19-2)。

**【点検・評価、改善方策】**

専門科目のうち必修科目および選択必修科目については、可能な限り専任教員が担当することが望ましいとのコンセンサスが存在する。これらの科目の専任教員担当比率をみると、経済学科については必修科目 78.4%、選択必修科目 88.9%、経営学科については必修科目 97.0%、選択必修科目 100%となっており(大学基礎データ表 3 参照)、高い比率を維持できているものの、学科間で若干の差が生じている。なお、必修科目のうち「ゼミナール」については、本学が理念とする少人数教育を実践する中心の場と位置づけていることから、両学科とも、在外研究等のやむを得ない事情がある場合を除き、すべて専任教員が担当している。

設置基準上必要な専任教員数は確保されており、専任、兼任の比率は適切といえるが、経済学科において、必修科目を中心とする専門科目を担当する専任教員の比率をさらに高めることを、今後の改善点とする。

**(教員組織)**

**A群 教員組織の年齢構成の適切性**

**【現状説明】**

経済学部における専任教員の年齢構成は、【表 5-1】のとおりである。(職位別年齢構成については、大学基礎データ表 21 を参照。なおこれは共通教育研究センター専担教員 3 名を含む。)

表 5-1 経済学部教員の年齢構成

年齢	66歳～ 70歳	61歳～ 65歳	56歳～ 60歳	51歳～ 55歳	46歳～ 50歳	41歳～ 45歳	36歳～ 40歳	31歳～ 35歳	26歳～ 30歳
人数	3	3	8	5	4	5	3	1	0
構成比	9.4%	9.4%	25.0%	15.6%	12.5%	15.6%	9.4%	3.1%	0.0%

**【点検・評価】**

年齢構成に極端なアンバランスはないといえるが、56歳～60歳の比率が高く、30代が不足しており、若干の偏りがみられる。年齢構成のバランスを考慮した補充人事によって歪みを是正していく必要があるだろう。特に、近い将来において大学・学部運営の中心的な役割を担う30代後半教員が欠落していることは深刻である。今後、この年齢層の事務負担がさらに過重になってくる恐れがあり、人材の補強は緊急性を有する。また、30代以下の若手教員の積極的な採用も課題であるが、その場合、優れた研究業績を有し、かつ、本学の特色ある教育理念を十分理解し、中長期的にこれを実践していくことが可能な人材をいかに確保するかが重要な点となるだろう。

**【改善方策】**

補充人事に際しては教員の年齢構成のバランスに配慮する。

**(教員組織)**

**B群 教育課程編成の目的を具体的実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性**

**【現状説明】**

経済学部では、教育課程の編成およびその効果的な運用の確保のため、経済学科・経営学科・基礎教育グループそれぞれについて教員組織を設け、教授会における審議の予備的協議などが行われている。特に、教育課程の編成とその効果的な運用確保のための個別具体的な案件については、各学科・基礎教育グループごとに開催される会議において詳細に議論される。各会議には、それぞれの組織の主任が参加し、相互の連絡調整に努めている。

また、各学科内部においては、教員の専門領域に基づき、さらに4つの部門が形成されている(経済学科については「理論・統計」「応用経済」「経済史」「社会政策」、経営学科については「経営」「商学」「会計」「情報」)。教育課程の編成および運用の評価に際しては、これら各部門に所属する教員の間でも密接な連携がなされている。

**【点検・評価】**

2006年(平成18年)度より実施されている新教育課程の編成時においては、上述したような教員間の連携が学科内部で円滑に行われた。その結果、新教育課程は各学科の特色が色濃く反映されたものとなっている。反面、学部全体としての教育課程の整合性をどのように図っていくべきかについて、新たな課題が浮上している。会議への相互参加を促進するなど、各学科・基礎教育

グループを横断する連絡調整についてはなおいっそうの工夫と改善の余地がある。

また、兼任教員との相互交流を活性化させることも課題である。経済学部では全開設授業科目のほぼ半数を兼任教員が担当しており、教育課程編成およびその効果的運用の確保のためには、専任・兼任間で密接な連絡調整を行うことが不可欠である。学部としては、相互交流を目的として、兼任教員を招いての懇親会を毎年開催しているが、近年、出席率に若干の低下がみられる。

さらに、兼任教員への依存率が高い1、2年次の基礎科目については、非公式な形ではあるが、専任教員を含めた日常的な意見交換を頻繁に行っている。

### 【改善方策】

学科間の緊密な連絡調整のため、会議への相互参加等を検討する。また、兼任教員を招いての懇親会については、多数の出席を促すため、開催日時・場所等に配慮する。

#### (教育研究支援職員)

- A群 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- A群 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
- C群 ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

(本項目に関しては、大学全体の(教育研究支援職員)の項も参照)

### 【現状説明】

実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等に対するティーチングアシスタントの配置については、かねてより制度化の必要性が認識されていたところである。とりわけ、1年次生の必修科目に対しては、単に少人数クラスを実現するだけでなく、よりきめ細かな教育サポートを行う必要があるとの認識から、早期のティーチングアシスタント配置が望まれていた。その結果、経済学科1年次必修科目「経済と社会」および経営学科1年次必修科目の「ビジネス概論」「基礎簿記」という限られた科目ではあるが、2006年(平成18年)度よりティーチングアシスタントの制度化が実現している。現在5名がその任にあたっている(大学基礎データ表19-2)。

ティーチングアシスタントは経済学研究科の博士課程前期ないし博士課程後期に在籍する大学院の学生が担当しており、主たる業務は、出席確認、パソコン等の機器操作、問題演習時の教育サポート等である。現在のところ、担当教員との連携はスムーズに行われている。また、学生に対する個別的指導の充実、出席率の向上など、一定の教育効果をあげている。

教員と経済学部配置されている職員との間の連携・協力関係については、総じてスムーズに行われている。この職員による教員サポートとしては、使用教材複写や課題提出の受付などがある。

### 【点検・評価】

ティーチングアシスタント配置の対象とする科目については、これを拡大していく方向で検討

がなされている。特に、経済学科「データ解析入門」ならびに経営学科「データ分析」等の1年次情報処理関連科目の担当教員からは、早期にティーチングアシスタントを配置してほしいとの要請がある。これらの科目は開講コマ数が多く、また、煩瑣な機材操作を伴うため、ティーチングアシスタントとして適切な人材をいかに確保していくかが課題となっている。外国語科目については、ティーチングアシスタント配置の必要性は他の科目と比較すれば低いといえるが、CALL教室使用時における機材操作等について、サポート要員としてのティーチングアシスタントがいる方が望ましいとの意見はある。

教育研究支援職員については、経済学部常勤の正職員が2名～3名と少なく、臨時職員を採用することによって膨大な事務作業に対応しているため、文書の電子化などを通じた効率的な事務運営システムの導入が課題である。

### 【改善方策】

情報処理関連科目および外国語科目については、メディアネットワークセンターとの連携も念頭におきながら、ティーチングアシスタント配置のあり方を検討していく。また、効率的な事務運営システムの導入へ向け、教員および職員が一体的に取り組んでいく。

#### (教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続)

A群 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

B群 教員選考基準と手続の明確化

B群 教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

### 【現状説明】

経済学部の教員の募集と任用・昇格に関する規程およびその運用状況は以下のとおりである。

#### 1) 教員の募集

教員の募集は、基本的に、公募による教員募集と学部専任教員からの推薦による教員募集とを併用しているが、ここ数年は、公募による採用が中心である。

公募による募集では、専門能力、人格、熱意を具えた人材の確保を図るため、広く人材を求める努力をしている。採用対象となる科目に関わる関係大学および学部、大学院を有する全国の大学研究機関に公募要綱を送付するとともに、科学技術振興機構研究者人材データベースのホームページや本学のホームページに掲載している。また、公募では、専任教員4名からなる審査委員会を組織し、公募要件に基づき提出書類・論文などを審査し、必要に応じて面接も行ったうえで候補者を1名に絞り、教授会に推薦する。教授会の審議により、出席者の2/3以上の多数決により決定する。

#### 2) 教員の任用・昇格

教員の任用・昇格については、「成城大学教員任用規則」によっている。

任用後の昇格については、年数の基準(教授昇格の場合は准教授7年以上、准教授昇格の場合は講師3年以上)を満たした者について本人の自己申告により業績等について厳格な昇格審査を行い、教授会出席者の2/3以上の多数決により決定する。

**【点検・評価、改善方策】**

教員の選考・任免・昇格の基準・手続・運用はともにきわめて明確・適切であり、特に改善すべき点はない。

**(教育研究活動の評価)**

B群 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

B群 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

**【現状説明】**

経済学部における教員の教育研究活動の評価は、実質的に、講師から准教授、さらに教授への昇格審査の際になされる。上記「成城大学教員任用規則」に則り、准教授昇格の場合は講師3年以上の教育実績と、著書または学術論文3点以上、教授昇格の場合は准教授7年以上の教育実績と、著書または学術論文5点以上が要件であり、審査委員会によって厳正に審査されている。教員の研究活動の定期的な評価としては、学部教員の大多数が参加する大学の「特別研究助成」申請の際に審査委員会によって行われる、各研究参加者の研究業績審査がそれにあたる。

**【点検・評価、改善方策】**

教員の選考にあたっては、研究者としての能力とともに、選考の最終段階の面接にあたって模擬講義を課すなど、教育者としての能力・実績をも含めて、本学部の学生を教育するに相応しい人物かどうかを厳正に審査しており、教員選考に関する教育研究能力・実績への配慮は適切に払われており、特に改善すべき点はない。

## (3) 文芸学部

## 【目標】

成城大学全体についていえることであるが、特に文芸学部では少人数教育をモットーとし、各分野において教員一人当たりが指導する学生数を低く抑える教員数が確保されることを目標としている。

## (教員組織)

A群 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

A群 主要な授業科目への専任教員の配置状況

A群 教員組織における専任、兼任の比率の適切性

A群 教員組織の年齢構成の適切性

B群 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

## 【現状説明、点検・評価】

本学部の専任教員数は2007年(平成19年)5月1日現在で57名であり、学科別に配置された教員52名と、学科に所属しない教員5名(うち3名は共通教育研究センター専任)で構成されている。その内訳は以下のとおりである。

表 5-2 各学科の専任教員数 (単位 人数)

所属学科	教授	准教授	講師	計
国文学科	6	1		7
英文学科	6	4	1	11
芸術学科	7		1	8
文化史学科	6	1		7
マスコミュニケーション学科	5	1	1	7
ヨーロッパ文化学科	10	1	1	12
学科所属なし	1	4		5

専任教員1人当たりの在籍学生数は、学部全体で30.8人であり、学科所属の専任教員一人当たりが指導する「卒業論文」提出学生数は、平均10名以下となる。

専任が担当する科目の比率(専兼比率)は、共通科目の内必修科目については71.4%であり、各学科の専門科目の内必修科目については最も低い学科でも73.3%で、100%が2学科、80%台後半以上が3学科である(大学基礎データ表3)。このように主要科目における専任の関与が極めて高い。

教員組織における専任比率は21.9%(専任57名、兼任203名)であるが、兼任教員の多く(155名)は、基礎教育の担当者である(大学基礎データ表19-2)。

本学部の専任教員の年齢構成は【表 5-3】が示すところである（2007年(平成19年)5月1日現在）。

表 5-3 教員組織の年齢構成

年齢	66歳 ～70 歳	61歳 ～65 歳	56歳 ～60 歳	51歳 ～55 歳	46歳 ～50 歳	41歳 ～45 歳	36歳 ～40 歳	31歳 ～35 歳	26歳 ～30 歳
人数	10	8	8	11	9	8	3	0	0
構成比	17.5%	14.0%	14.0%	19.3%	15.8%	14.0%	5.3%	0.0%	0.0%

教員の定年は65歳、大学院担当者に限り70歳である。したがって71歳以上の教員は在籍していない。前掲の『文芸学部自己点検・自己評価委員会報告 成城大学文芸学部の現状と課題』に報告されている数字に基づいて計算すると、1996年(平成8年)2月1日現在の教員の年齢構成は、60歳～70歳が45.3%、50歳～59歳が18.8%、40歳～49歳が18.8%、30歳～39歳が17.2%、25歳～29歳が0%であった。年齢の区切りが違うため、機械的な比較は出来ないが、60歳代の教員の比率の高さは大幅に改善されたものの、若手・中堅研究者については比率が逆に減少していることがみてとれる。

教育課程編成にあたっては、学部共通科目のみならず、各学科の専門科目に関しても、各学科からの代表者と共通教育科目担当者、教職・学芸員課程担当者の代表者から構成される学部教務委員会での議論を行い、その議論を踏まえてさらに学部教授会での審議が行われる。なお、各学科の専門科目に関しては、学部教務委員会での議論に先立って各学科会議での議論が行われる。このように教育課程編成について、各学科および学部教務委員会での議論の結果は学部教授会の審議・承認事項であるため、教育研究に係る責任の所在は学部長にある。

学科ごとの教員数は大学設置基準を満たしている（大学基礎データ表 19-2）。大学全体の理念である少人数教育を行い、また文芸学部の理念である教養主義の重視のもとに、専門知識をより幅広い視野のもとに活用できるように個々の学生に指導するに十分な数字である。

教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類および分野に応じて必要な教員をおいているかどうかについては、文芸学部人事委員会が学部全体のバランス、大学院も視野に入れた学位授与への参与資格、専門領域、学生のニーズ等に鑑みて、各学科が提出する新任人事案件を審査し、移籍もしくは定年退職等によって生じた空席を単に後任という形で満たすことがないよう学部長に提言している。

教育上主要と認める授業科目(演習、一般講義、ゼミナール等)については原則として専任の教授または准教授が担当している。57名の専任教員の圧倒的多数が教授および准教授であり、専任の講師が4名であることからこの原則を守りやすい状況がある。ただし専門領域によっては専任教員のうち講師しかいない分野もあり、教育上主要な科目でも講師が担当することがある。共通科目においても、必修科目で高い数字を示している。ただし選択必修科目および全開設授業科目では専任教員の割合は低いが、これは学部共通科目が著しい数にのぼり、兼任教員に頼らざるをえないという状況に起因している。

専任教員1人当たりの在籍学生数は「卒業論文」を必修とする人文・社会系の学部として適正な数であり、主要な授業科目に関しても十分に高い比率で専任教員が配置されている。

教員組織における専任、兼任の比率に関しては、基礎教育において専任の比率が低い、科目の性質上やむをえない面がある。専門教育においては、妥当な専任比率であるといえる。

年齢構成は、【表 5-3】が示すとおり、やや高齢化の傾向がみられること、26歳～40歳の若手・中堅研究者が少ないことがいささか問題であるが、文芸学部が人文・社会系の学部であり、一般的にいて研究者としての業績を上げるのに理科系の諸学問よりも時間の掛かる傾向の強い人文科学を専門とする教員が多数を占めることを考えると、こうした事態にはやむを得ない側面もある。

教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況は妥当であり、特に問題はない。

### 【改善方策】

現在の教員の総数が学部全体で57名と、計算の元となる母数自体が小さく、少数の教員の退職と新規採用で年齢構成が大きく変化する可能性があること、また個々の専門分野についての配慮が必要であること、大学院を兼担することを想定した採用人事の場合には一定以上の教育研究実績を有する人材が必要とされること等々に鑑みると、若手・中堅の教員の比率を一律の採用基準を設けて高めようとするには慎重であらざるを得ないが、今後は、教員の採用にあたって若手・中堅の研究者を積極的に採用していく可能性を学部全体で常に考慮していく。

#### (教育研究支援職員)

- A群 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- A群 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
- C群 ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

(本項目に関しては、大学全体の(教育研究支援職員)の項も参照)

### 【現状説明、点検・評価、改善方策】

文芸学部ではティーチングアシスタントが制度化されており、授業を担当する教員の指導のもとに、ティーチングアシスタントとして採用された大学院の学生(または大学院修了者)が授業の補助や学生への助言、レポートの添削の補助等々を行っている。現在24名がその任にあたっている(大学基礎データ表 19-2)。ティーチングアシスタントの配置は、1年次生の必修科目である「WRD」(文献・資料の探し方と読み方、発表の仕方、議論の仕方、レポートの書き方等々の大学における勉強の基本的な方法論を学ぶ授業)を中心に、各学科の実習、基礎演習等の基本的な科目に対して重点的に行われている。ただし、「WRD」は2007年(平成19年)度から全学的に展開されることになり、その管理運営は共通教育研究センターに移行したため、2008年(平成20年)度からは文芸学部のティーチングアシスタント枠は21名となる。ティーチングアシスタントの採用は、



ティーチングアシスタントとなることを希望して登録した者の中から担当教員が担当科目の性格と登録者の専門分野を考慮して選考・指名するシステムであり、特定の大学院の学生にのみティーチングアシスタントの仕事が集中しないように配慮されている。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係は適切に行われている。ティーチングアシスタントに関しては、教職課程における教育実習に類似した制度であり、授業における単なる補佐ではなく、大学院の学生のために教育体験の場を提供するのが目的である。この目的は現在のところ十分に果たされており、ほかの方策は検討されていない。

#### (教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続)

A群 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

B群 教員選考基準と手続の明確化

B群 教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

#### 【現状説明】

教員の任用と昇格については「成城大学教員任用規則」に基準が定められている。

文芸学部における教員の任用に関しては、「教員採用人事手続」(2001年(平成13年)3月12日教授会決定)に従って、独立性の強い人事委員会の監査のもとに、厳正な手続が行われている。各人事案件はその都度結成される審査委員会(通常1名の主査、2名の副査からなり、内1名は当該学科以外の教員)による業績等の審査を経たうえで、教授会構成員による投票で学部決定される。

各学科は、採用人事にあたっては、候補の選定に関して、専門分野の特性に鑑みつつ、複数の候補者の教育研究活動の業績を慎重に比較検討し、どの候補が教員として採用するにより相応しいかを判断する。審査委員会は審査結果の報告を行い、その後審査資料が教授会構成員の閲覧に供され、審査報告後最初の教授会において、採用の可否が投票によって決定される。投票は、有権者の2/3以上の出席によって成立し、可とする票が有権者の過半数にしてかつ有効投票の2/3以上を占めた場合に採用が決定する。

2002年(平成14年)度から2006年(平成18年)度の過去5年間の新規採用人事11件の内、公募によるものは5件であった。11件の内短期大学部からの移籍(ただし、採用に関する基準と手続は他の新規採用と同一)が3件あったこと、人文・社会科学の場合には、専門分野の特殊性等の事情から、必ずしも公募には適さない採用人事もありうることを考慮すると、公募制の導入は進んでいるといつてよい。なお、公募の告知は、大学ホームページとJREC-IN(科学技術振興機構研究者人材データベース)に全て掲載される。公募制の運用は、学部人事委員会、各学科会議(共通教育担当者の場合は学部教務委員会)、審査委員会、学部教授会の議論あるいは審議のもとに適切に行われている。

文芸学部における教員の昇格に関しては、「教員昇任人事手続」(2001年(平成13年)4月19日教授会決定、2002年(平成14年)11月21日改正)に従って手続が行われる。各学科の主任は、「成城大学教員任用規則」に定める昇任の条件を満たしたと判断できる教員を学科の議を経て、昇任候補として学部長に推薦し、学部長は、人事委員会に昇任人事の開始についての審議を委嘱する。

人事委員会による審議を経て、教授会において昇任人事の開始が発議され、承認されたのち、主査1名、副査2名(内1名は当該学科以外の教員)からなる審査委員会が結成される。審査委員会による審査ののち、その結果が教授会で報告され、その後審査資料が教授会構成員の閲覧に供され、審査報告後最初の教授会において、昇格の可否が投票によって決定される。投票は、有権者の2/3以上の出席によって成立し、可とする票が有権者の過半数にしてかつ有効投票の2/3以上を占めた場合に昇任が決定する。

### 【点検・評価、改善方策】

以上のように、文芸学部における教員の任用と昇格に関する基準および手続きは、明文化された規則のもとに適切に行われている。

複数の候補者からどのような基準で最終的な候補を選定するかに関しては、文芸学部には、独自の明確な選考基準は存在しないが、これは、人文・社会科学の分野においては、理科系の諸学問分野で定着しているような、論文の被引用数や論文が掲載された学術雑誌のインパクトファクター等の明確な数値化された尺度が存在せず、選考にあたって教育研究活動をどのように評価・比較するかの一律の基準を設定することが極めて難しいためである。このような理由から人事委員会に強い権限が与えられ、選考過程および選考結果について、学科によって選定された候補を人事委員会が不適格であると判定することも場合によってはありうる。権限の強い人事委員会の存在により、候補の恣意的な選定を排除する手続きが明確化されている。よって人事に関するその他の方策は現在のところ考えられていない。

#### (教育研究活動の評価)

B群 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

B群 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

### 【現状説明】

教員の教育研究活動に関しては、4～5年に1回刊行される『成城大学文芸学部業績調査表一覧』において業績が公開される。これは、研究業績のみならず、担当授業科目や授業以外の教育・啓蒙業績をも含むものである。

教員の選考に際しては、各学科会議(または学部教務委員会)、人事委員会、審査委員会、教授会のそれぞれの議論または審議において、教育研究能力・実績が、先にあげた「成城大学教員任用規則」に定められた一定の基準を満たすかが検討され、さらに教育研究能力・実績についてのより詳細な検討が行われる。

### 【点検・評価、改善方策】

教員の教育研究活動について、学部として統一的に評価する方法は存在しないが、昇任人事において審査の対象とされることが、事実上の評価としてある程度機能している。教員選考に関しては、如上の人事手続に基づいた厳密な評定を行う以上、教育研究能力・実績への配慮は適切に払われており、現在のところほかに方策を講じる予定はない。



#### (4) 法学部

##### 【目標】

2007年(平成19年)度から実施した新カリキュラムの基本方針、「基本の重視」、「学生の自主性の尊重」、「少人数教育主義」を貫徹するために相応しい教員組織の整備をはかる。具体的には、専任教員の補充を急ぎ、主要専門科目へ重点配備する。

##### (教員組織)

A群 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

A群 主要な授業科目への専任教員の配置状況

A群 教員組織における専任、兼任の比率の適切性

A群 教員組織の年齢構成の適切性

B群 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

##### 【現状説明】

###### ① 理念・目的、教育課程の種類・性格、学生数との関係における適切性

法学部は、2007年(平成19年)4月から新カリキュラムを実施した。新カリキュラムの教育理念・目的は、「確かな基礎に立って法的思考(リーガル・マインド)をなしうる人材」、「深い理解力、確かな判断力、豊かな想像力をもつ人材」を育成することである。この目的を達成するために、新カリキュラムは、「基本の重視」「学生の自主性の尊重」「少人数教育主義」という3つの基本方針に基づいて編成され、「基礎から応用への段階的学習」「進路別コース制の導入」「外国語など基礎部門の重視」「学習支援の充実」を特色とする。

このような教育の理念・目的を達成するために必要な専任教員組織は、現在、専門科目担当教員20名、外国語担当教員6名、合計26名であり、設置基準(大学基礎データ表19)は満たしているが、もう数名の補充が必要であり、新任人事を急いでいる。

本学部の学生収容定員は880名であるが、在籍学生数は現在約1,100名であるから、教員1人当たりの学生数は約43名である。

###### ② 主要な授業科目への専任教員の配置状況

専任教員は現在26名であり、そのうち20名が専門科目を担当している。専門科目の配分と担当者数は以下のとおりである。「憲法」3名、「行政法」2名、「民法」4名、「商法」2名、「刑法」2名、「民事訴訟法」1名、「労働法」1名、「法哲学」1名、「国際法」1名、「国際私法」1名、「国際政治史」1名、「行政学」1名。実定法科目担当の専任教員は多いが、基礎科目担当の専任教員は少ない。

また、専任の外国語担当教員は6名で、内訳は「英語」2名、「独語」2名、「仏語」2名。教養科目担当教員は0名であるが、必修科目以外の英語、独語、仏語、中国語、韓国語、スペイン語と、教養科目、コンピュータ・リテラシー科目、キャリア形成科目、読み書き話す能力を養成する

「WRD」、体育実技科目、教職関連科目は、全学共通教育研究センターによる全学共通教育として行われている。

### ③ 教員組織における専任、兼任の比率の適切性

本学部の専任教員は26名で、他大学所属の兼任教員は151名である。専任以外の教員に担当を依頼している専門科目は基礎法分野に多いが、「憲法」、「民法」、「刑法」の必修科目も、少人数教育を徹底する目的で2クラス制をとっているために兼任教員を必要としているし、専任教員の専門外の分野に関しては兼任教員に依頼せざるをえない状況にある。また、外国語科目については、英、独、仏語に外国人兼任教員を2～3名ずつ委嘱している。

### ④ 教員組織の年齢構成の適切性

2007年(平成19年)度における専任教員の年齢構成は、「大学基礎データ」の表21記載のように60代5名、50代7名、40代8名、30代6名であり、40代、50代がやや多い。

### ⑤ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

教育課程の編成は、教授会が主体的に行っている。年度ごとのカリキュラムの編成、科目担当教員の決定は、学部教務委員と各分野の代表によって構成されるカリキュラム会議で検討し、教授会で審議・決定する。カリキュラムの改定は、教務委員を中心とするカリキュラム検討委員会で原案を作成し、多くの教員が参加するカリキュラム検討委員会で審議したうえで、教授会で決定する。各分野の教員同士の連絡調整は密である。

## 【点検・評価、改善方策】

法学部の専任教員数は、新カリキュラムを充実していくためにも、補充が必要であり、現在、人事計画委員会でのどの分野の教員を補充するかについて検討したうえで、特に憲、民、刑法担当専任教員の補充に努めている。また教育研究の能力の高い若い世代の採用が必要である。

本学部の教員組織は、法学部としては、法律学科一学科であり、その規模は比較的に小さいこともあって、教員間のまとまりがよく、きわめて民主的に学部の運営がなされている。しかし、伝統的な組織と教育課程・方法に依存してきたために、必要な改革に立ち遅れもみられる。常に組織の見直しが必要である。

### (教育研究支援職員)

- A群 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- B群 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
- C群 ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

(本項目に関しては、大学全体の(教育研究支援職員)の項も参照)

## 【現状説明、点検・評価、改善方策】

法学部は、実験・実習を伴う教育を行っていないので、教員を補助する人的支援体制はあまり必要でない。本学部資料室の職員と臨時職員の大学院の学生に、学生の資料検索と学修補助の協

力を受けている。

また、外国語科目とコンピュータ・リテラシー科目については、マルチメディアセンターと全学共通教育研究センターの教員と職員が協力して、両科目の教育活動が効率よく行われるよう連携体制を整備しつつあり、問題はない。

#### (教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続)

A群 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

B群 教員選考基準と手続の明確化

B群 教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

#### 【現状説明】

法学部における教員の募集は、学部長による法学部人事計画委員会に対する諮問によって開始される。各専門領域からの代表12名で構成される人事計画委員会のもとで具体的に人選を行うための選考委員会(委員3名)が設置され、選考委員会が広く人材を求め、候補者の選定、絞込みを行う。人事開始の過程において教授会の承認があれば、特定の候補者について審査委員会(主査1名、副査2名)が設置され、この審査報告に基づいて教授会において当該人事について審議し、任用の可否について投票が行われる。法学部における教員の選考は、「成城大学教員任用規則」に基づいて行われる。選考基準はそれぞれ、専任講師は、博士の学位をもつかまたは大学卒業後6年以上の研究歴があるもので、その発表した学術論文によって研究上優秀な成績をあげたと認められる者、准教授は、3年以上大学専任講師の経歴があり、かつその講師在任中に発表した3編以上の著書または学術論文によって、研究上優秀な業績をあげたと認められる者、教授は、7年以上大学助教授ないし准教授の経歴があり、かつその助教授ないし准教授在任中に発表した5編以上の著書または学術論文によって、研究上著しい業績をあげたと認められる者である。具体的な選考は「法学部教員の任用手続に関する規程」および「法学部教員の任用に関する了解事項」に基づいて行われる。教授会による候補者資格審査のための審査委員(主査、副査)の委嘱、審査委員による2週間以内の教授会への審査報告義務、教授会における出席者の過半数の同意による候補者任用の可否の票決等である。

教員の昇任に関しては、年限、業績の形式的要件が整った場合に、学部長の発議により手続が開始される。昇任人事における基準は、専任講師から准教授への昇格においては3年以上の在任と著書論文3点以上の研究、教育上の業績があること、准教授から教授への昇格においては7年以上の在任と著書論文5点以上の研究、教育上の業績があること、となっている。教授会の承認を経て審査委員会(主査1名、副査2名)が構成され、その審査報告に基づいて教授会において審議、投票が行われる。

#### 【点検・評価】

法学部における教員の募集、昇格に関する基準・手続は、明確に定められ、透明性を確保し、専任教員の地位の保障にも十分配慮したものとなっている。形式的には、いわゆる「公募制」を採用していないものの、採用人事にあたっては、自薦・他薦を含め多数の候補者のなかから選考を

行う手続きを原則としているため、実質的には「公募制」に近い手続きとなっている。

### 【改善方策】

法学部における教員の募集、昇格に関する基準・手続は、適正なものであり改善すべき点は特にない。

ただし、学内的には、実質的に「公募制」に近い公平な採用手続きをとっていても、対外的には、その手続きがみえにくいとの誤解を生みかねないことから、また、より広く人材を発掘していくためにも、必要ならば今後「公募制」を明確に導入することも検討する。

### (教育研究活動の評価)

B群 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

B群 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

### 【現状説明】

教員の研究活動は、専任講師から准教授さらに教授への昇格の過程で評価される。准教授への昇格には著書または学術論文3点以上、教授への昇格には著書または学術論文5点以上が要件であるが、その他の業績とともに、いずれの場合も審査委員によって厳正に審査されている。定期的には、毎年、大多数の教員が参加する大学の特別研究助成申請の際の申請書、報告書等の審査の際に、最近の研究活動について厳しい評価が行われる。申請研究テーマに関する業績の内容によっては、特別研究助成金が減額されたり、支給停止・期間延長停止になったりする場合がある。その他、不定期的であるが、研究活動報告書の作成、海外研修報告書および報告会、スタッフセミナーの開催、紀要・研究叢書の刊行等の機会に、研究活動について教員の相互評価が行われているといえよう。

### 【点検・評価】

教員の選考に関しては、候補者に研究業績書とならんで教育業績書の提出または教育活動上の特記事項の記載を求めている。各人の担当する教科に関して、どのような教育的配慮、工夫、教材作成と活用状況がなされているかを述べてもらうものである。あわせて面接の際に研究活動とならんで教育活動面についてもヒアリングを行っている。

### 【改善方策】

各教員の選考については、現時点でも十分に公正かつ厳正なものとなっている。こうした伝統を守るためにも、今後とも審査基準について議論する風土を守っていくこととする。

## (5) 社会イノベーション学部

### 【目標】

社会イノベーション学部の教育、特にイノベーション教育研究に相応しい教員組織の組成のため、年齢構成と専門研究分野の点でバランスのとれた配置とその維持を行い、少人数教育の実現に努める。なお、新設学部であるため現状は文部科学省の設置基準対応を重視した配置になっている。

### (教員組織)

**A群 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性**

### 【現状説明】

本学の理念は、個性の尊重・自学自習の重視・少人数教育の堅持であり、社会イノベーション学部の理念もこれに準拠し、徹底した少人数教育(特に英語と情報教育)とその具体化であるゼミナール必修制度などがその根幹である。特に、問題志向型の教育を行うことを本学部の理念としており、その位置づけから6つの基本コンセプトを掲げ、①多様な学問領域を横断・総合する政策系の未来志向性、②学部教育の中核領域としての「イノベーション」、③2つの視点からの教育、④問題解決能力の修得を目指し、体験を重視した教育、⑤徹底した「使える英語」のための教育、⑥開かれた学部、としているところである。その目的は、現代社会の基本的課題であるイノベーションを学生が多角的に体得することを可能にすることである。

このような目的を実現するためには、少人数教育および問題解決能力を習得させることを可能にするための教員組織、すなわち、具体的には教員1人当たりの学生数が少なくなるような教員組織の組成を行った。社会イノベーション学部の学生対教員比率は31.3人であり、本学の文芸学部並みの少人数教育を実現している。特に、ゼミナールは平均12名で、本学の他学部に比しても少ない水準である。

### 【点検・評価】

設置基準上必要な専任教員数は確保されており(大学基礎データ表19-2)、少人数教育とその実効性を高める教員組織になっている。イノベーションの専門家を他機関から招聘する必要性があり、赴任時期が完成年度になる教員が2名あり、体制整備に若干の課題を残した。

現在、政策イノベーション学科・心理社会学科の専任教員数はそれぞれ10名(完成年度には12名に)、12名であり、基礎教育グループの専任教員数は6名である。

### 【改善方策】

新設学部であるので、教員組織に問題はない。ただし、中期的にはベテラン教員の適切な補充を計画的に実施することが必要で、その計画を整備する。



**(教員組織)**

A群 主要な授業科目への専任教員の配置状況

A群 教員組織における専任、兼任の比率の適切性

**【現状説明】**

社会イノベーション学部の専任教員比率は22.4%（大学基礎データ表19-2）であるが、兼任教員のほとんどは基礎教育に配置されており、97名中88名が該当する。特に英語教育におけるコマ数が多い。政策イノベーション学科では兼任教員は6名、心理社会学科では3名である。専門科目については、ほとんどが専任教員によって担当されている。

**【点検・評価】**

設置基準上必要な専任教員数は確保されており、専任、兼任の比率は適切である。専門教育に関しては問題ないが、基礎教育では兼任比率が高いが、科目の性格上止むを得ない。完成年度以降、全学共通教育科目の活用等により基礎教育での兼任教員比率の低下が検討課題になる。

**【改善方策】**

基礎教育における兼任教員比率の改善にっそうの検討を図る。完成年度以降、共通教育研究センターの活用を図る。

**(教員組織)**

A群 教員組織の年齢構成の適切性

B群 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

**【現状説明】**

本学部における専任教員の年齢構成は、【表5-4】のとおりである。（職位別年齢構成については、大学基礎データ表21を参照。）

表5-4 社会イノベーション学部教員の年齢構成

年齢	66歳～ 70歳	61歳～ 65歳	56歳～ 60歳	51歳～ 55歳	46歳～ 50歳	41歳～ 45歳	36歳～ 40歳	31歳～ 35歳	26歳～ 30歳
人数	0	6	6	4	3	6	3	0	0
構成比	0.0%	21.4%	21.4%	14.3%	10.7%	21.4%	10.7%	0.0%	0.0%

教員間の連絡調整は、教務関連事項は学部教務委員会、入学者選抜関連は学部入学委員会、学部の人事案件、研修関連などは学部委員会、施設・予算関係は管理委員会、図書関係は学部図書委員会、研究紀要等は会誌委員会などの各種委員会により、連絡調整を図っているほか、日常的な教務関連事項は主任会で対応している。ただし、教育課程に関しては新設学部であるため設置計

画とおりの遂行となっており、現状は完成年度以降の議論を開始したところである。

### 【点検・評価】

年齢構成は、60歳代21%、50歳代35%、40歳代32%、30歳代11%でおおむね適切である。極端なアンバランスはないといえるが、50歳～60歳の比率が56%と高く、35歳以下の教員がゼロで、若干の偏りがみられる。新設学部で、イノベーション分野の専門家を整備する必要があったためと完成年度に合わせた研究科設置を意図した結果であるが、60歳代前半の補充人事などにあたって適切な年齢構成のバランスを考慮する必要がある。

教育課程の実現のための教員間の連絡体制は、主任会、学部教務委員会などの機能により円滑に行われている。

### 【改善方策】

新設学部のため当面は設置計画とおりであり、改善方策はないが、中期的には補充人事に際して適切な年齢構成のバランスに配慮するなど計画的な整備に努める。完成年度の移行の体制として、各学科の教員組織を整備していく。

#### （教育研究支援職員）

- A群 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- A群 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
- C群 ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

（本項目に関しては、大学全体の（教育研究支援職員）の項も参照）

### 【現状説明】

実験・実習を伴う教育、情報処理関連教育等に対しては、学部開設当初からテクニカルアシスタントを配置している。学部では、講義科目に対する補助体制をティーチングアシスタントと呼称し、情報処理教育関連科目（「情報リテラシー」と「データ分析」）と心理実験科目（「心理実験法」）ではテクニカルアシスタントと呼称して、適切な人員配置を行っている。

特に、情報処理教育では、共通のテキストを用意し、テクニカルアシスタントにも周知して、教育の効果の実をあげるべく体制整備している。現状では適切な補助体制となっている。

### 【点検・評価】

ティーチングアシスタントの活用を積極的に行っているが、情報処理教育関連科目は開講コマ数が多いため、すべての授業にティーチングアシスタントを配置できていない。これは、基本的には大学院の学生としているティーチングアシスタントの適格者が、本学部を基礎とする研究科が未設置のため、不足しているためである。このため、本学の他研究科大学院の学生の活用を図っているほか、学部生の活用も図っているが、2007年（平成19年）度には3年次生までしか存在

せず、学生の履修の関係から適格者も見出しにくい環境にある。

### 【改善方策】

学年進行により、ティーチングアシスタントの適格者が増大するので、その活用を図る。完成年度以降早急に研究科を設置し、人的体制を整備する。

#### (教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続)

- A群 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性
- B群 教員選考基準と手続の明確化
- B群 教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

### 【現状説明】

新設学部であるので、教員の募集・任免は当面行わない。教員の昇格は大学全体の「成城大学教員任用規則」に照らして適格者を文部科学省の教員審査に適宜付することで実施している。

### 【点検・評価・改善方策】

新設学部のため当面の点検評価には馴染まないが、完成年度以降は教員の選考基準と手続きの明確化を行い、数年後に発生する補充人事に対応する必要がある。

#### (教育研究活動の評価)

- B群 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性
- B群 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

### 【現状説明】

本学部における教員の教育研究活動の評価は、「成城大学教員任用規則」に則り、准教授昇格の場合は助教3年以上の教育実績と、著書または学術論文3点以上、教授昇格の場合は准教授7年以上の教育実績と、著書または学術論文5点以上が要件であり、これに準拠して運用されている。実際には文部科学省の教員審査をうけることがその運用である。

学部のFD委員会では、教員の教育、研究、学部運営、学会活動、社会活動などを総合的に評価する手法を検討中である。

### 【点検・評価・改善方策】

教員の採用・昇格などにつき、学部としての自立性が確保されれば、全学の「成城大学教員任用規則」のほか、独自の選考基準を整備する。さらに、現在検討中の教員評価についての成果が得られれば、学内共同研究助成の配分に反映させるなどの体制整備を行いたい。

**(6) 共通教育研究センター****【目標】**

共通教育研究センターの教育目標および任務に沿ったカリキュラムの実現、学生へのいきとどいた教育活動、教員の研究活動支援、学内外との交流促進等を図りつつ、センターの円滑な運営がなされるような教育組織を目指す。

**(教員組織)**

**A群** 学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

**A群** 主要な授業科目への専任教員の配置状況

**A群** 教員組織における専任、兼任の比率の適切性

**A群** 教員組織の年齢構成の適切性

**B群** 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

**【現状説明】**

共通教育研究センターは、「成城大学イノベーション・プロジェクト」にうたわれた全学共通教育カリキュラムの企画・運営・研究・開発を担う組織として2007年(平成19年)4月に設立された。本センターが担うべき「創造性豊かな思考力を自分の言葉で表現できる市民たること」の涵養に向けて、多様で内容豊かなカリキュラムが準備され、教員もそれを十分に充たすよう配置・組織されつつある。

共通教育研究センターは、2006年(平成18年)11月28日に制定された「成城大学共通教育研究センター規程」にもとづき、2007年(平成19年)4月1日に設置された大学内の教育組織である。人的にも物的にも組織は形成途上にあり、組織運営のためのルール等も十分に整備されていないのが実状である。したがって以下は、実際の活動よりもむしろ、文書上で規定された内容が主になる。

センターは、センター長とセンター員(いずれも学長委嘱の専任教員)とから組織され、これら構成員によってセンターの活動が維持される。センター業務等に関する審議をするためにセンター員全員を構成メンバーとするセンター員会議が随時開催される。また、センターの運営に関する基本方針等を審議するために各学部長と各学部選出教員、教務部長、センター長等で構成される共通教育運営委員会が設置されている。

センター員は、専担センター員と兼担センター員とから構成される。専担センター員とは、センター業務を中核的に担う専任教員である。兼担センター員とは、センターを運営するために各学部から選出された専任教員である。兼担センター員は2年の任期であるが、重任を妨げない。現在のところ、専担センター員は、教養教育科目を担当し、その科目群の企画・運営・研究・開発を主たる任とする専任教員が2名、教職課程の教職科目担当教員1名、体育実技担当教員4名の計7名である。ただし、いずれのセンター員も教員組織上、各学部に所属している。

また、各学部から選出され、学長から委嘱された兼担センター員は20名である。したがって共通教育研究センターはセンター長を含め計28名で構成されている。

センターが運営・管轄する科目グループは教養教育科目（「3 学士課程の教育内容・方法－(1) 教育課程等」で列挙されたリテラシー科目群、教養科目群、キャリアデザイン科目群を指す）、教職教育科目（「同」教職課程科目を指す）、体育教育科目（「同」体育実技科目を指す）の3種である。このグルーピングはあくまでも科目管理の観点からの分類である。それぞれのグループに属する科目は学部の垣根を超えて学生に提供されている。2007年(平成19年)度カリキュラムにおける各科目グループの科目の構成についてはすでに、「3 学士課程の教育内容・方法等 (1) 教育課程等」中の「開設授業科目における専・兼比率等」にあげたとおりである。

上記3種のグループに対応して、センター内に、教養教育部会、教職教育部会、体育教育部会の各部会を設置することになっている。各部会は、それぞれが管轄する科目の編成・運営、各教科内容に関する教育方法の研究と開発にあたる。また前記教養教育部会には教養科目専門部会、WRD 専門部会、外国語科目専門部会、IT 科目専門部会、キャリアデザイン科目専門部会、の5つの専門部会をおく。いずれの専門部会も全学的な見地に立って任務を遂行することが前提であるが、各学部の意向を吸い上げ、学部開設科目との調整にあたる。

また、センター構成員の年齢構成については、つぎのとおりである。ただし、この数字は専担センター員である。

表 5-5 専担センター員の年齢構成

年齢区分 (歳)	20~29	30~39	40~49	50~59	60~70
人数 (人)	0	2	1	3	1

連絡・調整については、上記のような部会制、専門部会制を採用することにより、日常活動レベルにおいて細やかな連携がはかることができるようになっている。また、部会間、専門部会間の調整・連絡についてもセンター長のもとで情報交換・会議等が定期的になされるよう予定されている。兼任教員との連絡・調整・意見交換等も専担センター員をとおしてなされるよう努めている。

### 【点検・評価、改善方策】

本格的な組織的活動に入っていないため、センター組織についての「点検・評価」および「改善方策」は記述を控える。

#### (教育研究支援職員)

- A群 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- B群 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
- C群 ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

(本項目に関しては、大学全体の(教育研究支援職員)の項も参照)

### 【現状説明】

全学共通教育科目のリテラシー科目群にある IT 科目および外国語科目では、情報機器を用いた実習を伴う講義形式をとっている。これらの科目の運営に際しては、本学メディアネットワークセンターから全面的な協力体制を得ている。メディアネットワークセンターでは、IT 科目で使用するコンピュータ設置教室の保守管理、外国語科目で使用する CALL 教室の保守管理を行っている。加えて、IT 科目で教材を使用する際の準備、e ラーニングシステムの管理なども行っている。その他の科目で利用する AV 機器をも含めた教育機材については教務部が管理を行っている。また、教材の作成・配布など教室設備の管理以外の教育支援については、総務課のもとにおかれた非常勤講師控室の7名のスタッフがほとんどすべての要望を集約し、迅速な対応を行っている。

ティーチングアシスタントについては、全学共通教育科目が設置される以前の制度に倣い、授業内容とこれまでの実績から必要な科目に導入している。具体的に導入されている科目は、主に IT 科目、「総合講座」、「成城学」である。ティーチングアシスタントの導入状況の実数は10人であるが、のべ数では、【表 5-6】のとおりである。

表 5-6 全学共通教育科目のティーチングアシスタントの人数

	IT科目群	成城学	総合講座
開講コマ数	34	4	5
ティーチングアシスタントの人数(延べ数)	34	3	2

特に、IT 科目、「成城学」の一部の科目では、演習や実習を伴うことから、ティーチングアシスタントをほとんどのクラスに1人配置している。なお、すべての科目について、開講前に当該科目を管轄するセンター員との綿密な打ち合わせを実施している。ただし、ティーチングアシスタントの任用方法などの制度に関しては、本センターで検討中である。

### 【点検・評価】

科目の性格上、特に支援が必要である IT 科目については、メディアネットワークセンターによる協力を得て、職員による授業支援体制が整っており、担当教員からの要望にかなりの程度まで応えられるようになってきている。その他の科目についても、各部署に配置されている職員の体制で対処している。しかし、授業内容の多様化・豊富化とともにさまざまな機器利用要望が増えている。また、教材・資料についても配布プリント量の増加が著しいことから、増大する教育支援業務の工夫と合理化が必要である。加えて、全学共通教育科目の科目・クラス数に比して、共通教育研究センターの事務を担当する人員が少ないことから、増員など何らかの対処が必要である。

ティーチングアシスタントについては、科目の性格に応じて適切な配置がされており、担当教員からも十分であるとの評価を得ている。

**【改善方策】**

現時点では、共通教育研究センターに配置されている事務職員は、主として運営に関する事務を執ることが業務の中心であり、学生の学習支援および教育支援業務を行う事務職員を補充するなど、現在の人員数および人員配置状況を改善し、学生が学ぶための支援体制を整える。

ティーチングアシスタントの配置については、今後も現状を維持できるよう努力する。また、ティーチングアシスタントの任用、および教育機能を中心に担うのか、あるいは機器操作等の単純な授業補助を中心に担うのか、といった役割などについて、制度を整える。

**(教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続)**

A群 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

B群 教員選考基準と手続の明確化

B群 教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

**【現状説明】**

共通教育研究センターは専担センター員の採用および昇格にあたって発議権を有する。専担センター員の採用は共通運営委員会の議を経て候補者が推薦され、また同委員会において所属予定学部が審議される。そののち当該候補者について所属予定学部が審査し、採用の諾否が決定される。募集方法については、現在は特段の定めをもたない。任免・昇格等については「成城大学教員任用規則」が前提になる。

教員の選考にあたっては、本学における全学共通教育の理念と目的を十分に理解し、かつその領域で教育研究経験を積んで業績も優れていること、さらに関係する教育内容の研究・開発に意欲を持ち実行力のある人材が必要とされる。

**【点検・評価】**

2007年(平成19年)4月1日付で採用した2名の専担センター員がセンターとして初めての採用である。2名とも本学でのこれまでの教育実績と研究業績を考慮のうえ、センター開設にあたって採用が推薦され採用審査がなされた。所属学部はそれぞれ経済学部、文芸学部である。

**【改善方策】**

教職教育科目の充実のために経験豊かで指導力にすぐれた人材を確保する必要がある。そのため採用の弾力的方法について検討が開始されている。

**(教育研究活動の評価)**

B群 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

B群 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

**【現状説明】**

組織が新しいため、専担センター員に関する教育研究活動についての評価方法は、現在のところ

る検討中である。ただし、評価基準に関しては、教育研究業績および教育実績が最重要視される。また、2007年(平成19年)4月採用の専担センター員2名については、その採用にあたって、兼任教員としての本学での教育実践(6年および2年)も含めて評価の対象とされた。

**【点検・評価、改善方策】**

点検・評価するだけのケースがないが、今後は教育研究活動の成果発表、あるいは報告をその内容とするセンター機関誌などを公にして広く評価をうけるべく、実施計画を立てている。





## (7) 経済学研究科

## 【目標】

経済学研究科では、創立以来の理念である広い知識と識見を具えた有為な人材の育成を目指し、徹底した少人数単位の研究指導(演習)と授業を通して、専門的研究者および高度の専門的知識を具えた職業人の育成を目的としている。

## (教員組織)

A群 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

A群 組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況

## 【現状説明】

経済学研究科は経済学専攻と経営学専攻の2つから構成され、経済学専攻の募集定員は博士課程前期15名、同博士課程後期7名であり、経営学専攻は博士課程前期10名、博士課程後期5名である。両専攻とも、博士課程前期では、「研究コース」と「専修コース」が開設されている。研究コースとは、博士課程前期修了後、博士課程後期への進学、あるいは研究機関などにおいて研究業務に携わることを希望する者を対象としたコースである。専修コースとは、幅広い教養と専門的知識を兼ね具えた職業人として活躍することを希望する者を対象としたコースである。

2007年度(平成19年)度の在学学生は【表5-7】のとおりである(大学基礎データ表18より)。特に経営学専攻の専修コースには多くの外国人留学生が在籍している。

表5-7 課程・コース別学生数

	コース	経済学専攻	経営学専攻
博士課程前期	研究	0	0
	専修	6	13
	小計	6	13
博士課程後期	—	1	2
	合計	7	15

経済学研究科の教員組織については、1998年(平成10年)の相互評価の際に「助教授に担当の途を開くことにより、経済学研究科の教育研究内容の活性化を図ることが望まれる」との参考意見を踏まえ、1999年(平成11年)度に「経済学研究科担当教員の資格要件」および「経済学研究科人事手続き内規」を定め、就任4年目以上の助教授(准教授)も、業績、科目適合性の審査のうえ、大学院授業を担当できるようにして教員組織の充実を図っている。現在では、両専攻とも、本学経済学部教員のうち教授全員と就任4年目以上の准教授および社会イノベーション学部の開設に伴い経済学部から移籍した3名の教授が大学院を担当するとともに、若干名の兼任教員を依頼している。この4年の大学院担当教員数は【表5-8】のとおりである。いずれの専攻も教員数は設置基準を上回っている。(大学基礎データ表19-3参照)

表 5-8 経済学研究科の教員数

		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
経済学 専攻	専任教員数	11(11)	13(11)	13(11)	13(11)
	兼任教員数	3(0)	3(0)	2(0)	2(0)
	在籍学生数	2(1)	3(1)	5(1)	7(1)
経営学 専攻	専任教員数	10(10)	10(10)	11(10)	12(10)
	兼任教員数	3(1)	2(1)	2(1)	2(1)
	在籍学生数	8(2)	10(1)	15(1)	15(2)

(注) カッコ内は博士課程後期担当の内数である。

経済学研究科の教授会は、2007年(平成19年)4月現在、教授20名、准教授5名の合計25名で構成されている。博士課程前期および博士課程後期の講義科目と演習科目は教授が担当する。就任4年目以上の准教授は修士課程の講義科目のみを、就任6年目以上の准教授は講義科目に加えて演習科目を、いずれも審査を経て、担当している。「税法」や「会計監査論」などは実務家の兼任教員を招聘している。

組織的な教育や教員間の連携を確保するため、修士論文、博士論文の作成については、指導教授以外の教員の指導助言が得られるように、中間報告会を義務づけ、そこにできるだけ多くの教員の参加を求めている。また5月に定例で行われる院生懇談会にもできるだけ多くの教員の参加を求めている。

### 【点検・評価】

演習科目担当教員1人あたり学生数(平均)は、博士課程前期経済学専攻で0.5名、経営学専攻で1.1名だが、多くの教員は演習科目の学生数がゼロであり、一部教員への負担が多くなっている。特に、財政学や会計学の教員は恒常的に多くの学生を抱えている。この負担を少しでも軽減すべく、2006年(平成18年)度カリキュラムでは財政学関連の講義科目を「財政学研究Ⅰ」と「財政学研究Ⅱ」に、演習科目を「財政学演習Ⅰ」と「財政学演習Ⅱ」の2つに分ける措置を講じた。ほかの科目においても、このような複数講座開講が必要となる可能性がある。

経済学研究科の在籍学生総数は、博士課程前期では収容定員50名に対して20名である(定員充足率40%)。学生総数は必ずしも多いとはいえないものの、一般入試(研究コースと専修コース)、社会人入試、内部推薦といった入試制度の多様化によって、学生の出身地や進路希望は多様化している。

研究者志望の学生、税理士や公認会計士などの高度専門職業人志望の学生等、多様なニーズをもつ学生に対する学修指導は、担当教員の努力によって対応しているのが現状であり、個人的に複数の授業を開講して対応するケースもある。

現在のカリキュラムは入試制度の多様化以前とほとんど変わらないまま放置されている。そのため、ひとつの科目の中で、ニーズや能力が大きく異なる学生に対して、学修指導を行っていくことが困難になってきている。

担当者ごとの授業に加えて、以上のような体制が整備されており、学位論文の指導にあたる指導教授、関連する科目の教授、さらに同一専攻の教授の間で、個々の学生についての情報が共有される仕組みとなっている。また授業や中間報告会などを通じて学生に対する教育は、組織的に

行われており教員間の連携も取れている。

### 【改善方策】

学生の履修が多い科目は、教員の確保ができれば複数講座開講を行う。また、学生の多様なニーズに対応すべく、コース別に講義科目を分ける、あるいは半期2単位制を活用して、博士課程前期と博士課程後期で対象とする学生を分け、講義を実施する等の措置を早急に検討する。

#### (研究支援職員)

B群 研究支援職員の充実度

B群 「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C群 ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

(本項目に関しては、大学全体の(教育研究支援職員)の項も参照)

### 【現状説明】

本学では、大学院での研究活動の支援を専門とする職員はいない。

経済学研究科の大学院学生が経済学部あるいは社会イノベーション学部のティーチングアシスタントとして学部の授業の補助を行っている。リサーチ・アシスタントは制度化されていない。

### 【点検・評価、改善方策】

教員の研究支援については、専門の職員はいないが、経済学部や経済研究所の職員、図書館あるいは3号館に新たに設けられた3学部共通の雑誌室の職員のサポートを得ることができる。経済学研究科の規模(教員および学生)からして、専門職員の配置は難しいと考えられる。

大学院学生が学部の特定の授業のティーチングアシスタントを務めるのは、ほぼ制度化されつつある。これは、教員の負担を軽減するのみならず、大学院学生にとっても大学院の学生としての自覚を促し、また生活費の一部を支給できるという点で適切な制度である。ただし、対象授業をより多くの授業に拡大することは、大学院学生が少ないこともあり、現状では困難と考えられる。

#### (教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続)

A群 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

### 【現状説明】

経済学研究科の専任教員はすべて学部専任教員が兼務しているため、研究科独自の専任教員の募集は行っていない。大学院担当のみの専任教員は存在せず、大学院教員への任用は経済学部で採用された教員が対象となる。なお、社会イノベーション学部の開設に伴い、経済学研究科を担

当していた経済学部専任教員の数名が社会イノベーション学部へ配置換えとなったため、現在、経済学研究科担当教員は経済学部と社会イノベーション学部へ所属している。学部専任教員の大学院担当科目の任免については、内規（「経済学研究科担当教員の資格要件」および「経済学研究科人事手続内規」いずれも1999年（平成11年）11月9日施行）に則って審査を行ったうえで、教授会で決定している。具体的には、准教授4年目から博士課程前期の講義科目の担当資格、准教授6年目から同演習科目の担当資格が与えられ、教育研究業績、専門分野と担当科目との適合性等を審査して、大学院科目の担当が認められる。また、博士課程後期の講義および演習科目の担当資格は教授昇任によって与えられ、博士課程前期担当と同様、教育研究業績、専門分野と担当科目との適合性等を審査して、担当が認められる。

### 【点検・評価、改善方策】

かつては、教授のみが大学院担当資格をもっていたが、上記内規の制定によって准教授も担当しうることになり、大学院の教育研究内容が充実した。大学院担当の専任教員の任用、昇格は、今後とも厳格なルールに基づいて実施していく。

#### （教育・研究活動の評価）

##### B群 教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

### 【現状説明】

研究科独自の大学院担当教員の教育活動および研究活動に対する評価は実施されていない。しかし、大学院担当教員の任用・昇任時には、教育研究活動についての審査が行われている。また、自己点検の際には、各教員の教育研究活動の状況について公表されている。

### 【点検・評価、改善方策】

すでに述べたが、研究科独自の授業評価のあり方を検討する必要がある。また研究活動の評価については、研究科独自に実施するというよりも所属する経済学部・社会イノベーション学部の活動として行う方が、実態に即している。

#### （大学院と他の教育研究組織・機関等との関係）

##### B群 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

### 【現状説明】

大学院担当専任教員の多くは、経済研究所の所員を兼務し、経済研究所の研究プロジェクトのコアメンバーとして活動している。

また、博士課程後期の単位修得退学者は、経済研究所の研究員（無給）として研究を継続する途が開かれている。

**【点検・評価、改善方策】**

研究科の規模等の実態から、教員個人の研究活動を除き、他の研究組織・機関との組織的な連携を行う余地はあまりない。現在の経済研究所との連携を強め、研究実績を上げる仕組みを作る。



## (8) 文学研究科

## 【目標】

大学院教育を学部教育の延長上に位置させ発展させるべく、その両者がきわめて有機的に機能するような教員組織の形成を目標にしている。

## (教員組織)

A群 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

A群 組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況

## 【現状説明、点検・評価、改善方策】

文学研究科の専任教員は、全員が文芸学部の専任教員との兼任となっている。したがって、基本的に、文芸学部での教育研究活動と、文学研究科での教育研究活動とは、密接に関連し合ったうえで、6つの専攻が担当する博士課程前期および博士課程後期の全般において、それぞれに対応する専門的な学位水準の教育を実施するために必要な教員構成が適切に行われている。

教員組織は、6専攻とも文学研究科人事委員会の審査を経て、文学研究科の教授会で承認された文芸学部の専任教員が兼担している。大学院担当教員の資格は人事委員会および教授会において厳正に審査され、研究指導の資格があると認められた者のみが担当者になっている。これに教授会の議を経て外部から兼任教員を依頼し、研究教育いっそうの充実をはかっている。また、客員教授として年間1～2名、外国から研究者を招聘して授業を依頼するとともに、適宜行われる教員・大学院学生共同研究会への出席も依頼している。客員教授の招聘は1つの専攻に偏らないように、6専攻の話合いによって決めている。

過去4年間の教員数は以下のとおりで、いずれの専攻においても設置基準と同じ、ないしは上回っている(大学基礎データ表19-3)。(専任教員はすべて文芸学部との兼任)

表 5-9 各専攻の教員数 (単位 人数)

		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
国文学専攻	専任	4	4	6	6
	兼任	5	3	1	1
英文学専攻	専任	5	5	5	5
	兼任	5	5	5	5
日本常民文化専攻	専任	6	5	6	6
	兼任	6	6	6	7
美学・美術史専攻	専任	6	7	7	6
	兼任	6	6	8	7
コミュニケーション学専攻	専任	6	5	5	6
	兼任	1	1	1	0
ヨーロッパ文化専攻	専任	9	9	8	9
	兼任	5	5	6	5



ただ、本研究科の在籍学生数が収容定員を満たしていない現状は別掲(大学基礎データ表18)のとおりで、博士課程前期・後期の合計を専攻別に示しても、国文学11名、英文学3名、日本常民文化22名、美学・美術史33名、コミュニケーション学7名、ヨーロッパ文化8名と、各専攻の収容定員35名を満たしている専攻はない。研究科全体でも40%の在籍者率であるが、上掲の教員数は専門的な学問水準を保つために十分な教員数ではある。この現在の教員構成が上述のような現実に即応しているか否かは、別に考慮されなければならない。

#### (研究支援職員)

B群 研究支援職員の充実度

B群 「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C群 高度な技術を持つ研究支援職員を育成し、その技術を継承していくための方途の導入状況

C群 ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

(本項目に関しては、大学全体の(教育研究支援職員)の項も参照)

#### 【現状説明、点検・評価、改善方策】

文学研究科には研究支援職員にあたる個別の職員はいない。またリサーチ・アシスタントやティーチングアシスタントの制度も、大学院個別の制度はなく、文芸学部のティーチングアシスタント制度に基づいておおむね大学院学生が個々の教員の研究・教育支援にあたっており、現状で問題は無い。

#### (教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続)

A群 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

#### 【現状説明、点検・評価、改善方策】

1998(平成10年)年6月11日付で制定された「成城大学大学院文学研究科人事手続内規」(1998年(平成10年)10月1日より施行)に基づき、厳正な募集・任用・昇任の基準に依拠した手続が適切に運用されてきており、問題やそれに伴う新たな方策はない。

#### (教育・研究活動の評価)

B群 教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

#### 【現状説明、点検・評価、改善方策】

文芸学部と同一の業績評価委員会が、大学院担当教員の教育活動および研究活動の評価を例年実施、有効に機能しており、改善のためのほかの方策は現在のところない。

(大学院と他の教育研究組織・機関等との関係)

B群 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

**【現状説明、点検・評価、改善方策】**

文学研究科と本学文芸学部との間には、きわめて密接な教育研究組織上の人的交流が、多年にわたって存続している。大学附置の民俗学研究所および学園附置の教育研究所との間においても、運営委員や所員などの構成のうえで緊密な人的交流が存在している。

文学研究科では、例年一定数の学外大学院から兼任教員を招き、適切に必要とされる教育研究上の体制を整備している。同様に、文学研究科の専任教員は定期的に学外の大学院から兼任教員を依頼され、教育研究上の人的交流に資している。



## (9) 法学研究科

## 【目標】

法学研究科の理念・目的である少人数教育・きめ細かい教育、さらには基礎理論的な研究だけではなく、現代社会における応用理論（実務）的教育を進めていくために、教員組織を適切に維持する。

## (教員組織)

A群 大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

A群 組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担及び連携体制確保の状況

## 【現状説明】

法学研究科の教育課程、科目やその担当に関しては、2001年(平成13年)10月に制定された「成城大学大学院法学研究科研究科目・研究指導科目担当規程」に基づき開講、また運用されている。

法学研究科の教員組織は、現状では、法学部に所属する教授15名(全員が研究指導教員)、准教授(准教授歴2年以上の者)6名(全員が研究指導補助教員)である(大学基礎データ表19-3)。加えて、本学他学部にも所属する1名の専門科目担当教員が兼務するとともに、学外から外国人を含む5名の兼任教員を依頼している。法学研究科のみを担当する専任教員はいない。ちなみに、過去4年間の教員数は【表5-10】のとおりである。

また、2007年(平成19年)度法律学専攻の学生数は、博士課程前期で8名(収容定員20名)、同後期で10名(収容定員15名)である。

表 5-10 法学研究科の教員数 (単位 人数)

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
専任教員	17	19	18	21
兼任講師	8	7	7	6

## 【点検・評価】

法学研究科の専任教員は、学部の専門科目担当教員が兼務しているので、開講科目は伝統的な実定法科目が中心となっている。この分野の教員数は十分で、教員の学部教育と研究科教育の連携・分担は、おおむねうまくいっていると考えている。その限りでは、法学研究科としての基本的な理念・目的は果たされているといえるが、さらに、社会の発展と大学を取り巻くさまざまな環境変化に適切、効果的に対応し、また学生の多様なニーズに応えていきたい。

「知的財産法」、「消費者法」、「環境法」、「EU法」等、今日の社会が求める現代的な科目を開講していく必要がある。

**【改善方策】**

学部と連携して、「知的財産法」、「消費者法」、「環境法」、「EU 法」等の現代的な科目を継続的に開講できるよう、この分野の教員の確保を図っていききたい。特に、大学院教育の充実のためには任期付の教員採用なども検討していききたい。

**(研究支援職員)**

B群 研究支援職員の充実度

B群 「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

C群 ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

(本項目に関しては、大学全体の(教育研究支援職員)の項も参照)

**【現状説明】**

現状においては、組織構成上や予算上の問題等もあって、ティーチングアシスタントもリサーチ・アシスタントも制度化されていない。

**【点検・評価、改善方策】**

法学研究科の教育研究指導を実効あるものとしていくためには、ティーチングアシスタントは必要であると考えられるので、何らかの方法によりティーチングアシスタントを制度化するように検討する。

**(教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続)**

A群 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

**【現状説明】**

大学院担当のみの専任教員は存在しない。法学研究科の専任教員は、学部専任教員が兼務している。学部専任教員は、法学部専任教員任用規則に従って採用されている。そのうえで、学部専任教員の大学院科目の担当については、准教授以上を対象に教授会に諮って決定している。

**【点検・評価、改善方策】**

学部専任教員の大学院科目の担当については、従前は一定年数の経験を積んだ准教授以上に限定していたが、現状では教員の研究教育能力を高めていくためにも博士課程前期に関しては、准教授に教育研究指導上の機会と能力向上の機会を積極的に付与している。こうした対応は、大学院の学生にとっても専門分野や経験の異なる教員との対話の機会が広がり、自身の研究についても専門的知識の修得と幅広い経験を蓄積することを可能にするものといえる。そうした観点からも、現状においては、大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関しては、特に深刻な問題が

あるわけではない。しかし、今後においては今日の社会が求める法分野(先端科目)の研究教育については任期付の教員確保の方法等も検討する必要があると考えている。

### (教育・研究活動の評価)

#### B群 教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

##### 【現状説明】

法学研究科として特に制度的なものはない。もともと、学部の専門教育担当教員が研究科専任教員に任用される際および博士課程後期担当承認の際、研究科教授会においてその教育活動の状況、研究業績に対する審査が行われている。2001年(平成13年)10月には、それまでの慣行を踏まえて「成城大学大学院法学研究科研究科目・研究指導科目担当規程」が制定された。

##### 【点検・評価】

法学研究科専任教員は、母体の法学部教員が兼務することになっていること等のため、その教育・研究活動の評価等については、事実上、学部の検証システムに依存している。「成城大学大学院法学研究科研究科目・研究指導科目担当規程」は、教育・研究活動の評価において、有効に機能している。

##### 【改善方策】

今後は大学院教育における高度の専門教育という観点から、特に大学院担当教員の教育活動の評価を行う独自の検証システムの構築を検討する必要があると考えている。しかしながら、そうした場合でも、学部と連携して当該検証システムの充実を図っていくことが現実的でもあり、適切でもあろう。

### (大学院と他の教育研究組織・機関等との関係)

#### B群 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

##### 【現状説明】

法学研究科では、現状においては学内外の大学院や他の研究組織や機関との間で研究や教育に関する組織間の人的交流を制度的に担保するものは存在しない。しかし、時として学内に設けられている特別研究助成制度との関係で、学内外の大学院や研究機関・組織における研究者との共同研究という形での個人的な交流が行われたり、さらに博士の学位論文審査などにおいて、審査に客観性と公正性を持たせたりすることも含めて、他大学院の教員の協力を得るという形での交流はみられる。

また、学部においては、現代法研究室が設置されているが、そこには専任の教職員が配置されているわけではなく、学部・大学院のスタッフを兼ねる教員が必要に応じ、その運営や活動に参加するかたちをとっているため、ここにいう組織間の人的交流といい得るものではない。

**【点検・評価】**

現状においては、学内外の大学院、研究所・研究機関との組織間の人的交流の制度は存在せず、また実際にも交流の実態はほとんどみられず、改善の余地がある。

**【改善方策】**

今後、法学研究科における教育研究の活性化とその充実のためにも、学内外の大学院、研究所・研究機関との人的交流を制度的に確立していく必要があると考えている。そのためにも、前述した共同研究等を通じて、こうした人的交流を積極的に試みることにより実績を作っていくことが効果的であろう。また、国内留学やサバティカル等の制度を設けて、他大学・大学院、研究所・研究組織（教育機関や組織にとどまらず民間のシンクタンク等も含めて）との間で人的交流を図っていくことも今後は重要になってくると考える。

第 6 章 研究活動と研究環境





## (1) 大学全体

## ① 研究活動

## 【目標】

教員の研究活動を活性化し、本学園創業の理念の達成、および学術の進展に寄与する。

## ② 研究環境

## 【目標】

教員の自由で活発な研究活動なしには、大学の存在意義はないとの認識に基づき、制度的、人的、物的諸条件を整備し、研究環境の充実を図る。

## (経常的な研究条件の整備)

## A群 個人研究費、研究旅費の額の適切性

## 【現状説明】

本学では、前回の自己点検評価時に経済学部の1人あたりの個人研究費の額が「大学設置申請基準要項細則」における基準値を下回っているとの助言をうけたが、2002年(平成14年)度より、研究費の図書資料費に個人枠を設定し、各人の研究に必要な図書資料が優先的に購入できるように改善された。

個人研究費の2006年(平成18年)度の実績は、【表6-1】のとおりである(大学基礎データ表29も参照)。学会出張費の2006年(平成18年)度の実績については、「大学基礎データ」表30を参照されたし。

表6-1 個人研究費(2006年度実績)

学部	研究費		消耗品費		その他	合計	専任教員数	教員一人当たりの額
	図書資料費	研究雑費	図書資料費	消耗品費				
経済学部	1,458,753	800,000	1,628,760	674,298	4,960,000	9,521,811	31	307,155
文芸学部	10,399,590	386,922	0	0	8,960,000	19,746,512	56	352,616
法学部	2,029,509	368,400	1,151,161	491,109	3,680,000	7,720,179	23	335,660
社会イノベーション学部	644,000	517,337	1,598,939	770,972	3,680,000	7,211,248	23	313,533

## 【点検・評価、改善方策】

学部により用途内容、金額に差異があるが、教員一人当たりの額に大きな差はない。また、学部内では各教員に均等に配分され、用途報告等についても厳正に管理され、適切に運用されている。学会出張費についても、各学部内の規則に則り適切に運用されている。

個人研究費および学会出張費について、大学全体としての改善方策は特にない。

### (経常的な研究条件の整備)

#### B群 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

##### 【現状説明】

特別研究助成制度は、原則として教員の共同研究を促し、特色ある研究に助成を行うもので、年間 2500 万円の予算規模で 30 程度の研究計画に交付されている。厳格な事前審査と事後報告を求める制度で、学内科研費として位置づけられており、1 人当たり交付額は 25 万円程度である。利用件数は「大学基礎データ」(表 31)のとおりである。

##### 【点検・評価】

審査は公平かつ適切に行われ、使途報告等についても厳正に管理され、適切に運用されている。ただし、学部により利用件数に偏りがみられる。

##### 【改善方策】

運用は適切に行われているが、利用件数については学部間に偏りがみられるため、均衡化を図る。

### (競争的な研究環境創出のための措置)

#### C群 科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

##### 【現状説明】

本学では、科学研究費補助金申請は 2004 年(平成 16 年)度から増加しているが、採択件数は【表 6-2】のとおりである。

表 6-2 科学研究費補助金採択状況

	2004 年度		2005 年度		2006 年度		2007 年度	
	申請件数	採択件数	申請件数	採択件数	申請件数	採択件数	申請件数	採択件数
経済学部	3	1	2	1	3	1	5	0
文学部	5	4	7	4	6	1	6	3
法学部	3	1	1	0	1	1	0	0
社会イノベーション学部	—	—	—	—	6	0	4	1
合計	11	6	10	5	16	3	15	4

※日本学術振興会特別研究員の奨励費の件数は含まない。

##### 【点検・評価】

近年、科学研究費補助金等の競争的外部資金の導入状況は、大学の研究水準を示す指標のひとつ

つとなっている。しかしながら、本学における科学研究費の採択件数は、同規模の他大学に比べ、決して多い状況ではない。これはいつに申請件数の低迷によるものである。また、学部により、申請件数・採択件数に差が生じている。したがって、科学研究費補助金をはじめ、外部からの競争的研究資金に積極的な応募を促すよう全学的な組織的取り組みが必要である（大学基礎データ表 34 参照）。

### 【改善方策】

外部からの競争的資金の導入を促進するために組織的な取り組みを行う。その第1は、外部の研究資金に関する情報の収集並びに学内への周知の改善である。科学研究費補助金等の制度変更に関する事前情報の収集など、より積極的な情報の収集と、それを速やかに学内へ周知し教員の積極的な応募を促す仕組みを検討する。第2に、こうした資金への応募に対するインセンティブ・メカニズムを検討する。たとえば科学研究費補助金への応募者に対しては、学内研究費の配分を厚くするとか、あるいはすぐれた研究に対して、学長からの褒賞制度を創設することなどを検討する。第3に、成城大学として研究活動をさらに促進し、その成果を、シンポジウム開催などを通じて積極的に社会還元ができるよう、科学研究費補助金の間接経費等の利用を含め、支援体制を構築する。第4に、中期的には、研究支援を専らに担当する事務部署の設置を図る。

活発な研究活動こそが、本学の伝統である充実した教育活動とともに成城大学を大学として存在たらしめる由縁であるとの認識のもとに、これらの改善を積極的に検討する。

### （研究上の成果の公表、発信・受信等）

#### C群 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

### 【現状説明】

図書館ホームページでは、WebOPAC、文献データベース、オンラインジャーナルをはじめ各種のコンテンツが公開されている。図書、雑誌はNII（国立情報学研究所）のNACSIS-CATに登録され、所蔵情報が公開されている。またNII学術雑誌公開支援事業に参加し、文芸学部・法学部・社会イノベーション学部・大学院・研究所等の紀要22誌の論文情報を入力しているが、この情報はNII論文情報ナビゲータ（CiNii）で公開されている。

研究成果の発信は各学部オリジナルサイトの運用開始に伴い、学部で独自に進める傾向がみられる。また学内出版物の電子化に必要な著作権処理も、各学部で個別に対処して行われている状況である。

### 【点検・評価】

研究成果の発信について、基本計画の策定や予算措置の具体化が遅れており、全学的な見地から検討が必要である。科学技術・学術審議会『学術情報の流通基盤の充実について（審議のまとめ）』（2002年（平成14年）3月）では、「図書館を中心とした情報関連組織の連携による統一的な発信体制の確立」が求められており、本学の情報発信の方向性を指し示す1つの指針となるであろう。全学の情報基盤の環境整備と合わせて、図書館・メディアネットワークセンター・学部の役割分担が課題である。

**【改善方策】**

全学での統一的な方針の策定を図るとともに、図書館・メディアネットワークセンター・学部・大学院・各研究所の協力体制を確立する。さらに一部の大学で運用が開始されている学術機関リポジトリの開発も視野に入れる。図書館ホームページのコンテンツは利用者のニーズに合わせて充実を図る。

NACSIS -CAT の登録については、書誌・所蔵情報の登録件数を増やすことに努める。NII 学術雑誌公開支援事業については、紀要の電子化と連携した論文情報の登録作業を進める。

## (2) 経済学部

### ① 研究活動

#### 【目標】

教員の研究活動を活性化し、研究と教育の相乗効果を最大限に高めることを目指す。

#### (研究活動)

##### A群 論文等研究成果の発表状況

#### 【現状説明】

経済学部教員の研究成果発表状況は別添一覧(教育・研究業績一覧)のとおりである。

経済学部教員はほぼ全員が「特別研究助成金」を受けて研究活動を行っており、これを通じて研究成果を発表している。さらに一部の研究成果は、授業や演習の教科書、配布資料などにも反映されている。

#### 【点検・評価、改善方策】

特別研究助成制度では、個人で行う研究に加えて、複数の専門領域に亘る共同研究が実施されており、それらの研究成果が発表されている。共同研究は、特別研究助成制度の特徴でもあり、今後もこれを積極的に推進していく。特別研究助成制度によって、各教員の研究の自己管理が行われており、これについても継続して進めていく。

学部紀要への投稿が、必ずしも活発ではない状況がみられるが、学会誌等に個別に投稿している教員が多く、特に問題はない。研究成果は、十分に教育にも活かされている。

#### (教育研究組織単位間の研究上の連携)

##### A群 附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

大多数の教員が経済研究所の所員として研究活動を行っている。それぞれが、研究プロジェクトに参加しその成果を公表している。経済研究所の当該項目参照 (291頁)。

### ② 研究環境

#### 【目標】

教員の活発な研究活動を促進しうる研究環境を整備するため、研究室の整備、研究費支給、学会参加の旅費助成、紀要の刊行、研究書籍の出版助成、研修制度等の面で教員を支援することを目標としている。

**(経常的な研究条件の整備)**

- A群 個人研究費、研究旅費の額の適切性
- A群 教員個室等の教員研究室の整備状況
- A群 教員の研究時間を確保させる方途の適切性
- A群 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

**【現状説明】**

2006年(平成18)度に執行された研究費の総額は9,521,811円であり、教員1人当たりの執行額は307,155円であった(大学基礎データ表29参照)。

経済学部の経常的な研究条件に関しては、各教員に支給される、個人研究費および学会出張費がある。個人研究費は1人当たり年額320,000円で、その内訳は図書資料費(消耗品費)55,000円、図書資料費(研究費)45,000円、消耗品費25,000円、学会費35,000円、およびその他(使途に制約のない研究費)160,000円となっている。

学会出張費は1人当たり年2回分までの学会出張費用が支払われるものであるが、沖縄までの航空運賃+3泊4日の日当を1回分の上限とし、年間70,000円を超えないとする制限が設けられている。

また、個人研究費、学会出張費、学会費以外に、経済学部全体の研究費の図書資料費の中に設定された45,000円分の個人枠がある。これは、学部全体の図書資料費の中での、個人の研究に必要な図書資料費の最低保障額となっている。

教員研究室の整備状況については、2007年(平成19年)9月に地上8階地下1階建ての新3号館が完成したことによって、研究室環境は改善された。教員個人研究室の面積は約22㎡あり、書架が6~11連設置されている。各研究室には、研究者個人用のパソコンが設置されているが、それらは経済学部の予算で購入されているもので、5年ごとに買い換えられている。

各専任教員に対しては週2日の研究日が確保されている。教員の研究時間を確保する方途として、「成城大学教員研修規則」に基づいた長期研修(6ヶ月以上1年以内)と短期研修(6ヶ月未満)がある。研修の機会を原則として2年以上勤務した教員に与えられ、毎年平均1~2名が海外と国内で研修に従事している(大学基礎データ表12参照)。

これらの研修制度は、学部で制定された内規にしたがって運用されている。就任後初回の長期研修者に関しては、1998年(平成10年)に制定された「成城大学教員研修規則経済学部内規」に基づき、長期研修の延長(12ヶ月を限度とする)と、分割(3年間に3ヶ月以上6ヶ月未満の研修を2回まで)が可能となっており、教員のニーズにあった柔軟な研修の機会が与えられている。研修

費用については、2001年(平成13年)度に制定された「研修に関する費用の給付についての内規」に従って支給額の上限が定められている。海外研修の場合は長期3,000,000円、短期1,500,000円、国内研修については長期1,000,000円、短期500,000円の上限が設定されている。研修費に加えて図書資料・消耗品費として長期研修は500,000円、短期研修は250,000円を上限に実費が支払われている。申請手続きは、研修前年度の6月までに提出された仮申請書(アンケート回答用紙)をもとに、研修委員会において研修者が選出されることになっている。

### 【点検・評価】

個人割当の研究費は近年ほとんど増額がみられず、研究活動を維持するためにも、より有効な研究費配分が必要である。

内規が制定されて以降、柔軟な研修機会と、研修者の公平な選出に配慮した研修制度の運用が行われている。しかし、限られた専任教員数の中で、カリキュラム上支障をきたすことのないようにするために、必ずしも研修機会を十分に活かすことが出来ていない。

### 【改善方策】

これまで、個人研究費の内訳をより必要度に見合った配分に変更するなどして対応してきたが、今後さらに弾力的な予算運用を検討する。

現在学会出張費の上限が70,000円に設定されているため、海外への学会出張費用を賄うことが出来ない。国際的な研究交流を促進するためにも、短期研修制度を拡充するなど、海外へ学会出張する際に利用しやすい制度を検討する。

研修機会が十分活用されるような環境作りを検討する。

### (研究上の成果の公表、発信・受信等)

C群 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

C群 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

### 【現状説明】

成城大学経済学会は、年4回紀要『成城大学経済研究』を発行し、教員の研究成果を公表する基本的な機会を提供している。現在、各大学および研究機関に冊子版を送付しているばかりではなく、さらに国立情報学研究所の情報論文ナビゲータ(CiNii)に電子情報化した論文を継続的に掲載し公表の機会を広げるとともに、2006年(平成18年)度からは学部ホームページにおいても掲載論文全文を自由に閲覧できるようにして研究成果を広く発信している。

さらに『成城大学経済研究』は、大学院の学生の研究成果の公表を支援するとともに、紀要としての質を確保するために、審査制を導入して大学院の学生の投稿論文を掲載している。

また、経済学会は、出版情勢の厳しい中、教員がまとめた研究成果を公表することを支援するために研究叢書を発行するとともに、一定の補助をして出版を助成している。前者の成城大学経済学部研究叢書は2006年(平成18年)度までに26号が出版されており、後者の出版助成によって2号が出版されている。



**【点検・評価、改善方策】**

成城大学経済学会はその目標に照らし十分その役割を果たしているといえよう。ただし教員数の減少や審査制を伴う学会誌などへの寄稿によって、『成城大学経済研究』への寄稿が減少している。また、寄稿論文の電子情報化については、2004年(平成16年)度以降の論文は、すでに電子化の作業を終え、公表の準備が整っている。

寄稿論文数をどのように確保していくかについては改善方策を模索している段階である。

### (3) 文芸学部

#### ① 研究活動

##### 【目標】

研究と教育はともに大学教員の資質が問われる最重要の活動分野である。文芸学部の目標は両方の均衡を保つことであり、研究が教育に活かされるという理想的相関関係の実現を図る。

##### (研究活動)

##### A群 論文等研究成果の発表状況

##### 【現状説明】

論文等研究成果の発表状況は、別添の教育・研究業績一覧にあるとおりである。学部に設置された業績評価委員会が、論文等研究成果の発表状況を含めた教員の教育研究業績の全体を例年調査している。また定期的にその結果を印刷し公表している。

##### 【点検・評価、改善方策】

活発な研究成果の発表が行われており、おおむね問題ないものと思われ、学部の紀要である『成城文藝』への寄稿も増加の傾向にある。ただ、そこで発表される論文が、どれほど学生の勉学の助けとなる内容なのか、この検証はなされたことがない。「教室」と「研究」を結びつけるような論文が選別できる工夫が施されれば、読者層に学生がより含まれることになるだろう。

本学のような小規模の大学にあっては、管理運営のための業務が教員の大きな負担につながりやすいため、できるだけ負担を等分に振り分ける工夫をする。

##### (教育研究組織単位間の研究上の連携)

##### A群 附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

民俗学研究所および経済研究所の当該項目参照（それぞれ、284頁および291頁）

#### ② 研究環境

##### 【目標】

教員の研究活動は教育活動と並んで大学の根幹に関わる事項であるため、文芸学部では研究室の整備、研究費支給、学会参加の旅費助成、紀要の刊行、研究書籍の出版助成、研修制度等の面で教員を支援することを目標としている。

**(経常的な研究条件の整備)**

- A群 個人研究費、研究旅費の額の適切性
- A群 教員個室等の教員研究室の整備状況
- A群 教員の研究時間を確保させる方途の適切性
- A群 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

**【現状説明、点検・評価】**

2006年(平成18年)度に執行された研究費の総額は19,746,512円であり、教員1人当たりの執行額は352,616円であった(大学基礎データ表29参照)。予算としてはこの数年来370,000円となっている。その内訳は、図書資料費200,000円、研究雑費10,000円、その他(使途に制約のない研究費)160,000円である。

特別研究助成金は、2006年(平成18年)度6,781,532円であり、13件が採択されている。共同研究1件当たり平均して521,000円ほどが給付されている。

研究旅費は、学会等出張旅費が39件(国外3件、国内36件)、合計2,540,630円(国外226,000円、国内2,314,630円)である。国外留学長期は1件で3,069,963円、国外留学短期が2件で1,764,286円、国内留学長期が1件で合計1,000,000円である。

教員研究室については、個室率が100%となっており、個室1室の平均面積は22.0㎡となっている(表6-1参照)。

各専任教員に対しては週2日の研究日が確保されている。

3年間以上勤務した教員に対して、最長2年間までの国外および国内研修を与える研修制度が実施されている。長期研修者は帰国後5年間、短期研修者は帰国後3年間の勤務の後には、再度の研修期間を申請することができるため、多くの教員が、2回以上の研修機会を利用しており、活発に実施されている。

上記研修制度に加え、国内外、学内外で随時開催される関連諸学会や研究会への参加を奨励・援助しており、研究活動に必要な研修機会は確保されているといえる。なお各教員の授業担当日に学会・研究会へ参加する場合には、あらかじめ休講届を提出して許可を求めねばならないが、休講は補講によって賄われる努力が払われているので、教育活動に支障がない範囲での研究活動に必要な研修機会を保障するための制度的措置が講じられているといえる。

**【改善方策】**

2007年(平成19年)9月に竣工した3号館に文芸学部教員の個人研究室が移転したことにより、1号館でのこれまでの研究環境と比べてハード面において飛躍的に改善された。しかし、一部の教員が研究上必要とする電子器材が十分に配備されているとはいえない状況にある。今後、必要とされる器材を配備し、先端的研究に遅れをとらない体制を強化する計画である。

(研究上の成果の公表、発信・受信等)

C群 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

C群 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

### 【現状説明】

年4回刊行される学部の紀要『成城文藝』はすでに通巻200号を数えており、研究成果の公表支援手段となっている。さらに、民俗学研究所、学園附置教育研究所などの研究成果刊行物への本学部教員からの活発な寄稿もみられる。概して研究成果の公表機会は十分に支援されているといえる。また、学部の研究成果刊行補助金により、毎年1件1,500,000円程度をめぐりとして出版助成が行われており、毎年利用されている。

上記の学部の紀要『成城文藝』は、各大学および研究機関に送付されて、本学部の研究成果を定期的に学外に発信している。成城大学図書館では、学外の大学および研究機関の紀要類や研究報告書類を継続的に受理し整理して、学外の研究成果を受信している。

本学の特別研究助成では、共同研究者として、学外の研究者の参加を推奨しており、例年、一定数の学外研究者の参加がみられる。本学部の紀要類には外国語の論文を含むものがあり、研究成果を国外に発信している。本学部専任教員が積極的に国外研修を行うことによって研究成果を海外に発信するとともに、海外から客員研究員等を受け入れることを通して海外の研究成果を受信している。

### 【点検・評価】

上記のとおり、研究論文・研究成果の公表を支援する措置は適切に行われており、国内外へ研究成果を活発に発信していると評価される。

### 【改善方策】

『成城文藝』の電子媒体による発信が進められているが、これを学生が自己の研究のために利用できるよう、周知させる努力をする。



#### (4) 法学部

##### ① 研究活動

###### 【目標】

教育・研究に携わる教員の量的・質的充実を図るとともに、その研究体制を整備して研究活動の活性化・高度化を図る。

###### (研究活動)

###### A群 論文等研究成果の発表状況

###### 【現状説明】

法学部では、教員の研究成果の発表の場として、紀要『成城法学』および『教養論集』を刊行している。前者は専門科目担当教員のための紀要として年4回の目標で、後者は基礎部門担当教員のための紀要として年1回の目標で刊行されている。

###### 【点検・評価】

『成城法学』については現在76号、『教養論集』は20号を数えており、いずれも、その一部は国内・外の大学や学術研究機関との紀要交換にあてられている。これらの紀要に掲載された論文の大半は法学部オリジナルサイトにて電子テキストとして一般に公開されている点は評価される。

###### 【改善方策】

近年、教員の投稿が減少傾向にあり、紀要の刊行が目標とおりに進んでいないが、この点については、学内行政業務の過重負担を軽減することで研究環境の充実を図り、投稿の活性化を促していく。

## ② 研究環境

### 【目標】

研究活動の活性化・高度化を目指し、研究環境の整備を図っていく。

#### (経常的な研究条件の整備)

- A群 個人研究費、研究旅費の額の適切性
- A群 教員個室等の教員研究室の整備状況
- A群 教員の研究時間を確保させる方途の適切性
- A群 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

### 【現状説明】

2006年(平成18年)度に執行された研究費の総額(B)は7,720,179円であり、教員1人当たりの執行額は335,660円であった(大学基礎データ表29)。この数年来の個人研究費の予算の内訳は、図書資料費150,000円、研究雑費(学会費)20,000円、雑誌代60,000円、消耗品費(文具代)25,000円、その他(使途に制約のない研究費)160,000円である。また、学会出張旅費は76,000円が学部予算から支給される。

各教員の個人研究室は約29㎡あり、パソコンが配備されている。これらの研究室は、教員各人により授業の準備や論文作成等のための教育・研究活動に利用されている。また、教員の多くが、この個人研究室を大学院の研究指導等のためにも利用している。

教員の研究時間を確保させる方途として、各専任教員に対して週2日の研究日が確保されている。

研究活動に必要な研修機会確保のための方策として、海外研修制度がある。そのための旅費は実費計算により、また滞在費等の費用は、長期・短期を問わず私学研修福祉海外派遣旅費計算規定に準拠して算出され支給される。ただし、旅費および滞在費の合計額は長期研修については3,000,000円、短期研修については1,500,000円を超えることはできない。実際には、長期研修については限度額である3,000,000円が支給されている。短期研修については、限度額を超えない範囲で研修先や研修期間に応じた支給がなされている。

### 【点検・評価】

個人研究費、研究旅費、個人研究室については、基本的には、私学として、また、同程度の規模(学生数・教員数等)の他大学と比較して、遜色はなく、適切な配慮と相応の努力がなされているといえよう。

### 【改善方策】

研究の機会については十分な環境が整っていると思われるが、さらにサバティカル制度などを検討する。

(研究上の成果の公表、発信・受信等)

C群 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

C群 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

### 【現状説明】

本学部では、教員が研究成果を発表する場として、紀要『成城法学』および『教養論集』がある。前者は専門教育担当の教員のための紀要として、また後者は、主として外国語科目の担当教員のための紀要として用意されている。いずれの紀要も、原則的には専任教員の研究発表のために利用されているが、時として大学院の学生の優れた学位論文を掲載したり、また兼任教員など他大学の教員等に対する原稿依頼も行われたりしている。『成城法学』については、年4回の目標で刊行されており、現在76号を数えている。他方、『教養論集』については、年1回の目標で刊行され、現在20号を数えている。1回の発行部数は、現在、『成城法学』および『教養論集』ともに1100部となっている。いずれも、その一部は国内・外の大学や学術研究機関との紀要交換に充てられている。

以上の紀要のほかにも、専任教員の研究成果を単著として、学外の出版業者に委託して刊行する研究叢書があり、毎年、3,000,000円が予算として計上されている。こうした紀要や研究叢書の刊行に関する事務は、教員数名から構成される出版編集委員会が行っている。また、以上の研究叢書の刊行とは別に、教員個人が独自にその希望する出版社から著書を出版・刊行する場合には、これにかかる費用について1,500,000円を限度として助成する制度がある。

### 【点検・評価、改善方策】

学部紀要は、枚数の制限がないことから、他の学術雑誌には掲載されない大きな論文も掲載しうることから、専任教員の研究成果の発表の場として、重要な役割を果しており、また、寄贈された他大学の紀要のうち、主要なものは、専任教員の身近な法学部資料室に常置し、その研究に資しており、現状において特に問題はない。





## (5) 経済学研究科

### ① 研究活動

#### 【目標】

担当教員の研究活動をより活性化させる。

#### (研究活動)

##### A群 論文等研究成果の発表状況

専任の大学院担当教員は、経済学部および社会イノベーション学部の教員が兼務しているため、経済学部の当該項目参照（263頁）。また、社会イノベーション学部の大学院担当教員についての研究成果は、別添の教育・研究業績一覧を参照。

#### (教育研究組織単位間の研究上の連携)

##### A群 附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

経済研究所の当該項目参照（291頁）。

### ② 研究環境

#### 【目標】

質の高い研究活動を行うために適切な研究環境を整備する。

#### (経常的な研究条件の整備)

##### A群 個人研究費、研究旅費の額の適切性

##### A群 教員個室等の教員研究室の整備状況

##### A群 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

##### A群 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

#### 【現状説明】

研究条件の整備は基本的に学部でなされているが、大学院担当の専任教員については、受講生の有無にかかわらず、大学より別途、研究費（月額本俸の3%を4月の給与に合算）が支給されている。また、大学院の授業を担当することによって標準担当コマ数を超える場合には、超コマ手当が支給される。

**【点検・評価、改善方策】**

大学院担当の個人研究費は、大学院授業担当資格をもてば、実際に授業を担当しなくても支給される。他方、教員の負担の面では特定の演習に学生が集中する傾向があり、研究時間の確保の面などで不公平が生じている。しかし、資格取得等との関係もあって難しい問題であり、早急に改善することは難しい。

**(研究上の成果の公表、発信・受信等)**

**C群 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性**

**C群 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況**

研究科独自の制度はなく、学部依存しているため、経済学部参照 (265 頁)

## (6) 文学研究科

### ① 研究活動

#### 【目標】

教員各人の専門における研究への熱心な姿勢やその業績が、そのまま学生の研究にとってよき刺激となるであろうことは学部以上のものがあり、それゆえに担当教員の研究活動を、なおいっそう活性化させることが目標である。

#### (研究活動)

##### A群 論文等研究成果の発表状況

専任の大学院担当教員は、文芸学部の教員が兼務しているので、文芸学部の当該項目参照（269頁）。

#### (教育研究組織単位間の研究上の連携)

##### A群 附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

民俗学研究所の当該項目参照（286頁）

### ② 研究環境

#### 【目標】

質の高い研究活動のための環境整備を目指す。哲学・史学・文学といった文科系基礎学を中心とした本研究科にとっては、実験室やパソコンといった機械的ハードの面ばかりが環境なのではない。悠然としてかつ近視眼的でない思考や価値判断をはぐくむためには、多くの外的雑音から教員を守らねばならず、新しいメディアには漏れがちな歴史的価値を有する資料、たとえば古典籍・古書画等を取り揃える必要もある。時には学務を離れて出張や研修も必要であろう。それらすべてを含めた研究環境を整備することを目標にする。

**(経常的な研究条件の整備)**

- A群 個人研究費、研究旅費の額の適切性
- A群 教員個室等の教員研究室の整備状況
- A群 教員の研究時間を確保させる方途の適切性
- A群 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

**【現状説明、点検・評価、改善方策】**

研究条件の整備は基本的に学部でなされている。大学院担当の専任教員については、受講生の有無にかかわらず、大学より別途、研究費(月額本俸の3%を4月の給与に合算)が支給されている。また、大学院文学研究科としての個人研究費は予算措置がなされておらず、教員が所属している文芸学部からの個人研究費が充当されている。研修もまた、学部の制度に従ったかたちで行われている。ただし研究科ごとに、毎年2名、1回50,000円までの研究旅費が計上されており、有効に利用されている。研究条件の整備について現時点では特に改善方策はない。

**(研究上の成果の公表、発信・受信等)**

- C群 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性
- C群 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

**【現状説明、点検・評価】**

原則として年1回刊行される下記のような各専攻の紀要があり、文学研究科担当教員の研究成果の公表支援手段となっている。

- 「成城国文学論集」(国文学専攻)
- 「Seijo English Monographs」(英文学専攻)
- 「日本常民文化紀要」(日本常民文化専攻)
- 「美学美術史論集」(美学美術史専攻)
- 「コミュニケーション紀要」(コミュニケーション学専攻)
- 「ヨーロッパ文化研究」(ヨーロッパ文化専攻)

さらに、民俗学研究所、学園附置教育研究所などの研究成果刊行物への本研究科教員からの活発な寄稿もみられる。概して研究成果の公表機会は潤沢に支援されているといえる。

上記の各専攻の紀要は、各大学および研究機関に送付されて、文学研究科の研究成果を定期的に学外に発信している。成城大学図書館では、学外の大学および研究機関の紀要類や研究報告書類を継続的に受理し整理して、学外の研究成果を受信している。また、本学の紀要類には外国語の論文を含むものがあり、研究成果を国外に発信している。

本学専任教員が積極的に国外研修を行うことによって研究成果を海外に発信するとともに、海外から客員研究員等を受け入れることを通して、海外の研究成果を受信している。海外から招聘された客員研究員等により、定期的に外国語による講演会および講義が開催されて、学外の研究成果を受信している。

**【改善方策】**

十分な公表の場があると同時に、学外の研究成果も積極的に受信し、整備しているので、現在のところ、改善については特に考えていない。



## (7) 法学研究科

## ① 研究活動

## 【目標】

教員各員の教育研究活動をいっそう活発にし、その成果の発表等を督励することにより、これを本研究科における教育等に効果的に反映させ、法学研究科の理念・目的の実現・確保を図る。

## (研究活動)

## A群 論文等研究成果の発表状況

専任の大学院担当教員は、法学部の教員が兼務しているため、法学部の当該項目参照(271頁)。

## ② 研究環境

## 【目標】

研究費や研究設備の拡充等、研究支援体制を整備することにより、研究環境の向上に努める。

## (経常的な研究条件の整備)

## A群 個人研究費、研究旅費の適切性

## A群 教員個室等の教員研究室の整備状況

## A群 教員の研究時間を確保させる方途の適切性

## A群 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

## 【現状説明】

研究条件の整備は基本的に学部でなされているが、大学院担当の専任教員については、受講生の有無にかかわらず、大学より別途、研究費(月額本俸の3%を4月の給与に合算)が支給されている。また、各教員の個人研究費や研究旅費に関しては、法学研究科での教育研究指導に関連して、研究科予算から一人あたり、年間、200,000円の図書購入費が配分されている。

## 【点検・評価】

教員の研究時間については、次の2つの理由によって、従来に比べ減少しつつある。まず、法学研究科に多種多様な学生(特に、外国人留学生、社会人学生)を受け入れるようになったこともあってみかけ上の担当コマ数以上に教員の負担が増加していることである。すなわち、講義科目においては受講する(一定の)学生別に内容を異にする必要性が生じ、研究指導においてもこれまで以上に指導に時間をかける必要が生じていることである。次に、学園内、大学内、学部内の各種委員会等が増加傾向にあるのに対して、専任教員数は減少しているために、専任教員一人当た



りの学内行政業務負担が著しく増加していることである。

**【改善方策】**

学部での法学教育も含めて、研究科担当教員の教育研究活動の実効を図るべく、可能な限り学内行政や各種委員会に取られる時間を少なくし、教育研究活動に専念できる時間の確保を図っていく必要がある。

(研究上の成果の公表、発信、受信等)

C群 研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

C群 国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況

以下、法学研究科は法学部と一体であるので、法学部の当該項(273頁)参照。

## (8) 民俗学研究所

## ① 研究活動

## 【目標】

民俗学研究所の研究活動は、定期的に行われる所員研究例会とプロジェクト研究が主たるものである。このうち後者のプロジェクト研究には、さまざまな研究助成金を受けて実施する大型プロジェクト研究(特別研究)と、研究所の経費による小型プロジェクト研究(共同研究)との2種類がある。いずれも研究期間3年を原則として、3年目(もしくは4年目)には、内外の出版助成を得るなどして成果を刊行する、あるいは紀要に掲載することを目標とする。

## (研究活動)

## C群・研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

## 【現状説明】

2002年(平成14年)5月以降実施されているプロジェクト研究およびその成果は、次のとおりである。

## 1) 特別研究

「式年祭の歴史民俗学的研究～諏訪系神社の御柱祭を中心に～」

代表者・松崎憲三 2004年(平成16年)～2006年(平成18年)度、2004年(平成16年)～2005年(平成17年)度日本私立学校振興・共済事業団の学術研究振興資金を得た。

[成果] 松崎憲三編『諏訪系神社の御柱祭～式年祭の歴史民俗学的研究～』岩田書院 2007年(平成19年)3月。

## 2) 共同研究

## a. 「都市の中の故郷～同郷者集団をめぐる民俗～」

代表者・松崎憲三 1999年(平成11年)～2001年(平成13年)度

[成果] 松崎憲三編『同郷者集団の民俗学的研究』岩田書院 2002年(平成14年)12月。

## b. 「『日本霊異記』の研究」 代表者・篠川賢 1999年(平成11年)～2001年(平成13年)度

[成果] 小峯和明・篠川賢編『日本霊異記を読む』吉川弘文館 2004年(平成16年)1月。

## c. 「地域社会の民俗変化の研究」

代表者・田中宣一 2002年(平成14年)～2004年(平成16年)度

[研究成果] 『紀要』27集 2003年(平成15年)3月、『紀要』28集 2004年(平成16年)3月、『紀要』29集 2005年(平成17年)3月に掲載。

## d. 「現代日本の多元文化化～在日越境者の定着・定住化過程に関する文化人類学的研究～」

代表者・上杉富之 2001年(平成13年)～2003年(平成15年)度

## e. 「漁撈習俗の伝播に関する実証的研究」

代表者・小島孝夫 2002年(平成14年)～2004年(平成16年)度

[成果] 小島孝夫編『海の民俗文化～漁撈習俗の伝播に関する実証的研究～』明石書店 2005

年(平成17年)3月。

f. 「柳田國男とヨーロッパの口承文芸」

代表者・高木昌史 2003年(平成15年)～2005年(平成17年)度

[成果]高木昌史編『柳田國男とヨーロッパ～口承文芸の東西～』三交社 2006年(平成18年)3月。

g. 『『共同体』と『地域』という概念の再検討』

代表者・小田亮 2005年(平成17年)～2007年(平成19年)度

h. 「『三宝絵』の研究」 代表者・小林真由美 2005年(平成17年)～2007年(平成19年)度

小島孝之・小林真由美・小峯和明『三宝絵を読む』吉川弘文館 2008年(平成20年)2月

i. 「半島部民俗誌作成のための実証的研究」

代表者・田中宣一 2006年(平成18年)～2008年(平成20年)度

J. 「江戸地誌の所在および諸本の影響関係に関する基礎的研究」

代表者・宮崎修多 2007年(平成19年)～2009年(平成21年)度

K. 「『小京都』と『小江戸』－「うつし文化」の実証的研究－」

代表者・松崎憲三 2007年(平成19年)～2009年(平成21年)度

**【点検・評価】**

- 1) 1991年(平成3年)度以降、旧国立の大学共同利用機関の共同研究システムを導入し、所員の登録制による共同研究が活発に実施されている。このシステムは、学内外の研究者の参加によって研究の活性化がはかれる点に特色があり、研究成果が逐次刊行されていることは評価に値する。
- 2) 日本私立学校振興・共済事業団による学術研究振興資金(助成金)の交付は一大学一機関という制約があり、経済研究所と交替で申請しているが、定期的に助成を受け、その都度成果を刊行している(上述の特別研究参照)。

**【改善方策】**

- 1) 大学の予算によって企画・実施される小型プロジェクト(共同研究)の成果は順調に刊行されている。しかし、学際的研究をより活発に推進するためには、文部科学省の科学研究助成金をはじめ、トヨタ財団その他の基金をより積極的に活用することに努めなければならない、準備を進めているところである。
- 2) 特別研究と共同研究は、所長と所員が代表者となって運営されているが、いずれも学部教員との兼務であり、プロジェクト研究を推進するのは容易ではない。所長・所員の教育・行政上の負担の軽減をはかるとともに、専任所員の問題を真剣に検討する。

**(教育研究組織単位間の研究上の連携)**

**A群 附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係**

**a. 大学との関係**

## 【現状説明】

民俗学研究所の所長と運営委員・主事および所員は、文芸学部を主体に各学部の教員で構成されている。日本民俗学を中心に、歴史学、文化人類学、社会学、国文学、比較文化学などの隣接諸科学を取り入れた、学際的な研究を志向している。1974年(昭和49年)度より毎年1~2回の公開講演会、学外・海外講師を招聘して不定期に開催される学術講演会や国際シンポジウム、1977年(昭和52年)度より本格的に始動した共同研究などを行っている。また、「紀要」や季刊の「民研ニュース」、ホームページを通じて研究成果の公表や広報に努めるとともに、展示を通じた啓蒙活動も実施している。近年の実績は以下のとおりである。

## [公開講演会]

- ・2002年(平成14年)6月8日 ヴィータ・シルヴィオ氏(イタリア東方学研究所長)  
「イタリアと東アジア」
- ・2003年(平成15年)9月27日 伊藤幹治氏(国立民族学博物館名誉教授)  
「柳田國男の学問」
- ・2004年(平成16年)5月15日 小島瓊禮氏(琉球大学名誉教授)  
「柳田國男の文化史学の神髄」
- ・2005年(平成17年)6月18日 波平恵美子氏(お茶の水女子大学教授)  
「悲惨と不幸の癒し」
- ・2006年(平成18年)6月3日 小泉凡氏(島根県立女子短期大学助教授)  
「柳田國男と小泉八雲」

## [国際シンポジウム]

- ・2004年(平成16年)12月18日  
「『地域』をどうとらえるか~ローカル文化の継承と再創造~」
- ・2007年(平成19年)年1月13日  
「戦後民族学・民俗学の理論的展開~ドイツと日本を視野に~」

## [展示事業]

- ・2002年(平成14年)11月2日~11月30日 「柳田國男と口承文芸」を開催
- ・2003年(平成15年)9月27日~11月30日 「柳田民俗学と黎明期の人々」を開催
- ・2004年(平成16年)11月2日~11月30日 「郷土玩具展 子守りの人形・玩具」を開催
- ・2005年(平成17年)11月2日~11月30日 「郷土玩具展 天神さま~平山コレクションを中心に~」を開催
- ・2006年(平成18年)11月2日~11月30日 「柳田國男と旅」を開催

これらの展示期間中、授業の一環として教師引率のもとで見学がなされており、また民俗学研究所の展示スペースが、博物館実習に活用されるなどしている。

**【点検・評価】**

学際的研究において、「成城学Ⅰ〈柳田國男と民俗学〉」を開講するなど大学との連携は円滑に機能している。

民俗学研究所の活動には、学生・大学院学生も参加している。研究所の図書資料は、学部生がレポート執筆、卒論執筆のため積極的に活用している。

**【改善方策】**

学芸員課程委員会と連携し、展示の充実、展示室の有効活用をはかる。

学部学生などの利用を促進するために、蔵書検索が可能な「柳田文庫」に加え、その他の文庫・図書資料目録の電子化を準備中である。

**b. 大学院との関係****【現状説明】**

民俗学研究所には研究生(文学研究科博士課程後期在学学生)・研究員(オーバードクタークラス)制度があり(ともに任期一年、三年まで更新可能)、内外の若手研究者を受け入れてプロジェクト研究に参加させ、実践的な共同研究の経験を積ませている。一方では彼等の個別研究にも対応し、大学院併任の所員が指導にあたり、課題探究能力の開発・促進をはかっている。また、海外からの短期留学生を研究生、研究員として受け入れ、指導にあたっている。留学生の存在は、国際的な研究姿勢・能力を培う意味でも有意義であるが、さらには世界各地の研究者との交流を通じて促進する必要があり、大学院と連携して、2004年(平成16年)12月18日、成城大学図書館AVホールを会場として国際シンポジウムを開催した。テーマは『「地域」をどうとらえるか～ローカル文化の継承と再創造～』であり、2006年(平成18年)3月には報告書も刊行した。それを引き継ぐ形で、2006年(平成18年)1月13日には「戦後民族学・民俗学の理論的展開」なるテーマで国際シンポジウムを開催し、現在報告書の作成作業が進行中である。

**【点検・評価】**

研究生・研究員制度により、自立した高度な研究能力を有する多くの若手研究者を養成・輩出してきた。

短期留学生に関する規定がない大学院に代わって、民俗学研究所がその受け皿の機能を果たしている。

**【改善方策】**

大学院と連携して、大学院の学生・若手研究者の研究面・生活面での支援をいっそう強化する。そのため若手研究者を任期付きの調査員・講師として受け入れる制度の整備を検討する。

国際シンポジウムをより積極的に開催するとともに、海外研究者・研究機関との交流を推進し、研究上の協力関係を取り結ぶ必要があり、国際交流委員会と連携して対処したい。

## (9) 経済研究所

## ① 研究活動

## 【目標】

経済研究所の主な研究活動は、経済、経済学に関する講演会、シンポジウムの企画・開催とプロジェクト研究である。後者のプロジェクト研究は、原則3年を研究期間として、その成果は『成城大学経済研究所年報』や『成城大学経済研究所研究報告』（グリーン・ペーパー）シリーズとして刊行すると同時に、ホームページ上で公開している。これらの刊行および公開を継続発展させ、また、「高垣文庫」を主体とする文献の保管、整理、公開を通じて、学術研究の発展に寄与することを目標としている。

## (研究活動)

## C群 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

## 【現状説明】

## ◆講演会・シンポジウム・ミニ・シンポジウム

講演会は、学会において活躍している学外の研究者を招き、通常、年2回実施している。1998年(平成10年)度から2006年(平成18年)度実施した講演会・シンポジウムは以下のとおりである。

表 6-3 講演会・シンポジウム・ミニ・シンポジウム

41	石 弘光	二元的所得税論について 一利子・capital gains 課税のあり方一	1998.05.16
ミニ・シボ	吹春 俊隆	Newton 法による一般均衡分析	1998.05.22
ミニ・シボ	有江 大介	欲求・近代・公共性 一ミニマル・モラル・システムとしての市場	1998.06.17
42	井堀 利宏	財政構造改革のゆくえ	1998.07.04
43	林 健久	地方財政と景気対策	1998.10.03
ミニ・シボ	八幡 清文	18世紀思想における産業主義と反産業主義	1998.11.25
44	吉野 直行	日本の財政投融资と景気対策	1998.12.05
ミニ・シボ	花枝 英樹	資産証券化の経済分析	1998.12.18
45	田中 素香	欧州統合の発展と通貨統合	1999.05.22
46	内田 真人	欧州通貨統合と金融政策	1999.07.03
47	田中 俊郎	EU 統合の現状と展望 一拡大と深化の視点から一	1999.10.09
ミニ・シボ	西澤 保	救貧法から福祉国家へー世紀転換期の貧困・失業問題を中心にー	1999.10.27
ミニ・シボ	Paul Pacter	金融商品会計基準の国際的動向について	1999.11.05
48	浜 矩子	発足後1年のユーロランドについて考える	1999.12.04
ミニ・シボ	秋元 英一	アーヴィング・フィッシャーとニューディール	1999.12.09
ミニ・シボ	大隈 宏	EU 統合の政治力学	2000.02.22
研究会	角田 俊男	北アイルランドの共和主義とフランス・ハチスン	2000.02.24
49	小川 英治	通貨バスケット制導入の効果と障害	2000.06.17
49	原田 泰	経済統合とアジア	2000.06.17
ミニ・シボ	木畑 洋一	第2次世界大戦後のイギリスのアジア政策	2000.10.11
50	根本 忠宣	EUにおける金融構造の多様性とユーロ導入の影響	2000.11.11
50	原 洋之介	アジアのリージョナリズムの新しい動き	2000.11.11
ミニ・シボ	斉藤 純一	社会国家の変容をめぐって	2000.11.24

ミ・シホ°	黒崎 卓	アマルティア・センの経済学：貧困・不平等問題への貢献	2000.12.06
研究会	岡田 清	計量経済史をめぐる諸問題	2001.01.25
研究会	白鳥庄之助	Global Accounting Standards をめぐって	2001.01.25
研究会	花井 清人	地方公共投資の役割変化	2001.03.16
研究会	福光 寛	レッドライニング論から金融排除論へ	2001.03.16
51	後藤 晃	日本のイノベーションシステム	2001.06.30
51	島野 卓爾	欧州中央銀行（ECB）のインフレーション・ターゲティング	2001.06.30
ミ・シホ°	高月 昭年	アメリカの金融制度の最近の展開	2001.09.20
52	長谷川公敏	日本経済はなぜ回復しないのか	2001.10.27
52	宮川 公男	挑戦を受ける21世紀の資本主義文明	2001.10.27
ミ・シホ°	ゴードン・デ・ブラウ	Future Financial Arrangements in East Asia	2001.11.29
ミ・シホ°	出雲 雅志	夢の市場・市場の幻想	2001.12.13
ミ・シホ°	小島 健	小国ベルギーからみた欧州統合の歴史	2002.01.17
53	首藤 恵	金融危機後のアジア資本市場の再構築	2002.07.13
53	堀内 昭義	金融の発展と市場主義—日本の経験を踏まえて	2002.07.13
ミ・シホ°	加藤 博	イスラムにおける公と私	2002.11.25
54	楠本くに代	金融商品販売法施行後の金融消費者保護の実態と取り組むべき緊急の課題 —英国金融サービス・市場法施行後のFSAの取組みを参考に—	2002.12.07
54	田尻 嗣夫	郵貯・簡保資金の運用とリスク管理—海外事例の教訓を踏まえて	2002.12.07
ミ・シホ°	角田 俊男	国家主権の間の公共性—近代ヨーロッパの帝国と連合	2003.02.20
ミ・シホ°	井村 進哉 柳 在廣	住宅金融の証券化ロジックの違いについて—米・日・韓の比較を中心に—	2003.03.04
ミ・シホ°	横川 新	国際貿易（WTO）と紛争解決	2003.03.18
ミ・シホ°	ゴードン・デ・ブラウ	Structural Reform in Australia	2003.06.17
ミ・シホ°	江夏 由樹	中国東北地域の土地をめぐる中国と日本—東亜勸業の歴史から—	2003.12.18
55	藤田 誠一	グローバリゼーションの下でのユーロ登場の意味	2003.07.05
55	浅沼 信爾	東アジアの経済発展とグローバリゼーション	2003.07.05
56	斉藤 聖美	ベンチャーで日本を活性化させる	2003.12.06
56	平尾 光司	日本におけるベンチャービジネスの展開とその課題	2003.12.06
ミ・シホ°	松田 岳 山村 延朗	米独の金融危機と地域金融	2004.01.20
57	小野 有人	アジア域内における「最後の貸し手」の意義と課題	2004.06.26
57	石山 嘉英	国際資本移動の増大と為替レート制度のあり方	2004.06.26
ミ・シホ°	明石 茂生	「前近代」世界システム：形成と変容	2004.07.06
58	駒村 康平	2025年の社会保障制度	2004.10.23
58	石 弘光	少子・高齢社会における税・社会保障負担のあり方	2004.10.23
ミ・シホ°	佐藤 宏	中国における体制移行と国家—農民関係：1990年代末以降の行財政改革を中心に	2005.01.27
ミ・シホ°	小松啓一郎	日本経済の評価とその問題点	2005.01.31
59	岩田 健治	新時代のEUの金融システム	2005.06.25
59	日向野幹也	小口金融における実店舗の役割—ドイツ・英国・日本	2005.06.25
ミ・シホ°	瀧澤 弘和	比較制度分析—枠組みと現在の課題	2005.07.12
ミ・シホ°	大月 康弘	帝国と慈善—ポスト・ナショナリズム期に露呈するキリスト教帝国の遺産	2005.10.27
60	高橋 伸子	金融経済教育の現状と課題—金融消費者、個人投資家は育つか	2005.10.29
60	矢野 誠	市場の質と企業金融制度：企業買収制度のあり方などをめぐって	2005.10.29
特別セミナー	セラートス セルバンテス	The Economic Partnership Agreement Japan—Mexico：New Investment Opportunities	2005.11.09
ミ・シホ°	丹沢 安治	地域経済振興と金融戦略の融合としての地域経済がバハンスト°イ連邦共和国（とくにKarlsruhe）における地域経済がバハンスの地平—	2006.02.02
ミ・シホ°	佐伯 尤	南アフリカ金鉱業史	2006.02.22
ミ・シホ°	池本 正純	企業家論の視点と現代日本	2006.06.01

シボ	大森 弘喜	肺病やみの街—19世紀パリの結核蔓延と公衆衛生	2006.06.20
61	栗原 裕	量的緩和策の評価と今後の課題	2006.07.01
61	和田 一夫	フォード生産システムの再検討から、トヨタの企業行動を読む	2006.07.01
62	佐藤 政則	高橋是清の経済論—戦間期日本を中心に—	2006.10.14
62	十川 廣國	企業と市場・社会—戦略経営の視点をまじえて—	2006.10.14
シボ	堀内 圭子	浮世絵を生かした街づくり—小布施町の北斎と墨田区の北斎—	2006.11.28
シボ	鹿野 嘉昭	グローバル化、情報化と日本型金融システム—メインバンク関係の変容を中心として—	2007.01.24
シボ	永島 剛	感染症統計に見る都市の衛生環境—大正期東京の腸チフスを事例として—	2007.01.31

## ◆ 『成城大学経済研究所年報』の刊行

創立以来、経済研究所の年間の研究活動の集大成として、年報を公刊してきた。1998年(平成10年)度以降については、下記のとおりである。

表 6-4 『成城大学経済研究所年報』

号数	執筆者	タイトル
11 (1998)	岡田 清	「取引費用経済学の系譜」
	神田 秀樹	「セキュリティタイゼーションの現状と課題」
	篠原三代平	「東アジア経済のダイナミズムを考える」
	高野 義樹	「住宅金融システムと債権の流動化」
	小山 明宏	「ドイツ証券市場の問題と展望」
	シボジウム	「日本経済の構造変化と金融システム改革」
	問題提起 寺西重郎	
	金融システムの国際比較と日本版ビッグ・バン 黒田晁生	
	証券市場からみた金融ビッグバン 米澤康博	
	金融技術革新の潮流—リテール金融との関連で— 村本孜	
情報化と金融システム改革 池尾和人		
討論		
12 (1999)	石 弘光	「二元的所得税論について—利子・譲渡益をいかに課税すべきか—」
	井堀 利宏	「財政構造改革のゆくえ」
	林 健久	「地方財政と経済政策・景気政策」
	吹春 俊隆	「Newton法による一般均衡解の計算」
	花枝 英樹	「資産証券化の経済分析」
	吉川 卓也	「財務データからみたわが国企業の資金調達の特徴および企業規模別借入金利の計測」
13 (2000)	田中 素香	E U通貨統合と国民経済—グローバル化への対応を中心に—
	内田 真人	欧州通貨統合と金融政策—統合後1年の課題と展望を中心に—
	田中 俊郎	E U統合の現状と展望—拡大と深化の視点から—
	西沢 保	救貧法から福祉国家へ—世紀転換期の貧困・失業問題と経済学者・官僚—
	秋元 英一	アーヴィング・フィッシャーとニューディール
	明石 茂生	ケインズ『一般理論』再読—失いし世界
	小川 英治	通貨バスケット制導入の効果と障害
14 (2001)	原田 泰	統合は平和と繁栄をもたらすか—経済統合とアジア—
	根本 忠宣	欧州における金融システムの多様性と統合の影響
	原 洋之介	世界史のなかのアジア経済—グローバリズムと地域性の経済学—
	斎藤 純一	社会国家と統治の変容
	後藤 晃	日本のナショナル・イノベーション・システムとその改革
15 (2002)	島野 卓爾	欧州中央銀行 (ECB) のインフレーション・ターゲティング
	長谷川公敏	日本経済はなぜ回復しないのか
	宮川 公男	挑戦を受ける21世紀の資本主義文明
	高月 昭年	日米銀行法制の違いと法律の沈黙



16 (2003)	首藤 惠	金融危機後のアジア資本市場の再構築
	堀内 昭義	第二次大戦後の金融システムの機能を評価するー銀行経営ガバナンスの視点ー
	楠本くに代	「金融商品の販売等に関する法律」（「金融商品販売法」）施行後の金融消費者保護の実態と取組むべき緊急の課題ー英国「2000 金融サービス・市場法」と施行後の FSA の取組みを参考にー
	田尻 嗣夫	郵便貯金・簡易生命保険の資金運用と欧米運用機関の教訓
	村本 孜	グローバリゼーションと効率・公平ー展望と金融排除ー
17 (2004)	藤田 誠一	グローバリゼーションとユーロ登場の意味
	浅沼 信爾	アジアの経済発展とグローバリゼーション
	斎藤 聖美	ベンチャーで日本を活性化する
	平尾 光司	アメリカにおけるベンチャーキャピタルの発展過程
	江夏 由樹	中国東北地域の土地をめぐる中国と日本
18 (2005)	小野 有人	アジア域内における「最後の貸し手」の意義と課題ー国際金融機関による政策競争の観点からー
	石山 嘉英	国際資本移動の増大と為替レート制度の選択
	駒村 康平	21 世紀型の社会保障制度を求めてー2025 年を視野に入れた改革ー
	石 弘光	少子・高齢社会における税・社会保障負担のあり方
	佐藤 宏	現代中国における国家と農民ー税制改革と所得分配ー
19 (2006)	日向野幹也	小口金融における実店舗と「動線」の役割ー日米英独の経験ー
	岩田 健治	EU（欧州連合）の新しい金融サービス政策
	矢野 誠	M&A市場とその質
	高橋 伸子	金融経済教育の現状と課題ー金融消費者、個人投資家は育つかー
	瀧澤 弘和	比較制度分析：枠組みと最近の展開
	相原 章	コンピテンシーに基づく HRM の動向

### 【点検・評価】

これまで、競争的研究費である日本私立学校振興・共済事業団による学術研究振興資金の交付を、民俗学研究所と交代で申請し(1 法人 1 申請のため)、以下のように定期的に助成を受け、その都度成果を『経済研究所年報』その他に発表してきた。

平成 8-9 年度(1996-97 年度)

「債権流動化と資本市場」(研究代表者白鳥庄之助、総額 10,400,000 円、うち学術研究振興資金 4,400,000 円)

本研究の成果として、白鳥庄之助、村本孜、花枝英樹、明石茂生著『金融デリバティブの研究ースワップを中心にー』(成城大学経済研究所モノグラフ・シリーズ 2、同文館出版、全 6 章、235 ページ、平成 8 年(1996 年)7 月)を刊行した。

平成 13 年度(2001 年度)

グローバル資本主義の現状とその展開(研究代表者村本孜、総額 4,000,000 円、うち学術研究振興資金 1,250,000 円)

平成 15 年度(2003 年度)

グローバル資本主義の展開と地域経済統合(研究代表者村本孜、総額 3,733,000 円、うち学術研究振興資金 1,200,000 円)

本研究の成果として、村本孜編著『グローバリゼーションと地域経済統合』(蒼天社出版、全 9

章、247 ページ、平成 16 年（2004 年）3 月）を刊行した。

### 【改善方策】

研究活動をより活発に進めるためには、学術振興資金だけではなく、ほかの研究助成金の獲得も視野にいれ、積極的な外部資金の導入を図ることを目指す。

兼任所員だけで構成されており、各所員は教育・行政上学部での負担が大きい。そこで将来的には専任所員の配置が必要となろう。

### （教育研究組織単位間の研究上の連携）

#### A 群 附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

##### a. 大学との関係

### 【現状説明】

経済研究所は、別掲のように、その沿革と目的から、所長と、所員の多くが、経済学部の教員によって兼任されており、プロジェクト研究方式（第 1 部＝歴史・思想部門、第 2 部＝理論・現状部門）によって経済社会および経済学に関する研究活動の場を提供している。しかし同時に、経済学部以外の 3 学部からも複数の教員が所員として参加しており、学際的研究もめざしている。

また、ホームページや配布物を通じて広報に努め、学生や大学院学生に、資料や所蔵書物の存在を知らせたり、講演会への積極的参加を促したりしている。

### 【点検・評価】

大学との連携により、本プロジェクト研究が促進されている点や学際的な研究の促進を目指している点が評価できる。

また、経済研究所の資料や所蔵書物が、卒業論文や修士論文の作成に利用されていること、および、講演会のテーマによっては、学生や大学院学生の参加も見受けられることなどは、研究所の広報活動の結果と評価できよう。

### 【改善方策】

大学との連携をさらに強め、研究成果をあげる。

##### b. 大学院との関係

### 【現状説明】

経済研究所には研究員制度があり、現在まで 10 名のオーバードクタークラスの若手研究者を受け入れている。その研究成果を刊行する場として、研究報告会を開催し、ディスカッション・ペーパー（ピンクペーパー）の執筆の機会を与えている。ディスカッション・ペーパーは、4 号発刊されており、執筆に際しては、専門分野の近い所員が指導にあたり、ペーパーの質を維持するとともに、若手研究者の能力の向上に貢献している。

ディスカッション・ペーパー・シリーズ

- 1 丸山和彦「満足概念と満足・不満足経験後行動の一考察」(2003年3月)
- 2 小松啓一郎「環太平洋地域における1997年地域通貨危機に関する一考察(英国政府内から見た視点を中心に)ー新たなビジネス機会を求めてー」(2004年3月)
- 3 福島章雄「地域通過とIT」(2006年3月)
- 4 小松啓一郎「英国通商産業省内から見た日本経済像とその対日貿易・投資促進策をめぐる一考察(1997年アジア地域通貨危機前後)ー新たなビジネス機会を求めてー」(2005年6月)

また2005年(平成17年)度には、メキシコのグアダハラ大学から客員研究員(2005年(平成17年)10月～11月)を受け入れ、本人の日本における調査研究を支援するとともに、研究会を開催した。

**【点検・評価】**

研究員制度を通じて、若手研究者の研究能力向上に寄与することができた。彼らは、大学、その他の研究機関への就職、あるいは専門職に進んでいる。

**【改善方策】**

大学院と連携して、大学院の学生・若手研究者の研究面・生活面での支援をいっそう強化する必要がある。そのためには、若手研究者を任期付きの調査員・講師として受け入れる制度の整備を検討する。

国際化の時代にあって海外の研究者の受け入れについても大学院と連携して積極的に取り組む。大学院との連携をさらに強め、研究実績を上げる。

第7章施設・設備等



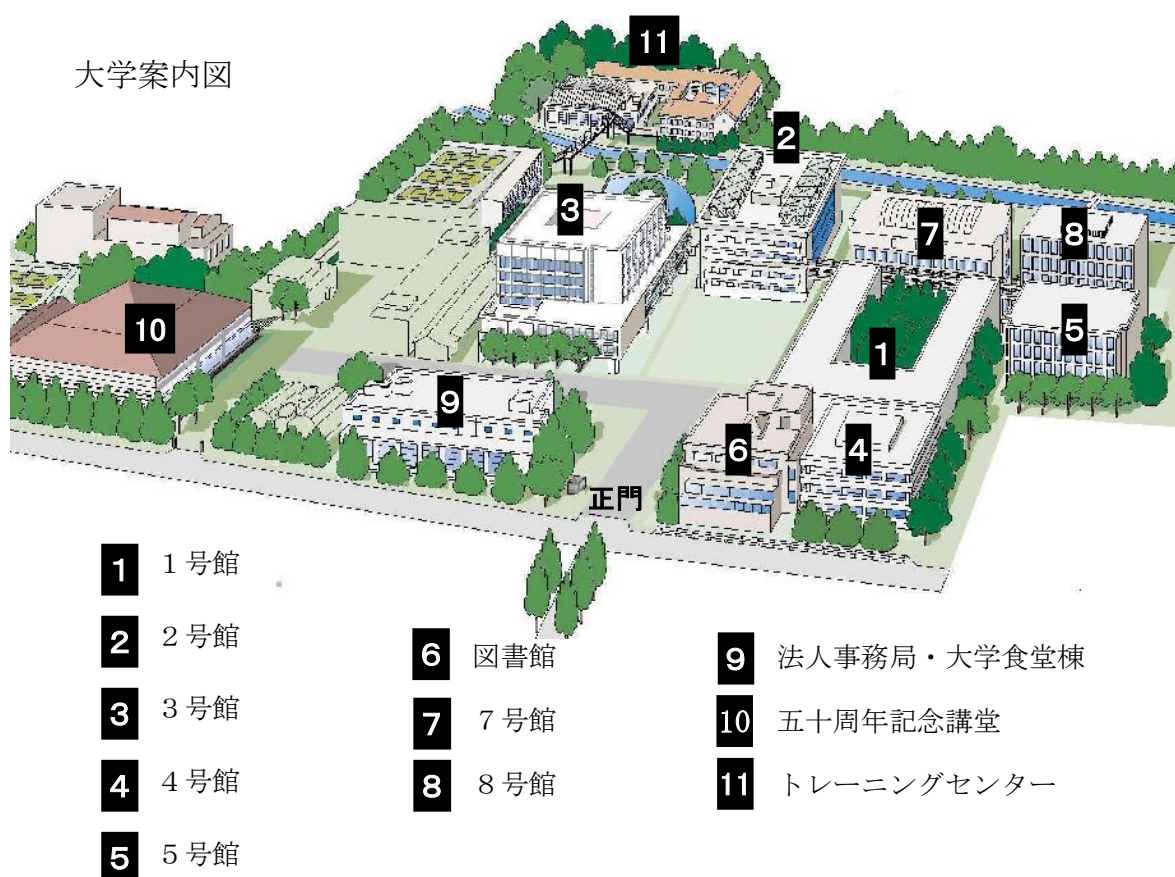
## 1. 大学の施設・設備等

## (1) 大学全体

本学園は、幼稚園から大学院までの総合学園であり、それら各学校の教育課程に応じた校舎・設備は、東京都世田谷区成城の一角に集中している。ほかに神奈川県伊勢原市にある伊勢原総合グラウンドおよび幾つかの校外自然教育施設がある。世田谷の成城キャンパスは、東京23区内にあるにも拘わらず、樹木が多くまた池を有する自然豊かな環境にある。大学は、この学園内の総合的な調和と自然を大事にしながら、設備計画を実施してきた。また本学が1925年(大正14年)に現在地に校舎を移設した後に、小田急電鉄が運行を開始し、駅名に学園名が使われ、また町名も校名から名づけられた歴史的経緯があり、設立当初から地域との共生を重視してきた。

本学においては、2007年(平成19年)12月をもって、成城大学イノベーション・プロジェクトにおける建物の改築・新築等が完了したところである。

図 7-1



## 【目標】

本学の理念に沿った教育・研究活動を遂行するために必要不可欠な校地・校舎を整備する。時代に応じた施設・設備を新設あるいは更新整備するとともに、最新設備を授業で有効に使用するための支援体制および施設・設備を効率的に維持管理する体制を整備する。

## (施設・設備等の整備)

## A群 大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

## 【現状説明】

2007年(平成19年)10月1日現在の大学の校地面積は、311,215.8㎡、大学専用の校舎総面積は、45,859.95㎡で、校地および校舎面積とも、大学設置基準を上まわっている(大学基礎データ表36)。

主要な建物の建築概況は、下記のとおりである。

表 7-1 主要な建物の建築概況

新築工事履歴					改築・改修履歴			
名称	竣工年	構造	用途	面積(㎡)	名称	完成年	用途	面積(㎡)
※ 1号館	昭和33年	RC造 5階建	講義室・演習室・研究室等	4,795.19	全棟 改修工事	平成19年11月	講義室・事務室・共通教育研究センター	4,795.19
※ 2号館	昭和39年	RC造 5階建	講義室・演習室・研究室等	4,501.92	全棟 改修工事	平成19年12月	講義室・会議室・事務室	4,501.92
※ 3号館	昭和44年	RC造 4階建	講義室・演習室・研究室等	5,963.76	改築工事	平成19年9月	講義室・演習室・研究室等	11,525.21
※ 4号館	昭和43年	RC造 4階建	講義室・演習室・研究所・書庫	2,468.88	部分 改修工事	平成19年9月	講義室・演習室・研究所・書庫	2,468.88
5号館	昭和52年	RC造 5階建	講義室・演習室・研究室等	4,932.97				
6号館 (図書館)	平成元年	RC造 地下3階 地上5階 建	閲覧室・書庫・事務室	6,312.92				
7号館	平成6年	RC造 6階建	講義室・演習室	5,132.18				
※ 8号館	平成17年	RC造 6階建	講義室・演習室	3,426.12				

2004年(平成16年)度に大学で策定された成城大学イノベーション・プロジェクトは、施設・設備に関しては、①従来から指摘されていた教室と教員個人研究室の狭隘および老朽化を解消すること、②創設が予定された新学部のために新規の教室・研究室を確保すること、③耐震診断で補修工事が必要と判明した建物を安全な構造物にすることなどの課題の解決を目指した。具体的には、当初大学内で、①耐震検査の結果最も脆弱と判明した古い3号館を高層の建物に改築し、

教室と教員個人研究室の充実を図ること、②最新の情報教育設備を備えた8号館を新築することが企画されたが、これを受けて学園全体でも、学園全体の建築・改修計画を企画し、その中で大学の改修プログラムとして、③老朽化した大学校舎1.2.4号館の改修も企画された。これらの企画にあたる工事は、【表 7-1】における※の項目がそれにあたる。

これらの大学関係の建築計画工事は2007年(平成19年)12月に完了した。

## 1) 成城大学イノベーション・プロジェクトにおける各棟の改築・新築等の概要

### 1 号館

1958年(昭和33年)竣工の1号館は、2005年(平成17年)に1号館北棟改修工事において耐震補強および全室冷房化、室内照度の改善、明るく清潔感のある内装仕上げ、教室間の音漏れの改善が行われた。また、教室の机は、固定式長机から可動式一人～二・三人用机に変更された。これに伴い、一人当たりの占有面積の増加という教育上の改善効果があった。

1号館中央棟の改善計画(第1期工事)では、成城大学イノベーション・プロジェクトの実践項目である全学共通教育カリキュラムの2007年(平成19年)度開始に伴い、施設の面で支えとなる共通教育研究センターが新設されたが、センター長室(22.0m<sup>2</sup>)とセンター室(86.5m<sup>2</sup>)からなる。また、3学部(経済学部、文芸学部および社会イノベーション学部)共通の兼任教員専用の控室および印刷室が新設され、施設の集約化が図られた。事務関連施設については、既存の教務部・学生部・国際交流室に隣接し、キャリア支援部、保健室を配し、学生・教職員の施設利用のための動線が整えられた。

1号館南棟の改善計画(第2期工事)では、文芸学部施設移転跡の2階建てスペースは冷暖房完備の学生フロアと部活動室に改修された。

建物耐震性能向上工事としては、既存の構造壁に増し打ちや耐震壁への変更・新設が施され、地震災害における建物の耐震性能が改善された。

1号館の電気室は、1970年代以前に設置された高圧配線や遮断器などの老朽化や変圧器の増設による室内の狭隘さが指摘されていたが、この改修工事に併せて改修された。

### 2 号館

2号館改修工事計画(耐震工事を含む)は、2号館の社会イノベーション学部の3号館移転(2007年(平成19年)9月)跡のスペースを利用して施設の配置の改善に向けて検討されたものである。

1階には、学長室・事務局長室・事務室(総務課・管理課・入試広報部・企画調整室)・大会議室を配置して、慢性的な狭隘スペースの改善が図られた。2階には、数室の会議室等を新設して、学部会議や事務関連の会議に広く利用できる会議専用階を設置した。3階・4階には、教室・共同研究室・心理実験室および学芸員課程の実習室を設置した。

既存の構造壁に増し打ち補強や変更・新設を施し構造体を補強することにより、地震災害における建物の安全性が図られた。

2号館電気室は、1964年(昭和39年)竣工より電気需要の増加により変圧器や開閉器の増設により、電気室内の安全上の有効スペース、廃熱の処理能力、遮断器や電線の老朽化等の問題点が指



摘されていたが、2号館改修工事に併せて電気室の拡幅および機器の交換を実施した。

### 3号館

2007年(平成19年)9月に竣工した3号館の規模は、地下1階、地上8階建、軒高30メートル強、延べ床面積11,525.21㎡である。

従来、学部別に別棟となっていた3学部(経済学部・文芸学部・社会イノベーション学部)の教員個人研究室、学生用の学部共用研究室、教員用の学部研究室や学部研究事務室などが1棟にまとめられた。また3学部の資料を配架した雑誌室と書庫、さらに全学部共用の大小の会議室も設置された。さらに、学部関連施設だけでなく、教室も増設された。少人数教育に特化した30人、35人教室が15室、180インチのスクリーン2枚を備えた450人収容の大教室、100人から240人収容の中型教室が4室などである。なお、大型・中型教室の5室全てに液晶プロジェクター・書画カメラなどが備えられた。IT設備では、高速有線ネットワークに加えて、全館全域で学生・教員ともに無線LANを使うことができる。240人教室と450人教室との間、さらに8号館との教室との間に、遠隔授業用システムが装備された。

3号館の規模は以下のとおりである。

表 7-2 講義室・演習室 設置階：地階～2階

室名	適用	収容数(席)	面積(㎡)
003 教室	講義室	450	488.77
301 教室	講義室	30	41.98
302 教室	講義室	30	41.98
303 教室	講義室	30	41.98
304 教室	講義室	30	42.39
311 教室	講義室	180	191.52
312 教室	講義室	100	125.39
321 教室	講義室	180	191.52
322 教室	講義室	240	276.40
32K 教室	講義室	35	45.64
32L 教室	講義室	30	41.91
計	11	1,335	1,529.48
32A 教室	演習室	35	47.29
32B 教室	演習室	35	46.63
32C 教室	演習室	35	46.63
32D 教室	演習室	35	47.12
32E 教室	演習室	30	40.75
32F 教室	演習室	30	40.75
32G 教室	演習室	30	43.54
32H 教室	演習室	35	47.00
32J 教室	演習室	35	45.64
計	9	300	405.35
合計	20	1,635	1,934.83

表 7-3 学部施設 設置階：3階・4階

学部名	室名	室数	面積 (㎡)
経済学部	学部長室	1	45.76
	経済学研究科長室	1	31.57
	応接室	1	21.96
	学部研究事務室	1	56.36
	専任講師控室	1	43.03
	共用研究室	1	80.41
	集会室	1	65.90
	個人研究室	41	935.70
	ラウンジ	1	28.28
	計	49	1,308.97
文芸学部	学部長室	1	37.15
	文学研究科長室	1	32.94
	文芸学部資料室	1	27.09
	共用研究室	1	314.36
	作業室	1	32.79
	個人研究室	56	935.30
	ラウンジ	1	21.96
	計	62	1,401.59
社会イノベーション学部	学部長室	1	37.15
	社会イノベーション研究科準備室	1	33.00
	学部研究事務室	1	54.84
	ミーティングルームA	1	48.46
	ミーティングルームB	1	43.98
	ミーティングルームC	1	43.98
	応接室	1	21.96
	スタッフルーム	1	32.54
	個人研究室	30	682.06
	計	38	997.97
合計	149	3,708.53	

表 7-4 共用施設 設置階：地階・3階

室名	室数	収容数 (席)	面積 (㎡)
雑誌室	1	23	191.24
大会議室	1	102	126.96
小会議室	1	32	63.81
書庫	1	4	325.66
計	4	161	707.67

表 7-5 授業支援 設置階：1階

室名	室数	面積 (㎡)
教材準備室	1	31.80

表 7-6 アメニティースペース 設置階：地階～3階

室名	室数	収容数(席)	面積(m <sup>2</sup> )
ロビー	5	延べ48	延べ266.03
ピロティ	1	60	297.95
学生ホール	1	236	529.55
ウッドデッキ	1	18	160.66
計	8	362	1,254.19

表 7-7 施設管理スペース 地階

室名	室数	面積(m <sup>2</sup> )
空調機械室	1	186.82
消火ポンプ室	1	11.79
衛生機械室	1	59.75
電気室	1	138.56
自家発電機室	1	39.03
管理室	1	36.36
計	6	472.31

#### 4号館

4号館は、教室、大学院生研究室(専用の自習室)、大学院事務連絡室、文芸学部資料室、大学附置研究所(民俗学研究所、経済研究所)、および書庫のある4階建の建物である。

民俗学研究所は総面積887.76m<sup>2</sup>、その内訳は、所長室38.88m<sup>2</sup>、所長研究室19.44m<sup>2</sup>、事務室90.72m<sup>2</sup>、会議室58.32m<sup>2</sup>、閲覧室103.68m<sup>2</sup>、資料整理室19.44m<sup>2</sup>、所員研究室25.92m<sup>2</sup>、書庫317.52m<sup>2</sup>、展示ホール51.84m<sup>2</sup>などからなる。また、経済研究所は総面積353.16m<sup>2</sup>、その内訳は、所長室兼会議室51.84m<sup>2</sup>、事務室兼研究コーナー71.28m<sup>2</sup>、閲覧室51.84m<sup>2</sup>、作業室兼控え室19.44m<sup>2</sup>、書庫158.76m<sup>2</sup>などからなる。

今回の改修工事では、文芸学部資料室分室が新設され、アフガニスタン・バーミヤン石窟関係資料(タリバンによる破壊以前に撮影された貴重な写真フィルム)の冷凍保存庫が1号館より移設された。また、学生相談室の再配置が検討され2階から1階に移転された。

#### 8号館

2005年(平成17年)9月に8号館が竣工した。その中に、高度情報化に対応する情報教育の拠点となる施設として、メディアネットワークセンターが設置された。また、その年度の後期授業より教室の使用が開始された。

建物の規模は、鉄筋コンクリート造、地下2階、地上4階建、延べ床面積3,416.12m<sup>2</sup>で、建設には免震工法が採用された。建物基礎部分と上部構造の間に絶縁体を配置して、地震の揺れを直接建物に伝えないように考案されたものであり、建物そのものの被害を防ぎ、機器・備品の転倒による二次的災害を抑えられるものである。

教育に供する施設・設備として、キャンパスの情報ネットワーク管理部門(メディアネットワークセンター)の事務室、空き時間に自由にパソコンを使うことができるオープンルーム、ノートパソコン収納型の机が全席に配置され一般授業への利用も可能とした複合教室(2室)、教室備

えつけパソコンを活用して各種授業が展開可能なパソコン教室、およびパソコンと外国語教材の組み合わせで英会話をはじめ効果的な外国語教育が行われるマルチメディア授業支援システムを備えた CALL 教室(4室)が設置されている。

各種の独自教材作成のためには、スタジオクラスの性能を備える収録室、編集室、ビデオ教材の保管整理にライブラリー室が備えられている。また、学生の休み時間や放課後の過ごしやすい環境づくりのためのコミュニケーションスペースを設け、無線 LAN の利用を可能にした。

主な施設の規模は以下のとおりである。

表 7-8 8号館の施設

室名	収容数	面積 (㎡)	備考
メディアネットワークセンター事務室	———	90.95	IT 関連管理・授業支援
オープンルーム	57	106.77	PC 自習室
PC セミナールーム	34	71.48	
822 教室	81	107.10	PC 教室
821 教室	90	115.29	複合教室
823 教室	90	115.29	複合教室
831 教室	150	165.69	一般教室
832 教室	150	165.69	一般教室
008 教室	206	224.60	一般教室
801 教室	56	111.90	CALL 教室
802 教室	56	111.90	CALL 教室
803 教室	48	111.90	CALL 教室
804 教室	40	103.31	CALL 教室
収録室	———	25.70	
編集室	———	28.44	
資料室	———	74.40	ライブラリー室
サーバー室	———	61.67	
ラウンジ	45	77.64	
デッキテラス	16	72.90	
計	1,119	1,942.62	

## 2) アスベスト対策工事

文部科学省通達(2005年(平成17年)3月7日付、「学校施設等におけるアスベスト対策について」)に基づき、法人事務局において2005年(平成17年)11月に試料採取し分析した結果、4号館、および第一体育館の建材にアスベスト含有箇所があることが判明した。

このため、文部科学省通達に基づく適正処理方法に準じて対策工事の準備を始め、工事内容、工期について学内の関係学部および事務関係部署と調整のうえ、2006年(平成18年)2月から2006年(平成18年)9月にかけて、4号館2階学生相談室、4階文学研究科長室、教室、および第一体育館B・Cフロアについて可能な箇所から順次対策工事を行った。工事完成後の環境測定の結果、全ての工事箇所について安全が確認された。

工事履歴は以下のとおりである。

表 7-9 アスベスト対策の工事履歴

第一体育館 C フロアー	除去作業	平成 18 年 2 月 27 日～3 月 31 日
4 号館 4 階・全階段室	囲い込み	平成 18 年 3 月 11 日～3 月 22 日
第一体育館 B フロアー	除去作業	平成 18 年 7 月 18 日～8 月 31 日
4 号館 1 階～3 階	囲い込み	平成 18 年 8 月 1 日～9 月 11 日

### 3) 電力基盤整備

学園全体の電力需要は、東京電力との契約による既存の変電設備での容量では賅えない状況があり、電力供給設備の老朽化が目立ってきていた。

このため、教室の冷房化推進には機械の動力源として電気にかわるエネルギーの採用が不可避となり、ガスエンジン式ヒートポンプエアコンを導入した。しかし、2005年(平成17年)9月の8号館竣工に伴い、学園の契約電力の供給が2006年(平成18年)の夏には限界を超えることが明確になったため、東京電力との協議により、2006年(平成18年)5月、大学7号館に2,000キロワット以内の受電設備を増設し、大学建物5棟(1号館、2号館、5号館、7号館、8号館)の需給バランスを改善した。

一方、大学建物3棟(3号館、図書館、4号館)については、3号館建築による電力需要の増加並びに既存の受電設備および送電線の老朽化問題を総合して改善案を策定して、改修工事が行われた。その結果、大学キャンパスの受電設備は、3号館並びに7号館の2箇所となり、年来の停電事故に対する懸念を一掃して、安全で効率的な運用が可能になった。

#### 【点検・評価】

1998年(平成10年)度提出の「成城大学自己点検評価書」への勧告「講義室、演習室が狭隘なので、改善されたい」に対して取り組んできた。その結果として2007年(平成19年)10月1日時点の値と前回の値とを比較すると以下のとおりである。

#### A) 2007年(平成19年)10月1日時点

(講義室) 共用：学生1人当たり面積 1.52 m<sup>2</sup>

(演習室) 共用：学生1人当たり面積 0.24 m<sup>2</sup>

[注： 大学基礎データ表 37 の値は5月1日の値である]

#### B) 1998年(平成10年)度報告時点

(講義室) 共用：学生1人当たり面積 1.07 m<sup>2</sup>

(演習室) 共用：学生1人当たり面積 0.21 m<sup>2</sup>

上記のように、講義室においては、基準値(大学基準協会側基準値 1.5 m<sup>2</sup>)を上回る面積となり改善目標を達成した。また、演習室においても、前回の数値より 20%上昇し一応の改善効果がみられた。

今回の成城大学イノベーション・プロジェクトには入っていない建物の点検・評価について以下略記する。1977年(昭和52年)竣工の法学部施設と教室のある5号館は、竣工後30年を経過して、いくつかの問題点が指摘されており、特に、空調設備は機器の能力が低下して、冷房効果に影響が出ることがある(5号館については本章の法学部の項(317頁)参照)。また6号館(図書館)については第8章において記述されているが、収蔵スペースおよび建物、設備について、問題点が指摘

されている(343頁)。1994年(平成6年)度に視聴覚設備の充実した講義室や演習室を擁する建物として竣工した7号館は、2001年(平成13年)度に、学長プロジェクトとして講義室のうち2室をマルチメディア対応教室に改修されたが、その後特に問題は指摘されていない。

### 【改善方策】

施設・設備に関しては、成城大学イノベーション・プロジェクトにより、多くの改善がなされてきたが、本プロジェクトでは改修されなかった5号館では、上記のように空調設備に問題があるので、2008年(平成20年)度より年次計画を立てて、機器の更新を実施することとなった。

#### (施設・設備等の整備)

##### B群 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

### 【現状説明】

#### 1) パソコン

大学イノベーション・プロジェクトの事業のひとつとして実施された8号館の建築によって、8号館にはパソコン等を配備する801、821、822、823教室、PCセミナールームが新たに設置された。8号館建築前の学生用パソコンの数は311台、建築後では521台となった。現在の配備状況は以下のとおりとなっている。

表 7-10 パソコンの配備状況

学生用 PC	721 教室	ノート PC 56 台
	722 教室	ノート PC 56 台
	801 教室 (CALL)	デスクトップ PC 56 台
	802 教室 (CALL)	デスクトップ PC 56 台
	821 教室	ノート PC 63 台
	822 教室	ノート PC 81 台
	823 教室	ノート PC 63 台
	PC セミナールーム	デスクトップ PC 34 台
	オープンルーム(自習室)	デスクトップ PC 56 台

教師用パソコンは、716、721、722、723、731、008、821、823、831、832 教室に各 1 台、822 教室には 2 台が設置されている。

表 7-11 学生用情報コンセント設置状況

学生用情報コンセント設置施設(数)	図書館共同研究室(2)
	図書館研究個室(22)
	グループ学習室(8)
	8号館ラウンジ(6)

教師用情報コンセントは、1号館12教室、2号館15教室、3号館20教室、5号館11教室、7号館12教室、8号館8教室に設置されている。

表 7-12 学生用無線 LAN スポットの配備状況

学生用無線 LAN スポット	1～3号館、8号館全館・全室
	5号館 504、53A～53H 教室
	7号館 ラウンジ
	図書館グループ学習室

上記の無線 LAN スポットでは、教員も利用が可能である。

## 2) AV

近年、パソコンだけでなくプロジェクターを利用する授業が急増したため、ノートパソコンおよび移動式プロジェクターを購入して、教務部カウンター等で貸し出している。

配備状況は下記のとおりである。

- ① 学生用パソコン、プロジェクター、教員用パソコン、インターネット、各種映像機器を利用して、パソコン主体の授業または、映像主体の授業が展開できる複合教室(AV 教室 1)。

表 7-13 AV 教室 1

建物	教室	収容人数	映像機器	その他の機器
7号館	721 教室	90 (56)	ビデオ(VHS)、DVD、LD、OHC、	カセット、CD
	722 教室	90 (56)	同上	同上
8号館	821 教室	90 (63)	ビデオ(VHS)、DVD、OHC	講義録画・遠隔講義
	823 教室	90 (63)	同上	同上
	822 教室	81 (81)		同上
計	5 室	441 (319)		

( ) の数値は、学生用パソコンの設置台数。

- ② プロジェクター、教員用パソコン、インターネット、各種映像機器を備えたマルチメディア教室(AV 教室 2)。

表 7-14 AV 教室 2

建物	教室	収容人数	映像機器	その他の機器
3号館	311 教室	180	ビデオ(VHS)、DVD、OHC	
	312 教室	100	同上	
	321 教室	180	同上	
	322 教室	240	同上	講義録画・遠隔講義
	003 教室	450	同上	タブレットパソコン
7号館	716 教室	60	ビデオ(VHS)、DVD、LD、OHC、	カセット、CD、メインスピーカー
	723 教室	90	同上	同上
	731 教室	150	同上	CD、メインスピーカー
8号館	831 教室	150	ビデオ(VHS)、DVD、OHC	講義録画・遠隔講義
	832 教室	150	同上	同上
	008 教室	206	同上	同上
計	11 室	1,956		

- ③ プロジェクターと各種映像機器が利用できる教室。また、移動式の教師用のノートパソコンを接続することにより各種コンピュータソフトの情報が提示できる教室(AV 教室 3)。

表 7-15 AV 教室 3

建物	教室	収容人数	映像機器	その他の機器
1号館	134 教室	121	ビデオ(VHS)、DVD	
5号館	504 教室	188	ビデオ(VHS)	
7号館	715 教室	30	ビデオ(VHS)、DVD、LD	カセット、CD
	732 教室	150	ビデオ(VHS)、DVD、LD、OHC	カセット、CD、メインスピーカー
	733 教室	120	同上	カセット、CD、メインスピーカー
	007 教室	387	ビデオ(VHS)、OHC、スライド 映写機、16 ミリ映写機、収録 カメラ	カセット、CD、プロメミアムスピー ーカー、モニタースピーカー
4号館	445 教室	24	ビデオ(VHS)、LD、OHC	カセット、CD
計	7 室	1,020		

- ④ 固定式のモニターTV で各種映像機器が利用可能な教室。また、移動式のプロジェクターを設置し、パソコンの情報が提示できる教室(AV 教室 4)。

表 7-16 AV 教室 4

建物	教室	収容人数	映像機器	その他の機器
1号館	121 教室	54	ビデオ(VHS)	スクリーン
	122 教室	54	同上	同上
	123 教室	62	ビデオ(VHS)、DVD	
	124 教室	62	ビデオ(VHS)	
	131 教室	54	同上	
	132 教室	54	同上	
	133 教室	105	ビデオ(VHS)、DVD	
	141 教室	54	ビデオ(VHS)、DVD	
	142 教室	54	ビデオ(VHS)	
	143 教室	105	同上	
5号館	501 教室	80	ビデオ(VHS)、DVD	スクリーン
	502 教室	120	ビデオ(VHS)	同上
	503 教室	80	同上	同上
	505 教室	120	同上	同上
	521 教室	80	ビデオ(VHS)、DVD	同上
	522 教室	120	ビデオ(VHS)	同上
	523 教室	80	同上	同上
	524 教室	80	同上	同上
	525 教室	120	同上	同上
	526 教室	80	ビデオ(VHS)、DVD	同上
	53A ゼミ教室	36	ビデオ(VHS)	同上
	53B ゼミ教室	36	同上	同上
	53C ゼミ教室	36	同上	同上
	53D ゼミ教室	36	ビデオ(VHS)、DVD	同上
	53E ゼミ教室	36	ビデオ(VHS)	同上
	53F ゼミ教室	36	同上	同上
	53G ゼミ教室	36	同上	同上
	53H ゼミ教室	36	ビデオ(VHS)、DVD	同上
計	29 室	2,027		



- ⑤ 移動式のプロジェクター、モニターTV で各種映像機器が利用可能な教室。また、移動式のプロジェクターを設置し、パソコンの情報が提示できる教室(AV 教室5)。

表 7-17 AV 教室5

建物	教室	収容人数	映像機器	その他の機器
3号館	301 教室	30	ビデオ(VHS)、DVD、OHC	カセット、CD、MD
	302 教室	30	同上	同上
	303 教室	30	同上	同上
	304 教室	30	同上	同上
	32A ゼミ教室	35	同上	同上
	32B ゼミ教室	35	同上	同上
	32C ゼミ教室	35	同上	同上
	32D ゼミ教室	35	同上	同上
	32E ゼミ教室	30	同上	同上
	32F ゼミ教室	30	同上	同上
	32G ゼミ教室	30	同上	同上
	32H ゼミ教室	35	同上	同上
	32J ゼミ教室	35	同上	同上
	32K 教室	35	同上	同上
32L 教室	30	同上	同上	
7号館	711 教室	70	ビデオ(VHS)、LD	同上
	712 教室	70	同上	同上
	713 教室	70	同上	同上
	714 教室	70	同上	同上
	724 ゼミ教室	24	同上	同上
	725 ゼミ教室	24	同上	同上
	726 ゼミ教室	24	同上	同上
計	74 室	837		

## 【点検・評価】

パソコンの一般教室配置については充実してきたが、パソコンが自由に使えるオープンルーム(自習室)が、【表 7-18】よりわかるように、利用者の増加に比して少ない。

表 7-18 オープンルーム(自習室)年度別利用者数

(単位 人)

2005年(平成17年)度	60,169
2006年(平成18年)度	121,134
2007年(平成19年)度*	75,495

\*2007年(平成19年)度は4月から10月末まで7ヵ月間の集計

## 【改善方策】

パソコンが使える自習室の増設を検討する。また、無線 LAN を有効に活用するために、パソコンの貸し出し制度を検討する。

## (キャンパス・アメニティ等)

## B群 キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

## 【現状説明】

キャンパス・アメニティの形成・支援を主たる業務目的とする体制は確立されていない。  
現在は学生部がキャンパス内の不具合等の改善を、その都度行っている。

## 【点検・評価】

学生による申し出または課員の巡回にて発見された施設等の不具合・要修理箇所の対処、施設等利用ルールの遵守を学生に指導することなど、管理課・法人管財課等と協力し対処している。

## 【改善方策】

キャンパス・アメニティの必要性を周知させる。機能性・快適性・安全衛生性・防災防犯・運営活用・維持管理などの観点から、施設・設備・環境等の問題点に対処し、学生生活の快適性や近隣への配慮を心がけ、それらを実施に移す体制を確立するよう努める。

## (キャンパス・アメニティ等)

## B群 「学生のための生活の場」の整備状況

## 【現状説明】

学生が自由に過ごせる場所、飲食できる場所は、食堂施設を含めて【表 7-19】のとおりである。

表 7-19 「学生のための生活の場」の整備状況

建 物	場 所	席数	開室時間 (開講期平日)	営業時間 (開講期平日)	備 考
1号館	学生フロア	200	7:00~20:00	10:30~13:30	
2号館	第二学生ホール	20	7:00~20:00		
3号館	学生ホール	255	7:30~20:00	10:30~16:00	売店(弁当・おにぎり・パン他)
	ピロティー	60			
7号館	学生ラウンジ	310	7:30~20:00	8:30~17:30	食事・喫茶
8号館	ラウンジ	40	7:30~20:00		
	テラス	16			
法人棟	学生食堂	412	9:30~16:30	10:00~16:00	食事・売店
	学生喫茶	250	8:30~18:00	8:30~17:30	食事・喫茶
座席総数		1,563			

8号館建築計画において、学生が休み時間や放課後にゆったりくつろげ、そしてパソコンのLAN接続が出来る場が整備された。屋外緑地に面して日当たりの良い場所を選定して、開放感のある天井吹き抜け型スペースにカウンター席、グループ席を配したラウンジ(77.6㎡、45席)が設置さ

れた。また、これに接する形でウッドデッキにベンチを配し自然の風を感じられるデッキテラス(72.9㎡、15席)を設け、貴重な安らぎ空間を提供している。

3号館は、成城池および周辺緑地に隣接しており、建築計画には自然豊かな環境に恵まれた立地条件を活かした設計を取り入れた。学生ホール(488.8㎡、255席)、地階ロビー(96.2㎡、12席)には、ガラス間仕切り越しに成城池および周辺緑地が眺められ、学生生活の中で四季の移り変りに接することができる貴重な場所である。また、屋外デッキテラス(160.7㎡、18席)は、最も緑地に近く、日光・緑・風に接することができる。

2003年(平成15年)5月1日施行の健康増進法第25条に受動喫煙防止に関する規定が盛り込まれたことに伴い、2003年(平成15年)9月1日より大学中庭のベンチ横の灰皿を撤去し、建物入り口付近9カ所に喫煙場所を設けた。屋内は全面禁煙とし、生活環境の改善を図った。

### 【点検・評価】

近年の一連の建物建設計画においては、学生がくつろげる環境づくりをテーマの1つとしてきたが、それが実現できたことは教育環境の大きな改善となった。

### 【改善方策】

大学内の喫煙については、分煙化を積極的に進め、喫煙場所を極力減らす方策をとり、キャンパスのクリーンイメージを高めていく。さらに、大学内を全面禁煙にすべきかどうか今後検討する。

### (キャンパス・アメニティ等)

#### B群 大学周辺の「環境」への配慮の状況

### 【現状説明】

本学キャンパスは、都内でも有数の高級住宅地に位置し、周辺は正門前のイチョウ並木をはじめ、武蔵野の面影を色濃く残している。本学園界隈の景観は世田谷界限賞を受賞しており、さらにキャンパス内にある成城池は世田谷百景に選ばれている。また、第一グラウンド沿いの桜並木は、花見の頃には学生・生徒・児童はもとより、卒業生や保護者、近隣住民の方々に憩いの場を提供している。創立90年という歴史の中で育まれた自然環境を、できるかぎり保持・維持していくことは、本学園の方針である。3号館建設の際にも、建築用地内にあった多くの樹木を、相応の経費をかけて移植し、キャンパス内に別置した。また3号館に近接していた大木を生かすために、建物側の設計変更もした。さらに大学周辺地域にある既存の桜並木との連続性を考慮して、8号館建設時の外構工事として、河川沿いの学内敷地に、桜を植樹した。

住宅街に位置する悩みとして、違法駐車・駐輪問題や騒音問題等がある。違法駐車については、学生の自動車・オートバイ通学を禁止しており、万が一、自動車・オートバイ通学が発覚した場合は適切な指導を行うため、昨今、地域住民からの苦情はほとんどなくなった。違法駐輪についても、自転車通学を事前登録制にするとともに、2004年(平成16年)4月に正門脇の駐輪場を整備し、2005年(平成17年)8月に8号館脇駐輪場を拡張したことで、地域住民からの苦情は大幅に減

少した。なお、大学の職員が町内会や地域の放置自転車対策協議会に参加している。騒音問題について、主に音楽系のクラブによる活動時に発生する音に対しては、2006年(平成18年)8月に活動室の防音改修工事を行い、学園祭開催時における騒音については、学生が事前に近隣住民宅に案内状等を配布することで、理解を得られるよう努めている。また、グラウンドの砂塵問題については、散水を行うなどの対処をしているが、人工芝化の検討を始めたところである。

正門前の西側道路は道幅が狭い割に自動車の交通量が多く、学生・生徒等や近隣住民の歩行に危険が伴うため、2006年(平成18年)1月に、幅2m、長さ64mにわたって敷地の一部を舗道として整備・提供した。

世田谷区の環境総合対策室から、区内大学と区が環境に関する事業協力の仕組みを構築し、区民に向けた環境教育・環境学習の機会を創ろうという呼びかけがあり、大学として会議に参加している。

### 【点検・評価】

自然環境保存および違法駐車・駐輪問題などの解消は、地域との共生に向けた成果といえる。

### 【改善方策】

社会貢献や地域に開かれた大学が求められる今日、周辺コミュニティーに積極的に働きかけて理解を深めることは重要である。大学として今後もその努力を続けるとともに、地域との共生の更なる強化に向け新しい取組も検討したい。

### (利用上の配慮)

#### A群 施設・設備面における障害者への配慮の状況

### 【現状説明】

玄関ホールに段差のある建物が多く、段差をなくすためスロープの設置や点検補修を実施している。建物内部においては、5号館男子トイレを改造し、車椅子利用者に対応したトイレブースを設置している。また、平成元年以降に建設された図書館、トレーニングセンター、3号館、7号館、8号館には、多目的トイレが、そして3号館、8号館には、バリアフリー対応の施設・設備が、それぞれ完備されている。

障害者の車両乗り入れに便宜を図るため、専用の駐車スペースを設けている。現在、大学院の学生が利用しており研究のための休日・夜間の施設使用を考慮して、在学中に限り鍵を所持してもらうように配慮している。

### 【点検・評価】

通路の段差を解消するため、簡易的ではあるが木製スロープを各所に設置して適宜に更新しており、バリアフリー対応は進んでいる。

**【改善方策】**

可能な限り段差の解消またはスロープの木製からコンクリート製への切り替えを行い、恒久利用を図る。また、構内の全ての施設・設備に万全な対策が施されていない面を補うため、学部並びに事務組織が連携し、障害者のキャンパス生活が安全で充実したものになるような協力体制を構築していく。

**(組織・管理体制)****B群 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況****【現状説明】**

法人事務局棟および幼稚園から高等学校までの施設・設備は、法人事務局財務部管財課が管理している。

大学の施設・設備の管理については、大学事務局の管理課が管轄し所掌事務を遂行しているが、①管理課の専任職員、派遣職員による事務・営繕・保守業務、および②外部企業への清掃・施設管理の一括委託、という2つの管理方法を採用している。

なお、AV設備の運用管理は教務部と管理課が担当し、IT設備の運用管理はメディアネットワークセンターが担当している。

**【点検・評価】**

大学イノベーション・プロジェクト等により、建物の新設・改築により施設の環境整備が整う一方、施設・設備の管理面積並びに空調設備が増加した。従来の暖房用ボイラーの運転業務から、館内の電気・空調を監視および制御する業務に変わりつつあり、施設の管理には専門知識や経験がより必要となっている。

新設校舎の稼働率が高まり、定期清掃が予定どおりにできない状況になっている。また、学事等の繁忙期には、日程が過密で作業にゆとりがなく人為的ミスが懸念される。

AV設備・IT設備の管理体制に関しては、各担当部署にスタッフを配置して教育・学術研究に係る支援体制が確立されている。

**【改善方策】**

委託業務の問題点を探ることは、業務を監督する管理課にとって重要な課題である。当面は、業務内容を精査し改善項目を見出し、施設利用者・委託業者に十分に理解が得られるように改善する。

**(組織・管理体制)****B群 施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況****【現状説明】**

健康・衛生管理に関して、法令に基づき、害虫駆除、受水槽・高置水槽の定期清掃、簡易水道

検査を法人事務局の所管業務として実施している。

防犯対策に関しては、2002年(平成14年)度大学入試センター試験の導入に伴い、書類の適正管理のため、2001年(平成13年)10月に既存倉庫に機械警備システムを設置し機密漏洩対策を講じた。

2005年(平成17年)9月竣工の8号館校舎の教室および共用部分に無人カメラを設置し、館内の使用状況を把握するとともに、防犯の面でも活用が可能になった。2007年(平成19年)9月竣工の新3号館においても8号館同様のものが設置された。

2006年(平成18年)には、大学トレーニングセンターに防犯カメラを設置し、監視の目が行き届かないところの警備が強化された。

警備体制に関しては、同一敷地内にある幼稚園、初等学校、中学校、高等学校、大学は、法人事務局財務部管財課の管轄の下、案内所職員が入構のチェックおよび敷地内の24時間巡回警備の体制をとっている。

防災対策に関しては、防災訓練は、単なる消防用機器の取り扱いや避難行動の説明のみに留めることなく、訓練対象施設の構造や避難経路の特徴を理解して行動できるように、訓練の対象建物を年度毎に替えながら実施して、学生・教職員の防災意識の向上に努めている。

火気の取り扱いが多い学生食堂厨房には、ダクトの火災の防止のため、定期的な清掃計画と予算措置を実施している。

#### 【点検・評価】

設備の管理業務に関しては、正課授業時間以外の放課後の教室使用时(学生・教員による研究会、発表会)における監視体制は不十分な面もあり、機械的な監視装置の導入と専任担当職員の配置または、業務委託などについて将来計画を検討する余地がある。

#### 【改善方策】

防犯対策に関しては、今後も人による直接の監視の目が行き届かないところの警備を強化する。

施設・設備の事故・故障等に備え、エレベーター内の閉じ込め防止対応、電気設備の取り扱い、空調設備取り扱い等の機械設備に関する対応マニュアルの整備に努める。



## (2) 経済学部

### 【目標】

教育研究目的の実現を促進するため、教育の用に供する情報処理機器のいっそうの充実を図る。

### (施設・設備等の整備)

A群 大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

B群 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

### 【現状説明】

教室は全学部共用であり、「大学基礎データ」表 37 にあるとおりである。3号館の学部共有スペースには、学部・研究科運営のための学部長室(46 m<sup>2</sup>)と研究科長室(32 m<sup>2</sup>)、そして運営を支援するための経済学部研究事務室(56 m<sup>2</sup>)がある。また、種々の研究会活動や授業、会議に使用される共用研究室(約 80 m<sup>2</sup>)、集会室(約 66 m<sup>2</sup>)、応接室(22 m<sup>2</sup>)、専任講師控室(43 m<sup>2</sup>)と情報機器用の機械室2室(各 22 m<sup>2</sup>)がおかれている。

これら共有スペースには、パソコン(4台)、スキャナー(1台)、レーザープリンター(モノクロ2台、カラー1台)、コピー機(4台)、FAX1台などが設置されており、専任教員だけでなく兼任教員などにも利用されている。この他、ノートパソコン・プロジェクター・スクリーンのセットが3セット(内1セットは大学院所有)貸出用に用意されている。3号館では各部屋に情報コンセントが整備されているだけでなく、全館で無線LANに接続できるようになり、パソコンの教育的利用環境が大幅に改善した。

### 【点検・評価】

1. 近年、授業や研究報告の形態や教材が多様化し、パソコンやプロジェクターの利用頻度が高まっている。貸出用ノートパソコン・プロジェクター・スクリーンの数は現状では十分とはいえない。
2. メディアネットワークセンターのサーバーを介して、各研究室のパソコンからファイルやプリンターなどの周辺機器を共有できる環境が整ってはいるが、学部内のネットワークを構築、管理する要員が配置されておらず、ネットワークのメリットを最大限に生かしているとはいえない状況にある。

### 【改善方策】

ノートパソコン・プロジェクターなどの情報機器のいっそうの充実を図る。





### (3) 文芸学部

#### 【目標】

文芸学部の学生が学科の垣根を越えてさまざまな分野について幅広く総合的に学ぶことができる環境を整える。

#### (施設・設備等の整備)

- A群 大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- B群 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

#### 【現状説明】

教室は全学部共用であり、「大学基礎データ」表 37 にあるとおりである。文芸学部の各学科研究室、学部長室、大部分の専任教員の個人研究室、講師控室等は 2007 年(平成 19 年)8 月末まで 1 号館にあったが、同年 9 月に竣工となった 3 号館にほぼすべてが移転した。各学科研究室は文芸学部共用研究室(314.36m<sup>2</sup>)として統合され、学科ごとに配架されていた図書も共用研究室に移転し、専任・兼任教員および学生の利用に供されている。また、事務カウンターも統合され、共用研究室内に設置されている。共用研究室内の備品としては、コピー機(2 台)、パソコン(11 台)、ノートパソコン(4 台)、スキャナー(2 台)、レーザープリンター(モノクロ 6 台、カラー 1 台)、DVD プレーヤー(2 台)などがある。また共用研究室の一角は小会議室としても使用可能である。共用研究室に隣接して作業室(32.79 m<sup>2</sup>)が 1 室設けられ、コピー機(1 台)、印刷機(1 台)、パソコン(1 台)、レーザープリンター(モノクロ 1 台)等が設置されている。このほか学部長室(37.15m<sup>2</sup>、隣接して 32.94m<sup>2</sup> 文学研究科科長室が設けられている)に加え、文芸学部資料室(27.09m<sup>2</sup>)が設置され、バーミヤン(アフガニスタン)の石窟関係の文献・資料が保管されている。専任教員のためには 56 の個人研究室(21.96~27.09m<sup>2</sup>、うち 1 室は客員教授等のため空室となっている)が確保されている。なお専任教員のうち 1 名は共通教育センター兼担であるため 1 号館に研究室(22.0m<sup>2</sup>)をおいており、またもう 1 名は体育教員として大学特別教室棟の研究室(23.80m<sup>2</sup>)を使用している。

3 号館の共有スペースには他学部との共用目的で大会議室(126.96m<sup>2</sup>)、小会議室(63.81m<sup>2</sup>)、雑誌室(191.24m<sup>2</sup>) および地下書庫(325.69m<sup>2</sup>)が設置されている。3 号館の全室に情報端末が用意されており、学生用の無線 LAN に接続できるようになっている。

その他 4 号館に、文芸学部資料室別室(29.16m<sup>2</sup>)が設けられており、美術史関係の書籍のほか、パソコン(1 台)、プリンター(モノクロ 1 台、カラー 1 台)、スキャナー(2 台)、複写用カメラ(1 台)、複写台(5 台)、複写用照明器具一式が保管されている。4 号館にはその他にフィルム保存用の文芸学部資料室分室(16.20m<sup>2</sup>)があり、破壊以前のバーミヤンの石窟を収録した貴重なフィルムが冷凍保存されている。

#### 【点検・評価、改善方策】

3 号館への移転に伴い、施設・設備の条件は大幅に改善された。教育の用に供する情報処理機器などは十分に配備されている。移転したばかりであるため、改善すべき点の有無に関しては、今

後見守っていく。

#### (4) 法学部

##### 【目標】

法学部の教育活動をより稔りあるものとすべく、充実した機能を有する教室と研究室を備えるとともに、諸施設は、学生と教員の知的コミュニケーションの場として必要な環境を備えることを目標とする。

##### (施設・設備等の整備)

A群 大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

B群 教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

##### 【現状説明】

教室は全学部共用であり、「大学基礎データ」表 37 にあるとおりである。しかし、法学部の教育は、大学 5 号館を中心とし、必要に応じて大学の各施設を使用して行われている。5 号館は地下（半地下）1 階地上 4 階の 5 階建て鉄筋コンクリートの建物であり、地階には 5 つの中教室と書籍収納庫がある。1 階には受付、講師控室、会議室、応接室、法学部長室、法学部資料室、製本室、機械室、湯沸かし所 2 カ所がある。2 階には 6 つの中教室と出版編集委員会室、準備室があり準備室は現在図書の収納に使用されている。3 階には、8 つの演習室と 8 つの教員研究室がある。4 階は 24 個の教員研究室がある。教員研究室(個室)の面積は「大学基礎データ」表 35 のように平均 35.0 m<sup>2</sup>となっている。また、エレベーター1 基と冷暖房設備がある。

講義科目の授業は、必修科目の場合 400 名以上を対象とすることになるため、5 号館の最大の教室を使っても全員を収容することができない。そこで、「憲法」、「民法」、「刑法」については同一科目を複数開講することによって対応している。「ゼミナール」は 5 号館内のゼミナール教室を中心に行っている。外国語関係の授業は、必要に応じて CALL 教室等オーディオビジュアル設備の整った別の 7 号館、8 号館等でも行われる。

法学部の会議や研究会はほとんど 5 号館大会議室と小会議室で行われている。

法学部資料室は建物 1 階のほぼ半分のスペースを占めているものの、以前より蔵書の増加に対応しきれない状況にある。

以上に加え、7 号館に現代法研究室が置かれている。

5 号館の機械設備としては、コピー機 6 台、FAX、印刷機、丁合機、製本機、各教室移動利用用タブレットパソコン、移動式 VTR、プロジェクタ等が整備されているほか、主要な執務室と各研究室に電話およびパソコン等が配置されている。

##### 【点検・評価】

法学部の研究教育棟にあたる 5 号館は法学部創設時の 1977 年(昭和 52 年)に建築されたものであり、30 年の経年によって老朽化が進み、情報化に対応する設備の不備もみられる。加えて、1,000 名を超える学生と約 30 名の教職員の活動の本拠地としては、やや規模が小さいことは否めない。もとより、大学は他学部を含めた 4 学部で大学の全施設を共用するという建前であるため、

必要な補充はなされているのであるが、十分とはいいがたい。

問題点はとりわけ大教室の不足にある。いかに少人数教育の理念を掲げるとはいえ、現実の授業に必要な十分なスペースと設備が不可欠なことはいうまでもない。

この数年内に5号館の東側に建物が建築されたことから、採光等の点で教室等の環境が悪化している。

**【改善方策】**

資料室を地下1階に移し、集密書架を導入する等によって限られたスペースをさらに効率よく活用できるようにすることをはじめ、教室および会議室等をより利用しやすいものにするための改修工事が必要である。

## (5) 社会イノベーション学部

### 【目標】

イノベーションを教育研究するために、共同研究を促進するための学生用および教員用の研究環境を整備し、心理実験が可能な実験室などの実践を重視した施設・設備の整備に努める。

### (施設・設備等の整備)

- A群 大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性  
B群 教育の用に供する情報処理機器などの整備状況

### 【現状説明】

教室は全学部共用であり、「大学基礎データ」表 37 にあるとおりである。3号館の学部共有スペースには、学部・研究科運営のための学部長室(37 m<sup>2</sup>)と研究科長室(33 m<sup>2</sup>)、そして運営を支援するための社会イノベーション学部研究事務室(55 m<sup>2</sup>)がある。また、種々の研究会活動や授業、会議に使用されるミーティングルームが3室(48 m<sup>2</sup>が1室、44 m<sup>2</sup>が2室)、スタッフルーム(33 m<sup>2</sup>)、および応接室(22 m<sup>2</sup>)がおかれている。

これら共有スペースには、パソコン(4台)、スキャナー(1台)、レーザープリンター(モノクロ2台、カラー1台)、コピー機(3台)、印刷機(1台)、メディア関係機材(エディローラー式〔カメラ、録画、ダビング装置等〕)、FAX1台などが設置されており、専任教員だけでなく兼任教員などにも利用されている。このほか、ノートパソコン・プロジェクター・スクリーンのセットが3セット、貸出用に用意されている。3号館では各部屋に情報コンセントが整備されているだけでなく、全館で無線LANに接続できるようになり、パソコンの教育的利用環境が大幅に改善した。

また、社会イノベーション学部独自の施設として学生の自主的学習、ゼミナール活動の支援のため、2号館3階に「学生共同研究室」(103.2 m<sup>2</sup>)を設置しており、ネットワーク環境接続可能デスクトップ・パソコン3台、同ノート・パソコン15台、メディア関係機材(エディローラー式〔カメラ、録画、ダビング装置等〕)、スキャナー1台、プリンター2台、各種インタビュー機器セットなどを装備し、常駐の職員を配置している。さらに、同じフロアに心理実験室(31.14×2室=62.28 m<sup>2</sup>)を設置し、マジックミラー、スタジオ録画設備、各種心理実験用具、アイカメラ、デスクトップ・パソコン4台、映像用サーバー等心理実験が可能な環境を整備している。

### 【点検・評価】

1. 社会イノベーション学部は情報系授業の充実を基礎にしており、各講義・ゼミナールでのパソコンやプロジェクターの利用は高く、また心理系授業では心理実験室も活用されている。教室に設置されているほか、貸出用ノートパソコン・プロジェクター・スクリーンの数はほぼ充足されるように設置しているが、学年進行に伴いっそうの充実も視野に入れる必要がある。特に、学生の自主学習やゼミナールなどで使用する「学生共同研究室」が1室のみであり、複数ゼミナールの同時使用が事実上困難であるので、複数室の設置を検討する必要がある。ただし、現在進行中の研究科設置計画の中で2号館2階に院生自習室(50 m<sup>2</sup>)を確保し、

学部生との有機的な利用が可能な環境を整備している。

2. メディアネットワークセンターのサーバーを介して、各研究室のパソコンからファイルやプリンターなどの周辺機器を共有できる環境が整ってはいるが、学部内のネットワークを構築、管理する要員が十分には配置されていない。ネットワークのメリットを最大限に生かすにはよりいっそうの人的配置も検討課題である。
3. 本学部は各種ジャーナルなどをオンライン・ジャーナルにより購読する体制を整備しているが、現物入手する雑誌もあり、その収納は3号館地下1階の書庫スペースに限定されるので物理的限界がある。

#### **【改善方策】**

ノートパソコン・プロジェクターなどの情報機器のいっそうの充実と管理体制の整備を図る。中期的には心理実験室の施設の定期的交換などの対応をとること、雑誌の収納スペース確保が必要である。

2. 大学院の施設・設備等





## (1) 大学院全体

### ① 施設・設備

#### 【目標】

大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備を整備することを目的とする。

#### (施設・設備等)

A群 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

B群 大学院専用の施設・設備の整備状況

#### 【現状説明】

2007年(平成19年)度事業計画には、4号館の大学院施設の配置計画が盛り込まれ、3研究科すべての大学院の学生専用の自習室(院生研究室)、教室および大学院事務連絡室が4号館内に配置されることになった。

図書館内には、大学院の学生用に研究個室、共同研究室が設置され、そこでは情報コンセントが利用可能である。また地下3階書庫への入庫を認められており、書庫内でのコピーも可能である。

#### 【点検・評価】

経済学研究科・文学研究科・法学研究科の大学院の学生専用の自習室(院生研究室)全てが、4号館内に配置されことにより、大学院の学生への連絡や管理業務等がより効率的になった。

一方、教室および院生用研究室の間仕切り壁および扉が老朽化しており、机、椅子など什器類に古いものを利用している部屋がある。パソコンおよびプリンターの利用には、室内の電源コンセント数の不足により電気コード接続が一箇所に集中して、電気設備の安定利用に支障をきたす恐れもある。

#### 【改善方策】

院生用研究室の什器備品の選定・更新は、研究科ごとに必要性が異なるので、ヒアリングなど事前調査が必要と思われる。全体計画を策定して、最も必要とされる場所から段階的に改善する。電源コンセントの不足箇所については、利用状況を調査して適宜対応する。

#### (維持・管理体制)

A群 施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況

大学全体と同様である(310頁参照)

## ② 情報インフラ

## 【目標】

図書などの学術資料を整備すること、および国内外の他大学・大学院との学術情報の相互利用のための条件を整備することを目標とする。

**B群 国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性**

## 【現状説明】

図書館相互利用の現状は第8章図書館および図書・電子媒体等で詳述されているが、図書館コンソーシアムによる相互利用では、大学院の学生に対して個人貸出を行っており、条件整備はなされていて一定の成果をあげている。

大学院の場合は研究資料を本学図書館で充足できないことが多く、ほかの図書館や海外の図書館へ依頼せざるを得ない。このような場合の資料複写や借用の経費は利用者の実費負担となっている。

## 【点検・評価】

現状の学術情報・資料の相互利用によって、大学院学生が必要とする学術情報・資料は、容易に入手できる環境にあるといえる。

## 【改善方策】

改善策としては、図書館相互利用の拡充と利用促進を進める。将来的には専攻に特化した図書館コンソーシアムの構築や、海外図書館との協力関係強化等が考えられる。大学院の学生の経済的負担を軽減するなど研究活動を支援する面から、資料の複写や借用に関わる仕組みを検討する。

**C群 コンテンツ（文書、画像、データベース等のネットワークを流通する情報資源）やアプリケーション・ソフト（個々の応用目的をもったコンピュータソフトウェア）の大学・大学院間の効率的な相互利用を図るための各種データベースのナビゲーション機能の充実度**

## 【現状説明、点検・評価】

メディアネットワークセンターでは、コンテンツやアプリケーション・ソフトを大学間で相互利用するためのサーバー、ネットワークの機構を保有しているが、相互利用は実現していない。大学間で展開されるコンテンツ共同利用事業への参加を呼びかけるにとどまっている。

## 【改善方策】

今後大学間の相互利用について検討する。

## (2) 経済学研究科

### ① 施設・設備

#### 【目標】

研究科の教育目的を実現しうるように、学生の施設・設備の利用頻度にあわせ、十分な施設・設備を適切に整える。

#### (施設・設備等)

- A群 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- B群 大学院専用の施設・設備の整備状況
- C群 大学院学生用実習室等の整備状況

#### 【現状説明】

研究科長室は3号館4階に設置され、その大きさは31.57㎡である。科長用にパソコン1台、プリンター1台が、また秘書用にも同じくパソコン1台、プリンター1台および会議用テーブルセットが設置されている。またファックス、プリンター兼用のコピー機1台も設置されている。

経済学研究科学生の研究の便宜を図るための特別な施設として、4号館に院生研究室を2室設けている。1室は29.16㎡で、個人用のデスク8卓、常時インターネット接続のデスクトップ・パソコン2台、プリンター1台、長机が設置してある。もう1室は38.88㎡であり、そこに、常時インターネット接続のパソコン2台、プリンター2台、コピー機1台、ホワイトボード1台、書架、個人用デスク2台および個人ロッカー(20人分)が設置されている。また、大学院の学生同士が談話できるように応接セットも設置されている。

院生研究室の利用時間は午前8時30分から午後8時までであるが、特に希望して事前に手続きを行えば、利用時間の延長あるいは休日の利用も可能となっている。

また、3号館4階の経済学部エリアに当研究科の演習および授業に使用することのできる小教室(個人研究室と同じ広さ)2室が用意され、また研究集会室なども大学院の演習に利用することができる。いずれも、ポータブルのプロジェクターによるプレゼンテーションが可能である。

#### 【点検・評価】

1998年(平成10年)の相互評価では、施設設備の整備の遅れや老朽化が指摘されたが、現在、研究科学生用の設備、備品は、十分とはいえないまでも、ある程度のレベルまで整備を行ってきた。個人用ロッカーはほぼ在籍者分、用意されている。個人用のデスクの数は在籍者数に比べると少ないが、一時点での利用者は数名程度なので、利用希望者についてはほぼ充足している。学生個人所有のノートパソコンを持ち込むケースが多くなっているため、電源の設備を行ったところである。

**【改善方策】**

現状で、ある程度の施設・設備は整っているが、今後は、学生のニーズをみながら既存備品の更新を図る必要がある。また、学生がノートパソコンをインターネットに接続できるようにするため有線での接続設備あるいは無線 LAN を敷設する必要がある。2008 年(平成 20 年)度中には、整備されることになっている。

**② 情報インフラ****【目標】**

情報インフラを適切に整備する。

**B 群 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性****【現状説明】**

学術資料の選定は図書委員が中心になって行い、その目録はすべて本学図書館がデータベース化している。そのうち雑誌については、経済学部、文芸学部・文学研究科、社会イノベーション学部購入の資料と合わせて、3 号館 3 階に新たに設けられた共同の雑誌室で一元管理をしている。そこには図書館職員が配属され、また専任教員には時間外・休日利用も可能で、利用者の利便性は大きく向上した。

また、経済研究所には、金融を中心とした経済学関連貴重書(「高垣文庫」)があり、専任職員により補充と管理が適切に行われている。

3 号館の建設・引越しに際して、保管スペース上、大学紀要で一定年限以上のものについては廃棄せざるを得なかった。

**【点検・評価、改善方策】**

3 号館地階に 3 学部・研究科共同の書庫が設置されたが、近い将来、手狭になることが予想される。そこで経済学部等と協力しながら、外国雑誌の中で電子ジャーナル化が可能なものは、順次それに切り替えたり、利用頻度の低い大学紀要などの和雑誌を廃棄したりすることによって、資料の保管スペースの確保を検討する。

### (3) 文学研究科

#### ① 施設・設備

##### 【目標】

少人数教育によるきめ細かな指導ができる施設・設備の環境を整えることを目標とする

##### (施設・設備等)

A群 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

B群 大学院専用の施設・設備の整備状況

##### 【現状説明】

文学研究科専用の施設としては、文学研究科長室、各専攻別学生自習室、文学研究科データ処理室がある。

そのうち大学院の学生のためのものは、各専攻別学生自習研究室と文学研究科データ処理室である。規模としては計7室(収容人数102人)総面積約227.0㎡。面積内訳は、国文学・英文学・日本常民文化各専攻の自習室が各38.88㎡、美学美術史・コミュニケーション学・ヨーロッパ文化各専攻の自習室が各29.16㎡、データ処理室が22.68㎡である。

また、各室には大学のメディアネットワークセンターとLANで接続されるパソコンが設置されており、自習室に各1台、院生データ処理室に2台ある。さらにデータ処理室にはノートパソコン用のLAN接続端子が4口設置されている。なお、本室に関しては「文学研究科データ処理室使用内規」を設けて、大学院の学生同士の円滑な利用をはかっている。

##### 【点検・評価、改善方策】

文学研究科が使用している4号館は2007年(平成19年)度の改修工事によってより快適な研究環境を提供することになるであろうが、研究科長室が同年9月竣工の3号館へ移転したため、場合によっては何らかの不都合が生じ、状況改善を検討しなければならない可能性はある。その判断は実際に改修工事や移転の終了後、一定期間新しい状況を体験することを前提とする。

ただし具体的には、学生のパソコン使用の増加にともなったネット環境の整備の一環として、各自習室における無線LAN機能の設置、有線LAN接続端子2口の増設の2008年(平成20年)度中完成を予定している。

## ② 情報インフラ

### 【目標】

学術資料を使いやすく体系的に整理することを目標としている。

### B群 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

### 【現状説明、点検・評価】

各専攻別自習室に配架されている図書資料類はすべて大学図書館により管理され、各自習室に貸し出されたものであり、その所蔵にかかり、図書館の管理下におかれたものである。学外の学術情報や資料の相互利用のためのネットワークも、全学レベルであって、研究科独自に推進するものはない。

### 【改善方策】

専攻ごとの自習室に分散している蔵書の集中的な管理を行う。また、学術資料の保管のあり方を、利用者の立場から見直し、改善を図っていく。

#### (4) 法学研究科

##### ① 施設・設備等

###### 【目標】

学部とは別に、法学研究科の理念・目的を効果的に実現・確保すべく、研究科担当教員や大学院の学生が利用できる施設・設備を整えることを目指す。

###### (施設・設備等)

- A群 大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- B群 大学院専用の施設・設備の整備状況
- C群 大学院学生用実習室等の整備状況

###### 【現状説明】

法学研究科の教育目的実現のためだけの施設・設備は用意されていない。

大学院学生のためには、大学院演習室2室、大学院法学学生研究室1室(15名程度収容可能)が設けられている。大学院法学学生研究室と研究科長室にコピー機1台、パソコン端末、書架等を設置している。ほかに、大学図書館のキャレルを利用できる。大学院法学学生研究室とその設備は大学院の学生の自主的な利用を認めているが、維持・管理は法学研究科と大学管理課が行っている。

###### 【点検・評価】

大学院演習室が2室しか用意されていないため、研究科の授業は各教員の研究室で行われることが多い。しかし、受講生が多い場合には、教室探しに苦勞する状況がある。

大学院法学学生研究室は狭小であり、大学院の学生全員の利用は困難である。新たに建築された3号館および8号館においても、大学院学生研究室は設けられておらず、状況は依然として改善されていない。また、大学院法学学生研究室は管理上の問題から、平日は朝8時から夜8時までしか利用できず、日曜・祭日の利用も困難な状況である。

###### 【改善方策】

大学院演習室を増加すること、大学院学生共同研究室を拡充することを検討する。



## ② 情報インフラ

### 【目標】

学術資料を利用しやすく、なおかつ適正に管理を行うことが目標である。

### B群 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

### 【現状説明】

図書は図書館、雑誌は法学部資料室で保管している。どちらも使用頻度の低いものを外部の貸し倉庫に保管している。雑誌に関しては、データベースを導入することで、倉庫に入っていて利用のしにくいものを利用しやすくしている。雑誌類に関しては早めに合冊製本を行うことにより紛失、棄損の可能性を低くしている。また、資料室へはカウンターを通らなくては入退室できず、資料は安全に保管されている。

### 【点検・評価】

今までのところ、利用者の身近な所で使う頻度の高い学術資料の記録・保管が行われており、法学研究科の教育・研究に資している。

### 【改善方策】

現在はフルテキスト・データベースと紙媒体を二重に講読しているが、順次データベースのみに切り換えていくことを検討する。

第8章 図書館および図書・電子媒体等



## 図書館および関連施設

本学における図書館関連施設には、成城大学図書館（以下、本学図書館）および各学部等における関連施設がある。本学図書館は、1928年(昭和3年)に完成した「澤柳記念図書館」を基とし、1950年(昭和25年)の成城大学設置後に名称変更と数回の改築を経た後、現在の「成城大学図書館」となった。関連施設としては、3号館地下1階の書庫（雑誌バックナンバーを収蔵）、同館3階の雑誌室（新刊雑誌を展示）、同館3階の文芸学部共用研究室（全学科共用施設）がある。これらは2007年(平成19年)9月の3号館完成を期に統合あるいは新設されたものである。また5号館には法学部資料室がある。

### 【目標】

本学図書館の任務は「本学における研究および教育に資するため、図書その他の資料を収集し、その有効な利用をはかるとともに、これに必要な施設および設備を維持し、運営すること」である。（「成城大学図書館規則」第2条）

この任務を最大限に果たすため、従来から、必要な資料を調査・収集し、それらを利用するための閲覧施設や機器類を整備し、適切なサービスを提供できる人員を配置することに努めてきた。

しかし、時代の変化とともに、図書館に要請される具体的な内容は変化してくる。とりわけ、現在では、情報化社会への対応が課題となっている。

図書館および図書・電子媒体等に関する目標は以下のとおりである。

- 1) 学外ネットワークの活用、電子ジャーナルの導入、電子情報を利用するための設備の充実等、電子的な情報環境の整備と、それらを用いた図書館の研究サポート機能の充実。
- 2) 情報リテラシー教育の一環としての図書館の教育上の役割の拡大。
- 3) 図書館を中心とした、大学内の資料や電子媒体等の統一的な管理・運用。
- 4) 貴重書コレクションの整備、AV資料の充実。
- 5) 多様な利用者へのサービスの拡充。

本学図書館はこの目標達成のため、以下のような規則、組織、人員配置等により業務を進めている。

### <規則>

本学図書館は「成城大学学則」第15章第57条第1項の規定に基づき設置され、「成城大学図書館規則」により運営される。重要事項の審議は、「成城大学図書館委員会規則」に基づき、各学部から選出された教員、図書館長、図書館事務長によりなされる。

利用者へのサービス内容等は、「成城大学図書館利用規則」により行われている。

これら規則のほか、図書館の運営、利用者サービス、資料の取扱、その他必要に応じて各種の内規類等を制定し、図書館の運営にあたっている。

### <組織と人員>

#### 1) 組織および業務分掌

専任教員が兼務する図書館長のもと、事務長が図書館事務全般を掌握し、以下のような3課制で業務を分掌している。

- a. 総務課：庶務係（庶務担当、AVマイクロ資料受入整理担当、会計担当、システム担当）、雑誌係
- b. 整理課：資料受入係、和書整理係、洋書整理係、に分かれて、図書の受入業務、整理業務、装備、除籍作業等を担当している。
- c. 運用課：閲覧係（メインカウンター業務や資料の配架担当）、参考係（レファレンス業務を担当）、AV資料係（AVカウンターでのサービス等を担当）に分かれて、カウンターでのサービスを中心として行っている。

2007年(平成19年)9月からは3号館雑誌室および書庫の業務も加えられた。

## 2) 人員

- a. 2007年(平成19年)5月1日の人員構成は、事務長1名、課長3名(1名は事務長兼務)、課長補佐1名、主任4名、課員8名の合計16名である。その他に契約職員3名、委託職員11名および臨時職員7名(ともにフルタイム換算の人数)が各担当に分かれている。

人員の配置は以下のようなものである。

事務長：1名

総務課：課長1名(事務長兼務)、主任1名、課員4名、契約職員1名、委託職員2名、臨時職員1名

整理課：課長1名、課長補佐1名、課員1名、契約職員2名、委託職員4名、臨時職員2.5名\*

運用課：課長1名、主任3名、課員3名、委託職員5名\*、臨時職員3.5名\*  
\*はいずれもフルタイム換算

3号館での雑誌室と書庫のサービス開始に伴い、2007年(平成19年)10月からは運用課に委託職員1名、臨時職員2名が加わった。

- b. 職員、契約職員、委託職員、臨時職員全てを含めてその1/3の人員が、4カ所(メインカウンター、レファレンスカウンター、AVカウンター、受付)の常時サービス面での人員配置が必要な箇所を担当し、学生等利用者への対応に万全を期している。
- c. 過去10数年におよび、正職員の削減が続いており、1995年(平成7年)度の30人から2007年(平成19年)度では16人となった。またその間委託職員や契約職員により欠員の一部が補充されてきた。

## <各種委員会>

館内に以下のような常設の各種委員会を設置し、各課の分掌に属さない業務および相互に関連し合う業務を行っている。

### 1) 図書選定委員会

図書館事務長、和書受入、洋書受入、雑誌受入、AV資料受入、レファレンス担当により、図書館の資料関係予算による購入資料の選定を行っている。

### 2) 図書館広報委員会

各課より選出された職員により、図書館の広報活動全般を計画および実施している。近年は広報活動をさらに一歩進め、情報リテラシー教育の一端を担う形でのさまざまなガイダンスの企画および実施にも重点をおいている。

### 3) システム委員会

事務長、総務課長、システム担当者とは各課より選出された職員により、図書館システムの選定、

導入、改良を行っている。2006年(平成18年)度にはAV資料システムを既存の図書館システムに移行するための準備にかかり、2007年(平成19年)度より実施した。

#### 4) 書庫問題検討委員会

事務長、総務課長、整理課長、運用課長、運用課配架担当職員等を中心に、狭隘化している書庫スペースの有効利用計画の策定や貸倉庫預け入れ資料の選別、廃棄資料の候補選定等を行っている。

#### 5) 資料保存修復委員会

事務長および各課から選出された委員により、資料の保存環境設定、装備、修理・修復、保存方法等、資料の取扱全般に関わる事項を検討する委員会として2006年(平成18年)度に設置された。

### (図書、図書館の整備)

#### A群 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

#### 【現状説明】

本学では資料関係予算が図書館および各学部・学科・研究科等に分割・配分されており、主として学生の利用する基礎文献や講義での必読文献(指定図書)、総合的な参考図書等は図書館予算で購入されている。一方、教員や大学院の学生の使用する研究用資料は学部・学科・研究科等の予算で購入されている。また補助金の対象となるような専門的かつ高額な学術資料の選定・購入は、当該学部により行われている。

#### 1. 図書館での資料選定

図書館では図書館員による図書選定委員会において、資料選定基準に則り選定される。図書選定の主な区分は、1. レファレンスツールとしての参考図書、2. 蔵書構成の不均衡を是正するための資料、3. 人格の形成および向上のために必要な資料、4. 基礎的な叢書・全集・個人全集・著作集、5. 収蔵資料の継続的・補完的資料、6. 個別主題の入門書・古典、7. 書評で評価されている一般教養書、8. 本学教科・課程に関連する資料、9. 本学教職員の著作、10. 本学・学園関係資料、11. 購入希望図書、12. その他、である。同委員会では各種書評、カタログ等を参考として、また見計らい図書は資料の内容を確認したうえで選定している。所蔵していない資料については、学生等利用者からのリクエスト制度を設けて積極的に購入している。

#### <学習図書整備費での選定>

学生用の資料購入費用である学習図書整備費での購入に際しては、講義内容との関連をより強めるためその選定の一部を各学部教員に依頼し、推薦図書(講義内容との関連で読むことを勧める図書)や指定図書(その講義での必読図書)の購入を行っている。指定図書では重複図書の購入も認め、学生の同時利用に対応している。また『シラバス』等に掲載されている参考文献については、網羅的に調査し購入している。

#### <雑誌の選定>

雑誌の選定に際しては、図書の基準を参考とするとともに、継続した経費の増減を考慮して決定している。また総目次・総索引の類は積極的に収集している。

洋雑誌についてはその多くが学部予算にて購入されているが、近年の年間購読料金の大幅な上

昇のため、購入タイトルの見直しが毎年の課題となっている。また同時に収蔵スペースとの関係で、オンラインジャーナルへの切り替えも検討され、すでに一部の学部・学科では本格的に移行されている。

#### <AV・マイクロ資料の選定>

AV資料ではクラシック音楽を中心としたレコードやCDのコレクションを、映画・演劇等ではVHS・LD・DVDのコレクション構築に力を注いできた。AV資料の選定においては、1. 歴史的に高い評価を得た作品、2. 映画祭・コンクールでの受賞作品、3. メディアで高い評価を得た作品等、を基準としている。

マイクロ資料では研究用の資料のほかに、広く学生も利用する主要新聞のコレクション構築にも力を注いできた。

#### <各種データベースやオンラインジャーナルの導入の現状>

学外の各種データベースも導入しており、新聞の記事データベースや、各種2次文献データベースである。このほかに一部の学部では、学部独自で導入し専用で利用しているデータベースもある。

オンラインジャーナルは19,087タイトルを利用することができる。しかし導入に際して高額な支出が伴うため、社会イノベーション学部で導入したEBSCOhostを除いては、冊子体購入の同時契約誌または無料誌である。

### 2. 各学部および研究科での資料選定

各学部共通に、学習図書整備費による学生用の資料の選定や、大学共通図書費による高額資料の選定がされているほか、それぞれの学部および研究科では以下のように行っている。

1) 経済学部では、教育・研究上必要不可欠な資料の体系的整備を進めるために、また学部図書資料の全般的な管理・サービスを実施するために、学部図書委員会が組織されている。学部図書委員は、経済学科、経営学科、基礎教育分野から各1名ずつ選出され、計3名で学部図書委員会を構成している。学部図書委員会では、学部図書予算の策定、図書予算の執行管理、図書の選定、図書資料の管理を主たる業務としている。2007年(平成19年)度の経済学部図書の予算は36,920,000円である。

オンライン・サービスであるJSTORの利用を2006年(平成18年)度から開始している。これは、新刊号は閲覧できないものの、創刊号から数年前までの海外主要雑誌の論文が閲覧できるサービスであり、インターネットを利用した量的整備を進めたものである。また、経済学部独自で契約している有料オンライン・データベースとして、NBERワーキングペーパー、OECD定期刊行物、日経テレコン21、eolタワー(有価証券報告書データベース)、日経BP記事検索サービス、NEEDS-FinancialQUEST(企業財務データ)などがある。

また、経済学部では図書予算の中に「共通費」を設定することで、学術的価値の高い高額図書、貴重書、研究に欠かせないデータベースなどを計画的に購入できる体制を確立している。

2) 文芸学部では、学部の図書整備に関しては2名の図書委員が選出されて業務を行っている。文芸学部における2007年(平成19年)度の図書予算は42,672,000円である。別に臨時予算として565,000円がある。

3) 法学部の図書予算は、2007年(平成19年)度34,293,000円であり、また現代法研究室の図書予算は2007年(平成19年)度340,000円である。専門図書については、各教員に図書予算の一部を配分し、各々の専攻・専門分野の整備を行っている。バックナンバー、判例集、法令集、条約集、叢書等のセット物については、毎年5月に学部の図書委員会が、教員のアンケートをふまえ、全体のバランスを考慮しつつ購入している。

データベースに関しては国内判例・法令・論文情報オンライン・データベースD1-Law、TKC LEX/DB、およびWestlawJapanなどが利用可能となっている。海外の判例・法令・議事録・論文等に関するオンライン・データベースとしても、Westlaw、LEXIS、Jurisが利用可能となっている。

4) 社会イノベーション学部では、教育・研究上必要不可欠な資料の体系的整備と学部図書資料の全般的な管理・サービスを実施する目的で、学部図書委員会が組織されている。学部図書委員は、政策イノベーション学科、心理社会学科、基礎教育分野から選出され、計6名で学部図書委員会を構成している。学部図書委員会では、学部図書予算の策定、図書予算の執行管理、図書の選定、図書資料の管理を主たる業務としている。2007年(平成19年)度の社会イノベーション学部の図書予算は24,600,000円である(2004年(平成16年)度以降、設置用図書費用として、62,223,000円を支出した)。

学部図書委員会の主導により、図書館に配架する図書、雑誌、その他(マイクロ資料、DVD、CD、ビデオ)を整備しているが、洋雑誌は基本的にはオンラインジャーナルにより整備しており(全般、経済、経営、社会、心理等)、教職員・学生は学内から利用可能となっている。

社会イノベーション学部では図書予算の中に「共通費」を設定することで、学術的価値の高い高額図書、貴重書、研究に欠かせないデータベースなどを計画的に購入できる体制を確立している。

5) 各研究科の図書予算は、経済学研究科11,941,000円、文学研究科13,000,000円、法学研究科8,800,000円である。

### 3. 資料の所蔵量と維持管理

#### <図書・雑誌の所蔵量>

本学の蔵書数は、図書は665,913冊であり、その内282,960冊が洋書である。図書の内約23万冊は利用しやすい開架閲覧室におかれている。

2006年(平成18年)度の図書新規受入冊数は13,883冊であり、その内で洋書は5,016冊である。

雑誌の所蔵タイトル総数は9,712タイトルであり、継続して受け入れているものは2,988タイトルである。その内、洋雑誌は845タイトルである。

新聞は20紙を継続して受け入れており、外国語のものは8紙である。



## &lt;AV・マイクロ資料の所蔵量&gt;

AV資料やマイクロ資料は以下のように大変に充実している。

CD	18,956枚	ビデオテープ	6,948巻
DVD	7,304枚	CD-ROM	1,729枚
LD	5,062枚	レコード	7,988枚
マイクロ資料	26,301点	カセットテープ	2,455本

マイクロフィルムは1リールを1点、マイクロフィッシュは1箱を1点として算出。

## &lt;資料の維持管理と更新&gt;

資料は質的に、また量的に整備拡充されるとともに、適切に維持管理されていかなければならない。本学図書館では、図書は和書と洋書に、雑誌は和雑誌・洋雑誌・紀要に、AV・マイクロ資料はその媒体ごとに区分し配架されている。図書やAV・マイクロ資料は請求記号順、雑誌は誌名のABC順に並べられている。

資料は適宜更新される必要もある。学術資料ではなく、しかし学生には頻繁に利用されるガイドブックなどは、旧版を適宜廃棄し新版に更新している。学術誌ではない雑誌の一部は短期保存として一定の期限で廃棄している。

館内に複部数ある図書はその内の1冊を残して廃棄する方向で除籍作業を進めている。利用に支障なく蔵書量を削減し、かつ増加する新規受入資料を配架するスペース確保のための対策である。

**【点検・評価】**

## &lt;質と量、および多様な媒体への対応&gt;

図書の蔵書数等に関して、文部科学省が毎年実施している『学術情報基盤実態調査』平成17年度版により同規模の私立大学と比較してみる。全蔵書数を学生一人当たりで換算すると本学は130冊(同調査の平均は80冊)、年間受入数では本学は2.90冊(同調査では2.57冊)であり平均かそれ以上であることがわかる。

このように本学における研究・教育に必要な図書・資料は着実に充実してきている。ただし、分野によっては、図書・資料が少ない。また、図書の整備が各学部の専門教員に委ねられていることは、専攻分野の充実という点からは有益であるが、一方で教員の専門に偏る傾向があり、網羅性の点で問題がないわけではない。

他方、図書館が独自に購入可能な資料は主に学生用のものであり、高額な参考図書や貴重資料を購入する余裕がない。それらの不足分を補うと同時に、今後は電子的な出版物の効果的な導入を図る必要がある。

オンラインジャーナル等紙媒体以外での研究情報の入手は当然検討されており、すでに順次導入されているが、人文科学・社会科学系の学術情報では、特に和文を中心としてデジタル情報の入手は未だ難しい。すなわち学生が最も利用する資料はまだ紙媒体の図書や雑誌論文が中心であるため、当分は学生用の基本的な資料の収集が必要となる。

AV資料の内、CDは数百枚、DVDは千数百枚ずつ毎年増加している。これらの資料は全学の学生が一般的教養を高めるために使用されているばかりではなく、特に文芸学部芸術学科の映画学、音楽学、演劇学の研究に役立てられているほか、英文学科やヨーロッパ文化学科の学生がそれぞれの国や地域の映画、音楽、演劇、舞踊などを学ぶ際にも利用されている。さらにさまざまな外国語を習得する手段としても活用されている。

音楽大学にも劣らないほどのクラシック音楽のコレクション(CD・レコード)や、国際的にみても遜色のない映画・映像コレクション(歴史的にみて貴重なフィルム、VHS・LD・DVD)を所蔵している。これを今後さらに拡充することにより、本学の所蔵資料を特色あるものとするのが可能である。

外国語教育に関わる資料は図書館には少ないが、今後この部分の収集と利用については、関連部局であるメディアネットワークセンターとの収集・利用の両面での協力、調整が必要と思われる。

#### <経費>

2007年(平成19年)度の本学の資料購入予算額は、221,241,000円である。内図書館分は、50,326,000円であり、全学の資料関係予算の総額に対しては22.7%となる。

すなわち本学において、研究用資料は教員の専門分野・カリキュラムの構成を考慮しつつ各学部等を中心にコレクション構築の努力がなされているといえる。そして学生用の資料に関しては、学習図書整備費を中心とした経費により主として図書館で充実を図っている。

本学の資料購入の特徴である学習図書整備費(予算額30,000,000円)では、本学図書館の有力コレクションの1つであるAV資料・マイクロ資料の購入に特に力を入れており、2006年(平成18年)度決算額ではその34.5%を占めている。また全学の資料関係決算の総額に占めるAV資料・マイクロ資料の割合は8.8%であった。

#### <収蔵スペース>

館内に適切な収蔵スペースがあれば、利用者に分かりやすく原則に従って適切に配架可能であるが、すでに収蔵可能量を超えているため、貸倉庫への預け入れや館内外での別置、また一部は横積み等の状況となっている。これは配架場所を複雑にし、利用者に煩雑さを強いる結果となっており、また業務面で作業量の増加等デメリットが多い。増加する資料を収蔵する書庫施設の拡充が緊急な課題である。

収蔵スペース不足への当面の対策として、授業での必読文献である指定図書等の必要最低限な図書を除き、重複図書を受け入れないようにしている。また2006年(平成18年)度からは重複図書等の廃棄を進めている。年間約1万冊を目標として廃棄作業を実施し、スペースの捻出や効率的な利用に努めている。さらに利用頻度に応じて配架場所を移動させるなど工夫し、利用者への影響を最低限に抑えている。しかし、廃棄対象の重複資料も今後数年でなくなる見込みであり、書庫スペースの問題が改善されなければ、根本的な解決とはならない。

#### <保存環境の維持・管理>

資料の適切な維持管理のためには、保存環境が適切にコントロールされる必要がある。資料に

は図書（一般書・酸性紙の資料・貴重書）・AV資料・マイクロ資料等それぞれにふさわしい温度・湿度の設定や扱い方があり、その他、光や空気中の塵埃・化学物質に対しての配慮も必要である。職員の中では資料保存に関する知識を広め、資料の扱いに注意を払い始めている。

しかし、1989年(平成元年)に完成した本学図書館は、全面的に経年劣化による空調関係機器の能力低下を来している。2004年(平成16年)から2005年(平成17年)にかけては、気づかれずに見過ごされた空調機器の故障のため、地下書庫においてカビの発生を確認し、大規模な資料のクリーニング作業と除湿器等の設置を行った。また4号館書庫はさらに古い建物であり適切な管理は難しい。

#### <媒体変換による保存への対応と効果的な利用>

資料の保護と利用（情報発信も含めて）の両面を満たすために、紙媒体の傷んだ資料や貴重書などは、マイクロ資料や電子情報に媒体変換を行う必要もある。学術研究情報の発信と合わせて、検討される必要がある。ただし、既存資料の媒体変換の場合はさらなる支出となり、また場合によっては継続的な支出ともなるため、費用対効果の検討で利用状況の把握が必要である。本学図書館ではまだごく一部を除き実施していない。今後各学部やメディアネットワークセンターと調整・協力して進める必要がある。

#### 【改善方策】

##### <充実すべき資料や電子的媒体への対応>

図書および定期的刊行物の整備に関していっそうの充実が望まれる。図書・定期刊行物の選定にあたり、学部図書委員会を中心に、必要かつ重要な専攻・専門分野の基本図書の整備を図ることとする。

参考図書を中心として不足資料の補充を行い、また電子媒体の資料への変換を検討する。

すでに質量ともに充実しており、国内でも有数と認められているAV資料のコレクションをさらに拡充し、本学図書館の重要コレクションとして位置づける。

各種データベースやオンラインジャーナルの導入に関しては、相当の経費が必要であるが、今後必要に応じて広く学内での共通利用が可能となるよう、図書館および全学部により協力・調整していく。

##### <収蔵スペースの効果的な維持管理>

資料保存場所で適切な保存環境を維持するため、温湿度等の継続的な計測を続け、空調関係機器類の動作状況の把握に努め、計画的な修繕計画の立案・実施を関係各部署と協力して進めていく。

#### （図書、図書館の整備）

##### A群 図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性

#### 【現状説明】

現在の建築物としての図書館は1989年(平成元年)に開館した。成城学園の正門のすぐ近くにあるため、学内各建物への利用者動線の起点となり、設置環境は抜群である。

図書館は地上5階地下3階で、地上5階は機械室、4階は事務室であり、通常の利用スペースは地上3階から地下3階である。延べ床面積は6,525.79㎡であり、図書収蔵能力は約67万冊分

である。別途さらに4号館書庫に12万冊分あり、その他に貸倉庫やプレハブ倉庫も利用している。新設された3号館雑誌室の床面積は191.24㎡、同書庫の床面積は上下2層合わせて325.66㎡である。雑誌室には新刊雑誌1,200誌が展示可能であり、書庫には約60,000冊が収蔵可能である。

#### <資料と施設>

図書館の地上3階から地下2階の各階は開架閲覧室である。地下3階は電動集密書架を設置した閉架書庫であり、約38万冊分の収蔵能力がある。地下部分には消火設備としてスプリンクラーが設置されている。

3階は社会科学・自然科学の和書が、2階は人文科学の和書が開架されている。1階には参考図書コーナー・新刊雑誌コーナー・新聞コーナーがある。地下1階には和雑誌・紀要のバックナンバーや新聞縮刷版が開架してある。地下2階は文学関係の洋書の一部と洋雑誌のバックナンバーの一部がある。上記以外の比較的利用の少ない資料が、地下3階書庫および4号館書庫等に配架されている。

図書館内は地下3階を除き、主題別および和・洋の区分や図書・雑誌の区分による開架閲覧室であるため、資料と閲覧席（研究・学習用スペース）が適度に分散配置され調和がとられている。閲覧席は1人用、4人掛け、6人掛け等バリエーションに富んでおり、利用者の好みによる選択が可能である。地下3階の閉架書庫にも、教員や大学院の学生用に個席が用意されている。

3階と2階には大学院の学生用の共同研究室が各1室ずつ設けられ、また研究個室が10室および12室ある。休憩室も両階に1室ずつある。地下1階には学生用のグループ学習室が全4室ある。地下2階にはハロンガス消火設備を備えた貴重書室がある。

地下2階には本学図書館の特色であるAV・マイクロ資料の収蔵施設や利用施設がある。これらは全てAVカウンターにより管理し、サービスが行われている。

AVホール（90人用）	1室	AVルーム（4-10人用）	1室
AVカプセル（1-3人用）	3室	AV個室（1-2人用）	4室
AVブース（1人用）	6席	オーディオソファ（1人用）	11席
マイクロブース	2席		

1階にはメインカウンターがあり貸出・返却を中心とした総合カウンターとしての役割を担っている。またレファレンスカウンターもあり、利用指導や他大学図書館や公共図書館等との相互協力の窓口となっている。

バリアフリーに対応し館内にはエレベーターが設置され、1階には多目的トイレも設置されている。正面玄関のわずかな段差は仮設スロープで対応している。

#### <機器・備品>

館内に業務サーバー、OPACサーバー、CD/DVD-ROMサーバーが設置され図書館内ネットワークが構築されている。3階から地下3階までの各階に計30台のWebOPAC端末および情報アクセス端末が設置され、内5台はAV・マイクロ資料検索用である。WebOPACでは所蔵資料の検索のみならず、各種

のデータベースやオンラインジャーナルの利用が可能である。

3階・2階の研究個室・共同研究室および地下1階のグループ学習室には、情報コンセントが設置され、持ち込みのノートパソコンによりインターネットの利用が可能である。グループ学習室のうち1室では無線LANの利用が可能である。

館内でのCD-ROMの利用はレファレンスカウンターに設置されたパソコン2台で行う。館内での利用者用プリンターはここに設置された1台のみである。

地下2階のAV資料の利用施設には、メディアごとに以下のような機器が設置されている。

CD	18台	LD・DVD兼用	15台
ビデオ	19台	レコード	7台
マイクロ資料	2台	カセットテープ	16台
フィルム	2台		

利用者用の複写機が地下2階を除く全階に設置されている。著作権法に抵触しない限りで個人利用が可能である。コインのほかにプリペイドカードの使用も可能である。地下3階の複写機では、教員・大学院の学生は別途各学部あるいは各研究科より配布されたコピーカードの利用が可能である。

正面玄関にはBDS（無断持ち出し防止装置）を設置し、資料の適切な利用を促している。

3号館雑誌室および書庫には、以下のように利用者用の機器が設置してある。雑誌室の複写機1台は学生利用者用で、複写機用プリペイドカードが図書館と共用できる。

パソコン	雑誌室 2台	書庫 1台
複写機	雑誌室 2台	書庫 1台

法学部資料室の機器・備品としては、サーバー、パソコン9台、複写機2台、製本機1台が主なものである。複写機の利用は、教職員・大学院学生に限られている。設置台数の少なさのためのみならず、資料室の静寂さを保つためのものである。

### 【点検・評価】

<収蔵スペース等>

すでに地下3階書庫・4号館書庫も含め収蔵能力が限界となっており、貸倉庫への新規預け入れに依存している状態である。別途新たな収蔵スペースの確保が待たれる。

AVカウンターによるサービスで、CD・DVD・LD・VHS・マイクロ資料等多様なメディアの利用に対応しているが、試験期を除くとAVソファ以外は常時満席の利用状況である。今後、AV・マイクロ資料のさらなる増加も予想され、AV資料の収蔵スペース・利用スペースの確保や機器の更新が課題である。

既存の学部の施設でも状況は同じである。法学部資料室の規模・面積は、資料室に収納している国内外の判例・法令・論文集・法学雑誌・紀要・参考図書の量と比べ、狭すぎる。閲覧スペース

スを収納スペースへ振り向ける等の工夫は限界を超えており、恒常的にオーバーフローの状態である。したがって、本来法学部資料室に収納されるべき多数の法学関係資料が図書館等に置かれている。

#### <利用者用の機器について>

WebOPACや情報アクセス端末の台数はまだ不足しており、繁忙期やガイダンス実施時期等には利用上の不便さを強いている。所蔵資料検索用ではなく、各種データベースやオンラインジャーナルの利用などに使う、インターネットに接続されたパソコンの別途確保により解決されることが望ましい。2007年(平成19年)度には情報アクセス端末10台が設置されインターネットへのアクセス環境が改善されたが、当初の計画(20台)どおりさらに増加が望まれる。

館内での利用者用プリンターはレファレンスカウンターに設置された1台のみであり、各種検索結果の出力・ダウンロードの方策が必要である。またCD/DVD-ROMサーバーは今後の資料増加に伴い、よりいっそうの拡充が必要である。

自動入退館システムや自動貸出返却機等はいまだ導入されていないが、人員削減に対応し、また利用者により負荷をかけないサービスのための機器整備として、今後ICカード式の学生証の導入とともに検討される必要がある。

#### <建物、設備等>

建築後すでに18年を経過した図書館を、今後さらに安全かつ快適に使用し続けていくため、次のような修理・更新が長期的な計画の基に実施される必要がある。

- a. 外壁タイル、コンクリート面防水、シーリング等建築関連の修繕
- b. 電気・非常放送関連等の機器や配線の更新、電源容量の増強
- c. 給排水関連機器・部品の更新
- d. 空調設備・機器の未更新部分の更新
- e. タイルカーペット交換、壁面等塗装部分の更新
- f. 地下3階電動集密書架の制御装置類の全面的更新

### 【改善方策】

#### <書庫スペースの確保>

中長期にわたり使用可能な書庫スペースを、一刻も早く確保する必要がある。当面のスペース確保を進めるとともに、具体的な資料配置計画を立案・提起し、早急に学園の基本計画の中に盛り込めるように努力する。

法学部資料室の収蔵スペースについては、当面は、資料収蔵の集密化を、中長期的には、資料室の拡張を検討する必要がある。

#### <機器・設備の改善・更新>

AVマイクロ関係機器の更新、CD/DVD-ROMサーバーの能力増強、自動入退館システムや自動貸出返却機等の導入には相当な投資が必要であるが、計画的にスケジュールを立案し、利用環境の改善・向上を図る。

建築・設備関係の改善は、法人事務局管財課あるいは大学管理課と共同して、計画的に立案し、執行するよう努力する。

## (図書、図書館の整備)

## A群 学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性

## 【現状説明】

## 1. 図書館

## 1) 閲覧席数

学生収容定員4,599名に対する閲覧席数は、図書館内だけで524席であり、その割合は約11.4%である。試験期を除けば日常的な座席数は充足されている。前述のように利用者用フロアの全てに閲覧席が設置されているため、資料と直結した利用が可能である。その他、区画されて静謐さが確保された小規模な閲覧室が2室設置され、またグループでの学習用の部屋も4室用意されており、効果的に利用されている。

## 2) 開館時間

開館時間は以下のように設定されている。本学の最終授業終了時刻は、平日は17:50、土曜日は14:30であり、授業後の図書館利用にも十分に対応している。

開講期間	平日	9:00-20:00	休講期間	平日	9:00-16:00
	土曜	9:00-16:00		土曜	9:00-12:00
夏季休暇期間	平日	9:00-17:00			
	土曜	9:00-12:00			

なお、本学の通常最終授業終了時刻は、平日は17:50、土曜日は14:30である。しかし補講等が6時限(18:00-19:30)になされることもあるが、それにも対応した開館時間となっている。

## 3) サービス時間

2006年(平成18年)度までに基本的なサービス(貸出・返却・出納・AV施設の利用等)に関しては、可能な限り最大限にサービス時間を延長・確保し、ほぼ閉館の30分前まで実施している。

## 4) 図書館ネットワークの整備

図書館ネットワークは1995年(平成7年)度より整備・運用が開始された。現在は館内のOPACを結ぶ来館者用ネットワーク、および業務用ネットワーク、公開用ネットワークが完全に整備されている。公開用ネットワークは学内・学外からの接続が可能である。

## 5) その他、図書館利用者に対する利用上の配慮

## &lt;Webによるサービス&gt;

利用状況照会サービスにより、貸出状況の参照、資料の貸出期間の延長、貸出中の資料の予約などが可能である。

## &lt;各種ガイダンスの実施&gt;

利用者教育としての以下のような各種ガイダンスに力を入れている。これらの各種ガイダンスは、新入生ガイダンスは広報委員会が、その他はレファレンス係が主に企画立案し、相互に協力

しかつ必要に応じて図書館の全職員が協力して実施している。

a. 新入生ガイダンス

すでに30年以上の歴史を持つ新入生ガイダンスを、入学式直後に全新生を対象に実施している。図書館の内部を図書館員が少人数のグループによるツアーで案内し、図書館を身近に感じさせ、サービスの要所を説明する。

b. Library Beginner's Weeks

新入生ガイダンスの直後に、来館した新生を中心として図書館サービスに興味を示している利用者に、新入生ガイダンスよりさらに詳しい内容のガイダンスを実施している。

c. ミニガイダンス

1～3名の希望者に対して、希望する内容でガイダンスを随時行っている。

d. 文献収集のためのガイダンス

館内の情報アクセス端末を利用し、毎年前期・後期に複数のテーマにより数回ずつ実習形式で行っている。

e. ゼミナールガイダンス

個別の教員からの希望により、ゼミナール単位での文献収集・データベース利用等を中心としたガイダンスを実施している。特定のテーマを設定することも多い。

<各種広報>

図書館のホームページでは簡潔で検索しやすい構成を心がけており、また新着情報を発信している。

紙媒体の広報資料には、学生を中心とした利用者への広報誌として「図書館暦」を年4回刊行している。また図書館を簡潔に紹介した「Library Guide図書館案内」や、サービス内容や利用対象者毎に利用案内をまとめたリーフレットを多数用意している。

## 2. 各学部関連施設

1) 2007年(平成19年)9月に開設された3号館雑誌室および書庫には、経済学部、文芸学部および社会イノベーション学部関連の雑誌が展示、収蔵されている。(管理・運用は図書館により実施されている。)

雑誌室には3学部合わせて約1,100種類の継続受入中の雑誌が展示され、未製本で過去1年分位のバックナンバーも利用可能である。当室は本学の学生教職員は自由に入室可能であるため、所属学部に限らず共通して利用することができる。

書庫には3学部で購入したものや製本した雑誌のバックナンバーが収蔵してある。(文芸学部は一部のみ。)

両室の閲覧席や開室時間は以下のようなものである。3学部の専任教員はこの両室にカードキーにより入室ができるため、開室時間にかかわらず資料や機器の利用が可能である。

閲覧席数	雑誌室	21席	書庫	2席
雑誌室の開室時間	平日	9:00-16:30	土曜日	9:00-13:00

2) 同様に3号館には、文芸学部共用研究室が設置された。以前は、文芸学部の各学科はそれぞれ



学科研究室をもち、図書館所蔵の専門図書のうち特に使用頻度が高いものを学科研究室に貸し出し、開架図書として配架して学生および教員が使いやすい状態においていた。しかし文芸学部全体が3号館に移転したことにより、各学科の研究室は共用研究室として統合され、各学科研究室に分散していた図書も共用研究室にまとめられることになり、およそ16,000冊の図書が学生と教員の利用に供されている。これによって学科間の垣根を越えた文献調査が容易になり、学際的研究が促進されやすい環境が整ったといえる。

3) 法学部では設置以来、法学部資料室を中心に必要な図書・資料の着実な整備を図ってきている。(和雑誌431タイトル・洋雑誌279タイトル・所蔵図書冊数17,665冊)

法学部資料室は、5号館1階の教員用に8つの閲覧用席をもつ法学部資料室、学生の閲覧用に38の座席をもつ学生閲覧室と地下にある書庫、製本準備室、機械室等の分室から構成されている。主要スペースには、法学の研究・教育に必要な国内外の判例・法令・論文集・法学雑誌・紀要・参考図書が配架されている。さらに、学生閲覧室には国家試験対策文庫が併設され、基本的な図書の一部、法学関連の受験参考資料・図書がおかれている。利用状況は、学生に関しては、学期中は、平均約40人／日、休暇中は平均約5人／日である。それ程多くないのは、法律関係の図書が主に図書館に配架されているためでもある。教員に関しては、アクセスしやすい場所にあることから、極めて頻繁に利用されている。学生は複写のため短時間の持ち出しを認められているほか、国家試験対策文庫の資料の貸し出しも受けられる。それ以外の資料室収蔵資料は閲覧に止められる。教員は、資料室の資料に関し、原則的に研究室への当日貸し出しが認められている。分室は専ら整理作業に使われている。

開室時間	平 日	9:00-19:00 (水曜日-20:00)
	土曜日	8:30-15:00
夏季休暇中		9:00-18:00

正規職員勤務時間以降は大学院学生のアルバイト等で対応している。冬季休暇中は閉室である。法学部資料室の効果的な利用のためのガイダンスとして、「法学部資料室利用案内」の配布、新入生に対する法学部資料室ガイダンスの実施がある。また、利用にかかわる学生の質問に対しては、資料室職員が随時対応している。

### 【点検・評価】

基本的に夜間授業がなく、また社会人対応の大学院等もない本学では、平日の夜間利用は少ない。本学図書館の開館日・開館時間に関して、今後は利用実態に合わせたきめ細かい対応が必要となる。例えば試験期等の学生利用者の増加する時期の、日曜・祝日開館等である。

しかし一方では、開館時間中の光熱水費・人件費・委託費の経費上の負担を考え、効率的な運用を考えることも必要である。

当館はここ数年平均して年間約25万人が入館し、約5万数千冊が貸し出されていた。しかし、2006年(平成18年)度は約22万人が入館し、約4万5千冊を貸し出しと、急激に減少し始めた。これはインターネットの普及により、学修のための情報収集がこれまでの紙媒体の文献収集からインターネットにより電子的に収集する方向へ変化した現れか、それ以外の要因なのか、まだ断定はできない。しかし、今後は電子的な情報収集の新しい方法の提供や、その基本的な技術を身につける

ためのガイダンス等を展開していく必要がある。

人員配置の関係により、レファレンス業務のサービス時間が、職員の通常の勤務時間内に限定されている。レファレンスサービスは利用者の集中する時間帯により充実した対応が求められている。

しかし当館においては団塊世代の定年問題発生以前に経験者・管理職クラスの退職が続いたため、実質的な専門能力の低下は名目以上のものがある。またその後の補充がなされなかったため、職員の平均年齢は47歳である。優秀な職員をどのように配置するか、また、今後当館を支える人材への知識や技術の伝承をどのように行うかが課題である。

学部に関連施設でも、資料やシステムの維持管理、レファレンスサービスのための職員の拡充が課題である。

新入生ガイダンスでの直接的な職員とのコミュニケーションは、新入生の好評をよんでいる。2007年(平成19年)度ガイダンス時のアンケート結果では、館内ツアーについて「わかりやすい」との回答が71%よせられている。

文献収集のためのガイダンスは、2006年(平成18年)度は12回実施し、ゼミナールガイダンスは、16回実施したが、ともに内容を具体的に特定したガイダンスである。

### 【改善方策】

ガイダンスや利用指導を、情報リテラシー教育の一環としての組織的な取組となるようさらに進める。

またそれらを可能にするための能力を持った人材の育成のために、各種研修の機会を利用する。またコアとなる業務には専任職員が完全に配置可能なように、人員の採用・配置に関しての努力を行う。

関連機器の整備や確実な運用を合わせて進める。

### (図書、図書館の整備)

#### A群 図書館の地域への開放の状況

### 【現状説明】

本学図書館では、通常の在学生、在職者以外には、成城学園中学校高等学校の在校生、本学卒業生、本学園関係者の紹介状による者、成城学びの森(コミュニティー・カレッジ)の受講者、四大学および世田谷6大学の協定校の利用者、また他大学図書館や公共図書館等からの紹介状による利用者に対して開放している。

### 【点検・評価】

本学図書館では現在、学外者は紹介状を持参する者のみ受け入れている。一般社会人に対しての完全な開放はしていないが、幼稚園から大学院までがほぼ同一のキャンパスにあるため、安全面への配慮等で慎重な対応が必要である。当面は広く学園を基盤として利用者を広げるなどして、地域住民への一般開放が課題である。

**【改善方策】**

2006年(平成18年)度に世田谷区教育委員会より協定締結の提案があり、その内容の検討が続いている。これは世田谷区立図書館からの紹介状持参の市民に対して、世田谷区所在の大学、短期大学の図書館が利用者として受け入れるという内容である。2007年(平成19年)度以降に成案がまとまれば締結の方向で、サービスの拡大・制度化を図る。

**(学術情報へのアクセス)****B群 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況****【現状説明】****<学術情報の処理・提供システムの整備>**

本学図書館の学術情報の処理・提供はCALISという図書館システムで運用している。1994年(平成6年)より図書システムを導入し、1996年(平成8年)には閲覧システムが稼働し、窓口業務のシステム化を図った。また同年3月からはtelnet版OPACを開放した。2000年(平成12年)冒頭からはWebOPAC(情報検索システム)を稼働させ、また続いて図書館ホームページを開設した。

本学で購入される資料は全て図書館でデータベース化されるため、購入されたのち希望に応じて各学部の資料室・研究室等に貸し出されている資料も、一括してWebOPACで確認可能である。WebOPACは学内・学外からアクセス可能である。

その目録の基本となる書誌データはNII(国立情報学研究所)の書誌データを流用して作成しているが、書誌フォーマットはNII準拠ではない。また和書と洋書では別のフォーマットである。

和書は目録のデータ化がほぼ完了したが、洋書については完了していないため、遡及入力を実施している。雑誌は一部の所蔵データを除き入力が完了している。

文献データベースやオンラインジャーナルは、図書館ホームページから学内に向けて公開し全学的な利用に供している。

**<国内外の他大学との協力>**

国内外の各種図書館と常に緊密な相互協力体制をとっている。文献複写・相互貸借ではNACSIS-ILLシステムにより迅速な処理に努めている。国外の図書館とはThe British LibraryおよびNIIのGIF(Global ILL Framework)を通して北米圏の大学図書館とも文献複写・相互貸借を行っている。

2006年(平成18年)度に本学図書館が受け付けた文献複写件数は807件、枚数は6,870枚であった。依頼は660件であった。貸借された資料は、依頼されたもの130件、依頼したもの132件であった。数値は毎年変動があるが、相互協力としての基本的なサービスは十分に実施している。

図書館相互利用では利用紹介状による訪問利用のほか、相互に図書館を開放する図書館コンソーシアムに参加している。現在「四大学図書館」および「世田谷6大学図書館」に加盟し相互利用サービスに努めている。「世田谷6大学図書館」については蔵書の横断検索システムも提供している。

四大学図書館相互利用による、2006年(平成18年)度の本学図書館への入館者数は299名、本学からほかの3大学図書館を利用した者は257名である。貸し出しは、本学図書館からは98冊、本学の利用者はほかの3大学から合わせて172冊を利用している。世田谷6大学図書館相互利用による、2006年(平成18年)度の本学図書館への利用は49名、本学関係者のほかの5大学利用は56名である。世田谷6大学の相互利用はまだ4年目であるが、毎年少しずつ利用者が増加している。

なお、成城大学のオフィシャルサイト上の「成城アーカイブス(学術・研究情報)」において、「研究プロジェクト」「出版物」「学内特殊コレクション」「学内データベース検索」の各頁を開設し、主に民俗学研究所、経済研究所、および各学部などの学術情報を掲載し広く公開している。また、各学部は紀要のデジタル化と公開を個別に行っている。

### 【点検・評価】

2004年(平成16年)度にCALISの更新を行った。更新に伴いUnicode対応と全文検索機能を搭載してWebOPACの検索能力を大幅に向上させた。更新にあたっては委員会でシステムの検討を行い、問題の解決を図った。

自館開発のシステムのため維持が困難なAV資料OPAC(視聴覚資料の検索システム)は、2007年(平成19年)4月よりCALISでのデータ作成に移行した。また利用度の高いデータからCALISへの遡及入力を行っている。

目録の面では今後の整理業務を展望し、業務の効率化・標準化を考慮した場合、和書と洋書とで別の書誌フォーマットを維持することは合理的ではない。また洋書とAV資料を中心に、未だ数万冊(点)のデータ化未了の資料があり早急なデータ入力が必要である。洋書については通常業務のほかに2007年(平成19年)度からは別途予算措置をとり、業務委託による専任者をあてて遡及入力の対応を始めている。

オンラインジャーナルについては、教育研究の重要なツールとして位置づけ、整備を進めている点は評価できるが、契約価格が高額であり予算措置やタイトル選定の面で課題が残る。現在オンラインジャーナルは19,087タイトルを提供しており、オンラインジャーナルタイトル検索システム(EBSCO A to Z)を導入し利用促進に努めている。

図書館コンソーシアムでは参加館で定期的に会合を持ち、サービス改善について意見交換を行っている。

### 【改善方策】

書誌フォーマットの問題は和書と洋書を統合し、目録の標準化とNIIのデータベース共同構築を目指す。遡及入力が遅れている資料については、計画的な作業に努め早期完了を図る。その際は委託作業による集中的な入力も効果がある。洋書については2007年(平成19年)度より別途予算化して遡及入力に着手している。

文献データベースやオンラインジャーナルの契約価格は近年高額化する傾向にある。今後も電子的メディアの充実を図るために、全学共同利用という観点から再構築を進める。

図書館相互利用の面ではコンソーシアムのサービス拡充に努める。「世田谷6大学図書館」では教職員・大学院の学生と同様に、学部の学生の利用を開始する方向で協議する。

図書館資産のみならず大学全体の学術資産を統合的に管理し、利用可能な情報として発信する体制づくりが必要であり、メディアネットワークセンター等と協力して進める。



第9章 社会贡献



## 社会貢献

### 【目標】

本学は、教育研究上の成果を、地域住民および市民一般へ還元することは、「知的基盤社会」の中核たる大学の重要な責務であるとの認識を有し、地域における生涯学習の拠点たるを目指している。すなわち、生涯学習支援事業のよりいっそうの充実をもって社会に資することを社会貢献の第1の目標としている。さらに、大学組織として、あるいは教員個人として、国、自治体および企業等との連携を強化・向上させることも、主要な目標とする。

### (社会への貢献)

B群 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

B群 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況

B群 教育研究上の成果の市民への還元状況

B群 研究成果の社会への還元状況

### 【現状説明】

本学の知的財産を社会に還元することを目的とした事業の最大のものが、2006年(平成18年)4月に発足した、成城大学生涯学習支援事業「成城 学びの森」で、オープン・カレッジとコミュニティー・カレッジの開催が2本柱となっている。

オープン・カレッジは、1976年(昭和51年)に全国の大学の中でもいち早く開設され、2005年(平成17年)に至るまで毎年秋に実施された「公開講座」(パンフレット参照)を前身とする。「公開講座」は有料で、1つの統一テーマのもと、実施時期により異なるが、6~10名の講師が100~200名規模の聴講者に対してそれぞれ1回の講演を行うというものであった。1996年(平成8年)度からは世田谷区教育委員会の後援も得ていた。この「公開講座」の30年間の総受講者数は、4,600名であった(複数回の受講者が大部分であるので、延べ数でいえばこれの6~10倍近くになる)。オープン・カレッジへと改名後は、前身の「公開講座」への参加者の声などを踏まえ、参加費無料、および数回分の一括申し込みではなく、個別講座申し込み制を取り入れて運営されることとなった。2006年(平成18年)度および2007年(平成19年)度は、「成城 学びの森」発足直後ということもあり、【表 9-1】にみられるような、「成城」を前面に出した統一テーマを設け、講師陣も成城学園の卒業生を中心としたものにしたが、一講座あたりの参加者数が、2006年(平成18年)度および2007年(平成19年)度の平均でそれぞれ、253人および338人と、「公開講座」時代の最後の5年間の平均の154人と比べて、大幅増となった。

コミュニティー・カレッジは、原則として上限25名とする少人数の受講者に一人の講師が数回にわたって行う有料(一回につき1,800円)の授業型の講座であり、春夏と秋冬の二期に分けて行われている。当初(2003年(平成15年)度)は、同窓生をモニターにして、文芸学部創設50周年記念事業のパイロットケースとして開講されたが、その後広く一般市民の参加も呼びかけるようになった。少人数であること、および上記のような発足の経緯も関係あると思われるが、受講者と講師の間が大変緊密であり、同一の講師の講座を每期受講する、いわゆるリピーターが多いのが



特色である。たとえば、2007年(平成19年)度春夏季の受講者のうち、15名が2007年(平成19年)度秋冬季にも連続して同一の講師の講座を選択した。また、2006年(平成18年)度および2007年(平成19年)の内容を【表9-2】に示したが、他大学の多くの同様な事業と異なり、講師の多くは本学の専任教員であることも、「知的交響の場」たらんことをめざす本事業の特色である。コミュニティー・カレッジの実施時間帯は、平日の18時30分～19時50分、および土曜日の10時40分～12時00分、13時00分～14時20分、および14時40分～16時00分で、平日の昼間帯に仕事を持っている人々への便宜も図っている。また、同一期に複数の受講が可能になるように、ほとんどの講座は互いに異なる時間に開講されるように配慮されている。したがって、每期、複数受講者はかなり多く、2007年(平成19年)度春夏季では、全受講者数は311名であったが、うち37名が2講座受講者で、4名が3講座受講者であった。なお、これまでのところ、コミュニティー・カレッジの講座のうち1講座が、每期世田谷区のリカレント事業として認められており、当該講座受講者は受講料の30%の補助を受けている。

2007年(平成19年)2月には、受講生から要望の声が強かった受講生と講師との懇親の会(コミュニティー・カレッジ・デー)を催したが、受講生は131名、大学側は学長、講師陣、および「成城 学びの森」運営委員会委員を合わせて約20名が参加するイベントとなった。この懇親会に先立ち、次期コミュニティー・カレッジの講座開講予定の講師陣のうち4名によるそれぞれの40分間のミニレクチャーもあり、受講生の次期開講予定講座の選択の便宜を図った。これらは無料でありこのような措置は受講生から大歓迎を受けた。コミュニティー・カレッジの受講者総数が2006年(平成18年)度の秋冬季における229名から、2007年(平成19年)度春夏季の311名に増加した主な要因と思われる。

上記2つのカレッジを統合して運営するのが、「成城 学びの森」運営委員会、各学部2人ずつの委員および学長指名による委員から成る。委員会は企画・立案、広報戦略策定、予算策定などを主要な業務とする。運営をサポートする事務部局としての企画調整室も2006年(平成18年)4月に新設された。「成城 学びの森」は、新聞折り込み広告、リピーターへのDM、世田谷区等の広報誌、小田急線車内ポスター、ホームページなど多様な宣伝媒体を駆使して、参加者を集める努力をしている。

上記のオープン・カレッジとコミュニティー・カレッジが、「成城 学びの森」の中心事業であるが、これら以外に、本学内外の諸機関や本学専任教員が主催する講演会を共催ないし後援する形の事業も行っている。2006年(平成18年)度では、学園の組織である教育研究所との共催が1件、2007年(平成19年)度には、学園の同窓会との共催が4件、専任教員主催の講演会の後援が1件であった。これらについても、「成城 学びの森」の宣伝媒体を利用する便宜を図っている。

以上は、本学の「成城 学びの森」による事業であったが、これら以外に、本学としては「世田谷6大学コンソーシアム合同公開講座」にも講師を積極的に毎年送っている。過去3年の実績は【表9-3】のとおりである。なお、「世田谷6大学コンソーシアム」とは、世田谷区内6大学、すなわち、国士舘大学・駒澤大学・昭和女子大学・成城大学・東京農業大学・武蔵工業大学による、教育・研究の交流による相互啓発と地域社会への貢献を目的とした連合体のことである。また、2003年(平成15年)11月には、世田谷区砧地域住民向け講座への出講も行っている(世田谷区民講座「お茶の間経済学」)。

表 9-1 オープン・カレッジテーマ一覧(2006～2007年度)

開催日	テーマ	講師名	受講者数
9月30日	(2006年度の統一テーマ：成城発「人間再考」) 人間はどういう動物か？	日高 敏隆	299名
11月11日	時代が人間を創るのか。人間が時代を動かすのか。	青木 富貴子	214名
12月16日	青春の文学―戦後ベストセラー小説から見た現代―	斎藤 美奈子	246名
10月13日	(2007年度の統一テーマ：成城発「創」) 人間は、未来を創る生きものです。	大林 宣彦	318名
11月17日	創造力は、想像力。	荻原 浩	384名
12月8日	音を創る、間を創る ― 三味線ってなあに？―	杵家 弥七	312名

表 9-2 コミュニティ・カレッジテーマ一覧(2006～2007年度)

年度・期間	テーマ	講師名(所属)
2006年度 春夏季 (5～7月) 受講者 延べ総数 144名	ヒッチコックの恋愛映画：恋のスリルが暴きだす人間関係の本質	木村 建哉(文芸学部)
	EU(欧州連合)の過去・現在・未来	大隈 宏(社会イノベーション学部)
	記憶の心理学から思い出の工学まで	野島 久雄(社会イノベーション学部)
	美術館二都物語：パリとロンドン	千足 伸行(文芸学部)
	ドイツオペラとリートにおける恋愛の諸相	木下 直也(経済学部)
	ギリシア古典喜劇解説	戸部 順一(文芸学部)
	バレエ『ラ・フィエユ・マル・ガルデ』の旅	谷内田 浩正(文芸学部)
2006年度 秋冬季 (10～12月) 受講者 延べ総数 229名	人間の安全保障 ―レトリックの基本構図―	大隈 宏(社会イノベーション学部)
	サイレント映画の光と影―ドイツ表現主義の映画―	木下 直也(経済学部)
	江戸を歩く ―深川散歩―	吉原 健一郎(文芸学部)
	マザー・グース再入門	鶴見 良次(文芸学部)
	「ワイドショー」の機能を読み解く	河野 尚行(非常勤)
	白洲正子の世界	青柳 恵介(教育研究所)
	続・ギリシア古典喜劇解説	戸部 順一(文芸学部)
	辞書を見つめ直す―辞書に見る人間の営み―	川村 晶彦(社会イノベーション学部)
	カルメンはバラをくわえない！？	永井 典克(法学部)
	新生アイルランド百年史	上野 格(本学名誉教授)
	バレエ『シンデレラ』の魅力	谷内田 浩正(文芸学部)
	インターネット時代に思い出を語る	野島 久雄(社会イノベーション学部)
	映画で英詩入門	松浦 暢(本学名誉教授)
	必ずヒット商品を生む超企画法	神田 範明(経済学部)
	ジュール・ヴェルヌの謎	有田 英也(文芸学部)
中国古代のシルクロードに栄えた仏教美術	東山 健吾(本学名誉教授)	
フレッド・アステアの魅惑	木村 建哉(文芸学部)	
2007年度 春夏季 (5～7月) 受講者 延べ総数 311名	ラテンアメリカ史の光りと蔭	中川 和彦(本学名誉教授)
	バッハのオルガン音楽	小林 義武(文芸学部)
	小泉八雲の日本	牧野 陽子(経済学部)
	白洲正子に誘われる旅・白洲正子に学ぶ日本の美術	青柳 恵介(教育研究所)
	ローマ、都市と美術	石鍋 真澄(文芸学部)
	啄木短歌の世界を行く	近藤 典彦(非常勤)
	遊びから数学に迫ろう	岡部 恒治(非常勤)
	にんげんの本性を考える	デニス・リチェズ(社会イノベーション学部)

2007年度 春夏季 (5~7月)	ドラマの英語ーシャーロック・ホームズを楽しむー	杉本 豊久(文芸学部)
	日本語の不思議発見!?	三門 準(非常勤)
	ミュージカル映画の誕生と確立	木村 建哉(文芸学部)
	思い出の心理学	野島 久雄(社会イノベーション学部)
	パリの外国人アーティストを育んだ「場」	有田 英也(文芸学部)
2007年度 秋冬季 (10~12月) 受講者 延べ総数 313名	ラテンアメリカ史の光りと蔭 第2部	中川 和彦(本学名誉教授)
	ことばから考える古代日本人の世界観	工藤 力男(文芸学部)
	怖くて美しいー小泉八雲「怪談」の魅力ー	牧野 陽子(経済学部)
	江戸を歩くー日本橋散歩ー	吉原 健一郎(文芸学部) 小沢 詠美子(非常勤) 中村 洋子(民俗学研究所 研究員)
	「たけくらべ」の真実を読む	近藤 典彦(非常勤)
	白洲正子に学ぶ日本の美術	青柳 恵介(教育研究所)
	バッハのカンタータ	小林 義武(文芸学部)
	意外や意外!ー面白ポーランド入門 (ポーランド的なるものを求めて)ー	土谷 直人(非常勤)
	思い出と記憶の心理学	野島 久雄(社会イノベーション学部)
	にんげんの本性を考える Part II	デニス・リチェズ(社会イノベーション 学部)
	ドラマの英語ーシャーロック・ホームズを楽しむ2ー	杉本 豊久(文芸学部)
	成人期からの発達と心理的課題ー人生後半を どう生きるか!ー	西居 淳子(本学名誉教授)
	近代日本文学の名作短編小説を味読する	池田 一彦(文芸学部)
	柳田國男とグリム童話ー比較民話学への招待ー	高木 昌史(文芸学部)
	映画で楽しむ英米文化	松浦 暢(本学名誉教授)
ミュージカル映画の成熟と変質	木村 建哉(文芸学部)	
シルクロードに栄えた仏達ー麦積山石窟の塑像 ー	東山 健吾(本学名誉教授)	

表 9-3 世田谷6大学コンソーシアム合同公開講座成城大学選出講師一覧

開催年月日	講師(所属学部)	テーマ〈開催場所〉
2002年 6月22日	吉原 健一郎 (文芸学部)	世田谷公教育の夜明けー斎藤寛斎と太子堂郷学ー (東京農業大学)
2003年 6月7日	村本 孜 (社会イノベーション学部)	グローバリゼーションの光と影 (昭和女子大学)
2004年 6月19日	奥山 明良 (法学部)	社会経済の構造変化と日本型雇用制度の変容 (成城大学)
2005年 6月11日	清水 眞澄 (文芸学部)	仏像の世界ー「地域」をどのようにとらえるかー (駒澤大学)
2006年 6月10日	油井 雄二 (経済学部)	少子高齢化社会のくらしと税金 (武蔵工業大学)
2007年 10月27日	岩田 一正 (文芸学部)	成城学園と教育ー成城学園設立期の教育思潮と、90周年 を迎えた成城学園の改革(国士舘大学)

さらに、世田谷区との関係でいえば、本学は2005年(平成17年)4月26日に締結した「成城大学と世田谷区教育委員会との連携に関する基本協定書」の規定に基づき、区立幼稚園および区立小・中学校において教育活動の支援を行うことに関する覚書(「成城大学と世田谷区教育委員会との教育活動支援事業に関する覚書」)を2006年(平成18年)6月6日に締結している。ただし、実績はいまのところない。

研究成果の社会への還元は、各学部・研究所の刊行物(紀要、民研ニュース、年報、グリーンペーパーなど)を通じて、また民俗学研究所や経済研究所の公開講演会や展示活動(285頁および289頁参照)の開催を通じて行われている。

また、上記以外に、日本商工会議所による各種検定試験や、TOEICによる英語検定試験などの会場として本学の施設を提供したり、近隣の企業のスポーツチームにグラウンドを貸し出したりして、社会貢献に寄与している。

### 【点検・評価】

オープン・カレッジは、上記のように「公開講座」時代と比べ、一講座あたりの参加者数が増えたが、参加費を無料にしたこと、一講座毎の申し込み方法(数講座一括でなく)を採用したこと、余裕ある質問時間を設定したこと、および2006年(平成18年)度、2007年(平成19年)度の統一テーマが「成城発一人間再考」、「成城発一創」で、成城学園の卒業生を中心としたプログラムにしたことが、成城近隣および成城学園関係者の人々の関心を強く引いたことなどが理由としてあげられよう。受講修了時のアンケート結果によると、満足度は大変高く、2006年(平成18年)度では、3講座の平均で、大満足が45%で、満足が42%、また、2007年(平成19年)度では、それぞれ、58%および36%であった。

コミュニティー・カレッジにおいても、満足度は高く、受講修了時のアンケート結果では、2006年(平成18年)度の春夏季と秋冬季、および2007年(平成19年)度春夏季の平均で、大満足が43%で、満足が50%であった。コミュニティー・カレッジにおいて開講されるテーマは、「技能」の習得などの実用的なものはほとんどなく、かなり知的関心の高い層が選択するであろう文化・芸術を中心とした薫り高い「教養」を主としたものが多い。これは本学の事業の特色となっており、かなりの固定層をリピーターとして擁する要因ともなっている(単に「技能」習得が目的であれば繰り返し受講しないであろう)。これを大切な資産として守り育てていくと同時に、参加者のアンケートへの回答に答えるべく、「教養」の幅を、文化・芸術に加えて、「社会・経済・政治・環境」などへも広げることが必要であろう。また、平日の開講時間をより早い時間帯に移すことを希望する声も高い。これも検討すべきであろう。

なお、コミュニティー・カレッジに講師として参加した教員の中には、熟年の受講生から、学生とはまた違った刺激を受け、自らの教育・研究に好影響を受けているとの声も上がっている。

オープン・カレッジおよびコミュニティー・カレッジのいずれにおいても、参加者の年齢分布をみると、50、60、70代が多く、これらの年代で全体の約8割を占めている。これは、これらの年代に時間的余裕があるからで、いわば当然の結果かも知れず、そのこと自体は「問題点」ではありえない。しかし、「成城 学びの森」のねらうところは生涯学習支援にあるという観点からすれば、より若い年齢層をも惹きつける工夫が必要である。また、参加者の約8割は世田谷区とそのごく

近傍地区の住民である。これは、チラシの配布などの広報の範囲が反映された結果であると考えられるので、広報範囲を広げ、より多くの人々に生涯学習の機会を利用してもらえようようにすることが必要であろう。

以上の本学独自の「成城 学びの森」による事業以外に、「世田谷 6 大学コンソーシアム合同公開講座」に講師を毎年送っていることや、区立幼稚園および区立小・中学校において教育活動の支援を行うことに関する覚書を締結していることは、社会貢献として十分評価できることである。

一方、研究成果の社会への還元のための公表の手立ては必ずしも十分でないと認識している。民俗学研究所による公開講演会および展示は好評であり、盛況であるが、年 2 回しか開催されておらず、経済研究所による公開講演会の場合、市民の参加者があまり多くない。

### 【改善方策】

- 1) コミュニティー・カレッジの開講テーマとしては「教養」が中心となるが、その幅を、文化・芸術に加えて、「社会・経済・政治・環境」などへも広げることは、本学の資産を以って対応可能であるので、今後これらの分野の充実を図る方針である。
- 2) コミュニティー・カレッジ受講者のアンケート結果に応えるため、平日における開講時間がより早い講座を設けることを検討している。
- 3) オープン・カレッジおよびコミュニティ・カレッジのいずれにおいても、従来の中高年世代に加えて、より若い年代層の参加を促進させ、幅広い年代の生涯学習に資するための方途を検討中である。
- 4) 市民への啓蒙・普及活動を活発化させるために、民俗学研究所はスタッフの充実化を図る。また、同様な目的のため、経済研究所は学術水準を維持しながらも公開講演会のテーマの選定を工夫することを検討する。

### (社会への貢献)

#### B群 国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

### 【現状説明】

「研究教育業績調書」にあるように、本学の教員は数は多くないが、審議会や委員会に参加し、国や地方自治体の政策形成に関わることにより、社会的責任を果たしている。また法学部の民法・民事訴訟法・刑法等の教員は、裁判時の意見提出などで、現実の社会問題に対応する知見を提供して貢献している。

### 【点検・評価、改善方策】

本学の教員による国や自治体の政策形成への貢献は、必ずしも量的に十分とはいえないかも知れないが、本学の教員数の規模からいえば、やむをえないといえよう。しかし、更なる貢献を目指して個々の教員の意識の向上を図る方途を探る。

(企業等との連携)

C群 企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況

**【現状説明、点検・評価】**

企業との連携については、文系大学であり、企業からの受託研究は少ないが、実績はあり（大学基礎データの表 28 参照）、2005 年(平成 17 年)7 月 13 日に、「成城学園受託研究規程」が制定されたことから、推進体制は整備されつつあるといえる。

**【改善方策】**

文系大学としての受託研究を推進するための情報収集につとめる。受託にかかわる規程が、企業の側からわかりやすいか、また手続きが明瞭であるかを、重ねて検討していく。



第 10 章 学生生活





## (1) 大学生の学生生活

## 【目標】

本学は、「個性尊重の教育」、「自然と親しむ教育」、「心情の教育」、「科学的研究を基とする教育」の理念のもと、大学における学生生活を通じて、学生一人ひとりがその個性・資質を伸ばし、必要な能力を身に付け、豊かな人間性を備えて社会に出て行くことを教育の基本としている。

そのために、必要な環境を適切に整えたうえで、生活相談、課外活動、就職活動、その他経済的支援も含めた学生生活全般の支援と指導に取り組むことを目標とする。

## (学生への経済的支援)

## A群 奨学金その他の学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

## 【現状説明】

成城大学では、学生の経済的支援として学部生および大学院の学生へ奨学金の貸与と給付業務を行っている。その内訳は、日本学生支援機構の奨学金、本学独自の給付奨学金である「奨学金」、「応急奨学金」、および「成城大学提携教育ローン援助奨学金」、学外奨学金（給付・貸与）である。また、成績優秀者を対象とした「入試成績優秀者特待生制度」と「特待生制度」によって、特待生奨励金が給付されている。（給付・貸与状況は、大学基礎データ表44参照）。さらに、被災した受験生に対しては、入学金や授業料などの減免措置をとっている。

まず、日本学生支援機構の奨学金の過去3年の応募・採用状況は【表10-1】のとおりである。

表10-1 日本学生支援機構奨学金 応募・採用状況（過去3年間）

年度	説明会出席者	定期採用(4月)			予約進学者 (延べ数)	新規採用者 (応急・緊急除く)
		応募者	内示数(延べ数)	採用者(延べ数)		
2005年度 (平成17年度)	約230名	184名	195名	183名	52名	235名
2006年度 (平成18年度)	約350名	201名	179名	179名	76名	255名
2007年度 (平成19年度)	約330名	197名	168名	168名	78名	246名

【表10-1】のとおり日本学生支援機構奨学金の内示数はここ数年減少傾向にあり、それに対して奨学金を希望する学生の数は増加傾向にあるため、応募者全員が採用されることは難しい状況にある。一方、ここ数年、高校3年次に仮採用された「予約進学者」が本学に入学し、手続きを経て本採用となる内示枠外の採用者が増加しており、4月の新規採用者全体数としては、2005年(平成17年)度と比較すると減少してはいない。2006年(平成18年)度から説明会出席者の人数が大幅に増加したのは、日本学生支援機構奨学金の定期採用の応募の際、説明会への出席を義務づけたため（【表10-1】参照）、応募者数は2005年(平成17年)度と比較して多少増加した程度で収まっている。2005年(平成17年)度の9月以降に募集が行われた第二種の「個別対応」は、2006年(平成18年)度については、予算の執行過程で財源に余裕がなくなったため募集が行われず、年度途中の採用は、家計状況が急変した者を対象とした「緊急・応急採用」のみであった。

本学独自の給付奨学金制度としては、「成城大学・成城大学短期大学部奨学生」「成城大学・成城大学短期大学部応急奨学生」の制度があり、採用年度に限り授業料の1/2に相当する額を給付(授業料に充当)する。なお、学外の奨学金と併用受給することができる。これらの奨学金についての応募・採用状況は下表【表10-2】のとおりである。

表 10-2 本学独自の『奨学金』ならびに『応急奨学金』の応募・採用状況 (過去3年分)

年度	種類	前期		後期		合計	
		応募者	採用者	応募者	採用者	応募者	採用者
2004年度 (平成16年度)	奨学生			11	9	11	9
	応急奨学生	7	7	5	5	12	12
2005年度 (平成17年度)	奨学生			20	18	20	18
	応急奨学生	7	7	2	2	9	9
2006年度 (平成18年度)	奨学生			20	15	20	15
	応急奨学生	10	10	5	5	15	15

学校法人成城学園は、都市銀行2行と「教育ローン」の提携をしており、入学試験合格者の保護者、在学生の保護者が、本学の授業料その他の校納金等を納付するために、その「提携教育ローン」を利用する場合、通常より0.8~1.7%控除された優遇金利が適用される。その当該在学生の保護者を対象にして、経済的援助を行うために、本学では、「成城大学提携教育ローン援助奨学金規則」を設けている。この制度では、年度毎の申請により、在学中に支払った利息について、年利率5%を上限とし、給付奨学金として受給できる。

保護者が融資をうけるためには、銀行の審査を通過する必要があるが、就学が困難な状況にある学生にとっては、救済の1つの道となっている。2006年(平成18年)度は、17名に対し総額519千円が支給された。

学外奨学金の募集・採用状況は以下のとおりである。

表 10-3 学外奨学金 応募者・採用者状況 (過去3年分)

奨学金名称	奨学金種類 (貸与・給付)	採用人数 (年度)	平成16 年度		平成17 年度		平成18 年度		備 考
			応 募 者 数	採 用 者 数	応 募 者 数	採 用 者 数	応 募 者 数	採 用 者 数	
関育英会	貸与	—	1	1	1	1	1	1	応募枠あり
青井奨学会	給付	—	1	1					応募枠あり
古屋亨記念奨学基金	給付	全国で3 名(16)	1	0	1	0	1	0	推薦枠あり(厚生補導委員会にて候補者を選考のうえ推薦するが財団にて選考)
井深大記念奨学基金	給付	全国で20 名(16)	1	0	1	0	1	0	推薦枠あり(厚生補導委員会にて候補者を選考のうえ推薦するが財団にて選考)
朝鮮奨学会	給付	全 国 で 630 名 (16)	1	0	1	0	1	0	応募資格に制限有
あしなが育英会	貸与	全 国 で 120 名 (16)	1	1	0	0	0	0	応募資格に制限有
大学婦人協会国内奨 学生	給付	全国で3 名(16)	1	0			0	0	応募資格に制限有
守谷育英会	給付	全国で70 名(16)	1 1	1	4	0	0	0	
交通遺児育英会	貸与	全 国 で 200 名 (16)	1	1	0	0	0	0	応募資格に制限有
安藤記念奨学財団	給付	—			1	1			要項隔年送付 応募枠あり
山口県ひとつづくり財 団	貸与	全 国 で 280 名 (17)			1	1	0	0	17年度要項は応募者の持込による
船橋市教育委員会	貸与	不明			1	1	0	0	17年度要項は応募者の持込による
柏市教育委員会	貸与	全国で7 名(17)			1	1	1	1	要項は応募者の持込による
横浜市教育委員会	貸与	全国で10 名(18)					1	1	要項は応募者の持込による
岡山県育英会	貸与	全国で95 名(17)	0	0	0	0	1	1	

さらに本学では、成績優秀者に対して奨励金を給付する、2つの特待生制度を設けている。まず第1は、「入試成績優秀者特待生制度」で、各学部におけるA方式あるいはB方式の入試成績上位合格者に対して、入学年度の授業料相当額を給付するものである。これは、2003年(平成15年)度より新たに導入した制度である。対象者・採用予定者数・発表の方法等は、募集要項に明記しており、採用者は各学部の入試判定会議にて決定のうえ、合格発表と同時に掲示板、ホームページおよび本人宛の通知で発表している。採用され入学した人数は、以下のとおりである。

2005年(平成17年)度 9名(内訳:経済学部3名、文芸学部4名、法学部1名、  
社会イノベーション学部1名)

2006年(平成18年)度 9名(内訳:経済学部4名、文芸学部5名)

2007年(平成19年)度 15名(内訳:経済学部6名、文芸学部4名、社会イノベーション学部5名)

第2は「成城大学・成城大学短期大学部特待生制度」である。学部2年次生以上に在籍している学生のうち人物・学業ともに優秀な学生を選出し、30万円を授業料に充当する形で給付する制度で、毎年学部ごとに選出されている。その内訳は、経済学部9名、文芸学部9名、法学部6名、社会イノベーション学部2名（2006年(平成18年)度）となっている。なお、社会イノベーション学部については、2007年(平成19年)度には4名、2008年(平成20年)度には6名と順次増加を予定しており、完成年度の2008年(平成20年)度には、全学部合計で30名が選出されることになる。特待生の選考は、各学部教授会の審議を経て行われ、毎年特待生の表彰式が行われている。

また、本学では大規模地震等の災害が発生した場合には、被災した受験生に対し、経済的支援を図るため、受験の際は検定料、入学手続きの際は入学金・授業料等を減免する特別措置をとっている（ただし、被災状況により減免内容は異なる）。具体的には、2004年(平成16年)に発生した新潟県中越地震で被災し、当該受験生の検定料を免除された者は41名、そのうち合格を果たし、入学手続きを行ない入学金の免除を受けた者は1名であった。

### 【点検・評価、改善方策】

日本学生支援機構奨学金については、例年応募者数が内示数を上回る状況が続いている。また、学外（民間および地方公共団体）の奨学金に目を向けてみると、募集人数（採用予定者）・給付額の金額ともに少ない。

一方、学内の奨学金である「奨学金」および「応急奨学金」の募集人数は、予算の関係で2004年(平成16年)度までは20名であったので、それを超える応募に関しては、その不足分を「父母の会」からの寄付で賄っていた。しかし、2005年(平成17年)度より、年間30名分の予算措置を講じ、採用人数を増やすことが出来たのは評価できる。

特待生制度については、毎年度入試管理委員会において確認を行ったうえで実施しており、適切な運用がなされている。なお、年度・学部によって、特待生として採用された者のうち入学手続きをする者(特待生として入学する者)の数に差異がみられる(極端に少ない学部もある)こともあり、この制度の有効性については評価が分かれるところである。

地震被災者への特別措置については、大学学長より法人事務局へ上申することにより、法人側が措置内容を検討し、実施を承認するという手順をとっている。意思決定機関が大学ではないところに難はあるものの、これまでは素早い対応がとれているとあってよいだろう。

大学独自の給付奨学金や特待生制度などがすでに整備・拡充されており、現状では、特に改善策は検討されていない。

### (学生への経済的支援)

#### C群 各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

### 【現状説明】

各種奨学金の募集については、奨学金専用の掲示板とホームページとによって情報提供している。新入生に対しては、入学式で新入生全員に配布する「学生生活ガイドブック・パンフレット成城」に、説明会日時等を明記し、入学式当日のクラスガイダンスにおいて、日本学生支援機構

の定期採用の説明会日程について説明している。在学生に対しては、『シラバス』配布時に奨学金説明会日程を明記したプリントを配布している。

### 【点検・評価】

校納金未納による除籍者の人数が、2005年(平成17年)度は23名(内9名が復籍)、2006年(平成18年)度は29名(内11名が復籍)と増加傾向にある。その中には、就学の意志はあるが経済的事情でやむなく除籍にならざるを得ない学生がいるというのも実状である。事前に学生が自分の家計状況について把握し、早い時期に学生課において相談をしていたら対処できる場合があったことに鑑みると、奨学金制度の情報の発信をより充実させることが必要である。

### 【改善方策】

日本学生支援機構奨学金における、高校3年次に仮採用が決定する「予約進学者」の情報をオープンキャンパスなどで受験希望者に対して伝えていくことを検討する。合格者や在学生に対して、奨学金募集日程などの情報をホームページ・掲示などで早い時期から伝えていくこと、学生自身が学資や家計状況について考えるよう啓蒙することを検討する。

また、奨学金等の相談業務についても、個人的な家計状況まで聴取する必要があるため、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、担当者の個人的な努力に任せるだけではなく、相談担当者の研修などのシステムを構築すること、学生への必要に応じた指導・助言を、時間的に余裕を持って行えるようにするために他部署との連携を強化し情報交換をすることを検討する。

#### (生活相談等)

- A群 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性
- B群 生活相談担当部署の活動上の有効性
- C群 生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況
- C群 学内の生活相談機関と地域医療機関等との連携関係の状況

学生の生活相談や健康保持・増進などに関しては、大学保健室、学生相談室、トレーニングセンター、伊勢原総合グラウンド、学生課で連携しながら取り組んでいる。各部署の取り組みは以下のとおりである。また、よりいっそう健康支援の運営を円滑に行うための学校法人全体の組織である学園保健教育連絡会議に学生課、大学保健室、学生相談室が参加している。

安全面への取り組みは、正門脇に設置されている案内所、および管理人室が行っている。

#### 〈 大学保健室 〉

### 【現状説明】

大学保健室では、健康で充実した学生生活を送れるよう、定期健康診断をはじめ、身体や心の相談、けがや気分が悪い時の応急処置や休養への対応を行っている。

組織としては、学生部に所属し、スタッフは専任看護師2名(身分は書記)、非常勤嘱託として内科校医2名、スポーツ医学担当医1名、女性医学担当医1名で運営している。

1号館1階に移転(2007年(平成19年)9月下旬)後の現在は、休養スペースとしてベッド3床、待合所兼処置室・事務スペース、校医室、面談室、多目的トイレが完備している。

健康保持・増進への配慮については、学校保健法に基づいて年1回定期健康診断を4月に実施している。未受検者には6月初旬に1日、再健康診断日を設けている。2年次生の受検率は低いが、1年次生と就職用健康診断証明書を必要とする3、4年次生の受検率が高いというのが現状である。

また、体育部連合会と文化部連合の一部の学生には、夏季合宿に先立って心電図・検尿・体重・血圧・医師面接を6月に実施している。また、特に首に負担がかかるクラブ(ラグビー・アメリカンフットボール・サッカー・柔道・チアリーダー)に限って、頸椎レントゲン撮影を5月に実施し、怪我等の予防に努めている。

けがや急病になった場合は、保健室で応急措置をし、専門医師の診断が必要な場合は、適切な医療機関を紹介している。

健康相談に関しては、2名の専任看護師が常に対応している。「いいたい事をはき出したい」「身体の不調が続いている」「病院に行くほどではないが気になっていることがある」「専門の医療機関を紹介して欲しい」など、保健室での相談は種々雑多であるが、校医・学外の医療機関・学生相談室などに、相談にのりながら学生に合った支援先を紹介している。

### 【点検・評価、改善方策】

健康診断の主な目的は、個人の健康状態の把握と管理、および集団生活における伝染性疾患の早期発見と予防などである。学校保健法では、定期健康診断の結果については受検者全員への通知が義務づけられている。2006年(平成18年)度までは、異常がある者のみ連絡をし、健康指導を行っていたが、2007年(平成19年)度からは、定期健康診断結果を受検者自身が証明書自動発行機で入手(1通のみ無料)できるようになったことは評価できる。ただし、異常がある者は従前どおり連絡をし、健康指導を行っている。

2005年(平成17年)度より、健康診断のデータをCampus Square for Webで管理し、健康診断証明書が証明書自動発行機で発行できるようになった。2007年(平成19年)度からは、合宿前健康診断についても、同様にCampus Square for Webで管理し、併せて個人通知できるようになったことは評価できる。

### 〈 学生相談室 〉

#### 【現状説明】

1968年(昭和43年)設立された学生相談室は、開設当初から開かれた窓口としての機能が期待され、現在もその基本姿勢は変わっていない。在學生であれば誰でも相談でき、また在學生のことであれば、保護者でも教職員でも相談できる。相談内容によっては、適切な学内外の相談機関や窓口、教職員を紹介するといった振り分け作業も行っている。

相談活動の業務としては、カウンセラーによる心理カウンセリングを含む学生生活支援のための相談(個人面接、心理テストの実施など)と、家族や教職員とのネットワーキング(コンサルテ

ションも含む)がある。精神科医による、診断的判断により学生本人および家族に対し、情報提供とともに具体的な指示、助言、説明を行い、必要に応じ医療機関での治療を勧めること等を行っている。2006年(平成18年)度の来談者実数は151人、延数635人、利用者総数は1,340人であった。(過去の利用状況については、大学基礎データ表45参照)。

また、情報発信の業務として、大学によるの支援のあり方や学生の現状等について、相談室の立場から学内に情報提供をしていくことを目標とし、「学生相談室報告書」を年1回発行、職員に相談室の利用状況や現状を報告し理解を深めてもらうための「Newsletter」を年2回発行している。学生に対しては、入学時に配布する保健室との共同編集の「こころとからだの健康ハンドブック」、年2回「相談室だより Topics」や、パンフレット「相談室のあんない」を作成・配布している。

学生部内の連携については、相談室連絡会議を月1回開催しており、学生相談室の構成員である室長の学生部長、室長補佐の学生部次長・学生課長、専任カウンセラー、担当事務職員のほかに大学保健室の看護師も参加しており、学生を中心に捉え、定期的にとっている。また、学生部行事等の共同企画、全学向けのPR等についても、上記印刷物のほかに、学生課所管の印刷物に適宜情報を載せ、学生のみならず保護者への啓蒙活動も行っている。また、現在、専任カウンセラーは厚生補導委員でもあり、また、大学事務連絡会、学園保健教育連絡会への出席も認められており、各事務部署との連携もとりやすくなっている。

組織としては、学生部に所属し、人員構成は以下のとおりである。

[2007年(平成19年)7月1日現在]

学生相談室室長 (学生部長)	
室長補佐 (学生部次長)	
室長補佐 (学生課長)	
カウンセラー (専任)	1名
カウンセラー (兼任)	…2005年(平成17年)度以降空席
カウンセラー (非常勤)	2名
精神科医 (非常勤)	2名
事務職員 (専任)	1名
顧問 (各学部長)	

設置場所については、新3号館建て替えに伴い2005年(平成17年)9月に4号館2階へ仮移転していたが、部屋が多少広くなったためか、待合スペースの利用者が格段に増加した(2005年(平成17年)度:172人→2006年(平成18年)度:565人いずれも延数)。以前の場所(旧3号館1階)は学生課の前に位置し、学生の往来も多く、人目を気にする学生にとっては利用しづらい場所にあったが、現在の建物は学生の動線からはずれた位置にあり、逆に前述のような学生が来室しやすくなったためと思われる。しかしながら、「七夕飾り」や「クリスマスビンゴゲーム」といった全学生対象の参加型イベントは断念せざるを得なくなり、開かれた相談室としての機能は低下



しており、利用者の質の変化と偏りを生んでいるのが現状である。

### 【点検・評価、改善方策】

室数については、2007年(平成19年)9月下旬より4号館1階に移転したことによって、面接室がグループ面接もできる部屋を含んだ2室となり、待合コーナー・スペースが拡充され、数グループや個人がそれぞれ同時に居られるようになった。また、受付事務スペース、書類保管スペース、スタッフ準備室も完備し、以前よりは格段に充実したものになったのは評価できる。ただし、設置場所が4号館であることは変わらず、人通りが少なく、開かれた相談室の設置場所としては相応しいとはいえない。設置場所が学生の動線から外れた4号館であるため、広報活動を充実させることを今後検討する。

SPS (Student Personnel Services) の理念に副い、個々の学生の個性に即した全人としてのパーソナリティの完成を目標とする活動を行うために、他大学に較べ、比較的早い時期に導入された本学学生相談室ではあるが、現在、その活動や機能が継続されつつも、拡充しているとはいえない。

学生相談活動は大きく分けて4つあるが(①援助活動 ②教育活動 ③コミュニティ活動 ④研究活動)、そのうち現在の学生相談室において機能しているのは①の援助活動のみであり、残念ながら本学においては個別援助以外(以下②～④)についてはほとんど行われていない。

②の教育活動については、学生相談活動を「機能」として捉えるならば、必ずしも学生相談室が全てを担う必要はなく、他部署との連携をとる中でコーディネーター的な役割を果たすことによって実現は可能となろう。入学してきた学生に対して一定の付加価値を付けて社会に送り出すということが大学の重要な役目でもあるといわれる今日、学生にあわせた教育活動を行うことが求められている。

③のコミュニティ活動については、学生相談現場から得られた知見がシステムとして適切に教職員に伝わり、大学運営に反映される仕組みを整えることが重要と思われる。

④の研究活動については、学生相談活動自体を研究対象とし、相談活動の方法と将来の方向性を探っていくことを目的とする。

学生相談には、単に問題の解決や治療というだけではなく、個々の学生の発達や成長という視点を持ちながら、適宜必要な心理教育的な関わりをもっていく、という教育機関ならではの特徴がある。『学生相談を一部の問題をもつ学生に対する心理相談としてだけ位置づけるのではなく、全ての学生を対象とした学生の人間形成を促すものとして大学教育の一環として捉え直す』という文部科学省高等教育局の答申等の中にもあるように、人員配置・施設・設備の拡充、全学的にみた相談室の位置づけの再確認が必要と思われる。

### 〈 トレーニングセンター 〉

### 【現状説明】

1996年(平成8年)に開設したトレーニングセンターは、正課授業や学生および教職員が体育活動を行うために造られた施設である。本学学生であれば誰でも『利用者カード』を作成すること

により、日常のトレーニングをはじめ、授業の空き時間を利用したりフレッシュなど、開館時間中いつでも利用できる。トレーニングルームは、届出サークル・部に限り、週1回2時間まで貸し切りで団体利用もできる。

運営については、「成城大学トレーニングセンター管理運営委員会規則」および「成城大学トレーニングセンター利用要項」により定められており、施設概要は以下のとおりである。

#### 《施設概要》

地下1階	屋内温水プール(25m×9m：4コース)・ジャグジーバス・採暖室 女子ロッカー室・シャワー室
1階	事務室 トレーニングルーム (25m×14m) 男子ロッカー室・シャワー室 ミーティングルーム ラウンジ
2階	マシニングジム 体力測定室 ランニングウェイ(1周60m) 控室 会議室

スタッフとしては、学生部に所属する専任職員2名(事務：1名、トレーニング指導：1名)と、出勤予定を定めて勤務する臨時職員11名(事務：3名、トレーニング指導：8名)がおり、プールやマシニング室の監視、トレーニングの助言および指導、受付等に従事している。

トレーニングセンターでの相談対応は、「窓口対応＝日常的な事務受付等」「個別相談＝個々の学生の体力の維持・向上、運動不足の解消などの日常の健康作りのためのサポート」等が主なものである。

「窓口対応」は、ロッカーの鍵と利用者カードを引き替える入退館の受付、トレーニングルームの予約受付が主なものであるが、不特定多数の学生が、気持ちよくトレーニングセンターを利用できるように、ルールやマナーの指導、安全管理・施設管理の任務も負っている。

「個別相談」については、個々の学生のニーズに合わせ、マシニング講習、体力測定、個々人の目的・状況に合わせたトレーニングプログラム(マシンおよびプール)の作成および指導などを行っている。マシニング講習は、年間500名前後の学生・教職員が受講している。

#### 【点検・評価、改善方策】

2007年(平成19年)度より、専任職員にトレーニング指導・助言を行えるスタッフが配置され、それ以前まで、専門のスキルを持った臨時職員にすべて負わせていたトレーニング指導・助言業務について、職員が中心となって進めていくことができるようになったことは、評価できる。

トレーニングセンターの位置が、学生の通常的生活圏から外れているので、クラブハウスが隣

接する体育部連合会や正課授業でトレーニングセンターを利用する学生以外の、一般学生への認知度が低い。より多くの学生がトレーニングセンターへ足を運べるよう、広報誌「トレセン倶楽部」・「学生生活」や、学内掲示・ホームページなどによって、トレーニングセンターの存在、活用方法・利用方法、健康増進などの情報をよりいっそう発信していくことを検討する。

また、安全対策の啓蒙活動として、「着衣水泳体験」「AED講習会」などのスポット企画の実施を検討する。

### 〈伊勢原総合グラウンド・合宿所およびその他の合宿所施設〉

#### 【現状説明】

##### 〈伊勢原総合グラウンド・合宿所〉

伊勢原総合グラウンド・合宿所は、神奈川県伊勢原市西富岡に所在し、敷地面積 219,697 m<sup>2</sup>の中に合宿所、第1グラウンド(400mトラック、アメリカンフットボール、ラグビー、サッカー、タッチフットボール)、第2グラウンド(サッカー、ラクロス)、第3グラウンド(多目的)、テニスコート7面、野球場1面、馬術部の厩舎・馬場1面がある。合宿所は鉄筋4階建ての建物で、建築面積は4,537 m<sup>2</sup>あり、学生用宿泊室20室や、教職員用宿泊室9室、談話室4室が整備されている。これらの施設は正課授業や、課外活動合宿、ゼミナール合宿、スポーツ、レクリエーションの場として、学生や教職員、卒業生に幅広く利用されている。2006年(平成18年)度の利用者数は、256団体、延べ5,938人に上る。

##### 〈新哲士寮〉

新哲士寮は、成城キャンパスから至近の東京都世田谷区祖師谷に所在し、敷地面積 3,764 m<sup>2</sup>の中に建物面積 398 m<sup>2</sup>、宿泊定員 60名の寮がある。通年利用が可能であることから、主に大学体育会のクラブ合宿等で利用されている。

##### 〈富望荘〉

富望荘は、千葉県南房総市富浦町に所在し、敷地面積 1,768 m<sup>2</sup>の中に建物面積 1,531 m<sup>2</sup>、宿泊定員 160名の寮がある。7月から9月までの夏季限定で利用に供しており、ゼミナール合宿、クラブ合宿等で利用されるほか、教職員の福利厚生施設としても利用されている。

##### 〈白樺荘〉

白樺荘は、長野県軽井沢町に所在し、敷地面積 11,963 m<sup>2</sup>の中に建物面積 1,255 m<sup>2</sup>の宿泊定員 160名の寮がある。夏季期間限定としてゼミナール合宿、クラブ合宿等で利用されるほか、2棟のログハウス、3棟の木造建物がある追分寮は、教職員の福利厚生施設として利用されている。

##### 〈大極荘〉

大極荘は、長野県北安曇郡に所在し、敷地面積 330 m<sup>2</sup>の中に建物面積 153 m<sup>2</sup>の木造2階建て30名を収容できる山小屋がある。また、柵池自然園に近く、夏季登山や冬季スキーを本拠地として利用されている。

#### 【点検・評価、改善方策】

利用者数からみられるように、伊勢原総合グラウンド・合宿所などの合宿所施設は、成城キャン

パスの施設を補完し、授業と課外活動を充実させるために不可欠な役割を果たしている。施設の改修も計画的に進めており、現在特に改善策は検討されていない。

### 〈 学生課 〉

#### 【現状説明】

学生課での相談対応は、「窓口相談＝日常的な事務受付などの対応」「オープンスペースでの相談＝課外活動等担当者が中心だが、側にいる課員も情報を共有する」「個室相談＝機密性の高い内容で担当者のみが対応」という相談内容等に応じた3段階に大別してきめ細かに行っている。

その他、事故・トラブル等の緊急対応・相談、保護者からの学生に関する問い合わせ・相談も学生課で対応しており、特に保護者からの問い合わせ・相談が増加傾向である。

#### 【点検・評価】

学生課では、学生に関するあらゆる相談(苦情を含む)を、内外を問わず、直接・電話・メール・手紙など様々な形式でうけるが、特に苦情については、他部署を転々と経由して学生課にたどり着く場合が多いというのが現状である。

緊急性の高い相談等は、昼夜を問わず発生するが、Campus Square for Web が配備されたことにより、大学内だけではなく、インターネットが繋がれば自宅からでもログ・インして学籍情報を検索でき、緊急対応をするための情報を素早く入手できるようになったことは評価できる。

また、増加傾向にある匿名メールや Web 上における学生個人・学生組織および大学に対する誹謗中傷への対応については、その都度手探りで対処しているというのが実状であるが、専門知識が必要になる場合が多い。

#### 【改善方策】

学生課で対応する相談内容には、専門知識を要する内容も多く、職員の研修を実施することや、顧問弁護士以外にも相談できる各分野の専門家、コンサルタントをおくことなどを検討する。

相談を直接学生課に持ち込めるよう、担当部署とダイヤル・インの番号をさらに周知する。

学籍情報が Campus Square for Web 上で管理されるようになり利便性は向上したが、災害時などのシステム対応を、一部署の対応としてではなく、大学全体の危機管理の1つとして検討する。

### 〈 管理人室・案内所など 〉

#### 【現状説明】

正門脇に設置された案内所には7名の職員が配置され、常時学園内の警備にあたっている。そのうち1名は、常に学園内を巡回している。幼稚園から高等学校までの各学校が同一キャンパスに立地しており、2002年(平成14年)には、幼稚園や小学校の敷地に警備員が2名増員され電子錠やテレビカメラが設置された。

4号館にある管理人室には、住み込みの管理人が1名おり、常時、大学敷地内の管理にあたっ

ている。このほか、午前7時から午後10時までの時間帯については、さらに管理人2名が大学建物の施錠管理や巡回にあたっている。

衛生に関しては、外部業者に清掃業務を委託している。教室・トイレ等共用部は毎日、外構および屋根・ベランダ等については週3回、学部施設や研究室、雑誌室、書庫、教材準備室などについては、毎月2回の頻度で、定期的に清掃が行われている。

### 【点検・評価、改善方法】

学園全体の警備体制を強化するなど、安全対策に積極的に取り組んでいると、評価できる。衛生管理に関しても、定期的な清掃が実施されており、適切な対応がなされている。

#### (生活相談等)

A群 ハラスメント防止のための措置の適切性

C群 セクシュアル・ハラスメント防止への対応

### 【現状説明】

本学では、すべての学生および教職員が個人として尊重され、お互いの信頼のもとに平等で平穏な勉学、教育、研究、労働および大学内における諸活動ができるよう、セクシュアル・ハラスメントを容認しない環境づくりに努めている。

1999年(平成11年)10月1日付にて「成城学園セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」が制定されたことをうけ、2000年(平成12年)5月30日付にて「成城大学セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程」、「成城大学セクシュアル・ハラスメント相談窓口規程」および「成城大学セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程」を制定し、セクシュアル・ハラスメント防止委員会を設置した。

セクシュアル・ハラスメント防止委員会(以下、防止委員会)は、セクシュアル・ハラスメントに関する相談または苦情への対応、被害者の救済、セクシュアル・ハラスメント問題に関する学長への勧告、情報連絡、研修および啓発活動をその任務としている。また、防止委員会はセクシュアル・ハラスメントの事案ごとにセクシュアル・ハラスメント調査委員会(以下、調査委員会)を組織し、必要な調査を行わせることができる。調査委員会は、セクシュアル・ハラスメント事案の関係者から事情を聴取するほか、事案の事実関係を明らかにするために必要な調査を行う。セクシュアル・ハラスメントに関する相談または苦情に対応するため、相談員をおき、防止委員がこれを兼ねている。なお、現状ではその名称は、形式的には「セクシュアル」ハラスメント防止委員会となっているが、実質的には単に性的な関心や要求を内容とするハラスメントだけでなく、より広く男女の固定的な役割意識に基づくハラスメント(ジェンダーハラスメント)をはじめ、女性の若手研究者に対する教育研究上の諸権限を濫用してのハラスメント(アカデミックハラスメント)その他のいじめ・嫌がらせ(パワーハラスメント)なども苦情相談があれば積極的に対応していくことが予定されている。

**【点検・評価】**

セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発活動としては、学生および教職員向けのリーフレット「セクシュアル・ハラスメント防止のために一相談の手引き」を防止委員会が作成し、学生および教職員に配布している。また、相談員として、経済学部教員2名、文芸学部教員2名、法学部教員2名(各学部とも男性・女性各1名)、社会イノベーション学部教員2名(女性)、社会イノベーション学部長(男性)、学生部長(教員、男性)、専任職員3名(学生課長、女性 教務課長、女性 総務課長、男性)に委嘱しており、リーフレット並びに大学公式ホームページに相談員の氏名・連絡先、および相談方法を掲載して、相談しやすい体制を整えている。さらに、啓発のための講習会や研修会の開催を予定している。

このように、セクシャル・ハラスメント防止に関する大学の取り組みは、現状において適切であると考えられる。

**【改善方策】**

今日、いろいろな態様のハラスメントが問題とされ、その防止が大学等にとっても重要な政策課題となっている。そのためには、今後は、セクシュアル・ハラスメントに限定することなく、広く「ハラスメント」防止委員会として、上記した多様なハラスメントの防止とその苦情相談への迅速・適切な対応を可能とすべく、関係規則を整備する。

**(生活相談等)****C群 不登校の学生への対応状況****【現状説明】**

経済学部においては、1、2年次での外国語、数学などにおいて、欠席が多いために試験で不合格となり、しかもさらに次の年での履修の補講でもまた不合格となり複数の留年を重ねるという学生が増えてきたことが最近の傾向としてあげられる。欠席しても自力でその分をカバーし合格する学生も以前はみられたが、最近では、欠席回数が多いほど不合格の率が高まるという相関関係にあることがはっきりしてきた。そこでその対応策として、経済学部では、前期、後期に各1回ずつ、1、2年次、および補講の外国語の全科目において(数学は2005年(平成17年)度までで終了)、担当の教員に依頼して出席状況の調査を行っている。そしてその調査結果を踏まえて、極端に出席が少ないと判断される学生については、本人と保証人宛に出席を促す旨の通知を発送している。

文芸学部や法学部では、学生の自立心を促すという教育的見地から、過去においては学生の不登校の問題にはあまり積極的な対応策はとられてこなかったのが実状であり、卒業年次にゼミナールの指導教員もしくは各学科の各学年におかれているクラス担任の教員を中心に、当該学生に連絡を取り、不登校の理由を問いただしてはいるが、少なからず何らかの精神的問題が理由になっていると思われる。そのためカウンセリングをうけることが勧められてはいるが、多くの場合その必要性を当人が自覚していないか、あるいは自覚していてもカウンセラーを訪問する決断と勇気に欠けているというのが現状である。ときとして保護者にもカウンセリングに対する理解が

乏しいこともある。

### 【点検・評価、改善方策】

不登校の原因として、授業についていけない、学修態度がうまく確立されていない、あるいは経済的な理由など学生生活環境が良好でないことが考えられる。授業についていけないということから生ずる不登校に対しては、少人数教育のもとで、きめ細かい対応がとられている。外国語科目では、実質的に学修態度の養成を図っている面もあるため、これを強化していく。また、経済的理由による不登校に関しては、主として学生委員が対応を行い、学生部とも連携して、奨学の方途を探っている。

経済学部が実施している出席調査が大きな効果をあげているとは必ずしもいえないが、その学生と保証人にその学生の大学での生活の現状を提示し、自覚を促すことは意味があると評価している。ここ1、2年は、出席者数が安定してきている傾向がみてとれるが、当面の間はこの出席状況の調査を続け、データが蓄積するのを待ちたいと考えている。そのうえで、もし状況が良い方向で安定しなければ、欠席学生数を減らすためのさらに有効な方法があるかどうかを探る。

#### (生活相談等)

##### C群 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

### 【現状説明】

学生生活に関する満足度アンケートについては、4年に1度実施しているが、本学においては、2000年(平成12年)度の実施を最後に、実施していないのが現状である。

### 【点検・評価】

実施予定の2004年(平成16年)度において、事務システムCampus Square for Webが導入され、そのシステムの中にあるアンケート機能を利用して実施することを予定していた。

しかし、事務システムCampus Square for Web導入後に、アンケート機能を利用しての実施を実際に検討した結果、次のような問題点が明らかになった。当該アンケートに学生を導く経路の難しさ、アンケートに対して回答する時間を適切に配分することの難しさ、そして、何よりも、高い回答率が望めないことである。

### 【改善方策】

以上の問題点を踏まえて検討した結果、従前の方式つまり郵送によるアンケート方式等、実施方式を含めて検討し、2008年(平成20年)度の実施する方向で進めている。実施にあたっては、アンケート項目の見直しもする予定である。

#### (就職指導)

##### A群 学生の進路選択に関わる指導の適切性

##### C群 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

##### C群 就職活動の早期化に対する対応

##### C群 就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況

**【現状説明】**

学生の進路選択に関わる指導として、1)学生の就職活動支援、2)就職個別相談、3)インターンシップ支援を行っている。

まず、学生の就職活動支援としては、キャリア支援部（2007年(平成19年)10月に就職部からキャリア支援部に改組された）が独自に企画する就職ガイダンス・セミナーと業者に委託して行われる「就職支援講座」が実施されている。キャリア支援部独自で企画するガイダンスでは、2006年(平成18年)度から、3年次生の前期から4年次生の就職活動本番の時期までの流れを整理してまとめ、学生に対して、どの時期にどのようなことを考え、行動していくのが良いのかをモデルプランとして提示するといった方法を取っている（【表10-4】）。これまで実施された就職ガイダンスやセミナーは、【表10-5】のとおりである。

第1にキャリア支援部が主催する独自のガイダンスプログラムとして、1)就職ガイダンス、2)業界・企業研究セミナー、3)筆記模擬試験・ガイダンス、4)インターンシップガイダンス、5)低学年向けキャリアサポートプログラムなどを実施している。2006年(平成18年)度、年4回実施する就職ガイダンスに計1,094名、業界・企業研究セミナー(33社)には計3,085名の参加があり、参加人数はここ数年で大幅に増加している。キャリア支援部が主催する独自のガイダンスプログラムへの参加者は「就職支援講座」への参加者数を大幅に上回っている。（【表10-6】「就職支援講座」開設・受講状況を参照。）

第2の就職個別相談については、専任職員のうち数名が予約制でその任にあたっている。対象者（学年等）は、入学したての学生から、卒業を目前に控えた学生、そして、卒業生からの相談と幅広く、複数回相談に来る学生も多い。2006年(平成18年)度の相談者数は、のべ368名（卒業生・大学院の学生を含む）であった。相談内容についても、漠然とした卒業後の進路選択や将来設計についての相談から、具体的な就職試験対策や転職相談等、非常に多岐にわたっている。

第3は、低学年支援や企業等におけるインターンシップ支援など、直接的に企業への採用とは関係しないが、学生の「キャリア形成」に大きく関わる活動を支援している。2006年(平成18年)度、大学が企業と提携して派遣したインターンシップ先は、28社にのぼり、53名の学生が参加した。

**【点検・評価】**

進路選択の指導の適切性という観点から考えた場合、実際に日々学生と接しているキャリア支援部のスタッフが就職活動支援プログラムを企画していくことが重要であると考えている。就職活動支援の専門業者（情報会社）に全面的に委託することなく、キャリア支援部のスタッフが自前で企画・立案・実行しているという点が評価できる。他大学においても展開している就職支援プログラムを、そのまま本学に持ってきて展開することは、没個性にほかならないし、他大学との差別化をはかるという点からも最低限に留めることとした。

キャリア支援部が主催する行事への参加率は高く、定員を設けて実施するセミナーや講座等にいたっては、締切り前に定員に達することも少なくなく、その様子からも学生のニーズと一致していることがわかる。また、キャリア支援部の利用率の高さからも、適切に進路選択指導が行われていると評価している。



表 10-4 就職サポートプログラム

導入期 (夏)	6月		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">第1回就職ガイダンス ～就職活動導入編～ ・年間予定発表 ・就職活動とは？</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; float: right;">第1回筆記</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px; float: right;">自己分析セミナー 第1回業界研究セミナー</div>	
発展期 (秋～冬)	10月		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">第3回就職ガイダンス ～実践編～ ・後期予定確認 ・インターネット活用講座 →就職サイトの利用方法 ・業界研究 ・夏の復習と今後の展開</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; float: right;">グループワーク講座</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px; float: right;">グループディスカッション講座</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px; float: right;">自己分析講座</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px; float: right;">ファツ</div>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 100px;">第2回筆記試験対策講座</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 100px;">筆記試験模擬試験実施 (SPIテスト、一般常識)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; float: right;">面接対策講座</div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 100px;">グループワーク講座</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 100px;">グループディスカッション講座</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 100px;">日經常識テスト</div>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 100px;">内定者報告会</div>		
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 100px;">学内業界研究セミナー(学内企業セミナー)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 100px;">学内業界研究セミナー(学内企業セミナー)</div>	
	1月		2月
	< 学年末定期試験 >		< 入学試験 >
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">第4回就職ガイダンス ～直前編～ ・採用試験本格始動 直前ガイダンス</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; float: right;">面接対策講座</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; float: right;">第4回筆記</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px; float: right;">自己分析講座</div>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 100px;">学内合同企業セミナー</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 100px;">エントリーシート</div>

7月	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">試験対策講座</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">筆記試験模擬試験実施 (SPIテスト、一般常識)</div> <div style="font-size: 2em; margin-left: 10px;">}</div> <div style="margin-left: 15px;">導入編</div>	<p style="text-align: center;">＜学期末定期試験＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">第2回就職ガイダンス</p> <p style="text-align: center;">～夏休みの過ごし方～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己分析から自己PR</li> <li>・SPI、一般常識対策について</li> <li>・業界研究について</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">R-CAP解説会</div>
11月	12月
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">エントリーシート対策講座</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">座</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">ション・メイク講座</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">筆記試験模擬試験実施 (SPIテスト、一般常識)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">内企業セミナー)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">グループワーク講座</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">グループディスカッション講座</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">面接対策講座</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">自己分析講座</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">面接対策講座</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">エントリーシート対策講座</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">第3回筆記試験対策講座</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">筆記試験模擬試験実施 (SPIテスト、一般常識)</div>
3月	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">試験対策講座</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">筆記試験模擬試験実施 (SPIテスト、一般常識)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">講座</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">OBOG懇談会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">ト対策講座</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">模擬面接</div>	<p style="text-align: center;">＜卒業式＞</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">面接対策講座</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">エントリーシート対策講座</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">自己分析講座</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">OBOG懇談会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">筆記試験模擬試験実施 (SPIテスト、一般常識)</div>

しかし、さらに幅広い「キャリア支援」という観点で、就職以外の進路を考える学生の支援体制については、満足な対応が出来ているとはいえないのも事実である。これは、スタッフの配置や業務量の問題も関係しており、圧倒的にニーズの高い、就職活動支援に重きをおくが故に、それ以外の部分への支援に十分な力・時間を注ぐことが出来ていないというのが現状である。

キャリア支援部では、2007年(平成19年)度にGCDF(Global Career Development Facilitator)キャリアカウンセラー養成講座へ専任職員を1名派遣し、結果的にキャリアカウンセラーの資格を取得した。これは、指導の質を高めて行くうえで評価出来る。

### 【改善方策】

進路選択の指導を行う職員の専門知識やスキルを向上させるため、キャリアカウンセラーの資格を持った職員を増やし、事前研修・学修を行うことを検討する。

現在は就職年次生を中心とした支援であるが、将来的には、大学院の学生、卒業生までを全面的にカバーしたキャリア支援環境を構築することを検討する。

低学年からのキャリア支援については、継続性を持たせたいうえで、フォローアップの体制を整え、着実に進路決定まで導いていかねばならない。そのためにも教学部分との連携を保ち、全学的に入学より卒業までの一貫したキャリアサポート体制の構築を検討する。

卒業生との連携を強化することも検討する。

表 10-5 平成18年度 キャリア支援部実施ガイダンス参加者数

番号	ガイダンス名	年間実施回数	対象年次	出席学生数
1	インターシップガイダンス(第1回～第3回)	3	2・3	391
2	資格講座ガイダンス	1	全学年	120
3	就職支援対策講座(マスコミ編)	1	3	55
4	低学年キャリアサポートプログラム(SCSP)	1	1・2	53
5	TOEIC IPテストガイダンス	2	全学年、短大	70
6	就職ガイダンス(第1回～第4回)	4	3	1094
7	警視庁警察官説明会	1	3	4
8	自己分析・業界研究セミナー	1	3	400
9	インターシップ体験者報告会	1	2・3	42
10	毎日新聞社インターシップ説明会	1	2・3	4
11	教員採用試験対策ガイダンス	1	2・3	52
12	SPI模擬試験(第1回～第3回)	3	3	257
13	一般常識模擬試験(第1回～第3回)	3	3	155
14	SPI模擬試験フォローアップガイダンス (第1回～第3回)	3	3	139
15	一般常識模擬試験フォローアップガイダンス (第1回～第3回)	3	3	97
16	インターシップ生向けマナー講座	1	2・3	52
17	インターシップ生向けマナー講座(実践編)	1	2・3	2
18	業界研究ガイダンス(導入編)	1	3	240
19	インターシップ報告会	1	2・3	30
20	業界・企業研究セミナー(全33社、33日開催)	33	3	3088
21	就職活動体験発表会	1	2・3	73
22	国内航空業界セミナー	1	3	55
23	日経経済常識テスト	1	3	40
24	野村証券成城支店見学会	3	1～3	28
25	JALSKY 東京 OG 懇談会	2	3	34
26	公務員 OB 懇談会	1	全学年、院生	15
27	公務員採用試験説明会	1	全学年	8
28	学内合同企業セミナー(全240社)	6	3	1159
29	日本航空インターナショナル OG 懇談会	1	全学年	10
				<b>7767</b>

表 10-6 「就職支援講座」開設・受講状況

開設講座名	受講人数 (人)		備考
	2007年	2006年	
*公務員①：地上・国Ⅱ・市役所	14	15	
*公務員②：警察官・消防官	2	6	
*公務員③：基礎	11	-	
日商簿記3級（6月試験向け）	22	12	
日商簿記2級（11月試験向け）	17	8	
FP3級（9月試験）	12	-	
宅建主任者	4	-	
秘書検定2級	8	-	
TOEIC 講座	夏：15 春：-	夏：19 春：8	2007年度 IP：49

\*は学外開設

教員採用試験対策学内講座	18	-	9月からの開講予定
航空業界就職試験対策講座	21	-	
就職支援講座-マスコミ編-	各回不定	-	初回説明会：140人

### (就職指導)

B群 就職担当部署の活動上の有効性

C群 就職統計データの整備と活用の状況

### 【現状説明】

学内で就職担当を受け持つ部署は、「キャリア支援部」と称され、学生の就職全般に亘る諸事を掌っている。構成員は、部長職として教員1名、正職員として5名、嘱託職員2名、臨時職員1名、派遣職員2名の計11名である。内、職員1名はGCDF(Global Career Development Facilitator) キャリアカウンセラーの資格を持っている。

「キャリア支援部」では、以下の業務をメイン業務として執り行っている。

- ①学生の就職活動支援（就職ガイダンス・セミナー等の企画・立案・実施、就職相談）
- ②企業との密接なコミュニケーション（情報交換・共有）と連携
- ③就職関係データの取り扱いおよび管理
- ④低学年のキャリア支援

①については、前項参照。

②の企業との密接なコミュニケーション(情報交換・共有)と連携については、嘱託職員2名を配置している。その2名を中心に企業訪問し、情報収集するといった形態がメインとなっており、それ以外にも毎年秋に開催する企業懇談会や2月上旬に開催する合同企業セミナー等で連携を深めている。

③の就職関係データの取り扱いおよび管理については、派遣職員、臨時職員と専任職員が管理等の任にあたっている。学生が利用する学内システム Campus Square for Web 用のデータ管理(企業データや就職状況データ等)から、進路決定状況の調査・管理等、幅広いデータ管理を行っている。

求人要項ファイル、セミナー・会社説明会ファイルなど就職活動に活用される統計や資料は、就職資料室に配架され、学生が自由に閲覧できるようになっている。これらの統計・資料は、Campus Square for Web から閲覧が可能である。キャリア支援部資料室には、インターネット用パソコンが20台設置されており、企業などの情報収集のために利用されている。

④については、これまで就職年次生を対象としてきた就職活動支援策および支援領域のみに止まることなく、支援領域を全学年として、幅広いキャリア支援を実現することとした。

低学年に対しては、直接的な就職活動支援ではなく、学生同士がコミュニケーションを密に取りながら、これからの学生生活をより充実したものにするためのプログラムとしてキャリア支援プログラム「MAP」を展開しており、今年度2年目を迎えた。

また、正課授業内キャリア形成科目との連携も深め、就職活動直前対策から、中長期的支援体制を確立している。

キャリア支援部事務組織に加えて、学生の就職活動を促進する目的で、各学部から2名ずつの教員が委員として選出されて、合計8名の委員とキャリア支援部部長が委員長となり総勢9名で「キャリア支援委員会」が構成され、組織されている。

「キャリア支援委員会」は、年間おおむね3~4回開催され、その場において学生たちへの支援政策、支援状況、就職活動状況、就職結果などの報告がキャリア支援部よりなされる。キャリア支援部の学生支援方針は部内において企画立案し、委員会に諮られることを基本としており、年度途中において方針や方向性が大きく変更されることはない。また、委員会がキャリア支援部内業務に直接関与する事例もほとんどなく、相互の協力協調体制の関係が保持されている。キャリア支援委員会の各委員は各部の教授会への報告する機能を有し、就職に関する情報が各教員へと伝達されることとなる。

近年、学内においても、就職指導のみならず幅広いキャリア支援への移行が重要視されており、他部署との関わりが強くなってきている。インターンシップが単位化され、全学共通教育科目群：キャリアデザイン科目が開設されたことなどによって、正課授業との深い関わりを持つ教務部との連携の必要性が高まっている。

### 【点検・評価】

キャリアサポートの重要性の認識から、就職部や就職委員会は、2007年(平成19年)10月、「キャリア支援部」や「キャリア支援委員会」に改組され、就職支援内容の見直しや強化が行われて

おり、充実した展開が出来ていると評価できる。

適切な就職支援を行うためには、早い時期からの自己の将来に対する動機づけとキャリア形成に関する位置づけの認識を学生に持たせることが不可欠であり、学業とも密接に関わってくる問題である。それはとりもなおさず、教育機関の基本的役割に立ち返り、大学の教育目的に沿った教育、人間形成を行ったうえで社会に送り出していくことを意味する。そのためには教学担当者との連携強化が不可欠である。

### 【改善方策】

サポート体制をいっそう充実させ、機能強化するために、職員のキャリアカウンセラー資格の取得を促進し、将来的には、担当者全員がより専門的なスキルを身につけて任に当たることを検討する。

2006年(平成18年)度より、正課科目として全学共通教育科目キャリアデザイン科目群を開講しているが、キャリア支援部としては、今後いっそう、正課科目との協調と融合を図っていく。

また、様々な事業(キャリアサポートプログラム、インターンシップ、就職活動支援等)のより強固な連携を検討する。

### (課外活動)

#### A群 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

### 【現状説明】

大学が課外活動に対して行っている指導、支援は、主に成城大学学生全員で構成される成城大学学友会を通じて行われている。

学友会は、自主的に行う各種の課外活動を推進し、学生の利益と親睦をはかって学園生活を充実したものとするを目的として、運営している。

学友会組織の中心は「総務会」と、最高の議決機関である「全学総会」である。「総務会」は各学部会と連合組織の自主性を尊重しながら全学的立場で、日常の会務を処理するとともに、学友会の資産管理の責任を負っている。また、「総務会」は「全学総会」で決定される学生からの様々な要望の取りまとめを行い、学生生活に関連した問題点について大学と話し合うなど幅広く活動している。

大学が現在行っている課外活動への支援としては次のようなものがあげられる。

#### a) 経済面における支援

- ①「学友会費」等の代理徴収
- ②学生部が管理している課外活動に対する「父母の会」からの援助金(総額約600万円)の交付
- ③連盟等加盟費の援助
- ④四大学運動競技大会援助金

学習院大学・成蹊大学・武蔵大学と成城大学で行われている四大学運動競技大会開催に対し、各校分担金として毎年125万円を援助している。

⑤「学長賞」授与

「学長賞」は特に優れた成績を収めた団体・個人を年に1回選出し、学長名で表彰している。副賞として5万円の図書券を授与している。

⑥各団体への特別援助

各団体個別申請による施設・備品等の緊急修繕費の援助。

各団体個別申請による、備品購入等に対する援助。

各上部団体主催リーダーサミット開催に対する援助。

⑦「成城レガッタ」開催援助

毎年、戸田公園オリンピック・ボートコースで行われる体育部連合会主催、漕艇部後援のボートレース「成城レガッタ」開催に対し、実費を援助している。

⑧大学祭への援助

毎年行われる成城学園文化祭時に開催される大学祭に対し、援助金を交付している。援助金額は、学園全体の文化祭実行委員会で決定される。

b) 施設面における支援

①部室等の貸与

(学内) 部室 (総数 129 室)、和室、ミーティングルーム、活動室(2 室)、倉庫(2)

(学外) 伊勢原総合グラウンド併設…馬術部 (馬場・厩舎・宿舎)・自動車部 (車庫・部室)、漕艇部艇庫 (戸田市合宿所)

②体育館・グラウンド・道場等体育施設の貸与

③教室等の貸与

④合宿施設 (学園所有)

伊勢原合宿所(神奈川)…ゼミナール・体連・文連等の合宿等(1泊2食:3,000円)

伊勢原総合グラウンド併設:グラウンド(3)、野球場(1)、テニスコート(7面)…使用料無料

新哲士寮(東京都世田谷)…体連関係の登校合宿(1泊2食:2,500円)

富望荘(千葉県富浦)…ゼミナール・文連等の合宿等(1泊3食:3,200円)

白樺荘(長野県軽井沢)…ゼミナール・文連等の合宿等(1泊3食:3,000円)

大極荘(長野県白馬村)…山小屋自炊(1日:1,000円)

c) その他の支援

①教員の顧問制度

教員あるいは学生部長が各団体の顧問をつとめ、支援をしている。

特に各団体が合宿を実施する際は、安全管理のために、顧問による事前承認を義務づけている。

また、顧問は、指導者または付添として合宿や活動に参加することによって支援をすることもある。

②顧問・監督・師範・コーチ懇談会の開催

課外活動の活性化を目的に、年に1度、大学(学生部・顧問)、指導者(監督・師範・コーチ)、学友会の代表者(総務会議長・体育部連合会委員長・文化部連合総務ほか)が一堂に会して、懇談会を開催している。学生からの活動報告、大学から現況報告、



指導者から現況や要望を聴取するなど、情報を共有し意見交換を行うことによって、実質的な支援に繋げている。

### ③健康管理・安全管理について

合宿前健康診断や合宿前ガイダンスをそれぞれ年1回実施している。

## 【点検・評価、改善方策】

課外活動が、コミュニケーション力・人間力を育てる場としてよりプラスになるようにサポートし、結果的に活気があり、元気のある学生が育ち、様々な面で大学の活性化に繋がるよう、指導・助言することを目指している。

学生の課外活動に対して大学として、経済面、施設面、および人的な側面から行っている指導や支援は、課外活動各種団体への所属率が50%以上に上昇したことから、課外活動を活性化させるうえで十分な役割を果たしていると考えられ、今後ともそれを継続していく。

## (課外活動)

### C群 学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度

## 【現状説明】

学生の課外活動について、近年の特に顕著な活動状況をまとめると以下のようになっている。  
<体育部連合会所属団体>

- ・合気道部：毎年のように関東大会で優勝し全国大会でも優勝をはじめ上位の成績を得ている。以下は過去3年間の成績である。

2007年度－関東学生新人合気道競技大会／男子演武 優勝、女子演武 準優勝。

－春季関東学生合気道競技大会／男子乱取団体戦 優勝、女子乱取団体戦 準優勝。演武男子対徒手 準優勝、演武女子対徒手 優勝。

2006年度－関東学生合気道競技個人選手権大会／男子乱取個人 準優勝、女子乱取個人 3位。

－全日本学生合気道競技大会／男子乱取団体 3位、女子乱取団体 準優勝。女子乱取個人 3位。

－学生合気道競技秋季大会／演武男子 準優勝、演武女子 準優勝。男子乱取団体 優勝、女子乱取団体 3位。

2005年度－全日本学生合気道競技大会／男子乱取団体戦 優勝、女子演武競技・対徒手 優勝、女子乱取団体戦 準優勝、男子乱取個人戦 準優勝。

- ・弓道部：2006年(平成18年)度、女子がリーグ戦IV部Bで優勝し、3部昇格を果たしている。
- ・剣道部：2006年(平成18年)度、全日本学生剣道選手権大会に出場。本学からは十数年ぶりの出場である。
- ・女子タッチフットボール部：合気道部同様、毎年関東学生リーグで優勝、全国大会へ出場している。以下は過去3年間の成績である。

2007年(平成19年)度－関東学生春季リーグ／優勝。

※リーグ優勝にも拘わらず、麻疹による休講措置で全国大会出場辞退。

2006年(平成18年)度－関東学生春季リーグ／2位

－シュガーボウル／3位。

－関東学生秋季リーグ／優勝

－東西王座決定戦／3位。

2005年(平成17年)度－関東学生春季リーグ／優勝

－全国大会／3位。

- ・硬式野球部：2005年(平成17年)度に首都大学秋季リーグ2部で3位となる。捕手が2部ベストナインに選出される。
- ・サッカー部：2004年(平成16年)度の東京都大学サッカーリーグで1部昇格を果たしている。2005年(平成17年)東京都大学リーグ1部で2位となり関東大会に進むがベスト8で敗退。2006年(平成18年)度には、東京都大学サッカー連盟から第2回海外遠征(12/15～19)に派遣選手として2名の部員が選出された。
- ・硬式庭球部：2004年(平成16年)度、関東大学テニスリーグ5部において、男女ともに優勝。女子は4部に昇格している。2005年(平成17年)度には男子も4部昇格を果たしている。
- ・スキー部：2004年(平成16年)度において、全日本学生スキー選手権大会(第78回)の女子3部スーパー大回転で優勝、また全日本学生アルペンチャンピオン大会の女子回転で優勝する。2006年(平成18年)度には全日本大学選手権(インカレ)のスラローム9位、ジャイアントスラローム4位となる。
- ・漕艇部：2004年(平成16年)度に東日本新人選手権漕艇大会(第27回)においてダブルスカルで準優勝。2006年(平成18年)度には東日本新人戦においてダブルスカルで決勝に進出。全日本大学選手権(インカレ)で準決勝に進出する。
- ・馬術部：2006年(平成18年)度における神奈川ホースショーの馬場馬術第2課目で5位入賞。大井松田乗馬クラブ馬術競技大会の個人第2課目ではA班3位、B班3位、4位。また、関東学生馬術女子競技大会では馬場馬術第2課目で8位入賞。2007年(平成19年)度においては、27回スクーリングジャンプ&ドレッサージュ、JEF馬場馬術競技第1課目で2位、第3課目では優勝および5位入賞、第2課目では4位となっている。
- ・男子バレーボール部：2005年(平成17年)度の関東大学リーグ7部で優勝し6部昇格。その後、2006年(平成18年)度の関東大学リーグ6部で優勝し5部に昇格する。
- ・洋弓部：男子は、2005年(平成17年)度の秋季リーグ4部で優勝し3部に昇格。その後、2006年(平成18年)度の春季リーグ3部で優勝し、2部に昇格を果たす。女子は、2006年(平成18年)度、1部リーグにて3位。その後も1部リーグに所属している。
- ・ヨット部：2007年(平成19年)度の春季関東学生ヨット選手権大会スナイプ級Aブロックにおいて8位となる。

以上は、体育部連合会所属団体のうち主だったクラブの成果について列挙したものである。このように、各クラブとも所属上部団体において上位成績を上げるべく努力しているが、加えて、他大学との交流、あるいは学内の一般学生の交流に寄与しているクラブもある。

本学は、学習院大学、成蹊大学、武蔵大学との間で種々の交流があり、それは課外活動の面でも例外ではない。特に、「四大学運動競技大会」は、それぞれの大学の運動部所属学生お

よび一般学生が多く競技種目で得点を争う定期戦で、2007年(平成19年)度で58回目を迎える。この通称「四大戦」は開催会場を持ち回りで運営しており、各大学公認運動部が得点を競う「正式種目」と一般学生が得点を競う「一般種目」があり、各々の団体・個人は、四大学間で日頃の鍛錬の成果を問うとともに、スポーツを通じて交流を図る機会となっている。

また、アメリカンフットボール部は東西交流戦という形で追手門学院大学と定期交流戦を行っているが、この種の交流は、ほかのクラブにおいても同様のものがある。また、漕艇部は体育部連合会と共催で毎年戸田オリンピックボートコースにおいて「成城レガッタ」を開催し、一般学生のスポーツ交流に貢献している。

#### <文化部連合所属団体>

- ・映画研究部：2004年(平成16年)度、第5回JCF学生映画祭において所属学生がグランプリを受賞している。
- ・合唱団：毎年、入学式、卒業式等において、レストロアルモノコ管弦楽団と合同で、校歌の披露その他で学内行事に協力している。
- ・ギター部：2003年(平成15年)度より、軽音楽部、アメリカ民謡研究会との合同ライブを企画、開催している。
- ・ダンス部：近年は100人を超える部員を擁し、文化祭時にも大々的な公演を行っている。
- ・ボランティア部：毎年、献血会、障害者の方たちとの交流を中心とした活動や地域の清掃に参加するなど幅広いボランティア活動をしている。
- ・レストロアルモノコ管弦楽団：毎年、合唱団と合同で、入学式、卒業式で奏楽を担当している。また、定期演奏会は一般公開して「メイフラワーコンサート」として開催している。
- ・茶道部：毎年、五島美術館で学習院女子大学と合同で定期的なお茶会を開催している。

以上のほかにも、華道部、写真部、美術部などは、学内のホールを会場とし、「6月祭」として定期的に作品発表をしている。

#### <その他>

「体育部連合会」や「文化部連合」の所属団体のほかにも、学友会には「大学祭実行委員会」「卒業アルバム委員会」「卒業記念パーティ実行委員会」「新入生課外活動参加促進委員会」の特別委員会が組織されており、毎年それぞれの目的に沿って活動している。また、専門局や特別機関においても同様である。特に、特別機関の厚生部は学生に対して下宿先、アルバイトの紹介等の活動をしていることに加えて、入学式、卒業式、オープンキャンパス、入試時の案内誘導等、大学の行事に協力する形での活動は著しい。執行部においては、講演会を企画・運営するなどの活動も行っている。

以上のような顕著な課外活動の中から、特に優れた活動に対しては、「学長賞」や「学生生活奨励賞(学生部長賞)」を授与し顕彰することで課外活動の奨励を図っている。

#### 【点検・評価、改善方策】

課外活動各種団体への所属率は2001年(平成13年)度に42.4%であったものが2004年(平成16年)度は52.53%となり、その後も50%前後で推移している。2007年(平成19年)の本学学生の課外

活動への加入人数は延べにして2,656名で全学生数のほぼ50%である。2人に1人は何らかの形で団体に所属し、課外活動を行っていることになる。未公認団体のサークルへの所属も含めるとさらに高い割合の所属率になるものと推測される。以上のような課外活動団体への所属状況をみる限り、本学学生においては、課外活動に対してある程度満足しているものと考えられる。

また、毎年開催される「四大戦」の運営は、体育部連合会の四大戦推進局が担当しているが、ほかの三大学と合同で開催する大規模な行事で、計画においても運営においても高度に組織的な連携が求められる行事である。それだけに例年、行事終了後、携わった学生たちの成長には著しいものがある。まさに正課授業では得られない経験を課外活動ですというように、課外活動が人間形成のうえで大きな役割を果たしている典型的な事例であろう。こうした経験が「社会に貢献できる人間」の育成に大きく寄与していることは疑いの無いところであり、今後ともこのような課外活動を継続的に支援していく。

### (課外活動)

#### C群 資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性

##### 【現状説明】

##### <資格講座>

キャリア支援部では、日商簿記講座、宅建主任者講座、FP(ファイナンシャルプランナー)講座等々、いくつかの学内資格講座を開設することとした。2007年(平成19年)度の開設にあたっては、前年度の実施結果を総括し、受講生のアンケートも参考にしながら、開設講座の選定を行った。

例えば、アンケートの回答の中には、人数が少なかったことで「質問などもしやすかった」という回答もあれば、逆に「緊張感に欠けた気がする」という回答もある。また日商簿記「3級」講座を例にとると、2006年(平成18年)11月試験の受験生が激減しており、6月試験の不合格者のモチベーションが下がらないようフォローする必要があることが窺われる。

以上、前年度の経験を踏まえて検討した結果、2007年(平成19年)度は、【表10-6】に示す資格講座を開設することとした。前年度に比べて約2倍の開設講座数になっている。

公務員講座については、学年暦との兼ね合いもあり、どうしても夏季休暇中に集中して時間を設けなければならず詰め込み式のカリキュラムにならざるを得ないため、モチベーションの低下にもつながっていることから、学外(専門学校)での提携開講に変更した。開講にあたっては、コマ数、経済的負担等を考慮したほか、キャリア支援部でのDVDの貸出制度も設けて予習、復習ができる体制とした。

業界によっては採用試験が特殊な場合があり、そのような業界での就職活動をする学生の要望に十分応えるために、いくつかの講座を開設することにした。「就職支援講座-航空業界編-」「就職支援講座-マスコミ編-」「教員採用試験対策学内講座」がそれである。(【表10-6】を参照)

##### <法職課程>

法学部では、司法試験、司法書士試験、行政書士試験、公務員試験に向けた勉強を後押しするために、平日の講義終了後の18:00より、憲法、民法、刑法の法職課程を設けている。法職課程

は、法学部生は全員無料で受講できることとなっている。なお、2001年(平成13年)度、2002年(平成14年)度、2003年(平成15年)度にわたり、公務員実務講座と題して、国家公務員I種、地方公務員上級職の公務員を5名ずつ招き、実際の仕事の内容や今後の展望について説明をうける場を設けた。また、2005年(平成17年)度からは、他大学法科大学院進学希望者向けに、進学指導を行う場を設けている。

法職課程の担当者は、本法学部専任教員のほか、学外の法律専門家等を講師として招いている。法職課程の受講生は、全体で、毎年20～40名程度である。

なお、経済学部や文芸学部においては、資格取得を目的とする課外授業は実施されていない。

### 【点検・評価】

学内での資格講座開設にあたっては、その受講生人数、出席状況、合格人数等をもとに検討を行った。受講者人数は、必ずしも多くないが、受講希望者がいる限り、できるだけ講座を開設する対応をとった。法職課程は、夜間に開講されるため、学生の参加状況はそれほど多くない。

### 【改善方策】

学内資格講座については、今後、企業の採用環境の変化を考えた場合、その内容を適宜見直す必要がある。2007年(平成19年)度の講座開設にあたって行った方法と同様の検討を行う。

学内資格講座はいずれも受益者負担で実施としているが、今後、その開設講座の内容や資格試験の種類によっては経済的支援を検討する。

法職課程については、今後、より多くの学生に受講してもらうため、開講時間に工夫をするほか、その内容のいっそうの充実を図る。

また、法学部では、2007年(平成19年)度より新カリキュラムを導入し、実務家を招いたオムニバス講義を開始することとなった。これにより、正規授業と法職過程の棲み分けや相互乗り入れを、学生のニーズおよび学生に対する教育効果を検証しつつ、これまで以上に適切なものとする。

### (課外活動)

#### C群 学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

### 【現状説明】

成城大学学生全員によって組織される成城大学学友会と大学との間で、定期的に意見交換が行われている。そのシステムとしては、全学総会の要望書を学生課が受け、要望が出されている関係部署に、回答を依頼し取りまとめ、回答するというものである。

また、学年末定期試験後に、体育部連合会本部・文化部連合本部・総務会が、それぞれ次年度に向けて、上部団体の新旧幹部と下部団体の新旧3役を招集し、引き継ぎ、組織の中での情報交換・諸問題の意見交換などを行うための「リーダーズサミット」を開催しており、オブザーバーとして学生部長・文連顧問・体連顧問・学生部が招かれ、コミュニケーションを取り合っている。

体育部連合会とは、「学長杯 伊勢原スポーツデイ」「四大学運動競技大会」「成城レガッタ」等の行事において、大学祭実行委員会とは「成城学園文化祭」の行事においてというように、各

団体と学生部とが共催もしくは協力して行事を作りあげていくことが多い。各行事を成功させるために、担当者は日常的に意見交換を含んだ指導・助言を行っている。

学生の活動として、体育部連合会では週に1度の主務会において、また文化部連合では月2回の部長会において、それぞれの所属団体に対して、必要な情報を伝達している。学生部としても、この制度を利用して、必要な情報の提供、収集を行っている。

その他、どの団体に対しても、課外活動をするうえで困った時はいつでも学生部に相談に来るように指導・助言を行っている。

### 【点検・評価、改善方策】

定期的に学生団体の代表との意見交換、支援や指導が行われている。また、学生の課外活動上の相談には随時応じており、意見交換や情報交換は適切に行われている。

## (2) 大学院学生の学生生活への配慮

### 【目標】

大学院学生の研究が経済的な理由によって停滞することがないように経済支援することを目標とする。

#### (学生への経済的支援)

A群 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

C群 各種奨学金へのアクセスを可能にさせるための方途と適切性

### 【現状説明】

大学院の学生の経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金と、本学独自の「成城大学提携教育ローン援助奨学金」、および学外奨学金の「モーレイ奨学金」が給付・貸与されている。(これら奨学金の給付・貸与状況については、大学基礎データ表 44 を参照。) また、校納金の減免措置やティーチングアシスタント制度によって、経済的支援が図られている。

まず、【表 10-7】は本学において採用者数が最も多い、日本学生支援機構の奨学金の過去2年に渡る応募状況である。ここ数年内示数より応募者数が少ないので、経済状況が基準以下であれば全員推薦され、採用となっている。研究科別の内訳は、博士課程前期・後期課程、第一種・第二種奨学金をあわせて、

2006年(平成18年)度 経済学研究科0名、文学研究科6名、法学研究科3名

2007年(平成19年)度 経済学研究科1名、文学研究科12名、法学研究科1名

となっている。

日本学生支援機構の奨学金の返還免除者の選考推薦は、経済学研究科においては、主任会の話し合いで、文学研究科においては、「日本学生支援機構「業績優秀者返還免除」候補者推薦選考に関する申合せ」(2006年(平成18年)度に作成)に準拠して、また、法学研究科においては、教授会の審議に基づき、それぞれ行われている。

表 10-7 日本学生支援機構 奨学金 応募状況(過去2年間)

2007年度 (平成19年度)		採用内示数			推薦数(併用含む)		
区分	推薦対象	第一種	第二種	小計	第一種	第二種	小計
博士課程 前期	1年	8	3	11	8	3	11
	2年以上	1	0	1	0	0	0
	小計	9	3	12	8	3	11
博士課程 後期	1年	8	2	10	2	1	3
総計		17	5	22	10	4	14

2006年度 (平成18年度)		採用内示数			推薦数(併用含む)		
区分	推薦対象	第一種	第二種	小計	第一種	第二種	小計
博士課程 前期	1年	8	4	12	5	0	5
	2年以上	1	0	1	1	0	1
	小計	9	4	13	6	0	6
博士課程 後期	1年	9	3	12	3	0	3
総計		18	7	25	9	0	9

その他、学校法人成城学園は都市銀行2行と「教育ローン」の提携をしており、入学試験合格者の保護者、在学生の保護者が、本学の授業料その他の校納金を納付するために、その「提携教育ローン」を利用する場合、通常より0.8~1.7%控除された優遇金利が適用される。その当該在学生の保護者を対象にして、経済的援助を行うために、本学では、「成城大学提携教育ローン援助奨学金規則」を設けている。この制度では、年度毎の申請により、在学中に支払った利息について、年利率5%を上限とし、給付奨学金として受給できる。保護者が融資をうけるためには、銀行の審査を通過する必要があるが、就学が困難な状況にある学生にとっては、救済の1つの道となっている。

学外奨学金のモーレイ奨学金は、文学研究科の学生1名に支給されている。

各種奨学金の募集については、奨学金専用の掲示板とホームページとによって情報提供している。また、新入生に対しては、入学式で新入生全員に配布する「学生生活ガイドブック・パンフレット成城」に、説明会日時等を明記し、また入学式当日のガイダンスにおいて、日本学生支援機構の定期採用の説明会日程について説明している。在學生に対しては、『シラバス』配布時に奨学金説明会日程を明記したプリントを配布している。

1994年(平成6年)まで校納金を軽減する奨学金制度があったが、現在は博士課程前期生と後期2年次生までは校納金を従来に比較して2/3に軽減し、後期3年次生以上の大学院の学生には1/2に軽減して、奨学金制度に代わる措置を講じている。他大学院に比してかなり少額の校納金なのはこのためである。

外国人留学生については、「国費外国人留学生を除いた外国人留学生の経済負担を軽減し、勉学・研究に支障がないよう、授業料等の減免を行うこと」を目的に「私費外国人留学生授業料減

免」がなされている。これは、授業料の5割と、「入学金、施設費、学習図書整備費、その他の納入すべき費用」の全額を減免する制度であり、2007年(平成19年)5月現在経済学研究科に所属する外国人留学生8名が全員申請し、すべて減免を受けている。この制度は経済学研究科の外国人留学生にとって他大学院に比べて大幅な経済的な負担軽減となっている。さらに、日本学生支援機構の「外国人学習奨励費」を受給している者は2007年(平成19年)度には1名となっている。

また、経済学部と文芸学部にはティーチングアシスタント制度があり、任用規則ならびに実施細則が備わっていて、そこでは経済学研究科および文学研究科に在学する学生が任用の第一対象者となっている。もとよりこれは大学院学生に指導訓練の場を提供することがねらいであるが、これが経済的支援になっていることも事実であり、2007年(平成19年)5月現在で経済学部のティーチングアシスタントとして5名、文芸学部のティーチングアシスタントとして26名の大学院学生が従事している。

### 【点検・評価、改善方策】

日本学生支援機構奨学金に関しては、内示数より応募者数が少ないので、経済状況が基準以下であれば全員推薦され、採用となっている。また、大学独自の「成城大学提携教育ローン援助奨学金」については、応募者がいない状況である。日本人大学院の学生に関しては、経済的支援措置が適切にとられている。

他大学院に比して割安の校納金および外国人留学生に対する「授業料減免」措置は大学院の学生の経済的負担をかなりの程度軽減していることは高く評価できる。ただ、「外国人学習奨励費」の枠が限られている。

ティーチングアシスタント制度は任用規則や実施細則に従って運用されている。ティーチングアシスタントの採用基準や業務内容、報酬額がそこに明記され、大学生の学修に支障をきたさないよう配慮しており、問題はないと考える。

### (生活相談等)

A群 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

### 【現状説明】

原則的に、大学・学部と同様であり、特に学部生と大学院の学生を区別することはない。

### (就職指導)

A群 学生の進路選択に関わる指導の適切性

### 【現状説明】

大学院学生の進路指導については、大学院指導教員に任せられている。しかし、近年、指導教員を経由してキャリア支援部に支援要請が行われる事例がみられるようになった。

キャリア支援部は、これまで、学部学生の就職支援に力を注ぐことを主な役割とし、大学院学生の進路指導については、その進路が専門職・研究職に進むものという理解からか、指導教員に



任せられていたというのが本学の状況である。そのような経緯もあり、大学院学生からの、進路に関する相談は少ない。それは、大学院学生の進路調査の実施においても現れている。つまり、進路調査において協力を得ることが難しい状況があるということである。しかし、近年、指導教員を経由しての支援要請の事例がみられるようになった。

大学院学生の進路調査も、これまでは学部卒業生の進路調査同様郵送で行っていたが、2006年(平成18年)度修了生に対しては、学位授与式の機会を利用してその場での回収という方法を取った。その結果、課程前期40名のうち、民間企業へ就職した者が14名である。この結果は、大学院学生の進路が必ずしも専門職・研究職に進むとは限らなくなってきたことを示している。

ただし、【表10-8】にも示されるとおり、博士課程前期、博士課程後期それぞれにおいて17名、7名の不明者がいること、そしてその数が大学院学生の進路に占める割合が小さくないことは注意を要する。この状況は2004年(平成16年)度と比較しても、それほど変わっていない。

表 10-8 大学院の学生の進路状況

	2006年度		2004年度	
	課程前期	課程後期	課程前期	課程後期
修了者数	40	10	32	17
進学	5	—	7	—
専門職・教育職・研究職	2	1	0	3
企業	14	0	1	0
不明	17	7	18	11
その他(未定・アルバイトほか)	2	2	6	3

さらに、経済学研究科においては、キャリア支援部の就職指導における個々の相談への対応とともに、教職志望・税理士志望の大学院の学生および学部学生を対象に、研究科を修了した現役の教員および税理士から話を聞く「経済学研究科OB・OG懇談会」を開催し、就職への意欲を高めている。

### 【点検・評価】

大学院の学生の進路状況については、さらに実状把握に努める必要がある。2006年(平成18年)度の調査において回収方法を改善したとはいえ、把握率の上昇につなげることはできていない。しかし、大学院の学生が必ずしも専門職・研究職に進んでいるわけではなく、一般企業への就職もかなりの割合を占めていることが確認できた。予想はしていたものの、具体的な数字として確認できた点は今後の支援を考えるうえで大きな意味がある。

また、キャリア支援部が大学院の学生の進路支援を行っていることが、大学院学生自身にまだ十分に理解されていない。これは、キャリア支援部が今まで大学院を対象とした就職支援をほとんどしていなかったことにも原因がある。

「経済学研究科OB・OG懇談会」など大学院独自に就職への意欲を高める取り組みを行っている

ことは評価できよう。今後このような取り組みを継続的に行う。また、大学院の学生および修了者とのネットワークづくりの第一歩として修了者の名簿を作成したが、これをもとにネットワークづくりをいっそう充実させていく。

### 【改善方策】

2006年(平成18年)度の調査結果は、まずは、大学院の学生の進路状況を把握する必要があることを示している。各研究科および指導教員といっそうの連携を図って、進路調査を行う。

また、各研究科に対して、大学院の学生のキャリア支援も行うことを広報していく必要がある。大学院の学生を対象としたガイダンスの実施を検討する。

#### (学生の研究活動への支援)

C群 学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

C群 学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性

### 【現状説明】

#### 1) 経済学研究科

論文集およびその他の公的刊行物への執筆を促すための方途としては、修士論文の中間報告会を毎年秋に開催することによって、論文のテーマ、問題意識、構成を明確にさせ良質の論文を作成したうえで、論文公表を促している。大学院の学生の論文発表の場として、年1回研究科が発行し大学院の学生が自主的に編纂する『経済学論文集』があり、さらに、経済学会の発行する『経済研究』においても審査を経て掲載することができるようになっている。

また、外国人留学生のうち、専門分野の学修および論文作成について援助を必要とする者に対しては、適任の大学院の学生をチューターとする「外国人学生に対するチューター制度」がある。

いわゆるオーバー・ドクターに対しては、経済研究所の연구원として研究継続の機会が与えられており、現在3名の本研究科博士課程後期修了者が籍をおいている。大学院の学生は研究所のプロジェクトには参加できないが、審査のうえ研究所研究報告(グリーン・ペーパー)に執筆することができる。

#### 2) 文学研究科

文学研究科では、大学院学生の研究公表の場として、大学院学生を中心とした研究雑誌の発刊のために毎年総額2,480,000円を予算化している。それに関しては、その学術的レベルを高め維持すべく「文学研究科学生を主体とする専攻別研究機関誌に関する内規」(1988年(昭和63年)制定)を設け、編集委員会や投稿資格、査読など研究科全体としての要領を定めている。現在刊行中の雑誌は、『成城国文学』(国文学専攻)・『成城英文学』(英文学専攻)・『常民文化』(日本常民文化専攻)・『成城美学美術史』(美学美術史専攻)・『コミュニケーション研究』(コミュニケーション学専攻)・『エウローペ』(ヨーロッパ文化専攻)『AZUR』(同)の7誌で、年刊、年度末発行を原則としている。また本来文芸学部の教員のための紀要である『成城文藝』にも文学研究科の学生による優秀な論文が査読を経て公表されることは可能であり、実際にいくつかの優秀論文が掲

載された実績がある。

また、上記の諸雑誌とは別に在籍院生（博士課程後期）の1年間の業績を一覧できる『成城大学大学院文学研究科博士課程後期在籍者研究業績一覧』を刊行（年度末）、博士論文が受理された場合には、その『博士論文要旨』を刊行（随時）し、各々その内容を公表している。

学生の学外での学会活動を推進するものとして、本研究科では、全国学会や国際学会での発表や報告のための費用を一部補助する制度を設けている。「成城大学大学院文学研究科大学院生の学会発表にかかわる補助金交付規定」（1996年（平成8年）5月23日制定）でその条件等を明示しているが、おおむね国内5万円、国外10万円を上限として往復の旅費および宿泊費を、定められた規定に従って算出し支給している。

### 3) 法学研究科

法学研究科においては、大学院の学生に対して研究プロジェクトへの参加を促すための特段の配慮は行っていない。優れた修士論文に関しては、学部の紀要である『成城法学』への掲載を認めている。また、裁判例の判例評釈等に関しては、指導教員の推薦に基づき、紀要編集委員会での承認を経て、掲載を認めている。さらに、博士の学位論文に関しては、原則として掲載をすることとなっている。

## 【点検・評価、改善方策】

### 1) 経済学研究科

修士論文の中間報告会を開催することによって論文の質が向上し論文公表が促されていることは評価しうる。中間報告会など大学院学生の研究報告の場をよりいっそう充実させ論文公表を促す。なお、2008年度より博士課程後期在学中の学生が学会発表を行う際には出張旅費の補助することが予算化され、学生の研究成果発表を支援している。

### 2) 文学研究科

上記のように、学生の研究活動への支援は十分に行われている。これまで学生主動の諸雑誌に関しては、同人雑誌的なレベルに低下する危険性も秘めているので、例えば『成城美学美術史』の編集には教員も学生の自主性をそぐことなく参加し、教員の側からの支援（指導・助言）を行うことを検討している。

### 3) 法学研究科

法学系の研究は共同研究というよりは、個人研究が基本となり、研究者として初期段階にある大学院の学生にとっては、研究プロジェクトへ参加するよりもじっくりと自分の問題関心を深化させ、その具体的成果を出すことが必要であり、また重要と考えられる。そうしたなかで、優れた論文等の研究成果については、前述のとおり紀要等を通じて発表の機会を提供している。

今後とも、優れた研究成果に対しては発表の機会があることを積極的に大学院の学生に周知していきたい。

第 1 1 章 管理運営



## (1) 大学の管理運営

### 【目標】

本学が掲げる教育理念、教育目標を実現するために、学内に迅速かつ適確に運営が行える意思決定の仕組みを形成し、本学が社会的な使命を全うできるような体制を形づくることを目標とする。

### (教授会)

**A群 教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性**

**B群 学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性**

### 【現状説明】

#### 1) 全学部共通

本学各学部における教授会の構成、審議事項等については、「成城大学学則」第9条および成城大学「学部教授会規則」にもとづいて各学部で実施されている。教授会の審議事項は、学則第9条第5項および「学部教授会規則」第3条によって、

- (1) 人事に関する事項
- (2) 学生の入学、修業、卒業および賞罰に関する事項
- (3) 学科課程並びに担任者に関する事項
- (4) 学科目の履修方法、聴講に関する事項
- (5) 学長より諮問された事項
- (6) その他当該学部の教育、研究および運営に関する重要事項

と規定されており、教育課程や教員人事等については教授会の責任において審議・決定されている。したがって、「学部の自治」がこうした教授会の責任と権限において確保されているといえる。特に新任人事および昇任人事については、「成城大学教員任用規則」にもとづき、それぞれの学部で定めた手続き規則等によって各学部教授会で審議のうえ選考している。

なお、すべての学部において、教授会はほぼ月2度の頻度で開催され、教授、准教授、専任講師のすべてが教授会の構成メンバーとなっている。また、教授会議事録は文書化され、次回教授会において全員に配布され、記録の確認が行われている。さらに、各学部内には、それぞれ名称は異なるが、教務関係や入学関係など各種の委員会があり、その活動は教授会に報告されている。

#### 2) 経済学部

教員人事については採用、昇格ともに、「学部教授会規則」備考、「成城大学教員任用規則」「新任人事審議内規(経済学部)」にしたがって、学部教授会の決定により行われている。

学部長と学科主任の間で定期的に主任会議が開かれて、学部教授会と学部長の間の連絡調整と機能分担が図られており、学部長は主任会議、各委員会、学科会議を通して学部教授会の構成員の意向を踏まえる形で学部運営にあたっている。

## 3) 文芸学部

文芸学部教授会は、「文芸学部教授会議事運営方法に関する内規」を定め、それに基づき運営されている。

人事に関しては、文芸学部「教員採用人事手続」「教員昇任人事手続」が定められ、それに従って行われているが、さらに「文芸学部人事委員会規則」に基づいた人事委員会が設置されており、学部長の諮問に応じ、「人事手続」の定めるところに従って行われる人事に関する調査・調整・助言を行っている。

学部長、各学科主任および学部教務主任をもって構成される主任会議は「主任会議に関する申し合わせ」に基づき、原則として学部長によって開催されている。

## 4) 法学部

法学部教授会の権限、構成については、「学部教授会規則」（以下、「学部規則」という）と、これをうけた「成城大学法学部教授会規則」（以下、「法学部規則」という。）に規定されている。

教員の任用（新任、昇任を含む）については、法学部所属の専任教員のみをもって構成する人事委員会において事前に検討がなされ、選考委員会、審査委員会等の立ち上げが教授会に提案され、承認をうけることとなっている。

また、法学部所轄事務については、「成城大学学科主任規則」に基づき、専門教育担当の学科主任と基礎教育担当の基礎教育主任をおき、学部教務事項等の処理にあっている。

## 5) 社会イノベーション学部

社会イノベーション学部教授会の権限、構成については、「学部教授会規則」および「社会イノベーション学部教授会運営内規」により規定されている。

教員の任用（昇任・採用（兼任を含む））は、「学部人事委員会」および「学部委員会規則」による「学部委員会」で予備審議され、教授会において審議・決定される。

社会イノベーション学部の所管事務等は、学科主任と学部長・教授会議事代理者によって運営される主任会で処理されるが、教務関連事項は「学部教務委員会」、入学者選抜関連事項は「学部入学委員会」で審議・調整され、教授会で決定される。

**【点検・評価、改善方策】**

いずれの学部も管理運営は、すべて教授会の審議を通じて決定され、その自治は十分保障されているといえる。また、教授会の権限・責任については、成城大学「学部教授会規則」および各学部の諸規則により明確である。さらに、学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担については、各学部ともに主任会議や学部内に設置された各種委員会によって適切に行われている。

ただし、設置された各種委員会の中には、その権限、委員の資格等について明文規定のないものがあるので、その作成に努める。

**(教授会)****B群 学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性****【現状説明】**

後述のように、大学評議会は大学の最高意思決定機関であるが、大学評議会の主要な審議事項は各学部教授会であらかじめ審議されることによって、「学部自治」を尊重しつつ全学的なコンセンサスの形成がスムーズに図られている。また、上記の「学部教授会規則」第3条は、「但し、前各号の審議の結果がほかの学部または大学全般に関連あるときは大学評議会の承認を経るものとする」と規定しているように、大学評議会は特定学部の独走を予防し、大学としての統一ある意思決定を行う機能を有している。大学評議会は、「学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項」など、大学運営上の基本的な重要事項を審議・決定する機関であり、全学的な重要事項はつねに大学評議会で確認されることになっている。

なお、全学的審議機関としては、教務委員会(各学部より3名、以下略)、入学委員会(2名)、入試管理委員会(2名)、キャリア支援委員会(2名)、厚生補導委員会(2名)、図書館委員会(2名)、メディアネットワークセンター委員会(2名)、国際交流委員会(2名)、共通教育研究センター委員会(2名)、成城学びの森委員会(2名)などがあり、全学的課題にきめ細かく対応している。

**【点検・評価、改善方策】**

大学評議会およびその他の全学的審議機関と学部教授会の連携および役割分担は十全に機能しており、特に問題は生じていないが、なお、いっそうの連携強化を図るべき点がないか、またより適切な機能分担を実現するために改善・改革を要すべき点がないかなどについて、今後も引き続き検討する。

**(学長、学部長の権限と選任手続)****A群 学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性****【現状説明】**

## 1) 学長の選任手続の適切性・妥当性

成城大学学長の選任手続については、選挙によらない推薦制度の時代もあったが、1984年(昭和59年)に制定された「成城大学学長候補者の選考に関する暫定内規」によって本格的な選挙制度が確立し、これを2002年(平成14年)に改正した「成城大学学長候補者選考規則」が現行制度である(2005年(平成17年)の社会イノベーション学部開設にともなう所要の改正を含む)。

旧「暫定内規」では、まず全専任教員が単記無記名投票を行う第1次選挙によって得票数上位5名が第2次選挙の候補者となり、つぎに各学部からの推薦委員(大学評議員5名および、教授会で選出する7名、計12名、3学部合計36名)による第2次選挙で多数の票を得た者が学長候補者となり、学長がこれを学園長に推薦することとされていた。この制度は、第2次選挙を各学部同数の推薦委員による間接選挙とすることによって、選挙権者数の学部間のアンバランスを是正



するという点で、一定の合理性を有していたこともあって18年間維持されることになったが、学長候補者を間接選挙で選出する方式に対する批判や、「暫定内規」の長期化への批判などが生じたことから、抜本的な改正が行われた。

現行の「選考規則」は、旧制度の第1次選挙と第2次選挙とを逆転させるとともに、新たに専任職員の選挙権を部分的に導入している。第1次選挙は、各学部15名(評議員5名および、教授会で選出する10名、計15名、4学部合計60名)および専任職員の代表者15名、計75名が2名連記無記名投票を行い、得票数上位3名を第2次選挙の候補者とする。また、これらの候補者のほかに、専任教員は15名以上連記の推薦状によって候補者を推薦することも可能としている。つぎに全専任教員を選挙権者とする第2次選挙では、単記無記名投票によって有効投票の3分の2以上の得票を得た者を当選者とし、本人の承諾を確認のうえ、学長がこれを学長候補者として学園長に上申する。

この新制度によって2003年(平成15年)に初めての選挙が実施され、おおむね順調に推移・決着した。その後、この選挙を管理した学長候補者選挙管理委員会より選挙管理上の検討課題の指摘があり、これについて大学評議会のもとに設置された検討委員会が集中審議した。その結果、指摘のあった(1)選挙日程、(2)第1次選挙の被選挙人資格、(3)推薦による候補者の規定のいずれについても、現行規則のもとでの選挙管理事務の取り扱いによって十分に対応可能であると判定され、その旨評議会です承された。そのうえで、2006年(平成18年)に2回目の選挙が実施された。

## 2) 学部長の選任手続の適切性・妥当性

「学園長、学長、校長、幼稚園園長、学部長、法人事務局長及び教職員等に関する規程」によれば、学部長は「当該学部の教授の中から大学学長の上申により学園長が決し、理事長がこれを任命する」とあり、任期は2年、重任を妨げないが1回に限るとされている。

大学学長による上申は各学部教授会の選任による。各学部における選任は、成城学園の役職者の任期規定に基づき、2年ごとに教授会構成員の投票によって行われており、再任の場合も投票によって行われる(三選は禁止されている)。経済学部、文芸学部、法学部および社会イノベーション学部は、それぞれ、「経済学部長選任内規」、「文芸学部長選出規定内規」、「成城大学法学部長候補選考規則」、および「社会イノベーション学部長候補者選考内規」により、選任手続が進められるが、いずれの学部においても職位にかかわらず、学部教授会の構成員が一人一票をもって選挙がなされる

### 【点検・評価、改善方策】

1) 学長の選任手続については、今後もこの新制度が定着していくものと思われるが、いっそうの改善方策については、長期的な視野で点検をつづけていく。

2) 学部長の選任手続については、問題点はみあたらない。

**(学長、学部長の権限と選任手続)****B群 学長権限の内容とその行使の適切性****【現状説明】**

学長の権限や職務遂行については、成城学園の「学園長、学長、校長、幼稚園園長、学部長、法人事務局長及び教職員等に関する規程」のなかで、大学学長は「大学……を代表し、かつ所管事務を統括する」との一般的規定のほか、独自の明文規定が設けられているわけではなく、学園、大学の各種の規則とこれまでの慣行に従っている。

**【点検・評価】**

学長は、大学内の部局長で構成される部長会議を主宰することによって管理運営上の意思疎通を図り、日常業務や諸課題に関する意見交換をつうじて大学行政の方向性を主導するように努めている。しかし部長会議は、後述のように、本来、学部、研究科、その他の部局がそれぞれ所管する事項を中心に相互に情報交換し連絡調整を行う機関とされており、大学の管理運営上不可欠の中継地的な役割を果たしているが、学長の職務遂行を直接的に支援する機関とはいえない。学長を事務組織面で主に支えているのは事務局長および総務課であるが、学長を直接補佐する正式の機関は存在しない。

**【改善方策】**

学長補佐機関の設置について早急に検討する。

**(学長、学部長の権限と選任手続)****B群 学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性****【現状説明】**

学長は、その職務上、大学の最高意思決定機関である大学評議会を招集し、その議長となり、また、大学全般の管理運営上の連絡調整を図るために設けられている部長会議を招集し、その議長となる（「成城大学評議会規則」第7条、および「部長会議」第3項）。一方、学校法人成城学園の管理運営面においては、法人の役員である理事、並びに学園評議員として、理事会および評議員会に出席するとともに、学内理事の会および校長会の構成員である。したがって、学長は大学の統括者であるとともに、学園においても枢要の役割と責任を担っている（「学園の教育活動の最高責任者」は学園長であるが、学園長に事故があるときは「大学学長がその事務を代行する」ことになっており、学長が学長職を継続しつつ学園長に選任された事例もある）。

**【点検・評価、改善方策】**

学長と大学評議会との間には、学長が職務執行者であり、大学評議会は大学の最高意思決定機関であるという機能分担が完全になされており、大学評議会の承認なしに学長が独走して職務執行をすることは出来ない体制になっている。現在までのところ問題は生じていない。

**(学長、学部長の権限と選任手続)****B群 学部長権限の内容とその行使の適切性****【現状説明】**

学部長の権限・任務については、「学園長、学長、校長、幼稚園園長、学部長、法人事務局長及び教職員等に関する規程」により、当該学部を代表し、かつ所管事務を統轄することが定められている。各学部長は、学部教授会の議長としての役割と機能、ならびに大学評議会および大学関係委員会などの全学的審議機関、連絡会議等に参加することによる大学と学部間の調整役を果たしている。なお、学部長は、学園全体に関わる委員会および各種行事にも学部を代表して出席している。

**【点検・評価、改善方策】**

学部長の権限は規程に明記されており、また、いずれの学部においても、月2回開催される教授会において、つねに権限行使の内容について報告を行なっている。したがって、学部長権限の内容とその行使については、特段の問題点は認められない。

**(意思決定)****B群 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性****【現状説明】**

本学の重要案件を審議する最高意思決定機関は学長が会議を主催する大学評議会である。大学評議会での意思決定を行うには、一般的に、次のようなプロセスを経る。重要案件(事項参照)の素案は、学長、学部長、事務局長によって作成される場合と、各部局から提案される場合がある。提案された案件は各学部教授会で審議され、部長会議に提出し、各学部教授会で承認されたことの確認が行われ、当該重要案件を、最高意思決定機関である大学評議会に付議することを決める。学長が議長となつて行われる大学評議会では、当該重要案件の審議が行われ、承認されることにより、本学の最高意思決定機関において、意思決定が行われたことになる。

**【点検・評価】**

重要案件を大学評議会が審議する時には、各学部は教授会においてその案件を事前に承認している。よつて重要案件の意思決定を最高意思決定機関である大学評議会が行う際に、各部局間に情報が行き渡らず、学内が混乱することはない。従来からの慣行として定着している本学の意思決定プロセスは、適確に運営が行われているものの迅速ではない。

**【改善方策】**

意思決定の迅速化を図る。

**(評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関)****B群 評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性****【現状説明】**

大学評議会は、8月を除く毎月、学長が評議員を招集し、議長となって行われる。大学評議会が審議する重要案件には、(1)学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項、(2)学部および学科、大学院研究科および専攻並びに附置研究機関の新設改廃に関する事項、(3)教員人事の基準に関する事項、(4)学生定員に関する事項、(5)学生の厚生補導およびその身分に関する事項、(6)大学予算に関する事項、(7)その他大学運営に関する重要事項、などがある（「成城大学評議会規則」第6条より）。会議は学長の現況報告にはじまり、各学部長、各研究科長および各事務部局長による重要案件に関わる報告の後、重要案件となる議題の審議が行われる。審議事項の場合、大学評議会の中で初めて議題が評議員に知らされることはない。すでに各学部教授会で提案が行われ、承認された案件が大学評議会の議題となり審議が行われる。その他の事項として評議員の中から、大学の運営に関する意見が出されることがある。

**【点検・評価】**

大学評議会を、8月を除く毎月開催することによって、審議すべき重要案件が欠落してしまうということがなく、大学として意思決定ができるということ、また、大学評議会を毎月開催することによって評議員は大学全体の方向性を絶えず確認することができ、さらに、大学評議会での審議をする時にある部局が関わらなかったということがないように毎回評議員全員が出席することを原則としている。本学の大学評議会は、大学の管理運営で目標としている迅速性にはやや問題があるが、適確性という点について、十分確保できていると考える。

**【改善方策】**

迅速性を増す方策を検討する。

**(教学組織と学校法人理事会との関係)****A群 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性****【現状説明】**

理事会は、学校法人の業務を決する法人における最高の議決機関であり、職員からなる学内理事10名、卒業者、父母および学識経験者からなる学外理事15名の計25名(以上、理事定数)によって構成されており、年5回の定例理事会のほか、必要に応じて臨時理事会が開催される。教学組織の責任者である学長、そして学部の代表者である学部長は理事会の理事となっている。

法人と教学との連携を図る組織として、学園内の理事が出席する「学内理事の会」および各校の校長が出席する「校長会」があり、法人の経営および業務の運営に関する重要事項を協議するとともに、学園各校の近況報告および情報交換を通して、法人との意思疎通を図っている。原則月1回開催される学内理事の会には、大学からは学長と学部長が出席するが、そこでの学長の報告も原則的に大学内で合意を得た事項である。

大学内の教学面を含む管理・運営は、伝統的に大学の自立的意思決定に委ねられており、大学運営は大学学長および大学評議会、学部の運営は学部長および教授会により、それぞれ機能分担して行われており、理事会に対する連携は学長および学部長を通して行われ、理事会の提案や決定事項は、学長および学部長を通して教学組織に報告説明され、大学内での合意が必要とされる事項については学部教授会で審議される。

### 【点検・評価】

教学組織と学校法人理事会との関係については、絶えず大学と法人とで連絡調整を行っているので、おおむね連携協力体制が整っている。大学の重要案件については、学部教授会、部長会議、大学評議会での審議・承認を経て理事会で審議を行うシステムが確立している。

教学組織と学校法人理事会との関係については、今後も、大学と法人とで連絡調整を行い、互いの機能分担、権限の確保に配慮していく必要がある。

### 【改善方策】

私学を取り巻く環境がますます厳しくなる状況において、より強固に連携することが肝要であり、それぞれの権限と責任をより明確にしていく。

## (2) 大学院の管理運営

### 【目標】

本学大学院は大学院の学生が研究に専念できる環境を整え、その管理運営にあたり、諸制度・設備が有効に機能することを目標とする。

#### (大学院の管理運営体制)

- A群 大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性
- B群 大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性
- B群 大学院の審議機関（同上）の長の選任手続きの適切性

### 【現状説明】

#### 1) 大学院全体

管理運営上の組織として、「成城大学大学院学則」にしたがって、研究科教授会（第8条）があり、研究科に所属する専任教員をもって組織されている。

研究科教授会は、研究科の教育、研究および運営に関する事項を審議する機関であり、審議事項は次のとおりである（大学院学則第9条）

- (1) 専攻課程の新設改廃に関する事項
- (2) 規則の制定改廃に関する事項

- (3) 研究科長および大学院協議会委員の選出に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項
- (5) 学生の入学、退学、休学、留学その他学生の身分に関する事項
- (6) 試験に関する事項
- (7) 学位に関する事項
- (8) 教育および研究に関する事項
- (9) 学生の生活指導および賞罰に関する事項
- (10) 予算に関する事項
- (11) 自己点検・評価に関する事項
- (12) その他研究科の運営に関する重要な事項

各研究科に研究科長がおかれている（「成城大学大学院学則」第10条第1項）。研究科長は、研究科教授会の議長となり、研究科の運営にあたる（同条第4項）。また研究科長は、研究科を代表し、その所轄事務を統括する（成城学園の「学園長、学長、校長、幼稚園園長、学部長、法人事務局長及び教職員等に関する規程」第2条第1項）。

研究科長は、研究科所属の専任教授の中から研究科教授会が選出した者について（「成城大学大学院学則」第10条第2項）、学長の上申により、学園長が決し、理事長が任命する（成城学園の「学園長、学長、校長、幼稚園園長、学部長、法人事務局長及び教職員等に関する規程」第2条第3項）。任期は2年であり、1回に限り再任されることができる（同条第4項、「成城大学大学院学則」第10条第3項）。研究科の審議をふまえて、かつ、運営委員会の了承を得て、専攻主任の補佐を受けつつ研究科の運営を行う。

各研究科専攻に、専攻主任がおかれている（「成城大学大学院学則」第11条第1項）。専攻主任は、研究科長を補佐して、研究科の教育、研究および運営に関する事項の処理にあたる。専攻主任は、研究科所属の専任教授の中から研究科長が推薦した者について、研究科教授会の承認を得て決められる（同条第2項）。専攻主任の任期は2年であり、1回に限り再任されることができる（同条第3項）。

大学院の全学的な審議機関としては大学院協議会が設置され、大学院レベルでの最高意思決定機関として機能する。その構成員は「成城大学大学院学則」第12条に定められ、学長、3研究科長、各専攻主任、各研究科の基礎をなす学部の学部長、その他に3研究科からそれぞれ選出された委員2名ずつ、さらに学長が必要と認めたものからなり、学長が協議会の長として議長を務める。大学院協議会は「成城大学大学院学則」第13条に則って、大学院における教育、研究に関する重要な事項、大学院学則、学位規則その他の重要な規則の制定改廃に関する事項、博士の学位授与に関する事項、各研究科間の連絡調整に関する事項、大学院の将来の計画に関する事項、自己点検・評価に関する事項、その他各研究科に共通する事項について協議する。このほか部長会議において3研究科長は大学院に関する情報の交換を行っている。定例の研究科長会なるものは存在しないが、必要に応じて不定期に3研究科長が会合を開き、例えば制度上の変更や奨学金に関する問題などについて事前に協議・調整を行っている。

3研究科はそれぞれ学部と直結しており、大学院教員は全員学部の専任教員でもあるため、学部教授会との間の相互関係において情報交換は十分に行われている。現制度のもとでは大学院の

ためのみの新任人事はありえないので、学部における新任人事に関しては、大学院を担当する能力があるか、もしくは若い研究者の場合ならば将来的に大学院を担当する資質を持ち合わせているか、といったことに関しても学部教授会と研究科教授会との間の強い連携がみられる。

## 2) 経済学研究科

経済学研究科長の選考は2002年(平成14年)2月20日に制定された「成城大学経済学研究科長候補者選考規則」にしたがって行われている。

## 3) 文学研究科

文学研究科長選出規定としては、「文学研究科長の選出と任期に関する内規」が1994年(平成6年)12月1日に制定され、有権者総数の2/3以上の出席を条件とした投票によって選出されることになっている。

各専攻には専攻主任がおかれ、「成城大学大学院学則」第11条においてはその選出について「当該専攻に所属する専任教授の中から、研究科教授会で定める」とあるが、実際は各専攻で候補者を出してそれを教授会で承認するという慣行となっている。

教授会は、文学研究科担当の専任教員全員によって構成される(2007年度(平成19年度)現在:国文学6名、英文学5名、日本常民文化6名、美学・美術史7名、コミュニケーション学6名、ヨーロッパ文化9名、計39名)。教授会での議題はおおむね、研究科長およびこの6専攻の主任からなる専攻主任会議に事前にかけてられ、調整あるいは審議されるのが通例となっている。この主任会議は議決機関ではなく、その内容を規定した内規もないが、ここでの調整、あるいは審議は管理運営上、あるいは教授会での迅速な議事進行のためにも、重要な慣行となっている。

教員の人事に関しては、研究科長の諮問委員として、文学研究科人事委員会が設置されているが、「文学研究科人事委員会内規」(1998年(平成10年)10月1日施行)により教授会で投票選出された3名からなる組織で、「成城大学大学院文学研究科人事手続内規」(1998年(平成10年)10月1日施行)に基づき、専攻から人事の発議があった場合、そのための条件を備えているか否かということを中心に検討し、研究科長に答申することになっている。

## 4) 法学研究科

法学研究科長候補者の選出は、2001年(平成13年)10月に制定され、同年11月に改正された「成城大学大学院法学研究科長候補者選考規則」によって行われている。

法学研究科教授会は、研究科専任教員をもって組織され、研究科長が議長となる。研究科教授会の議事および運営は、2001年(平成13年)11月制定の「成城大学大学院法学研究科教授会規則」に従って行われる。また法学研究科は、教育、研究および運営に関する事項の処理にあたる運営委員会をおいている。委員会は研究科長、専攻主任および教務・出版、図書・学生、庶務を担当する3名、計5名の委員によって構成されてきたが、2007年(平成19年)5月からその他委員1名を加え6名体制となった。研究科長が委員長を務めている。

**【点検・評価、改善方策】**

研究科長選任の手続きなど、研究科の管理・運営に関する重要事項はすべて、研究科教授会の審議を経て決定されており、研究科の自治は実現されているといえる。また、現在の組織で教学上の管理運営および学部との相互連携に支障をきたしてはいない。





第 1 2 章 財 務



## 財 務

本学は、学生のための良好な教育環境を整備し、また学術および社会の発展に資する教員の研究活動を活性化するため、それらを支える強固な財政基盤の確立をめざしている。

### 【目標】

財務の目標は、収入構造の多様化を図るとともに、計画的な支出で適正化を図り安定的財政基盤を確立すること、さらには財政公開による財務の透明性の確保、内部監査制度の確立等監査制度の充実を図り、財務の確実性、適法性を確立することである。

特に、翌年度繰越消費支出超過額を減少させるように努力する。

### 【現状説明、点検・評価】

過去に財政基盤が不十分な状況下において、施設・設備への投資および1986(昭和61)年にはフランスにアルザス成城学園中等部・高等部を設立し、2005年(平成17年)3月に閉校するまでの間、同校へ42億円強の資金支援を行った。

これらの支出は財政に過大な負担となり、2000年(平成12年)度は、消費支出超過額6,705,228千円を計上した。

この財務体質改善のため、1999年(平成11年)度に「財務委員会」を設置、財政上の問題点を浮き彫りにし、財務改善策について多角的な検討を重ねてきた(後述)。以降、財務上の諸施策が実行に移され、2001年(平成13年)度より4年連続で消費収支は収入超過に転じ、繰越消費支出超過額を19億円弱圧縮し、財務体質の改善を図った。

一方で施設・設備投資は、必要最小限に抑制してきたこともあり、建物の老朽化や耐震性能の低下、狭隘な教室、教育設備環境に対する学生のニーズに対応不十分な面等、諸々の問題が顕在化してきている。

そこで、2003年(平成15年)度に、本学および本学園の将来を展望したハード・ソフト両面における教育研究基盤整備に向け一事業を策定し、これを「成城イノベーションプログラム」と名付け、2004年(平成16年)度より「魅力ある学園作り」に着手した。

同時に、大型投資を要するこのプロジェクトが実現可能となる財務の長期計画として「10ヵ年収支計画」を策定し、「成城イノベーションプログラム」と「10ヵ年収支計画」を両立させることを本学園の最重要事項として評議員会・理事会の議を経て決定した。

特に財政面では

- ① 財政負担の過大なアルザス成城学園の廃止
- ② 時代のニーズに不適合化した短期大学の廃止
- ③ 4年制新学部(社会イノベーション学部)の設置による学生数の増加
- ④ 2005年(平成17年)度大学新生より校納金7万円値上げ
- ⑤ 人件費を主体に経費削減等の施策の実施

「成城イノベーションプログラム」の実施にともなう大型設備投資の結果、基本金組入れの増

加などがあるものの、2006年(平成18年)度までの進捗状況では、消費支出超過額5,239,678千円となり、計画比361,595千円の改善、2007年(平成19年)度予算でも改善見込みであり、帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合は50パーセントを若干下回るまでに改善できた。

また、今後の各事業を担保する財源として、特定資産の積み上げを計画的に実施、10カ年計画最終年度の2014年(平成25年)度に繰越消費支出超過額は残るも、改善された財務基盤が確立される予定である。

### (教育研究と財政)

#### B群 教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況

#### 【現状説明】

2000年(平成12年)度に繰越消費支出超過額が67億円にまで膨らむことが見込まれたため、1999年(平成11年)に財政改革の必要性から理事長の諮問機関として財務委員会（委員は、財務担当常務理事を委員長とし、学内・外の理事および卒業生・父母の有識者にて組織）を設置し、さらに作業部会、分科会を設け、学園の財務現況を分析し、中長期的視点に立ち、収支両面に亘る改善案を検討、随時、その結果を理事長宛に答申し、具体的な財務関連の諸施策を策定した。

2006年(平成18年)度決算では、帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合が50%を僅かながら下回ったが、財務基盤は、教育目的・目標を実現するうえで十分ではない。しかし、2004年(平成16年)度を始期とする長期計画に則り、その内容は着実に改善されつつある。

自己資金の充実度についての各財務比率は、自己資金構成比率が83.8%、消費収支差額構成比率が△12.9%、基本金比率が99.5%であり、他校水準比では、特に消費収支差額構成比率が低く、財政面では依然として脆弱である。

経営状況についての各財務比率は、消費支出比率が89.9%、消費収支比率が97.1%、帰属収支差額比率が10.1%であり、大型設備投資推進中であるが安定基調となっている。また、人件費比率は56.7%(大学単独54.2%)、教育研究経費比率は26.3%(大学単独28.9%)であり、他校水準比では若干下回るも、改善傾向にある。

表 12-1

＜消費収支の推移 平成13～18年度＞

(単位:千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
学生生徒等納付金	7,751,621	7,780,688	7,728,737	7,706,935	7,514,724	7,669,259
寄付金	554,331	349,244	447,595	562,042	716,652	701,170
補助金	1,042,229	979,048	1,027,280	986,641	1,004,114	1,162,355
資産運用収入	55,232	99,587	102,039	139,224	118,130	158,186
その他	899,378	757,330	740,534	685,410	625,660	816,916
帰属収入	10,302,791	9,965,897	10,046,185	10,080,252	9,979,280	10,507,886
基本金組入額	△ 767,789	△ 680,699	△ 620,274	△ 876,514	△ 1,420,742	△ 773,966
消費収入	9,535,002	9,285,198	9,425,911	9,203,738	8,558,538	9,733,920
人件費	6,548,005	6,004,027	5,818,674	5,578,876	5,703,243	5,953,282
教育研究経費	2,072,835	2,048,446	2,136,053	2,273,339	2,869,462	2,760,905
管理経費	474,846	601,619	634,051	998,412	538,176	405,077
その他	115,838	86,194	74,378	90,461	162,952	327,606
消費支出	9,211,524	8,740,286	8,663,156	8,941,088	9,273,833	9,446,870
当年度消費収支差額	323,478	544,912	762,755	262,650	△ 715,295	287,050
翌年度繰越消費収支差額	△ 6,381,750	△ 5,836,838	△ 5,074,083	△ 4,811,433	△ 5,526,728	△ 5,239,678

以上述べてきたように、財務体質の改善に積極的に取り組んでいるものの、一方では、教育研究環境面で建物・設備の老朽化をはじめとする諸問題が浮上してきており、今後さらに財務改善だけを目指した財政の引き締め策を継続させれば、教育の質の低下は避けられず、高等教育機関としての社会的責務を果たすことはできないことが想定される。ひいては財政面でも学生確保は困難となり、収入の根幹である校納金減収が経営をさらに悪化させるであろう。支出の抑制が収入減額を生む悪循環に陥ることになる。

むしろ、今後は多額の初期投資を必要とするハード、ソフト両面の教育環境を整備し、魅力ある学園を作り、過当競争下で「選ばれる大学」となることで、学生生徒の安定的確保を図っていくことが重要であると考えている。

「成城イノベーションプログラム」は、まさにこれが存続のための教育環境整備における長期計画である。これを完遂することにより、将来に向けての教育環境が整備され、魅力ある学園作りが達成できる計画である。

また、今後は、耐震、防災、アスベストといったハザードリスク対策やますます進化するであろうIT関係等には多額の投資が予想される。これらの事業費はもちろんのこと、経常的に発生する人件費、教育研究経費、管理経費も含めて、これを賄うに足る財源をどのような手法で確保、調達するのか、学校経営は成り立つのかを十分に検討し作成したのが財政面での長期計画としての「10ヵ年収支計画」である。

「10ヵ年収支計画」策定時における主要な財源確保、調達の諸施策は以下のとおり。

- ① 2005年(平成17年)度全学部の新入生より授業料を2万円、施設費を5万円値上げ実施
- ② 社会イノベーション学部創設による学生数の増加(廃止する短期大学部との差)
- ③ 目標額を10億円とした「成城イノベーション募金」の積極的な活動
- ④ 日本私立学校振興・共済事業団より20億円の借入
- ⑤ アルザス成城学園に対する資金流出の防止

**【点検・評価】**

従来からの課題が整理され、学園の基本方針並びに財政10カ年計画が策定されたことにより目標が明確化された。これにより具体的対策が実行に移され、計画スタートの2004年(平成16年)度より3カ年が経過したが、進捗状況は計画を上回り財政基盤は改善されている。

新学部の募集状況は良好、また、校納金値上げによる悪影響もなく、アルザス成城学園の撤退に伴う諸問題も解決し問題なく閉校することができたことは、財政再建上、大きな効果をあげた。

**【改善方策】**

長期計画がスタートして3カ年経過したが、今後の厳しい環境の変化にも耐え「成城イノベーションプログラム」と「10カ年収支計画」を完遂させ、教育研究環境面、財務面双方の基盤をより堅固なものにすることが課題である。

計画の進捗状況はもとより、内部監査体制の充実度等により、計画と現状との分析と、その結果をもとに翌年度事業計画に的確に反映させていく体制づくりが課題である。

**(教育研究と財政)****B群 総合将来計画（もしくは中・長期の教育研究計画）に対する中・長期的な財政計画の策定状況および両者の関連性****【現状説明】**

「成城イノベーションプログラム」と「10カ年収支計画」は、教育研究と財政の両面について、10年後までをシミュレートした長期計画であり、相互に密接な関連性を持っており、将来的には財政と教育研究環境が両立可能であるという適切性を保持している。

**〔総合将来計画について ー成城イノベーションプログラムー〕**

本学および本学園は、建学の精神に則り「個性の暢達を主眼とした教育」「自学自習を徹底した教育」を実践し、教養とセンス、国際性豊かな実務能力を身につけた人材の育成を目指してきた。そのさらなる充実のため、前述のとおり、2004年(平成16年)度にハード・ソフト両面における大規模な事業計画「成城イノベーションプログラム」がスタートした。

事業計画は、教育環境整備（ハード面）と教育改革（ソフト面）の2つに大別されるが、財務に大きく影響する教育環境整備の事業計画については、以下のとおりである。

## 1. 教育環境整備プログラム（所要資金 68 億円）

財政構造改革の一環として設備投資を極力見合わせ、かつ継続的に抑制してきたが、一方で、時間の経過とともに老朽化し狭隘となった校舎の増改築、耐震性能の確保、情報教育環境整備の必要性が喫緊の課題となり、そのための財政的計画を検討した。

「成城イノベーションプログラム」では、教育研究環境の向上充実化を実現するため、施設・設備面では以下の計画を実行に移しており、本学創設以来の大型プロジェクトとなっている。

（本学園全体の長期計画を「成城イノベーションプログラム」（所要資金 83 億 5 千万円）、本学の中期計画を「成城イノベーション・プロジェクト」と称している。）

以下設備概要

### ①8号館の新築（総費用 12 億円・2005 年（平成 17 年）9 月完成）

狭隘な教室問題の解決と情報教育に対する強いニーズに対応し、マルチメディア教室、CALL 教室、パソコン教室を中心とした、全館に最先端の IT・AV 設備・機器を備えた建物である。このほか、パソコンを自由に使えるオープンルームや、ゼミナール形式でパソコンが利用できる PC セミナールーム、無線 LAN を敷設したラウンジなども配置し、IT 環境をよりいっそう充実させた建物である。

### ②新 3 号館の建築（総費用 42 億円・2007 年（平成 19 年）8 月完成）

旧 3 号館の耐震強度不足からこれを解体撤去し、狭隘かつ老朽化した研究室を充実させた 3 学部の研究室群および IT 機能を装備した大小教室群を収容する大学のシンボルとなる建物を建築した。教室群には最新の AV 設備と通信設備を装備した。

### ③1 号館他の既存校舎の改築（総費用 8 億円 2008 年（平成 20 年）4 月完成予定）

1 号館、2 号館は、老朽化が進み、耐震工事を含めたリニューアルを行った。教室を始め大学関係事務室の改修で効率改善を図った。



## 〔財政計画について－10ヵ年収支計画－〕

表 12-2

10ヵ年収支計画 ー消費収支の推移ー

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
学生生徒等納付金	7,896,907	7,945,100	8,278,071	8,571,331	8,571,331	8,571,331	8,571,331	8,571,331	8,571,331
寄付金	597,640	576,500	376,500	376,500	376,500	376,500	376,500	376,500	376,500
補助金	830,240	818,043	803,873	790,525	858,153	842,090	826,832	812,336	798,565
資産運用収入	100,650	101,084	95,774	102,020	111,511	120,111	129,312	137,029	145,273
その他	565,210	688,016	728,187	663,196	720,859	820,674	670,248	767,265	666,467
帰属収入	9,990,647	10,128,743	10,282,405	10,503,572	10,638,354	10,730,706	10,574,223	10,664,461	10,558,136
基本金組入額	△ 1,002,179	△ 950,656	△ 1,031,057	△ 1,059,072	△ 990,347	△ 864,747	△ 864,747	△ 864,747	△ 816,247
消費収入	8,988,468	9,178,087	9,251,348	9,444,500	9,648,007	9,865,959	9,709,476	9,799,714	9,741,889
人件費	5,974,206	6,208,014	6,410,106	6,287,832	6,341,879	6,493,419	6,196,440	6,333,524	6,131,575
教育研究経費	2,504,404	2,489,331	2,567,112	2,522,286	2,528,162	2,592,454	2,600,156	2,644,780	2,656,745
管理経費	359,791	359,775	359,085	358,060	352,860	352,788	337,523	339,198	337,079
その他	457,232	159,600	492,381	163,576	156,845	150,897	144,344	137,801	131,258
消費支出	9,295,633	9,216,720	9,828,684	9,331,754	9,379,746	9,589,558	9,278,463	9,455,303	9,256,657
当年度消費収支差額	△ 307,165	△ 38,633	△ 577,336	112,746	268,261	276,401	431,013	344,411	485,232
翌年度繰越消費収支差額	△ 5,562,640	△ 5,601,273	△ 6,178,609	△ 6,065,863	△ 5,797,602	△ 5,521,201	△ 5,090,188	△ 4,745,777	△ 4,260,545
〃 実績	△ 5,526,728	△ 5,239,678							

※2007年(平成19年)度予算は、当年度消費収支差額△18,367千円の予定。

「10ヵ年収支計画」策定における諸施策は、以下のとおりである。

## 1 安定収入財源の確保

## ① 社会イノベーション学部創設による学生数の増員

2005年(平成17年)度より短期大学の学生募集を停止し、4年制新学部を創設した。学生数については、収容定員ベースでは短期大学部が480名であったのが、新学部では960名と倍の学生数を確保する。これにより、新学部完成年度の2008年(平成20年)度には、年間約5億円の増収を図る。

## ② 学費の値上げ

施設・設備充実に伴い、2005年(平成17年)度全学部の新入生より授業料を2万円、施設費を5万円の計7万円値上げを実施した。

2008年(平成20年)度校納金は、授業料および施設費の値上げにより、2003年(平成15年)度比で約4億円の増収が見込まれる。学費は、1997年(平成9年)以来改定しておらず、改定後の入学初年度校納金は、入学金300千円を含め1,290千円とした。

## ③ 成城イノベーション募金

恒常的に依頼している寄付金とは別に大型設備投資に対応するため、目標額10億円の「成城イノベーション募金」活動を行った。2007年(平成19年)10月末の募金期間終了時点で当初の目標額未達のため、2009年(平成21年)3月まで募金期間を延長した。(当初の募金期間 2004年(平成16年)11月～2007年(平成19年)10月 2007年(平成19年)10月末877百万円の申込実績)

## ④ 借入金；18億円

3号館の建替え、1、2号館のリニューアル工事に伴い、日本私立学校振興・共済事業団より借入をする。「10ヵ年収支計画」では20億円の借入を予定していたが、18億円に変更する予定である。

## 2 計画的支出の励行

① 計画決定した諸施策を計画どおりに履行すること

② 予算管理の徹底を図ること

③ 人件費を始めとした諸経費の徹底した削減を図ること

## 【点検・評価】

学園の基本方針に沿った財政10ヵ年計画が策定されたことにより、教育方針と財政の関連性が明確になった。また、諸施策が具体的に示され計画的に実施されることで、財政面のみならず業務運営面でも効果をあげている。

## 【改善方策】

これらの施設・設備計画を短期間に実行するには、財政面の負担は大きい。収入の安定的増加策や強力な財政改革（特に、人件費については組織、給与体系の再検討等）の取り組みによって、財政の健全性を維持しつつ諸施策を着実に実行することが重要であると認識している。

教育研究施設の充実とともに、単年度消費収支を安定させ消費支出超過額の縮小を図る。（なお、「成城イノベーションプログラム」は、本学および学園全体の教育改革および教育研究環境整備を行うもので、教育面では中高一貫教育の推進、幼稚園の3年保育の導入、施設面では中高体育施設の建替え、初等学校校舎のリニューアル、幼稚園園舎の建替えを含む）

## (外部資金等)

B群 文部科学省科学研究費、外部資金（寄付金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用益等の受け入れ状況

## 【現状説明】

補助金については、2004年(平成16年)度までは漸減傾向であったが、2005年(平成17年)度、2006年(平成18年)度は、教育研究にかかる投資が増加したため、大幅な増額となった。

本学の一般寄付金は、低水準で推移している。特別寄付金は、「成城イノベーション募金」により2005年(平成17年)度、2006年(平成18年)度は着実な成果があった。

校納金の増収が容易に見込めない状況で、外部資金の増収を図ることは極めて重要である。

本学では新規補助金の獲得努力、積極的な募金活動、運用益等収入の多様化により財源を確保

していくことを重点課題としている。

表 12-3

＜外部資金受け入れ状況＞

(単位:千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
補助金	1,042,229	979,048	1,027,280	986,641	1,004,114	1,162,355
うち 大学補助金	406,565	362,016	338,215	287,545	402,107	550,538
寄付金	543,421	336,195	439,908	556,253	699,182	687,359
うち 大学一般寄付金	54,150	19,300	57,500	52,850	41,800	42,400
うち 特別寄付金	154,621	15,577	45,408	179,853	281,882	323,059
科学研究費(新規+継続)	19,790	29,500	16,800	27,280	31,890	23,890
うち 新規分	申請件数	10	12	10	11	11
	採択件数	5	6	2	6	6
	金額	6,500	10,900	2,400	15,680	16,900
受託研究費	件数	-	-	-	-	1
	金額	-	-	-	-	2,310

※ 科学研究費には、日本学術振興会特別研究員の件数及び金額を含む。

#### ① 補助金

国庫補助金のうち一般補助金については、近年は教育研究にかかる投資が増え、補助金算出の基礎である配点が高まったことにより増額となった。

特別補助については、ほぼ横ばいに推移しているが、特色ある教育等についての補助金枠は増えており、2005年(平成17年)度は8号館のマルチメディア装置に対する補助が採択され補助金が増えた。

#### ② 寄付金

2006年(平成18年)度学園全体の寄付金は、701,170千円で帰属収入比率は6.7%と高い水準にあるが、本学単体の一般寄付金は低く、幼稚園、初等学校に依存している状況である。

特別寄付金については、2004年(平成16年)11月から2007年(平成19年)10月までの3年間、10億円を目標額とした「成城イノベーション募金」を実施しており、2005年(平成17年)度、2006年(平成18年)度の増額要因となっている。(2007年(平成19年)10月末現在申込金額 877,129千円)

#### ③ 文部科学省科学研究費補助金

本学の文部科学省科学研究費補助金の採択状況は、2001年(平成13年)度から2006年(平成18年)度までの6年間をみると、件数、金額ともにほぼ横ばいである。

#### ④ 受託研究費

2005年(平成17年)7月に「成城学園受託研究規程」を制定し、外部機関からの受入体制を整えたが、実績は2005年(平成17年)度の1件2,310千円である。

## ⑤ 資産運用益

2006年(平成18年)度の現預金および有価証券の合計金額は12,252,580千円で、運用利回りは1.16%であるが、運用可能な資産は半分程度であり、その運用利回りは2%強となっている。

表 12-4

＜受取利息・配当金の推移＞

(単位:千円)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
現預金、有価証券計	8,332,168	9,644,341	11,119,691	11,782,670	11,334,553	12,252,580
受取利息・配当金	40,247	83,134	85,355	122,214	101,685	142,181
運用利回り	0.48%	0.86%	0.77%	1.04%	0.90%	1.16%

## 【点検・評価、改善方策】

外部資金獲得の重要性の認識はあるが、科学研究費補助金を始め、外部からの研究費受け入れは低水準である。取り組み意欲、体制が不十分であり機能していないのが実態である。

補助金、科研費の獲得には、学内各部局と連携し案件の適合性はじめ積極的取り組み体制を検討する必要性がある。

教員への啓発、寄付金受け入れ体制など担当部署の強化を図りたい。

## (予算の配分と執行)

B群 予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性

## 【現状説明】

## 〔予算配分について〕

予算は、教育、研究その他の学事計画と密接な関係を持って、限りある財源との調和を図りながら、予算編成の基本方針に基づき編成される。その経緯については、

- ① 例年9月に翌年度の予算編成の基本方針案を作成、「財務委員会」および「学内理事の会」において協議し、「評議員会」の承認を経て「理事会」に諮り、決議される。昨今の基本方針では、収入予算は、財源の根幹を成す納付金収入の安定的確保を、その他外部資金の積極的な導入を図り、支出予算については、緊急を要する防災や防犯といったハザードリスク対策費以外は、基本方針にある重要事項に重点的な予算配分を実施する旨、明確に定めている。
- ② この基本方針を反映させ、各予算単位部門は予算要求書を作成するが、内容は、例年経常的に発生する経費と臨時的、重点的な経費とに分ける様式となっている。また、予算要求額は積み上げ方式を、業者選定にあたっては3社見積もりを原則とするなど、厳格なルールを設けている。各予算単位部門の予算要求書は、当該部門が属する学校(大学、高等学校、中学校、初等学校、幼稚園)で検証され、11月中旬に各学校が法人事務局に提出する。法人事務局の庶務課、人事課、会計課、管財課は各々が担当する所管項目について、要求

根拠、金額の妥当性等を精査し、ヒアリングに備える。問題点や法人事務局としての見解等の総括は会計課が行う。

- ③ 12月上旬から予算単位部門毎にヒアリングを開始し折衝、査定を行う。参加者は、予算要求側として大学は学部長、研究科長、事務局長、次長、課長、担当者、予算査定側は常務理事、法人事務局長、法人事務局各部課長である。
- ④ 12月下旬、査定後、再検討項目については、理事長、学園長、常務理事、法人事務局長と予算要求側とで再協議しその結果、予算要求書案は事業計画書として「評議員会」に諮られ、「理事会」で決議される。その後、正式な予算として各予算単位部門に配布される。

#### 【予算執行について】

各予算単位部門は、配布された予算を科目毎に残高管理しながら、予算の執行要求を法人事務局に対して行う。なお原則として金額が500千円以上の場合は、予算執行に先行して稟議書決裁を受け、また、予算要求内容の変更、予算不足が発生した場合の他科目からの流用、追加予算配当についても稟議書決裁を要する。予算執行にあたっては、法人事務局会計課にて支出証憑書類との照合が行われ、その後に執行されることとなる。

#### 【点検・評価】

予算配分は、事前の方針決定および予算会議で十分検討を重ね決定しており、明確性、透明性、適切性は確保されている。

また、決算時には、予算の執行状況をチェックした上で決算終了後、評議員会、理事会に決算についての報告をする。特に、予算執行については、科目毎に5,000千円以上の増減が発生した場合は、各予算単位部門の担当者から情報を入手し、原因について究明する。

財務委員会にも決算の報告をするが、報告内容はさらに詳細で、他大学および全国平均との比較、財務比率についての分析結果を報告している。併せて長期計画の進捗状況を報告し、財政計画の問題点の指摘、調整、見直しは、この財務委員会で検討している。

#### 【改善方策】

予算の執行状況は十分チェックしているが、内容の点検は各予算単位部門に委ねているのが実状であり、内部監査システム等を構築し、予算執行後の内容、成果についてチェックできる体制を構築することが課題である。

#### (財務監査)

##### B群 アカウンタビリティを履行するシステムの導入状況

#### 【現状説明】

2005年(平成17年)4月1日施行の「私立学校法の一部を改正する法律」により、多様な利害関係者への財務情報等の公開が義務づけられた。

本学は、公的な補助金助成を受けているほか、公益法人として税法上の優遇措置も受けており、

その公共性、課せられた社会的責任とステークホルダーに対するアカウンタビリティの重要性を十分に認識し、可能な限り多くの情報を公開するよう努めている。

前記の私立学校法の改正以前から、教職員には学内広報誌である「学園報」、在校生父母には「学園だより」に財務情報として予算、決算に係る財務三表の要約をはじめ、収支構造のグラフを掲載し、郵送していたが、私立学校法改正を機にホームページを広報媒体に追加し、事業計画、事業報告として掲載、財務情報の内容もさらに充実させた。また、さらに広く財務を公開するため、大学生に対しては「学生生活」、卒業生には「同窓会だより」を媒体に決算情報を掲載している。

### 【点検・評価】

体制整備し、広く情報公開しているが、特に事業報告は、内容的に改善の余地ありと認識している。

### 【改善方策】

アカウンタビリティの重要性の認識は十分あるものの、経営全般にわたっての情報開示は改善の余地があり、内容説明をより充実させることが課題である。

今後、格付機関等第三者評価も検討の視野に、より信頼性、客観性の高い経営情報の公開が可能になるよう検討していきたい。

### (財務監査)

#### B群 監査システムの運用の適切性

### 【現状説明】

財務監査の内容は、以下のとおりである。

#### (1) 監査法人による監査

監査法人は、私立学校振興助成法に基づき、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表の財務書類を監査対象とし、請求書、領収書等の証憑書類、その他の関係書類を調査、会計処理上の誤謬の訂正や業務改善の指摘をする。2006年(平成18年)度の監査日数は、年間延84日で、監査日には、調査項目に関わる法人事務局担当者とのヒアリング、資料提供の依頼を積極的に行い、適正であるかどうか緻密な調査を実施している。その他現金実査、期中取得の固定資産実査を行い、監査結果報告書にて当該年度の監査状況を報告している。

また、監査法人と理事者との間で、経営環境の把握、今後の経営計画および内部統制等経営全般についての意見交換を行っている。

#### (2) 監事監査

監事は、寄附行為に定める監事(2名)による業務・会計監査を行っている。

財産の状況のほか、業務についても監査対象となっている。また、監事と監査法人との意見

交換の場を設け、監査法人の説明により財務に関する認識を深めている。

監事は、年5回開催される理事会にも出席し、理事会の運営、業務執行状況のチェックを行っている。

### (3) その他の検査等

このほかに会計検査院検査、総務省行政管理局監査、国税庁調査、東京都監査などを受け、種々の側面から財務のチェックを受けている。大学に関する特段の指摘事項は受けていない。

#### 【点検・評価】

財務監査は、監事および監査法人により、独立した立場において、体系的、規範的な方法で実施されており、監査システムとその運用の適切性については確立されている。

#### 【改善方策】

近年、学校法人にもガバナンスの強化が求められており、業務、財務のコンプライアンス、様々なリスクマネジメントを主業務とした内部監査室等を設置し、監査システムの強化を検討していく必要があると認識している。

#### (私立大学財政の財務比率)

A群 消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性

#### 消費収支計算書関係比率について

#### 【現状説明、点検・評価】

学園全体の消費収支差額は、前述のとおり、2000年(平成12年)度の消費支出超過額6,705,228千円を最下点として、投資抑制、経費削減を柱とした財政改革により改善されてきた。

2005年(平成17年)度は、教育研究施設整備の投資により消費収支比率が100%を超える状況にはなったが、収入財源の確保(学生数増加、校納金値上げ)等により、消費収支計算書関係比率は改善されてきている。

今後は「成城イノベーション募金」の積極的推進、その他収入源の多様化によって財務体力を強化し、将来的には収支バランスのとれた経営を目指している。

表 12-5

＜消費収支計算書関係比率(法人全体)＞

比 率	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
人 件 費 比 率	63.6 % 51.7	60.2 % 52.0	57.9 % 52.0	55.3 % 52.2	57.2 % 51.3	56.7 % 52.0
人 件 費 依 存 率	84.5 69.4	77.2 69.3	75.3 69.6	72.4 70.2	75.9 70.7	77.6 71.3
教 育 研 究 経 費 比 率	20.1 25.6	20.6 26.7	21.3 27.4	22.6 28.3	28.8 28.5	26.3 29.3
管 理 経 費 比 率	4.6 7.5	6.0 7.8	6.3 7.9	9.9 8.5	5.4 8.5	3.9 8.5
借 入 金 等 利 息 比 率	0.7 0.7	0.6 0.6	0.6 0.6	0.5 0.5	0.5 0.5	0.5 0.5
消 費 収 支 比 率	96.6 104.4	94.1 105.3	91.9 105.7	97.1 107.2	108.4 107.5	97.1 107.8
学 生 生 徒 等 納 付 金 比 率	75.2 74.5	78.1 75.1	76.9 74.7	76.5 74.4	75.3 72.6	73.0 72.9
寄 付 金 比 率	5.4 2.8	3.5 2.4	4.5 2.3	5.6 1.9	7.2 3.4	6.7 2.3
補 助 金 比 率	10.1 12.5	9.8 12.6	10.2 12.6	9.8 12.7	10.1 12.5	11.1 12.3
基 本 金 組 入 率	7.5 16.0	6.8 14.9	6.2 15.4	8.7 15.2	14.2 15.9	7.4 14.6
減 価 償 却 費 比 率	6.3 11.1	6.2 11.6	6.2 11.9	6.0 11.8	5.5 11.7	5.6 11.5

※数値の下段は全国平均(医歯系法人除く)で日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」より引用



表 12-6

&lt;消費収支計算書関係比率(本学単独)&gt;

比 率	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
人 件 費 比 率	62.2 %	55.9 %	52.7 %	52.3 %	56.2 %	54.2 %
人 件 費 依 存 率	77.1	67.8	63.3	61.9	67.6	67.6
教 育 研 究 経 費 比 率	22.4	21.7	22.7	24.0	32.6	28.9
管 理 経 費 比 率	3.1	3.1	3.1	3.4	4.5	4.0
借 入 金 等 利 息 比 率	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.7
消 費 支 出 比 率	89.2	81.8	79.4	80.9	94.7	91.6
消 費 収 支 比 率	94.0	86.1	83.4	87.3	111.0	99.8
学 生 生 徒 等 納 付 金 比 率	80.6	82.4	83.2	84.5	83.1	80.1
寄 付 金 比 率	0.9	0.4	1.0	1.1	0.9	0.8
補 助 金 比 率	6.5	5.9	5.5	4.8	6.5	8.0
基 本 金 組 入 率	5.0	5.1	4.8	7.4	14.7	8.2
減 価 償 却 費 比 率	6.6	6.4	6.6	6.6	5.1	5.2

## ① 人件費比率：56.7%（本学単独 54.2%）

少人数教育を建前に、他校に比べ教職員数が多い状態が長く続いていたが、定年退職や中途退職者の補充を抑制的に運営し減少傾向にある。（長期計画では、教員の減少は見込んでいない。）

給与改定は原則定期昇給のみ、職員退職後の新規採用は抑制し、臨時職員、派遣職員で補充する等の人事政策による人件費削減の効果が現れている。

しかし、他校水準比においてはかなり高く、質的向上等いっそうの工夫で水準に近づける必要がある。

## ② 教育研究経費比率：26.3%（本学単独 28.9%）

教育研究経費も全体的に抑制方針の中で配分され、全国平均以下の低い比率で推移してきた。

しかし、長期計画作成後は、教育研究環境の整備充実を重点項目としている。

今後、教育研究の質を維持向上させるため、抑制できる経費は削減しながら、効果のある教育研究活動へ資金配分し、法人全体で教育研究経費比率30%を目標にしたい。

③ 消費収支比率：97.1%（本学単独99.8%）

財政改革の結果、2001年（平成13年）度から2004年（平成16年）度までは、4年連続で消費収支比率は100%以下に改善された。2005年（平成17年）度は大型の教育研究設備投資により100%超となったが、2006年（平成18年）度は、収入増で再度100%以下となっている。

設備関連およびアルザス校撤退の諸経費増等で比率は一時的に悪化した。収入財源の確保で今後も安定した推移を見込んでいる。

④ その他の比率

「基本金組入率」は、7.4%（本学単独8.2%）となっており、資本的投資が低水準である。繰越消費支出超過額が多額であったため、投資は抑制方針としてきた。今後、財務体質を強化し、教育研究環境の整備を図っていきたい。

### 貸借対照表関係比率について

#### 【現状説明、点検・評価】

財務状況については、第1に、2006年（平成18年）度末の翌年度繰越消費支出超過額が5,239,678千円となっていることが問題である。

各関係比率は、ここ数年間、着実に改善されてはいるものの、全国平均と比べ自己資金構成比率83.8%と若干下回り、消費収支差額構成比率は△12.9%と大幅に下回っていることが問題点である。

固定負債構成比率、流動負債構成比率で若干平均以下であるが、近年の財務改革により、収支改善で固定資産である特定資産の恒常的計上が可能となり、退職給与引当預金率は大きく改善している。

近年、収支構造がプラス収支になり、退職給与引当金、第2号基本金、その他事業計画毎の特定資産を充実強化してきた。

今後、減価償却費としての内部留保額を特定資産化し、減価償却資産の再取得に備えていくことも検討したい。

負債については、2005年（平成17年）度、2006年（平成18年）度に日本私立学校振興・共済事業団から16億円の借入をし、有利子負債は2,382,570千円となったが、返済能力は十分に備わっている。

2001年（平成13年）度からの推移をみると、おおむね貸借対照表関係比率は改善され適正であるといえる。

表 12-7

&lt;貸借対照表関係比率&gt;

比 率	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
固定資産構成比率	84.9 % 82.5	84.1 % 83.4	81.8 % 83.8	80.8 % 84.6	80.6 % 85.2	79.3 % 85.5
流動資産構成比率	15.1 17.5	15.9 16.6	18.2 16.2	19.2 15.4	19.4 14.8	20.7 14.5
固定負債構成比率	8.5 8.6	7.9 8.4	7.1 8.1	6.4 8.1	7.6 7.8	8.9 7.5
流動負債構成比率	8.5 6.5	7.9 6.3	8.0 6.0	7.5 6.0	7.9 5.8	7.4 5.8
自己資金構成比率	83.0 84.9	84.2 85.4	84.8 85.9	86.1 85.9	84.5 86.4	83.8 86.6
消費収支差額構成比率	△ 18.6 0.7	△ 16.5 △ 0.2	△ 13.8 △ 1.0	△ 12.9 △ 2.3	△ 14.2 △ 2.6	△ 12.9 △ 3.6
固 定 比 率	102.3 97.2	99.9 97.7	96.5 97.6	93.8 98.5	95.4 98.7	94.6 98.7
固 定 長 期 適 合 率	92.8 88.3	91.3 88.9	89.0 89.2	87.3 90.0	87.6 90.5	85.6 90.8
流 動 比 率	177.0 269.7	201.0 265.7	225.6 270.2	256.4 257.7	244.1 253.0	280.5 247.6
総 負 債 比 率	17.0 15.1	15.8 14.6	15.2 14.1	13.9 14.1	15.5 13.6	16.2 13.4
負 債 比 率	20.5 17.8	18.8 17.2	17.9 16.4	16.1 16.4	18.3 15.8	19.4 15.5
前 受 金 保 有 率	90.7 326.6	101.7 325.0	159.7 332.4	150.4 321.4	180.7 315.0	206.9 312.1
退職給与引当預金率	0.0 59.9	18.4 61.9	38.2 63.5	54.0 65.3	73.3 66.7	90.5 67.7
基 本 金 比 率	100.9 95.8	101.8 95.7	102.7 95.9	102.9 96.3	100.7 96.3	99.5 96.6
減 価 償 却 比 率	41.8 35.5	43.8 36.7	45.8 37.8	47.7 38.9	45.7 40.0	46.6 40.8

※数値の下段は全国平均(医歯系法人除く)で日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」より引用

## ① 固定資産構成比率、流動資産構成比率

固定資産構成比率は漸減傾向、相反して流動資産構成比率は漸増傾向にある。これは資産の流動性が高まっていることを表し、資金繰りは柔軟性を確保している状態である。偶発的な資金需要にも対応可能となり、財政的には好転している。

## ② 消費収支差額構成比率

2001年(平成13年)度には△18.6%であった消費収支差額構成比率が、2006年(平成18年)度には△12.9%に改善されている。金額ベースでみると翌年度繰越消費収支差額は2001年(平

成13年)度では、△6,381,750千円であったのが、2004年(平成16年)度は△4,811,433千円となり、3年間で1,570,317千円の収支改善を達成した。

2005年(平成17年)度は、大型設備投資により当年度消費収支差額は△715,295千円となり、消費収支差額構成比率は△14.2%と悪化した。今後「成城イノベーションプログラム」の設備投資が続く2007年(平成19年)度まで支出超過は続くものの、「10ヵ年収支計画」上は、平成25年度には翌年度繰越消費支出超過額は約42億6千万円程度になる計画である。

③ 退職給与引当預金率

2001年(平成13年)度までは未計上であった退職給与引当預金は、2002年(平成14年)度以降計画的に積立てを開始し、2006年(平成18年)度には引当金の90.5%を金融資産で保有するに至った。2007年(平成19年)度には100%の引当資産を計上する予定である。

**【改善方策】**

全国平均に比して劣後している関係比率の改善に努める。



第 1 3 章 事務組織



## 事務組織

成城大学は、幼稚園から大学院までを擁する学校法人成城学園の中に設置され、事務組織は、「学校法人成城学園事務規程」(1987年(昭和62年)7月制定)第2条から第4条の規定に基づき、法人事務局、大学事務局、各学校等事務室がおかれている。

大学の事務組織は「成城大学事務組織規程」(1988年(昭和63年)12月制定)に基づき、大学事務局、教務部、入試広報部、学生部、キャリア支援部、図書館およびメディアネットワークセンターの事務部局からなっている。大学事務局(総務課、管理課、国際交流室、企画調整室)については大学事務局長が統括し、教務部、入試広報部、学生部、キャリア支援部、図書館およびメディアネットワークセンターの事務部局に関しては、それぞれ教員が部長、館長またはセンター長となり、次長、事務長等により指揮・監督される事務組織を統括している(【図13-1】参照)。

また、大学事務局にある国際交流室、企画調整室および6事務部局(教務部、入試広報部、学生部、キャリア支援部、図書館およびメディアネットワークセンター)にはそれぞれ学部選出の教員により構成される委員会が設けられており、その事務については当該の事務部局が担当する体制が形成されている。

なお、ほとんどの事務部局の事務分掌については、「成城大学事務分掌規程」(1988年(昭和63年)4月制定)により定められている。ただし、図書館およびメディアネットワークセンターについては、教育および研究活動を支援する業務の性格が強いことから、それぞれ「成城大学図書館事務分掌規程」およびメディアネットワークセンター規則等によりその事務分掌が定められている。

### 【目標】

本学の組織は、教育研究を円滑にかつ効果的に遂行するために、教学組織と適切な連携協力関係を保ち、人的資源を有効に活用し、公正で機能的な運営を図り、本学の理念・目的の実現に向けて努力することを目標とする。とりわけ事務組織における企画・立案機能をよりいっそう充実させ、大学運営をより円滑に行うことをめざす。

#### (事務組織と教学組織との関係)

A群 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

B群 大学運営における、事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性

### 【現状説明】

本学は、4学部3研究科毎の事務組織ではなく、各学部等を横断的に各事務部局が業務を行う形態をとっている。【表13-1】は大学各事務部局の専任職員数である。なお、各学部・研究科等を直接支援する業務は総務課所属の職員が担当している。

前述のとおり、大学事務局長は大学事務局が所掌する事務を統括し、各事務部局部長は各々の事務部局が所掌する事務を統括している。また、各事務部局が所管する委員会は後述のとおりであり、各々の委員会は各事務部局の部長等が委員長(議長)となり、各学部より選出された委員に



より、定期的に開催・運営されている。

各事務部局が所管する主な委員会は次のとおりである。

- (1) 教務委員会－教務部が所轄し、教務事項の諸問題を審議する
- (2) 入学委員会－入試広報部が所轄し、入学試験および入試広報活動の諸問題を審議する
- (3) 厚生補導委員会－学生部が所轄し、学生の厚生補導の任にあたる
- (4) キャリア支援委員会－キャリア支援部が所轄し、学生のキャリア支援の任にあたる
- (5) 図書館委員会－図書館が所轄し、図書館の運営に関する重要事項を審議する
- (6) メディアネットワークセンター委員会－メディアネットワークセンターが所轄し、メディアネットワークの利用に関する事項等を審議する

図 13-1 大学事務組織

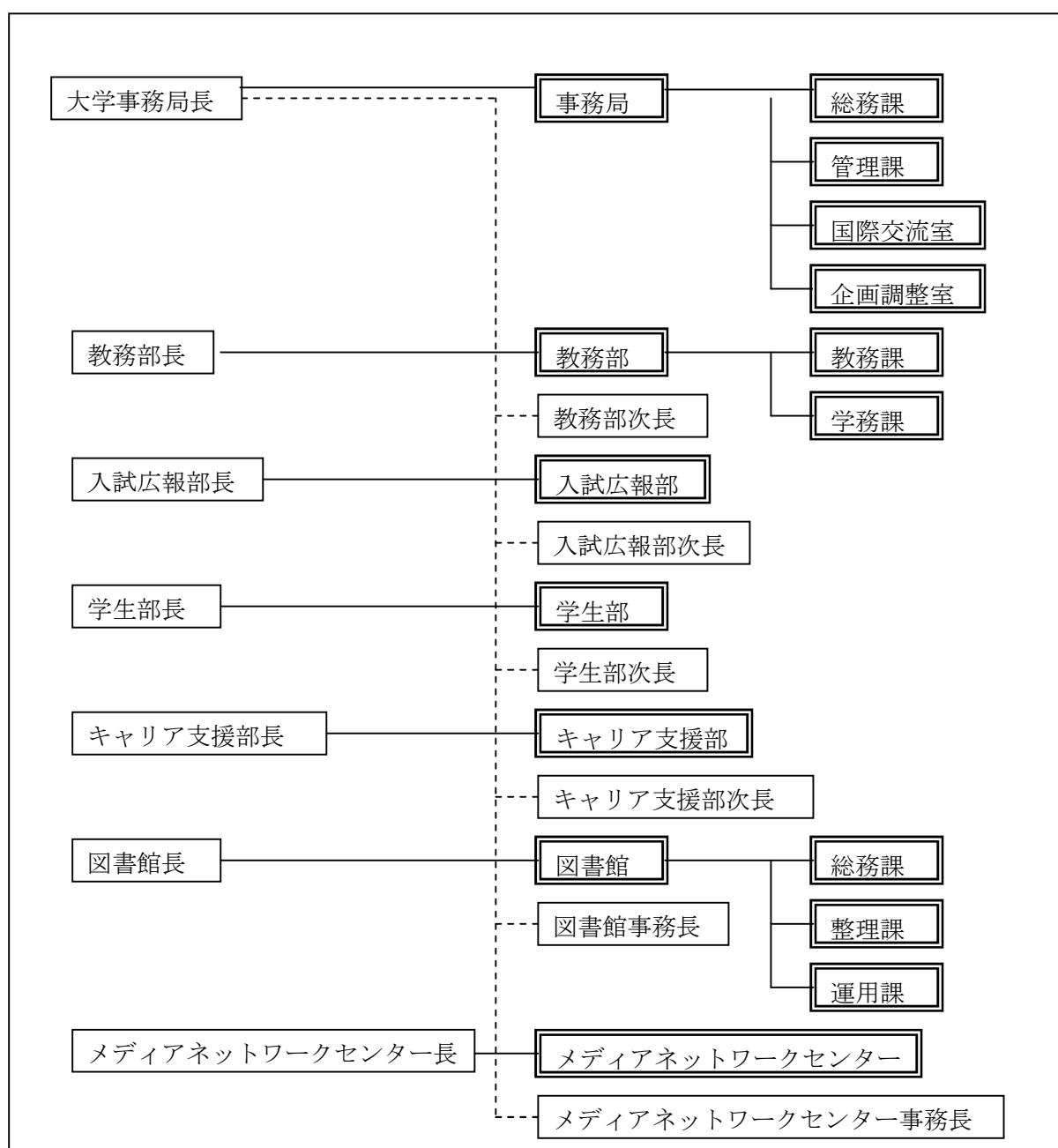


表 13-1 大学事務組織 専任職員人数表 (平成19年5月1日現在)

部局名等		人数	合計
事務局	事務局長	1	30
	総務課	20	
	管理課	6	
	国際交流室	2	
	企画調整室	1	
教務部	次長	1	14
	教務課	7	
	学務課	6	
入試広報部	次長	1	7
	入試広報課	6	
学生部	次長	1	11
	学生課	10	
キャリア支援部	次長	1	7
	キャリア支援課	6	
図書館	事務長	1	16
	総務課	5	
	整理課	3	
	運用課	7	
メディアネットワークセンター	事務長	1	8
	メディアネットワークセンター事務室	7	
合 計			93

各委員会は、各事務部局に関わる事項を決定する権限が委譲されているが、内容によっては部長会議等で検討が行われ、さらに重要案件については大学の意思決定機関である大学評議会に付議される。各委員会の事務は各事務部局が担当し、次長、事務長および課長は委員会に出席または陪席し、各事務部局の部長等を補佐する役割を担っている。

また、大学事務部局間の連絡および調整は、「成城大学事務組織規程」に定められた大学事務連絡会議で行われている。大学事務連絡会議は、各事務部局間の連絡および調整を図り、円滑な事務処理を遂行することを目的とし、月1回、事務局長、各事務部局次長・事務長、各事務部局課長・室長が構成員となり開催されている。そこでは事務分掌規程の改変に関する審議や、各事務部局の業務報告あるいは大学事務全体として取り組むべき新規事業等に関する検討が行われている。なお、法人事務局の学園事務連絡会議と合同で行う学園事務連絡会も月1回行われている。

事務室は、事務部局の機能を効果的に発揮することと、学生の利便性の向上のため、2005年(平成17年)9月、従来別々の建物に配置されていた教務部、学生部および国際交流室を1号館1階の共同フロアーに再配置した。また、2007年(平成19年)9月に、キャリア支援部が1号館1階に移転した。

### 【点検・評価】

本学において事務組織と教学組織の相対的独自性は、教学組織としての学部、研究科の教授会と事務組織としての大学事務連絡会議がそれぞれ個別に運営されていることで担保されている。

また、事務部局の部長が教員であり、かつ当該事務部局の責任者であるということと、所管の委員会の委員が各学部より選出された教員により構成されていることから、事務組織と教学組織との連携協力関係が制度上確立されている。

一方、各事務部局の部長の任期は2年(再任可)であり、当該事務部局の業務に精通する頃に任期が切れる場合があることが問題ともいえるが、その点を各事務部局次長等が補完している。

1989年(平成元年)10月に「学長室」の設置についての規則が制定されたが、具体的な事業は執行されていない。また、2006年(平成18年)4月に学長のもとで企画・調査・立案を行い、教学組織を補佐し、大学運営を行ううえでの総合調整機能も有する企画調整室が新たに設置されたが、現在のところ、生涯学習支援事業の運営に関わる業務が中心となり、総合調整機能は発揮されていない。事務組織と教学組織との関係はおおむね良好であるが、大学の新たな課題を解決するに際して必要となる全学的な事務を一体的に処理する事務組織や委員会はない。

### 【改善方策】

学長室の再構築または、企画調整室の体制整備、もしくは両組織の融合等の方策を取り、大学運営について積極的に関わる事務体制を形成し、学長プロジェクトの実施等の教学関連事業を補佐する組織の確立を図るよう、なるべく早い段階で検討する。

#### (事務組織の役割)

B群 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性

B群 大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性

### 【現状説明】

本学における教学的事項に関する企画・立案・補佐機能を担っている事務部署は、主に教務部、各学部研究事務室、メディアネットワークセンター、ならびに共通教育研究センターである。

これらの事務組織体制は、教学組織である学部・研究科の日常業務を補佐し、また教学支援サービスに対応している。たとえば、カリキュラム等の立案は、各学部・研究科教授会の下部組織である委員会等で原案が検討・作成され、最終的に教授会で決定される。各事務部局は各学部・研究科での原案作成段階で、情報提供、資料作成、関係法令等との照合を行うなど、各学部・研究科等の教学部門の補佐機能を果たしている。また、各学部に設置されている学部研究事務室の職員は、教学上の日常業務を担当している。

各事務部局から企画・立案された事項(Web履修登録、Web上での成績入力、成績開示、『シラバス』公開、e-Learningシステム等)は、教員である事務部局部長の指示に基づき、各事務部局所管の委員会で検討され、その後、各学部・研究科での検討を経て、大学内における意思決定の手順に則って決定される。

また、2007年(平成19年)4月1日より、共通教育研究センターが設置され、全学部の教養教育を担うこととなった。総務課が事務を担当することになっている。

**【点検・評価】**

事務組織は、各学部・研究科で検討された教学に関する企画・立案の具体案作成等を担い、十分な情報交換を行い積極的に教学に関わっている。

事務組織による教学に関わる補佐機能体制は確立しており、教育面、研究面、学生生活面、施設面、情報収集、情報提供等の日常業務処理のみならず、企画・立案を事務部局が直接または間接的に行っている。

**【改善方策】**

教学に関わる事務組織体制は適切に機能していると判断できる。しかし、大学運営が多様化している現在、教学に関わる企画・立案等に関して、職員にはさらに高度な専門的知識を有した管理運営能力が求められる。そこで、2006年(平成18年)に「大学事務組織を見直す検討委員会」が設置され、各部署間の業務理解と将来構想についての検討がなされた。事務組織としては現状以上に大学運営についての積極的協力体制を形成し、教学組織の補佐機能が向上するよう努める。

**(事務組織の役割)**

B群 学内の予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性

B群 大学院に関わる予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性

**【現状説明】**

本学園の予算編成は、理事会・評議員会で承認された基本方針のもと、学園の事業計画に基づき法人事務局財務部が中心となって行われる。大学内においては、その基本方針に基づき、各学部・研究科、事務部局がそれぞれ予算概算要求書(案)を作成する。

各学部等における予算概算要求書(案)作成においては、教員組織が基本的枠組を立案し、事務組織がその作業を補助する体制をとっている。

各事務部局等における予算概算要求書(案)作成においては、各事務部局等の部長を中心に、経常予算・新規事業等の原案が作成されているが、各事務部局所管の委員会の承認をうけることになっている。

上述のように、各学部・研究科および各事務部局等が作成した予算概算要求書(案)は、大学事務局総務課により取りまとめられ、部長会議での審議および、大学内の意思決定機関である大学評議会での承認を経たうえで、法人事務局に提出される。

予算(案)編成・折衝過程においては、各事務部局・大学事務局が、必要に応じて法人の担当理事・事務局と折衝を行っている。

なお、施設、備品等の整備の予算については、大学事務局管理課が各学部、事務部局との調整を行っている。

**【点検・評価】**

学内の予算(案)編成・折衝過程においては各学部・研究科および各事務部局等の事務組織は有効に機能を果たしているといえる。しかし、大学事務局が予算概算要求書(案)を法人事務局

へ提出するまでに、大学内の予算概算内容の調整が十分行われておらず、大学内の予算編成における調整機能は十分に果たされていない。

### 【改善方策】

理事会・評議員会で承認された基本方針に従い、大学事務局と法人事務局財務部がさらに連携を深める体制を構築する。また、大学事務局が大学内での調整機能を十分に果たせるようなシステムを確立する。

### (事務組織の役割)

#### B群 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性

### 【現状説明】

大学の最終意思決定機関である大学評議会での報告および決定事項は、教員に対しては、学部長あるいは各学部評議員から各教授会で報告され、事務職員に対しては、事務局長あるいは総務課長から、各事務部局の次長、事務長、課長が出席する大学事務連絡会議において報告される。その後、各事務部局の次長、事務長、課長はそれぞれが所属する事務部局において職員に報告を行う。

また、大学内には教育研究用学内 LAN、事務システム用学内 LAN が整備されており、教学組織、事務組織に向けて随時情報提供が行われている。学内ネットワークの管理と運用はメディアネットワークセンターが担当している。

### 【点検・評価】

大学評議会決定された事柄が、すべての学部間違いなく伝達されているかどうかは、学部教授会に出席している事務局長がその確認をすることができるが、おおむね、決定事項は各学部に伝達されている。

また、大学を取り巻く状況が多様化する現在、学内の意思決定・伝達をさらに迅速に行い、学内外のさまざまな変化や要請に即応できる柔軟なシステムの構築が重要な課題である。とりわけ、教育研究用学内 LAN と事務システム用学内 LAN は物理的に個別のネットワークを形成しており、教学組織と事務組織との間の情報共有に課題を残している。

### 【改善方策】

学内の意思決定とその伝達が正確かつ迅速に行われるために、事務組織は、学内 LAN の統合・学内情報の共有化・学内外への伝達方法の周知など、ネットワーク上の環境整備・制度整備を図る必要がある。

**(事務組織の役割)****B群 国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況****【現状説明】**

本学における国際交流に関する業務は「国際交流室」が担当している。国際交流室には外国語が堪能な職員を配置し、本学学生の協定校への送り出しや帰国後の事務手続き、あるいは協定校からの留学生の受け入れ等の事務手続き、夏季語学研修プログラムの策定、実施等の業務を行っている。学生の履修等については教務部との連携は欠かせず、近年では留学の種類も多様化し、自ら留学先を決定し留学を行う場合や、休学して留学を行う場合等は学籍異動や授業料の問題にも関連するため、学生部との連携も深めている。また、新たな海外協定校を検討する場合は、国際交流委員会において委員である教員が中心となって十分検討を行うが、基本的には事務部局が事前調査を行い、資料を作成し国際交流委員会の運営を担っている。

入試に関する業務は「入試広報部」が担当している。これまで入試広報部は、入学試験の方法や受験広報の効果的な実施に関して、さまざまな企画立案を行ってきた。現在の入試実施体制の一連の流れは、当部署により確立されたものである。大学入試センター試験の導入に際しても入試広報部による積極的な提案と業務上の支援が大きく寄与した。これにより、それまで低迷気味であった本学の志願者数は大きく増加した。

学生の就職やキャリア支援は「キャリア支援部」が担当している。「就職部」から「キャリア支援部」への移行(2007年(平成19年)10月1日付で「就職部」は「キャリア支援部」へ名称を変更した。)は、就職部職員の問題意識から始まった。キャリア支援部では、個別相談をはじめグループワーク・ガイダンス、企業懇談会等の実施、資格取得のための講座開設、さらに新入生に対しては「キャリアポートフォリオ」(学生生活を記録するノート)を配布し、低学年からのキャリア支援にも力をそそいでいる。また、キャリアカウンセラーの資格を持つ職員が個別相談に応じている。さらに、教学との関係では、全学共通教育「キャリアデザイン科目」や「OCA」等のキャリア育成やインターンシップの授業支援も行っている。

**【点検・評価】**

入試広報部の業務は、入試に関する広報業務と入学試験実施に関する業務に大別される。入試に関する広報業務としては、「高校訪問」、「進学アドバイザー」等大学事務局長プロジェクトとして全学的な取り組みを行い、成果をあげている。また、入学試験の実施に関する業務では、入試方式の変更に関する提案等を行い実現することができたこと、さらに、合格者数原案を作成するうえでの基礎資料(データ)作りに深く関与していることは評価できる。

2007年(平成19年)度キャリア支援部職員が、キャリアカウンセラーの資格を取得し、専門的なカウンセリングを行えるようになった。また、教学との関連ではファシリテーターとしての役目も十分に期待できる。

国際交流に関する業務には、上記のように国際交流室が重要な役割を果たしている。

**【改善方策】**

本学においては、各事務部局における専門職員の配置はまだ十分ではないが、専門的知識が必要な部署においては、さらに研修機会を増加させ、能力の向上を図る。

**(事務組織の役割)**

B群 大学運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況

B群 大学院運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況

**【現状説明】**

本学の場合、法人事務局の各部局が、財務、人事、施設等といった経営に必要な資源の管理および運用等を全般的に行っており、大学および大学院運営を経営面から支える事務局機能を担う組織としての役割を果たしている。

一方、大学事務局においても、大学全体との関わり等を勘案しながら予算を作成し、また、各学部からの教学面での種々問題提起やその他案件等について、必要に応じて法人事務局と連携して問題解決を図るなど、直接的・間接的に経営を支える機能を果たしている。

**【点検・評価】**

本学において、大学および大学院運営を経営面から支える事務機能は確立されている。法人事務局を中心に、さらに経営面からの支援を推進していく必要がある。

**【改善方策】**

私学を取り巻く経営環境が厳しさを増すなか、常に中長期展望に基づいた改革プランをたて、必要に応じた見直しをしながら実行に移すことが肝要である。そのためにも、財務および総務担当部門の強化並びに人材の確保および育成が重要な課題となる。一方、昨今、より高度な専門性を求められるため、金融機関やコンサルタント機関、法律家をはじめとする専門家の積極的活用を図る。

**(事務組織の機能強化のための取り組み)**

B群 事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性

**【現状説明】**

本学における事務職員の研修は、大きく分けて以下の三種類からなっている。

(1) 法人事務局総務部人事課が企画・立案・実施する研修会

対象者を指定して研修機会を確保する場合と任意参加により研修機会を確保する場合に大別されるものの、系統だった研修制度はない。

(2) 社団法人日本私立大学連盟主催の研修会

大学各部局から参加希望者を募ることで研修機会を確保している。

(3) その他の研修会

各部署が必要に応じて参加の要否を判断し、随時研修機会を確保している。

#### 【点検・評価】

少子化に伴う大学全入時代を迎えて私立大学を取り巻く経営環境が厳しさを増す中、大学が生き残るために事務職員の資質の向上が一段と求められるようになってきた。今後ますます人材育成を目的とした各種研修が必要不可欠となるが、系統だった研修制度は確立されていない。また、人件費抑制による専任事務職員の減少に伴い、日常業務の繁忙さを理由に、各部局が研修機会を積極的に活用していない面もある。

#### 【改善方策】

事務職員が自らの資質向上の重要性を再認識するとともに、研修会参加の機会が公平に与えられる制度を創設する。今後、助成金支給など、補助制度を利用して、業務に必要な資格取得を促進させる。

#### (事務組織と学校法人理事会との関係)

##### C群 事務組織と学校法人理事会との関係の適切性

#### 【現状説明】

法人事務局をはじめ、法人が設置する各校の各部局および事務室を統括する事務組織の長が法人事務局長であって、法人事務局長は、成城学園寄附行為において、職任命の理事および評議員に選任される旨が規定されている。

法人運営の最高決議機関である理事会に、法人事務局長は理事として参加し、法人事務局の企画広報部長、総務部長、財務部長、企画広報課長、庶務課長、人事課長、会計課長、管財課長、情報システム室長は、必要に応じて議事案件にかかる補足説明が出来るよう陪席をしている。理事会における決議事項や各種報告事項については、各学校間および部局間の事務連絡並びに調整を図るために設けられている学園事務連絡会において、法人事務局長より、各部局・各事務室の所属長に対して報告がなされている。

#### 【点検・評価】

理事会に、法人事務局長が理事として参加し、法人事務局の各部課長が全員陪席をすることで、理事会と事務組織とは密接な関係にあり、理事会決議等については、学園事務連絡会を通じて事務組織への周知が図られているため、法人運営上における事務組織は有効に機能しているといえる。

#### 【改善方策】

法人運営の根幹に関わる財務改善や人事施策などの政策全般に対する事務職員の提言能力の強化を図るとともに、法人経営に直接関わる経営企画部門の組織化を図る。





第 1 4 章 自己点検・評価



## 自己点検・評価

## 【目標】

本学の理念に則り教育研究水準の向上を図るとともに、大学としての社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表し、さらに第三者による認証を受け、大学の改善・改革に反映させることを目標とする。

## (自己点検・評価)

A群 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

## (自己点検・評価と改善・改革システムの連結)

A群 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

## (自己点検・評価に対する学外者による検証)

B群 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

## 【現状説明】

## 1) 大学全体

本学では、「成城大学学則」第2条で、本学の「教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検および評価を行う」旨を明記しており、これに対応する規則として、1997年(平成9年)3月に「成城大学自己点検評価規程」および「成城大学自己点検評価委員会規程」を制定し、1997年(平成9年)度から諸制度が正式に発足した。

これらの規程に従い、全学にかかわる事項について自己点検評価を行う委員会(成城大学自己点検評価委員会)と、学部、研究科等の部局等組織ごとに自己点検評価を行う委員会とが組織されている。このうち特に前者は、自己点検評価の基本方針および実施基準の策定、自己点検評価の結果の公表および報告書の作成について審議するとともに、後者の部局等組織におく自己点検評価委員会との連絡調整を行うこととされている。

全学的事項に対応する成城大学自己点検評価委員会は、学長、学部長、研究科長をはじめ、大学の諸施設や事務部局の長を網羅するとともに、各学部から選出された教員各2名も加えて構成されている常設委員会であり、委員長は学長である。また、全学的事項に関する自己点検評価を実施するために、この親委員会のもとに実施委員会が設けられており、上記の学部選出教員が実施委員となっている。ただし、実施委員会は、必要に応じて実施委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができることとされている。

本学では、すでに1987年(昭和62年)に成城大学自己点検評価委員会を設置して、学長あて報告書を提出し、さらに1993年(平成5年)には『成城大学年報』を作成して翌年これを刊行した。その後1997年(平成9年)に上記の諸規則等を整備して、1998年(平成10年)に自己点検評価報告書を作成

し、翌1999年(平成11年)3月18日付で大学基準協会より相互評価の認定を受けた。また、その認定に付された助言・勧告等に対する「改善報告書」を2002年(平成14年)に同協会に提出している。

しかし、自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムについては一部未整備であり、今後いっそうの改善が必要である。特に、外部の第三者による評価を恒常的に行い、その結果を反映させるシステムを構築する必要がある。

#### 2) 経済学部

経済学部の自己点検・評価作業は、成城大学経済学部自己点検評価委員会規程により経済学部自己点検評価委員会がその任務にあたっている。組織は学科主任2名と基礎教育主任1名と学部長推薦委員の9名で構成される。その主要任務が大学の自己点検評価作業と連動して、相互評価認定のための報告書作成、認定機構による「助言・勧告」に関して学部の改善・改革に向けた方策の促進などとなっている。

自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革方策は、学部長の指名する委員会がプロジェクトチームとして結成される。その成果は、教授会で審議される。たとえば、2007年(平成19年)9月に完成した新3号館に関する設備面での改善に関しては、大学新校舎建設計画委員会が組織され、その成果が教授会で諮られた。

#### 3) 文芸学部

文芸学部では、自己点検・評価の実施を慫慂した文部科学省通達(1991年(平成3年)6月24日、大学長あて)に呼応して、まず1993年(平成5年)9月に文芸学部自己点検・評価基本事項検討委員会を設置して問題点の洗い出し作業につとめ、1994年(平成6年)3月、その結果を『文芸学部自己点検・自己評価報告書』としてまとめた。そして同年5月に、その成果をもとに学部の自己点検・評価を実行に移すべく、前記委員会を発展させたかたちで、文芸学部自己点検・評価委員会が設置され、現在にいたっている。その間1996年(平成8年)3月には報告書『成城大学文芸学部の現状と課題』を刊行している。

文芸学部では自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムは厳密な意味では未整備であるが、何度かにわたって学部改組、カリキュラム改革、人事委員会のあり方、等々の問題が議論され、必要に応じて委員会が設置されている。

#### 4) 法学部

法学部では、1993年(平成5年)に自己点検・評価制度検討委員会が設けられ、その成果は、学部長への報告書にまとめられており、その内容は、現在および将来の自己点検・評価活動の指針となるべきものである。この報告書の主眼は、「学生がより良質の教育を受けうるためにはどうあるべきか」という視点からの改革案の検討に向けられている。授業の相互評価、学生による授業評価、『シラバス』の作成等について、それらの導入の当否が検討されており、そのうち『シラバス』については、現在では一定の定着をみている。また、学生の成績評価に関する情報交換の必要性が指摘されてもいる。教員の研究活動に関しては、大学年報の作成が進められていたため、その方針に委ねるものとした。

その後、全学的な点検評価の方向が明瞭になるとともに、これに対応できるような新たな規程すなわち、法学部自己点検委員会規程を1996年(平成8年)に作成し、また委員会を組織した。委員会は、職務上校内行政の統括を助ける立場にある各分野の主任3名と、学部長の推薦により選

出された3名の委員の6名で構成される。

#### 5) 社会イノベーション学部

学部発足時から自己点検・FD・外部評価委員会を設置し、学部長の主導のもと、自己点検作業を行い、独自の報告書を作成している。

#### 6) 経済学研究科

研究科長、専攻主任およびほか2名による自己点検・評価検討委員会を設置し、恒常的に現状の把握および将来の発展に向けた改善・改革案を議論し、適切な時期に研究科教授会に提案する努力をしている。

#### 7) 文学研究科

文学研究科ではその自己点検・評価に関して、本研究科と密接な関係にある文芸学部の当該組織と連携して活動してきた。文芸学部では1994年(平成6年)以来、学部の自己点検評価委員会を設置している。文学研究科ではこれにかかわる委員会を独自に設けることはなく、1997年(平成9月)の際に文芸学部と文学研究科は、その委員を兼任することと合意した。現在もその原則は生きているが、大学院非担当の委員が学部にいることもあって、実際には専攻主任ないしその指名による専攻内の大学院担当教員によって行われ、研究科長と6専攻から出ている6名、あわせて7名で報告書執筆等の事務を担当している。

#### 8) 法学研究科

法学研究科では、その自己点検・評価に関しては、法学研究科長のもとに、専攻主任のほか、学部の自己点検評価委員を兼ねた委員を含め、計5名の委員から構成される自己点検・評価委員会を組織している。その具体的な活動は、法学研究科における教育・研究等は学部における教育・研究等と人的・組織的に不可分に関係するところが多いことから、その自己点検・評価の活動については学部の自己点検・評価委員会の活動と密接な連携のもとで行われている。

### 【点検・評価】

#### 1) 大学全体

これまでの経緯と活動状況をふりかえると、成城大学自己点検評価委員会は、確かに常置されているとはいえ、これまで活発に活動してきたとはいえない。自己点検・評価の結果をもとに改善・改革を図ることは、主に当該部局の自主的努力に委ねられてきたきらいがあり、点検評価結果を大学改革の大きな方向性のなかで積極的・具体的に位置づけていこうとする姿勢があまりみられなかった。

その原因は、おそらく、第1に、自己点検評価を恒常的に実施できるような体制が、学内組織面で未整備である点、そして第2に、自己点検評価結果を大学全体の改革に結びつける制度システムがまだ十分に確立していない点にあるように思われる。前者は、自己点検評価作業のシステム化の問題であり、後者については、先に触れた、学長を補佐して大学の基本戦略を構想・立案する機関が欠如しているという、大学の管理運営上の問題点が影響を及ぼしていると考えられる。自己点検評価活動は、その結果が大学の執行責任主体によって積極的に受け止められ、改革に具体的に活かされ、点検評価活動にフィードバックされるという、恒常的回路の確立によって、はじめて実質的な機能を果たしうるであろう。また、大学の自己点検評価機構を拡充するためには、

何らかの形で学生の参加や学外有識者の意見の聴取などを制度的に導入することも積極的に検討しなければならない。学内構成員としての学生の参加は、授業評価制度に限定されるべきではなく、大学の現状に対する率直な意見を改善・改革に活かす必要がある。また、学外者の参加は、自己評価の妥当性を検証させるだけでなく、問題点の指摘や改善の方向性などにおいて新しい視点を提供することによって、自己点検評価活動を活性化し改革を促進することが期待される。

#### 2) 経済学部

現状の学部自己点検評価委員会の活動は、大学の自己点検評価作業に連動する形式にとどまっているが、理想をいえば、学部独自の自己点検・評価作業を自己点検評価委員会レベルで継続的かつ効果的に行う必要がある。実際の体制は、自己点検評価作業による改善点の指摘のもと、教務、入学、図書・管理などの各実務委員会で将来の発展を見据えた改善・改革のための方策を企画し、それを実施する形になっている。学部教員総数の不足もあり、実務委員会の作業に人的資源を効果的にさかざるをえない状況では、この体制は必ずしも不合理ではないと思われる。

ただし、理想的な自己点検評価作業と将来の発展に向けた学部独自の改善・改革を継続的かつ効果的に行うためには、現状の体制は必ずしも十分とはいえない。

#### 3) 文芸学部

自己点検・評価に対する本学部の取り組みは学内でも比較的早く、事実上 1993 年(平成 5 年)の自己点検・評価基本事項洗い出し作業以来、根幹に関わる部分については恒常的に行われているが、自己点検・評価委員会も含め、改革のための委員会は互いに連携・連結することなく運営されてきたため、効率性、有効性といった点においては十分とはいえず、重ねられてきた議論は具体的な改革につながらなかったことが多い。

#### 4) 法学部

法学部の自己点検評価委員会規程が自主的に活用され、その本来の目的を達成するという意味での実績は必ずしも十分ではないが、今後は大学のリーダーシップとは別に、十分に意欲的な活動がなされなければならない。

#### 5) 社会イノベーション学部

自己点検を重視し、独自の報告書作り、外部評価に向けた準備作業を実施している。

#### 6) 経済学研究科

自己点検・評価の結果をふまえて、大学院の将来の方向性を議論する機会をいっそう増やし改革にむけた取り組みを積極的に行うことが求められる。

#### 7) 文学研究科

従来、学部との連動性のゆえに、あえて研究科独自の組織を恒常的にはおこななかったが、報告書作成などのために、事実上学部とは別の執筆担当者に依頼している現状に鑑みれば、今後その方法には無理が生ずるとと思われる。

#### 8) 法学研究科

現在までのところ、学部の自己点検・評価委員会との連携のもとで行われている法学研究科の自己点検・評価の活動には重大な問題が生じているわけではないが、学部と大学院との教育・研究等については、それぞれの理念や目的の違いもあって、その検討の対象や方法についてはそれなりに違いがあることから、常に学部主導の自己点検・評価の活動では適切な問題状況の適切な

把握やその改善・解決につながらない恐れもある。

### 【改善方策】

大学全体および各学部・研究科ともに、自己点検評価結果を主体的かつ恒常的に改善・改革に結びつけるための制度的システムの構築をさらに深化させる必要があり、大学基準協会などにより行われる相互評価の他に、外部の第三者による恒常的な評価システムの活用を検討する。

#### (大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応)

##### A群 文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

### 【現状説明】

#### I) 大学基準協会からの勧告などへの対応

本学は1998年(平成10年)に自己点検評価報告書を作成し、翌1999年(平成11年)3月18日付で大学基準協会より相互評価の認定を受けた。その際、以下のような助言・勧告等が付された。

##### 1. 勧告

- 1) 講義室、演習室が狭隘なので、改善されたい。
- 2) 図書館の座席数が不足しているので、改善されたい。

##### 2. 助言

- 1) 大学院経済学研究科および文学研究科の一部における定員充足率が低いので、その改善の努力が望まれる。
- 2) 提出された資料によると、各学部において研究活動が活発でない者が見受けられるので、その改善が望まれる。
- 3) 文芸学部では、「教養科目」における兼任教員への依存体制を改善することが望ましい。
- 4) 文芸学部および法学部における専任教員の高齢化がみられるので、改善が望まれる。
- 5) 専任教員に対する個人研究費の割り当てが低いので、その改善が望まれる。
- 6) 提出された報告書によると、教育内容・方法の改革に伴う施設・設備の対応の遅れや施設が老朽化しているので、その改善のためのいっそうの取り組みが望まれる。

このような勧告・助言については、成城大学自己点検評価委員会が当該部局等組織の委員会の協力をえて、課題の再点検と改善計画等の策定を行い、それらを取りまとめた『改善報告書』（「相互評価認定（1999年(平成11年)3月18日)に付された「助言・勧告」に関する改善報告書」）を2002年(平成14年)6月25日付で大学基準協会に提出した。これに対して、同協会より、2003年(平成15年)3月24日に「成城大学改善報告書検討結果」が付され、「勧告・助言を前向きに受け止め、積極的かつ計画的に改善しようとする姿勢が明確に看取され、指摘された問題点の是正や改善が認められる」との評価を得た。

以下に、指摘事項ごとの対応状況を、「改善報告記載の要約」と「改善報告書以後」とに分けて記述する。



**勸告** 1) 講義室、演習室が狭隘なので、改善されたい。

・改善報告書記載要約

講義室(共用)の学生1人当たりの面積については、1.1 m<sup>2</sup>(1998年(平成10年)度)から、1.2 m<sup>2</sup>(2002年(平成14年)度)に、わずかではあるが改善された。一方、演習室(共用)の学生1人当たりの面積については、改善がなかった。

この主要な理由は、老朽化の著しい1号館について改築が検討されたが、諸般の事情から一旦白紙になったことである。しかし、新たに「大学新校舎建設計画委員会」が設置され、新校舎建設の基本計画の策定作業が鋭意進められているところである。

・改善報告書以後

成城大学イノベーションプロジェクトにより、8号館の新築(2005年(平成17年)竣工)、1・2号館の全棟改修、3号館の改築、および4号館の部分改修(以上はいずれも2007年(平成19年)に完成)を行った(298~313頁参照)ことにより、教室数が増え、その結果、講義室(共用)の学生1人当たりの面積については、1.18 m<sup>2</sup>(2002年(平成14年)度)から1.52 m<sup>2</sup>(2007年(平成19年)度)に改善された。一方、演習室(共用)の学生1人当たりの面積についても小幅ではあるが、0.21 m<sup>2</sup>(2002年(平成14年)度)から0.24 m<sup>2</sup>(2007年(平成19年)度)に改善された。

(注：改善報告書以後の数値は少数第2位まで示した。)

**勸告** 2) 図書館の座席数が不足しているなので、改善されたい。

・改善報告書記載要約

学生閲覧室の座席数をA、学生収容定員をBとした場合のA/Bの値について、当初は0.08と誤記したが、実際は0.107であった。また、2002年(平成14年)度5月には、座席を10席増設する計画であるので、同値は0.112になる予定である。

・改善報告書以後

座席をさらに10席増設したので(1998年(平成10年)度と比べ20席増加)、上記値は0.114となった(大学基礎データの表43参照)。このように着実に改善している。

**助言** 1) 大学院経済学研究科および文学研究科の一部における定員充足率が低いので、その改善の努力が望まれる。

経済学研究科

・改善報告書記載要約

定員充足を改善するために、まず、入試形態の多様化に取り組み、2000年(平成12年)度より内部推薦入試を、2002年(平成14年)度からは社会人入試および外国人入試を新たに導入した。

・改善報告書以後

2005年(平成17年)年度から博士課程前期に専修コースを導入した。その結果、表4-1(201頁参照)にあるように、当該年度からは入学者が増加しつつある。

文学研究科

改善報告書記載分も含め、2008年(平成20年)までの各専攻の入試方法の改善策を記述する。

○1998年(平成10年)度： 国文学、英文学、および日本常民文化の3専攻において、入試2期

制（従来の9月に加えて2月も行う）を導入した。前者をⅠ期入試、後者をⅡ期入試と称する。ただしⅠ期の対象は、博士課程前期志願者のみ（各専攻5名募集）とした。

- 1999年(平成11年)度： コミュニケーション学、およびヨーロッパ文化の2専攻も、入試2期性を導入した。Ⅰ期の対象者は博士課程前期志願者のみ（各専攻5名募集）。
- 2000年(平成12年)度： 美学・美術史専攻も入試2期制導入した（5名募集）。ただし、Ⅰ期入試においても博士課程後期2名を募集することにした。また、全専攻のⅠ期入試において社会人入試も実施することとなった（博士課程前期のみ）。
- 2001年(平成13年)度： 英文学専攻において、Ⅰ期入試でも博士課程後期2名を募集することにした。
- 2002年(平成14年)度： 英文学専攻において、Ⅰ期入試に内部推薦制度を導入した。
- 2003年(平成15年)度： 美学・美術史専攻のⅠ期入試において、従来、原則として口述のみであったが、語学力の特に優れた受験生には筆記試験も課すこととなった。
- 2004年(平成16年)度： コミュニケーション学専攻において、Ⅰ期入試に内部推薦制度を導入した。
- 2007年(平成19年)度： 英文学専攻ではすべての募集において社会人入試を導入した。また日本常民文化専攻では、Ⅰ期入試においても博士課程後期2名の募集を開始した。
- 2008年(平成20年)度： 英文学専攻において、Ⅱ期入試でも内部推薦制度を導入した。日本常民文化専攻において、Ⅱ期入試でも社会人入試の実施を開始した。コミュニケーション学専攻において、Ⅱ期入試でも内部推薦制度（既卒者も対象に）および社会人入試の導入を行った。また、美学・美術史専攻においては、Ⅰ期入試を学力重視の筆記試験中心、Ⅱ期入試を論文重視の口述試問中心とし、多様な受験生の受け入れを期することとなった。

以上のように、受験の機会を増やして従来より間口を拓げることに努めてきたが、以下の表に示すように、現在のところ、入学者の増員にはつながっていないとはいえない。

表 14-1 平成11年度以降の在籍者数（各年5月1日現在）

	国文学	英文学	日本常民文化	美学・美術史	コミュニケーション学	ヨーロッパ文化	計
平成11年度	22	18	39	47	10	14	150
平成12年度	27	17	37	41	14	14	150
平成13年度	26	8	43	41	18	16	152
平成14年度	19	7	37	40	15	13	131
平成15年度	17	6	27	42	10	13	115
平成16年度	12	7	31	40	7	14	111
平成17年度	10	7	33	36	6	10	102
平成18年度	9	2	26	34	8	11	90
平成19年度	11	3	22	33	7	8	84

**助言** 2) 提出された資料によると、各学部において研究活動が活発でない者が見受けられるので、その改善が望まれる。

#### 全学部的措置

##### ・改善報告書記載要約

教員の研究業績一覧は、『成城大学の現状と課題 ―成城大学の自己点検評価書―』中に掲載されており、これを全員に配布することにより自覚を高めた。また、研究活動を促進するために設けられている学内の特別研究助成制度では、2001年(平成13年)度から、申請する教員の研究業績の実績を資金配分額決定に際し考慮することにした。

##### ・改善報告書以後

研究活動を促進させるため、上記の学内特別研究助成制度における措置を継続させている。

#### 経済学部

##### ・改善報告書記載要約

1999年(平成11年)度に出版社を自由に選べる「学術図書出版助成制度」を新たに設け、研究叢書の出版も奨励している。

Web上の専任教員紹介欄で業績リストを閲覧可能にすることを検討したい。

##### ・改善報告書以後

2006年(平成18年)度から、Web上の専任教員紹介欄で主要な業績リストの掲載を開始した。

#### 文芸学部

##### ・改善報告書記載要約

1999年(平成11年)10月15日に業績評価委員会規則を作成し、業績評価を行っている。それに伴い、「成城大学文芸学部業績調査一覧」を、2000年(平成12年)度および2001年(平成13年)度に公表した。

##### ・改善報告書以後

「成城大学文芸学部業績調査一覧」を、平成17年度に公表した。研究活動に関しては、昇任人事の際に厳格に審査され、質量ともに不十分な教員には昇任の道が閉ざされ、准教授として定年退職を迎える教員もいるほどであるが、数人の教員にはこの措置も功を奏していない。

#### 法学部

##### ・改善報告書記載要約

不活発な教員の自覚を喚起するため、教授会で本助言事項を何度も報告しその周知を図った。また学部独自の研究業績報告書を3年毎に作成することを検討する予定である。

##### ・改善報告書以後

学部独自の研究業績報告書については、冊子体および大学ホームページの法学部オリジナルサイトでの公表について準備中である。

**助言** 3) 文芸学部では、「教養科目」における非常勤への依存体制を改善することが望ましい。

##### ・改善報告書記載要約

兼任教員への依存体制の改善努力にもかかわらず、その効果はあまり大きくないといえる[基礎教育等の兼任教員数は、1998年(平成10年)度が96名、2002年(平成14年)が84名(改善報告書

の資料3参照)。その理由としては、専任の急激な減少（(改善報告書の資料3、4参照)）があげられる。

兼任教員への依存体制が大きいのは、文芸学部では、①共通講義科目（文芸学部における「教養科目」のこと）は、「言語思考論」「人間論」「社会文化論」「自然環境論」など多方面の専門領域を含み、本学部の理念にそった科目であるが、現有の専任教員のみでは担当不可能な科目といえること、また②外国語科目については、本学の理念である少人数教育を実行するため受講者数を30名に抑えることを原則としていること、などが主な理由である。

#### ・改善報告書以後

2007年(平成19年)度の基礎教育を担当する兼任教員数は155名(大学基礎データの表19-2参照)で、上記の1998年(平成10年)度および2002年(平成14年)度より多くなっている。これは、文芸学部の基礎教育のほとんどが、共通教育センター開設科目であり、同科目は全学的に展開される科目で、種類も数も飛躍的に増加したからである。結果的に兼任教員への依存度が増したことになるが、学生にとっては選択できる科目の数と種類の増加という点で大幅に改善されたことになった。

**助言** 4) 文芸学部および法学部における専任教員の高齢化がみられるので、改善が望まれる。

#### 文芸学部

##### ・改善報告書記載要約

65歳以上の教員数は、1998年(平成10年)度は16名であったが、2002年(平成14年)度は9名となり、65歳以上の高齢者数は改善した。また、60～64歳の教員数は、1998年(平成10年)度は9名であったが、2002年(平成14年)度は9名となり、変わらなかった。なお、2年後には6名が退職する予定である。

##### ・改善報告書以後

2007年(平成19年)度の66歳以上、および61～65歳の教員数は、それぞれ、10名および8名である(大学基礎データの表21参照)。定年等で4名(うち、70歳3名、66歳1名)が退職するので、2008年(平成20年)度には高齢化は改善される。

#### 法学部

##### ・改善報告書記載要約

65歳以上の教員数は、1998年(平成10年)度は5名であったが、2002年(平成14年)度は4名となった。また、60～64歳の教員数は、1998年(平成10年)度は9名であったが、2002年(平成14年)度には4名となった(以上、改善報告書資料4参照)。このように高齢化の問題は改善に向かっている。

##### ・改善報告書以後

2007年(平成19年)度の66歳以上の教員数は2名で、61～65歳の教員数は3名である(大学基礎データの表21参照)。高齢化という問題はない。

**助言** 5) 専任教員に対する個人研究費の割り当てが低いので、その改善が望まれる。

1998年(平成10年)度以降の個人研究費の変遷を以下に示す(改善報告書記載データも含む)。

下記のように、1人当たりの個人研究費（教員研究旅費、共同研究費は除く）は、改善されつつある。

研究費を含む学部予算の策定および執行は、学部単位で行われており、研究費の種類や内容、執行方法などについては、学部間に若干の差がある。ここでの数値は、各学部それぞれで申し合わせている個人で使用できる経費を当初予算ベースで積算した額である。また、学部予算とは別に、従来から毎年、大学のすべての専任教員に対して、個人研究費として各160,000円の支給が行われている。

表 14-2 個人研究費（費目別内訳）（平成10年度～平成18年度）

（単位 千円）

	研究費		消耗品費		その他（*）	合計
	図書資料費	研究雑費	図書資料費	消耗品費		
<b>平成10年度</b>						
経済学部	—	30	50	20	160	260
文芸学部	100	10	—	—	160	270
法学部	150	20	60	25	160	415
<b>平成12年度</b>						
経済学部	—	30	50	20	160	260
文芸学部	200	10	—	—	160	370
法学部	150	20	60	25	160	415
<b>平成14年度</b>						
経済学部	45	25	55	20	160	305
文芸学部	200	10	—	—	160	370
法学部	150	20	60	25	160	415
<b>平成18年度</b>						
経済学部	45	35	55	25	160	320
文芸学部	200	10	—	—	160	370
法学部	150	20	60	25	160	415

※1 旅費・交通費を除く

※2 （\*）は使途に制限の無い研究費

**助言** 6) 提出された報告書によると、教育内容・方法の改革に伴う施設・設備の対応の遅れや施設が老朽化しているため、その改善のためのいっそうの取り組みが望まれる

・改善報告書記載要約

学生が利用できるパソコン台数を108台から254台（約2.4倍）に増加させた。耐震性が問題になっていた3号館の教員研究室書架の耐震工事を行った。計算機センターを情報センターへと改組し、汎用計算機システムをサーバクライアントシステムに替えた。LLセンターの1教室を最新式コンピュータシステムのCALL教室に変更した。

・改善報告書以後

成城大学イノベーションプロジェクトにより、8号館の新築（2005年（平成17年）竣工）、1・2号館の全棟改修、3号館の改築、および4号館の部分改修（以上はいずれも2007年（平成19年）に完成）を行った（298～313頁参照）。これにより、教室および研究棟の老朽化の問題はほとんどな

くなったといえる。なお、5号館および6号館は、それぞれ1977年(昭和52年)および1989(平成元年)の竣工である。

また、上記各号館の新改築等 — 特にマルチメディア棟ともいべき8号館の新築 — により、学生用パソコンの大幅増加(521台になった)、およびマルチメディア教室など各種映像機器が利用可能な教室の増加等、教育のための設備についても大きく改善された(305～308頁参照)。

さらに、学生ホールなど学生がくつろげる場も整備され増加した(309～310頁参照)。

II) 文部科学省からの指摘事項

本学は、「大学の収容定員の増加に係る学則変更」および「社会イノベーション学部設置認可」の際、文部科学省から付された留意事項に対して、【表14-3】に示すように対応した。なお、上記2件の留意事項は同一であったので、後者の例のみを表に示した。

表 14-3 留意事項に対する履行状況等

区 分	留 意 事 項	履 行 状 況																																				
新学部認可時 (平成16年11月30日)	1. 経済学部経営学科、文芸学部英文学科、文化史学科の定員超過の是正に努めること。	-																																				
設置計画履行状況 調査時 (平成17年5月1日)	1. 経済学部経営学科、文芸学部英文学科、文化史学科の定員超過の是正に努めること。	<p>経済学部経営学科、文芸学部英文学科および文芸学部文化史学科の平成17年度の入学定員超過率および過去4年間の平均入学定員超過率は以下のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">経済学部 経営学科</td> <td rowspan="4">平均入学定員超過率 1.26</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>入学定員</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>入学者数</td> <td>181</td> </tr> <tr> <td>入学定員超過率</td> <td>1.09</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">文芸学部 英文学科</td> <td rowspan="4">平均入学定員超過率 1.27</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>入学定員</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>入学者数</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>入学定員超過率</td> <td>1.00</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">文芸学部 文化史学科</td> <td rowspan="4">平均入学定員超過率 1.28</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成17年度</td> </tr> <tr> <td>入学定員</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>入学者数</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>入学定員超過率</td> <td>1.07</td> <td></td> </tr> </table>	経済学部 経営学科		平均入学定員超過率 1.26		平成17年度	入学定員	165	入学者数	181	入学定員超過率	1.09		文芸学部 英文学科		平均入学定員超過率 1.27		平成17年度	入学定員	62	入学者数	62	入学定員超過率	1.00		文芸学部 文化史学科		平均入学定員超過率 1.28		平成17年度	入学定員	55	入学者数	59	入学定員超過率	1.07	
経済学部 経営学科		平均入学定員超過率 1.26																																				
	平成17年度																																					
入学定員	165																																					
入学者数	181																																					
入学定員超過率	1.09																																					
文芸学部 英文学科		平均入学定員超過率 1.27																																				
	平成17年度																																					
入学定員	62																																					
入学者数	62																																					
入学定員超過率	1.00																																					
文芸学部 文化史学科		平均入学定員超過率 1.28																																				
	平成17年度																																					
入学定員	55																																					
入学者数	59																																					
入学定員超過率	1.07																																					

区分	留意事項	履行状況																																										
設置計画履行状況 調査時 (平成18年5月1日)	1. 経済学部経営学科、文芸学部英文学科、文化史学科の定員超過の是正に努めること。	経済学部経営学科、文芸学部英文学科および文芸学部文化史学科の平成18年度の入学定員超過率および過去4年間の平均入学定員超過率は以下のとおり。  経済学部 経営学科 <table border="1" data-bbox="742 488 1031 658"> <tr><td></td><td>平成18年度</td><td></td></tr> <tr><td>入学定員</td><td>165</td><td></td></tr> <tr><td>入学者数</td><td>185</td><td></td></tr> <tr><td>入学定員超過率</td><td>1.12</td><td></td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1086 488 1230 591"> <tr><td>平均入学定員超過率</td><td>1.22</td></tr> </table> 文芸学部 英文学科 <table border="1" data-bbox="742 719 1031 889"> <tr><td></td><td>平成18年度</td><td></td></tr> <tr><td>入学定員</td><td>62</td><td></td></tr> <tr><td>入学者数</td><td>73</td><td></td></tr> <tr><td>入学定員超過率</td><td>1.17</td><td></td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1086 719 1230 822"> <tr><td>平均入学定員超過率</td><td>1.16</td></tr> </table> 文芸学部 文化史学科 <table border="1" data-bbox="742 949 1031 1120"> <tr><td></td><td>平成18年度</td><td></td></tr> <tr><td>入学定員</td><td>55</td><td></td></tr> <tr><td>入学者数</td><td>61</td><td></td></tr> <tr><td>入学定員超過率</td><td>1.10</td><td></td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1086 949 1230 1052"> <tr><td>平均入学定員超過率</td><td>1.17</td></tr> </table>		平成18年度		入学定員	165		入学者数	185		入学定員超過率	1.12		平均入学定員超過率	1.22		平成18年度		入学定員	62		入学者数	73		入学定員超過率	1.17		平均入学定員超過率	1.16		平成18年度		入学定員	55		入学者数	61		入学定員超過率	1.10		平均入学定員超過率	1.17
	平成18年度																																											
入学定員	165																																											
入学者数	185																																											
入学定員超過率	1.12																																											
平均入学定員超過率	1.22																																											
	平成18年度																																											
入学定員	62																																											
入学者数	73																																											
入学定員超過率	1.17																																											
平均入学定員超過率	1.16																																											
	平成18年度																																											
入学定員	55																																											
入学者数	61																																											
入学定員超過率	1.10																																											
平均入学定員超過率	1.17																																											
設置計画履行状況 調査時 (平成19年4月20日)	1. 経済学部経営学科、文芸学部英文学科、文化史学科の定員超過の是正に努めること。	経済学部経営学科、文芸学部英文学科および文芸学部文化史学科の平成19年度の入学定員超過率および過去4年間の平均入学定員超過率は以下のとおり。  経済学部 経営学科 <table border="1" data-bbox="742 1352 1031 1523"> <tr><td></td><td>平成19年度</td><td></td></tr> <tr><td>入学定員</td><td>165</td><td></td></tr> <tr><td>入学者数</td><td>197</td><td></td></tr> <tr><td>入学定員超過率</td><td>1.19</td><td></td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1086 1352 1230 1456"> <tr><td>平均入学定員超過率</td><td>1.16</td></tr> </table> 文芸学部 英文学科 <table border="1" data-bbox="742 1583 1031 1753"> <tr><td></td><td>平成19年度</td><td></td></tr> <tr><td>入学定員</td><td>62</td><td></td></tr> <tr><td>入学者数</td><td>79</td><td></td></tr> <tr><td>入学定員超過率</td><td>1.27</td><td></td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1086 1583 1230 1686"> <tr><td>平均入学定員超過率</td><td>1.18</td></tr> </table> 文芸学部 文化史学科 <table border="1" data-bbox="742 1814 1031 1984"> <tr><td></td><td>平成19年度</td><td></td></tr> <tr><td>入学定員</td><td>55</td><td></td></tr> <tr><td>入学者数</td><td>63</td><td></td></tr> <tr><td>入学定員超過率</td><td>1.14</td><td></td></tr> </table> <table border="1" data-bbox="1086 1814 1230 1917"> <tr><td>平均入学定員超過率</td><td>1.12</td></tr> </table>		平成19年度		入学定員	165		入学者数	197		入学定員超過率	1.19		平均入学定員超過率	1.16		平成19年度		入学定員	62		入学者数	79		入学定員超過率	1.27		平均入学定員超過率	1.18		平成19年度		入学定員	55		入学者数	63		入学定員超過率	1.14		平均入学定員超過率	1.12
	平成19年度																																											
入学定員	165																																											
入学者数	197																																											
入学定員超過率	1.19																																											
平均入学定員超過率	1.16																																											
	平成19年度																																											
入学定員	62																																											
入学者数	79																																											
入学定員超過率	1.27																																											
平均入学定員超過率	1.18																																											
	平成19年度																																											
入学定員	55																																											
入学者数	63																																											
入学定員超過率	1.14																																											
平均入学定員超過率	1.12																																											

**【点検・評価、改善方策】**

大学基準協会および文部科学省からの指摘を真摯に受け止め、迅速に問題解消努力がなされ、多くの改善がなされた。





第 1 5 章 情報公開・説明責任



## 情報公開・説明責任

### 【目標】

学校法人の財政公開、および大学の自己点検・評価の外部への発信、すなわち、経営面および教学面における情報公開は、今や社会への説明責任を果たす際の最重要要素の1つである。従って、本学は情報公開をいっそう促進させていくことを目標とする。

### (財政公開)

#### A群 財政公開の状況とその内容・方法の適切性

### 【現状説明】

学校法人の公共性に鑑み、社会的責務として財務情報を積極的に開示する方針としている。決算時には事業の概要とともに財務三表、財産目録の要約、当該年度の重点項目を簡易な説明を付し、教職員に対し「学園報」、学生には「学生生活」、父母に対しては「成城だより」に掲載し、2006年(平成18年)度決算より、卒業生に対しては「同窓会だより」に掲載することにした。

加えてホームページ上にも同様の内容で広く一般に公開している。また、予算についても事業計画として決算とほぼ同様の内容で公表しており、財務の透明性確保に十分努めている。

### 【点検・評価、改善方策】

各機関紙に解説付き財務三表を公開し、かつ、理解しやすく数年間のトレンドで状況推移の説明をつけている。

より本学財務に関する理解を深めてもらうため、掲載内容の充実を目指していく。

### (情報公開請求への対応)

#### B群 情報公開請求への対応状況とその適切性

### 【現状説明、点検・評価】

本学では、一般入試A方式(成城大学独自入試)受験者の入試時の点数について、開示期間(5月1日～6月末日)を設けており、受験生本人から請求があった場合にのみ前年度入試における個人成績を開示している。2007年(平成19年)度、開示請求をした者は6名であった(161頁参照)。また、保護者から、学期末や学年末定期試験の成績確認の依頼があった際は、事情を考慮したうえで、教務部が必要と判断した場合には、保護者に成績を開示している。さらに、一定の条件が満たされていれば、学生本人が成績評価に疑問を持った時、担当教員に問い合わせの請求が出来る制度がある(49頁参照)。以上のように、入試時の点数および成績については、情報公開請求への対応はかなり進んでいるが、それ以外では、情報公開にかかる請求を受理した事例はない。

### 【改善方策】

入試時の点数および成績を含めて、個人情報保護に触れる以外は、公開請求窓口を明確にし、

より適切に応じられる体制を検討する。

**(自己点検・評価)**

A群 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

B群 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

A群 自己点検・評価結果や外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

**【現状説明】**

本学では、大学の自己点検・評価の結果は、そのつど報告書としてとりまとめ、「成城大学年報1993年度」(1994年(平成6年)3月)、「成城大学の現状と課題—成城大学自己点検評価書—」(1999年(平成11年)1月)として公開している。それは、成城大学の教育・研究・管理運営等の全体像を、現状、点検・評価、将来の改善・改革に向けた方策等の諸側面と各種「大学基礎データ」から明らかにし、これを外部の評価にさらして第三者の率直な意見に耳を傾け、大学の活性化のために役立てることを意図してのことである。公開内容は、自己点検評価および「大学基礎データ」に加え、学園および大学の諸規則や専任教員の業績一覧も含まれている。また、そうした大学の報告書の公表とは別に、例えば文芸学部では、「業績調査票一覧」を定期的に公開している。

**【点検・評価】**

上述のように、従来、情報公開努力はしてきたが、一般市民への情報発信としては不十分であったといえるかも知れない。

**【改善方策】**

情報通信技術の飛躍的進歩とインターネットの急速な普及にともない、本学でも大学のホームページの充実に努めており、情報公開を大学の社会的責務の重要な一環と位置づけて、今回の自己点検評価の結果を、外部認証評価機関である大学基準協会による評価結果とともに、ホームページ上で公開する予定である。また、それとは別に、たとえば経済学部ではすでにオリジナルサイトで学生の授業評価の結果を公表しているように、部局等組織ごとに自己点検評価にかかわる情報をWeb上で公開する体制を整えつつある。

また、大学のホームページとは別に、本学の生涯学習支援組織である「成城 学びの森」の広報用パンフレット(約1,700部頒布)、および学園の教育研究所の機関誌である『成城教育』(約2,000部頒布)などに記事掲載などを行い、一般市民や父母への情報発信に積極的に取り組む。

## 終章

### 【現状と評価】

本学における自己点検・評価の活動は、序章でも述べたように比較的早い時期に開始された。大学基準協会への認証評価の申請もこれが2度目である。しかし、以前と比べ、点検項目も増え、より厳しい条件下でのとりまとめであった。

評価時点は大学の中期計画である「成城大学イノベーション・プロジェクト」の実施の半ばを経過した位置にあり、総合的な点検・評価としては困難な面もあったが、可能な限り現状を直視して行なった。本学としては本報告書で述べた改善方策については着実に実行していく所存である。

以下各章の要約を述べ、点検の跡をたどることとする。

### 1) 理念・目的等

本学は学則第1条に基本理念として、「本大学は成城学園創業の精神に則り個性の暢達を主眼として広く専門の学芸を研究教授し、広角の視野と高度の教養を具えかつ、豊かな個性を持つ社会の先導者を育成するとともに、文化の発展に貢献することを目的とする」と掲げている。

1998年(平成10年)度作成の自己点検評価報告書とその後の2002年(平成14年)度同改善報告書を踏まえ、かつ、グローバル化の進展とともに大学をめぐる状況も激変・流動化している今日に上記の本学の理念を活かすため、現中期計画「成城大学イノベーション・プロジェクト」が2004年(平成16年)度に構想・策定・準備され、2005年(平成17年)度から実行に移された。

### 2) 教育研究組織

本学の教育研究組織は、4学部(経済学部・文芸学部・法学部・社会イノベーション学部(2005年(平成17年)度設置)、3研究科(経済学研究科、文学研究科、および法学研究科)、および全学共通教育科目を担う共通教育研究センターからなる。また、本学は附置研究所(経済研究所および民俗学研究所)および教育支援組織としてのメディアネットワークセンターを有する。

なお、民俗学研究所には民俗学の柳田國男の蔵書を収蔵した柳田文庫、経済研究所には貨幣金融論の高垣寅次郎の蔵書を収蔵した高垣文庫が、それぞれ収納され、広く学外の研究者の利用に供されている。

以上のうち、社会イノベーション学部、共通教育研究センター、およびメディアネットワーク

センターの設置は、「成城大学イノベーション・プロジェクト」の一環として行われたものであり、本学の今後の教育研究の進展に大きく寄与すると期待している。なお、社会イノベーション学部を基礎とする研究科の2009年(平成21年)4月設置を計画・準備中である。

### 3) 教育内容・方法等

全学に共通する基礎教育として、多数の教養科目群等を擁する全学共通教育カリキュラムが2007年(平成19年)度から導入された。本カリキュラムは大変意欲的なものであるが、誕生したばかりであり、現時点での点検・評価は留保する。ただし、これまで個々の学部で開設されていた科目の単なる整理統合に留まらない内容(「WRD」、「成城学」の開設など)を含んでいるということ了指摘したい。以下学部・研究科ごとにまとめて記述する。

経済学部では、「成城大学イノベーション・プロジェクト」の一環として、2006年(平成18年)から新カリキュラムを導入したが、本カリキュラムは、経済学の素養と実践能力を具えた経済人を養成するという創設時の理念と横断的な発想と解決能力が望まれる現代日本の状況をふまえて、ゼミナールを中心とした専門的知識の研鑽とその応用を支える学科、学部を超えた幅広い領域の学問の修得を可能にした。

この方針を実効させるために、基礎的能力のアップをはかり、外国語、情報リテラシー、基礎専門科目の必修化を行い、また科目履修の便宜を図るため、1年次生用の導入科目を設置し、履修ガイダンス等を実施することにした。また、ゼミナール大会を通じたガイダンス、オフィスアワー、出席調査、学生によるアンケート調査などにより、学生の修学状況の把握を随時図っている。

文芸学部においてはカリキュラムの体系性という点において、勉学の出発点と到着点が2本の柱からなる枠構造を形成する仕組みとなっている。1年次に全学生が必修である「WRD」(Write、Read、Debateの頭文字から成る科目名)は、1本目の柱として大学での勉学の基礎となる文献調査・講読、議論、文章化などのための能力を培うことを目的とする。2本目の柱は4年次に全員が執筆しなければならない「卒業論文」である。「WRD」が目指すのはそこで学んだことが最終的に「卒業論文」執筆に活用されることである。

また、2006年(平成18年)度からは、成城大学イノベーション・プロジェクトの一環として、「主専攻・副専攻制度」が導入されたが、これは自学科とは異なる研究領域、その研究方法を学ぶことで、自己の思考に多様性を持たせることを目指す制度である。

法学部は、2007年(平成19年)度から、成城大学イノベーションプログラムの一環として、新カリキュラムを導入した。新カリキュラムでは、「基礎から応用への段階的学習」を重視し、1・2年次に法律学のもっとも基本的な科目である「憲法」・「民法」・「刑法」について徹底的に学び、3・

4年次には、「学生の自主性の尊重」に重きを置いて、進路別に分けられた4つのコース(法曹、企業と法、公共政策、国際社会と法)ごとに、多彩な講義科目を履修するものとしている。

大学院においても成城大学イノベーション・プロジェクトに呼応して、いくつかの改革がこの3年の間になされた。2005年(平成17年)度より全研究科において半期制が導入された。それまではほとんど年間4単位であった授業科目のうち多くを、それぞれ半年2単位の2科目に分け履修可能としたものである。

経済学研究科では、学生の間で高度な専門性をもつ職業人を希望する傾向が顕著になってきたので、2005年度より博士課程前期に「研究コース」と「専修コース」を設置した。また、同年度より、「成城大学経済学部在学生のための科目等履修生制度」が設けられ、大学院在籍1年で修士号を修得する途が開かれた。

文学研究科の英文学専攻では2008年(平成20年)度から、成城大学文芸学部の4年次生のうち一定の成績基準を超えた者に対して、本研究科での科目等履修を認め、研究科入学後にはその単位を認定することになった。

法学研究科は、法学部が2007年(平成19年)度から新カリキュラムの実施を開始したのを受け、それとの連携を図るため、公法、刑事法の授業科目および研究指導科目の追加開設を行なった。

#### 4) 学生の受け入れ

本学は多様な入学者選抜方法、透明性の高い入学者選抜基準、入試問題を検証する厳正な仕組み、および良好な推薦入学指定校との関係を有し、厳正な入学・収容定員管理を目指している。

大学院研究科では低い定員充足率が課題となっているが、現在それを克服するため、受験生の動向を分析しつつ、コース制導入など様々な改革が試みられている。

#### 5) 教員組織

全学部・研究科において、教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用は適切であり、また、教員選考基準と手続は明確化されている。

さらに、全学部において、教員数の専任比率は基礎教育部門では低いものの、専門教育部門では妥当なものである。

教員の年齢構成に関しては、文芸学部と社会イノベーション学部で30歳代が少ないが、ほかの学部ではバランスは良いといえる。

経済学部経営学科および法学部においては、設置基準上は問題ないが、少数教育を目指す本学においては、教員の補充人事が急務である。

#### 6) 研究活動と研究環境

教員個室の整備状況は良好であり、研究日の確保もなされている。また、学内で募集される研



究助成として「特別研究助成」の制度があり、その審査は公平かつ適切に行われ、使途報告等についても厳正に管理され、適切に運用されている。

研修機会は他大学と比べても十分にあるといえるが、限られた専任教員数の中で、カリキュラム上支障をきたすことのないようにするために、必ずしも研修機会を十分に活かすことが出来ない学部もある。これは教育重視のためとはいえ、ファカルティディベロップメントの観点から問題であり、研修機会が十分活用されるような環境作りを検討することになっている。

付置研究所においては、外部資金も得て研究活動が行われているが、より活発に進めるためには、私学振興・共済事業団の学術振興資金だけではなく、ほかの研究助成金の獲得も視野にいれ、積極的な外部資金の導入を図ることを目指したい

## 7) 施設・設備等

成城大学イノベーション・プロジェクトにより、マルチメディアを完備した講義室の大幅増加、学生ホールなど学生がくつろげる空間の整備および増加、24時間利用可能(教員のみ)な雑誌・資料室の設置など、大幅な施設・設備の改善が認められた。懸案であった講義室に関する大学基準協会側基準値(学生一人当たりの面積)も上回った。

一方、今後の課題としては、パソコンの一般教室配置については充実してきたものの、パソコンが使える自習室が不足気味であり、増設を検討している。また、無線LANを有効に活用するために、パソコンの貸し出し制度も検討している。

3 研究科すべての大学院の学生専用の自習室(院生研究室)が4号館内に配置されことにより、大学院学生への連絡や管理業務等がより効率的になったが、4号館自体が老朽化しており、大学院学生の施設面での環境改善の必要がある。

## 8) 図書館および図書・電子媒体等

本学は、学部数4の中規模大学としては、遜色のない蔵書数をすでに有しており、年間図書受入冊数も比較的多い。ただし、専門書に関しては、分野による偏りや欠落もあり、新刊書の購入と併せて、蔵書の補充も必要である。

学生の学習用の図書・資料を購入する予算(学習図書整備費)を別枠として設け、学生の利用頻度の高い図書の充実を図っていることは本学の特色である。現在、購入図書資料数の約1/3を、学習図書として購入しており、今後もこの制度を活用して、教育効果を高めて行く。

本学図書館には、国内有数と認められている、質量ともに充実したAV資料のコレクションがある。特に映画史上で貴重な映画・映像コレクションや、膨大なクラシック音楽のコレクションは特筆すべき資料群で、大学図書館としては、世界有数であるという声もある。これを重要なコレクションと位置づけているが、今後さらに拡充する予定である。

一方、現図書館の建物が竣工してから約20年が経過し、すでに図書館の書庫が収蔵限界を超える状態となっており、一刻も早く、新規の書庫スペースを確保する必要がある。

## 9) 社会貢献

2006年(平成18年)度に発足した、成城大学生涯学習支援事業「成城 学びの森」への参加者が順調に増加している。オープン・カレッジとコミュニティー・カレッジの開催が2本柱となっているが、いずれも極めて参加者の満足度が高く、早くも本学の社会貢献の重要な柱となった観がある。今後も地域社会における本学の存在感をアピールするための重要な事業とすべく改善を重ねていく。

## 10) 学生生活

本学は、「個性尊重の教育」の理念のもと、大学における学生生活を通じて、学生一人ひとりがその個性・資質を伸ばし、必要な能力を身に付け、豊かな人間性を備えて社会に出て行くことを教育の基本としている。

そのために、必要な環境を適切に整えたうえで、生活相談、課外活動、就職活動、その他経済的支援も含めた学生生活全般の支援と指導に取り組んでいる。

1996年(平成8年)に開設したトレーニングセンターは、正課授業や学生および教職員が体育活動を行うために作られた施設であるが、本学学生であれば誰でも日常のトレーニングをはじめ、授業の空き時間を利用したリフレッシュなど、開館時間中いつでも利用できるという点で学生生活の充実に大きく寄与していると考えられる。

## 11) 管理運営

いずれの学部も管理運営は、すべて教授会の審議を通じて決定され、その自治は十分保障されている。また、教授会の権限・責任については、成城大学「学部教授会規則」および各学部の諸規則により明確である。さらに、学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担については、各学部ともに主任会議や学部内に設置された各種委員会によって適切に行われている。

大学評議会およびその他の全学的審議機関と学部教授会の連携および役割分担も十全に機能している。

研究科長選任の手続きなど、研究科の管理・運営に関する重要事項はすべて、研究科教授会の審議を経て決定されており、研究科の自治は実現されている。

一方、学長補佐機関の設置について早急に検討する必要があると認識している。

## 12) 財務

財務の健全性については、財務委員会での検討とその提言の実行などによって改善し、「成城イノベーション・プロジェクト」のハード面、ソフト面の実現を可能にしてきた。63億円に及ぶ校

舎等施設整備のため一時的に財務の悪化は避けられないものの、長期的には健全化する計画となっており、その着実な実行過程にある。全国平均に比して劣後する財務関係比率もあるが漸次改善の見込みである。今後、いっそうの健全化に努め、定期的な施設整備を可能にする財務体質の強化が必要であると認識している。

### 13) 事務組織

事務組織と教学組織の相対的独自性は、教学組織としての学部、研究科の教授会と事務組織としての大学事務連絡会議がそれぞれ個別に運営されていることで担保されている。

また、事務部局の部長が教員であり、かつ当該事務部局の責任者であるということと、所管の委員会の委員が各学部より選出された教員により構成されていることから、事務組織と教学組織との連携協力関係が制度上確立されている。

一方、学長室の再構築または、企画調整室の体制整備、もしくは両組織の融合等の方策を取り、大学運営について積極的に関わる事務体制を形成し、学長プロジェクトの実施等の教学関連事業を補佐する組織の確立が課題である。

### 14) 自己点検・評価

本学は、過去に3度の自己点検・評価作業を実施しており、体制作りは完成されたものといえる。

しかし、大学全体および各学部・研究科ともに、自己点検評価結果を主体的かつ恒常的に改善・改革に結びつけるための制度的システムの構築をさらに深化させる必要があり、大学基準協会などにより行われる大学評価の他に、外部の第三者による恒常的な評価システムの活用を検討しているところである。

### 15) 情報公開・説明責任

従来、情報公開努力はしてきたが、一般市民への情報発信としては不十分であった可能性もあり、現在はホームページによる公表を重視し、その方向での改善に取り組んでいるところである。

また、公開請求窓口を明確にし、より適切に応じられる体制を検討している。

## 【将来の展望】

成城大学は、第1章〔大学の理念・目的〕で示したように、1950年(昭和25年)に創設されて以来、自由でのびやかな校風と個性尊重の伝統、少人数制などの教育理念を堅持して今日にいたっている。2001年(平成13年)には、21世紀を迎えて、前学長のもとで今日的課題を「伝統と革新」と位置づけ、「小規模な大学の成城らしさを失うことなく望ましい革新を考える」ことを指針として努力してきた。そして、2004年(平成16年)に成城学園全体の「個性輝く魅力ある学園の創造」に向けた「成城イノベーションプログラム」の中で、大学は「成城大学イノベーション・

プロジェクト」構想を策定し、(1)成城大学短期大学部の募集停止、(2)社会イノベーション学部の創設、(3)既存の経済、文芸、法学部の改革、(4)全学共通教育制度の創設と充実、(5)新教室棟〔8号館〕と教育研究棟〔3号館〕の新築、を重点項目として改革に取り組んできた。

成城大学の〔将来の展望〕は、このうえに立って図られねばならない。今年度を起点として考えるならば、2005年(平成17年)に新教室棟〔8号館〕、2007年(平成19年)に教育研究棟〔3号館〕が完成し、平成21年3月、すなわち来年の3月には新学部である「社会イノベーション学部」の卒業生を初めて社会に送り出すことになり、「成城大学イノベーション・プロジェクト」は完結する。そこで「新たなイノベーション・プロジェクト」を立ち上げることが必要であり、そのための委員会等組織造りを行う。そして、今回の自己点検評価は、ここ数年における成城大学全体の見直し評価であり、成城大学のよき伝統を浮き彫りにするとともに、多くの問題点を顕在化させ、その改善策を提示することとなった。したがって「新たなイノベーション・プロジェクト」では、大学の将来に向けての施策を考えるにあたって、今度の自己点検評価の成果を十分に反映することが重要である。

そこで、まずはこの「新たなイノベーション・プロジェクト」の基本的な方向性を、〔未来社会への貢献〕とし、「社会」をキーワードに、自己点検評価の成果を集約していく。それは、現在大学を取り巻く社会からの要望が、年々大きくなり、社会と大学を切り離して将来の大学を考えることはできないからである。いいかえるならば、大学はいかに「未来の社会に貢献できるか」を問われているのであり、成城大学は積極的にそれに応えようとするからである。ここでいう「社会」は、日本全体の社会であり、地域社会であり、国際社会であるとともに、業種や官民などの社会構造上のさまざまな社会を指す。したがって、成城大学は、これら社会と密接に連携し関係を深めることによって社会に貢献する施策をすすめていく。

具体的には、教育の面では、2006年(平成18年)度から(1)多様化する社会、文化を理解できる素養を育てる、(2)批判的かつ創造的な思考力・判断力を培う、(3)主体的に学び、積極的にコミュニケーションをとる能力を養う、を3本柱とする、全学共通教育を開始したが、これは社会に求められている人材の育成であり、さらに科目等の充実と共通教育研究センターの強化に努める。また、例えば美術館・博物館等の文化施設、企業・行政・マスコミ等の諸機関と提携して学生への便宜を図り、社会の中の生きた学問の場を学生に提供するシステムをつくることも重要である。

地域社会との交流についても積極的にすすめ、現在受講者が急増している生涯教育の一環である「成城 学びの森」をさらに拡充するとともに、現在提携している、世田谷6大学がそれぞれ行っている事業の共有化を図る一方で、成城の街あるいは世田谷区とのさまざまな形での連携を強め、地元と大学の発展につなげる。また、これらのことについては、成城学園同窓会とさらなる

密接な関係を保つ。

国際交流については多分に遅れていることを認めなければならないが、在校生および海外の学生から求められているところは大きく、国際交流室を中心にして、国際社会という目線でさらに充実を図ることが必要である。

社会との連携を考えるうえで、学生の就職問題は、大学にとって極めて重要課題である。成城大学は、2007年(平成19年)就職部をキャリア支援部と名称を変更し、在学中から社会を見据えたキャリア支援活動を行っている。このことは成城大学が掲げる「未来社会への貢献」に直接つながる活動であり、さらに発展させていく。

成城大学は、「バランスのとれた人材」「社会の中で意義ある役割を果たせる人材」の育成により、「未来の社会への貢献」を目標に、問題の改善、改革を進めつつある。各学部、研究科そして各部局の創意と工夫、努力によって、大学の総合力の向上に努め、国内および国際社会に寄与するために進みつつける。

学長 清水 眞 澄